



令和2年2月21日 開会

令和2年3月25日 閉会

令和2年3月定例会

# 美作市議会会議録

令和2年2月21日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和2年第1回美作市議会3月定例会)

令和2年2月21日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 発議第1号 予算審査特別委員会設置について
- 日程第5 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について(調停)
- 日程第8 議案第1号 美作養護老人ホーム組合の解散について
- 議案第2号 美作養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第3号 美作養護老人ホーム組合同規約の変更について
- 議案第4号 美作市コミュニティハウス等登録条例の制定について
- 議案第5号 美作市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 美作市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 美作市老人福祉施設の資金の積立てに関する基金条例の制定について
- 議案第9号 美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 美作市立診療所施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 美作市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 美作市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 美作市養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第15号 美作市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 美作市手話言語条例の制定について
- 議案第17号 美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について
- 議案第18号 美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第20号 美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第21号 美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 美作市公共下水道設置条例等の一部を改正する条例について
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第24号 美作市新市建設計画の変更について
- 議案第25号 美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第26号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第27号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第28号 美作市愛の村パークの指定管理者の指定について
- 議案第29号 武蔵の里関連施設の指定管理者の指定について
- 議案第30号 令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第31号 令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第34号 令和元年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第37号 令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 令和2年度美作市一般会計予算
- 議案第41号 令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算
- 議案第42号 令和2年度美作市介護保険特別会計予算
- 議案第43号 令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第44号 令和2年度美作市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第45号 令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算
- 議案第46号 令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第47号 令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計予算
- 議案第48号 令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算
- 議案第49号 令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第50号 令和2年度美作市水道事業会計予算
- 議案第51号 令和2年度美作市病院事業会計予算
- 議案第52号 令和2年度美作市下水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功



9番 金谷のり子  
11番 萬代師一  
13番 尾高誉久  
15番 岩江正行  
17番 内海健次

10番 山本雅彦  
12番 山本重行  
14番 鈴木悦子  
16番 日笠一成  
18番 岡本泰介

3. 欠席議員は次のとおりである（0名）

4. 会議録署名議員

3番 岩崎清治

4番 岡野鉄舟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長 萩原誠司  
教育長 大川泰栄  
総務部長 岡本和之  
市民部長 景山二男  
環境部長 森元浩之  
保健福祉部長 江見勉  
企画振興部長心得 春名信明  
消防長 皆木佳久  
作東総合支所長 横林義和  
東栗倉総合支所長 竹田茂雄

副市長 荒木利明  
政策審議監 春名利亮  
危機管理監 高山宏明  
教育次長 山名浩二  
経済部長 遠藤宏一  
建設部長 春名隆広  
企画振興部長心得 平田幸春  
会計管理者 山本和毅  
英田総合支所長 赤堀卓司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 尾崎功三  
課長 坂元省吾  
係長 金谷裕子

議長（岡本 泰介君）

皆様おはようございます。

携帯電話の電源をお切りください。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。

今定例会中、報道機関より取材のため録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可しております。

なお、携帯電話その他の電子機器の電源はお切りください。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより令和2年第1回3月美作市議会定例会を開会いたします。

全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により3番岩崎清治議員、4番岡野鉄舟議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

3番岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

去る2月14日午後1時30分から議長、委員5人、市長以下関係職員出席のもと議会運営委員会を開催し、3月定例会の運営について協議いたしましたので、御報告をいたします。

まず、会期につきましては本日2月21日から3月25日までの34日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長から送付されました議案は、同意案件7件、諮問1件、報告1件、一部事務組合の解散に関して3件、条例の制定・一部改正・廃止案19件、市道路線の認定案1件、計画の策定案1件、計画の変更案3件、指定管理者の指定案2件、補正予算案10件、当初予算案13件の以上61件でございます。

議員からの議案は、「予算審査特別委員会設置について」の発議1件です。なお、この発議は議会運営委

員会で発議をいたします。

本日の1日目は、諸般の報告として、令和元年度10月から12月までの例月出納検査の報告、組合議会の報告が2件、予算審査特別委員会の設置発議、議案の一括上程の後、市長による所信表明、提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたします。

続いて、2月26日から3月4日までの6日間を代表質問、一般質問及び議案質疑を予定し、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

ただし、議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」及び議案第41号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算」については予算審査特別委員会に付託といたしますので、議案質疑は控えていただきますようお願いをいたします。予算審査特別委員会につきましては、分科会への付託は行わず、議員全員で審査することといたしております。

最終日は3月25日とし、各委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決といたします。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきます。

代表質問は、通告期限を2月25日午後5時までといたします。発言の順番は通告順であり、一括質問とし、質問回数は3回まで、質問時間は45分であります。

一般質問につきましては、発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分あります。

議案質疑については、通告期限を2月26日午後5時までといたします。なお、通告をしない者の質疑は通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。各議案は委員会付託をされますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いをいたします。

次に、2月13日までに受理した請願1件、陳情1件は委員会付託とし、審議いたします。

予備日は、2月25日、3月5日、18日とし、休会日は3月13日、19日、23日、24日としております。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日21日から3月25日までの34日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日21日から3月25日までの34日間と決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

**議長（岡本 泰介君）**

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告は、お手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、美作養護老人ホーム組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会からお手元に配付いたしております資料をもとに報告を行います。

まず最初に、美作養護老人ホーム組合議会、尾高誉久議員より報告を行います。

尾高議員。

### 13番（尾高 誉久君）

皆さんおはようございます。

それでは、美作養護老人ホーム組合議会の報告をいたします。

去る2月10日午後2時30分より作東総合支所委員会室におきまして開催をいたしました令和2年第1回美作養護老人ホーム組合議会定例会について報告をさせていただきます。

今定例会への出席議員は、1名欠席で7名の出席でありました。

上程されました議案は6件で、全て原案のとおり可決されました。

まず、議案第1号「令和元年度養護老人ホーム会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万円を追加し1,742万6,000円とするもので、主な内容は職員の転居による通勤手当の増額と人事院勧告に伴う増額によるものです。

次に、議案第2号「令和元年度特別養護老人ホーム会計補正予算（第2号）」では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ27万円追加し6,655万8,000円とするものです。

勘定別の内訳では、作東寮勘定では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万5,000円を追加し4,874万4,000円とするものです。その内容は、人事院勧告に伴う増額でございます。やすらぎ荘勘定では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,000円を追加し1,781万4,000円とするものです。その内容は、財政調整基金利子の増額によるものです。

次に、議案第3号「令和元年度訪問介護事業特別会計補正予算（第2号）」では、歳入歳出予算の総額は変わらず573万円とするもので、内容は一時借入金利子の減額と養護老人ホーム会計への繰出金の増額によるものです。

次に、令和2年度当初予算では、議案第4号「令和2年度養護老人ホーム会計予算」は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ522万円と定めるものです。

次に、議案第5号「令和2年度特別養護老人ホーム会計予算」は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,503万3,000円と定めるものです。

勘定別の内訳では、作東寮勘定では歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,911万7,000円と定め、またやすらぎ荘勘定では歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,591万6,000円と定めるものです。

次に、議案第6号「令和2年度訪問介護事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ331万8,000円と定めるものです。

この3議案につきましては、令和2年9月30日をもって一部事務組合を解散する予定であることから半年の予算を計上したものです。

歳入歳出の詳細はお手元にお配りしてる資料のとおりでございます。

以上で令和2年第1回美作養護老人ホーム組合議会定例会の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

### 議長（岡本 泰介君）

続きまして、勝田郡老人福祉施設組合議会、岡野鉄舟議員より報告をいたします。

岡野議員。

### 4番（岡野 鉄舟君）

去る2月14日に開催されました令和2年第1回勝田郡老人福祉施設組合議会定例会について報告をさせて

いただきます。

組合議会定例会への出席議員は1名欠席で7名の出席であり、上程されました議案は4件、報告1件でありました。

内容につきましては、まず議案第1号「令和元年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計補正予算（第1次）」については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ739万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億6,586万8,000円とするものであります。主な内訳は、歳入では繰越金を719万2,000円、繰入金金を20万円増額し、歳出では民生費を440万円増額し、予備費を299万2,000円増額するものです。

次に、議案第2号「令和元年度勝田郡老人福祉施設組合訪問介護事業所会計補正予算（第1次）」については、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,399万7,000円とするものでございます。主な内訳は、歳入では繰越金を3,000円減額し、歳出では民生費を19万7,000円増額、予備費を20万円減額するものでございます。

次に、議案第3号「令和2年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計予算」については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,323万2,000円と定めるもので、主な内訳は、歳入では分担金及び負担金を3,759万9,000円、繰越金を300万円、諸収入を1,263万3,000円とするもので、歳出では議会費を19万3,000円、総務費を728万7,000円、民生費を4,375万2,000円、予備費を200万円とするものでございます。

次に、議案第4号「勝田郡老人福祉施設組合特別会計条例を廃止する条例」につきましては、指定管理者制度への移行に伴い勝田郡老人福祉施設組合特別会計条例を廃止するもので、令和2年4月1日から施行するもので、廃止される特別会計の出納残務事務につきましては令和2年5月31日までの間は廃止されないものとして、なお従前の規定を適用することとなっているものでございます。

次に、報告第1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、主な内容は、令和元年度人事院勧告を受け、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月15日に成立、11月22日公布となったことに伴い改正するもので、月例給は0.09%、一時金については0.05月分を平成31年4月1日から適用し引き上げる。また、住居手当については、基準となる家賃を1万6,000円に、及びその算定基準を改正し、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上の議案4件、報告1件は全て原案のとおり可決、承認されました。

以上で令和2年第1回勝田郡老人福祉施設組合議会定例会の報告といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

## **日程第4 発議第1号「予算審査特別委員会設置について」**

**議長（岡本 泰介君）**

日程第4、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

岩崎委員長。

**3番（岩崎 清治君）〔登壇〕**

発議第1号「予算審査特別委員会設置について」、美作市議会会議規則第14条の規定により予算審査特別委員会を設置するものでございます。

提出者は議会運営委員会全員でございます。提出理由は、美作市議会会議規則第14条の規定により美作市議会に予算審査特別委員会を設置するものでございます。

予算審査特別委員会設置については、名称を予算審査特別委員会、設置の根拠を地方自治法第109条及び委員会条例第6条、目的は令和2年度予算に関する審査で一般会計及び国民健康保険特別会計でございます。委員の定数は議員全員の18名でございます。設置期間は予算審査が終了するまでというふうにしております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、発議第1号「予算審査特別委員会設置について」は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第1号「予算審査特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会につきましては委員の定数が18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日議会終了後に予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。それでは、予算審査特別委員会を本日議会終了後に開催いたします。委員長、副委員長につきましては、後日報告いたします。

## 日程第5 同意第 1号「教育委員会委員の任命について」

	同意第 2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
	同意第 3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
	同意第 4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
	同意第 5号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
	同意第 6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
	同意第 7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」
日程第 6	諮問第 1号「人権擁護委員候補者の推薦について」
日程第 7	報告第 1号「専決処分の報告について（調停）」
日程第 8	議案第 1号「美作養護老人ホーム組合の解散について」
	議案第 2号「美作養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」
	議案第 3号「美作養護老人ホーム組合規約の変更について」
	議案第 4号「美作市コミュニティハウス等登録条例の制定について」
	議案第 5号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」
	議案第 6号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」
	議案第 7号「美作市特別会計条例の一部を改正する条例について」
	議案第 8号「美作市老人福祉施設の資金の積立てに関する基金条例の制定について」
	議案第 9号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」
	議案第 10号「美作市立診療所施設整備基金条例の一部を改正する条例について」
	議案第 11号「美作市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について」
	議案第 12号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」
	議案第 13号「美作市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」
	議案第 14号「美作市養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の制定について」
	議案第 15号「美作市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について」
	議案第 16号「美作市手話言語条例の制定について」
	議案第 17号「美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」

議案第18号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議案第19号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第20号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」

議案第21号「美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」

議案第22号「美作市公共下水道設置条例等の一部を改正する条例について」

議案第23号「市道路線の認定について」

議案第24号「美作市新市建設計画の変更について」

議案第25号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」

議案第26号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」

議案第27号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」

議案第28号「美作市愛の村パークの指定管理者の指定について」

議案第29号「武蔵の里関連施設の指定管理者の指定について」

議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」

議案第31号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第32号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第33号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第34号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第35号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」

議案第36号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第37号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」

議案第38号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正



予算（第2号）」

議案第39号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」

議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」

議案第41号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算」

議案第42号「令和2年度美作市介護保険特別会計予算」

議案第43号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」

議案第44号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計予算」

議案第45号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」

議案第46号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」

議案第47号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計予算」

議案第48号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」

議案第49号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」

議案第50号「令和2年度美作市水道事業会計予算」

議案第51号「令和2年度美作市病院事業会計予算」

議案第52号「令和2年度美作市下水道事業会計予算」

議長（岡本 泰介君）

日程第5、同意7件、日程第6、諮問1件、日程第7、報告1件、日程第8、議案52件、同意第1号から第7号、諮問第1号、報告第1号、議案第1号から議案第52号を一括上程といたします。

なお、日程第5から日程第7につきましては、即決案件としてお諮りする予定でございます。

この際、市長から所信表明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めておはようございます。

令和2年3月美作市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

定例会の開会に際しまして、市政の現状に関する認識、そして今後の市政運営についての所信の一端についてお話をさせていただきたいと存じます。

初めに、令和元年度最終補正予算及び財政の状況について、御報告をさせていただきたいと思っております。

令和元年度一般会計最終補正予算は、歳入歳出それぞれ3億3,103万円を減額をし、予算総額を216億6,413万円とさせていただきます。全体的には各事業の確定や決算見込みに伴う財源更正あるいは減額補正を行ってございますけれども、普通交付税の確定によりまして減債基金に2億4,495万円、公共施設整備基

金に2億1,000万円を積み立てた、いわゆる黒字決算型の補正予算となっております。

なお、財政調整基金に対しては、政府の一部に過大であるとの問題意識があることに鑑み、残高が増えないよう利子による増額分は取り崩すよう調整させていただいているところでございます。

これによりまして、令和元年度における財政指標の見通しは起債残高が247億円、すなわち前年度と比較しますと9億円の減少となる予定でございます。また、貯金に相当します基金残高は総額で163億円となり、前年度と比較して3億円増加する見込みとなっております。あいさかで12億円の改善ということになろうと思えます。

大胆な改革による交付税や交付金、補助金などの外部財源の積極的な獲得に加えまして、基金運用方法の見直しによる利息の増加、また電力供給会社の見直しなど、歳入歳出両面において各部署が地道に努力をしてきた成果があらわれてきているものと考えておりまして、そして今後必要とされる新庁舎等の事業に要する新たな起債に対応するための余力が生じてきているというふうに御理解を賜りたいというふうに考えております。

まち・ひと・しごと・総合戦略につきましてでございますが、令和2年度より新たに策定される第2期の美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき事業を行ってまいります。

第1期では、目標値を設定した中でおおむね半数の項目で成果を出すことができております。

人口においては、住民基本台帳ベースで国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研でございますが、この推計数値を上回る結果となっておりますけれども、依然として人口減少と少子・高齢化は深刻な状況にございまして、第2期の総合戦略におきましては引き続きこれまで取り組んできた施策の適宜な見直しと、達成できた施策についてもさらなるブラッシュアップ、増強を図っていききたいと考えております。また、取り組み結果が不十分であったものにつきましては施策を見直し、人口減少の克服と地方創生の実現に向けて総合的に取り組んでまいりたい、そう考えてございます。

なお、御参考でございますが、昨日2月20日現在の令和元年度の人口動態の傾向について申し上げさせていただきますと、わずかでございますけれども10カ月余りでございますがその間を通じて昨日の時点で27人の転入超過ということで今まで来ております。例年、この時期には既に転出超過となっておりますことを考えますと、若干の効果があつたということに今のとこなっております。ただ、例年3月には就職、進学等との関係もございまして大幅な人口移動が起こり、通常は人口流出が起こることが今までの通例でございましたので予断を許さないところではございますけれども、社会減に歯どめがかかりつつあるのかなと思わせるような、やや明るい兆しが見えているという総合的な評価をしているところでございます。

市民の方々から日々の生活を送る上でのさまざまな課題、また市政への御意見、御提言、これらをじかに伺いする機会として、今年度も市内29カ所におきまして行政懇談会を開催した、そのことは御存じのとおりでございますが、この懇談会も今年で5回目を迎えました。過去、皆様方からいただいた貴重な御提案をもとに市民生活の質の向上につなげてまいりましたが、初回となる平成27年度の懇談会においては、行財政運営、定住促進、小・中学校教育に関する多くの御意見をいただいた。そして、こうした分野においてはさまざまな施策の展開があつたということを背景として、今申し上げた行財政運営とかについてはその分野における御意見が年々減少してきているということでもあります。すなわちこれらに対する取り組みの成果が徐々にあらわれて、市民の皆様の御理解が深まっているという傾向が見てとれるわけでございます。

一方で、有害鳥獣対策や農地の保全、コミュニティ活動や公民館などに対しての関心が高まっており、中山間地域の農地や里山を初めとする原風景を、さらにそこで暮らす人々の生活をいかに守っていくかということが地域ごとに大きな課題である、その感覚がこのところ高まっているというふうな時系列分析の結果も

ございます。

また、西日本豪雨災害等を受けて、昨年度は非常に活発に御議論をいただいた危機管理、防災関連につきましては今年度やや落ちついた感じはございますが、河川の安全性の確保に対する御要望等は依然非常に多いというふうに感じてございます。激甚化する災害に対応するため、緊急自然災害対策事業等を活用して河川の氾濫や浸水対策など、新年度においても市民の方々の御意見を踏まえて積極的に対応をしていきたいと考えております。

次に、令和2年度の一般会計予算の概要について御説明をさせていただきたいと存じます。

総予算総額は218億5,600万円ということでございまして、前年度の当初に比べまして11億3,100万円の増となる積極的な予算を計上させていただいております。

歳入面におきましては、大規模太陽光発電設備が稼働し固定資産税の償却資産が大幅に伸びたことにより、市税全体で4億6,000万円の増となっております。

なお、残念ながら、この結果地方交付税が減額されることとなります。ゆえに、今後においても基準財政需要額の確保や基準財政収入額にカウントされない収入の確保に努め、市民生活の質の向上につなげていかなければならないと、このように感じております。

続いて、来年度の主な取り組みについて、新たなものや拡充するものを中心に御説明をさせていただきます。

美しい里山公園の面積を拡大することによって得られる交付税を行政懇談会などで寄せられる市民の方々の要望の高い分野に活用することにより、住民福祉の向上に努めております。

美しい里山公園地方交付税確保等財源の市民還元事業において、令和2年度からは新たに若者移住定住促進給付金事業を開始をさせていただきます。市内の高等学校及び専修学校等へ就学され住民票を市内に移された方々に対しまして、月額5,000円の給付金を交付するものであります。美作市での生活における経済的な支援となり、若い方々の当市への定住促進につながればありがたいというふうに考えているところであります。

また、令和元年度から新たに定住促進の施策として開始いたしました新婚さんいらっしやい事業につきましては、1月末現在で31組の新婚の御夫婦に給付金を支給させていただいております。そのうちの4分の3の割合で、少なくとも夫婦のどちらかが市外から転入していただいているというのが今までの状況でございます。市内で暮らしておられる新婚夫婦の方々に対し、引き続き経済的な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

子育て世帯の経済的負担軽減のため、子育て支援策の出産祝金支給事業を実施してございますけれども、1月末現在で108人の支給を行い、そのうち第3子以降の支給が24人という状況でございまして、美作市の合計特殊出生率目標でございますところの出生率1.80の目標に貢献をしているものと考えております。

介護保険料の軽減など既存の事業についても引き続き実施することにより、いわゆる住んで得になる町というものを目指してまいりたい、そう考えます。

国では、女性が輝く社会、お年寄りも若い方々も障がいや難病のある方も、誰もが生きがいを感じられる一億総活躍社会の実現に向けての取り組みがなされております。人口の半分以上を占める女性の皆さんの活躍は、美作市の発展のための鍵となる確信をいたしております。女性が輝く社会の実現のために、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行ってまいりたいと考えております。

今年度につきましては産後健診の無料化を開始し、経済的支援と産後鬱の予防に取り組んでまいりました。来年度には新たに産前ヘルパー派遣及び産後の入院延長事業を開始をし、産前産後の支援体制をさらに

拡充してまいりたいと考えております。

また、不妊治療費に対する助成上限額を引き上げ、不妊に悩む御夫婦の経済的負担の軽減につなげたいと考えております。

男女共同参画推進事業を初めとしまして、夏場の可燃ごみの週2回収集の期間拡大措置の継続など、各部署においてそれぞれの取り組みの中で女性の活躍を総合的に応援をしていくことといたしております。

今定例会に上程しております手話言語条例、多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例、この2本の条例につきましては、条例の趣旨を広く市民の皆様周知すると同時に啓発、普及に向けての各種施策を計画的に実施をしてまいりたいと考えております。

例えば、消防本部におきましては、救急活動時に耳の不自由な方との意思疎通を図るため、救急隊員が手話講習を受講することといたしております。手話言語をコミュニケーションの手段として互いの気持ちを理解し、障がいのある方が安心して暮らすことができる美作市を目指さなければならないと思います。

特別支援学校につきましては、岡山県教育委員会との整備計画案などの協議を進め、特別支援学校調査研究特別委員会の御意見を伺いながら通学エリア、定員の推計の根拠など具体的な部分でも検討を進めてまいりたいと考えます。

去る1月12日に行われた成人式には207名の新成人が出席をしていただき、成人としての自覚と決意を新たにさせていただきました。中でも、新成人の代表の方から成人としての責任の自覚、彼らを育ててくれた地域への感謝、そしてそれに対する恩返しの気持ちなど、すばらしい決意表明を聞かせていただきましたが、本地域の将来に明るい希望を感じることができた、私のみならず多くの方々からそういう感想を頂戴いたしました。この地域を支えていく若者の、そして次世代を担う子どもたちへの教育の重要性は改めて申し上げるまでもないと思えます。

国の令和元年度補正予算におきまして、1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワーク整備を一体的に行う、通称でございますがGIGAスクール構想の実現が盛り込まれました。本市といたしましては、他市に先駆けという感じを持ちながら、この事業実施に向けて令和2年度当初予算に事業費を計上するとともに、計画書の提出準備を進めているところでございます。今後は、令和2年度中に小・中学校の通信ネットワーク環境を整備し、令和5年度までに順次端末の整備を行っていきたいと考えております。

地震対策が急務となっておりました大原保育園の移転新築工事が始まりまして、子どもたちの命を守る対策が一步前進をいたしました。次は、浸水想定区域にある英田幼稚園と英田保育園につきまして検討を進めてまいりたいと考えます。大原、英田いずれの地域も子育て支援センターを併設する認定こども園として位置づけ、幼児教育の充実を図っていきたいと考えます。そのために令和2年度中に地元としっかり協議を行い、場所の選定ができればと強く考えているところであります。

また、市民の生涯学習や社会教育活動を推進するとともに、地域コミュニティの中心的な役割を果たす公民館及び公民館事業につきましては、中学校区単位を基本とする拠点公民館の再編整備を進めているところでございます。拠点となる公民館には館長を配置し、特色のある公民館事業を展開していきたいと考えます。

施設が老朽化した作東中央公民館につきましては、作東地域における拠点公民館として令和3年度の改築工事実施を目指し準備を進めているところであります。改築後は専任館長を配置し、主催講座や住民参加型の事業、イベント、文化活動の推進など地域住民活動の拠点とし、地域の活性化につながるものと期待をいたしております。

さらに、公民館設置がなされていない勝田地域においてはかつた市民センター等を活用して公民館活動の

展開を図るため、早い時期での専任館長の配置を予定をいたしているところであります。

なお、林野公民館につきましては、地元の御意向に沿って地区の集会所としての整備をすることとし、当初予算に基本計画策定委託料を計上しております。

少子・高齢化の進展により我が国の産業構造は人手が足りないという状況にございますが、市内の産業団地にしても外国人の力をかりないと稼働できないところもあります。今、世界中で労働力が奪い合いになっており、美作市の魅力を宣伝することで地域の問題解決につながるものと考えerわけであります。増加する定住外国人の相談窓口を設置し、ベトナム等から招聘をした外国人材による生活の支援等、心のケアを図り、外国人の方々にとっても魅力ある地域、職場を提供できる、そういう町を目指していかなければなりません。

なお、ベトナムとの交流につきましては、昨年11月にイエンバイ省と友好協力関係促進及び両市民等の相互理解を強化することに合意する覚書を締結をし、農業機関の相互交流強化、両地方の短期大学、専門学校、国際交流団体、友好団体及び企業の協力関係強化等を進めることとされております。2月にはイエンバイ省等交流事業実行委員会が設立され、市民レベルでの交流も盛んになるものと期待をいたしているところであります。

公共交通空白地域の交通弱者の方々への対策として実施をしてきましたタクシー利用補助事業の実証実験につきましては、利用者証の発行が1,600人を超え、年間に延べ4万人日回前後の方々に御利用いただいております。美作市の公共交通としてのタクシー利用が確実に定着をしてきたと考えておりますし、またそういう評判あるいは評価を多くの市民の方々からいただける状況になったわけであります。

このことから、令和2年度からはこの制度は実証実験としてではなくて本格的な制度として導入することといたしました。本格導入に際しまして利用者の方々からの御意見あるいは市議会の方々の御意見も参考に地域間格差の減少ということも配慮しながら、補助上限額を現行の3,000円から5,000円に増額をすることといたしております。これにより、市内での通院、買い物につきましてはおおむね半額のタクシー料金で移動が可能になるというふうに考えます。

美作岡山道路北部延伸の取り組みについてでございますけれども、地域の現状や課題、北部延伸がもたらす効果等について議論する場として岡山、鳥取両県の関係市町、二市三町で平成29年に研究会、名称としましては長いんですが、美作岡山道路等を活用した岡山圏域と鳥取圏域及び周辺市町の連携強化に係る研究会と言うんですけども、その研究会を立ち上げて議論を重ねてまいりました。この研究会で方向性や一定の合意形成が図られましたことから、道路新設の実現に向けてさらに強力な体制で要望活動を行うがために、今年1月15日に関係国会議員、関係県議会議員の方々にも顧問として御参加をいただいた上で美作岡山道路北部延伸道路整備促進期成会を設立することができることになりました。そして、1月27日には、期成会最初の要望活動として、石破茂衆議院議員、あべ俊子衆議院議員、舞立昇治参議院議員、小野田紀美参議院議員にも参加をいただき、青木国土交通副大臣に要望書を提出し、要望活動を行うことになりました。既存の道路の課題を克服し、安全で安心な住民生活の確保、地域経済の活性化等につなげる重要な新規道路の実現に向けて、関係者一丸となって引き続き取り組んでまいります。

昨年度及び今年度の行政懇談会では、河川の監視カメラの改善を求める声が多数ございました。夜間においても河川の状況をできるだけ鮮明に映し出せるよう赤外線機能搭載の監視カメラを更新をさせていただきます。実は全てのカメラを赤外線にするということになります。また、雨量を記録しわかりやすい表示が可能となるよう雨量計の更新もあわせて行い、迅速かつ正確な情報把握、情報伝達に役立てていきたいと思っております。

また、局地的に発生する大雨などにより住居に浸入した土砂等の撤去について、激甚災害、これは国の制度でございますけれども、国が激甚災害というふうに言ってくれないけれども被災者としては同じように厳しい状況になるわけでございますが、もう一度申し上げますと激甚災害に国が指定してくれなくても補助金の対象となるよう、市独自の制度として美作市局地的大雨災害による被災建物土砂等処理費補助金要綱を策定をし、市民の負担を少しでも軽減できるようにしたいと思います。

自然災害のほか安全な街を目指す上で交通の安全を求める御意見もたくさん頂戴をしているわけございまして、オートマチック車のブレーキとアクセルの踏み間違え事故防止のために令和元年5月から自動車急発進防止装置整備費補助事業を開始をし、1月末現在で当初の予定の数倍になりますけれども27件の交付申請がございました。令和2年度も引き続き事業を継続し、悲惨な事故防止に役立てていきたいと考えます。

また、安全な市民生活に直結したライフラインを維持するためにも、上下水道分野では施設全体を俯瞰をいたしましてリスクの評価を行い、施設の老朽化等による事故の発生や機能停止を未然に防止し、将来にわたって継続的に安定的な経営が行われる必要がございますけれども、このために施設の保全計画を策定し計画的な施設の更新を行い、事業費の削減、平準化、これを狙っていききたいと思います。

このほかにも、行政懇談会や折に触れての市民の方々からの意見聴取のための市民アンケートを通して、市民の方々からさまざまな声が寄せられます。小さなことをおろそかにせず、市民の方々おひとりおひとりの思いや困り事に関して隅々まで気を配り、丁寧にそして確実に課題を解決していく体制をとっていききたいと思います。

4月から英田公民館におきましてさまざまな事情を抱えた児童の方々を対象に、日常生活における生活習慣や学習習慣を身につけ、またその保護者への相談支援もあわせて行う第三の居場所づくり事業を実施することとしておりまして、現在その開設準備を進めております。

また、既にホームページ等でお知らせをしておりますけれども、市税、住宅使用料、ケーブルテレビ使用料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、上下水道使用料をコンビニエンスストアで納付できるサービスを開始をいたします。時間にとらわれない、つまり夜でも納入できるということになります。そういう意味での時間にとらわれないサービスを開始をすることによりまして、お勤めをしておられる方々などの利便性が高まるものと期待をいたします。

また、可燃ごみ用収集袋は、これまで20リットル用、45リットル用の2種類でございましたが、高齢の方々など重いものが持てない方やごみを出す量が少ない世帯の方々のためにも使いやすい袋を用意することによってという御意見が議会でもございましたが、これに応じて新たに10リットル用を作製をさせていただきます。

従来から実施をしておりましたひとり暮らしの高齢者世帯を対象とした緊急通報装置補助事業につきましては引き続き実施をしておりますが、これと並行して令和2年度には美しい里山公園地方交付税確保等財源の市民還元事業ということの中で、高齢者見守りシステム補助を開始する予定としております。これは、ひとり暮らしの高齢者の方々のお宅にボタンとセンサーを設置し、ボタンを押したときと設定をした時間内に動きがない場合には警備員が確実にその御家庭に急行するというシステムでございまして、設置費用の3分の2を市として助成をさせていただきたいと提案をさせていただいております。

本年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックの年となりまして、美作市としてもオリンピック・パラリンピックの機運を盛り上げ、地域活性化につなげてまいりたいと思います。

1月にアメリカ合衆国ラグビー協会と男女の7人制ラグビーチームと事前キャンプ等に関する協定の締結が行われましたが、協定の中には、オリンピックだけではなく今後アジア地域で開催されるワールドリー

グ等での拠点とするとの内容も含まれており、継続的に私どものラグビー・サッカー場がアメリカの代表チームに活用していただける、そういう関係の基礎ができたというふうに期待をいたしております。

また、5月21日には、平日の午後という時間帯ではございますけれども、湯郷にございます現代玩具博物館・オルゴール夢館の前をスタート地点といたしまして、当市役所をゴール地点とするオリンピックの聖火リレーが行われることになりました。さらに、7月には先ほど申し上げた協定に基づきましてアメリカ合衆国男女ラグビーセブンズの事前キャンプが、そして8月にはパラリンピック聖火フェスティバルなどオリンピック・パラリンピック関連事業が続いてまいります。市民の皆様と一緒に、オリンピック・パラリンピックの機運を盛り上げ、関連事業を成功させていきたいと思っておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、連日報道をされておりますが、新型コロナウイルスにつきましては、国内での感染拡大が懸念を強くされております。一日も早い収束を祈るばかりであります。

中国湖北省等への渡航歴や新型コロナウイルスに感染した人と接触歴がない方においても感染が確認されるなど新たな局面を迎えており、国内での感染拡大を防ぐために柔軟な診察、検査体制の確立が急がれている、このことにつきましては市としても県当局を通じて関係機関、厚生労働省にもお願いをしているところでありますが、厚生労働省は17日に新型コロナウイルス相談、受診の新たな目安として、風邪の症状や37.5度C以上の発熱が4日間続いている、強いだるさ、息苦しさがあるとし、高齢者や基礎疾患のある方はこの状態が2日程度続く場合との公表を行いました。この場合には、ぜひとも相談センターに御連絡いただき、適切な御指示のもとに検査を受けていただくこととなりますが、岡山県においても相談センターを24時間体制とし、県庁や美作保健所勝英支部等での相談体制の充実を図っていただいております。当市といたしましても、保健所、医師会等医療機関との連携を高め、感染拡大防止対策に努めてまいります。

一方で、市民の皆様方には十分な睡眠、栄養をとっていただき、基礎体力の保持に努めていただくことが一番大切と考えますので、よろしく願いいたします。

最後に、新庁舎の建設についてでございますが、新庁舎の整備に活用できる合併特例債の発行期限が令和6年度末まで5年間延長されたことから、市議会におきましてはいち早く庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会を設置していただいております。

新年度からは、この特別委員会での慎重な御審議を賜りながら、庁舎を初めその他文化施設の整備事業を本格的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、所信の一端を申し述べ、議会の皆様方の御審議と市民の皆様方の市政に対する御理解と御支援の一助にいたしたいと思っております。御清聴ありがとうございました。

なお、本会議における諸議案の提案説明等につきましては、荒木副市長にお願いいたしておりますので、御了解を賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長の所信表明が終わりました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に続きまして会議を開きます。

続きまして、日程第5、同意第1号「教育委員会委員の任命について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第1号「教育委員会委員の任命について」を御説明申し上げます。

令和2年5月24日で任期満了となります平田邦義氏を引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は平成28年から教育委員として職務を担っていただいております。教育に関し豊富な知識と経験を有していらっしゃるのと同時に、教育行政を引き続き推進していただく方として適任かつふさわしいと考えております。経歴等につきましては、配付させていただいております資料を御確認ください。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第1号の委員会付託省略及び討論省略について、お諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第1号「教育委員会委員の任命について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、同意第1号は承認することに決定いたしました。

続きまして、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために地方税法第423条第1項において市町村に設置するものと定められております。

美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和2年5月23日をもって満了となることから新たに委員の



選任を行う必要があり、同条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

委員には福島悟氏が適任であり、引き続き選任いたしたいと考えております。なお、経歴等につきましては、配付させていただいております資料を御確認ください。

また、委員の定数ですが、美作市税条例第78条において6人と規定しており、美作市の住民、市税の納税義務のある方または固定資産の評価について学識経験を有する方のうちから選任することとなっております。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第2号の委員会付託省略及び討論省略について、お諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、同意第2号は承認することに決定しました。

続きまして、同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

令和2年5月23日で美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了するため新たに委員の選任を行う必要があり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

委員には明石和俊氏が適任であり、引き続き選任いたしたいと考えております。経歴等につきましては、配付させていただいております資料を御確認ください。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第3号の委員会付託省略及び討論省略について、お諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、同意第3号は承認することに決定いたしました。

続きまして、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

令和2年5月23日で美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了するため新たに委員の選任を行う必要があり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

委員には谷和彦氏が適任であり、引き続き選任いたしたいと考えております。経歴等につきましては、配付させていただいております資料を御確認ください。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第4号の委員会付託省略及び討論省略について、お諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、同意第4号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、同意第4号は承認することに決定しました。

続きまして、同意第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました同意第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

令和2年5月23日で美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了するため新たに委員の選任を行う必要があり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

委員には北村久子氏が適任であり、引き続き選任いたしたいと考えております。経歴等につきましては、配付させていただいております資料を御確認ください。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第5号の委員会付託省略及び討論省略について、お諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、同意第5号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第5号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、同意第5号は承認することに決定しました。

続きまして、同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明

申し上げます。

令和2年5月23日で美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了するため新たに委員の選任を行う必要があり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

委員には鷹取敏之氏が適任であり、新たに選任いたしたいと考えております。経歴等につきましては、配付させていただいております資料を御確認ください。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第6号の委員会付託省略及び討論省略について、お諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、同意第6号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、同意第6号は承認することに決定いたしました。

続きまして、同意第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を御説明申し上げます。

令和2年5月23日で美作市固定資産評価審査委員会委員の任期が満了するため新たに委員の選任を行う必要があり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

委員には藤原英幸氏が適任であり、新たに選任いたしたいと考えております。経歴等につきましては、配付させていただいております資料を御確認ください。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、同意第7号の委員会付託省略及び討論省略について、お諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、同意第7号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、同意第7号は承認することに決定しました。

続きまして、日程第6、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を御説明申し上げます。

令和2年6月30日に任期満了となります美作地域人権擁護委員について、濱田正典氏を人権擁護委員の候補者として再任推薦いたしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるところでございます。

詳細な経歴につきましては、配付しております資料をごらんください。

濱田氏は平成29年7月1日から人権擁護委員として現在も御活躍されております。津山人権擁護委員協議会専門部の子どもの人権部会の委員を務められており、子どもの人権擁護に関する啓発活動に特に御尽力されていることから、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、諮問第1号の委員会付託省略及び討論省略について、お諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、諮問第1号は同意することに決定しました。

続きまして、日程第7、報告第1号「専決処分の報告について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告について」を御報告申し上げます。

矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金奨学生並びに連帯保証人に対して奨学金滞納額の支払いに関する民事調停法の規定に基づく調停の申し立てを行うとともに、それに対する和解が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

調停条項の中で第4条で期限喪失の限度額は8万円と、こうなっているんですが、まず最初にお聞きしたいのは、これはどういう根拠で和解調停になったのでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

教育次長。

**教育次長（山名 浩二君）**

この8万円でございますけれども、裁判所の調停人との協議の中で、この額に2回滞納されますと全額支払うことということをその場でこちらと相手方とで、そこで交わしたということでございます。

以上です。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

私が聞きたかったのは、調停員が入ったにせよ、なぜ8万円かということです。この質問をする意図は、これだけの金額で8万円に、もし滞納したときに期限の利益を喪失するというのは全額返すっていうのが民法上のあれなんです、非常に苛酷な限度額だろうと思うんですが、その辺は調停の中でどういう話し合いがなされましたか。

**議長（岡本 泰介君）**

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

調停条項の中のところにうたっておりますけれども、2カ月に一遍4万円ということでございますと、4カ月ということになってきます、8万円という額が。そのことでここにうたっておるとおりでございます、相手方とこの形で和解ができたということで、相手方も納得しているということで、双方でそれを合意したということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

専決処分をする場合に議会のあいさかだらうと思うんですが、これがなぜ12月議会で、要するに議案として上がらなかったんでしょう。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

議案ではございませんけれども、報告ということでございますが。

〔4番岡野鉄舟君「いや、議事事項じゃないん」と呼ぶ〕

これは10月31日ということでございますけれども、相手方と、また裁判所の申立人との話の中で3カ月かかりまして、1月中にこの和解ができたということで、12月にはなかなかできなかったというのが実情でございます。

〔4番岡野鉄舟君「1月だったらちゃんと、おかしいじゃない。もう3回目だからできないんだけど、専決する理由になるのかい」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

他に質疑はございませんか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今先ほど岡野議員の答弁の中で1月と言われたんですけど、10月31日に専決されてますよね。そのあたりの部分、何か非常に理解できないんですけど、そのあたり再度説明してください。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

10月31日に専決がございました。その後、裁判所でその話を持っていったのがその後でございます。その後で解決したのが1月ということでございますので、御理解をいただければと思います。

〔4番岡野鉄舟君「おかしい、調停の事項は議会で相談するというところでしょ、う地方自治法でも」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、発言を。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

今の説明を受けると、市のほうはこの案件で専決した、確定したわけですね、決めた。だけど、裁判所のほうは決めてねえというたら、専決した日にちが違うんじゃないですか、1月じゃないですか。どうにもそ

のあたりが理解できないんですけど。自分とこだけ納得して、10月31日に決めて、確定して、相手方がいけ  
なんだから、そのあたりを説明してもらいたいという。

**議長（岡本 泰介君）**

回答調整しますか。

それじゃ、暫時休憩します。

回答調整しますので。答弁調整をします、お待ちください、休憩します。

午前11時33分 休憩

---

午前11時37分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に続き会議を開きます。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

今先ほどございました岡野議員並びに岩崎議員の御質問は、まことに根拠のある御質問でございます。この専決につきましては、今までも同じようなことがあったのと同じ扱いをしてるんですが、まず市として和解の方向について専決をすると、その方向の中で和解そのものが成立するという2段階になっておるんですが、今までのやり方でいいですと最終的な和解成立をもって専決の効力が発生したということで、その後議会に御報告をするという流れになってございます。

ただ、御指摘のように2回アクションがあるわけだから、そのたびごとに議論することが必要だという御意見も、これはあると思います。今後の参考として今の御意見は受けとめておきたいと思いますので、本件につきましてはよろしくお願いをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員、よろしいですね。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

以上で報告第1号を終わります。

続きまして、日程第8、議案第1号から議案第52号について、副市長より提案説明を求めます。

これは少し長くかかりますので、もちろん昼休憩を挟みますので、時間が来たら休憩いたします。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第1号から議案第52号について、御説明申し上げます。

まず、議案第1号「美作養護老人ホーム組合の解散について」は、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの設置、管理及び運営等を共同で行うことを目的とする一部事務組合として美作養護老人ホーム組合を設立し、その事務に当たっておりますが、現在では指定管理者制度を導入し民間活力による効率的な施設運営が行われております。また、施設職員に関しては指定管理者により安定的な人員確保が図られており、令和2年9月30日を期限として組合から派遣している職員の派遣期間の延長を要しない状況にあります。

こうしたことから、一部事務組合の設立当初からの目的は達成されたと判断し、当初予定していた期限で



ある令和2年9月30日をもって美作養護老人ホーム組合を解散しようとするものです。

今後、地方自治法第288条の規定に基づき組合構成団体であります西栗倉村と解散に向けた協議を行い、必要となる県への届け出を行うため、同法第290条の規定によりあらかじめ美作市議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第2号「美作養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」でございますが、令和2年9月30日をもって美作養護老人ホーム組合を解散することに伴い、建物や備品、基金等の組合財産の処分について、地方自治法第289条の規定により組合構成団体である西栗倉村と協議を行うため、同法第290条の規定によりあらかじめ美作市議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第3号「美作養護老人ホーム組合規約の変更について」でございますが、令和2年9月30日をもって美作養護老人ホーム組合を解散することに伴い、解散後の事務の承継については構成団体である西栗倉村との協議をもって定めることとし、あわせて解散の日をもって打ち切られる組合の決算については、美作市の監査委員が審査を行い、美作市議会の認定に付すこととするよう組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づきあらかじめ美作市議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第4号「美作市コミュニティハウス等登録条例の制定について」でございますが、現行の美作市コミュニティハウス等設置条例ではコミュニティハウス等の施設の新築、廃止による変更等に対して即時に対応することが困難であったことから、補助金等の交付対象施設の不明確さが生じることもございました。そのため、市内のコミュニティハウス等を的確に把握し、地域住民の教養、文化等の発展並びに生活福祉及び自治意識の向上に寄与すると認められるコミュニティハウス等を申請に基づき登録することにより、コミュニティハウス等を拠点としたコミュニティ活動の効率的かつ円滑な支援を図ることを目的に新たに条例を制定することとしております。

なお、新たな条例の施行に際し、現行条例の別表に掲げていた施設につきましては申請によることなく登録することとし、速やかな新制度への移管を図りたいというふうに考えております。

次に、議案第5号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、これまで認められていなかった成年被後見人の方も印鑑登録することが可能となったため、所要の改正を行おうとするものです。

国における改正の趣旨は、一律に成年被後見人の方の権利を制限するのではなく、要件を満たした方については印鑑登録が可能となるようにするもので、具体的には成年被後見人御本人が法定代理人の同行を得て窓口に来庁され手続を行う場合に限って印鑑登録が可能となるというものです。

また、条例の名称については現条例名だけでは規定された対象が不明確であることから、具体的事務を名称として活用し、印鑑登録及び証明に関する条例に改正しようとするものです。

次に、議案第6号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」でございますが、美作市内に所在する未指定のものを含む文化財を保存し活用することを目指して美作市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置し、文化財に関する有識者のみならず景観や観光などの有識者及び関係者を交えて開催し、計画を策定したいと考えております。つきましては、地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づく市の附属機関として設置したいので、本条例を改正し、あわせて関係条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第7号「美作市特別会計条例の一部を改正する条例について」でございますが、令和2年9月30日をもって美作養護老人ホーム組合を解散し、その事務の全てを美作市が承継するに当たり、特別養護老

人ホームに関する事務について特別会計を適用する必要があることから、新たに特別会計を追加しようとするものです。具体的には、美作市特別会計条例第1条(7)の美作市老人保健施設事業特別会計の後ろに、(8)美作市老人福祉施設事業特別会計を追加しようとするものです。

次に、議案第8号「美作市老人福祉施設の資金の積立てに関する基金条例の制定について」でございますが、令和2年9月30日をもって美作養護老人ホーム組合を解散し、その事務の全てを美作市が承継するに当たり、美作養護老人ホーム組合の財政調整基金及び減債基金の受け入れ先として、老人福祉施設事業の財政の健全な運営を図ることを目的とした美作市老人福祉施設財政調整基金及び施設の整備などで既に発行した市債の償還に必要な財源の確保を目的とした美作市老人福祉施設減債基金を創設しようとするものでございます。

次に、議案第9号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、日本を代表する玩具デザイナーである小黒三郎氏から、今を生きる子どもたちに豊かな遊びが生まれるよい玩具を提供するために創作玩具の普及発展に活用してほしいとの趣旨で3,000万円の寄附を受けることとなりました。市では寄附者の意思を反映するため、当該寄附金を基金に積み立て、目的を達するための事業に要する経費に充てたいと考えております。このため、美作市資金の積立てに関する基金条例に小黒三郎基金を追加しようとするものです。

次に、議案第10号「美作市立診療所施設整備基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、現行では施設整備に要する経費に限定した活用しかできない美作市立診療所施設整備基金について、運営費に対しても活用可能となるよう基金の名称を美作市立診療所財政調整基金に変更するとともに、あわせて条文を変更し、診療所財政の健全な運営に資することができるよう所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第11号「美作市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について」でございますが、調理施設の老朽化と少子化による給食配食数の減少により、令和2年4月1日から美作市立学校給食共同調理場のうち勝田給食センターの業務を美作給食センターに業務統合することとしております。このため、勝田給食センターを令和2年3月31日をもって廃止する旨の所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第12号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」でございますが、令和元年度事業において大原今岡地内に整備を行った武蔵の里グラウンドゴルフ場の名称及び位置並びに使用料金を追加する一部改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第13号「美作市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、放課後児童支援員の職員に関する国の基準が参酌化、従うべき基準であったものが十分参照し判断基準である参酌基準に変わったということなのですが、参酌化された部分と改正された部分があり、当市の基準条例を国に準拠させるため改正を行おうとするものでございます。

今回の国の基準の変更点で参酌化された部分としては、現状は1人の利用児童に対しても支援の単位ごとに2人以上とするとして従うべき基準となっていた配置基準につきましては、支援員の対応できる幅を持たせるため、支援の単位ごとに2人（少数である等支援に支障がないと認められる場合にあっては1人）以上とすると変更されたものであります。

また、改正された部分としては、支援員の要件として研修を指定都市の長が行う研修を修了したものを追加したものがあります。あわせて、認定資格研修を修了してない者であっても、修了することを予定している者は支援員としてみなすことが可能な、いわゆるみなし支援員の期間を5年間延長するというものでござ

います。

次に、議案第14号「美作市養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の制定について」でございますが、令和2年9月30日をもって美作養護老人ホーム組合を解散し、その事務の全てを美作市が承継するに当たり、美作養護老人ホーム組合が設置していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設について新たに条例を設けて市の施設として定義をしようとするものでございます。

次に、議案第15号「美作市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について」でございますが、国において特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況、その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額等の見直しが行われたことを受けて、当該条例に規定している個室料金を1日1,640円から1,668円に、多床室を1日370円から377円に引き上げる改正を行い、国の見直し結果を反映させようとするものでございます。

次に、議案第16号「美作市手話言語条例の制定について」でございますが、障害者権利条約及び改正障害者基本法において手話が言語と位置づけられておりますが、手話で意思疎通を図り施行する聾者にとっては日本語、いわゆる音声言語ですが、それで営まれている社会生活においてはその時々で展開される状況や、たとえ文書による情報提供があったとしても十分な理解にまで至らない事態が日常的に存在することが実情となっております。聾者の方々が聞こえる人と同様に教育を受け、地域や職場における人間関係を築き、人権のある社会生活を営み、自己実現を目指す人生を送るためには、手話は言語であることが理解され普及することが必要です。障がいへの理解と個性の尊重がなされ、誰もが安心して社会の一員として心豊かに暮らすことができる美作市の実現に向けて条例を制定しようとするものです。

次に、議案第17号「美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」でございますが、平成18年に国連で採択された障害者権利条約では、障がいは社会の仕組みに問題があり、社会と人とのかかわりから生じているとされており、社会の責任で社会的障壁を取り除き、障がいのある方が人として当たり前の権利と自由を共有し、社会の一員として尊厳を持って生活できる社会を目指すことが求められることとされており、そのためには、障がいの有無や加齢にかかわらず、特性に応じたコミュニケーション手段により隔たりのない意思疎通や情報アクセスが可能な環境が欠かせません。さまざまな障がいへの理解と個性が尊重され、誰もが安心して社会の一員として心豊かに暮らすことができる美作市の実現に向けてこの条例を制定しようとするものでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

副市長、ここで休憩したいと思います。

ただいまより昼休憩に入ります。再開は13時から、議案第18号から行います。

午前11時57分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

内海副議長が通院のため欠席です。

それでは、議案第18号から説明をしてください。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

それでは、引き続き提案説明をさせていただきます。

次に、議案第18号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、改正の内容といたしましては、現在被保険者の出産に対し出産育児一時金を42万円支給しておりますが、その内訳は本体40万4,000円と産科医療補償制度の掛金相当分1万6,000円となっております。産科医療補償制度の掛金を負担された場合は、本体と加算部分の合計額を支給し、それ以外の場合は本体のみを支給すること、こうしたことを明確化を図るため所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第19号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、可燃ごみ用収集袋はこれまで20リットル用、45リットル用の2種類作製し活用してまいりましたが、高齢などにより重いものを運ぶことが難しい方や、ごみを出す量が少ない世帯の方々に対しましてより使いやすい袋を利用可能にするという趣旨で、新たに10リットル用を作製し活用することとし、条例を改正しようとするものでございます。なお、金額につきましては1枚につき11円にすることとしております。

次に、議案第20号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」でございますが、昭和61年度に旧東粟倉村においてそうめん工場を設置し地域住民によるそうめん製造が行われていましたが、平成18年に事業者が廃業し、今後そうめん工場としての利用が見込めないことから用途を廃止することとし、当該施設の設置及び管理について定めている本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第21号「美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」でございますが、令和2年4月1日に施行される改正民法にあわせて市営住宅の管理に影響する事項への対応として、公営住宅以外の市営住宅に関する賃貸借契約における連帯保証人の補償限度額の設定や、市営住宅へ不正入居した者に対する損害賠償金を計算する際の利率の見直しを行うこととしております。

あわせて、公営住宅においては、公営住宅法の目的である住宅に困窮している低所得者への対応の促進として身寄りがない高齢者が保証人を確保できない事例等を踏まえて保証人規定の削除依頼が国から届いていることへの対応に加え、市民住宅並びに定住促進住宅については当該住宅の管理条項を準用形式で対応していたものを本文形式へ変更し、入居者や入居希望者が理解しやすい状況に改善を図るとともに、定住促進住宅の入居要件から住民票を住宅に移さなくてはならないという項目を削除し、社宅利用などによる住宅利用の促進を図ることなどの改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第22号「美作市公共下水道設置条例等の一部を改正する条例について」でございますが、農業集落排水事業で整備し運営している平福クリーンハウスにつきまして、令和元年度末までに管などを接続して公共下水道への施設統合工事の完了が見込まれます。こうしたことから、浄化施設でございます当該施設の使用廃止を行うとともに、処理区域等が農業集落排水事業から公共下水道事業へ移管することとなるため、関係条例の改正を行おうとするものです。

次に、議案第23号「市道路線の認定について」を御説明申し上げます。

公共性が高い道路を新たに市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものでございます。該当路線は市道認定基準に適合するもので、山口地内1路線でございます。

次に、議案第24号「美作市新市建設計画の変更について」でございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されました。これに伴い、令和2年度以降合併特例債を活用するためには新市建設計画の計画期間の変更が必要となるため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき議会の議決を得て計画の変更を行おうとするものです。なお、主な変更点としましては、計画期間の5年間延長、計画期間延長に伴う財政計画の変更でございます。

次に、議案第25号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、美作市の過疎地域自立促進市町村計画の変更を行おうとするものです。産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上、また増進、教育の振興の分野において新たに事業を進めるに当たり、過疎地域自立促進特別措置法に基づく事業として位置づけ、より効果的に事業を実施するために美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更を行うこととしております。

主な変更事業としましては、産業振興分野では農地耕作条件改善事業ほか1件、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進分野では市道大山郷線改良舗装ほか8件、生活環境の整備分野では特定環境保全公共下水道事業ほか1件、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の分野においては作東老人保健施設設備機器更新事業ほか1件、教育の振興分野では作東公民館整備事業ほか3件を変更し、計画に計上しております。

次に、議案第26号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、美作市の辺地総合整備計画の策定を行おうとするものです。

主な内容は、右手辺地では除雪車及び小型除雪機の整備及びトム・ソーヤー冒険村の改修、東谷下辺地では小型除雪機の整備、江ノ原辺地では林道根角線の改良を計上しております。

次に、議案第27号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、美作市の辺地総合整備計画の変更を行おうとするものです。

主な内容は、真殿辺地では小型除雪機の整備及び市道池の奥線改良舗装事業の期間延長、後山辺地では愛の村パークの大型遊具の整備及びトイレ改修、小房辺地では市道西谷小房線について計画期間の変更、上山辺地では市道金合横手線について計画期間延長及び事業費の変更を行うこととしております。

議案第28号及び議案第29号の2議案につきましては、指定管理者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、議案第28号「美作市愛の村パークの指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

指定管理者において管理している美作市愛の村パークの管理期限が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き令和2年4月1日より3年間、株式会社共立メンテナンスを指定管理者として指定しようとするものです。

次に、議案第29号「武蔵の里関連施設の指定管理者の指定について」でございますが、指定管理者において管理している武蔵の里関連施設の管理期限が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き令和2年4月1日より1年間、株式会社共立メンテナンスを指定管理者として指定しようとするものでございます。

次に、議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」を御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ3億3,103万7,000円を減額し、予算総額を216億6,413万5,000円にしようとするもので、農地耕作条件改善事業等の繰越明許費の設定8件、債務負担行為の追加2件、変更1件、地方債の変更14件を計上しております。

歳出分野において追加補正しようとする主なものは、民生費では個人番号カード関連事務負担金101万9,000円、介護保険特別会計繰出金994万3,000円、諸支出金では美作市減債基金積立金2億4,495万9,000円、公共施設整備基金積立金2億1,000万1,000円などとなっています。また、事業の確定や決算見込

みにより財源更正や減額補正を行っております。

なお、今回補正予算の財源は普通交付税 4 億 5,347 万 3,000 円、公共土木施設災害復旧費国庫負担金 6,263 万 5,000 円などとなっております。

次に、議案第 31 号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」でございますが、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ 533 万 9,000 円増額し、予算総額を 35 億 6,225 万 4,000 円に。直営診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ 944 万 8,000 円増額し、予算総額を 1 億 2,922 万 6,000 円としようとするものです。また、地方債を 240 万円減額計上しております。

主な内容は、事業勘定については、歳入では被保険者の所得増に伴い国民健康保険税が 2,276 万 8,000 円の増額、保険給付費等減少による県支出金が 298 万 8,000 円の減額、財政調整基金の運用利息の増による財産収入が 305 万 1,000 円の増額、前年度からの繰越金等により基金繰入金金が 7,194 万 8,000 円の減額。歳出におきましては被保険者等の減少に伴い保険給付費が 400 万円、保健事業費が 573 万円の減額。歳入の財産収入の増に伴い財政調整基金積立金が 305 万 1,000 円、前年度の一般会計からの繰入金の精算により諸支出金が 1,201 万 8,000 円の増額となっております。

直営診療施設勘定につきましては、歳入では診療収入が 174 万円の減額、財産収入が 56 万 2,000 円の増額、繰入金が 145 万 6,000 円、繰越金が 1,147 万円、諸収入が 10 万円、それぞれ増額しております。また、市債が 240 万円の減額、歳出では医療費が 445 万 5,000 円の減額、基金費が 1,367 万 5,000 円、予備費が 22 万 8,000 円、それぞれ増額となっております。

次に、議案第 32 号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 2,509 万 8,000 円を増額し、介護保険特別会計予算総額を歳入歳出それぞれ 45 億 3,361 万 7,000 円にしようとするものでございます。

補正予算の内容についてでございますが、保険事業勘定についての補正でございます。主なものといたしましては、歳入につきまして保険給付に係る国及び県支払基金の負担金が合わせて 5,433 万 3,000 円の増額、繰入金が 2,805 万 7,000 円の減額、繰越金が 9,786 万 7,000 円の増額となっております。歳出につきましては保険給付費が 7,956 万 5,000 円の増額、基金積立金が 3,248 万 9,000 円の増額、平成 30 年度における介護給付費等の国及び県に対する精算返還金が合わせて 1,304 万 4,000 円の増額となっております。

次に、議案第 33 号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」でございますが、歳入歳出をそれぞれ 510 万 1,000 円を増額し、予算総額を 1,326 万 4,000 円にしようとするものでございます。

主な内容は、歳入につきましては基金利子 26 万 9,000 円の増額、前年度繰越金 485 万 4,000 円の増額であります。歳出につきましては基金利子相当分の積み立て 26 万 9,000 円、一般会計への繰出金 463 万 2,000 円、予備費 20 万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、議案第 34 号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）」でございますが、歳入歳出それぞれ 19 万 5,000 円を増額し、予算総額を 138 万 4,000 円にしようとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入は基金利子 19 万 5,000 円、前年度繰越金 17 万 2,000 円をそれぞれ増額、繰入金金は 17 万 2,000 円の減額で、歳出におきましては基金積立金 19 万 5,000 円を増額しようとするものでございます。

続きまして、議案第 35 号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第 1 号）」でございますが、歳入歳出それぞれ 9 万 7,000 円減額し、予算総額を 575 万 9,000 円にしようとするものでございます。

歳入の主なものは、ガレージ等使用料46万7,000円、他会計繰入金30万6,000円をそれぞれ減額し、前年度繰越金を66万3,000円増額計上しております。歳出では、アゼリア館の一般管理費、燃料費、光熱費等各5万円を減額しようとするものでございます。

次に、議案第36号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出それぞれ864万円を減額し、予算総額を2億7,010万9,000円にしようとするものでございます。

歳入につきましては、介護保険収入を760万円、使用料を232万円それぞれ減額し、繰越金を128万円増額しております。歳出では、総務費を545万9,000円、医業費を120万円、予備費を198万1,000円それぞれ減額しております。

次に、議案第37号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出それぞれ358万円を増額し、予算総額を1,482万6,000円にしようとするものでございます。

主な内容は、歳入では繰越金で319万6,000円、利子及び配当金で38万4,000円それぞれ増額しております。歳出では奨学金820万円を増額、予備費を462万円減額しております。

次に、議案第38号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出をそれぞれ1,387万7,000円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億4,192万3,000円にしようとするものでございます。

主な内容は、歳入につきましては被保険者の保険料収入見込みが増加したことにより保険料が127万8,000円の増額、基盤安定繰入金額の確定に伴い繰入金が1,448万3,000円の減額、後期高齢者の保健事業補助の実績見込みにより諸収入が170万円の減額となっております。歳出では、後期高齢者の保健事業の実績見込みによりまして総務費が170万円の減額、保険料及び基盤安定繰入金額の確定見込みに伴いまして後期高齢者医療広域連合納付金が1,320万5,000円の減額、前年度の一般会計繰入金の精算により諸支出金が89万1,000円の増額となっております。

次に、議案第39号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」でございますが、収益的収支予算では収益において2,688万7,000円、支出において2,733万円をそれぞれ減額補正するもので、主な内容としたしましては、収入では下水道使用料、一般会計からの繰入金の減少を見込んでおり、支出では受託工事費等の維持管理費が事業の確定等による減を見込んでおります。資本的収支予算では、収入において1億4,745万4,000円、支出において1億5,220万円をそれぞれ減額補正するもので、主な内容は事業費の確定等により収入では企業債を、支出では建設改良費の減を見込んでおります。また、債務負担行為の廃止や企業債の借入限度額の減額補正を合わせて計上しております。

次に、議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」を御説明申し上げます。

歳入歳出の総額をそれぞれ218億5,600万円とするもので、スクールバス運行業務委託など債務負担行為の設定6件や、地方債の発行、一時借入金の借入最高額などについて定めており、前年度予算と比較すると11億3,100万円、5.5%の増となっております。

歳出の主なものとしては、総務費ではふるさと美作応援寄附事業4,452万9,000円、民生費では大原保育園整備事業5億1,567万4,000円、商工費では地域総合整備資金貸付事業3億5,520万1,000円、教育費ではグラウンドゴルフ場整備事業1億1,938万8,000円、G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業1億1,000万円、農林水産業費と土木費両費目において緊急自然災害防止対策事業3億4,811万円などとなっております。これらの歳出予算の財源は、地方交付税92億5,000万円、市税34億3,565万1,000円、国県支出金27億3,241万9,000円、市債31億9,390万円などとなっております。

なお、地方自治法施行規則の改正により、歳入においては款6に法人事業税交付金に加えられたことにより、地方消費税交付金以下の款の番号が繰り下げとなり、自動車取得税交付金が環境性能割交付金に名称変更されております。また、歳出においては節7の賃金が廃止となったことから報償費が節番号7となり、以下の番号が繰り上げとなっており、これ以降に説明申し上げます特別会計の歳出においても同様に取り扱いしております。

次に、議案第41号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算」でございますが、歳入歳出それぞれ34億2,190万8,000円とし、その内訳は事業勘定が33億1,160万7,000円、地域医療の役割に沿って診療業務を遂行するための直営診療施設勘定が1億1,030万1,000円となっております。

主な内容は、事業勘定において、歳入では国民健康保険税が4億5,159万円、県支出金が25億8,093万9,000円、繰入金が2億6,317万9,000円、歳出では保険給付費が25億4,673万8,000円、保健事業費が5,397万5,000円、国民健康保険事業納付金が6億4,070万9,000円などとなっております。直営診療施設勘定においては、歳入について診療収入が4,598万2,000円、歳出では総務費が5,323万1,000円などとなっております。

次に、議案第42号「令和2年度美作市介護保険特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ44億4,377万5,000円と定め、前年度比0.9%、額にして3,969万2,000円の増額となっております。保険事業勘定では前年度比3,925万8,000円の増であります44億2,397万5,000円、介護サービス事業勘定では前年度比43万4,000円増の1,980万円となっております。

主な内容でございますが、歳出につきましては介護サービスの利用に係る保険給付費が前年度比4,314万7,000円増の40億7,583万5,000円、介護予防事業に伴う地域支援事業費が前年度比21万2,000円の減となります2億1,036万2,000円などとなっております。歳入につきましては、保険給付費と介護予防事業に係る国、県、支払基金の負担金が前年度比2,891万7,000円の増であります29億524万5,000円、介護保険料が前年度比4,600万円減の7億1,200万円などとなっております。

次に、議案第43号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」でございますが、歳入歳出それぞれ817万4,000円とするものでございます。歳入の主なものとしましては、県補助金105万9,000円、貸付金元利収入612万1,000円を見込んでおります。歳出の主なものとしましては、一般会計繰出金488万4,000円、長期債償還元金179万2,000円を計上しております。

次に、議案第44号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計予算」でございますが、歳入歳出それぞれ129万8,000円とするもので、主な内容は、歳入で基金繰入金93万6,000円、財産運用収入35万9,000円などを見込んでおります。歳出の主なものとしましては、墓地管理委託料70万円、需用費16万2,000円などを計上しております。

次に、議案第45号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ558万9,000円とするものです。歳入の主なものは、ガレージ使用料168万6,000円、ラジコンコース使用料15万4,000円、アゼリア館の軽食、販売収入等212万9,000円などとなっております。歳出の主なものは、ガレージの管理費109万8,000円、アゼリア館の管理費449万1,000円などでございます。

次に、議案第46号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,946万4,000円とするもので、あわせて地方債の発行についても定めております。

歳入につきましては、作東老人保健施設で1日平均、一般入所45.5名、短期入所2.5名、通所リハビリ20名の利用を見込み、指定居宅介護支援事業では介護サービス計画作成を月平均95名を見込んで予算計上を行っております。歳出の主なものは、総務費が2億2,558万2,000円、医業費2,765万1,000円、公債費3,231万4,000円、また医療用消耗器材費で昇降式介護浴槽購入費を予算計上しております。



次に、議案第47号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計予算」でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ7,294万1,000円とするもので、美作養護老人ホーム組合の解散の後事務を承継するに当たり、令和2年度新たに計上するものでございます。令和2年9月30日をもって美作養護老人ホーム組合を解散することから、10月1日からの半年間分の予算を計上しております。

歳入につきましては、分担金及び負担金88万1,000円、財産収入2,000円、繰入金476万9,000円、諸収入6,728万9,000円となっております。歳出では、諸支出金5,913万8,000円、公債費765万3,000円、総務費302万3,000円、民生費262万7,000円、予備費50万円などとなっております。

次に、議案第48号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」でございます。歳入歳出の総額をそれぞれ859万1,000円とするもので、大学、短大、専修学校に就学される方を支援することを目的に、令和2年度につきましては継続の方6名、新規を6名の合計12名に年間36万円、総額432万円の貸し付けを見込んでおります。あわせて、新規貸し付け6名分の5年間の債務負担行為を計上しております。

次に、議案第49号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、歳入歳出それぞれ4億7,478万6,000円とするものです。

主な内容は、歳入につきましては後期高齢者医療保険料が2億9,600万2,000円、繰入金が1億6,122万7,000円となっております。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で4億4,561万3,000円となっております。

次に、議案第50号「令和2年度美作市水道事業会計予算」でございますが、収益的収支予算では、収益において8億6,275万2,000円を、費用において10億6,127万8,000円をそれぞれ計上しており、主な内容は、収入では水道料金及び一般会計からの繰入金、支出では水道施設の維持管理、企業債の支払い利息及び減価償却費となっております。また、資本的収支予算では、収入において3億7,075万3,000円、支出においては8億4,053万3,000円をそれぞれ計上しており、主な内容は、収入では一般会計からの出資金及び企業債であり、支出では配水管等の更新工事、ポンプ設備等の更新工事及び企業債の元金償還となっております。

次に、議案第51号「令和2年度美作市病院事業会計予算」でございます。収益的収支におきましては、業務予定量を入院患者1日72人、年間2万6,280人、外来患者1日97人、年間2万8,421人で算定しており、予算の総額を収益、費用それぞれ10億3,161万9,000円とするものです。資本的収支では、収入額は1億5,616万7,000円、支出額は1億7,433万2,000円であります。収入の内訳は、一般会計出資金が7,176万7,000円、企業債8,440万円となっております。支出の内訳は、カーボンマネジメント事業等に係る建設改良費が1億2,123万6,000円、医療機器等購入費が1,766万4,000円、起債償還が3,543万2,000円でございます。

次に、議案第52号「令和元年度美作市下水道事業会計予算」でございます。収益的収支予算では、収益において25億5,484万9,000円、費用において26億5,195万3,000円をそれぞれ計上しており、主な内容は、収入では下水道使用料及び一般会計からの繰入金です。支出では施設の維持管理費、企業債の利息償還及び減価償却費となっております。また、資本的収支予算では、収入において9億6,344万5,000円、支出においては19億2,026万3,000円をそれぞれ計上しており、主な内容は収入では一般会計からの出資金及び企業債であり、支出では計画策定、下水道管の布設及び企業債の元金償還となっております。

〔「令和元年度一番最初、議案名の時」と呼ぶ者あり〕

失礼いたしました。議案第52号「令和2年度美作市下水道事業会計予算」でございました、失礼いたしました。

以上、議案について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたしまして提案説明とさせ

ていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

再開は2月26日午前10時からです。

午後1時37分 散会

令和2年2月26日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（令和2年第1回美作市議会3月定例会）

令和2年2月26日

午前10時開議

於議場

日程第1 代表質問

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	岡	本	泰	介	

3. 欠席議員は次のとおりである（0名）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明													
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮										
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	高	山	宏	明									
市	民	部	長	景	山	二	男	教	育	次	長	山	名	浩	二										
環	境	部	長	森	元	浩	之	経	済	部	長	遠	藤	宏	一										
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	春	名	隆	広									
消	防	長	皆	木	佳	久	会	計	管	理	者	山	本	和	毅										
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春		
都	市	住	宅	課	長	小	林	英	樹	社	会	福	祉	課	長	大	佛	裕	彦						
消	防	署	長	千	原	善	弘	総	務	課	長	春	名	竜	也										

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				
係	長	金	谷	裕	子				

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源をお切りください。

傍聴者の方は傍聴規則第8号にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

21日に引き続き会議を開きます。

議席番号15番岩江正行議員が通院のため午前中欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

21日、議会終了後に予算審査特別委員会を開催し、委員長に金谷のり子議員、副委員長に日笠一成議員を選任いたしました。

なお、市民センター大研修室で審査を行う予定としておりますので、御報告いたします。

## 日程第1 代表質問

議長（岡本 泰介君）

初めに、日程第1「代表質問」を行います。

代表質問の方法につきましては、申し合わせにより総括質問は登壇して行い、再質問については質問席で行うこととなっております。

なお、質問の回数は3回までとし、一括質問方式で行うこととなっております。

質問時間は45分とすることとなっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、公明党美作市議団、議席番号2番和田広宣議員の発言を許可いたします。

2番（和田 広宣君）〔登壇〕

皆様、改めましておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、令和2年3月定例会、公明党美作市議団を代表して市長の所信表明及び令和2年度の重要政策に対する質問をさせていただきます。

今回は、22の項目に対する質問を通告させていただいております。できるだけ簡潔に質問をさせていただきますが、市長、執行部におかれましては、質問の趣旨をしっかりと御理解いただき、市民の方にもわかりやすい丁寧な答弁をお願いいたします。

それでは1項目め、令和元年度補正予算と財政状況について質問をさせていただきます。

令和元年度は黒字決算ということであり、多岐にわたる大胆な政策の成果があらわれているとのことでありました。改めて、各政策の具体的な効果、削減金額についてお尋ねいたします。

また、美作市は本年3月で合併から15年、萩原市政6年を迎えます。合併当初からの財政指標の推移、改善値、今後の見通しについてお答えください。

次に、令和2年度予算についてであります。

市民生活のための積極的予算ということで、総予算218億5,600万円、前年に比較して11億3,100万円の増額となっております。増額となる主な事業の政策を具体的に示してください。また、大きく削減する項目が

あれば、同時にお示しください。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねいたします。

第1期の最終結果を前に、おおむね半数の項目で目標値に対して成果が見込めるとのことでありました。全部で48項目あるわけでありますが、特に成果があったもの、今後一層の努力が必要なもの、また見直しが必要なものは何か、重立ったものをお示しください。

また、第2期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略作成に対してのお考えをお尋ねいたします。

次に、行政懇談会で引き続き要望が多かった防災・減災についてであります。

河川の氾濫や浸水対策を緊急自然対策事業費等を活用し、本年度に引き続き新年度も積極的に取り組むとのことでありました。一般河川のしゅんせつや立木の伐採等の要望の進捗状況と見直しをお聞かせください。また、河川監視カメラ更新の内容についてお尋ねいたします。

次に、令和元年の台風19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても維持管理のための河川のしゅんせつが重要との考えのもと、政府では緊急浚渫推進事業として、令和2年度から5年間で4,900億円が予算化される見込みであります。美作市の計画とお考えをお示しください。

次に、美しい里山公園の進捗状況と今後の都市公園の展望についてお尋ねいたします。

当初の500ヘクタールの計画の最終年度となりましたが、進捗状況と今後の公園面積拡大の展望をお尋ねいたします。

次に、定住促進対策と人口動態についてお尋ねいたします。

美作市では移住・定住を促進するため、数々の補助金やお試し住宅、定住促進住宅の拡充や多くの事業が実施され、令和元年度よりは新婚さんいらしゅんせつ事業が成果を上げているとのことでありました。事業の目的である人口動態の中の社会増減の推移、また今後の展望についてお尋ねいたします。

続いて、女性に優しい街づくりについてであります。

妊娠、出産、育児と切れ目のない支援が充実しているということには大いに評価させていただくところがあります。そこで、今回、令和2年度から開始される産前ヘルパー派遣及び産後の入院延長事業の具体的な内容と期待される効果についてお尋ねいたします。また、不妊治療の助成拡充についての内容をお示しください。

次に、今回、真庭市が取り組まれる若者のがん患者、妊孕性温存治療費助成についてお尋ねいたします。

これは、子どもが欲しくても、がん治療を受けるために諦めなければならない方の卵子や精子を、治療が始まる前に冷凍保存を行うものでありますが、女性に優しい街を目指す中での見解を求めます。

次に、手話言語条例制定と具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

今議会初日、美作市手話言語条例と美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例が上程されました。この条例の制定は多くの障がいの方々や御家族の方にとっても非常に喜ばしいことであるわけでありますが、条例に掲げられた目的の達成には、条例の周知や普及啓発が最も重要であると考えるところであります。その具体的な計画や内容はどのようなものを検討されているかお示しください。

続きまして、特別支援学校についてお尋ねいたします。

構想が発表されてから数年が経過しました。何らかの障がいがあり、生きづらさを感じている子どもたち、また保護者の方や支援者の皆様には、その動向に大いに期待されているところでもあります。同時に、その内容がどういったものになるのか、重要なところでもあります。現在の計画と課題、見直し等について進展があればお答えください。

次に、GIGAスクール構想についてであります。

令和5年度までに小・中学校生徒へ1人1台の端末整備を行っていくとのことでありました。教師の育成も含めた運用の仕方で、自治体間で教育レベルに大きな格差も生じかねないとの声もあります。本市が構想実現に期待する効果、また教員育成、専門的人材の確保、外部人材の参画等の課題についてのお考えをお示しください。

また、幼児教育の充実についてお尋ねいたします。

今回進められる大原、英田地区の認定こども園には、子育て支援センターが併設されるとのことです。従来の幼稚園、保育園とはどのような違いがあり、それによってどのような効果が期待されるのか、お答えください。

また、今後、他地域での幼児教育は、どのように充実させていこうとしているのか、お示しください。

次に、公民館、集会所の展開についてお尋ねいたします。

現在の公民館、集会所、中学校単位での再編整備し、社会教育、コミュニティや文化活動などの充実を図るためにも、それぞれの施設に館長を配置するとのことでありました。現在、大原公民館と英田公民館に館長を配置しているわけです。その実績や効果についてお答えください。

続きまして、外国人労働者との共生について質問させていただきます。

美作市でも多くの企業で外国籍の方に働いていただいております。近年の市内外国人定住者の推移と今後の見込み、また外国の方に魅力ある地域、職場とは何なのか、具体的な政策もあれば一緒にお答えください。

次に、ベトナム交流による成果と今後の期待するものについてお尋ねいたします。

また、ベトナム以外への交流の構想があればお答えください。

次に、交通弱者に対するタクシー補助事業についてお尋ねいたします。

美作市のタクシー補助もしっかり浸透し、多くの方が登録され、利用されています。周知の徹底と事業内容の有効性を認めるものであります。

そこで質問ですが、利用者の多い地域、単価と利用頻度の詳細はどのような状態なのか。その内容は当初の目的に沿っているのか。今後、市営バス等の交通機関との関係で目指す方向をお示しください。

次に、美作岡山道北部延伸の取り組みについてであります。

今回、研究会から整備促進期成会に進んだことは、地域の活性化、緊急時の輸送手段を思うとき、大変に喜ばしいことであると考えます。今後、どのような活動を予定しているのか。また、道路整備実現に向けての事業計画、事業着手等のスケジュール的な目標はあるのか、お答えください。

次に、自動車急発進防止装置補助事業についてお尋ねいたします。

全国で悲惨な事故が続く中、本市では地元の事業者の方に御協力をいただき、先進的な事業を進めてきたわけです。このたび、政府でも、新車だけでなく後づけのペダル、踏み間違い急発進抑制装置にも補助が行われる予定であります。当初の助成対象と政府の助成対象の相違点と今後の美作市の対応についてお尋ねいたします。

続きまして、第三の居場所づくりについて質問をさせていただきます。

英田公民館内に設置されるとお聞きしておりますが、最終的、具体的活動内容と対象者、また将来的に他地域への展開についてお尋ねいたします。

次に、高齢者見守りシステム補助についてお聞きいたします。

今後、ひとり暮らしの高齢者が増加する中、少しでも緊急時の不安を取り除くためにも周知を図り、多くの方に利用をしていただきたいと思うところであります。そのための具体的な周知の方法はどのような検討

をされているのか。また、現在は設置費だけの補助ですが、ランニング費用の補助も検討できないか、お尋ねいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについてお尋ねいたします。

アメリカ7人制ラグビーチームの事前キャンプや聖火リレー等、市内全域で盛り上がりを期待するところですが、事前の周知が肝心と思います。オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火フェスティバル等のオリンピック関連事業の具体的な内容を答弁願います。

次に、新型コロナウイルス対策についてお尋ねいたします。

毎日の報道では、日に日に被害が膨らんでおります。検査体制も不十分であることから、今後、美作市でも感染が広がることも考えての対応が必要と思われる。対策本部の設置、市立病院等の近隣の医療機関との連携について、どのようにお考えでしょうか。

また、政府では、雇用調整助成金に新型コロナウイルスの影響による特例を設けて対応するとのことであり。当市に考えると、どのような対応となるのでしょうか。

最後に、新庁舎の建設についてお尋ねいたします。

平成27年、現在の本庁舎に近いところに新築移転を要望するとして美作市庁舎整備検討市民委員会から提出された建議書は、今どのような扱いになっているのでしょうか。建議書には、将来に負担を残さないように合併特例債は最大限活用し、とあります。合併特例債の発行期限が延長された意味を考慮し、将来、あつとときに建てかえていけばよかったとならないように、新庁舎の建設をぜひとも実現しなければならないと考えます。市長も同様のお考えであると思います。ぜひ市長のお考え、決意をお聞かせください。

以上、22項目の質問をさせていただきました。

この後、一般質問でも同様の質問に対して、さらに疑問を深めていただけると思いますので、極力再質問は控えたいと思います。

冒頭にも申し上げたように、市民の方にもわかりやすい答弁をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、公明党を代表されての和田議員の御質問にできるだけわかりやすく答えようと思うんですが、まず財政の話がありました。

財政っていうのは、市として行うほとんど全ての政策の一番重要な原資であります。国は、地方交付税その他でもって、どんな町でも大体のことは金太郎あめのようにはできるようにはしてあるわけです。しかし、それを超えて、例えば不妊の話が出ましたけども、こういうところは頑張っていこうというような独自の政策をすることによって、他の市町村との関係で、ちょっとでも住みやすい町にするということにするためには、相当念入りの財政改革をして余裕をつくる必要があると。そのことはこの数年間心がけてやってきたわけでございます。

幾つか事例を紹介いたしますが、例えば平成28年度に議会の皆様の御理解を頂戴をして、下水道料金の統一をいたしました。これは、やや難しい話なんですけど、結果として若干の値上げになってるんです。市民の方々の御負担が約4,000万円、実は増えてるんです。この4,000万円が増えたことによって、国のある基準がございまして、ある一定の使用料を取った場合には、一定以上の使用料だったら、それは大変苦しんでおられる下水道施設である、それを高資本費っていうんですけど、資本費が高いから大変だなというんで、要す



るに交付税をよりたくさんくれるようにしてあげようという制度があつて、それによろやく乗れまして、下水道開始して26年目のことだったのかな。元年度でいうと、市民の方々に4,000万円御負担いただいたんだけど、交付税が1億4,000万円、この分で増えてる。ただ、残念なことに、これはたしか来年ですか、来年度で切れるんじゃないかな。30年間しか使えないんです。でも、高資本であることには全然変わらないんで、実は今、この間も広島の国土交通省の地方整備局で、下水道について提言があるかということで、中国地方の方々に声がかかって、私ども早速手を挙げまして、高資本対策っていうのはありがたいんだけど、我々も至らんとところがあるけども、二、三年しかもらえんっていうんじゃないって話をした、それはよく理解できるというんで、今、国でこの高資本対策の交付税措置を延長できるかどうかを議論しようというところまで来させてもらってます。

次に、これはもう（聴取不能）に感謝してるっていうか、随分お話をしてくれておりますんで、議員を初め、いろんな方々に御理解いただいておりますが、都市公園面積を拡大することによって、交付税のベースになっている基準財政需要額を増やすことができる。これは今のところ約1億2,000万円、毎年毎年入ってくる。今までに増加した部分で、市民負担の分は既に取り返してしまって黒字になってるんで、あとはもういただく。そして、いただいたものを、先ほどもありましたように国や県の助成はないけれども、市民の方々の福利厚生のために使う。筆頭典型がタクシーの割引であったりする、あるいは不妊治療であったりするわけでございますけれども、国や県がやってないことでもやる、その財源に今充ててるわけでございます。

それから、コストの削減というようなことも含めて、いろんなことがあるんですが、御負担のものもあります。情報通信関係でいいますと、ケーブルテレビ使用料の暫定料金っていうのがありまして、とりあえず安くしとくっていうんですが、その停止をいたしまして、これも市民の方々に御負担をかけるんですが、4,000万円の増収があつて、一方で告知放送のやり方を技術進歩に対応してFM告知にいたしました。IP告知っていうのがいい、いいって言われた時代があつたんですけども、もっと楽な、簡便な方法としてFM告知に今なつて、皆さん、FM放送も一緒に聞けるっていうんで、十分ごらんになると思うんですが、これで維持管理費が4,000万円程度減つてると。

それから、電力契約を全面的に見直したことによって、電力使用料は年額で4,000万円——全部4,000万円ですけども——削減している。それから、今回の補正予算で、債務の増額補正しておりますのが、随分関係部局の職員が本当に丹念に念を入れて頑張ってくれた。あるいは、市内のいろんな生産者の方々が、いい品物をつくって納入していただいたということのおかげでございますけれども、ふるさと納税額がことしは7,500万円を少し超えるかなというところまでよろやく来ました。もちろん、すごいところは20億円とか取ってらっしゃるんですが、私が就任をさせていただいたときに、これが数百万円、500万円以下だと思ひます。ですから、相当頑張ってくださいました。そういう結果として、基金利子、またその基金利子がありまして、これも会計管理者のところで一生懸命運用改善をしてくれました結果、基金利子が補正後で1億円ということになって、何やかんやで9,000万円の増ということになります。足し算するのは、各年度でもって、若干差がありますので難しいんですが、効果を、今の年度で申し上げますと約5億8,000万円ぐらいというようなことであつて、ご案内のとおり、これも交付税が、合併の影響で10年間だけ少しようけいあげよう。それをまた、もとに戻すんだと。もとに戻し方も大分減らしてもらつたんですが、この合併算定がえが終了した後に各種の新規事業が提案できるんですけども、随分影響が激しいと思つたんですが、その影響を乗り越えて、ことしの予算ですけども218億円っていう予算を割と自然に組むことができるようになったっていうのは、とても大きな成果であろうというふうに思つております。財政指標で見ても、こ

これは当然いいほうにあらわれてまして、我々重視をしている例えば実質公債費比率とか将来負担比率、特にこれらについては、平成20年ごろが非常に高く、これはひょっとしたら危ないなという状況であったわけですが、その後ずっと歴代の財政担当の方々や首長の方も含めて頑張って、私もそのバトンを受け継いだ結果ではございますけれども、非常にいい水準になっていると。たしか、将来負担比率、つまり将来の市民の方々に負担をしていただく借金の金額を、大体その予算の総額で割ったものですが、100とすると1年間何も食わなく、何もしなければ、じっと黙ってれば1年間で返せるんです。それが、私どもの市の場合には、悪いときには百九十何ぼだったと思います。つまり、約2年間は何もしないで黙ってなきゃいけないという、それぐらいの負担があったんですが、今は0.15ですから、2カ月じっと我慢してれば全部返せると、こういうぐらいの水準になってまいってます。

次に、令和2年度予算について、主な増減項目、どうなんだというお話があったわけでありまして。

前日の所信表明でも、金額に関係なく、小さいものでも例えばびりっとなるお話をさせていただいたので、それと余りダブらないようにお話を、つまり所信で申し上げたことに加えているんがありますんで、それを少し念入りにお話をさせていただきますけれども。

定住促進補助事業、これはもう拡充してるんですが、住宅の新築、改修等に係る費用、引っ越してこられる、移動されるっていうときにやってるんですが、これまでではどちらかといえば市外からの転入者の方に手厚い制度となっていたんですけども、転出をされるっていうのも痛いわけですから、これは公平に考えようっていうようなことの中で、転入、在住者の方々にも、どちらも同じ程度の御支援をする。具体的にいうと、新築補助金を40万円で統一をするということになります。これは過去の実績から見ますと、市内在住者の方への補助件数が大きく、そういう意味では割と市内の方が転出しないようにしていただく効果が高かったんですが、それを手厚くすることということで、より一層この町にとどまっていたかっていうことを強く求めるような心持ちであります。

次は、文化財保存活用地域計画策定事業、新規で約500万円ぐらいなんですが、附属機関の設置条例をあわせてお願いしてるんですけども、今、教育委員会や関係のところ、市内のまだ十分に目をつけなかった文化財をもう一回よく調べてみようついたらいっぱいあり得るんです。今、一番きらきら輝きかけてるのは英田ですけど、真木山、この間、森林政策の事業でもって、更新伐じゃなくて、今度は森林環境譲与税できれいにしていただいたんですが、先ほど写真も拝見したんですが、あっと驚くすばらしい城郭のような伽藍跡が出てきました。これは若い世代の方々にもぜひ見ていただきたいと思ひますし、地元の方々の中で、この真木山の伽藍跡に注目をされておられた方々の話を聞くにつけ、涙が出るほどうれしかったというようなことであります。

こんなことも含めて、市内にはまだまだ我々が十分に認識をしていなかった、そして認識をしっかりとすれば、観光を含めて、あるいは社会教育を含めているんな効果があるものがあるんですが、これを国もちゃんと保存、活用してやってちょうだいねと。その前提として地域としての計画をしっかりとつくってねという。計画があったら多少、たしか助成も出るんです、国から。そういう前提の作業があるんですが、それを今回やろうということになってます。

また、次の教育委員会なんですけども、小学校外国語指導助手事業っていうんで、結構大きな金額なんですけど、英語が令和2年度、つまりもうこの4月からですけども、強化されることになっていることは皆さん御存じのとおりなんですけど、そのために英語指導助手を1人増員をさせていただくと。全市で4名体制でしたよね。そういうことで頑張っていこうと。

それから、市民の方々の関心が強いんですけども、詳しくはきょうは申し上げませんが、美作インター周

辺整備事業、縦貫道美作駅っていうわけです、もうもう工房跡地。これは、かなり建設部で水面下の勉強が進んでまして、私も一体どうなってんだいというふうに思った時期もあったんですが、かなり大胆な構想を練りながら、関係機関、高速道路会社、それから国、県と念を入れた協議をしてるんですが、そろそろこれを表に出して基本計画とできるということで、金額は大したことないんですが、この計画を表に出すぞっていうところまで、政策的に進んできたという項目です。

それから、次は防犯カメラの設置支援事業、防犯カメラだったらやってたじゃないか、今までと。今までのは、割と県の制度に倣って始めたもんですから、高かったんです、1基30万円ぐらい。年間に数台設置をしまいでまして、それも非常に効果があったんですけど。過去4年間ぐらいやった結果、今、市内に我々が関与した防犯カメラが23台あるんですけども、令和2年度には一気に約30台の防犯カメラを、これは地域の事情を聞いたり、あるいは警察との協議もしますけども、1年間で今までの四、五年分も超える30台をいろんなところにつけていただく。こういうことで、飛躍的に私どもの町における防犯カメラによる安全対策というものが進むことになろうかと思えます。

それから6点目は、これもいろんな方々から言われ、議会でも御指摘をいただきましたけども、空き家等除却事業補助金、これも拡充でございますけども、不良度判定基準未満の危険空き家除却費っていうのがあります、それが要するに、あの基準もよくわかんないですが、ある基準があって、その基準に届かないやつは30万円が限度だったんですが、これも入り口論ではありますけれども50万円っていうことで大幅に拡充をする。

それから次、これは7点目になるのかな。緊急自然災害防止対策事業というふうなことで大幅増です。3億5,000万円ぐらいですが、有利な財源——これはお尋ねの中にありましたけども——活用して自然災害を防止するためのさまざまな河川、治山、農業水利等の観点から見た、例えば内水排除をするとか、洪水時の水位を下げるとか、雨が降っても崩れないようにするというような事業に積極的に使っていきたいと思うんです。これはおもしろい事業でして、大体のところ、実は県事業の絡みがあるんですけども、待てられない人はやってくれっていう事業なんです。待てられない人はやれと、市町村で。我々のところも21災の大被害を受けた後、河川改修なんかについてもやるにはやったけれども、そのときやろうと思ったことで、まだ済んでないことはいまだにあるんです。そういった問題について、市として県にお願いをしながらやるものも当然ありますけども、緊急にやらにやいけんことについては、国からの直接支援を得てやるということでもあります。

減額については、今、総予算が増えてますんで、余り大したものがないんでありますけれども、2つばかり申し上げますと、これは国の御支持のもとにやっておりましたプレミアム付商品券事業というものが、当市の場合には2億800万円でありました。これがなくなると。それから、旧クリーンセンターっていうか、旧じんかい処理施設解体撤去事業、これは済むわけでありまして、これも歯を食いしばってやったんですが、5億円ぐらいの解体費が今回は消えていくということでもあります。

次に、総合戦略の御質問があったわけでありまして。

何がよくできたかっていったらいろいろあるんですが、うちの担当部局の見立てでいうと、インバウンドは目標超過をしてとてもよかったですと思います。技能実習生についても、これも自然の流れっちゃ自然の流れなんですけども問題なかった。高齢者のスポーツイベントの参加などもよくできてるというようなことであります。

まだ達成できてないものっていうと、自衛隊の体育学校の誘致が、死んではおりません。国からは、あなたの町ほどしつこく言い続けているところはもうなくなったと。いかにもしつこいなと。ただ、これは、しつ

こいと言ってんのはやめろという意味じゃないんだ。これからも継続して要望するようになっていう妙な御指導を頂戴はしてるわけですが、そういうことでまだできてないけどやろうとしています。

それから、目標の立て方が間違っただのかなと思ったりするんですが、林野高校の志願者の増加っていうのは、県からいうと、おまえ、この少子化、高齢化、特に少子化が著しく進行をしている県北において、志願者が増加するっていうのはちょっとどうなのかって言われる感じの目標でございましたけれども、あえて言うと林野高校と滋慶学園の高校を足すと多分微増になってるかなという感じを私としては受けておりますが、ただし目標として掲げてきた林野高校の受験者数の増加っていうことについては届いてません。第2期にどんなことをするかっていうと、やっぱりその中で、今申し上げた中で一番大切なことは、後で出てきますけれども、やっぱり人口動態なんです、まずは。一番の本尊はやっぱり人口動態であって、社会増にどう結びつけるかということを念頭に置きながら、会議でも議論をいただいておりますけども、RESASみたいなデータも使いながら、有効な対策をとっていきたいと思います。

防災・減災がございませう。

先ほどもちょっと申し上げましたが、緊急自然災害防止対策事業というものについてお話を申し上げますが、この事業は国庫等補助の対象にならない、等の中に県があるわけです。だから、市町村単独みたいな話になるわけです。ならない市町村が実施する単独起債事業になります。起債の裏側の7割は国が面倒を見るということで、防災・減災のための公共インフラ整備、令和元年度から2年度までの2カ年となってるんですが、これはもう市長会でも非常に重要な施策として評価が高いんだけど、インフラ整備について計画をして実行するまでに全部2年で終わるなんてことはあり得ないじゃないかというんで、延長要望がごうごうと湧いてますので、多分延長されると思いますけども、こういう事業があって、これを市としても活用したい。例えば、市が管理する普通河川の護岸の整備、パラペット、フラップゲート、しゅんせつなどが対象でありまして、増水時の災害減災、機能強化が狙いということになります。これまでは、単独市費で対応していたものも含まれておりますので、ある意味では財政的にもプラスになるというふうに分達としては納得をして積極的に取り組んでできました。現在の進捗状況につきましては、25河川、57カ所について測量設計、あるいは一部の方では工事にも着手をしていて、工事の大半については令和2年度の実施の予定をしているというようなことでございませう。

いずれにしても、とりあえず令和2年度までとなってることは理解をしておるので、要望を取りまとめて、その後は緊急浚渫推進事業を活用して、河川のしゅんせつや伐採をやっというんですが、これは表向きはこう言ってるんですけど、国にはこの事業は大切なんで延長してくれということ強く私は申し上げてるところであります。

河川の監視カメラにつきましては、これも議会でいっぱい出ました。それから、実は行政懇談会に行くと、あれはどうなつとんじゃ、おかしいじゃねえかって言われる、筆頭が夜になったら何にも見えりゃへんじゃないかということで、赤外線カメラを1台導入したんです。1台試験的にやってみたら、よかったんじやろ、あれ。とてもよかったというところで、結構レンタル料が高いんですが、思い切って残りの18カ所全部をやろうということでありました。ここにある資料によりますと、画素数が従来のやつが32万だったやつ、今度は240万と。それから、レンズのカバーも水滴がついて見にくくなってたんで、それが親水性カバーということで雨が降っても大丈夫と。飛んできて大丈夫っていうものになるとか、何かいろんな技術革新もあったようであります。

そして、追加して申し上げますが、雨量計につきましては、今市内に10基あるんですが、これが割と簡便なものでありまして、余りしっかりした記録をとれないんで、その辺も直しながらホームページやみまちゃ

ん等でもわかりやすい表示、意味のある表示にできるように努めていきたいと思ひます。

次に、里山公園でありますが、おかげさまでこれも建設部挙げて頑張ってくれまして、この8地区というか、この林野、栄町、檜原、平福、平田それから朽木ぐらいですか、に囲まれた地域の500ヘクタールの山林をまず対象にして30年の貸借期限ということで、無償の賃貸契約によって整備をさせていただいてるわけですが、非常に市民の方々の御理解が進みまして、今の段階で278の個人、団体の方々から、よし、やろうよということで御協力を頂戴しております。約390ヘクタールということになっております。今まで本当に山に入るだけでも大変だったところでもあります、トレッキングシューズで散策できる、明るいももとの公園とももとの里山に戻ったと。かつて昭和の戦前に林野の、今林野高校ですが女学校があったころ、体育の時間、よく山に登って走り回ってたらしいんです。そのころの記憶がある高齢の女性から、昔はあそこはこうじゃったんじゃというて、とてもいい評価もいただいているわけでもあります。

今後でございますけども、今のここの山、城山というか、山の名前はいっぱいありますんで、さっきの地域の山ですけども、これについては令和2年度を最終年度として、おおむねの施設整備が終わることになります。1年、実は地元の調整も含めてその程度かかったわけでもありますけども、今後は利活用の拡大に合わせた施設の充実や、眺望の確保、あるいは排水経路の改善というような維持管理を進めていくということで考えております。

一方で、公園管理の問題とは別に、森林としての管理については、更新伐あるいは森林環境譲与税の活用と維持費についても別途財源が出てきましたんで、それも活用して、なるべくたくさんの方々の金額を市民還元をしたいと思ひます。若干未契約の土地がありますので、引き続き協力をお願いするところがありますとともに、さらなる展開もあると思ひます。

それからもう一つは、この里山公園事業を通した（聴取不能）をやった結果、地域が抱える問題、あるいは山林の利活用のあり方についてちょっとしたヒントがあったんだと思ひます。結果として、他の地域からいろいろな相談や要望が我々の担当部のところに来るようになっておりまして、具体的にいうと湯郷の自治会の方々を初めとして、地元の方が長年管理を継続してらっしゃる塩垂山の遊歩道の問題や、その下になりますけど、吉井川の河川敷の花壇であるとか、あるいは蛸で有名にしたい大谷川の公園などを、同様の考え方なんですけども、河川占用や賃貸契約をした上で都市公園にして、自治会と市が協働でその財源を使って管理できるような形にしようというような話も具体的な計画として動いておりますし、今、塩垂山の山林部分についても地道に契約をさせていただいているところでもあります。

さらに、都市計画区域内の山林につきましては、美しい里山をつくり育てる条例っていうのがございますけど、これに基づいて順次公園として編入できるように格段の努力の継続をしていきます。

加えて、12月議会でもございましたが、防災公園につきましても、とっても重要な課題。これには相当の面積が必要だと。10ヘクタール、15ヘクタールとかいろんな議論がありますが、これらを踏まえて、第2期の総合戦略において、令和7年度の都市公園面積は、今までの目標が500と言っていたんですが、ちょっと上積みして600ヘクタールを目標として——防災公園なんかも含めて——600ヘクタールを目標にして取り組んでいきたいなと思ひています。

次に、定住促進対策と人口動態についてのお尋ねがございました。

大体平均をしますと、合併をしてこの方約15年、毎年168人っていうのが社会減です。平均値がマイナス168、これに自然増減が重なりますんで、何やかんやで500ぐらい毎年減ってきたということであります。自然増減のほうは、これはある意味ではしょうがないというか、そう簡単に動かせる数字じゃありませんが、社会増減については政策によって多少の動きが出てくるというふうには思っております。

これは総合戦略会議でも御披露したんですけれども、市内にあるいわゆる区、144地区の地区別の推移というものも詳細に見ておりますけれども、もうほとんどの地域は減少してんですが、中にはやはり幾つかの地域で増加をしているところがある。筆頭典型でいうと、北山、豊国原、大井が丘の3地区は増加を続けているわけでありまして。筆頭典型でないところでいいますと、この二、三年、四、五年っていう範囲でいいますと、例えば、真加部、入田、川北、福本っていうのが増加になってるんです。真加部、入田、川北、福本。もう一、二地区あったかもしれませんが。真加部はもう理由は明らかです。入田も明らかです。これは定住促進住宅の効果があらわれてる。また、その英田地域全体はやっぱり美岡道のこともあるかなと思うんですが、英田地域全体が平成30年度はプラス、5でしたけど、とっても動きがある。今の話をなぜしてるかって、やはり政策的な対応ができてるところについてはそれなりに動きが出てくるなと思います。あとはこれを全市的にどうするかということなんですけど、財源を充実させてタクシー利用補助とか何かも含めていろんなことをしてきた。あるいは、発達支援については県北でナンバーワンの状況をつくった。不妊治療についても問題ない。こういうふうなことでありますが、そういったところがじわじわときいてきていると思いたいわけでありまして、3月っていうのはまた大きな動きがあるんですけど、2月末までに毎年度どうだったかといいますと、平成27年度は2月末時点で社会動態がマイナス102だったそうです。それから、平成28年度はマイナス73、平成29年度は、これはひょっと年度プラスでいけるかと思ったときなんですけど、2月まではプラスの23だったのに、3月にどっというって、結局86マイナスで終わったんですけど、30年度、マイナス43になりました。今年度は昨日まで、2月のきのうまでの状況でいいますと、31人の社会増できょうこの日まで来ているということでありまして、市始まって以来、一番成績がいい2月末を迎えそうでありまして。今後、さまざまな政策がどうきくかということでありまして、3月は大体転出の時期なんで難しいかもしれませんが、さまざまな施策によってひょっとしたらという期待も持っております。

いずれにしても、社人研——国立社会保障・人口問題研究所——が2040年には美作市は1万6,800ぐらいだろうと言っておられるんですけど、そういう予想を何とか打ち破りたい。今のところ、想定されているラインよりは上を行ってます。住民基本台帳ベースですけども、住基ベースでいうと社人研の推計はかなり超えて動いておりまして、私どもとしては、できれば2万5,000人程度で減りをやめていくというふうにしたい。来年度以降、我々も内部で議論してるんですけど、どこへ出てるんだっていうと、勝央町、奈義町を含めて隣接のところにとられる傾向はほとんど終わりました。とられてるのは、対津山市、対岡山市っていうところなんで、そこをターゲットに置いたPR作戦も必要かなというふうに思っております。

私ばかり答弁をすると何でするので、この辺で少し飛ばしまして、一番最後になります。

新庁舎につきましては、議員もおっしゃるとおり、誰がやるかは別として、合併特例債が使えるときにやってなかったっていうのは、これは末代の恥だと私も思います。ただ、非常に慎重な手続を地方自治法は定めておりますので、議会の方々の御理解と御協力がどうしても必要である、そのことは（聴取不能）。

一方で、このところやはり新庁舎についての必要性あるいは新庁舎のあり方についての考え方が、さまざまな災害との関係で、災害があったときの指揮命令系統、市民の支援体制ってなものを一番重点として考えた新庁舎が必要だってことはだんだん強くなっております。我々としては、そのことも既に出ておったんですけど、庁舎整備検討市民委員会からの報告、建議、それは今申し上げた点を含めてとってもいい方向性を示しているんで、この方向性の中でやるっていうことを継続して申し上げなきゃいけない。その上で具体的にどうするんだということでありまして、私どもとしては是が非とも早い時期に結論を得て、いい設計をしたいと思ってるんですけども、あえて1点言うとする、防災機能を充実した新庁舎ということになりますんで、防災公園との関連性はどうしても一緒になって考えなきゃいけない、そのようにも思わせていた

だいてるわけでありまして、ぜひ市民の方々の御理解、御協力をお願いをしたいと心から思っております。

もう一点、美作岡山道路の北部延伸でありますがおっしゃるとおり、研究会から期成会になった、大前進でありまして、この期成会にも岡山、鳥取の両県の選出の国会議員の方々や両県の県会議員の方々も賛同च्छゅうか、顧問として入っていただいた。そして、そういう方々とともに陳情に行ったわけでありまして、これはそう簡単にいくかどうかはまだわからないので、今後のことを言いますと、陳情に行ったときに、岡山県の小野田参議院議員から言っていたんですが、来年度には調査費をつけてちょうだいと。もっと丁寧に、来年度区間にしていただきたいということを小野田さんが頭を下げた。そして、石破茂さん、鳥取を代表して、国交省も人が住んどるうちに道路はつくらんといけんということだけはわかっといてくれと。おらんようになったとこへつくつてもしょうがなかろうかと言って、強く調査区間への話をおっしゃっておられました。そういう意味では、私どもとしては、できればそういう陳情を国会議員の方々が両県でされたわけでありまして、できれば来年度に調査区間になればありがたいかと、かように思うわけでありまして、一自治体としてはそこまでのことは言いづらいたこもあって、よろしくっていうところを自治体の陳情としては申し上げておきましたが、国会議員の方々の口からは来年度の調査区間にしてくれという言葉が出たことを報告をすることによって、今後の見通し問題を申し上げますが、大ざっぱに言って、志戸坂に今トンネルが1本ありますけども、これをダブルにするって動きがありますんで、その終了とどうしても平仄を合わせて動くんじやなかろうかなと期待をしているということですが、余り自分で決定権がないことについて観測を言ってもいけないので、今のはある種、頭の隅だけに置いていただいて、一番重要な点は、次は調査区間にさせていただくことということが要望されているということでございます。

ほかにもお話をしたいことが若干ありますが、時間も時間でございますので、一旦ここで私の答弁を終わります。残余の点につきましては、各担当部長等からお話をさせていただきたいと存じます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

---

午前11時08分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問の質問項目の7番目から回答をお願いします。

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

それでは、和田議員の代表質問に対する答弁をさせていただきます。

保健福祉部所管の事業で、7番の女性に優しい街づくりについて、8番、手話言語条例の制定と具体的な取り組みについて、17番、自動車急発進防止装置補助事業について、18番、第三の居場所づくりについて、19番、高齢者見守りシステム補助について、それから最後に21番の新型コロナウイルス対策について答弁をさせていただきます。

まず、7番の女性に優しい街づくりについて、産前ヘルパー派遣及び産後の入院延長事業の内容と効果についての回答ですが、平成30年度より、産後1年以内の産婦に対して、産後ヘルパー派遣を行ってまいりましたが、令和2年度より、産前にもヘルパー派遣ができるように体制を充実してまいりたいと考えております。

具体的な内容は、身体的に負担が大きい妊婦に対して、ヘルパーが自宅に訪問し、食事の準備、居室の掃除等の家事のお手伝いができるようにするものです。回数は、産後と合わせて30回まで利用でき、利用料は1回、1時間当たり500円を御負担いただく予定です。

産後ケア入院延長事業につきましては、産後1年以内の産婦で体調不良や育児不安が強いなど、出産後のサポートが必要な産婦が通常の入院期間を延長して、産院で母子のケアや育児指導等を受けることができるようにするものでございます。また、一旦退院してからでも、状況により再入院することにも対応してまいりたいと思っております。利用できるのは7泊までで、利用料は1泊5,000円を御負担いただく予定です。

見込まれる効果ということですが、現在行っております産後ヘルパー事業と母乳相談事業とをあわせて充実することで、安心して出産できる環境が整い、出産前後の経済的負担、身体的負担及び育児負担の軽減につながることができると考えております。

また、不妊治療費助成の拡充につきましては、これまで年間10万円を助成上限としておりましたが、20万円に増額し、不妊に悩まれている御夫婦の経済的負担の軽減を図りたいと考えております。

それから、妊孕性温存療法ということで、真庭市が来年度予算で取り組む予定の事業についての御質問ですが、15歳から30歳前後の思春期、若年成人世代、英語でAYAと書いてアヤと読むということですが、そういう15歳から30歳前後の世代のがんの患者の方が、将来子どもを産める可能性を残せるよう、卵子や精子の凍結保存に係る費用の助成について、この事業ですが、真庭市の来年度予算のプレス発表により私のほうもこの事業を承知しておりましたが、これまで市民の方からそのような要望を賜っておりませんことなどから、まだこの事業に対する研究ができていない状況です。ただ、精子や卵子の凍結保存に関する助成は全国的に広がりつつあるとのことですので、まずは真庭市を初め、導入の自治体への実施に至った経過や申請状況等の調査研究、それから始めてまいりたいというふうに考えております。

次に、手話言語条例の制定と具体的な取り組みについて、条例の周知や普及啓発の計画や内容についての御質問です。

手話言語条例の制定につきましては、市内在住の聾者、手話サークル、登録手話通訳者、岡山県聴覚障害者福祉協会美作支部、美作地区手話サークル連絡会の方々との意見交換を6回にわたって開催しまして、メンバーの方々の意見や思いをお聞きし、それを参考に条例案を策定し、パブリックコメントを経てこのたび上程いたしております。

条例が制定されてからの具体的な取り組みについてですが、令和2年度では、まづもって市職員への周知と普及啓発のための研修会の開催、市民の皆様への周知や啓発用のパンフレットの作成、広報紙、みまちゃんネルを利用した普及啓発を行ってまいります。また、一般企業の事業所や各種団体への出前講座の開催ができればと考えております。今後も、当事者や当事者団体、手話サークルなど、関係者の意見を聞きながら、新たな取り組みも進めてまいりたいと考えております。

次に、17番の自動車急発進防止装置の補助事業についてですが、国の補助事業との差異、またストップペダルが国庫補助事業の対象となった場合の市の対応とはという御質問ですが、美作市自動車急発進防止装置整備費補助金の対象装置は、オートマチック車のアクセルペダルとブレーキペダルとの踏み間違いによる事故を防止するため、純正のアクセルペダルにかえて取りつける、誤操作による急発進を防止する機能を備えたアクセルペダルとしており、現在この定義に合うものは、英田エンジニアリング製のストップペダルのみになっております。

一方、1月30日の国会で可決成立した補正予算に計上されたサポカー補助金の申請方法等を現在国で検討しているということですが、満65歳以上の高齢運転者が対象車両を購入した場合と認定対象装置を後づけし



た場合に、民間事業者を通じて補助の申請ができるようになるということです。

現在のところ、ストップペダルはこの認定対象装置になっていないことから、従来どおり市の補助金の対象になります。なお、今後ストップペダルが国の認定対象装置になった場合は、サポカー補助金の国庫補助対象分を引いた残りの金額の3分の2を市のほうが補助するという方向で、現在、国のほうへ照会をしているところでございます。

それから次に、18番の第三の居場所づくりについて、具体的な内容、今後、他地域にも設置する考えがあるのかの御質問ですが、第三の居場所づくりの具体的な内容についてですが、現代社会において、家庭の形態や働き方の変化に伴い、子育てに地域がかかわることも少なくなり、子育て世帯における保護者の負担が増している中、子どもの特性や世帯の抱えるさまざまな課題が重層化することで、家庭における養育にも影響がある場合があります。そのような環境に置かれた子どもたちが、学校や家庭ではないところで、安心・安全な環境のもと、学習習慣や規則正しい生活リズムを育み、学習やさまざまな体験を通じて、将来の自立に向けた力を育てることができる場所の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

現在のところは、モデル事業として、英田公民館の主に2階の一部を改修しまして、英田地域及び美作地域の一部を対象として、利用者定員15名として、専属スタッフ3名で運営を行う予定としております。

開所の時間につきましては、平日は放課後午後2時ごろから午後7時まで、長期休暇中、春休み、夏休み、冬休みになりますが、午前9時から午後7時までを考えております。

開所中の1日の流れになりますが、平日では、手洗い、うがいから始まり、宿題等の学習時間、おやつを提供、集団での遊びや自由遊び、掃除、片づけなどとなり、長期の休暇中は平日のメニューに加えまして、調理実習やスポーツや文化的体験や施設見学なども加えていきたいというふうに考えています。

加えて、子どもたちだけでなく、保護者との関係づくりも重要であることから、保護者からの子育てや心配事などの相談にも対応し、将来的には療育機関として放課後等デイサービス事業への移行も視野に入れ、考えていきたいと思っております。

次に、他地域への設置につきましては、まず英田、美作地域での本事業の成果を検証した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、19番、高齢者の見守りシステムの補助につきまして、周知の具体的な方法についての御質問です。

高齢者見守りシステム補助につきましては、独居高齢者を対象に、人感センサー等を併用した、民間の警備保障会社の緊急時駆けつけ対応付きの緊急通報装置を設置する際の費用の一部を市が補助するもので、令和2年度の予算に計上をしております。

このシステムは、利用者が体調不良等の緊急時に、緊急通報装置のボタンを押すと、警備会社に緊急通報信号が送信されまして、ガードマンが利用者宅に駆けつけます。また、利用者宅に取りつける見守りセンサーに一定時間反応がなかった場合にもガードマンが駆けつける機能がありまして、緊急通報装置ボタンを押すことができずに倒れた場合などにも対応が可能な仕組みになっております。

補助の内容ですが、設置に係る費用の3分の2、上限2万4,000円を補助します。設置費用は総額で3万5,000円から4万円程度、補助を活用すると利用者の御負担は1万1,000円から1万6,000円程度になります。ランニングコストとしてかかります3,000円程度の月額料金は自己負担となりますが、緊急通報装置のボタンを押したとき及び見守りセンサーによる警備員が駆けつけた場合のその都度の費用は発生はいたしません。

事業を周知する方法として、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等によるサロンや各種教室、あ

るいは個人面談等を通じた周知の徹底、広報紙への掲載、新聞でのリリース、また市外、県外に住む独居高齢者の家族の方へ向けての周知をするために、ふるさと会、同窓会等で説明を行うなどの方法を考えております。

それから、21番の新型コロナウイルス対策について、対策本部の設置等、美作市の対策についての御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策についてですが、現在、国内でも感染者数が増えており、残念ながら死者が5名になったという報道があったところです。国、県では24時間体制の相談窓口を設置し、迅速な検査体制、医療体制整備を急いでいるところですが、市といたしましては、感染予防のため、市民の皆様一人一人がせきエチケットや手洗いに心がけ、栄養と睡眠を十分にとりいただき、体力の保持に努めていただくよう、告知放送やホームページなどで呼びかけを行っております。また、市役所、支所、保健センター入り口及び各階受付カウンターなどに消毒液を置いて感染予防に努めております。

対策本部の設置につきましては、岡山県の美作県民局地域対策本部は、県内に感染者が発生した場合に設置する予定とのことですので、美作市におきましても同時期に設置をいたし、行政、医療機関、各関係機関との連携をとりながら対応を行ってまいりたいと考えております。

また、雇用調整助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例措置が設けられているということでございます。日本、中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主で、中国関係の売り上げや客数、件数が全売上高の一定割合——これは10%ということですが——以上である事業主が対象となり、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するというものです。影響を受ける事業例の一つに、中国人観光客の宿泊がなくなった旅館、ホテルというものが上がっており、市内の旅館、ホテル等が対象となる可能性もあります。申請等につきましては、岡山労働局やハローワークが窓口となります。なお、今後、相手国が中国に限ったものだけではなくなる可能性もあり、制度内容の拡充を要望していくということも必要になるかというふうに考えております。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

平田企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

私のほうからは、9点目の特別支援学校についてと、20点目の東京オリンピック・パラリンピックについて答弁させていただきます。

まず、9点目の特別支援学校について、現在の計画と課題、見通し等についての御質問ですが、平成30年度までは、本市が作成した、美作市立特別支援学校高等部整備計画（案）について、学校整備の基本的な考え方、開校時期、通学区域、設置する学科などにつきまして、岡山県教育庁から意見が出されたことから、その調査、検討を行いまして、その結果を踏まえ事前相談を行ってまいりました。

令和元年度になってからは、協議は進展いたしておりませんが、平成30年度までの協議の内容につきまして、岡山県教育庁から出された意見、本市の意見や修正案についてまとめたものを、昨年ですが、11月22日に開催されました特別支援学校調査特別委員会で御報告させていただいております。

今後の取り組みといたしましては、美作市立特別支援学校高等部の設置を望んでおられる方の切実な気持ちに伝えられるよう、特別支援学校調査特別委員会の御意見をいただきながら、美作市立特別支援学校高等部整備計画（案）の策定に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、20点目の東京オリンピック・パラリンピックについて、美作市で開催するオリンピック聖火リレ

一、オリンピック聖火フェスティバル等のオリンピック関連事業についての具体的な内容につきまして、本市で、東京オリンピック・パラリンピックに関連した事業につきましては、令和2年5月21日に、現代玩具博物館、オルゴール夢館前をスタート地点として、美作市役所をゴール地点とするオリンピックの聖火リレーが約2キロの区間で実施されます。平日の午後という時間帯となっておりますが、美作地域の小・中学校等を中心に声をかけさせていただき、沿道での声援をお願いしているところでございます。議員の皆様、市民の皆様におかれましても、沿道での御声援をよろしくお願いいたします。

また、東京オリンピックに向け、アメリカ合衆国のラグビーセブンズの事前合宿が行われます。男子チームは令和2年7月10日から23日の日程で、女子チームは令和2年7月16日から23日の日程で事前キャンプが行われる予定となっております。

さらに、パラリンピックを盛り上げるため、全国的に実施される聖火フェスティバルの一環として、8月13日にベルピール自然公園で、パラリンピック聖火につなげる火をおこす採火式を計画いたしております。市民の皆様と一緒に、オリンピック・パラリンピックの機運を盛り上げ、関連事業を成功させてまいりたいと考えております。市のホームページ、告知放送等でお知らせしてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、本年3月末に予定しておりましたアメリカラグビーセブンズのアジア大会に向けた合宿につきましては、アジア大会のほうで延期となりまして、そのキャンプのほうは今流動的になっておりますことをお伝えしておきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

私のほうからは、GIGAスクール構想について、幼児教育の充実について、公民館の展開について、3点についてお答えをさせていただきます。

まず、GIGAスクール構想でございますが、これはこの現代社会に対応するため、小学校、中学校の児童・生徒一人一人がそれぞれパソコン端末を持ち、学習に活用できる環境を令和5年度までに実現することを目指すものでございます。

まず、令和2年度中には、学校内での通信ネットワーク環境、校内LANと言われるものですが、これを高速で大容量、つまり生徒全員が使っても支障なく動くということですが、そうしたものに整備していくように準備を進めているものでございます。

このGIGAスクール構想での効果はいろいろございますが、1つとして授業中、教員が児童・生徒の学習の状況、これを把握し、一人一人に最適で効果のある学びや支援ができるようにすることがございます。また、遠く離れた場所とも映像や音声伝わるオンライン教育が実施可能となりますので、少人数の学校がオンライン上に集まって交流することも可能ではないかというふうに考えております。

今後の課題といたしましては、実際の授業での活用の研究、教員の情報教育、指導力を高める人材育成というのは必要だと考えております。また、専門的な知識で情報教育を支援する外部人材の確保が課題だと考えております。

次に、幼児教育でございますが、本市では子育て支援センターを今、認定こども園が1園ございますが、そこのほか、保育園2園にも併設をいたしております。この有無によって園での活動に違いがあるわけではございませんが、まずは認定こども園は教育と保育を一体的に提供する施設で、こうしたものを今後も進めたい、幼児教育の充実を目指すものであり、他地域においても認定こども園への移行というのは段

階的に進めてまいりたいと考えております。

次に、公民館でございます。

平成28年度から専任館長を配置した大原公民館では、ダンス教室、野外音楽会など、住民参加型のイベントや文化活動を主催し、公民館が地域住民の拠点施設として定着しつつあります。現在の利用者数は、館長配置前の27年度と比較すると約1.5倍に伸びております。このたび、こうした公民館活動による市民協働の取り組みが評価されまして、全国75館のうちの一つとして、優秀公民館ということで文部科学大臣表彰をいただくことができました。

また、昨年専任館長を配置いたしました英田公民館においても、好皆館、字が、好き嫌いの好き、そしてみんなが集まる館ということで、好皆館カフェということで名づけた交流会を定期的に設け、利用者の要望、ニーズを探りながら各種主催講座を展開しております。また、大原公民館とのコラボ企画で映画鑑賞会を実施しております。利用者数についても、1月末現在で昨年の実績を上回っており、増加傾向にあります。

いずれの館においても、専任の館長が地域のニーズを探り、課題解決に向けアプローチすることによって、市民の生涯学習の推進や地域の活性化が図られるものと考えております。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、2項目につきまして御答弁させていただきます。

まず、外国人労働者との共生についてでございますが、外国人の人口は、美作市の住民基本台帳によりますと、外国人住民が住民基本台帳法の適用となりました平成25年3月末では173人でありました。それが平成31年3月末では383人となりまして、6年間で210人の大幅な増加となっております。

増加の中身としましては、ベトナム人が最も多く増加しておりまして、平成25年3月末では46人でありましたものが、平成31年3月末では175人となり、129人増加をしておるところです。6年間で40人の増加にとどまりました中国人の方を抜きまして、平成28年にはベトナムの方が市内在住外国人の約半数を占めるようになりました。そのベトナム人の方々のほとんどが技能実習生でありまして、現在も増え続けているという状況でございます。

少子・高齢化の進展によりまして、我が国の産業構造は人手が足りないという状況でございます。市内の産業団地にいたしても、外国人の力をかりないと稼働できないところもあるとお聞きします。美作市が外国人の方々にとりまして安全で安心な地域、職場であることを感じていただけるよう、住環境や施策等の情報発信を強化することで、労働力不足という地域の課題解決につながるものと考えております。

続きまして、ベトナム交流による成果と今後に期待するものについてでございますが、ベトナムとの交流につきましては、ベトナムのダナン大学との協定に基づきまして、現在、雇用しておりますダナン大学出身の嘱託職員が、安心して生活できる環境づくりに向けて、市内に在住するベトナム人の方々の生活支援などの心のケアをすることや、生活情報を発信することで、美作市の魅力向上とベトナム人の増加につながっております。引き続き、美作市がベトナム人の方々には選ばれる町になることを目指してまいります。

今後は、ダナン大学との協定を継続いたしまして、イエンバイ省とは相互協力協定を締結することにより、人材及び農業機関の相互交流の強化、両地方の短期大学、専門学校、国際交流団体、友好団体及び企業の協力関係強化などを進めていくことといたしております。

先日になりますが、入国管理局の方から、美作市内のベトナム人技能実習生の失踪者数が非常に少なく、

とても優秀である。これは、ベトナムとの交流を継続的に行っていることを背景にして、実習生の人材の質が高いことや、受け入れ先、監理団体がしっかりしていることのあらわれである。入国管理局の中で美作市が注目されてるというお話がございました。

また、2月にはイエンバイ省等交流事業実行委員会が設立されておまして、それぞれの特産品や棚田など、資源を活用した市民レベルでの交流も盛んに行われるものと期待しております。

また、その他の交流でございますが、先日、旧作東町当時から交流が続いておりますカナダのサン・ヴァランタン村から依頼がございまして、萩原市長と村長がビデオ会議を行っております。会議では、ヴァランタン村の村長に対しまして、ホームページの写真を美作市のものにかえていただくようお願いするなど、意見の交換をさせていただいております。その翌々日には、カナダから直接、サン・ヴァランタン村の関係者の方がこちらにお越しになりまして、村長からのを持参されたということでございます。ベトナム以外との交流ということで、御報告をさせていただきます。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

#### 市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは15項目めの交通弱者に対するタクシー利用補助について説明させていただきます。

それでは、タクシー利用補助の状況でございますが、平成30年6月から対象地域を市内全域に広げまして、社会実験を進めてまいりました。

まず、登録者数につきましては、平成30年度末が1,225人でしたが、令和2年1月末現在では1,593人と増加しております。今現在でも申請が日々ありまして、今現在では1,600人を超えている状況でございます。これを地域別に申しますと、美作地域では705名、作東地域では407名、英田地域では152名、大原地域では161名、東栗倉地域では51名、勝田地域では117名となっております。

次に、乗車回数と延べ乗車人数でございますが、導入当初につきましては、これは平成30年でございますが、平均では乗車回数が2,200回、乗車人数で申しますと2,600人ということで、1回に2人乗っておられる状況もございますので、人数が少し増えてる状況でございます。これが、本年度では乗車回数が750回増えておまして2,950回、乗車人数は900人増えておまして、3,500人と多くの方に利用をさせていただいております。

タクシー利用が最も多い地域につきましては、美作地域が一番多くなっております。乗車1人当たりの負担額の単価でございますが、市全体が平均で821円に対しまして、美作地域につきましては691円という状況でございます。この中で、美作地域の利用の運行便数の割合でございますが、全体に対する68.5%の方が美作地域の方が利用されているという現状でございます。この利用につきましては、1人当たりの回数で申しますと26回利用されてるという状況でございます。

次に、タクシー利用補助制度の将来像と市営バスとの関連についてでございますが、市内の各地域におきましては、それぞれ異なった事情や状況がございますので、画一的な交通施策での対応は難しい状況であると考えております。地域ごとにタクシーの台数、利用者に対するタクシーサービスの供給力にも差がございます。

地域によっては、目的地までの移動手段としてバスによる移動が比較的便利な地域もございます。そのような地域につきましてはバスを基本として、タクシーを補完的な公共交通機関として位置づけております。この地域につきましては、バスとタクシーとが共存する地域として考えております。

また、市営バスのうち、地域内を循環する路線の中には、タクシー利用補助の利用者が増加することによりまして、バスの利用者が減少している状況が見られます。こうしたところにつきましては、1人当たりの運行経費が突出して高い地域があった路線がございます。

目的地までの時間乗車等により、バス移動の負担が大きい地域につきましては、タクシー利用が非常に活発となっていることが社会実験でも明らかになっております。このような状況につきましては、地域内の公共交通はバスからタクシーへ移行が進んでいくものと考えております。これからもそれぞれの地域に適した交通手段を提供できるように交通対策をしまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

和田議員、1番から22番まで回答が終わったようでございます。

どうぞ、和田議員。

**2番（和田 広宣君）〔質問席〕**

十分な丁寧にわかりやすい答弁をいただいております。市民の方もしっかりと理解をされたのではないかと思います。

数々の財政対策による財源の確保、またその財源を活用したタクシー補助や自動車緊急発進防止装置補助事業など、生活に直結した取り組み、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援、各種定住対策の拡充で住みやすい、前へ前進しているものと考えます。

1点だけ市長に質問をさせていただきたいと思います。

国のほうで急遽前倒しで進むことになったGIGAスクール構想では、先進的にしっかりと課題に取り組んでいくとのことでありました。

先日、教師の方、塾講師、保護者の方とお話をする機会がありました。その中で、教育水準が高く整った地域には自然と人が集まってくるという意見を聞かせていただきました。

多くの自治体が一斉に教育の再構築をスタートしていくわけでありまして、しっかりと独自の構想と補助金や県の教育委員会の意向だけに左右されることのない、美作市独自の人材確保と育成が必要と思われます。制度的にもそういったことが可能かどうか、市長の見解をお聞きしたいと思えます。

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

我々としても独自性というものをどう発揮するかについてはいろいろ考えてるんですが、二、三点申し上げますと、1つはこのGIGAスクールのものは、実は林野高校が全国の先鞭をつけて実施をしているわけでありまして、林野高校からのノウハウ提供というところにおいては、我々が一番有利な状況にある。そこをどう具体化するかっていうことについては教育委員会が考えると思いますけども、割合いいポジションに人材的にもあるんだということも1点申し上げさせていただきたいと思うんです。

それからもう一つ、十分検討する必要があるんですが、私個人といたしましては、このタブレットが子どもたちに配られると。そのタブレットをどうするかっていうことが議論になるんですが、もちろんみんなが行う授業あるいはその宿題とか何かっていうものがクラウドになるかどうかは別として、蓄積をされていく。あるいは、その端末の中にもある程度のメモリーがありますから蓄積をされていく。さらには、自分たち、子どもたちが調べ学習としてやったものがだんだんできていって、結構立派な情報資産が中に、あるいはクラウドの中にできる可能性があって、それは学校というよりも、その使ってらっしゃる子どもたちの個

人のハンドルになってくる可能性があるんです。（聴取不能）そうなんですけども。

私が思ってるのは、卒業記念品とって持って帰ってくれと。だから、ずっと同じものを、中学校に入学するときにはこれはあなたのものであると。名前を書いてくれていいよと。大切に使いなさいと。最終的には、卒業のときにそれを持って巣立って、今までの学習ってものがいつでも振り返れる。その上にさらに積み重ねるってようなことにすると独自性が結構際立ってくるのかなと思って、今研究するように教育委員会をお願いをしているというところであります。

さらにつけ加えていうと、そのほかにも外部からのノウハウ導入ってことはありますが、私どもの企画部は、情報通信についていうと、例のIP告知の導入あたりから結構レベルが上がっています。もちろん、これについては外部の専門家の方に半分出向の形で来てもらったといったところがあるんですけども、そういった形でIT企業の方との連携が結構できるところがありますんで、企画関係のノウハウを学校がもし使っていただけるんなら、ある程度支援もできるかなということを考えている、以上3点、お話しさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）〔質問席〕

多岐にわたる質問をさせていただきまして、きょうお聞きの市民の方々は、将来の美作市に大変希望が持てる答弁をいただいたのではないかと確信しております。

最後に、公明党美作市議団は市民の命と財産を守るための研さんと政策提案を引き続き努力することをお約束し、令和2年3月定例会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上で代表質問は全て終了いたしました。

これより1時まで休憩します。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員が出席されております。

## 日程第2 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第2、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回までとなっております。質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号9番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

9番（金谷のり子君）

議長の許可をいただきましたので、令和2年3月美作市定例会、金谷のり子、一般質問をいたします。

今回の質問は、新型肺炎コロナウイルスとインフルエンザ予防について、2番目に都市公園、美しい里山公園更新伐事業について、3番目に男女がともに平等で自分らしく暮らせる社会、男女共同参画社会について、4番目に美作市と自立支援政策ということで、4項目の質問をいたします。

2020年となり、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックの年となりました。美作市では聖火リレーを5月21日15時過ぎから現代玩具博物館、オルゴール夢館を出発、15時42分美作市役所到着を目指します。これは県のホームページからの情報です。特に、子どもたちに夢を見てもらい、記憶にとどめ、これからの日本、世界で活躍してほしいと心から思います。

皆さんが御存じのことですが、オリンピックの五輪は近代オリンピックを5色の輪で表現したシンボルマークです。オリンピックを五輪として国民に知れだしたのは、5つの輪と宮本武蔵の「五輪書」の由来として、新聞記者の川本氏がきっかけのようです。本人は以前から五大陸を示すオリンピックマークからイメージした言葉として、剣豪宮本武蔵の書「五輪書」を思い出し、オリンピックを五輪と呼び、その後、広く国民に使われております。宮本武蔵の生誕の市、美作市民として誇らしく思います。

ところで、観戦チケットを手に行っている方は美作市内でも少ないのではないのでしょうか。私も申し込みましたが、見事に落選いたしました。

しかし、美作市はアメリカ合衆国男女ラグビーセブンズ事前合宿に関する協定を1月18日に調印されました。アメリカ合衆国のチームは優勝候補でもあると聞きました。日本のチームと同様に、美作市、岡山県を挙げて応援し、アメリカチームと交友することはお金で買えない価値のあることです。経済効果以上に価値があると考えます。特に、若者、子どもたちにたくさんの交流の機会を与えていただき、美作市で行われる2020東京五輪アメリカ合衆国男女ラグビーセブンズ事前合宿が、未来をつくる彼らにすばらしい経験となるように期待をいたします。そして、世界の平和の祭典、2020東京五輪が成功することを祈っております。

しかし、そのような中、昨年12月に中国武漢市で新型コロナウイルスが発生、発症、12月末の時点で100人を超え、1月10日には653人、1月20日には5,417人との報道があり、現在の状況となっています。何らかの早期対策を講じなければ、10日で653人から5,417人に増えるのです。日々報道されている新型肺炎コロナウイルスとインフルエンザについて、市民の方々の関心は高いと思い、質問いたします。

日々、報道は次々と変わってまいりますので、きょう答弁いただいたこともあすになったら変わっていくということもありますが、今の時点での質問をさせていただきます。

1番目に、新型コロナウイルスに関連した肺炎、インフルエンザの発生状況、県と市からのメッセージ等、感染防止対策についてお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

新型肺炎コロナウイルスとインフルエンザの予防について、まず1つ目の御質問ですが、発生状況ということで、新型コロナウイルスに関連した肺炎、インフルエンザの発生状況についてですが、2月25日現在の発表数値によりますと、新型コロナウイルスによる国外の感染者は7万9,479人、死者は2,701人となっております。国内の感染者は861人、死者5人と感染拡大を続けております。

また、季節型のインフルエンザの発生状況ですが、ことし第7週、2月10日から2月16日の間の報告では、感染者は全国で3万7,198人、そのうち岡山県695人ということで、昨年度の同時期と比べまして6割の発生状況であります。この6割というのは全国の数字、それから岡山県の数字と比較しまして、どちらも6割ということでございます。



それから、2つ目の御質問の県と市からのメッセージ、感染防止対策についてですが、中国湖北省、浙江省などに渡航歴がない方にも感染が確認されており、現在では誰もが感染するリスクがある状況と言えますので、一人一人が栄養と睡眠をしっかりとっていただき、体力の保持に努めていただくこと、そしてせきエチケットや手洗いを徹底していただき、ウイルスを取り込まないようにしていただくことが基本と考えます。

市としましては、そういった予防啓発をホームページや告知放送で行っております。また、発熱、倦怠感、呼吸器症状が続くなど、感染が疑われる場合は、入田の保健所勝英支所にて設置をしております帰国者・接触者相談センターが相談を受けております。症状がなくても不安なことがある場合は、国と県に電話相談窓口を設置して対応しておりますので、御連絡いただくように周知を行っております。電話番号や受け付け時間はホームページのお知らせ欄に掲載しておりますのでごらんいただくか、または美作保健センター、健康づくり推進課までお問い合わせをいただきたいと思います。今後も感染状況は刻々と変化すると推察いたしますので、今後の動向に注視いただきたいと思います。

また、県内において感染者が発生した場合は、市といたしましても対策本部を設置することが必要と考えており、現在、構成団体の選定や事前調整を進めているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

2回目の質問ですが、県内において感染者が発生した場合は対策本部を設置するということですが、構成団体の設置や事前調整の内容といったところを先ほど答弁いただいたのですが、もう少し詳しく教えていただきたいというところと、先ほどお昼の休憩時間にニュースを聞いておりましたら、北海道では道内の学校に一定期間の休校要請したということを報道しておりました。そういったことで、教育委員会、学校現場での対策、状況といったところもお尋ねしたいと思います。

それから、いろいろ今までのニュースを聞いておきますと、自治体により対応がまちまちなようでございます。ほぼ国のほうは自治体にいろいろなことを要請して、あとは任せるということで今のところしておりますが、美作市は何を重視して対策をするのかというところ。優先順位を検討、確認しているのか、その必要性をどのように思っているのかというところです。それから、感染先が医療や福祉現場、学校、一般とかいろいろ感染者が出ると、対応もそれなりに違ってくるのかと思いますが、どのような考えをお持ちなのかというところの質問をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

それでは、2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

対策本部の構成団体の設定や事前調整の内容についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の対策本部につきましては、本部長を市長、副本部長を副市長、教育長とし、本部員として部長級以上の市幹部職員を配置したいと考えております。外部団体としましては、保健所及び医師会を考えておまして、平成25年に策定の美作市新型インフルエンザ等対策本部に準じた体制としたいと考えております。

事前調整といたしましては、迅速に設置できるよう、設置要領の策定と関係団体の連絡を行っているところでございます。

それから、自治体により対応等がまちまちですが、美作市は何を重視して対策するのか、優先順位の検

討、確認が必要ではないかという御質問ですが、今回の新型コロナウイルス感染症のみならず、感染症の対策は大きく4つの要点がございます。

まず、手洗い、せきエチケットなどの公衆衛生上の対策。2つ目は発生や流行の動向や性質を監視し評価すること。3つ目が感染者の診断、治療、予防接種などの医療上の対策。4つ目が社会経済活動への影響を最小限にとどめるための対応ということになります。市行政では、1つ目の公衆衛生上の感染予防対策の周知徹底が最優先であると考えております。

現在、岡山県内では感染者の報告はありませんが、誰が感染してもおかしくない状況ですので、市民の皆様には改めて感染から身を守る行動をとっていただきますようお願いいたします。万が一、市内に感染者が発生した場合は次の段階となり、その際には美作市新型インフルエンザ等対策行動計画を参考とし、関係機関と連携し、対策を講じてまいりたいと考えております。

また、感染先が医療、福祉現場、学校、一般など、ケース・バイ・ケースとなるということですが、その対応ですが、ウイルスへの感染が判明した場合の対応は、それぞれの施設や現場での対応が基本となると考えますが、まずは迅速に関係機関との情報連絡を図り、情報を共有した上で適切な対応を図ることが重要と考えます。

また、現段階で市の医療機関等での具体的な取り組み例といたしましては、大原病院では防護服の装着訓練や、入院、外来患者での感染が疑われる患者への対応についての職員間の情報共有を実施しております。

また、作東老人保健施設につきましては、新規の受け入れ、または既に入所されてる方、通所サービス利用者への具体的な対応要領を施設職員に改めて周知徹底を行っているところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大の防止に資するよう、岡山県や医師会を初め、関係機関との連携を密にし、対応を図ってまいります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

新型コロナウイルスへの学校での対応でございますが、幸いと申しますか、このコロナウイルスへの予防と申しますのは、インフルエンザ等と全く同じでございます。したがって、この季節に入る前から学校では手洗いをしっかりする、そして教室等を換気する、またせきエチケットなどをしっかりと教えるなど、予防と指導を行っているところでございます。また、健康観察も十分し、健康状態の把握、そして並びに家庭への感染症の予防についてしっかりお知らせをし、連携して予防に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、国、県から通知も来ておりますが、今後の動向をしっかりと注視しながら、学校に対して同様の予防策ということで指導しているところでございます。

なお、喫緊の人が集まる機会といたしましては卒業式等が考えられます。これについても、最新の情報を集めながら対応してまいりたいと考えております。

当然、学校では消毒薬を各教室に置く。あるいは、マスクが必要な場合は配付する、あるいは社会教育施設においても入り口には消毒薬を置き、手指の消毒というものにお努めいただいているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

3回目なんですけど、倦怠感と発熱というのはインフルエンザもありますし、コロナウイルスもありますの

で、本当に自分がかかっていないのかなって、どこかに出かけて帰った後、思います。発熱がなくても、倦怠感だけでも何か不安になってきて、基礎疾患がないのに胸が詰まってきたような経験が二、三日前にありました。基礎疾患がない私でもこう思うんですから、お年寄りの方とか、いろいろお持ちの方は不安に思われておられると思います。総社市も吉備路マラソンを中止いたしました。今後、イベントや市の行事、卒業式や入学式なども行われてきますが、どのように考えてイベントの開催を判断されるのかということと最後の質問とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、国がきのう対策の要綱を出しておりますが、必ずしも中止をせえとは言っていないんですけれども、それも含めて適切に判断をしろということ、それから余り外へうろろするなというようなことを言ってるんですが、私どもはこれから学校園での卒業あるいは入学、入園といったことも含めて行事がめじろ押しの時期になりますし、また幾つかのものもあります。私どもとしては、いろんな形態に応じて若干違うんですけども、まず第一にその会場ごとに、これも大分分薄になりつつあるんですが、マスクでありますとか、あるいはアルコール消毒液を配布したり設置をしたりして予防の用に供すると。場合によっては、空気の中に次亜塩素酸を含んだ水を散布することによって全体として空気消毒をするといった予防対策を講じて済む場合には、そういうようなことで実現の可能性のあるものはやったらいいだろうと。一方、きょう入ってきたニュースではありますけれども、高齢者の参加が非常に多いケースであるとか、あるいは室内でやるんだけれども、余り空気をぐるぐるまぜると影響が及ぶようなものがあるんですね。

具体的に言いますと、湯郷で計画されていた温泉卓球大会というのがありまして、きょう主催者の方からお話がありまして、あれは空気が動くタイミングが多いんで、それから参加者の地域分布や年齢分布を見ると割合リスクがある可能性もないとは言えないのであるから、これについては中止ということにせざるを得ないかなというような御報告も、実は朝聞かせていただいたわけでありまして、今のお話のように予防対策でもってある程度コントロールできそうなものと、そうではないものというのが個々具体に変わってまいります。その辺をよく見ながら、なるべく早目と言いつつも、やはりぎりぎりまで判断を確定するのにかげながらやっていこうと思って今はいるんですが、まだ岡山県内における発症事例が今のところないというのがとりあえず幸いになってるので、外国からとか、他府県からの参加がないような行事については、今申し上げたそれなりのコントロールをする中で対応をするということを今現在としては思っておりますが、ただし新たな情報や国からの御支持が今後来た場合には、それにも耳を傾けて、無理のないようにしていきたいというような考え方で臨んでおりますので、また何かありましたらよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

総括させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

総括してください。

**9番（金谷のり子君）**

大阪府でしたか、一番初めに奈良の運転手の方等が関西で1番に発症いたしまして、娘もおりますし、すごく心配しましたが、その後の対策が講じたのかどうかよくわかりませんが、大阪が1人、それから

京都が2人のままで広がっていないという、あれだけ観光客の方が多い京都もそのままということで、やはり対策があったのではないかと思うんですが、ぜひ美作市、岡山県はまだ発症してる人がいないんですから、このまま発症する人がいない状況で長くいけるように、そして市民の皆さんが健康でおれるように、そしてオリンピックが成功してキャンプができますようにということでお願いしまして1項目めを終わらせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2項目めに入ってください。

**9番（金谷のり子君）**

都市公園、美しい里山公園、更新伐についてお尋ねいたします。

市の都市公園美しい里山公園は、5年間の事業で計画最終年度が終わろうとしています。

そこで、お尋ねします。

都市公園として、利用の目的は何を目指すのか。

2番目に、3月末での計画の達成は、予算、コース等の整備、トイレ、ベンチ、案内板、そして維持管理費は。

それから、3番目に市民の声をどのように集めて計画したのか。

4番目に、都市公園の交付税について。

5番目に、公園内の更新伐の箇所と状況、公園外での更新伐の箇所などの状況についてお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

失礼いたします。金谷議員2項目めの都市公園、美しい里山公園、更新伐事業についてということで、私のほうからは、都市公園として利用の目的は何を目指すのかと3月末での計画の達成状況、それから市民の声をどのように計画したのかということについてお答えします。

まず最初に、都市公園として利用目的は何を目指すのかということについてですが、美しい里山公園は平成26年に美しい里山をつくり育てる条例を制定するとともに、都市公園事業の基本計画を策定し、平成27年度より本格的に取り組んでおります。この事業は、荒廃が進む山林を美しい里山へ回復させ、多面的な利活用を通して、その恵みを次世代へ継承するという目的を持っております。当初5年の整備期間では、借地による事業地の確保と骨格となる進入路や遊歩道など、ハード部分の整備を行ってきたところでございます。利用面での目的としましては、里山歩きやトレッキングを通じた健康増進、2点目には点在する城跡、史跡など歴史民俗資源の見学、砂防施設等の見学を通じた防災学習、生息する動植物等の自然学習の場として、それから3点目にはツリーイング、ロープを使っての木登りです、それからトレイルランニング、未舗装のところを、野山を走るというものです、それからスラックラインといいますのが綱渡りのようなものをイメージしていただければいいかと思っておりますけども、そういうスポーツ、レジャーの利用等を見込んでおり、これらを通じた体験型観光での活用が想定されます。また、間接的には景観や保水力の改善、獣害の減少などを期待するものです。

続きまして、3月末での計画の達成状況、今年度予算と昨年度末までの決算、コース等の整備、トイレ、ベンチ、案内板、維持管理費はということについてです。

この事業は平成26年に交付金を活用した進入路整備に始まり、平成27年度から過疎債の整備期間5年を目

標に整備してまいりました。この間に地権者の協力をいただいた7地区、約390ヘクタールの公園区画が確保でき、施設としては進入路と遊歩道が約10キロ、広場が2カ所、駐車場2カ所、ベンチ、テーブル16台、標識、案内板19基が今年度末までに完成をする見込みとなっております。また、今年の当初予算では7,000万円の過疎債を見込んでおりましたが、借入枠の関係から2,810万円を減額する必要が生じました。そのため、事業の一部を延長し、令和2年度当初予算をお願いしているところです。来年度に残る施設としましては、遊歩道2,530メートル、ベンチ、テーブル28台、標識、案内板31基、トイレ3カ所、あずまや3カ所を予定しております。事業費としましては、平成30年度までの決算が5億800万円、今年度の執行見込みが4,200万円、来年度予算が5,700万円で、計6億700万円程度の整備費を見込んでおります。維持管理部分については、施設整備に応じて拡大してまいります。平成30年度の管理費は300万円、今年度が800万円で、来年度以降は1,000万円以内で推移すると見込んでおります。なお、管理費については新たに森林環境譲与税を充当するなど、財源の工夫や更新間伐事業による森林整備とあわせ、景観の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民の声をどのように集め、計画したかということについてですが、この事業は公園用地を30年間無償で借地しており、現在までに278の個人、団体の協力で成り立っております。園路のコース設定や地形の変更、樹木の伐採等は、過去の災害や水の流れ方を熟知する地域や地権者の声をもとに、まずはそれぞれの要望や制約、地域の伝統行事等に配慮しながら計画してきたところでございます。一般利用者の声としましては、活用していただきたい関係者から、施工段階からPRし、意見を伺ってまいっております。具体的には、議員にも参加いただいた山の会や観光ボランティアによる試験ツアー、ツリーイング体験、地域おこし協力隊による里山体験イベント、観光事業者を交えたプロモーションビデオ作成、消防本部による防災ヘリ訓練等の参加者や関係者から意見をお聞きしているところです。最近では、トレイルマラソンの開催団体へ紹介し、ファミリー向けや温泉とセットにしたスパトレイルについて提案をいただいているところです。利用者の目的や体力により、階段や手すり、トイレの必要性などは意見が分かれるところではございますが、伐採による眺望の確保、ベンチ等の休憩場所、わかりやすい案内表示と現在地の確認方法などは共通しております。整備が急がれるところでございます。今後、より多くの方に親しまれる施設となるよう、利用者の声に耳を傾けて充実させてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼いたします。都市公園の交付税についての御質問でございますので、私のほうから令和元年度の普通交付税算定結果について答弁をさせていただきます。

令和元年度に普通交付税に算入されました都市公園の面積は332ヘクタールでございます。額にいたしますと1億2,151万2,000円となっております。引き続き、令和2年度に算定されます面積は354.3ヘクタールで、さらに22ヘクタール増加いたしますので、同じ単位費用といたしますと算定額は約800万円増加するという見込みでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

私からは更新伐事業について答弁をさせていただきます。

まず、美しい里山公園内の更新伐事業の実施箇所と状況ですが、この事業は平成28年度以降、4地区で行

っております。檜原下地区では平成28年度に1ヘクタール、平田地区では平成28年度から平成30年度までに7.6ヘクタール、朽木地区では平成29年度から令和元年度までに13ヘクタール、平福地区では令和元年度に3.5ヘクタールを行っておりまして、公園内全体では25.1ヘクタールとなっております。更新伐事業は、森林経営計画を策定した団地内で、面積が5ヘクタール以上、搬出する材積が1ヘクタール当たり10立方メートル以上、対象齢級が11年生から90年生までと、そして伐採率が70%以上、こういった基準に従って実施しており、事業費の68%が造林補助金、国庫補助金でございますが、この対象となっております。事業完了後、2年以内に天然更新がない場合には植栽を行うこととなりますが、檜原下地区、平田地区を現地確認したところ、萌芽更新がされている、そういう状況でございます。

次に、美しい里山公園以外での箇所と状況でございますが、令和元年度までは美しい里山公園以外では行っておりません。令和2年度以降は森林環境譲与税を財源としまして、上山地区の市有林、これは美作市所有の市有林103.3ヘクタール、それから真神地区の私有林6.22ヘクタールで計画しております。この森林環境譲与税は、人工林の間伐のほかに広葉樹の更新伐にも使用してまいります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

2回目の質問に入ります。

1月31日に、これで3回目になるんですが、里山公園を歩かせていただきました。午前9時に市役所に集合して、檜原下の四の谷線から入り、北原を眺めながら塩野尾山、塩野尾宮、檜澤神社に下り、午前11時でございました。そこから檜原上まで車で移動し、平福線を初めて歩きました。時折雪の舞う寒い日でしたが、午後からの予定もあって、早足で歩いたせいかわかばかになり、よい運動になりました。この事業は荒廃が進む山林を美しい里山へ回復、多面的利活用によりその恵みを次世代へ継続する目的であるとのこと。当初、美しい里山公園は都市公園の都市林として、主として動植物の生息または生育、樹林地等の保護をするという都市林としての都市公園でございます。その中で、動物の生息や植物の生育地の新たな発見や保護対象はあったでしょうか。

それから、今年度が計画の最終年度の5年目でありますが、7,000万円の過疎債が借入枠の関係から2,810万円減額に、来年度は5,700万円の予算とのことですが、差額の2,890万円の増、増えた理由を教えてください。

それから、3番目に自主財源の固定資産税の増加により美しい里山公園の交付税への影響、単価の見直しはあるのかないのか、国の通知はいつ来るのか、交付税を福祉に利用して充実するためにも今後の見通しは重要です、どのようになっているのでしょうか。

4番目に、教育委員会と保健福祉部の活用はどのように考えているのか。

それから、5番目にトイレを3カ所にした理由もお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

私のほうからは、動植物の生態や植物の生育の新たな発見や保護対象はあるかということ、それから今年度減額により2,690万円増額した理由、それとトイレを3カ所にした理由はなぜかということについて、3項目についてお答えします。

まず、最初に都市公園の種別では都市林としており、これは既存の植物を利用し、里山の原風景を保全す

る目的に最も近いと考えて採用をしております。園内には防犯と生態調査のためにカメラを設置しており、暗視機能により夜間の動物も確認ができます。鹿、イノシシ、キツネ、タヌキなどは想定される場所ですが、最近では珍しい野ウサギ、日本リス、カスミサンショウウオ等も確認されており、今後ホームページなどに写真を掲載し、紹介する予定としております。植物では、事業の前後で変化が確認できるよう、平成28年度に植生区分図を作成しております。事業中の伐採作業では、自生するツツジや山桜、もみじなどではできるだけ残すように配慮しており、それらが増えるよう少しずつ植生が変化してくれればと考えております。また、樹木や草花の名前がわかるよう、ラベルを設置する予定としております。

それから、2番目としまして2,690万円の増額の理由ですが、増額となった主な内容は園路整備で、地域要望があった路線について地権者等との協議が調ったことで整備する2路線です。1路線は檜原上の竜王山線、竜王山には城跡があり、豊国原方面の眺望が開けておる路線です。もう1路線の檜原下の北谷線は園路で標高が高く、中心に位置する塩野尾山に通じる園路で、車両が近づけるルートを確認するために整備するものです。ともに将来の植生管理において作業道としても活用できるもので、過疎債の事業期間に財源を確保し、整備を行っていききたいというものです。

次に、トイレを3カ所にした理由ですが、トイレの設置については散策を主とした場合とイベントに集客する場合の両面で検討を行っております。まず、進入路付近で利用できる公共施設がある場合は、それを兼用することとして、栄町の市民センター、檜原上の檜原駅の公衆トイレを想定しております。新たな設置は、ツリーイング等のイベント利用が見込まれる朽木で入り口の駐車場へ下水道接続のトイレを考えております。それから、散策されるコースでは中間地点に2カ所を予定しております。くみ取り可能な林道の終点到1カ所と、くみ取りできない場所へはバイオトイレ1カ所、計3カ所を予定しております。いずれも一体型の既製品を利用し、利用状況を見ながら移設や増設も検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、都市公園の交付税、2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、自主財源の増加による都市公園の交付税への影響ということでございますが、確かに固定資産税の増額により増加した額の75%相当額が交付税総額から減額されるということとなります。議員も御承知のとおり、数年前まではこの都市公園の整備による交付税はほぼ0円という状況でございました。仮にその当時のまま、公園の交付税がない状況が今日まで継続していたとしましても、固定資産税が増えれば、先ほど申しましたように交付税の減額が行われることとなります。このようなことから、固定資産税の額により里山公園への交付税が直接影響を受けるものではないということを御理解いただきたいというふうに思います。

また、この交付税の単価、単位費用でございますが、これの見直しということでございますけれども、平成28年から30年度までは1ヘクタール当たり36万3,000円と同額で推移をいたしておりました。しかしながら、令和元年度にはヘクタール当たり36万6,000円と少し上がっており、見直しは行われておりますが、大幅な増減についてはないというふうに思っております。したがって、将来にわたり、比較的安定的な財源として見込めるものと思っております。

次に、国からの通知ということでございますけれども、最終的な額が確定いたしますのは毎年7月末ということでございます。それまでは確定値としてお示しすることはできませんが、御容赦を願いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

公園の利用についてということのお尋ねでございます。

教育委員会といたしましては、実はこの里山公園につきましては昨年4月、校長会で公園を紹介するDVD等を見ていただき、ぜひ活用をということで呼びかけたところでございます。いずれにいたしましても、今後、例えば樹木のネームであったりとか、今カスミサンショウウオというお話もありましたけれど、カスミサンショウウオは本当に長さが10センチ程度と、きれいな水にすむ小さなサンショウウオでございます。例えば、こんなところを探してみようと、カスミサンショウウオに会えるかもしれないよとか、そうした投げかけといいますか、指導の材料といいますか、そうしたものができましたらぜひ活用を考えたい、学校の授業を初め、さまざまな場所での活用というものは考えさせていただければと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

里山公園の活用について、保健福祉部からお答えさせていただきます。

公園を歩くことは有酸素運動でありますし、体力増進、ストレス発散といった意味でも健康づくりの観点から、ぜひ市民の皆様にご活用いただけたらと思っております。保健福祉部としては、毎年てくてく歩こう運動を行っており、その一環でてくてくマップを策定しております。これは市内の各所を楽しみながら歩けるように、歴史的な説明や見どころを加えた手づくりのマップです。来年度は里山公園版を作成しまして、市民の皆様にご活用していただきたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

最初、里山公園を市長が提案なさったときに、議員皆さん、どんなもんだということで大変不安に思ったり、私もいろいろ勉強させていただいて、この3月末ででき上がるということで、それにかかわってきて、ずっとよかったなと思っております。こうやって議会で質問させていただくと、朽木、それから海内、猪臥、いろんなところから歩いてみたいわというふうにお声をいただいて、一緒に歩く方も増えていたりしまして、市民の健康増進、子どもたちの自然の学習、いろいろな面で、それから一般交付税が増えて市民の福祉に役立っていただけるということで、維持管理費も1,000万円ということで、本当にいい事業をしてもらったなと思います。

そして、更新伐につきましては、材木関係の方から不安な声も上がっておりまして、70%を切って30%で本当に山が崩れたり、そんなことにならないのかというようなお声もいただいたんですが、そういったこともないようで安心しております。このまま維持管理を続けて、市民の憩いの場として都市公園、里山公園がますますよくなるように応援したいと思っております。

これで終わらせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、3項目めに入ってください。

**9番（金谷のり子君）**

3項目めの男女がともに平等で、自分らしく暮らせる社会、男女共同参画社会について質問させていただきます。



美作市では、現在男女共同参画プランを策定されておりますが、その目的と内容、27年度からの数値目標の進捗状況についてお尋ねします。

それから、2番目に美作市の自治振興協議会女性部の設立件数と会則の目的、事業の内容等について、1回目の質問とさせていただきます。

この男女共同参画社会というのは、私自身の議員としての大きな課題でございます。40%になるまで頑張っていこうと思っておりますので、ぜひいい答弁をいただけますようによろしく申し上げます。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

それでは、男女共同参画プランの策定の目的と内容、平成27年度からの数値目標の進捗状況について答弁させていただきます。

まず、男女共同参画プランの策定の目的としましては、美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例というのがございまして、これに基づきまして男女共同参画に関する施策並びに市民及び事業者の取り組みを総括的かつ計画的に推進することを目的に、平成29年度から令和3年度までの5年間で第2次プランとして、美作市の男女共同参画基本計画、これを美作市男女共同参画プランとして策定しております。

進捗状況でございますが、第2次プランにおいて数値目標を定めている項目が21項目ございます。このうち、平成27年度から実績値から比較して、平成30年度末時点で数値が上昇している項目が14項目ございます。この主なものといたしまして、市の審議会等委員の女性の参画推進では、策定時が22.3%でございましたが、目標値を40%にしております。平成30年度末時点で27.9%と、若干ではありますが、策定する段階で女性の登用を率先して実施していることから上昇をしていると思っております。今回、金谷議員の地元では女性区長が誕生するなど、大変御尽力をいただいていることに御感謝申し上げます。

次に、目標値をクリアしているものとして、市消防職の女性の登用率がございますが、策定時はゼロ%でございましたが、平成30年度末で3.1%となっております。目標値の3.0%を達成している状況でございます。

それから、女性の職業生活の受ける活躍支援では、男女共同参画推進事業者表彰ということをやっておりますが、受賞企業及びおかやま子育て応援宣言企業の登録企業は、策定時が11事業所から20事業所に増えており、目標値の31事業所をクリアする見込みでございます。市内の事業所における待遇改善等が顕著に見られております。福祉関係では、妊娠、出産に関する正しい認識の普及啓発を行いまして、年間参加者数につきましては目標策定時の36名から47名へと参加につながっている状況でございます。また、生涯を通じた女性の健康支援として乳がん、子宮がん検診の受診率につきましても、乳がん検診は策定時の36.1%から38.5%へ、子宮がん検診も29.3%から29.9%へ上昇しております。逆に下がっているものが1項目だけございまして、これはひとり親家庭等の自立支援体制の充実についてという項目でございますが、就業支援に関する相談件数については、策定時年間56件に対して昨年度32件ということで、目標値の70件から下がっている状況でございます。その他6項目については、来年度予定しております市民アンケートにより数値が確定するということでございます。

次に、美作市男女共同参画審議会においては、目標値達成に向けて具体的な取り組みをさらに進めるようという御意見をいただいておりますので、この御意見を踏まえながら関係各課においてさらなる推進と啓蒙に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2項目めでございますが、自治振興協議会の女性部の設置件数、会則の目的、事業の内容について

でございますが、市内31の自治振興協議会がございます。これは地区でございますが、女性部を設置している団体は7団体にとどまっております。これらの7団体の会則につきましては、女性の視点に立った意見を述べ、自治会、町内会などで地縁組織の役員女性の登用を推進させることを主な目的とされております。また、事業内容としましては、例えば地区の夏祭りへの参加、子ども対象の夏休みの体験・学習教室の開催、福祉施設への慰問、先進地視察、公共施設清掃活動等の実施など、多方面にわたり活動されている状況でございます。自治振興協議会の中にも女性部として登録には至っておりませんが、活発な活動をされている自治振興協議会もございますので、活動しやすい組織づくりを目指して協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

男女共同参画社会の実現の2回目の質問です。

景山部長の答弁の中で、目的というところの本質が述べていただけてないというところが残念です。ごっそり抜けていると思うんです。条例はその目的があってつくっておりますので、そこをいま一度、美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例に基づきプランの策定をするんですが、本当の目的と基本理念の5項目をもう一度御答弁ください。

それから、数値につきましても30年12月に私は質問いたしました。そして、目標がこの数値であり、その進捗状況を詳しく数値を言っていたいたんですが、今回上がっているものもあるとか、わかりにくいというところがありますので、いま一度数値についてお願いしたいということです。

それから、自治振興協議会女性部は7団体ということです。景山部長も答弁されましたが、現在活動している女性部、女性部として申請はしていないが活動している地区もたくさんございます。全ての地区にいま一度説明を行い、申請の出たところに、例えばもう交付金として一定の額を支援していただいて、活動が活発になるようなというような工夫も必要なんではないかと思えます。いかがでしょうか。

そして、学校での男女共同参画については、どのようになっているのかというところも。やっぱり市長が笑われましたが、小さいころから大事なことだと思うんです。大学を出て、社会に出て、本当に男女の差を感じました。学校を出るまでは一切感じたことないです。そこで、初めて感じる社会というものにぶち当たるわけですよ、女性と男性の差が。男性は笑うかもしれませんが、本当に真剣に私は質問をしておりますので、市長は家庭ではできておられるんじゃないかと思うんです、今まで男女共同参画についていろいろ答弁いただきまして家事もされてると、介護もされてる。しかし、できてない男性もたくさん多いですし、特に子育てをしている若い方々に子育てを応援するという意味で、このことはもう大変重要なことと考えて私はずっと質問しておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、5番目なんですが、これはお昼に休憩に出ておりましたら、職員の方がいっぱい車を置いて何か研修があったようなんです、きょう車が大変多かったです、駐車場に。きょうはハラスメントの研修をされたんだというふうに聞きました。とてもいいことだと聞きました。職員対象の男女共同参画のそういう講習とか、そういう研修についてはどのようになっているのか、総務部長お願いします。これはよろしくお願いいたします、特に。

議長（岡本 泰介君）

答弁の前に10分間休憩いたします。

午後2時03分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

金谷議員の2回目の質問の答弁から入ります。

内海副議長が通院のため、退席されております。

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

先ほどの1回目のところでは漏れてまして申しわけございませんでした。まず、男女共同参画プランについて、男女ともに全ての人が互いにその人権を尊重して、学びも責任も分かち合いつつ、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現に向けて策定し、5項目の基本理念を定めております。それを1項目ずつ答弁させていただきます。

まず、1項目めでございます。男女の個人として尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的扱いを受けることなく、自分らしく生き生きと暮らせること。2項目めとしまして、男女がそれぞれの家庭生活、職業生活その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。3番目としまして、社会の制度や慣行が、男女の社会活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。4番目としまして、男女が社会の対等な構成員として、市における施策やまたは事業者、民間の団体等における方針の企画立案及び決定の場に共同して参画する機会を確保すること。5番目としまして、男女平等の推進が、国際社会の取り組みと協調、連携して行われることの5項目でございます。

続きまして、先ほどの1回目とダブるかもしれませんが、目標値の進捗状況につきまして、平成30年12月に答弁させていただいたものの進捗状況を順次答弁させていただきたいと思っております。

まず、市職員の女性比率、自治振興協議会における女性部会を設立した地区自治振興協議会数、女性の職業分野における活躍支援として男女共同参画推進事業表彰者数、生涯を通じて女性の健康支援として乳がん、子宮がんについて正しい知識の普及啓発と受診率の向上、男女間のあらゆる暴力の予防と根絶のための環境づくりなど、数値を答えさせていただきます。

まず、行政分野における女性の参画推進といたしましては、市の審議会等委員の女性比率については、目標値が40%としており、策定時が平成27年度では22.3%、平成30年度では27.9%、市職員の女性比率では目標値が40%としておりますが、策定時、平成27年度は23.8%、平成30年度は24.6%、地区自治振興協議会における女性部会を設立した地区自治振興協議会数は目標値が31団体でございましたが、策定時の5団体から平成30年度では7団体になっております。女性の職業分野における活躍支援では、男女共同参画推進事業者表彰数では、目標値が14事業所としており、策定時の平成27年度がゼロ事業所、平成30年度では8事業所となっております。生涯を通じた女性の健康支援といたしましては、乳がん、子宮がんについて正しい知識の普及啓発と受診率の向上では、目標値が50%としており、策定時の平成27年度が36.1%、平成30年度では38.5%の状況でございます。

続きまして、男女間のあらゆる暴力の予防と根絶のための環境づくりとして、DV相談、DV被害者を支援する体制の充実、DV関係機関との支援連携率では、目標値が100%としており、策定時の平成27年度が80%に対して、平成30年度では100%の状況でございます。

続きまして、自治振興協議会女性部の交付金による活動支援についてでございますが、地域自治振興協議会及び地区自治振興協議会の補助金を踏まえて、自治振興協議会と協議をしまいたいと思っております。

す。内容についても検討をしていきたいと思ひます。現在の女性部会活動補助金についても、活用いただけるように女性部会に説明してまいりたいと思ひております。

それから、4番目としまして、学校での男女共同参画についてでございますが、愛育委員による高校生への妊婦体験の実施により教職員関係に対する研修会など、学校における男女平等に関する教育や学習を推進してまいります。数字的なもので申しますと、策定時は151名に対して、平成30年度は182名の子どもさんに対してパンフレット等、チラシ等の配布によりまして啓発を行っている状況でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼いたします。男女共同参画に関します職員を対象とした研修ということでございます。

平成23年、そして24年に男女共同参画研修、そして26年度に女性のスキルアップ研修というふうなことを行っておりますが、それ以降は実施ができておりません。また、最近では育児休暇が男女を問わずの共通の課題というふうなこともございます。このようなことも踏まえまして、改めてなるべく早い時期での研修実施に向けて検討をさせていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

学校での男女共同参画の学びという点でお答えしたいと思います。

まず、ささいなことではございますが、実は学校で使用する名簿は現在全ての学校で男女混合の名簿になってございます。これは我々の世代、若い方もいらっしゃるんですが、我々の世代は当たり前のように男女が別々であり、男子が先、女子が後ろという形に並んでおりました。そうしたことから、今は男女混合名簿、これは性別にかかわらず学習ができるんだよという一つのあらわれと、男女が互いに尊重していく教育活動の一つの例でございます。そのほか、教科の例といたしまして、私どもの世代は、例えば家庭科でございます。以前の中学校では、家庭科は女子のみが履修しておりました。平成5年からは男女ともに学習するようにということで変わっておりますので、現在は男女がともに家庭科の分野、それから技術の分野を学ぶように変わってございます。その中でも、特に家庭科の中では、家族の互いの立場や役割を理解する、家族家庭生活という内容がございまして、中学校3年生になると、そういう子育て、保育の体験もしようということで市内の保育園やこども園で保育実習等も行い、園児との触れ合いを通して家族の役割を学ぶといったこともいたしております。

このように、学校の中ではしっかりと男女共同ということを経験の学習のみならず、道徳や特別活動にもしておりますけれども、なかなかこれが社会に出たときというところでございます。ですが、若い世代はこのように、私たちは当たり前のように男子が先、女子が後ろの名簿で育ってきた世代が、今若い20代はだんだんに男女混合名簿という世代に変わってきております。そうした中で、少しずつでも意識改革が進んでいくのではないかとすることを期待しております。私自身もここへ立っておりますけれども、こうして立っていただけるのは、やはりまず市長が男女共同参画ということで女性の幹部を登用しようという中で私もここへ参っておりますので、そうした機会がどんどん増えて、女性の活躍の場が広がればと願っております。よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

#### 9 番（金谷のり子君）〔質問席〕

私が申し上げたいことは、40%という目標を達成していただくことが一番です、審議会に女性を40%。もう最初から、議員になってすぐの質問のときから言っておりますが、自治振興協議会において、区長さんたちの中に女性がいまいませんから、充て職が多いのでなかなかそういうわけにいかないというのを最初から聞いております。そして、女性部をとということで、それも進んでいただいたという成果なんです、それがなかなか地域にまだ浸透していない。男性区長さんたちも女性部のことについての会則等の理解もされておられません。聞いてみましたら、よくわかっておられません。きょうは会則のことについても御質問させていただいて、皆さんにわかっていただけたらと思います。というのが、やはり女性と男性では考えるところの視点が幾分か違うところがあるので、それを行政に反映していただくために審議会に女性をもう少し、40%まで上げてくださというのが私の思いであります。それが私が議員になった一つの目的でもありますので、そこになるまでは死んでもやめられませんかと言いたいところですが、そういうわけにはいかないんですが、やっぱり理解はしてくださってるんです、男性の区長さんたちも。本当に御理解いただけてるんですけど、なぜ上がらないんだろうということで、今回私の住んでる地区でも女性区長が、旧美作では初めての女性区長です。本当に年末までぎりぎり悩んで悩んで、でもやらにゃいけんということで名前を上げてもらいました。そうやって1人ずつ増えていくことで、また行政に女性の意見が届いてくれればなと思いますし、行政懇談会に参加しましても、そこでいろいろな意見を吸い上げておられると言われるんですが、女性がいないんですよね、そこにも。なので審議会にぜひということをお願いいたします。何とか方法を考えてもらうのは行政の仕事でございますので、先ほどから申し上げてるように40%の目標達成をぜひ来年度はよろしく、お願いというよりもお願いじゃなくてすべきだと思います。

ということで、私の今回の質問は終わらせていただくんですが、けさの新聞に同窓会じゃないけど、写真が出ておりましたね。美作と英田の男性で料理をされてるグループの方が懇親で合同で旅行に行ったという写真がありました。嫁要らずで頑張れるようにというふうに、男性もそうやって料理をされているということに感銘いたしました。男女共同で参画が実現するように、ぜひ頑張っていきたいと思います。これで今回この質問は終わります。

#### 議長（岡本 泰介君）

それでは、4項目めに入ってください。

#### 9 番（金谷のり子君）

4項目め、最後の質問になるんですが、勝英地域自立支援協議会と北部高等技術専門学校美作校について質問させていただきます。

去る2月1日に、勝英地域自立支援協議会が企画の福祉の事業所を知る会が湯郷交流センターであり、参加しました。障がいに関する勝英地域の福祉サービスを紹介する初の開催で、サービスの利用を検討している家族らが来場していました。私は、定期的で開催されるほっこりほっとカフェに参加していて、それを知りました。その事業所を知る会で思ったのは、勝英地域自立支援協議会とはどのような会なのか。そして、ブースの中に美作市安蘇の県立北部高等技術専門学校がありました。その勝英自立支援協議会とのかかわりについてお尋ねいたします。

#### 議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

#### 保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。美作市と勝英自立支援協議会とのかかわりについて答弁をさせていただきます。

自立支援協議会は、平成18年4月施行の障害者自立支援法施行規則で位置づけられ、障がい者等、障がい児の保護者または介護者への支援のため、地域における障がい福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議等を行うことを目的としております。平成21年4月に勝英地域自立支援協議会として、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村の1市2町1村で共同設置をされています。構成員は、各自治体はもとより障がい者への福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する方、その他の関係者、関係公的機関等により官民一体で構成し、現在は32の関係機関、団体で構成されています。協議会では、障がい児・者それぞれが地域生活におけるニーズや課題を整理し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、支援する側のスキルアップのための研修会、障がいに対する理解を深めるための講習会の開催や障がい者と触れ合う場の提供などを行っております。なお、協議会の事務局は年度ごとに4市町村で持ち回りとなっております、来年度は美作市となる予定です。

次に、勝英自立支援協議会と美作市安蘇の県立北部高等技術専門学校のかかわりについての御質問ですが、岡山県立北部高等技術専門校美作校は、障がい者の教育または雇用に関する職務に従事する関係機関でもあることから、自立支援協議会の構成メンバーとして参加していただいております。協議会では、障がいがあっても地域の中で安心して生き生きと生活するため、自分の力と可能性を最大限に発揮できるように総合的な支援体制づくりを目的としており、その支援機関の一つとして協議会が行う行事、研修、会議等に参加していただいております。最近では、ことし2月1日、障がい福祉に関連する地域資源や支援者の顔を知ってもらう取り組みとして、福祉の事業所を知る会、先ほど議員に御紹介していただいた会ですが、を開催して、高等技術専門校美作校からも参加していただき、来場者や関係者との交流を深めたところです。なお、高等技術専門校には知的障がい者対象訓練科があり、美作校には販売流通科があります。今年度については、2名の訓練生がいらっしゃるというふう聞いております。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

#### 9番（金谷のり子君）

2回目の質問をさせていただきます。

美作市の自立支援政策といたしまして、勝英自立支援協議会とのかかわりについてお尋ねしたところですが、平成18年4月施行の障害者自立支援法施行規則で位置づけられ、障がい者、障がい児の保護者または保護者支援のための地域における障がい福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議等を行うことを目的としてということでした。そして、美作市、勝央、奈義町、西粟倉村で共同設置され、自治体障がい者への福祉、医療、教育、雇用に関する職務に従事する者のその他の関係者、関係公共機関により官民一体で構成し、現在は32の関係機関、団体で構成されているということが、この質問をさせていただいてよくわかりました。本年度は美作市が事務局となるということです。

協議会は、地域生活におけるニーズや課題の整理を進めているということですが、今までの協議会の中のニーズ、課題はどのようなことで、市の対応により課題は解決されているのかどうかということと、来年度は美作市が事務局ということですが、どのようなことを進めていくというふうに予定しているのかということとを2点。

それから、北部の専門校について、もう少し詳しく、私が調べたところなんですけど、皆さん御存じない方が多いのにはびっくりいたしました。北部専門校に障がいを持つての方が進んで、1年間勉強、訓練ができるということを学校関係の方でも全ての方は知られないということもあると思うんです。それで、販売流通科という科は、流通業務における商品陳列とか接客、包装等の販売業務によって商品管理、運送とか、包装

とか、そういったことを通して清掃業務や基本的な知識とか技能の習得を目指して、就職に必要な社会性や生活能力を育成すると、それを通して就職できるように育成していくということです。私も2月1日に行かせていただいた後、北部訓練校に行かせていただいて、担当の先生にお話を聞くことができました。募集人員はホームページによりますと、これは10名となっております。療育手帳を所持した知的障がいのある方で、原則として公共職業安定所所長の受講指示を受けられる新規学校卒業予定者の方というふうにホームページではなっております。1年間で1,410時間の訓練を受ける。全寮制で、入校願書の受け付けは令和2年1月14日から3月5日まで、試験日は3月18日、授業料は無料、作業服、教科書、宿舍等の実費は自己負担となります。宿舍は4万円で入れます。その他として、訓練中に訓練手当が約11万円弱が支給されます。その11万円で宿舍費用を払ったり、残りは御本人の通帳をつくり、その通帳の管理の仕方、振り込み等、いろいろなことも学ぶそうです。本人が管理できるように指導も行うということです。そして、就職率が100%と伺いました。しかし、このような訓練校があるのに、認知度が少ない。そして、対象者が定員が10名なのに2名の入校ということで、今年度は。なかなか、どうしてこのように10名に対して2名なのか、周知が足りないのか、対象者がいないのか、地域の認知不足を感じて、このような質問をさせていただくんですが、どのようにお考えでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

お尋ねのように訓練校、実は長い歴史の中でこういう形態になってるんですけども、とてもよくやってらっしゃると僕は思ってます。ただ、手続が、お話にもあったように職業安定所の所長さんが必要であるという措置をすることになって、その運用の仕方をどう柔軟化するかというところに、多分これから大きな課題と活路があると思うんです。といいますのが、これは一番よくあるパターンというのは、例えばこの辺で言いますと誕生寺の養護学校に行ってたお子さんたちが、さあ、どうしようかつちゅうんでそこへ行って、意欲のある子が何ぼかあらわれて、2名おったというような話になってるんですが。実は障がいを持つてる方を雇用されて成功した例っていっぱいあるんです、実のことを言うとね。それで、漫画みたいな話をまずしますと、雇用しようという意欲のある事業者の方々が、例えば誕生寺で面接をして、これはうまく、相性だなんて思う方を決めて、その方を1年間北部訓練校に預けて、将来来るのはうちのような、例えばパンをつくって売ってる事業者なんだとか、あるいは接客サービスをやるとこなんだとか、いろんなパターンがあると思うんですけどね。そういうことを訓練校とも下相談の上でやっていただいて、たまにアルバイトで帰ってくるみたいなことをしとくと、とってもいいスタイルができる可能性が実はあるんですわ。言葉を悪く言うと青田買いなんですね。青田買いをしといて、なるまでやって、そうするとお互いにとってもいい話になっていって利用の拡大ができる可能性があるなと思って。

この間もたまたま技能さんに行っているんなお話も伺ったり、見てきたわけでありましてけれども、あの北部訓練校の今後の繁栄というか、存続というか、そういうことにも及ぶ重要な問題であるし、それから理解が進むことによって市内の事業者の方々を中心として、ああ、そういうやり方があったのかと、この人手不足のときにもというようなこともあるかもしれません。つきましては、今いい御質問をいただいたのを契機として、担当部局、保健福祉と経済になるかと思うんですけども、勉強をお互いにさせていただいて、市から職業安定所や訓練校や事業者の方々に制度提案ができればなということを、最初に質問いただいたところから少し考えておりましたんで、私の今の思いとして答弁をさせていただきたいと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

私のほうからは、1番目の質問に答弁をさせていただきます。

協議会でのニーズ、課題はどのようなことで、市の対応により課題が解決をしているのか、また事務局としてどのように事を進めるのかという御質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

今までの協議会でのニーズや課題と市の対応についてですが、以前から地域生活において当事者やその家族の方から福祉サービスの内容や施設の場所、どうやったらそのサービスを利用できるのか、日常生活において特性のある子どもとどう接していけばいいのかわからない、また地域における障がいに対する理解が十分に行き渡ってないなどの声をよくお聞きしております。それに対し協議会では、まず地域での障がいに対する理解を広めようということで、例年元気になる親フェスタを開催し、講演会や体験発表、映画の上映や意見交換会、同時に会場内で当事者の通っている作業所や就労継続支援事業所で作られたものの即売を行っております。また、保護者を対象とした発達に気になる子どもの家庭療育支援講座、ペアレントトレーニングと呼ばれていますが、参加者は少数ですが、10年にわたり行っております。最近になってですが、年に数回ですが、当事者とその家族、支援者間での交流や情報交換の場としてカフェを開催しております。これが先ほど議員がおっしゃったほっこりほっとカフェになります。また、誕生寺支援学校において、小学部から高等部までの保護者を対象に、障がい福祉サービス利用までの流れについて説明会を年1回ですが行っております。

これらの対応により、課題が解決しているかということですが、障がい福祉サービスの給付額も毎年増加の状況にあり、そういう面ではサービス利用については課題解決とはいかないかもしれませんが、ある程度は対応できているのではないかなというふうに考えております。

また、事務局として来年度はどのようなことを進めるのかとのことですが、地域における障がいの理解という面では、まだまだ十分でない状況にあると考えております。本議会で上程しております手話言語条例、多様な情報取得、コミュニケーション手段の利用を促進する条例の普及啓発において、特に地域において障がいの理解を進めていけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

先ほど市長がほとんど答えられたんですけども、実際に進路の先として美作校の販売流通科というのは知的障がいのある方で中学校を卒業予定の方、卒業した方という、それが学卒者という意味ですが、募集対象となっております。しかしながら、修業年限が1年という短さであること等もあり、なかなかそちらへ行く方は多くはございません。ですが、この訓練校自体がやはり自分の学校の存在を知っていただきたいということで、夏休み期間中には毎年小学生を対象に物づくりの楽しさやおもしろさが体験できる技能講座を開催されております。作業の見学、実技体験、ちり取りとかペーパーウエート、文鎮なんですけど、そうしたものを制作し、市内の小学生も参加をさせていただいております。徐々にこうした形で周知が進み、学校の先生方も一つの進路としては紹介はしっかりしているものと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

私の知り合いの方が訓練校を卒業して、職業安定所から2週間企業に研修に行かれまして、その後、年が



明けまして就職ということで就職された方がもう8年から9年ぐらい、ずっとある企業に勤めている方を知っております。そして、その仕事もうびったりだったのか、見る見る3年、4年、5年としているうちに、本当に仕事ができるようになられて、その企業でもう主力メンバーとして働いているという方を知っております。ぜひ周知していただいて、私もその話を聞くまでは全くそういうことも知りませんでした。周知ということで、皆さんに知っていただくことが大切だと思います。

そして、この自立支援協議会の奈義、勝央、美作、西粟倉で障がいについてみんなで理解を深めようという会があることはすばらしいことでございます。ただ、持ち回りで毎年その自治体自治体取り組んでいくんですが、その開催された日に行く職員の人もまちまち、同じ人がかかわらないのかなとか、せっかく開いても、そこでいろいろ協議されたことがその自治体に反映されているのかなというようなお声は実際に聞いております。なので、せっかくの会ですので、意見が反映されて、生の声が届く仕組みをつくっていただきたいということを1つ申し上げます。

それから、美作市は合併しましたので、合併前のいろいろな障がいをお持ちの家族の会や当事者の会、いろいろな方が会をおつくりになってるんですが、それが1つになれていない。10年ぐらい前に1つにしようということをお話をされたんだが、なかなかうまくいっていない。それは、抱えてる課題がいろいろ違うので、それは仕方がないことなんだなということで、1つにしようとしたんだけど、うまくいっていないことを聞きました。勝央町とか奈義の方から見たら、何で1つになれんのかなというようなことを言われて、ちょっとショックではありました。1つの団体も美作市に必要なのかなと思います。当事者の会のずっと会長をされていた方に聞いたんですが、個人情報保護法等ができてから、なかなか障がいをお持ちの方の情報も入らないし、そういう会があるんだけど、入っていただけないということが課題である、若い方は今現在がいろいろ充実してきたから何も課題はないのかどうかかわからないが、つき合いがないのでお話をできないとか、いろいろそういうまだまだ課題がありますので、それを利用して、ぜひ市の行政に反映できるようにしてもらいたいという思いもあります。そして、皆さんが幸せに地域で暮らせるようにということをお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

自立支援協議会あるいは障がい者の方、家族の会の問題も含めて幅広い論点がありまして、幾つかとても重要な指摘があることと、私からもお話をしておきたいことがあるので手を挙げたわけでありましてけれども。

まず、この勝英の協議会につきましては、そこの入田にありますところの私どもの県の保健所の方々が非常に今まで熱心にサポートをしていただいて、そこにいらっしゃる保健師の方の力量によって随分、特に精神障がいの分野においては前進をしてきたという、こういう経過があって。その後、その方が御退職をされて、今県南で活躍されていますけど、一方でその津山の保健所の所長さんもいろいろ交代がある中で、ある一時期ずっと影が薄くなった時期もあったんですよ。私どもとしても、保健所の動きをサポートするための審議会がありまして、そこで今議員がおっしゃったことも含めて、せっかくやったやつが立ち消えになっちゃいけないからということで随分議論をさせていただいて、その議論を聞いていたこちらの保健所の方々はこうやって拍手喝采をしてくれましたけれども、来年とにかく私どものほうに事務局が来るもんですから、実態として美作市のやることが実は一番大きいんですね。それに2町1村が絡まっていたらいいもんですから、ぜひ来年度以降、事務局がどこに行くかは別として、私どもの市役所と勝英の保健所の実は共同

運営のところへ交換なもんですから、レベルを上げていこうかなとは持つてるということをまず申し上げておきたいんです。

それから、もう一つ、これはまさに個人情報問題の絡みで、各種の障がいを持つてらっしゃる方々の団体が先細り状況になってるんですよね。そのことは仕方がないじゃないかという見方もあるんだけど、一方で私どもから、行政からしますと、自分たちが行ってる行政施策に問題があるのかないのかとか、あるいはさらに改善をするニーズがあるのかないのかといったところをぜひ聞きたいという観点からすると、困ってるんです、これ我々も困ってるんですよ。ほんで、この間も江見部長には、その個人情報に反しない、個人情報の規制の中で何ができるか。若干サジェスションはしてあるんですけども、こんなことを考えてみたらどうだというようなことをちょっと言ったりはしております。いろんなやり方があるんですけども、手帳の発給をする際にきちっと情報提供をすること、ありますね、こういう団体はありますよということ、それを手帳に書きちまうっていうのもあるんですけどね。いろんなやり方が多分あると思いますんで、個人の意思、個人の尊厳あるいは個人のプライバシーというのを尊重しながらも、なるべく団体として活動できる基盤というのは維持しておかないといけない。男女共同参画のときでもそうですね。発言するという立場、これをしっかり確保するためにやはりまとまっていたいただくのが民主主義でありますので、同じ問題がここにもあるというふうな観点から、法に則した形ではありますけども、少し積極的に御参加できるようなガイダンスをするという方向だということをお話をさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

金谷議員、総括でお願いします。

**9番（金谷のり子君）**

市長のほうからいい答弁をいただきまして、市長も気にしておられたということで、思いは1つでございますので、よりよく来年度は美作の当番ということでございますので、それがまた続いていくようによろしくをお願いします。

これで令和2年3月、金谷のり子の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番1番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了します。

それでは、10分間休憩します。

午後2時59分 休憩

午後3時09分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可いたします。

3番岩崎議員、始めてください。

**3番（岩崎 清治君）**〔質問席〕

それでは、議長の発言の許可を得ましたので、令和2年3月議会の一般質問をさせていただきます。

まず、最初の質問は12月議会の続きであります。

宿題として、県の医療推進課で地域医療看護学校の施設整備補助金が28年度当初にあったのかなかったのかの確認であります。

私は滋慶学園の補助金のあり方について、昨年6月より1年間質問をしております。特に看護師養成所の

施設整備補助金、約ですけれども1億5,000万円については決算不認定の原因であります。補助金については議員の質問に、国の補助金がある、それは1億5,000万円程度で、滋慶学園が補助申請を行うと説明され、事業継続中、29年6月議会だったと思います、は滋慶学園の都合で補助金を断念したと説明をされています。しかし、決算不認定後の昨年9月議会の市長の説明では、補助金はなかった、それは根拠がないからであると言われたが、一方職員は補助金はあると言われ、執行部で相反することを言われています。このようなことは議会や市民を愚弄することであり、許すことができませんが、事実確認をしなければ物事が始まりません。

そこで、先ほど言った宿題になったわけです。ことし1月14日に執行部から副市長ほか2名と議員8名が県の医療推進課の3名の方と面談をいたし、補助金の事務の流れと今までの美作市との協議の経過について説明を受けました。私は県との面談は3回目であり、今までの説明と今回の説明は矛盾点もなく、今までと同様の説明であり、一言でいえば地域医療看護学校の施設整備補助金はあり、美作市にはそのことを伝えてある、1年先に延ばせば補助金が出ると市と滋慶学園に伝えたのが28年6月であり、その後の8月には工事の着手を延期しないと県との協議で言われていることが会議録に残っております。つまり、補助金があるが、工事を早期に進めるために補助金を断念し、補助申請をしなかったとのことであります。

結論からいうと、看護師養成所の新設補助はあるということ、一緒に行かれた副市長、これでよろしいですね、確認という意味です。

次に、27年、28年には補助金がある、滋慶学園が補助申請をすればいいながら工事着手を行い、県からは工事着手をすれば補助金は出ませんと28年度に言われていたにもかかわらず、議会にはこのことを一切説明されておられません。なぜ隠されていたのか。このことはどういうことなのか。議会の答弁の内容とその背景には何があるのかということがお尋ねです。

そして、工事着手の時期は誰が決めたのか。すなわち、補助金断念を決定したのは誰か。また、この問題が表面に出てからも言いわけ的に補助金があるとかないとか、説明不足とか、本質をはぐらかすような言葉を並べ、執行部の説明について信頼が置けない結果となっております。今後の議案の説明をどのように考えているのか。信頼関係が崩れると、今までのようにどんなに口頭で説明されても信用できなくなります。つまり、算出の根拠や補助金の内容など、全ての根拠書類をつけて説明が必要になり、審議時間も非常に長くなる、そのように思いますけれども、執行部はどういうふうに思われてますか。

以上、1回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

まず、看護師養成所の新設補助金はあるのかないのかという御質問でございます。

看護師養成所の施設整備に係る補助金につきましては、これまで担当部のほうからも答弁させていただいておりますが、国、県ともに補助対象事業として認められております。このことにつきましては、御一緒に行かせていただきました1月14日、医療推進課の担当から議員の皆様方も一緒に説明を受けられて再確認したところでございます。しかしながら、岡山県の補助金交付要綱等に看護師養成所に係る施設整備が補助対象事業として掲載はされておられません。岡山県の補助金の交付を受けるためには、岡山県の補助金交付要綱等が整備されていなければなりません。このことにつきましても、議員の皆様は御理解いただけたというふうに認識しております。これらを踏まえて申し上げますと、国も県も補助制度の対象事業となっておりますので、議員がおっしゃられているとおり、28年度から29年度へ1年間工事着手をおくらせると補助金の対象

となる可能性がある、こうしたことから補助金があると解釈することは間違いではないというふうに認識しております。他方で、現在もですが、補助金交付要綱等が整備されていませんので、補助金を申請しても交付をすぐに受けることができません。県内においても、26年4月、29年4月に看護師を養成する学校が2校開設しておりますが、どちらの学校も補助金の公式の交付を受けてはいないということでございます。こうしたことから、補助金がなかったと解釈することも間違いではないというふうに思います。

ですので、今回御質問いただいております看護師養成所に係る施設整備の補助金の有無については、どちらの解釈も間違いではないというふうに考えております。いずれにしても、答えを1つに、片方からの見方に決めつけてしまうことが難しいのではないかとこのように思っております。

それから、答弁の内容とその背景に何があるのかについての御質問ですが、議会の答弁内容につきましては、担当部課のほうが、その当時知り得ている情報により作成した答弁案を協議し、議会の答弁に臨んでおります。しかしながら、学校法人大阪滋慶学園に対する補助金につきましては、決算特別委員会において指摘をいただいてから事実関係等を再調査しまして報告させていただいております。そのため、事後に新たな事実が判明しまして、議員の皆様にご迷惑をかけたというふうにも思っております。

29年2月6日付で、岡山県保健福祉部医療推進課長から美作市企画振興部長宛てに、平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業に係る国への要望事業について、平成29年度医療介護総合確保推進法に基づく岡山県計画に盛り込む事業については貴市から御提案をいただいたところですが、御提案いただいた内容については、平成29年1月30日に開催された岡山県医療対策協議会新たな財政支援制度検討部会において議論し、委員の方々からの意見を踏まえたところ、貴市から御提案いただいた事業を国へ要望することとはなりませんので御承くださいとの内容の通知が届いておりましたが、本来であれば、この通知については市長まで報告していなければいけないような内容でございましたが、当時の担当が部長までの情報共有で終わってしまったという事実を確認しております。また、内部の協議の状況や、県、それから学校法人大阪滋慶学園等の協議状況につきましても、記憶が曖昧であったり、記録が不存在であったことを確認しております。このようなことから、内部での情報共有が不十分であったため、協議ができていなかったことや適切な指示が行われていなかったことにより、議員皆様に対する説明に一貫性が欠けてしまい、丁寧な説明ができていなかったものと考えております。

補助金を断念した、この決定は誰が行ったのかとの御質問でございます。

平成28年3月28日に、学校法人大阪滋慶学園と専門学校の開学時期は平成30年4月を目標とする内容の、仮称ですが、美作市スポーツ医療看護専門学校の設置に関する基本協定書を締結し、事業を進めておりました。また、議会へ報告しておりました補助金の交付限度額は10億円とする、国、県の補助金を活用し、本市の純然たる負担を3億円未満とするとの約束を守ることに努力してまいりました。28年6月になって、看護師養成所の施設整備に係る補助金が増額されていることが判明し、岡山県に対し補助金交付要綱等の整備の要望を行っておりましたが、結果的には看護師養成所の施設整備に係る補助金の交付を受けることができませんでした。一方で、国の地方創生交付金、合併特例債の活用により、本市の純然たる負担は3億円未満という形になっております。補助金の申請につきましては平成29年度を予定しておりましたが、28年8月、また10月に補助決定前に工事着手を行う指令前着工の相談も行っていたところです。さらに、先ほど申し上げましたとおり、平成29年2月6日付で岡山県保健福祉部医療推進課長からの通知が届いたことにより、平成29年度での補助金の申請を断念せざるを得ない状況になったものと考えております。

最後に、信頼関係が薄れた今後の議案の提案をどういうふうに考えるのかといった御質問ですが、学校法人大阪滋慶学園に対する補助金につきましては内部での情報共有が不十分であったため、議員の皆様方に対

する説明に一貫性が欠けてしまい、丁寧な説明ができていなかったことにより不信感を抱かせてしまったものと考えております。議員の皆様へ丁寧な説明を行い、信頼回復に努めてまいります。しかしながら、今後も当初の説明と異なることが起こり得ることが予想されますが、そのような状況になった場合には速やかに議員の皆様説明を行うなど、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

非常に立腹しております。といいますのは、県の医療推進課のほうへ行って話を聞いたら、十分理解できるというのは副市長が言われたもので、医療推進課に先ほど言いました1月14日も含めて2回行ったわけです。そのときまでに12月議会では、私ども議員だけで行ったんでは言った言わん、聞いた聞かないっていうことになったら困るので、副市長、市長一緒に行きたいところだったんですけど、市長は公務が特に忙しいもので、副市長がかわりにどうでしょうかっていうのは、ここの席で私が言ったわけです。一緒に行かれたわけです。医療推進課との話の部分は、もちろん執行部から3人の方が行かれてまして、ちゃんと録音もされてるわけです。議員も8名の者が行って聞いているわけです。途中になって議員の方から、副市長、解釈がいまいちできてないんじゃないか、補助金があったということがはっきり理解できてないんじゃないかっていうことの発言があって、それからさんざんもう一回議論をやり直して、約2時間話し合いをしたわけです。それが、今の答弁では、補助金があったかなかったか、どちらとも言える、答えを1つにするわけにはいかない、補助金があったか、もらえたかもらえてないかだったら、その判断でいいですよ。補助金があっても予算の都合でもらえなんだとか、そういう話は理解するんですけど、補助制度があったかなかったかって、どちらとでも言えますって、こんなばかな話がありますか。これは非常にばかにされてるような気持ちになります。私以外のほかの7人の議員、どういうふうに思われているかもわかりませんが、ちゃんと録音テープまであるわけですから、それは県とも何回も同じことを言い合うたわけです。その証拠の一つにして、28年6月にそのことを市と滋慶学園に伝えたっていうことも何回も言われているわけです。12月のときに私は、12月議会までにこの書類を持って県に確認に行ったんですよって言ったら、市長のほうはその資料を見てねえからわかりませんよということも言われて、それは後日副市長のほうにも多分行ってますよね、事実確認のこの資料で私どもがつくったわけじゃなしに、私が発言してつくったんじゃないし、執行部の言われた部分を抽出して、このことについてはどういう協議だったんですか、あったんですか、なかったんですかということ聞いたわけです。その部分の集積、集大成が1月14日、議員8人と一緒に行ったわけです。

それが、あったなかったって、そんな話はないと思うし、その証拠の一つ、これ執行部のほうから決算の後に調べられて出てきたのが、28年6月に県との協議のところで、1年延ばしたらできますよと言われたというのが決算のこの資料にでも出てるわけです。1年延ばしたらできますよ言うたら、まあ、よっぽどで考えりゃ、補助制度があったということですよ。今後、補助金制度をつくるということはどこにも書いてないわけです、補助制度があったよと。それなのに、何で今みたいな答弁になるんですか。言葉をよく考えて、誰が責任とるとらんとかという意味じゃなしに、筋道を立てた事実を言ってください。執行部のほうは、27年当時、調印式をする前から補助制度がありますよ、これは市長のほうも言われて勘違いされてたんですけど、そのときには言わなかったんですけど、その当時は国の補助金だった、25年度まではね。25年度まであって、26年度から県の補助制度に変わったわけですね。それも言われてないですよ。決算の不認定になってから調べた話がそれなんです。だから、議会のたんび、一般質問のたんびに言ってることが全部違ってくるわけです。違ってくるから、だから副市長、県庁に行って最後の方向性だけ、これが統一見解ですよ

というだけ出しましょうという意味で行ったわけですよ。そうしないと、3人と8人というたら11人も県庁まで行きますか。何のために行ったんならと。私も、市長のほうに補助金がなかったと言われるから、余計ややこしくなってきたから、この話をしつこくしてるわけです。補助金もともとあったという中で話をしよって、途中から補助金がなかった言うから、それは入り口が違うんです、玄関先が違うんじゃない。補助金もろうてきてください言うても、もらえるはずがないです、補助金がなかったら。

それから、もう一つ、これは市長のほうに言うんですけど、これは県の担当のほうなんで、これは言った言わんわからんですけど、美作市の市長がこの件について27年当時から28年のときに質問に来られてますけど、何か残ってますか、聞かれていますかという質問をしたんですよ。ただし、県の課長どまりですから、わかりません、知りませんでした。ただ、本当に行かれたかどうかという話を行かれてないですかとはいいません、私は、担当がかわってることもあるんで。だけど、補助制度があったか、なかったか、これはスタートラインですからはっきりしてくださいって言いたいし、副市長、一緒に行ってて今の答弁するというら、私が侮辱されてる以外の言いようがないです、これは。

なぜこんな話をするかというたら、最後の部分にです。補助金断念したの誰かという部分についても、ずっとこの話続いているわけです。補助金もらわんでもよかった、それまでのとき、市長のほうは補助金もろうてないのは事実じゃから、10億円出すというて補助要綱をつくってるんが事実じゃから、10億円以内だったらええんじゃないというふうに言われてるわけです。だけど、補助金も出るというて両方言われてるわけです。そのことを何で議会に言われなんだなら、その背景は何にあったんなら、補助決定は誰がしたん、補助金をもらわん決定です。というのは工事着手を誰が決定したん。もし、一番最初の30年4月開校を最初から行くんだしたら、補助金もろうということ自体が議員をだましたことになるんですよ、県じゃ絶対無理ですって言われてるんですから。こういうふうに言った言わん、言った言わんというような話ばかり続いてくると、今後の議案質疑の部分に全て根拠資料を出してくださいという話になってくるわけですよ。そうすると、信用できませんがなと。副市長と一緒に行って、議員8人、8人ということは半分がついて一緒に行ってるんですよ。同じことを聞いてるんです。テープまでとられてるんでしょ。県もいいですよというから僕もとって帰ってますけど、それ聞いたらわかりますが、それを口先でごまかそうというような話になると、私が侮辱されてるぐらいしか思わんので、それははっきりしていただきたい。筋道の立った、理屈の合った話をしていただきたい。お願いします。市長には聞いてないんです、申しわけないけど市長には聞いてない。副市長と一緒にいるから、この質問をして、その3回目がありますんで、そのときにしゃべってください。

〔市長萩原誠司君「そんなこと関係ないでしょ」と呼ぶ〕

いいですよ、じゃあ。

〔「議長、ちゃんと進行整理せないけんよ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私は医療推進課に行ったことはありません。これは間違いなくありません。私が行ったのは、前に議会で御答弁したと思いますが、たしか28年10月だったと思いますが、副知事のところに行ってお願いしたと思います。そのお願いの趣旨というのは、補助金を復活してほしいと、そしてそれは簡単に言うと指令前とかなんとかという話じゃなくて、29年度にももらえるようにしてくれというお願いを副知事のところにしたというように話は確かにしております。その副知事のところですから、記録が残るとは私は思いません。若干のメ

モがあって、市長が来て、こういうお願いがあったよというようなことを恐らく部下の方におっしゃっておられるんだと思いますけれども、そういう事実があったことは間違いない。医療推進課と私がじかに話したことはありません。明確に申し上げておきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

1月14日の当日、医療推進課の方とお話をしたときに、何度か自分から確認させていただいた内容で、恐らく記憶されと思うんですが、今補助金を申請したら出ますかという質問をさせていただいたと思います。医療推進課の方に2回ほど質問させていただいたと思うんですが、今したら出ますか、いえ、出ません、それを補助金があるととるのか、ないととるのか。その見方、時間軸を無視して話をすれば、一緒にガシャッと合わさるんでしょうけど、議員がお話のように前年度から作業して2年間という期間を経て制度を整えてもらって申請すれば補助金出ますよ、だから補助制度はありますよ、だけどその期間をかけずに申請したら、それは出ませんよ、出ないんだっらない。市長がおっしゃられたのは、僕の記憶で申しわけないんですけど、ないと言わざるを得ないという表現だったと思うんですけど、ないと言わざるを得ない状態です、補助金を申請もできないし出ないわけですから。だから、それをないと見るのか、あると見るのか。時間軸を気にせずにはしゃべれば同じことなんです。時間軸をして、同じ球を両側から見ていきょうだけのことで、制度としてあるかないかっていう議論は、その時間軸をずっと経過すれば、補助制度として制度が成り立ち、申請してもらえる。でも、時間軸を無視して前でやったら、補助制度のメニューにないわけですから、それはもらえない。それを実際には補助金がもらえなかったの、それをあるというのかないというのかっていう、その話も現場ではさせていただいたと思うんですけど、今出ますか、いや、出ません、じゃあそれはあるというのか、ないというのか、そういう議論を何回も僕はキャッチボールさせていただきましたし、議員の方々とも一緒にお話ししたように認識をします。ですので、今し方の答弁も、こういう見方、右サイドから見たらそう見えますし、左側から見たらこう見えますよね。同じボールを見てるんですけど、見方がずれるとそう見えちゃいますよねという話を2回ほどさせていただいたのは覚えてますし、今申請したら補助金出ますかという確認をとったことも覚えてます。ですので、何か答弁の中でごまかそうとかしてるつもりは全くございませんで、当日聞いた話に自分がその現場で理解した内容をお話ししているつもりで、ちょっと言葉が不足しとって御理解いただけない部分もあるかもしれないんですけど、イメージとしては1つのボールを違うサイドから見ることによって違う形に見えてますよねというのをお話しさせていただいたと思うんですけど、その認識を今でもその形で理解をしまってるのが現状です。ですので、まるっきり何かをごまかそうとか、そういうことを考えて答弁させていただいたわけではございません。〔降壇〕

〔3番岩崎清治君「それは答えになってねえで」と呼ぶ〕

〔「議長、自分も行かれとんだから、ちゃんと答弁漏れじゃ言いなさいよ」と呼ぶ者あり〕

〔「答弁させないけんわいや、きちっと」と呼ぶ者あり〕

〔3番岩崎清治君「議長、ちょっと休憩してください」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

副市長、そうすると、もう最初の答弁から全部ひっくり返すということになりますよ。いやいや、あなたの答弁じゃなしに、議会の流れとして。平成28年12月議会なんかでも、あるというて答弁を執行部はされて

るわけですから。それが全部ひっくり返ってくることになりますよ、今の答弁だったら。それでいいんですか。ずっと執行部の方が補助金があるという答弁を議会で繰り返されとるわけですから、29年になるまで。そしたら、それと全然副市長の答弁は整合性がとれんということになるんですけど、それでいいんですか。

〔3番岩崎清治君「休憩どうですか、するんですか」と呼ぶ〕

暫時休憩します。

午後3時36分 休憩

午後4時18分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

金谷議員が介護のため、退席されております。

それでは、2回目の答弁から入ります。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

岩崎議員の2回目の質問に関しまして、今さっきの答弁のほうでわかりにくい表現と誤解を招く表現がありましたので申しわけありませんでした。

県のほうに確認に行ったときに、県のほうの発言として補助金制度のたてりがあるということでお話をいただいております。つまり、ベースはあるんだという話をされておりました。その話の理解はできておりますので、補助金制度があったのかなかったのか、制度のたてりはありますという回答でしたので、これが制度があるかないかの答弁とさせていただきます。

あと着手。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

指令前着手の。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

指令前着手。〔降壇〕

〔3番岩崎清治君「いや、それは3回目です、もう一回」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

いいですか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

1回目のときに補助金があるかないかということでさんざん議論になって、あるようなないような話をされて、今制度そのものはあるということで一応納得をいたしました。

制度があった場合に、一応27、28、制度が新たに変わったわけですけども、国の直接的な補助金から鳥取と島根の分、これは両方とも補助金をもろうて工事をされたというふうには言われたんですけど、それが25年に廃止されて、県の基金事業に変わっていったと。今までの議会の部分は、どっちがどっちかよくわからないですけど、補助制度はあるということで、今の副市長の言われるとおりに言えば、28年8月、9月、10月ぐらいまでは補助金があるという解釈で、それは私の解釈と変わらなかったんですけど、29年6月ぐらいまで、はっきりした月数を覚えてないんですけど、ずっと補助金があるって言われてたんですね。それが実際は補助金があるからもうと言われよったのがもらえなかった。議会ではずっとある、もらいますもら



いますって言われたのが29年の工事のその月の11月に終わるんでしょから、6月議会のときに補助金はもらえませんでしたという、あったんだけどもらえなんだという答弁だと思うんですけど。それは市長がぐつと首かさげてますけど、議事録にそのように残ってるんです。じゃあ、そこまではあったんだという解釈はできないことはないです。今の副市長の答弁で、整合性は合うわけです。ただ、もらえなかったということに関しては議会の答弁とは違うような。その説明は、県のほうは補助申請をするのには時間が必要なんですと、28年6月なり8月のときに、もう一年延ばしたらもらえますよというのを県としては言いましたよと、今までの議会の執行部の答弁もそのように言われてるわけです。結果的には工事着手を28年11月ですか、10月か11月に工事着手されてるわけです。ということは、そのときにはもう断念されたわけです。そのことは執行部の中の全員かどうかは別として、知つとられるわけです。ほいで、知ってるのに、なぜ議会答弁でそのことを言わなかったのかということと、もう一つ、そのことの工事着手を誰が指示したん、滋慶学園がしたのか、市長のほうか、担当のほうか、誰がどういうふうになって、どのように判断をしたのかというのが聞きたい。

それと、今回の意見、市長のほうは違うと言われてるんですけど、私の聞いている範囲内は内容について二転三転してるみたいな感じがするんです。それで、市長のほうは先ほど休憩時間に県のほうからだまされたんだという的のことを言われてるんですけど、そのあたりも含めて、決算特別委員会時に時系列でいろいろな書類をもらったんです。いろいろな書類をもらったときに、そのことは書いてないわけですね。一切書いてない。改めて、きょうじゃなくて、もう時間を大分浪費しましたんできょうじゃなくてもいいんで、早いうちに時系列に書いた、市長の言われる、いつごろだまして、誰々に会うてだまされたんだっていうのをください。そこにできる限り、何らかのアクションを私は起こしたいと思うんです。

それで、もう一つは先ほど言いましたように、信頼関係を損なわれてるわけです。その場合に、今後予算審査並びに条例審査するときに根拠の書類をいただきたいな。そうでないと、この議論もした意味がなくなるんです。私は今回まで入れたら1年間したようなことになるんで、そのあたりをお願いしたいということで3回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

御要望に当たる部分については、これからその要望の趣旨に応じていろいろやっっていこうと思うんですが、まず記憶でたどっていきますと、一番重要なポイントは私にとっては平成28年10月時点で副知事のところに行ってます。10月の頭だったと思う。着工前です。そのときにお願ひしたことは、来年度補助金を頂戴、つまり制度の蛇口をあけて、そして指令をしてくれるか、指令前とかややこしいことを言わずにければよろしいんじゃないかというお願ひをして、わかりました、検討させましょうと引き取っていただいたと。つまり、10月の時点でありますから、指令前着工とか言う必要もないし、その制度そのものも必ずしもこの補助金に当てはめる必要もないという趣旨もあるんですけど、いずれにしても29年度に金頂戴ねということ副知事のところに行ったというのが私の一番県との折衝でやった、ほとんど唯一とっていいんですけども、私の動きである。

なぜそういう動きをしたかっていうと、先ほどから言ってますように、岡山県の方々の言ってることっていうのが、若干27年か28年にかけて変わってたりしたこともあったので、これは蛇口があいてないかもしれないというようなことで行ったと。指令前かどうかについては、まだ着工前ですから、はい、わかったと言えばそれで済む話なんですよ。お願ひに行ったら、検討いたしますと。その後が若干、そのときについ

ては補助金はあるかどうかはわからないけど、国の制度もあるし、多分岡山県もつき合ってくれるんだろうとは思ってるんです、そういう報告も上がってます。それが10月です。で、着工があった。着工があつてしばらくして、先ほど副市長が答弁をいたしましたけれども、平成29年1月30日に開催されたということで、2月6日付で文書が来てたわけですね。この文書については、決裁が当時の担当部長のところでとまっていた、決算委員会でいろいろ話があったときに、それこそ資料整理をしろというので平田心得にお願いして、さまざまな資料をひっくり返してみても出てきたのがこの資料であつたわけです。その資料にどう書いてあつたかという、もう一度申し上げますと、岡山県の保健福祉部医療推進課長様から美作市の企画振興部長宛てに平成29年度地域医療介護総合確保基金、これは国の基金です、を活用する事業（医療分）に係る国への要望事業について、平成29年度の医療介護総合確保推進法に基づく岡山県計画に盛り込む事業（医療分）については、貴市から御提案をいただいたところです。御提案いただいた内容については29年1月30日に開催された岡山県医療対策協議会新たな財政支援制度検討部会において議論し、やめたと言うたんですね。これを私が見た時点が遅かったのが失策なんだけれども、これを見たときに、ああ、やっぱりという感じがしたわけでありまして。どういうことかという、蛇口がなかったと。新たな蛇口をつけないと、新たな財政支援制度検討部会に付託された案件ですから、新たなんですよ。ここで検討したんだけど、要望しないことにしたということがあつたので、いよいよこれはやっぱりなかったと、蛇口があいてなかったと、たてりがあつたとかというようなことを今副市長が言ってましたけれども、副市長の言葉は副市長の言葉として聞いてきますが、たてりというような意味は全くありません。出ないものは出ないんです。

ただし、我々としても本当に反省してるのは、その情報が共有されなかったわけですね、これ。平成29年1月から2月の時点で、これはもう3月議会にもう言えははずなんです、本来ならね。こんな紙が来て、大変残念だったけど、制度がなかったようであつたと、ついてはさまざまな努力をして、市民負担は3億円以内におさめる方向をきちっと堅持しますよということを3月議会で答弁しとけば、こんなことになってないんですけども、そのころはまだ情報がどうも上がり切ってない。担当の戦略監もその紙を見てないというのが明白なんで、いやいや、今までの話で来るんじゃないかと思えますよというようなことに答弁をせざるを得なかったのかと思えます。じゃあ、なぜ岡山県はこういうことをしたかというたら、わかりません。わかりませんが、先ほども答弁を申し上げたとおりでありますけれども、基金事業ができた、つまり国の直轄補助じゃなくて、基金を通じて各都道府県の財布にお金を移してから、各都道府県の判断でもって補助するかどうかという制度が変わつたわけですね。その後、平成26年以降、2件ほど新たな看護学校ができてるんですけども、補助が受けられていないということが、その後判明をした。それをつらつら考えてみると、やっぱり県としても公平性の判断があつたのかなみたいな、そんなくはせざるを得ないかなとは思いますが。

おかげさまで私どもの場合には、国のほうが、じゃあ交付税対象を広げたらどうだとか、いろんな形で支援をさせていただいたんで3億円以内という形でおさめることができた、ということでもあります。したがって、いつ判断をしたのかということについて言うと、我々はその着工の時点においては県にはきちっとお願いをしていたという立場であります。着工の前に、指令前かどうかは別として、オーケーしてもらえればそれで済んだわけです。そのことをお願いして、検討しますよといって、そして検討の結果が1月になって要望しないことになりましたという状況に私どもは置かれたと。しかし、そのことを議会に正式に言わなきゃいけない話です、これは間違いなく。その以前ではもらえんと思えますよというようなことを言ってるわけだから。ところが、その文書が上に向けて共有がされなかったから、議会答弁に当たる者がそのことを議会に申し上げることができなかった。ここに大きな問題があり、議会も我々執行部の上層部も同じように誤解を、誤解というか、事実と異なる状況を理解してしまったということでもあります。ただし、議会に

私は感謝をしなきゃいけないのは、これは萬代議員でありますけども、そこに気がつかれて、おかしいじゃないかということをお丹念に質問されたから、だんだんこちら資料の掘り起こしが進んで、見てみると確かにおっしゃるとおりおかしかったんだと、説明は完全におかしいということが明らかになったというのが今までの私は状況であろうかと思っているところであります。

そういう状況にあったことを不信感だというふうにお捉えになるかどうかは、これは別でありますけども、我々としても誠心誠意資料の掘り起こしをして、持ってる全ての資料からこうだったんだろうかという推量ができるように議会にもお話をきて、実はそこが本当は信頼回復だったんですが、それを信用するせんということで信頼がないとおっしゃるなら、それは御自由にさせていただきたいと思います。〔降壇〕

〔3番岩崎清治君「ほかにないですか、ないですね。総括をします」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、総括してください。

**3番（岩崎 清治君）**

市長のほうは副知事のほうにいろんな話をされて、その答えが市長そのものには返ってこられてないみたいですね。というのが、普通であれば、副知事のほうへの話で補助金をお願いしたら、担当部署のほうに行って、担当部署のほうからもう一度副知事に返るか、もしくは担当部長のほうから美作市のほうへ何らかの答えが返ってくるのが普通は信頼関係だと思うんですけど、そのあたりが返ってない。

それから、今の市長の言われたことについて、県との説明では少し差があるなあと。

もう一点なんですけれども、一昨年ぐらい、この問題が出たときに、これは県の職員のほうに見てもらった文書ということなんですけど、先ほどから出てる地域医療の施設整備の補助金は県のほうがありますかという、この答えにつきまして、この施設整備補助金を交付することができます、この補助金は交付予定の前年度に基金活用事業提案を提出し、審査を経て、次年度の補助事業として決まるのです、美作市の場合、28年度補助事業とするための前年度、27年度6月から7月の事業提案募集時に提案自体がなされていません、もちろん当たり前ですよ、進出協定をしてないんですから、29年度事業とする場合は28年度の要望調査に応募する必要がありました、美作市は28年6月に28年秋に着工する校舎に対しての補助金交付が可能かどうかを県と協議し、28年秋の着工は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条の規定にある補助金交付決定前の、指令前着工の話、着工となり、補助金の交付は行えないということを確認しております、その後8月に美作市は着工延期は行えないと県に説明し、事実上補助金の交付がないことを了承してますという、こういうふうな文書まで出てるんです。だから、先ほど市長が言われたことと隔たりがあるなということなんですけども、もう私の質問回数も終わりましたので、今回はこれで終わって、次の質問に移らせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2項目めに入ってください。

**3番（岩崎 清治君）**

次の質問は、危機管理についてなんですけれども、最近危機管理についていろんな話を聞かれたり見ることがありまして、私自身が調べましたところ、美作市のハザードマップの説明によりますと、おおむね100年に1回、何十年に1回とか100年に1回という言葉をよく使われるんですけど、大雨を想定して吉野川流域で2日間の雨量を266ミリでシミュレーションされておりまして、一方県では洪水浸水想定区域圏というのがありまして、区域図というのが、ここに持ってるんですけど、ここに時間雨量601ミリと想定し、美

作市役所、ここで最大で7.1メートル浸水が想定されますというのがネット等の文書で出てるわけです。これはもう危機管理監は御存じだろうと思うんですけども、これを見る限り余りにも差があり過ぎる。2日間で266ミリと1日で600ミリというたら4倍ですかね。4倍どころじゃないぐらいに差があるんですけど、1日の雨量が601ミリ、100年に一度の雨量が2日で266ミリ等々書かれてるんですけども、これがどういうふうな理解をしていいかというほど差がある。美作市の防災計画、これから地域防災計画を直されるんだろうと思うんですけど、雨量っていうのは時間雨量が70ミリ程度で小規模な局地的な災害が発生して、100ミリからすごく大きな雨量が発生しますよということを書いてあって、過去15年間だったと思うんですけども、7月の雨量が一番多くて265ミリというふうに書かれてるわけです。何が聞きたいかというのは、雨量をどういうふうに想定されて、601ミリと266ミリ、この2日間で1日の部分でされてるのか。その雨量を想定されたことによって浸水地域を想定し、避難者数や避難場所、それから災害備蓄品等も全て関連してくると思うんです。これは普通では考えられないような数字、これは水防法の改正だと思うんですけど、こうなってるんで、たしか全国15カ所ぐらいな類型のどこから選ぶとかというふうなことも書いてあったような気がするんですけど、そのあたりをわかるように説明していただきたい。

それで、2番目に、毎年のように大規模な災害が発生している。自然災害をなくす方法はありませんけれども、被害を最小限にする方法があります、これは減災ですと。そこで、大きな過去の災害を教訓にして準備や訓練をしなければ、減災につながりません。昨年の台風19号、21号でも逃げおくれた方が想定外の浸水の状況になったとか、今まで避難してたけども、浸水がこれほどなかったのが今回避難をやめたというふうなことを言われてるんですけど。昨年の西日本豪雨ですか、この市の告知放送なんですけど、河川が氾濫する可能性があるんで避難してくださいというふうな放送をされたんですけど、ある人は出てみたら大したことないなということで避難しなかった。一昨年ですね、西日本豪雨のときは、台風19号のときと同じような問題が起きたわけです。だから、今後はどこどこが氾濫の可能性がありますよ、避難してくださいよというふうに、美作市非常に広うございますので、それを言ってほしいという言葉もありました。また、情報の発信を行うにも、防災の拠点となるこの庁舎なんかです、施設が被災しては情報発信ができません。つまり行政の役目が果たせません。このことは南三陸、知っとられると思うんですけども、防災対策庁舎が津波にのみ込まれましたね。貴重な命が亡くなられたんですけど、そういうことや倉敷市の真備支所の前例がございまして。こういうところに庁舎を置いては、どうにも困るということで、浸水想定区域の方には避難のタイミングや避難経路を周知する必要があるんで、そのあたりを十分確認して、どのように考えられているかということ。

3つ目は、災害は忘れたころにやってくると昔は言われていますけれども、最近はいつ何どき発生してもおかしくない状態です。日ごろよりハード、ソフト両面において備えをしていかなければならないと思います。被災の状況によって対応が異なると思いますけれども、平時こそ対応を考えるときです。それを実践されて、各種団体と災害協定を結ばれてるのは新聞紙上等で見ているので承知をしております。しかし、昨年の台風19号、21号では、千葉県では長期の停電等でライフラインが寸断され、平常時の生活に戻るのに多くの日数を費やしました。また、西日本豪雨から1年半たっても、この1月ですけれども県内の仮設住宅で生活される方は5,000名弱の4,970名もおられるそうです。災害時においては、第一に命を守ることであり、次に財産を守り、被災した場合には一日でも早く平常時の生活に戻ることだろうと思うんです。これが安全・安心対策だと私は思います。ハード、ソフト両面において備えをしておられると思いますけれども、美作市の防災面で脆弱なところや不安なところはどのようなことでしょうか。問題点を解決するには、どのような障壁がございましてか。

そして、最後に水防法の改正と公共施設の関係ということで、24時間雨量が601ミリと想定されていますが、それに耐え得るまちづくりを進めていかなければなりません。今ある公共施設、建物も含めてなんですけど、道路橋梁等々なんですけれども、そのことについて考えなきゃいけない時期になってきたなど。ただし、一遍にするにはとてもじゃないけれども財政的には無理があります。新たにつくる場合には浸水想定区域外につくらなければならないし、道路にしてもでき得る限り浸水しないようなところなり、高さを選ばなければいけません。そこで質問ですけれども、大原保育園は今建築中ですけれども、あそこは浸水想定区域外だと思うんですけど、特にあのあたりについては601ミリ降ったときにどういうふうになってるか。ハザードマップが整備されていないのでわかりませんが、どのあたりまでつかるとかというのを示していただきたいなど。

**議長（岡本 泰介君）**

お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、先ほどの質問に回答から入っていきます。

危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

まず、1、豪雨災害の被害想定はどのようになるか、2、過去の災害教訓で特に注意すべきは、3、安全・安心の施設の状況は、4、水防法の改正と公共施設の整備についてにつきまして御答弁のほうをさせていただきます。

まず、浸水想定区域図につきましてでございます。

先ほど議員がおっしゃられました、美作市が現在皆さんのお宅にお配りしております防災マップにつきましては平成18年3月に県が示された浸水想定図を使っており、そのときの想定が計画水位ということで、48時間雨量が266ミリだったと思いますが、その想定でやっとするものでございました。現在は27年の水防法改正におきまして、周知の仕方が変わったというか、想定の方が変わっております。そのときはたび重なる水害が発生しとるということで、想定雨量から最大降水雨量ということになっております。それで、これは国が示したものでございまして、日本を15のブロックに分けて、その中の一番降雨特性が似ているところを当てはめて、そこの中の大きな災害があった雨、洪水があった災害を採用いたしまして、流域の面積に応じて降水量を設定して、美作であれば吉野川水系であれば24時間雨量が601ミリ、それから梶並川水系であれば668ミリという計算をなされております。この災害は昭和59年9月に発生しました台風19号の降雨を採用しているということになっております。これは最大規模ということですが、これは計画規模もどちらも公表しなさいということになっておりますので、県については両方あると。計画規模といいますのは、河川整備につきましてどれぐらいまで水が上がって、どれぐらいの整備をするという目標値といいますか、工事をする上で計画をする上の降雨を計算したというものでございまして、吉野川水系につきましては24時間の総雨量が214ミリ、梶並川水系につきましては217ミリの洪水浸水区域を公表しておるようになっております。

また、この公表に当たりましては周知河川ということでございまして、周知河川というのは何かと言いますと県知事が国土交通大臣が指定した河川以外、これは国の直轄の河川以外、県が管理している河川でござ

いますが、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川ということで、美作市の場合につきましては、吉野川につきましては、上流は左岸が美作市友野地内、右岸が美作市北原地内から吉井川の合流地点ということになっております。梶並川につきましては、左岸が美作市檜原中地内、それから右岸が美作市吉地内ということで、吉野川の合流地点までが周知河川ということで県のほうからの示しが出ております。ということで、周知河川による浸水想定図といえますのは、先ほども言いましたが最大規模、計画規模、どちらも載せるということになっておりますので、ホームページのほうに載っております。

それから、浸水被害につきましてですが、ざっくりとした数字しか調べられておりませんが、美作市内の吉野川、梶並川沿い、特に今周知したところからの間に約5,400名ぐらいの方がお住まいになっているのではないかと。その中には避難所等々があるということも確認をしております。多くの浸水被害を出し、また避難所も浸水が想定をされると思います。こういう災害が来る前に、早期の避難の必要があると考えております。

続きまして、2番目の項目でございますが、過去の災害の教訓で特に注意すべき点でございます。

過去の大きな水害といたしまして、昭和38年7月、昭和47年7月、昭和51年9月、平成10年10月、平成21年8月、平成30年7月、一昨年の災害でございますが、大きな災害が当地、美作市内、旧6カ町村も含んでおりますが起きております。特に人命が失われたという災害につきましては、昭和38年の水害、平成21年の災害ということになっております。原因につきましては、38年につきましては増水した小川の近くで作業をしていたことにより橋ごと流されたということで、事故的な災害となっております。それから、21年災害につきましては土砂災害によるもので、おうちにおられた方が被害に遭っております。

教訓といえますか、感じたことでございますが、特に一昨年の7月豪雨では避難誘導がスムーズに行われたところについては十分避難が完了し、特に近所同士の呼びかけ、避難誘導が重要であることを再認識しております。教訓といたしましては、土砂災害警戒区域からの避難の呼びかけ、要配慮者の避難行動支援についての課題が見つっております。避難に支援が必要になる御高齢の方など要配慮者に目を配り、いかに手厚く避難の支援を行うか、災害時避難を促す情報の発信、防災講話などを通じて自助、共助の大切さ、要配慮者の見守りなど、自治会、自主防災会等の強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3、安全・安心の施策の状況でございますが、昨年11月16日、美作市総合防災訓練を美作地域で市民約300名参加のもと、実施しております。中でも、訓練会場以外で実際の避難訓練を行っていただき、市民へ災害に対する防災の意識が啓発できたのではないかと考えております。

特に美作市の防災面での脆弱、不安なところについてでございますが、浸水による災害につきましては、的確な避難を行うことにより人的災害は防げると思います。しかし、土砂災害につきましては、美作市内914カ所の土砂災害警戒区域があり、今公表されているものであります。特別警戒区域につきましては151カ所ございます。このように土砂災害警戒区域が多数存在しております。災害発生場所の予測がとても難しく、土砂災害に遭わないように避難情報を発信し、早期避難に結びつけ、逃げおくれをなくすることについて不安を感じているところでございます。問題の解決につきましては、治山などのハード面整備につきましては莫大な予算と年月がかかると思っております。補うためには、ソフト面の強化ということだと思っております。特に土砂災害警戒区域内の方の避難について、どのような対策をとるかが課題と考えております。警戒区域内には、御高齢の方も多数お住まいです。的確な避難行動につなげるため、自治会、消防団などの力が必要となってまいります。市は的確に早期に避難情報を発信することや、コミュニティが希薄になる中、自分の命は自分で守る、地域は地域で守るというような意識が定着するよう、市といたしまして全力でサポー

トしていきたいと考えております。

続きまして、水防法改正と公共施設の整備でございますが、浸水想定区域内にここの本庁、英田総合支所などの重点的な市の施設が入っております。また、美作市役所の本庁の整備計画がありますが、当然浸水想定区域外、土砂災害警戒区域外へ早急に整備することがとても重要なことだと考えております。先ほども御質問にありましたが、大原保育園につきましては周知河川以外のところで県の公表がない、県に尋ねたところ、周知河川以外は県もこういう浸水想定図をつくっていないということをお聞きしておりますので、想定については不明と思っております。実際、過去の実績においては浸水がなかったものと思っております。公共施設等整備計画につきましては、今後関係部署とこういうことがあれば、こういう協議を進めながら行ってまいりたいと思っております。〔降壇〕

### 議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

### 3番（岩崎 清治君）

説明をいただいたんですけど、ちょっと理解できないというか、今回は危機管理ということで質問してるんですけども、特に豪雨災害ということで質問してます。豪雨災害を想定するときには雨量をまず考えないと前に行きませんよね。雨量のことを大分質問のそこを前もってお伝えしてたんですけど、想定最大規模とか、計画規模とか、いろいろな言葉が並んで、実際に想定外の言葉はだめですけどね。想定外にしない雨量はどこまで、何ぼの雨量を想定してるのか。逆に言うたら、何ぼの雨量に対して備えるのかというのが問題なんです、特に今回の問題ね。ここに市のハザードマップや県の想定最大規模の図面をコピーして持ってきてるんですけど、どこまでつかってどうなんだというのが、先ほどの文章の中でも、私の質問の中でも、いろいろ話をしたんですけど、行政はそういう情報を出すわけね、自助、公助、共助の中でね。自分らはまず命を守らにゃいけん、次に財産守らにゃいけんわけですわ。行政の部分はちょっとよそこに置いて、自分が家を建てるときには水につからんとこに建てたいですが、誰も。家をこしらえて、大雨でも降って、自分の家がつかるというたら、今までお金をかけたのがゼロとは言わんですけど、ぐんとなくなりますよ。これは誰もそう思うわけですわ。ということは、一日も早くハザードマップなり何らかの方法で、ここがつかる可能性がありますよと。そのつかる可能性がありますよというのは601ミリで計算するんか、先ほどちょっと言われたんですけど200何ミリで計算するんか、どっちですかというのが一番の主旨なんです。600ミリだったら、私は想像できないですよ、というのが、ここで7.1メートルというたら、普通の民家の屋根までつかってしまうんですよ。屋根もつかってしまったら、林野もつかってしまいますよね。どこで想定してるんですかと、特に市の場合についてというのが聞きたかったんですよ。

ただ、ハザードマップを早くつくってもらいたい、そうしないとわからないから。ただ、ハザードマップをつくるのははすっごいお金がかかると思うんで、多分そうだと思うんで、今までの過去の水害の中でつかったところを色分けでもしてくださいよという話があった中でしたのが、美作市のハザードマップで21年にこれだけわかりましたよというのが出てるのがこの部分だと思うんですけど、これは21年の大雨が降ったとこだけで、それほどの雨が影響してなかった。特に21年の災害については、福山から上月、佐用にかけての雨で大原の一部がかかっているだけで、先ほど大原保育園が過去の雨でつかってないと、こう言われたんですけど、私の記憶では21年の記憶は鮮明に残ってますし、昭和38年災は小学校でしたんで、それほど残ってないんですけど、皆さんまだ生まれてないかもわかりませんよね。川に土橋がかけてあって、丸太がだだあ流れて、橋という橋を全部流していった記憶、浸水がこのぐらいだという記憶は残ってるんです。だから、そこがあるんで、一日でも早くハザードマップをつくってくださいよというのが今の質問の主旨なんです

ど。

で、先ほどの説明では、被災者が5,400名おられますよというのは、これはどこをどういうふう想定されて、もちろん何人じゃとか、何十人って細かいことは聞く気はないんですけど、どこの地域を浸水箇所全部思われてるのか。もちろん、雨量がないとそれに行かないし、それに行くと、今度は災害備蓄品やら避難場所やら全てに影響する。まずは雨量から行かないと前に行かない。その次にはハザードマップですよということで、そのあたりが全然私が理解できてないんです。減災のための教訓が生かされてないよというのは、告知放送の話もしたと思うんですけど、そのお答えもないし、もともと告知放送する担当が危機管理監ではないと思うんですけど、平常時、今の時点で例えばこういうときにはこういう告知放送をしたほうがいいよっていう原稿でもつくつとかなないと、豪雨が降ってる最中、避難指示をしなきゃいけないときには非常に難しいと思うんで。これは答えのほうはよろしいんですけど、場所を特に言ってほしいと。美作市は非常に広いんでしてほしいということで。

この質問をしたのは、なぜしたかっていうと、の理由の一つ、県のほうから、これ美作市も関係するんかもわからんですけど、昨年末に土砂災害防災法が改正されて、私たちの地域はここが急傾斜地で危険ですよという書類が回ってきたわけです。その中で、みんなもここは危ないな、ここはどれだけ水が上がるなという議論がずっと出た中での話なんです。だから、市のほうも備えをここまでしてくださいよという書類を出せば、動きが速くなると思うんです。出されてないから、えっ、えっみたいな気になるんです。特に水防法の改正によって、どこまでするのか。だから、例えば美作市の市役所が7.1メートルで計算をされるのか、ここをされた場合には私たちのほうに作東の江見の町はどこまでつかると、橋だけ残ると、じゃあ大原どこまで、英田どこまでというのが、自分とこの近くにすぐ気になるから考えるわけです。だから、大ざっぱなところでもいいんで、してくださいよ。先ほど危機管理監が言われた21年の水害やら38年災のことについては、年のいかれた人、私ぐらいの人についてはある程度記憶があるんですけど、そこで浸水しなかったといっても、100年に1回の雨でいくんであれば、まだいいかなとも思うんですけど、ちょっと桁が違うんじゃないか。

それから、はっきりした記憶がないんですけど、21年災害後に山家川の改修をするときにたしか30年に1回の雨量に対応できるような河川の広さをするようなことをちらっと聞いたような気もするんです。それが、今出てる水防法の改正は100年に1回じゃなしに1,000年に1回ぐらいの雨量ですよ、年数でいうと。ただ、今の地球温暖化の気象の関係で、そうではないですよ、100年に1回の雨量ですよという話になるかもわかりませんが、まず想定雨量をこのぐらいで、じゃあこっから先については十分注意しよう。もちろん、先ほど言った公共施設についてもつかるとどうにも困るわけですよ。といいますのも、いつでしたか、今教育長のほうからもちょっと言われたんですけど、作東の土居のほうが一番21年水害のときに家がつかるようになったときに、土居の小学校が避難場所だった。体育館は絶対つかからないだろうと思って、あそここのほうへ避難してくださいという話をしたんです。そしたら、すぐ折り返し連絡が入りまして、隣の小さい小川が氾濫して、もうグラウンドにはどうにも入れませんと、車なんかも流されるような状況になります、あそこは避難場所になりませんという連絡が入ってきたことがあるわけです。それから、危機管理監のほうもわかられると思うんですけど、田原で土砂崩れで人命が失われたときに、私の聞いているのは一般道を走れなかったんで、高速道路を走っていったんですよというふう聞いてるわけです。その想定をしなきゃだめなんですよ。今ある資産を使いながら、今後改修するものについてはその備えをしなきゃいけないんです。そのあたりを含めて、この話ばかりしたら、もう時間もなくなってしまうので、そのあたりを、細かい説明はよろしいですけど、大ざっぱな話で回答をお願いします。



議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

豪雨災害、雨量をどれぐらいの雨量で計算する、想定するのかということにつきましては、今度見直すハザードマップにつきましては計画規模のものを考えております、600ミリというのは余りにもかけ離れていると。ただし、600ミリがつかるところまではわかるようにはしたいと思っております。

その中で、浸水想定区域内にあるということにつきましては、ここは早くつかりますよということがわかるようなものに変えていきたいと考えております。1,000年に一度といいますのは、1,000年に1回ではなしということで1000分の1、1年間にどれだけ雨が降るかということで、1,000年に1ということであれば、1年間に0.1日ぐらい雨が降るんじゃないかというような想定をしていると聞いております。なかなか理解のほうがかたくなんですが、それぐらいな確率で降るというようなことをお聞きしております。当然、最大浸水想定区域というのが示されておりますので、そこまで最悪の場合にはつかると。当然、周知河川しか出ておりませんが、この上流につきましても同じようなことが想定されるのではないかと考えておりますが、はっきりした計算ができませんので、そのところは私のほうが答弁というか、計算できずにはっきりした図面が引けないというのが今痛いというところで思っております。

土砂災害警戒区域、先ほどパンフレットをお持ちになっておられましたが、県の事業で今美作市内も特別警戒区域のほうの調査を終えて随時公表しているところでございます。水害のほうのハザードマップにつきましても、県が示してある計画規模のものを利用し、また範囲がわかるように最大想定範囲、ここまでつきますよということもお示しできるようなものをつくりたいと思っております。

あと告知放送につきましても、事前の原稿といいますか、をつくりたいところではございますが、発生する場所が刻々と変わったりするもので、なかなか進んでないというのが実情でございます。いずれにしましても、防災計画の見直し、ハザードマップの見直しが迫っております。よい資料がありますので、これをいかに生かすかを検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

2回目で終わろうと思うんですけど、計画規模と、こう言われたんですけど、計画規模でどのぐらいな雨量を想定して、ここであればどこまでつかるとですか。5,400件って言われたのは、これは計画規模ですか。

〔危機管理監高山宏明君「最大です」と呼ぶ〕

そのあたりの説明を受けないと、何が何やらさっぱりわからないような話になるので説明してください。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私の理解は、こういうことになってまして、その計画規模というのは今までの洪水想定だと。水防法改正以前から大体想定してたやつだね、あれね。

〔危機管理監高山宏明君「若干資料を」と呼ぶ〕

いじったんだけど、それは我々としても経験があるぐらいの災害です。200ミリというレベルだと、24時間でね、今までも何回かあったわけでありまして。その想定については、県として堤防のかさ上げ、必要

があればね、などして何とか持つようにしようというようなことを言ってるのが計画規模であります、ただ計画してるから計画が全部実行できてるかというところでできてないもんですから、できてないところについては浸水の可能性が非常に高いということになります。ですから、今回というか、一昨年7月豪雨との関係で越流をしたところがあります、現に。上相、大原のあたりからずっと鯉のあたりまで、ずっと越流をしているところがありますよね。あそこについては、我々としては高梁川ほどじゃなかったにせよ、ぜひ補強をする、あるいはかさ上げをするというようなことは望んでいるということは明確に伝えているというような状況であります。したがって、我々としてはその二百数十ミリを想定したマップで当面はいこうということになってると。なぜ600ミリいかないかという、600ミリの想定は県にやっていただいたんですが、特殊な計算方法を多分使っていて、そのアルゴリズムが我々にとっては知らないことになってるんですよ、よくわかんないんですよ、どういう計算をしたらそうなるのかが。かつ、市の一部しか出してもらってないもんですから、だから大原のとはどうするんだろうって、その整合性がとれなくなっちゃうもんですから、当面あれを全市的に避難をするための防災マップの原点としてはちょっとまだ使いづらいというような気がしていると。全市カバーされたら、それは明確なものとして使ってもいいんですが。さっき言ったように北原のあたりから英田まで、檜原からそこまでなもんですから、勝田なんか全然書いてないんです、これ、県のやつは。それで7.1メートルと言われてるんですが、いずれにしてもこのあたりの600ミリにおける想定についてはわかりました。したがって、このあたりとか北原あたりまでで、例えば新たな公共施設をつくって浸水に耐えるようにするというときには、我々としては600を念頭に置いてやりたいと思ってます。安全に安全を期すためには、新たな公共施設をつくるんだったら、600でも大丈夫なところで地面を確保するというようなことになります。そんなような今、頭の中の検討状況だということを補足的に申し上げると、何となくおわかりだと思うんです。

私も実はこの水防改定に伴って県が想定を変えたときに、これは一昨年の春、たまたま私は水防会議の委員だったんですけども、ついぞ開かれたことのない水防会議が開かれて、おっ取り刀で出かけていったら、これあなた方、正気かといって県に聞きました。うちの市役所が7.何メートルになってんだけど、正気かと言ったら正気であると。確率論としては起こり得るんだと、そう思ってやったほうがいいですよと。ただし、県としてその確率論に対応するための8メートルの堤防をつくるつもりはないと、そこはソフトで逃げてくれと。だから、市役所なんか今あるとすれば、それはぜひともそうじゃないところに行ったほうがいいですよというのが県のお話であったことを今でも覚えておるわけでありまして。そういう意味で、どけることができるものはどけたほうがいい、おっしゃるとおりです。しかし、それを堤防のかさ上げで全部のごうとすると、これは内水のほうで恐らくみんなが沈没しちゃう。堤防があつて、川がありますね、堤防下の面積が広いと、言うちゃ悪いんだけど、真備がそうだったんですよ。河川の底は真備の団地よりは低かったけども、堤防がぐっと上がって、決壊したらその水が自分の屋根に来ちゃう。そういうことにはなあってほしくないんで、余り堤防堤防ってやっても、それこそ山水が、さっきおっしゃったように土居のとは昔そうだったんです。小まい川じゃ思ってたんですけども、どんどん流れてくる。38年のときは私も覚えてますけども、うちの実家が山の斜面の一番下にあるんですよ。川から遠い。川水は上がってこないですよ。斜面の水が床上浸水するんだから、すごい勢いで流れてきて、そうなっちゃうことは確かでありまして。それを考えますと、やはり安全な場所ってみんな知ってるんで、そこへ逃げざるを得ないし、堤防をぐっと上げちゃうと堤防の中の水の配慮ができなくなって、逆に危なくなっちゃうというようなことも県は恐らく考えて先ほどのことをおっしゃったんだろうと、そんなく、推測をしてるということを申し上げて答弁いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

じゃあ、総括をお願いします。

3番（岩崎 清治君）

防災マップをつくろうにも、浸水想定をしようにも、多分浸水想定しようと思って測量会社等をお願いしたら数億円のお金が必要と思うし、県のほうも今出している上流は多分してくれないので、市がせざるを得ない。するとした場合に、前のときにそういうふう聞いた記憶があるんですけど、お金が非常にかかるということなんですけど、1つだけ過去の教訓を考えた場合に、最近の雨量に対して流れる速さが物すごく速いんです。昔は、結局護岸も余りしてなかったり、特に山家川なんかは転倒堰にしてあるんで、雨が降ると一気に流れると思いますんで、今まで以上に浸水被害というのを注意しないと、下流ほど、いけないと私は想像ですけど思います。

次の項目に移ります。

集落機能についてということで、昨年11月末の市の人口は2万7,368名、世帯数は1万2,363名で、3年前と比較すると人口で1,412名、世帯で60名の減となっております。この数字を見て考えると、独居高齢者が増加していると想像しますが、事実はどうでしょうか。

高齢化と人口の減少で地区の事業ができないとか、できにくいとかの話聞くことが多くあり、またひとり住まいなので心配だとの声も聞きます。各家庭のことは家庭で、各地区のことは各地区で対策をするのは当たり前ですが、行政としてできることは最大限すべきであると思います。現在、美作市の施策として緊急通報装置やタクシー補助等を行っていますが、独居高齢者の方はお困り事は余りないのでしょうか。市はこれ以上支援することはできないのでしょうか。現実はどうのような状況でしょうか。集落が最低限機能するために行政の行うべきことはどのようなことか。

1つ目として、少子・高齢化により集落機能が低下していると思うが、現状は。市の高齢化率や最大数値、人口、独居高齢者世帯等々についてお尋ねをいたします。

それから次に、通院や買い物などの移動手段、先ほどタクシーのことは言いましたけれども、それ以外にほかに何かあるのでしょうか、ないのでしょうか。そして、ごみ出し等で苦慮してるとのことも聞いていますが、どのような状況か、現状はどうでしょうかということです。

高齢化、人口減少で生活道路の管理、コミュニティ施設の維持管理、冠婚葬祭の参加や手伝いできないとか、地区役員のなり手がいないとか、消防団の欠員等々の問題がよく話になりますけれども、現状としてはどういう問題があるのでしょうか。

1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。集落機能についてということで市民部の関係のものについて御答弁させていただきます。

まず、市民部で高齢化率の最大であるとか、独居高齢者の率であるとか、それから通院、買い物などの移動手段、それから地区役員等について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、集落機能についてでございますが、非常に範囲が広くて、地域ごとにさまざまな課題があると思っております。各地域ごとの令和2年1月1日現在の住民基本台帳での高齢化率と独居老人世帯率を申し上げますと、高齢化率では市全体で40.67%、勝田地域で44.77%、大原地域で43.28%、東粟倉地域では

43.62%、美作地域では36.32%、作東地域では45.33%、英田地域では40.68%となっております。この中でも最高の数字は、90.9%という集落がございます。

次に、独居老人世帯、65歳以上の率で申し上げますと、市全体では25.46%、勝田地域では29.88%、大原地域では28.52%、東栗倉地域では26.76%、美作地域では23.20%、作東地域では26.99%、英田地域では22.37%となっており、この中でも最高は90%となっております。これを高齢者世帯まで、先ほどは独居老人でございましたが、2人世帯であるとか3人世帯が高齢者であるということで数字を申し上げますと、市全体では42.67%、勝田地域では48.52%、大原地域では46.69%、東栗倉地域では46.71%、美作地域では38.15%、作東地域では46.81%、英田地域では39.86%まで上昇いたします。市全体で736行政区がございます。そのうち、8割以上が高齢者世帯である行政区が39ございます。このことから、議員御指摘のとおり、集落機能の維持や各伝統行事などの存続も危ぶまれている現状があると認識しております。

こうした状況から、通院や移動手段につきましては、鉄道やバスによる基幹線や地域循環線の運行、予約型によるデマンドバス、デマンドタクシーなどの運行事業者と連携しながら維持に努めているところがございます。中山間地域では、高齢になっても移動手段として自家用車の利用が欠かせない状況にあります。昨今の高齢者の運転による痛ましい事故があり、運転をやめ、免許の返納をされる方が増えている現状から、美作市では買い物や通院手段としてタクシー利用補助制度を本格導入いたします。この本格導入に際しましては、地域格差をなくす取り組みとして、現在の補助上限3,000円を5,000円まで拡大する予定としております。

続きまして、地区の役員につきましては、市内には自治活動が行われている最小の単位として区が214ございます。この中で区長さんがおられない区が4つございます。勝田地域と美作地域にそれぞれ2つの区がありまして、区長さんが不在となっております。その原因の一つとして挙げられるものが、世帯数の減少による担い手不足がございます。また、区長さんの経験回数につきましても、市民部で把握できる範囲で調査いたしました結果では、同じ方が複数回経験されている区が44ございます。任期の長短は他の事情による可能性もございますので一概には判断できませんが、原因の一つとして集落機能の低下による地区の区長のなり手不足が発生している可能性が否定できません。特に区長さんが不在である4つの区については、隣接する区の区長さんが代行されている場合がございます。このように、高齢化による集落機能の低下については隣接する区の協力により維持されているというのが現状であります。高齢化がさらに進む中においては、今後議員御指摘のとおり、集落機能の低下が進んでいくことが想定されますので、単位集落の見直し等を含めて、自治活動が継続できる体制づくりにつきまして、自治振興協議会を中心としまして、今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。集落機能につきまして、保健福祉部の観点のほうから御答弁をさせていただきます。

まず、独居高齢者の状況につきましては、独居高齢者数を見る指標としまして住民基本台帳による65歳以上の単独世帯があり、毎年4月1日現在の美作市の数値を見ますと、平成21年の2,348世帯から年々増加し、平成31年には3,026世帯になっています。75歳以上は2,101世帯ということでございます。ただし、これは形式的な世帯分離をしている場合も多く、実態を見るには毎年4月1日に社会福祉協議会が行っている実態調査が参考になるかと思っております。高齢者の定義も75歳以上になりつつある状況から、75歳以上の高齢者世帯を対象としており、見守り世帯の把握につなげています。これによりますと、平成31年4月1日現在の美

作市の世帯数 1 万 2, 333 世帯のうち、75 歳以上の高齢者のみの世帯が 2, 434 世帯、それから独居高齢者世帯が 1, 080 世帯となっております。

独居高齢者対策としまして、美作市合併時から、一部では合併前から実施している自治体がありました。緊急通報装置補助につきまして、平成 30 年には救命につながった事例があり、引き続きこの事業につきましては実施をしております。また、これと並行して令和 2 年度高齢者見守りシステム補助事業を予算に計上しており、これにつきましてはひとり暮らしの高齢者世帯にボタンとセンサーを設置し、ボタンを押したときと設定した時間内に動きがなかった場合に警備員が確認に急行するシステムで、設置費用の 3 分の 2 を補助するものです。

それから、2 番目の通院、買い物などの移動手段、ごみ出し等の状況ということで、集落での現状での取り組みについて答弁をさせていただきたいと思っております。

地域にあります資源や地域住民の支え合いを活用しまして、地域に住む誰もがその人らしく、安心して生活できる地域づくりを目指すため、国のモデル事業でありましたお互いさまネット事業を美作市社会福祉協議会に委託し、実施しております。ひとり暮らし、高齢者、障がい者世帯など、日常的に見守りが必要な世帯の拾い出しを行う見守り会議を開催しまして、見守りが必要な家庭に地区住民が自主活動として訪問を行い、安否確認やちょっとした困り事のお手伝いをさせていただき見守りネットワークを構築しております。さらに、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決を試みることができる体制づくりを支援する地域力強化事業を同じく社会福祉協議会へ委託し実施をしております。地区社協を単位としまして、地域住民みずから生活課題の解決に向けた話し合いを行っていただいております。地域では災害時の助け合い、老老介護、認認介護、認知症、担い手不足、地域の 10 年後、若者のひきこもり、8050 問題などに関心が高く、議論が深められているところです。また、高齢者に係る課題への対応として、美作市生活支援体制整備協議体では、地域にある資源を確認しながら、高齢者の要望とその対策を検討しています。高齢者に関する困り事があって、相談先がない場合は、地域包括支援センターまたは各総合支所か保健センターにある地域ステーションに御相談をください。また、昨年からは大原地域、美作地域のスーパーマーケットで介護予防体操を行いまして、買い物支援につなげるイベントを開始しました。今後、高齢者の通いの場に移動販売を呼ぶような取り組みを進めるなど、具体化していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**〔登壇〕

私のほうからは、ごみ出し等の状況について説明させていただきます。

先ほど独居老人世帯率が 25.46% という説明がありましたが、独居高齢者等のごみ出し支援については全国的な課題となっております。行政ができることとしまして、平成 30 年 8 月から家庭系粗大ごみ等ふれあい収集を行っており、70 歳以上で運転免許を保有していない方や身体障がい者の方、要介護の認定を受けている方のみの世帯が対象となっております。平成 30 年度では利用者が 4 件、令和元年度では昨日までで 6 件という実施状況でございます。独居高齢者世帯に対する可燃ごみなどの戸別回収支援は現在のところまだ行っておりませんが、これまで 20 リットル用と 45 リットル用の 2 種類だった可燃用ごみ袋を高齢の方などで重いものが持てない方やごみを出す量が少ない世帯の方に対して、新たに小さくて使いやすい 10 リットル用のごみ袋を来年度作製する計画としております。今後につきましては、関係部署と連携しながら、美作市の現状に即した支援方法の改善を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

失礼いたします。私のほうからは、生活道路として利用されている市道の管理について答弁をさせていただきます。

市道の管理に関しましては、これまで議会や行政懇談会でも多く取り上げられております。市道の草刈りなどの管理は多くの路線で道路愛護事業を活用し、地区の皆様の協力を得て実施されておるところですが、高齢化や少子化の進展による労働力の減少で地区での作業が難しくなっているとの声はたびたび聞かれるようになっております。このような状況を踏まえ、市道の道路パトロールでの作業時間を増やすなど対応に当たっているところですが、道路パトロールでの作業にも限りがありますので、一定規模を超えるものについては委託や工事で実施しております。今後、外注となる委託業務等は増加が想定されますので、通行量、通学路の指定、現場の状況等に応じ、優先度により作業の頻度や規模を検討しながら、地区の声も聞きながら柔軟な対応に当たってまいりたいと考えております。また、新設の道路改良や地元要望により路肩部の防草対策の施工も徐々にではありますが進んでおるところであります。今後、地区での管理が難しくなる路線の増加が想定される中、維持管理作業に携わる人員体制の強化を初め、作業の省力化を図るための機械化などについて他の自治体の事例なども研究してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

私からは、消防団の状況につきまして御答弁をさせていただきます。

美作市消防団員数は条例定数2,191人に対しまして、令和元年度における実団員数は1,893人でございます。平成22年度に実員2,040人だった団員が、この10年間で147人減少したことになります。団員の減少に伴い、部としての機能が維持できない場合は、周辺の部と統合を行い、対応をしているところでございます。消防団活動は火災発生時の消火活動はもとより、風水害に対する住民の避難支援あるいは被災者の救助活動を行い、地域の方々から多くの期待が寄せられているとともに、地域防災の中核的存在としての役割が大きくなっているのも事実でございます。また、地域でのイベントにも積極的に参加することにより、地域コミュニティの活性化にも寄与しているものと考えているところでございます。

団員の減少対策につきましては、装備及び教育の充実強化はもとより、団活動の見える化を推進してまいりたいと考えているところでございます。例えば、児童・生徒を対象とした出前講座を実施し、消防団活動に興味を待っていただくとともに、将来消防団へ入団していただく一助になればと思っております。また、多くの団員の方々がお勤めをされていらっしゃることから、事業所への消防団活動についてさらなる御理解と御協力を求めてまいりたいとも考えているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

大変丁寧なお答えをいただきましてありがとうございます。

私の想像していた以上に少子・高齢化が進んでるのかなというふうな、今の説明で感じをいたしました。私自身がこの質問をしたときに一番気になったのは、俗に言う消滅集落、集落が美作市になったところがあるのかな、多分ないだろう、まだないだろうというふうに思って、ただし各地区においては黄信号になって

るかなと思って質問したわけですけど、答えをいただいたところ、私は黄信号を通り越して赤信号になるのかなと。俗に言う消滅集落になる可能性があるのかな。消滅集落になると、どういうことが起きるかというのは私が説明しなくても、執行部の方は特に御存じだろうと思うんで。ただ、逆に言えば、これを防ぐ方法、消滅にしない方法というのは非常に難しいと思います。答えがはっきり言うたらないに等しいと思います。ただ、少しでもおくらせる方法、先延ばしする方法というのはあるんじゃないかなというふうに想像するんですけども。例えば全国の先進地事例なんかを見た場合、あるんじゃないだろうか。私の希望としては、そういうところを視察して、そしてその地域に入って、方法論を見つけ出していきたいなという中での質問なんです。まずは、自分だけで考えてはだめなんで、先進地を見て、そして地域と話し合いをして、私自身もほどほどの年になってきて、私の地域自体も昔は、小さいころは最小単位が10軒あった、それが今は7軒ぐらいになって独居の方が4世帯、跡取りの方と孫と一緒に3世帯で暮らしてるのが1世帯しかないんです。あと10年もしたら、多分両手を挙げる状況だろうと思うんです。私自身だけではなく、よその地域、皆さん方は答弁された方も同じような状況になってるんじゃないかなと。ということは、少しでも、一日でも長く地元におれる状態をつくる、ルールをつくる時期が、逆に言えば黄信号になるぐらいのときにこの話をするべきですけど、多分赤信号なんですけど、今からでも何とか努力をしてみてもらいたいなど。方法論はわかりません。はっきり言って、どれがいい方法かわからないんですけど、全国探せば、そういうことをやってるのがあるだろうというふうに想像します。

それから、もう一つなんですけど、今もいろんな答弁を各部署からいただいたんですけど、やはりプロジェクトなり、誰かが中心にならないといい方向にならないと思うんで、そのような方向で考えていただいたらなど、きょうやあしたのことじゃなしに、宿題で結構ですので、そのように思うんですけども、これは市長のほうからもし考えがあればお尋ねするし、なければないで結構ですけど。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

今回の議会の質問の出方などを見ますと、いろんな観点から集落機能の維持の問題というのは議員の皆さんの頭の中にも大分大きな問題として出てきているんだろうなと思いますし、また行政懇談会などを通じていろんな意見を聞く中で、例えば市道の草刈りはもうようせんでとかという話も含めていっぱいあります。個々の集落の問題を言い始めると切りがないんですけども、一番最後に言えるのはその消滅自治体になっちゃ困るということなんだと思います。そのためにいろんなことをするわけでありまして、当然ですけどもそれぞれの分野で次の手は研究をしようとは思ってるし、どこへ視察に行ったらおもしろいかについてはある程度頭はもうつくってるという状況であります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

ありがとうございました。

私の令和2年3月議会の一般質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長大川泰栄君「議長、済みません、発言を求めてもいいですか」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

どうぞ。

**教育長（大川 泰栄君）**

済みません。議員の皆様方、新型コロナウイルスの蔓延を心配し、卒業式のことを心配でございます。県立高校は今週末、3月1日にございます林野高校では卒業生と保護者のみ、教職員のみということで、在校生、そして来賓の方の出席はお断りするという方針でしているようでございます。美作市といたしましても、同じ方向に倣いたいと思います。皆様方、卒業式に出て祝ってあげたいというお気持ちは十分受けとめておりますけれども、今回はこうした事態にということで来賓の御出席はお断りしたいと思いますので、どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、あすの一般質問ですが、岩江議員より通院の予定があるため通告順番の変更について申し入れがあり、協議の結果、通告順番4番の山本雅彦議員と交代することとなり、これを許可いたしました。よって、通告順番4番、岩江正行議員、通告順番8番、山本雅彦議員を入れかえます。

それから、あす午前中、美作ゆのまち交番開所式が開催され、市長と私が出席いたしますので、午後1時からの開催といたします。再開は明日午後1時からです。御承知おきください。

皆さん御苦労さまでした。

午後5時44分 延会



令和2年2月27日

(第 3 号)

1. 議事日程(3日目)

(令和2年第1回美作市議会3月定例会)

令和2年2月27日

午後1時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	青山	慶	2番	和田	広宣
3番	岩崎	清治	4番	岡野	鉄舟
5番	中山	忠明	6番	倉地	重夫
7番	重平	直樹	8番	安藤	功
9番	金谷	のり子	10番	山本	雅彦
11番	萬代	師一	12番	山本	重行
13番	尾高	誉久	14番	鈴木	悦子
15番	岩江	正行	16番	日笠	一成
17番	内海	健次	18番	岡本	泰介

3. 欠席議員は次のとおりである(0名)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	萩原	誠司	副市長	荒木	利明
教育長	大川	泰栄	政策審議監	春名	利亮
総務部長	岡本	和之	危機管理監	高山	宏明
教育次長	山名	浩二	会計管理者	山本	和毅
環境部長	森元	浩之	経済部長	遠藤	宏一
保健福祉部長	江見	勉	建設部長	春名	隆広
消防長	皆木	佳久	企画振興部長心得	平田	幸春
企画振興部長心得	春名	信明	くらし安全課長	中島	浩一
代表監査委員	東内	義典	監査事務局長	神原	秀哲

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	尾崎	功三
課長	坂元	省吾
係長	金谷	裕子

議長（岡本 泰介君）

皆さん、こんにちは。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にありますときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

景山市民部長が葬儀のため欠席です。代理でくらし安全課中島課長が出席しております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私のほうからは、新型コロナウイルス対策について一言お話し申し上げたいと思います。

皆さんごらんとおり、26日付で我が国の政府から、新型コロナウイルスの国内での感染拡大を抑えるために、各課のイベントについて今後2週間程度の期間まずは自粛し、具体的には中止や延期、あるいは昨日教育委員会のほうでお話をしたように、卒業式なども含めて開催形態を変更して感染リスクを抑えるということも含むんですが、こういったものを含んでの規模の縮小などの措置をとるようと呼びかけがあったわけでありました。

そこで、私どもとしましても市として主催する行事については、若干の差はございますけれども、中止、延期、その他の措置をとることと決定をさせていただいた次第であります。

市民の皆さんにおかれましては、今まで関連の準備やさまざまな期待といったものもあったことは重々承知をしておるわけでございますし、また若干の経済への影響についても懸念をしているところではございますが、政府の方針、そして市民の皆さんの健康、安全を守ることを最優先にして、今のような決定をさせていただきましたので、どうぞよろしく御協力をお願いいたしますとともに、できれば自主的な催し物についても、特段の御配慮、御注意を賜りたいというふうに思っております。

なお、現時点での岡山県の状況でございますけれども、県からの御連絡では、今のところ県内で感染者の発生確認、そういう情報は無いということでございまして、万が一感染者が発生した場合には速やかに情報公開を行うということでございます。

そういう状況の中でございますけれども、美作市といたしましては、市民の皆様の感染リスクを少しでも減らす各課の対策を総括し、また情報の収集、分析提供を行う目的で美作市新型コロナウイルス予防対策本部を本日設置することとし、本日の議会終了後、第1回の会合を開催するものいたしました。その内容等につきましては、別途またあすの議会あるいはプレス等にも発表して周知徹底を図ってまいりますので、議員各位におかれましても御理解よろしくをお願いいたします。〔降壇〕

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

それでは、日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番3番、議席番号4番岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

なお、岡野議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

#### 4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をこれから始めさせていただきたいと思います。

項目は5項目あります。

1つは、美作市の情報公開条例に基づく公開文書の情報公開事務について、2つ目は住民監査請求制度について、3番目は大阪滋慶学園に係る補助金1億5,000万円の申請・交付事務について、それから4番目は、美作市の人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略について、最後にレジリエンスのある美作市の地域経済の実現についての5項目でございます。

まず、第1点目でございますが、私がなぜこれを申し上げたかといえ、私の体験に基づく、そこで直感したことについて質問項目を挙げております。

まず第1点目は、審理員による審理手続が情報公開条例の11条の2にあるんですが、これを採用していない理由は何かということでございます。それから、当市の美作市情報公開・個人情報保護審査会の5人のメンバーの肩書は何か。3つ目は、審査請求があった場合には速やかに審査会に諮問することになっておりますが、速やかとはどの程度の期間を指すのか。そして、4つ目は審査会は審査請求を受けてどのくらいの期間以内に答申をするのか。

まず、その4点を第1回目に質問いたします。

#### 議長（岡本 泰介君）

総務部長。

#### 総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

まず、審理員による審理手続を採用していない理由ということでございますが、審理員による審理手続に関する規定の適用除外につきましては、行政不服審査法第9条ただし書きに基づきまして、平成28年3月定例会で改正条例が可決されまして、条例第11条の2で明文化をされております。情報公開請求等に係る審査請求において審理されるのは、公文書等を公開・開示することの適否や公文書等の存否等であることから、審理において求められるものは、行政の観点からの専門的な判断以上に市民感覚に基づいた自由な心証による判断であると考えられます。本市では、改正以前から情報公開・個人情報保護審査会を設置し、審査に当たっては、開示決定等に係る公文書を直接見分した上で判断をいたしますインカメラ審査の手続により開示の可否を判断するなど、実質的な審理を行っていただいております。すなわち、審査会には実質的な審査能力が十分にあり、審理員による審査手続を採用せずとも審理の公平性が確保されていたものと考えられます。これは、適用除外が認められる典型例として総務省が示していましたので、美作市においては審理員による審理手続を採用しないこととしたものでございます。

なお、県下での審理員の設置状況ということでございますが、全市町村で適用除外、つまり配置をしていないということになっております。

次に、美作市情報公開・個人情報保護審査会委員の肩書ということでございますけれども、審査会の委員は、条例第14条第3項に基づきまして、市民代表——内訳は元人権擁護委員、元民生委員・児童委員として2名、学識経験者、こちらは弁護士、司法書士、行政経験者として3名の計5名の方——を委嘱させていただいております。

次に、審査請求があった場合、速やかに審査会に諮問するというときの速やかとはどの程度の期間を示すのかということでございますが、法令等でこの速やかが使われるときは、できるだけ早くとの意味合いで用

いられるということをごさいますて、訓示的な意味で使われる場合が多いとされております。速やかとは、個別具体の事情に応じて必要とする日数が異なり、一律の制限を設けにくい場合に用いる用語でございますので、どの程度の期間を指すのかという御質問に画一的な回答をするということは困難ではございますけれども、今後ともできるだけ早く事務手続を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

次に、審査会は審査請求を受けて、どのくらいの期間以内に審査し答申するのかということをごさいます。

諮問から答申までに要する期間につきましては、個別の事件において開示請求の対象となる行政文書の量、検討すべき内容等が異なるため、諮問までの期間と同様に一概にお答えすることはできませんが、必要な事務処理や慎重な調査、審議等を行った上で、できるだけ迅速に処理が行われるように、今後とも心がけてまいりたいと考えております。

ちなみに申し上げますと、過去の諮問実績でございますけれども、合併以後16件の諮問がございまして、諮問から答申までに要した日数につきましては平均180日程度でございます。また、1案件での審査回数は最大で3回でございます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

冒頭に私の体験に基づいてということをお願いしましたので、ちょっと話がそれますが、綾小路きみまろは、あれから40年ということでご有名な漫談を言っております。私はその体験ということの中で、クリーンセンターに係る情報公開請求を昨年4月中旬にやっております。なおかつ、その後9月に審査請求をいたしました。なおかつ、今答申を踏まえての裁決が届いておりません。あれから10カ月です。質問の第1は、先ほど言いましたように、諮問する期間が速やかかどうかということをお願い申し上げますと、審査請求をしたのが6月17日です。諮問は8月7日です。約2カ月、この間諮問がないんです。今、部長はケース・バイ・ケースだという、それ的な答弁をされましたが、私のケースでは速やかであったかどうかということが質問の第1でございます。

質問の2つ目は、審査請求事務の一連の進捗状況を管理しているのはどの部署か。

それから、質問の3つ目は、インカメラ審理の中で実施機関の答弁書を審査するに当たり、処分庁、つまり実施機関には弁明の機会が与えられていたのかというのが3つ目でございます。

そして、4つ目は、審査会の答申をするに当たって、その答申のたたき台は審査会プロパーで行っているのか、それともどこかの部署がつくっているのか。

その4点をまず2回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

先ほど、御質問の中にもございましたように、現在その請求に基づきまして審査会に諮問をし、慎重に審議をいただいているところでございます。その審査結果、審理結果に影響を及ぼすことも考えられますので、これ以上の私からの答弁は控えさせていただきたいと思っております。申しわけございませんが、よろしくお願いたします。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「ちょっと待って。全てがそういう質問じゃないでしょう。」

例えば、一連の進捗……」と呼ぶ]

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、ちょっと待って。

どの部署かとかインカメラとか、その後の答えも皆そういう答えですか。

[4番岡野鉄舟君「議長、よく越前の裁きをやってくださいよ。部長の答弁したことはわからんでもない。だけど、一連の事務を管理してどうかとか、一切関係ないじゃないですか」と呼ぶ]

ちょっと、岡野議員。

答弁調整しますので、お待ちください。

暫時休憩いたします。

午後1時16分 休憩

午後1時24分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁から入ります。

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

大変失礼いたしました。

それでは、2回目の御質問の答弁できる部分のみについてお答えをさせていただきます。

まず、審査請求の文書を管理しているところという御質問でございました。

これにつきましては、全てのものについて総務部総務課のほうで受け付けをさせていただいて、その申請書類等についても総務課のほうで管理をしているところでございます。

他の弁明、それから答申ということにつきましては、申しわけございませんが控えさせていただきますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問と関連をいたしますが、細かい質問ですが、答申があった場合に裁決をするのはどの部署ですかというのが1点目。

御承知のように、2つ目の質問ですが、行政不服審査法の第16条では、標準審理期間について、審査請求がその事務所に到達して裁決するまでに通常要すべき標準的な期間を定めるべきと、こういう法律の条項がありますが、私が冒頭に言いましたように、それと体験的に感じたことの中で余りにも、果報は寝て待てという感じもあるんですけども、音沙汰がないというのが非常にストレスがたまります。もう我慢の限界というところなんですけど、そこで質問ですが、当市の条例の中に行政不服審査法の趣旨を酌んだ条項を設けるべきではないか。あるいはまた、それがどうしてもできないというのであれば、今後市民の方が審査請求をされたときに、例えば保護審査会で審査をしているんであっても、中間報告的なことを審査請求人に報告とか連絡をされるべきじゃないかと。これは、市長が情報公開を日本一にするということで26年に当選されとるわけですから、そういった市民目線での配慮をするということも大事じゃないかなと思っておりま

す。それがどうかということですが。

3つ目の質問ですが、以前部長にもお聞きしたことがあります、情報公開制度というのは一体何のためにあるのかと。

その3つを3回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

それでは、お答えをさせていただきます。

一般的な話でございますけれども、答申があった場合、どちらが裁決をするのかということでございますが、これは当然市のほうになってまいると思います。市長のほうになると思います。

〔4番岡野鉄舟君「どの部署かということ。市長はどの部署の責任者でもありますが、どの部署がするんですかということですか」と呼ぶ〕

部署というよりも、市長ですよ。それで、お答えを返すのは総務部総務課でございます。

それから、標準的な期間を設けてはと、それから途中で連絡をするべきというようなことも、これはあくまでも御提案ということで、このたび御提案をいただいたということで持ち帰らせていただきたいと思います。

それから、3項目め、目的ですか、条例の。

この情報公開ということにつきましては、市が持っております公文書等につきまして、可能な限り市民の皆さんにお知らせすることが基本的な目的だというふうに私は思っております。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「議長の指示を待っとる」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。総括になります。

**4番（岡野 鉄舟君）**

情報公開制度は、要するに行政が税金を使っているわけですから、情報公開に耐えられる仕事を皆さんにやっていただくと、この表現に尽きると思います。それをやるときには、今部長がちょっと言われましたが、できるだけ情報開示をして、どこが情報を提供したところの利益を損害するのとかと、そのあたりを各部署で、いろんな部署での情報公開事務を考えると、それが必要だろうと思います。でも、私は総括的に言えば、今申し上げたように非常に憤慨をしております。スピード感に欠けるということの総括をさせていただきます。

もう一つは、情報公開請求のこれを本件で思ったのは、職場で報・連・相ができとんだらうかなと。報・連・相というて、野菜のハウレンソウじゃありませんよ。報告、相談、連絡というのが課の中で、あるいはまた部の中で、あるいは部の間できとんだらうかなと私はそれを痛感いたしました。

以上をもって総括にかえます。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、2項目めに入ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

住民監査請求制度について、これは今情報公開制度について申し上げましたから、冒頭何のためにあるかというのを私のほうから申し上げますと、要するに行政である市長も当てにならないと、私ども議会も当てにならないと、そういった場合に市民の方が1人でも情報公開請求はできると。最後のとりでです。そういっ

た制度なんです、2つのことを質問させていただきます。

制度における却下……。

**議長（岡本 泰介君）**

言葉を間違われたので、訂正をお願いします。

先ほど、情報公開制度を最後のとりでと言われましたけど、それは住民監査請求の言い間違いじゃないですか。

**4番（岡野 鉄舟君）**

いやいや、こう言ったんですよ。情報公開請求でも、それは何のためにあるかというふうに質問いたしましたが、同じような観点から住民監査請求で答えれば今申し上げたことになるよと、私はそう答弁をいたしました。言葉の順序が、並んでるからあれなんかもかもしれませんが、そういうことです。だから、間違いはありません。ちょっと時間をロスしましたね。

質問が2つあるんですが、非常に時間が気にかかるんですよ。1つは、制度における却下、棄却、勧告の意味は何でしょうかということで、私は知らないから質問してるんじゃないんですよ。できるだけ代表監査委員に答弁をしていただいて、テレビを見ている方にそういうふうにしていただきたいがために質問しているんです。

2つ目、却下は何ゆえ現在美作市では公表されていないのか。

以上、よろしくお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

1つですけども、却下、棄却、勧告の定義ということでございます。

住民監査請求の手續につきましては、岡野議員が一番、私よりもよく御存じだということで思いますけども、せっかくのこういう機会をいただきましたので、概要についての御説明をさせていただきたいと思えます。

住民監査請求については、美作市の住民であればどなたでもできるということは皆様方御存じでございます。言いかえれば、住民であることが審査請求の要件になるということでございます。住民監査請求の対象となりますのは、美作市長や市の職員などに違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実があり、市の財政に損害を与えている場合などが対象となります。具体的には、補助金の支出、市有地の取得や売却、工事請負契約の締結、補助金の交付決定などに違法または不当な財務会計上の行為があると認められた場合が考えられます。また、市税等の徴収や市有地の保全管理に職員の怠る事実がある場合なども該当します。

次は、定義ということでございますけども、却下となる場合の具体例としましては、まず最初に申し上げた美作市の市民ではない、住民ではないこと。また、違法または不当な財務会計上の行為については、おのおの行為があった日または終わった日から1年を経過している場合で、住民監査請求の要件を満たしていない、こういった場合が却下になります。ただし、1年を経過している請求であっても、1年を経過した理由に正当性が認められれば、受理をし監査をすることとなります。

今回の住民監査請求が却下となりましたのは、以上の要件が満たされていないということでございます。住民監査請求を全国的に見ましても、却下のほとんどがこの1年という年数制限、1年を経過していることであり、おくれたことに正当な理由がない場合であるというふうに認識をしております。

これらの要件を具備した住民監査請求を受理した場合に監査ということになりますが、請求の内容が違



法、不当の主張が単なる臆測ではなく具体的に特定してあるか、あるいは不当な財務会計上の行為であり、市の財政に損害が発生する事案であるか、監査請求が問題点の提起のみでなく、行為者がとるべき措置を求めているかなどを監査した結果、請求内容に正当な理由が認められないとした場合、棄却として請求者に通知をすることとなります。

監査の結果、通知者の申し立てに理由があると監査委員が認めた場合は、市長等に対し期間を示して必要な措置を講じるよう勧告することとなります。

却下、棄却、勧告についての具体例についても事前に御質問等をいただいておりますけれども、さまざまなケースがございますので、各都市が公表されているものをごらんいただけたらと思います。

なお、監査の結果、却下や棄却の通知を受けて不服がある場合は、通知を受けてから30日以内に裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。ただし、住民訴訟の対象となるのは、違法な財務会計上の行為または怠る事実であり、不当な財務会計上の行為——不当というのは違法ではないものを使うんですけども——または怠る事実の場合は、住民訴訟の対象とはならないということとなっております。

それから、2点目の今回の却下を公表しない理由ということでございますけれども、自治法242条第4項に定めていますのは、住民監査請求に対し監査を行った場合は公表するというふうに明記をしております。私どもは、話が前後しますけれども、住民監査請求を却下した場合に公表しているかどうか、全国の都道府県市町村につきまして無作為でサンプル調査を実施しました。請求人に対する通知内容を公表しているところが約半数近くの43%、監査請求の表題と監査年月日、通知年月日を公表していたところが5%、公表していないところが52%ございました。以上のとおり、公表していない自治体がやや上回っておりましたが、ほぼ同数と言えらると思います。当市におきましても、従来から却下は受理前審査で出した措置であり、監査を行っていないという理由から公表をしておりません。確認はしておりませんが、現在公表していない各自治体も同じ考え方に基づくものと思います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問を3点させていただきます。

第1点目は、先ほども言葉として出てまいりましたが、住民監査請求における受理とはどんな行為かということです。

それから、先ほども答弁されましたが、質問の2つ目は、住民監査請求の受理前審査と受理後審査とはどんな行為を指すのでしょうか。

3つ目でございますが、次の事例についてお尋ねいたします。

明らかに請求提起期間を経過しているが、これについて正当な理由があると主張している場合は、私は第1項の監査請求があったことになると思いますが、いかがでしょうか。

この3点でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

1つ目の受理前審査というのは、請求書が出てまいりまして、一旦そこで受け付けはします。受け付けをした段階で、その内容が、先ほども申し上げましたが、美作市民が個人で請求をしておられるかどうか、それから請求の内容に正当な理由があるかどうか、それから1年以上経過したものであるかどうか、そういつ

たものが受理前の審査になります。それも受理前の審査を行った上で、これは監査をするに至らないという場合は却下をしております。受理前、受理後というのは、受理前の審査をクリアしましたら監査に入るわけです。監査をした結果、棄却、勧告という流れになっていきます。

それから、3番目の正当な理由があった場合、この辺、最後の問題をもう一度、済ませませんけど。

[4番岡野鉄舟君「座ったままで言いますよ。請求期間、つまりワンイヤー・ルールにうまくはまってないんだけど、これについて正当な理由があると審査請求人が主張している場合は、監査を受けた代表監査委員としては、私は第1項の監査請求はあったことになると思いますが、いかがですかということです」と呼ぶ]

正当な理由かどうかというのを、受理前審査で行うわけですね。今回の場合は……。

[4番岡野鉄舟君「いや、今回はいいんですよ。要するに、私はその……」と呼ぶ]

最初の受理前審査をしたときに内容を読んだ場合に、これが監査として正当な理由を認めるかどうかという判断に不足している場合は、補正をさせていただいて、補正の内容を吟味させていただいて、審査には正当な理由としては認められないというケースで……。

[4番岡野鉄舟君「代表、ちょっと違うんです。正当な理由があると主張している場合ですよ。1年、ワンイヤー・ルールに……」と呼ぶ]

主張されても……。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員の質問が、早口でしゃべられたり、いろいろしてメモをとられる間がなかったかどうかわかりませんが、正確に伝わってないんですよ。ですからこんなやりとりをしなきゃいけないようなことになってしまうので、もう少しゆっくりしゃべっていただいて、岡野議員も気をつけていただいて、そして代表監査委員も正確にメモしていただいて答えるようにしないとこんなことが起きるので、そこをひとつお願いしたいと思います。質問も、時間を気にされるのはわかりますけど、正確に正しくゆっくり言っていただくようお願いします。

**代表監査委員（東内 義典君）**

先ほども申しましたように、正当な理由があるというふうに請求人が認めた場合ですね。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

いや、ちょっとずれてますので。

**代表監査委員（東内 義典君）**

ごめんなさい。

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっと休憩して。岡野議員、もう一度さっきの質問をメモで渡すとか、整理してください、2人で。伝わってないんですから。

[4番岡野鉄舟君「それなら、今休憩ですか」と呼ぶ]

はい、休憩します。暫時休憩します。

午後1時44分 休憩

午後1時52分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

大変失礼いたしました。

請求人からの申し出で、1年を経過しておっても正当な理由があるということで主張をされた場合、もちろんお話を聞きします。お話を聞きした上で、それは正当な理由として認められないという判断があれば、これは却下ということになります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問は、1つだけいたします。

この私が今手元に持っている書類は、権威ある著者の方の監査事務なのですが、読みますね。よく聞いていただきたいんですが、監査請求の手續が明瞭に違法である場合、例えば事実を証明する書面を添えていないとか、明らかに請求期間を経過しており、かつそれについて正当な理由があることを主張していない場合、いいですか、ここまでおわかりいただきましたね。1年を経過しておって、かつそれについて正当な理由があるということは何も言っていない場合、主張していない場合は、監査委員は受理を拒むことができると解すべきであろうというふうに書いてあるんです。私が申し上げたいのは、例えば私が住民監査請求をしたときに、1年、ワンイヤー・ルールはもうはずれてんだけど、ちゃんと私は正当な理由があるんですよ、こういう主張をしている場合、そういった場合は第1項の監査請求をしたことになると、この権威ある書物をたどればそう読めるんですが、これについては代表監査委員はどう考えられますか。

議長（岡本 泰介君）

代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

先ほどの文献で申し上げられたことですが、正当な理由を主張していない場合は却下ということになりますけども、主張している場合について、これは請求人があくまでも理由があるというふうに理解をしている場合で、当然監査に出てきた書類を見させていただいて、正当な理由があるというふうに認められた場合は、当然監査という形に進んでいくことになります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、総括をお願いします。

4番（岡野 鉄舟君）

市民の立場に立った監査ではありませんね。最高裁の判例もあります。審査請求人が何をしたかということ幅広く考えてやりなさいよと、こうなってるわけです。加えてこの書物は、そんな軽々なものじゃありませんよ。私が言うまでもなく、これは第1項の監査請求があったということになるんです。ならなきゃいけないんです。そうすると、第4項で請求があった場合には、理由がない場合はその理由を示して通知する、そして公表しなければならないと、こうなってるんです。したがって、この書物によると、よらなくても常識的に考えても公表はすべきなんです。約半分の市町村、しっかり調査されてるところが公表してるのは、この地方自治法の242条を正しく遵守しているからなんです。総括にかえます。

議長（岡本 泰介君）

3項目めに入ってください。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

はい。あと32分しかありませんが、時間配分をしながら行きたいと思います。

3番目は、大阪滋慶学園に係る補助金1億5,000万円の申請事務・交付事務についてでございますが、第1点目は、学園が岡山県から施設整備補助金を平成29年度に受けるには、どのような手順を踏まなければならなかったのか。

2つ目は、看護学校の平成30年4月1日開校は、いつどのように決められたかでございます。

それから、3つ目でございますが、学園は岡山県から補助金の1億5,000万円を受けられないことをいつ知ったのか。

4つ目は、補助金交付事務の正当性をどのように説明できるか。

その4点についてお答えいただきたいと思います。

#### 議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

1点目の学園が岡山県から施設整備補助金を平成29年度に受けるには、どのような手順を踏まなければならなかったかとの御質問ですが、美作市スポーツ医療看護専門学校の看護師養成所の施設整備に係る補助金につきましては、平成29年度で交付を受けるために、まず平成28年度8月になりますが、岡山県に対して事業提案を行います。その事業提案が平成29年1月に開催されました岡山県医療対策協議会・新たな財政支援制度検討部会で認められる必要がございます。その検討部会で認められたものを医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画に掲載され、その計画が厚生労働省に認められれば、平成29年度に内示を受け、補助金交付申請を行うこととなります。

2点目の看護学校の平成30年4月開校は、いつ、どのように決められたかとの御質問ですが、美作市スポーツ医療看護専門学校の開校目標を平成30年4月とした経緯につきましては、平成28年3月28日に締結いたしました学校法人大阪滋慶学園との（仮称）美作市スポーツ医療看護専門学校の設置に関する基本協定書を協議する際に、学校法人大阪滋慶学園から提案を受け、決定したものでございます。

次に、3点目の学園は県から補助金を受けられないことをいつ知ったかとの御質問ですが、美作市スポーツ医療看護専門学校の看護師養成所の施設整備に係る補助金につきましては、平成28年6月、8月、10月に本市の職員と岡山県医療推進課のほうに補助金協議、相談を行ったときに同席しており、平成28年度で補助金の交付を受けることや、平成29年度で補助金申請を行うことは認識していたものと思っております。しかしながら、平成29年2月6日付で岡山県保健福祉部医療推進課長から美作市企画振興部長宛てに、平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業（医療分）に係る国への事業要望について、平成29年度の医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画に盛り込む事業（医療分）については、貴市から御提案をいただいたところです。御提案いただいた内容につきましては、平成29年1月30日に開催された岡山県医療対策協議会・新たな財政支援制度検討部会において議論し、委員の方々からの意見を踏まえたところ、貴市から御提案いただいた事業を国へ要望することとはなりませんので、御了承くださいとの内容の通知が届いております。この通知内容につきましては、学校法人大阪滋慶学園と協議を行ったことを証明する記録が不存在であることや、当時の担当者の記憶が曖昧なため、正確に申し上げることはできませんが、この通知の内容につきましては学校法人大阪滋慶学園へも情報が共有されていたものと思っております。

次に、4点目の美作市の学園に対する補助金の交付の正当性をどのように説明できるかとの御質問です

が、学校法人大阪滋慶学園に対する補助金につきましては、平成28年3月議会で、平成28年度予算額1億円、平成29年度への債務負担行為9億円として議決いただき、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱に基づき平成28年度に1億円、平成29年度に約8億4,000万円を交付いたしているところでございます。これらの補助金の一連の交付事務につきましては、美作市スポーツ医療看護専門学校の建設費等補助金交付要綱により、学校法人大阪滋慶学園から契約書、支出を証明する書類の写しなどの関係書類の提出を求めるとともに、工事の内容、進捗状況などを確認し、補助金の確定を行っているところでございます。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「議長、今の3つ目の質問の答弁を聞かれて、私の質問に答えたと思われませんか。県からの補助金をもらえないのはいつ知ったかという質問ですよ。それに対して、28年は情報共有していた、29年にはできるものと思っております、一体どういうことですか」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

平田部長心得、これをもう少し、いつ知ったかという回答を明確にできませんか。

平田振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

済いません、答弁漏れでございます。

滋慶学園が補助金を受けれないというふう知ったのは、平成29年2月6日の通知を受けまして、それを2月27日に美作市が通知を受け取っております。その時点が、滋慶学園が情報を知った時期だと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

よくも白々しいことを平田心得、言えますね。岩崎議員がきのうどれほど質問したんですか。しかも、休憩をしてまで時間調整をして、ええかげんにしてくださいよ。前回の私の質問のときも、こう言ったでしょう。平成28年6月、8月、10月、美作市の職員の人と滋慶学園が医療推進課に行っているわけです。言いましょうか、具体的に。のうてんきもええかげんにしてくださいよ。いいですか。28年6月22日には、企画振興部の池田、高尾、安室とお読みするんですかね。学園は、シモダ、ナガラ、マツモトの3氏が行っているわけです。28年秋に着工する校舎について、交付金がおくれるかの協議に行くとるんです。県はどう言ってると思います。名前は言いませんが、担当と責任者がこう言ってるんです。28年度に行う審査を経て29年度には交付の可能性はある、ただそれが提案されても秋の着工をするのであれば事前着工になるんで、できませんよと、こう言ってるわけです。これに対して池田部長がどう言ってるかといえば、工事を進めるかどうかというのは学園が決めることだと、そう言って6月22日は県庁から帰ってるんです。そして、8月4日には池田、高尾、安室の3氏が行ってるんですよ。学園は、校舎ができた状態で生徒を募集するので、着工延期を行えないと、こう言っているわけです。これを踏まえたなら、今までの経緯から交付されないということちゃんと市がわかっていることなるでしょう。このことを先日、岩崎議員がとうとうただしたわけですよ。そんなことを踏まえた上で、しかも私の翌日のこの質問の場で、どうしてそのようなうてんきな言葉を言えるんですか。28年6月に知ってたということは明らかじゃありませんか。それをどう思うんですか。それが質問の1点目。

もう一つは、質問の2つ目ですよ。

る、私もずっと議事録を、議員に出る前の分を何回も読みました。今回は、質問の2つ目は法律的な観点から質問いたします。

平田心得、民法にある対抗要件という言葉は御存じだろうと思います。取引をするときに、善意の第三者という観点が入ってくるんです。第三者である場合ですよ。ところが、今回の美作市に対する補助金の学園の申請と、市の学園に対する交付は相当者なんです。つまり、お互いにやってはいけないこととすべきでないことは申請をしてはならないし、交付してはならないという当事者関係があるんです。昨日までにただしたことと、私が今申し上げた28年3月のことを踏まえても、あなたは今、補助金交付要綱でやったと、こう答弁されたけども、正当性を証明できるのは要綱ではないんですよ。その事務を適正にやったかどうかということなんです、正当性が証明できるのは。そうじゃありませんか。池田部長は、議事録をずっと見ますと、控除できるものがないんで控除してないんですよと、よくもしゃあしやあとそんなことを答弁したもんだなと私も憤慨きまわりない。池田部長はそういうことも答えてるんですが、質問を戻しますと、相当者ですよ。あなたが市長として私が滋慶学園としたときに、30年4月1日の開校を延ばすのであれば補助金をもらえるわけですよ。市に負担はかからないんですよ。1億5,000万円は、市がちゃんといろいろな福祉に財源を使えるんです。それを私は、これを今の当事者関係に例えれば、平田心得が1億5,000万円をやろうと言うんだからいただきましょうよと、こういうふうにして申請してるんです。そして、平田さん、あなたは私に対して、困ってるんだから岡野さんに1億5,000万円をやりましょうと、こうやって交付してるのが今の当事者関係ですよ。つまり、要綱があったとしても、そういう無駄な使い方、正しくない要綱に沿わない交付決定をやってはならないんですよ。何も要綱があることが正しい金科玉条にはなりませんよ。

つまり、質問を戻しますと、この補助金の交付申請と交付決定は、私は瑕疵がある、違法、つまり要綱に沿わない。少なくとも不当性はある。住民訴訟はできないかもしれないけども、私は違法だと思う。つまり、申請する側と交付する側に違法性、不当性があるんですよ。補助金の交付決定は行政処分です。私は瑕疵ある行政処分だと思いますが、長々とやってこられた担当として、今私は違法だというふうに質問をいたしますが、以上、2つの答弁をお願いします。

1点目は、よろしいですか、もう一度復唱しますと、29年の年が改まって初めて知ったという議論は成り立たないということです。28年当時に滋慶学園も市ももらえないということは明らかにわかっているということなんです。これは、今までの議事録もそうだし、この辺をどう答えられるかということです。昨日の岩崎議員に対する答弁と全く違いますよ。再度答弁をお願いすると、2つ目の質問は、わかりやすく当事者をあなたと私にやってやりましたから、これ以上説明の仕方ありませんが、それについてお答えいただきたい。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

まず、平田心得が当時補助金交付事務を担当しておったわけではありません。このことは、まず平田心得のためにも明確に申し上げさせていただきたいと思うんです。そして、市の当時の判断の中で、後になって若干そごが出てくるんですけども、私ども、例えば当時でいうと戦略監、それから私本人、副市長の理解をしておったところといえば、簡単に言うと一生懸命お願いをしている途中であったということでもあります。10月に私は副知事のところに行った。そして、森分戦略監が3月議会での答弁において29年にはもらえるような話をしているという記憶があるんですけども、その森分さんが、例えば議会に対して虚偽のことを言ったという感覚は全くありませんでした。ですね。したがって我々としては、滋慶さんも市が一生懸命

動いているのであるからもらえる可能性があるんだろうと思ってらした状況の中で、最終的にだめを押されたのが2月6日に発出された文書であって、ところがその発出された文書が必ずしも共有を上に対してされてなかったというのは問題なんです。平田心得が答えたのは、恐らくその文書が来て以降のある段階で現場共有されたんだろうから、その時点で滋慶さんも了解する、わかったってということになったと推測せざるを得ないというのが一番最初の答弁だろうと思うんです。したがって、この問題についてはさまざまな誤解というか、情報共有の不適切があったもんですから、どの時点で誰がどう考えたかについて言うと、実は複数の見方があるもんですから、その見方によって御立腹をされたりするんですけども、一方で当局としては、当局の本筋、つまり私や副市長、当時の。あるいは戦略監というものが（聴取不能）をしていた判断に基づいて最善の努力をしてきたというのが我々の考え方でありまして、その最善の努力の中で行われた行為について、簡単に言いますと、事務手続が真摯に遂行されたということでもありますから御了解を賜りたいというのが、多分今までの話を総括して、私のほうから申し上げるべきことであろうと思うんです。

そして、もう一個の原点としては、果たして、それじゃあ岡山県に補助金の出口があったかどうかについても、その後の調査の結果、やや疑わしいことになっております。その理由の一つが見えたのが、先ほども、議員もおっしゃいましたけれども、2月の時点での通知があるんですが、その通知のされ方が医療推進の課の名前でありまして、審議会があって、その中で新しい財政支援制度部会というところで検討された結果と、つまり新しい財政制度をつくるかどうかという部会で検討された結果だめだったということは、なかったっていうふうにもつながってくるわけでありまして、もっと早くこのことを議会と共有できればよかったっていう思いについては、きのうも岩崎議員とのやりとりの中で私も反省を含めてお話をしたわけでございますけれども、これも過去の話になりますが、ようやくその文書が発見、掘り起こされたのが、まさにこれは決算委員会よりちょっと前かな、萬代議員がいろいろ御質問された中で、資料の掘り起こしをしている中で出てきたということでありまして、まことに申しわけない気持ちはありますけれども、当局としての最善の努力はしてきたということを否定することにもならないというふうに御理解を、ぜひ賜りたいということでございます。〔降壇〕

〔「きのうの答弁と半分違うで」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

今、岩崎議員が言われましたけど、議長、まさにそのとおりじゃありませんか。ちゃんとアレンジしていただかにはいけませんよ。

質問を続けますけど、担当副知事に言われたと言いますけど、いやしくも美作市の市長が来られて、その副知事が担当部に言わないはずがありません。そんな拙速なことはいけませんよ。それは、医療推進課がその話を聞いた上で、私がいろいろと聞きに行った上で、一議員である、県のOBであるかじゃないですよ、一議員である私に答えてるわけですよ。拙速なことはいけませんよ。そういう事実を、仮に県からなければ、市長は副知事にあれはどうなったのと言われたらよかったじゃないですか。それもされてないでしょう。

それともう一つは、森分総合戦略監がよく知らなかったとか、何というんか、本気でやってたという、それ的な答弁だったんですけど、それは市長自身の統率力の問題じゃありませんか。まさに報・連・相で、部下が事務の引き継ぎをし、例えば初代の担当部長から次に引き継ぐ、さらに戦略監に続くというのは常識の話でございます、ただ職員をかばったり、そういう話じゃありませんよ。ちゃんと、前の事務であっても、

今の部署がどうしておるかということは大事であって、そんなことを言ったら市民に対して何の説明もできんじゃないですか。昨今は、私はこう言われるわけです、市民の方から。1億5,000万円は、岡野さん、どないなっとならと。誰が返すんならと、こう言われるわけですよ。今の市長のような御理解をくださいという話じゃないんですよ。1億5,000万円ですよ。しかも、補助金の交付事務が、私が見たときにはちゃんと納得いく形で出てきてたら、私は何もこんなことは言いませんよ。同僚議員も言いませんよ。それがおかしいから、声高にも今私はこういうふうに言ってるわけです。

最後の質問にいたします。

池田部長は、控除をできる補助金がないので、1億5,000万円は控除できないと、そういうような答弁を重ねている、しかしながら私が今申し上げたように、この補助金交付決定という行政処分は、違法または不当であると思っております。裁判になって、どうする、こうするというのではなくて、市長に提案ですが、もう一度研究をされた上で、みずからのこの交付決定を取り消され、滋慶学園に補助金の返還を求めるべきだと思います。そしてまた、これほど何年もの間議会に対して虚偽の説明をしてきた、この責任をどうとられるのか。どういうふうにされるのか。もちろん、県から出向してきた職員もそれにかかわっている市の職員の方々も責任はありますよ。この辺をどう考えられるんですかということです。市長に3番目の質問として質問いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

責任問題の前に、議員がおっしゃるように、これが違法であるということになるかどうかというところの論点がとても重要であって、そしてそれによって責任の形態は違って来るわけですね。間違いなしに違って来る。我々が職員の間不良行為があったとかということであれば、随分それはまた違って来る。ところが、今までのところ、私どもとしてはそういった問題があったとは思えない。ただし、情報共有において抜かりがあったことは、これは間違いがない。それは文書的に示されている。したがって、その情報共有がなかったがために議会の方々に対する説明にある種のごそがあったり、あるいは事実関係を十分に明らかにしたことになってなかったという点についてはまことに申しわけないというふうに再三申し上げておいて、そしてこの議論が終結をする際には、私自身については一定のけじめをしたいということをしきの6月議会から申し上げているというのが今の状況でございます。それでもって責任の一端を私としてはとりたいと。しかし、だから他の関係者にその累を及ぼすことについては、今の時点でイエスとは申し上げることができないという状況でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

何度も申し上げますように、私は今回の行政処分には違法性を欠いた、あるいは少なくとも不当性はある行政処分だろうと思っております。公定力はあります。つまり、適法性の推定を受けるという行政処分に伴う公定力はあります。しかし、これには時効はない。私は、何らかのアクションが必要だろうと、求められるだろうと思っております。

これで総括にかえます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、10分間休憩します。



**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

内海副議長が体調管理のため少しおくれるとのことでございます。

それでは、岡野議員、一般質問の 4 項目めから入ってください。

**4 番（岡野 鉄舟君）**

大分興奮したせいか、後ろ頭が熱くなってまいりましたので、ちょっと鎮静、アイスノンでも冷やしたいような気分なんですけど、4 番目の質問をいたします。

美作市人口ビジョンと美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、まず美作市人口ビジョンについてでございますが、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の検証、反省の内容。

2 つ目は、この検証と反省を踏まえた次期ビジョン作成の視点についてでございます。

それから、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、同じような視点になりますが、申し上げますれば平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の検証、反省の内容、留意していただきたいのは総事業費の地元発注の割合とか投資効果、目的達成度等、総合的な検証を視点に入れてお願いしたいと思います。

2 つ目は、その検証、反省を踏まえて、次期総合戦略をどのような観点でつくられるかというその視点、御答弁をお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

美作市人口ビジョンと美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

まず、質問の 1 の美作市人口ビジョンについてでございますが、平成 27 年度以降、美作市の住民基本台帳に基づく総人口は、過去 5 年間、社人研、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値を上回っております。転入転出を見ますと、近年、勝央町、美咲町、赤磐市への転出超過が解消されつつありますが、津山市、岡山市への転出超過は依然として厳しい状況でございます。

2 の 1 の検証を踏まえた次期ビジョンの作成の視点でございますが、先ほども申し上げましたとおり、住民基本台帳に基づく総人口が社人研の数値を常に上回って推移しております。次期人口ビジョンでも、引き続き自然増に関しましては 5 年間で 1,000 人の出生、合計特殊出生率で 2020 年に 1.80、2025 年に 2.10 を目指しまして、社会増では転出超過の多い近隣自治体への流出を食いとめ、転入の増加を図ることによりまして、2040 年の総人口 2 万 5,000 人を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

質問の 2 の美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございますが、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の検証内容ということでございまして、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略は毎年改定をしております。直近では、昨年 11 月に平成 30 年度の進捗状況などを精査、検証しております。重要業績評価指標、K P I の 48 項目では、おおむね半数の項目で成果を出すことができっております。これまでの施策を行ってきたことで社人研が推計していた人口を上回り続けることができたことは、大きな効果があったと考えております。地元発注の割合につきましては、過去 4 年間のみまさか創生費で申し上げますと、事業費のベースで約 7 割強でございます。

2 番の 1 の検証を踏まえた次期総合戦略作成の視点でございますが、現在、産学官金労言の各界の有識者

や住民代表31名で構成される総合戦略会議におきまして、委員の皆様から御意見をいただきながら策定を進めております。第1期の総合戦略は、おおむね半数以上の項目において成果が見られますが、人口減少と少子・高齢化に歯止めをかけることは容易ではございません。多様な施策を実施していくための財源の確保に努めまして、自然増のみでなく津山市、岡山市への転出超過を今後いかに解消していくかというターゲットを絞った対策が重要であると考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

4点質問します。

勝央町、美咲町、赤磐市への転出超過が解消されつつある、津山市、岡山市への転出は厳しいと、こういう回答がありました。各地域へ転出する原因をどう分析しておられるかというのが第1点、2つ目は5年間で1,000人の出生を目指す、という回答ですが、その根拠として過去5年間の1年当たりの出生数、実績を踏まえてどのくらいあったと考えられ、そしてこれを基本にして、今後5年間で1,000人の出生が実現できるという、その根拠、推計の根拠を教えてください。

3つ目でございます。

先ほど、総合戦略の中で、過去4年のみまさか創生費は事業費の7割強の地元発注の割合があるととられたんですが、どうも私は腑に落ちません。

まず、最初の質問になりますが、4年間の事業費の総額、その中で事業費の大きいものから3つ、その何々事業と、それで金額は例えば幾ら、その次がどういうもので何という、そういうふうな3つを挙げてほしい。7割という根拠を挙げていらっしゃるわけですから、事業費の積み上げとして理解をされていると思いますので、その辺を教えてください。

最後の質問でございますが、総合戦略会議について質問いたします。

その項目は、2つあります。

1つは、どういう意見が出ているのか。

2つ目は、パブリックコメントについてでございます。

実をいいますと、私も四六時中ホームページを見てるわけじゃございませんが、ホームページにアップされているかなと思ったらダウンしていたりするんですが、これは一体どうなってるのかということでございます。

質問4点お聞きします。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

転出の原因は何かというお尋ねかと思いますが、市町村ごとに行政サービスが違っております。また、その内容もそこそこで違っておるかと思っております。そのサービス内容の差によるものがあると思っておりますし、そのほか市民アンケートといいますか、転入転出の際にはアンケートを実施しておりまして、その理由として挙げられるものは仕事による転出、あるいは結婚、それから家族との同居といったようなことで転出が発生しているという状況でございます。

それから2項目めですが、1年当たりの出生数につきましては、年間約140人から150人前後で推移しております。年間がそれぐらいでございますので、5年間ですと700人から800人前後といった現状がございま

す。それに対して目標を1,000人というふうに設定をしておるといふことでございます。

それから、みまさか創生費の中で大きな事業ということでございますが、3つということでございますが、最初1番目から申し上げますと、事業費が1,700万円余りで、済いません、これは合計数字になっておりました。失礼いたしました。合計で1,700万円余りで、専門学校設置ニーズ、入学希望調査委託というものが約1,700万円を実施しております。それから、移住・定住促進PV、プロモーションビデオ制作委託ということ800万円弱、それからインバウンド推進事業委託ということ660万円と、これが大きなもので3つでございます。

それから、会議の中での御意見でございますが、先日、昨年11月になりますが、総合戦略会議を開催しております、御意見が出たことを申し上げますと、林野高校の存続、それから転入者のための住宅の供給あるいは分譲地の提供、それからソフト面のみならず生活する上での交通インフラの整備、そういった御意見をいただいております。

それから、パブリックコメントにつきましては、議員御指摘のとおり、ホームページに掲載しましてから一度消された、1日程度であったかと思うんですけども、ございました。それは、中身の内容を確認しましたところ、不都合な点がございましたので、それを修正するために一度消えたという状況がございました。それは、現在は訂正しまして、ホームページ上に掲載をしているという状況でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問、3点いたします。

1点は、総合戦略会議のことでございますが、同じ部署の中で比較するのも、私は一般質問で寝めないことにしてるんですが、引き合いを出させていただくと、今回の手話言語条例とコミュニティ条例については、パブリックコメントをちゃんと新聞にも掲載して、しかも今議会が始まる前にちゃんとされてるんです。これが一番普通というか、そのパターンだろうと思うんですが、総合戦略会議については予算書もできて予算も上程されて、しかもその戦略会議は向こう5年ですよ。その中には、当初予算の中にも実際あるものは入ってるはずなんです。それをどうして今ごろやらなきゃいけないんですか。昨年の10月ぐらいにちゃんとまとめてパブリックコメントをする、それが年が改まって、例えば今の時期には、3月議会が始まる前までにはちゃんとそれができていなきゃいけません。私は、これも議会軽視だろうと思いますよ。議会軽視どころか、本来あるべき予算が計上できない、我々議会としても提示できないというタイムリーでない、アンタイムリーな手続だと思いますが、これをどう考えていらっしゃるかということです。

それから、2つ目の質問です。

私は、地元発注が7割強と言われましたが、それを聞いただけでおかしいなと響くんですが、滋慶学園には起債をしてまで補助金として9億4,000万円出してるんです。入札するのは滋慶学園ですよ。滋慶学園の実際の入札の割合はどうかと言えば、ほとんど市外じゃないですか。看護学校の誘致というのは、あの中に入ってますよ、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の中に。単にKPIを、今は680は無理ですけど、360もどうかと思いますが、180と挙げているんですが、地元発注の割合で一番大事なポイントじゃないですか、美作市内で補助金を出して工事をやるという。私は、それは7割強には当然至ってないと思いますよ。つまり、細かいもの、例えば留学生の何とかや、それは地元の業者にしてるんでしょう。そうじゃなくて、もう少し大局的に見なきゃいけません。今大局的な話は5項目めの地元経済のときでお話をしますけど、それが2つ目。

それから、3つ目の質問ですけど、確かに出生率は職員の人に、担当部につくっていただくと今心得が答えられたように、ざっと平均すれば150ぐらいでしょう。それが4年であれば600、5年であれば750ぐらいになる。あと250ぐらいを努力目標にするんだということなのですが、2040年の2万5,000人についてです。この社会増減をやっていけば、大体450前後、そこの中に一番増減を低くなるのを抑えてるのが外国人です。入ってくるのと出るのとで、大体平均すればこれぐらいだと90ぐらいになるんでしょうかね。そういう要素があっても、450人ぐらいが毎年低減していくんです。500人として20年であれば1万人です、2040年までね。これは、何ぼ何でも2万5,000人というのは背伸びをし過ぎじゃないですか。大きければいいというもんじゃありませんよ。しかも、今心得は、社人研の数値よりも頑張ったから上だと、こういう答弁でしたけども、それは社人研の数値は30年にやってからは余り乖離がないように、近く見てるからそんなに下げないんですよ。だから、上に上がるのは当然です。当然と言えれば言い過ぎかもしれませんが、そこを余り強調したらいけません。問題なのは、これから5年、10年、15年、20年とこのあたりです。つまり、大きく見ることは進取の気概があっていいんですけども、2万5,000人というのはいかがなものかなと思いますが、いかがでしょうか。

3つの質問でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

1項目めでございますが、総合戦略の見直しと申しますか、策定の時期が遅いという御意見でございますが、当初予算を編成する中で、それを反映した総合戦略を組んでいきたいという考えもございまして、また会議を11月に開催したのが、これは次期総合戦略に向けての会議でもございまして、前年度の事業内容を検証、分析する会議でもございました。それを経た上で、次期総合戦略につきましてはこの時期に至って、年度内の策定に向けて現行事務作業を進めておるところでございます。

それから、2項目めの事業費につきましては、1回目の答弁で申し上げたんですけども、みまさか創生費の中の事業費の割合ということでお答えをさせていただいております。これが国の地方創生推進交付金を活用した事業で、企画振興部の営業課が所管をしておる予算ということで、過去の事業費の全体の7割強ということで御答弁申し上げたところでございます。

それから、3項目めの2万5,000人につきましては、第1期と申しますか、当初の人口ビジョンで2万5,000人、2040年に達成するというところで策定をさせていただいております。それを引き継いで、第2期の総合戦略に合わせて改定をさせていただきますけれども、それを目標に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、総括です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

少しボルテージが上がりそうなのですが、ぐっと抑えますけど、第一、考えてみてください、予算をつくるまでの手順を。おかしいに決まってるじゃないですか。津山市の新聞を見ましたけど、真庭市の新聞を見ましたけど、総合戦略会議の翌年度に次期5年間についてはちゃんと手順を踏んでやっておられますがな。なぜ、これを美作市ができんのかなと。新聞を見るたびにボルテージが上がります。そういうことで、職員の方は頑張っていらっしゃるんでしょうけども、その辺は気をつけていただかないと、私ども議会の代表として審議するのに、何があるんならというたら、さあ、わからんのですわと、こういうふうに言わざるを得

ない。本来であれば全員協議会を開いて、そこで総合戦略会議を例えば10月に説明をして、それだけの一般質問をしてもいいぐらいですよ。それで、市民のパブリックコメントとそれを合わせて、それで修正したものを予算まで出すというのが、そうあってもらいたいと思います。

これで終わります。

続いて、次の質問に入ってよろしゅうございますか。

**議長（岡本 泰介君）**

はい、それでは5項目めに入ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

最後になります。

レジリエンス、しなやかに立ち直る力のある美作市の地域経済の実現についてということで、2つ質問いたします。

美作市の産業連関表、平成24年につくったものがあります。これを探すのは苦勞いたしました。それから、地域経済循環図をどう分析されておるか。

そして2つ目は、これらの分析により地域の、レジリエンスのある美作市の地域経済はどのような施策をつくれば実現できるか。

2つについて御答弁をお願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

今、パネルでお示しのようにですが、産業連関表や地域経済循環図についてお尋ねでございます。

まず、美作市の産業連関表について、平成25年3月に作成をされております。イベントなどによる経済波及効果の測定ができるようになり、美作国建国1300年記念事業の効果などが分析をされました。また、国の地域経済分析システム、通称RESASと呼ばれておりますが、こちらにあります地域経済循環図、2013年のものがホームページで見れますが、美作市の状況を見ますと、地域経済循環率が72.5%で、地域経済の自立度が低く、市外から流入する所得に対する依存度が高いこと、また第3次産業の労働生産性は高いが、第1次産業、第2次産業は低いと、こういったことがわかるというふうに思います。

また、次に地域経済のための施策についてでございますが、引き続き市内の事業者に寄り添いながら具体的な振興策を講じていきたいというふうに考えておりますが、この地域経済分析システムにあったものを見ますと、地域経済循環率を高めていくということが必要でして、新たな需要の創出によりまして所得を確保して、さらにその所得を地域内で循環させて、自給率を高める取り組みを進める必要があるというふうに思います。具体的な例を申し上げますと、現在、湯郷温泉旅館協同組合などが事業化を検討しております木質バイオマス事業、こちらが地域内循環ということに当てはまるというふうに思います。この事業は、間伐材等を地域資源として活用して、自然環境を保全しながら電力供給、熱供給などを行おうとするものでございます。エネルギーの地産地消によって経済効果が増大するというふうに考えられますので、湯郷温泉旅館協同組合などと一緒に研究をしてみたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問、2ついたしますが、議員の方にはつくってないんですけども、これが美作市の産業連関表

です。現物はここにあります。今、インターネットで探そうと思うと、もうないんですね。今のパブリックコメントじゃありませんけど、ない。それから、また言いたくありませんが、五輪坊の公募についても突如として消えたりとか、ツキノワグマみたいにホームページのアップが消えたり出たりするんで、どねえなっとなんと私も尋ねられるんですが、それはさておいて、この産業連関表から、部長、勉強していただいとると思うんですが、何を悟らなきゃいけないんですかというのが質問の1点です。

もう一つは、RESASの地域経済循環図、これなんですけど、美作市の2013年度版です。今部長が言われた第1次産業が少なく第3次産業が大きいというのは、ここの部分なんです。私が聞きたいのは、ここの、その前に生産と分配と支出というのは三面等価の原則で一緒なんです、経済学上はね。この分配所得の中で、部長、RESASを見ておられると思うんですけど、何を悟らなきゃいけないんですかということです、僕が聞きたいのはね。2回目の質問ですよ。この産業連関表と地域経済循環図から何を悟らなければいけないのか、学ばなければいけないのかということです。

それからもう一つ、支出です。これは、ここの中の民間消費支出、それから民間投資額、その他支出があったりするんですが、これから何を悟らなければいけないかということです。それをまず、1つの質問です。

それから、2つ目の質問なんですけど、今答弁があった中で、市内事業者に寄り添いながら具体的な振興策を講じるというふうに答弁をされたんですけど、大事なことは、今合併して十数年たってるわけです。地域は支所がなくなって非常に疲弊をしていると、そういう状況の中で、東粟倉から英田まで、どの業種にどのような寄り添い施策をするんですかということなんです。いいですか、部長。その2つをお聞きいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

まず、産業連関表、それから地域経済循環図ということですが、まずどちらも感じますのは、市内での経済循環をより意識して地元への経済効果を高めていくことが必要であるということで、市内の調達率を上げていくことが必要だということに感じました。どちらも絡んで、両方見てといったようなお話になりますが、市内では第3次産業の比率が高いわけですけど、宿泊業で言いますと、食料品や土産品の市内調達を増やすといったことが、現在も取り組んでいただいておりますけど、そういったことが市内調達を増やすことで雇用者の所得増にもつながるのかなというように感じました。

それから、地域経済循環図というのはホームページでありまして、そちらにお示しいただいております。そのホームページの下の方へずらしていきますと、もう少し別のデータも、これに関連したデータが出ておって、ごらんになっておると思うんですけど、その循環図の生産のところを見ますと、こちらも第3次産業の付加価値額が非常に大きくて、第1次産業のそれが小さいということがあります。そして、その真ん中のところで分配という所得がございまして、左側の雇用者所得というのがありまして、こちらのほうの元データといいますか、関連してのデータを見ますと、雇用者1人当たりの所得が402万円というデータが出ておまして、これが964位ということで、自治体数が1,700幾らございまして、中位よりやや下のところにあるんだなということで、この雇用者所得を上げていくことも重要なことであるというふうに感じたところです。

そして、その右側の支出ということで、地域外への流出が大きいということがございまして、これが大きくマイナスになっております。その他支出の流出率といいますか、マイナスの81.2%ということで、地域外

への流出が大きいということで、経済構造そのもののまちづくりについて対策が必要であるというふうに感じております。

そして、先ほどの答弁で申し上げました、2番目の質問だったと思いますが、地域内の事業者に寄り添ってということですが、産業振興の係の担当者が市内の事業者の要望や困り事を聞きながら、それに対して国庫補助の事業を紹介するとか、また市のほうでお助けできるような施策を考えていくとか、そういったそれぞれに対する対策を考えていくことが必要かなというふうな意味で答弁をさせていただいております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

若干補足を申し上げますと、産業連関分析そのものはちょっと古いんですね。

〔4番岡野鉄舟君「いや、古いものしかないんだよ」と呼ぶ〕

いいから、答弁中なんだよね。それで、今RESASのほうはそれなりにバージョンが進んでいます。RESASの分析をちょっと申し上げますと、産業連関とほとんど同じなんですけれども、実は当市において第3次産業が非常に主体になっているということになってますけれども、その図でいうと890億円の総付加価値額の中で645億円になってますね。そのうちの、恐らく半分ぐらい、300億円ぐらいが1つの企業なんです。その1つの企業というのは美作市役所なんです、これ。その時点から若干進んでるんですけども、美作市役所がやってることというのは、分配でいきますと地域外からの流入というところの中の半分ぐらい、つまり国・県からの補助金や、あるいは交付税というようなことの中で約180億円ぐらい当時取ってたと思うんですけども、そういう構造になってます。したがって、我々としてレジリエンスを上げるためにとても重要なことは、国の制度あるいは県の制度も含めて、当市へ資金介入をする流れがあるんですが、それを維持すること、できればそれを拡大することが実は大きな意味があります。1番目です。我々の市役所が地域外からの資金流入の一番大きな受け口になっていて、私どもが受けていたものを市民の方々及び、流出もあるんです。例えば、公共工事で大きなものについては、市内業者の方がおられんからというようなことの中で市外に出てしまうという部分があるんですが、そういったところは、できたら市内業者の方々に育てていただいとうまく受けていただくのか、あるいは県の基準と若干変えて、全般的に市内をもう少し優遇するのかといったようなところで受け口を広げていくといったことでできるということがあります。ですから、1つは我々が実は、レジリエンスという言葉を使われましたけども、美作市が生き残っていく矜持になっていくということの中で一番大きな役割を市役所が果たしてるんだということ、これは北海道における北海道庁の役割とほとんど同じになっているわけでありまして。そこをまず意識させるのがその図の第一の、実は我々からする分析になるだろうというふうに思っております。

次に、今度は2013年時点ですが、その後ずっと進んでまして、我々としては、直感的に言うと第1次産業が少し伸びたかなと。その図でほとんどないんですが、20億円ぐらいの売り上げだと思います、その時点でいうと。それが特に林業を中心として少しずつ増えている状況があります。例えば、県産材の中でヒノキが多いんですが、今岡山県はたしか日本一のヒノキの生産県になってるんですけども、約3年ぐらい前から日本の材木の輸出入及び国内生産が国内消費に占める割合が底を打って増えてるんですね。こういったところについては、今後とも農林省、林野庁とも連携をしながら、あるいはエネルギーとの関係でも使いながら、先ほど部長も答弁したとおり、我々の地域資源を生かしていくことによって、年間20億円ぐらいのやつが30とか40ぐらいになるようにはしていかなきゃいけない。そういうことの中に、例えば寄り添うという言葉

は余りにもふにやふにやしてるんですけども、東栗倉であるとか英田の一部であるとか勝田について言うと、林業というものをもう少し増やしていくことが地域に寄り添うことに、多分なっていくんだらう。一方で企業でいいますと、我々もいろいろ制度開発をしまいましたが、このところぼつぼつとはありますけども、ふるさと財団の融資を市でとってきてやっていくというようなことがあって、私としては、この場で企業の名前は言えませんが、幾つか設備投資を今後計画されている企業がありますので、そういったところに市役所から、まさに寄り添っていった話をするということにしたいと思っています。

あるいは、技術系でいいますとストップペダルみたいな話がありますが、これも市がまさに寄り添った結果、市内で生産ができています。そして、その件については、経済産業省の技術開発の補助金、ものづくり補助金というのを頂戴してきて試験をさせていただいたというようなことがありますし、あるいは輸出企業との関係で言うと、JETROと話をし、その会社の製品が北米で販売できるようにする手だてを我々として講じるということで、寄り添うというのは個々の企業を念頭に置いてお話をする必要がありますので、部長からは余り詳しいことはこの場では言えないというようなことになろうかというふうに思っております。

いずれにしても、そういった考えの中で、例えば里山公園、都市公園の面積拡大なんかは間違いなく当市のレジリエンスというものを拡大するという、議員御指摘の政策目的にもそぐった対応ということができようかと思っております。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

どうぞ、岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問です。

市内事業者に寄り添いながら具体的な施策を進められるという、市長は今そういうふうに部長をかばったような感じになったんですが、私は事前に通告しているわけで、しかもこの産業連関表、私みたいな門外漢の者は読むのにも頭が痛い。痛かったんですが、見て質問をいたしますが、市内事業者に寄り添う施策というのは、データ分析をしなければいけないんですけど、基幹産業と非基幹産業でこの時点の、これ以降はないわけですから、エクセルでやってるわけでもないんでしょうが、域際収支は基幹産業と非基幹産業はどういうふうになってると理解をされていますか。その答えが今のこの地域経済循環表であり、産業連関表のところにあるんですよ。ここの、御承知のように縦はどのように生産をしたかですわ。例えば、農林業、製造業、工業とかというものがどういうふうに生産をしたかです。それで、ここのところは総付加価値です。美作市の場合、約980億円ぐらい、22年度版のときにはあるんです。ここの、今市長がちょっと言われましたが、外からものを調達したというのが約719億円ぐらいあるんですね。それに対して、横軸というのはどうやって支出したかですわ。販売というのか。そこでここが、移輸出が、つまりお金の入る輸出が617億円なんです。この青と赤を見たときに、約100億円ぐらいの差があるんです。これが美作市の状況なんです。それで、地域循環表ということも部長が言われましたが、72.5なんです。一番高いところはどこだと思いますか。身近な町ですよ。勝央町です。166.0ぐらいです。つまり、その所得の中の66%は町外の人がそこで働いている、それはうなずけますわね、工業団地があるから。そういうところなんです。西栗倉は非常に高いんかなと思ったら、現実にはびっくりした数値だったんですよ、皆さん頑張っておられるからね。その西栗倉を見ると、48.1なんです。美作市は72.5なんで、低いほうから、つまり支出のうちのどれだけ賄ったかという地域経済循環率72.5というのは下から、悪いほうから3番目なんです。勝央町が一番高い。市の中で高いのが、備前市です。大体うなずけますよ、兵庫県と近いし。



そういったような講義ばかりするわけにはいかないんで質問に戻しますと、いいですか、聞いてくださいよ。この産業連関表を見られて、市内に寄り添うということはデータ分析をしなきゃいけないんですが、基幹産業と非基幹産業にどういったことをやられるということなんですか。また、これからというんじゃなくて、既に地方創生も向こう5年も始まっているわけですから、それをどういうふうにされますかという質問です。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

基幹産業、非基幹産業ということでおっしゃいましたけど、生産額が多いとか携わっている方が多いとか、いろんな考え方もあると思います。経済部も幅が広いもんですから、できるだけいろんな作業に取り組んでいるところでございます。

産業連関表について少し申しますと、残念ながら、例えばイベントをして、その間接的効果、直接効果の上で一時的な原材料の購入、それから二次的な所得分配というようなことがあって、間接的な効果によって投資額に比べて効果額が大きいと、そういった意味での利用はできておったんですけど、議員が御指摘のように、これを各産業のどの分野の、例えば内生部分というか、市内の生産部門でどの部門の仕入れを強化したらいいのかとか生産を強化したらいいとか、それぞれ強化する必要性というものはあるんですけど、どれをどのようにというような分析というか、そういった使い方ができるツールに残念ながらなっていないところがあると思います。ですから、きょう御指摘もいただきましたけど、RESASの表も見ながら、また御教示もいただきながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

せっかく議員がああやって表までつくっていただいたんで……。

〔4番岡野鉄舟君「2日かかった」と呼ぶ〕

不規則発言を求めているわけではないんですけども、担当部にも聞いてほしいんで少し申し上げますと、例えばその移出入のところという、勝央町には産業団地がありますね、勝央中核団地があって。あそこでつくられた製品、例えば小川香料とか、いろいろありますけど、それはほとんど町内で消費されることなく、ほかのところへ運ばれるんで、移出が増えていくと、こういう構造なんです。同じように、私どもとしては、例えば旧英田町で言いますと、これは名前を出させてもらいますけど、英田エンジニアリングという会社がありまして、この英田エンジニアリングが、例えばほかの地域に持っている工場を地元を持ってくればどうなるかという、純移出がその分増えます。今回、ちょうど三保原地区ということで南部産業団地の造成をし、これは恐らくそろそろ運用を開始するんですが、そこで工場の実質移転があると、あいさかで10億円ぐらい多分そこで差が出てくることになりまして。それから、今度は日本フィルムさんが作東産業団地の区画に最終的に入手することになりましたね、購入することになって、新たな生産設備を置くとなりますと、恐らくこれもまた年間でいうと10億円程度の移出が増えていくと。市内で消費することは余りないもんですから、そういうことになりますので、1つ移出入との関係でいうと、そのまちまちにあったスピード、つまり人材供給ができるかどうかとか水の供給ができるかどうか、いろいろあるんですが、今は人材が一番大きいですが、それとあわせながら次第に産業団地というものを提供する中で企業誘致、立地を進めていくことが、実は転換につながっていく面があります。そのところも多分部長はよくわかって言ってもらっし

やるんだと思うんです。

それから、もう一個は今外に出てるやつ、つまり土木工事というのは多いんですけども、土木じゃなくて建設工事が多いのかな。そういったものについて言うと、市内の業者の方に力をつけていただくのか、あるいは基準を変えるのか、わかりませんが、まさに寄り添った形で対応も必要になってくるのかなというふうと思うんです。そして、目下原点に戻りますけども、今度は分配面で見ると、私どもについて言うと、所得の本当に大きなところが市を通じて分配されていく、市としては市外から安定的に今まで余計の資金を調達できる形をとっていくことで全体を安定させていくということになると思うんです。

こういった議論をこの場でさせていただくことになりましたことについては、議員の御努力に感謝を申し上げて答弁の補足というふうにいたしたいと思います。まことにありがとうございました。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、総括です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

私もそういうふうに言ってみたいなと思います。

あと1分40秒でこれを説明いたします。

確かに公費で入ったお金と公費で出る部分が多いんです。問題はここのところ、つまりものを外で売る、例えば大阪の箕面で売る、東京のアンテナショップで呼ぶ、あるいは市長の得意な補助金をどこそこから取ってくる、あるいはまた元利償還の多い起債をする、例えばそれはここで交付金として呼び込むんですけども、問題は、今までは入ったなりでおったということです。そうじゃなくて、例えばそれは具体的にどうということかという、滋慶学園の起債でも9億4,000万円のうち70%の元利償還があるんですけども、実質的には私は市外の人が請け負ってお金は外に公費で出てますよと。それから、大原保育園のことを言いますと、私はこの前総務部長に質問しました、議案質疑のときにね。市内の木材業者はなっとなですかと。いや、議決になってからやってますと。そういう現実には、でも既に設計段階で東北のほうの業者に決まるといふ。そうなりますと、市長、学校給食でも地産地消というのをあなたがやっていたらいいんですけど、現実には、つまり市外投資になってしまってるんです。そういったこと、市外消費とか市外調達、物品が岡山が便利だから岡山に飛びつくじゃなくて、市内で調達をするという、そういう視点がこれからはないと、お金の無駄遣いになるんじゃないかと。

以上、終わりでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、質問は終わりましたが、最初の1項目めで岡本総務部長から訂正をさせていただきますと、答弁の訂正がございますので、聞いてください。

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

先ほどの情報公開条例の関係の御質問で、最後のところでございますけども、裁決書の作成を総務課がするというふうにお答えをいたしました。私は答申書と誤りをしておりまして、正しくは裁決書の作成につきましては各担当課で行っているということでございます。訂正させていただきます。ありがとうございます。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「わかってました」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番3番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問を終了します。

それでは、10分間休憩します。

午後 3 時26分 休憩

午後 3 時35分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

お知らせします。先ほど、市長のコロナ対策についてという言葉を受けまして、市長と御相談申し上げまして、議場内でのマスクはもちろんしていただいて結構でございます。職員の方も結構でございます。そして、あすからそちらにマスクも用意するというのでございますので、御希望の方はマスクを利用してください結構でございます。そういう扱いにしていきたいというふうに思いますので、御了承いただきたいと思えます。

以上です。

続きまして、一般質問を続行いたします。

続きまして、通告順番 4 番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

**15番（岩江 正行君）〔質問席〕**

では、一般質問の機会をいただきましたんで、3月の議会の一般質問をただいまより始めさせていただきます。

今回は、3点についての質問をさせていただきます。

一番初めは、滋慶学園補助金、交付金不認定と法令遵守についてでございます。

これについては、きのうから岩崎議員、きょうは岡野議員と続いて質問をされておりますが、何か私もこのことをずっと聞きよんじゃけど、執行部の言いよるやつはてれこしたような話がただ後先したような話ばかりしょんで、そういうようなことのないように、私は監査委員を信用して、とりあえず行政監査、これはモニタリングじゃね。行政監査は特定の事務または事業について法令等に従って適正に処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているかどうか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼として実施するものですという地方自治法第199条第2項、必要に応じて第7項を監査の結果について尋ねるということでございます。経済性について、無駄な支出になってないか。財源について、今ある1億5,000万円ですと問題になっとなんじゃけども、これについては監査委員はどういうふうな見解でおられるのかということ。それから、効率性について、成果に対して最小限度の経費というのは、これは商売をしようたら誰でも言うこっちゃ。努力で事業が執行されているか、有効性、目的に合った成果があらわれているか。この目的に合った成果というのは、初め680人と言いつつやつが360人、今現在何人おるんか知れませんが、このように中身がぐらっと変わってきとる。これらについてはどのような見解でおられるのかということ。それから、合規性、法令に従って行われているかどうかということ。

この経済性、効率性、有効性、合規性についての先ほど言ったことについての御答弁を、1回目でございます。お願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

1項目めはまだ。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

全部じゃけどな、これがな。全部含んどんじゃけども、2番目にしたら、監査の結果及び意見等で監査した限りにおいておおむね適当と事務処理がなされているとあるが、不認定についての見解を尋ねる。我々が不認定をしたわけですわ。監査委員はどういうふうな見解でおられるのか。この12月の議会でおおむね適正な処理をなされたと言うとるわけ。一般会計及び特別会計決算審査意見書というやつに、東内監査委員、高田監査委員、山本監査委員の3名の名前で審査の方法について書いとるわけですが、どこをどのような形の中で、先ほど言った、住民からも監査請求出とんやけども、どのような判断で却下されたんか。その辺のところも聞きたいと思います。3番目の不認定になった1億4,772万円についても責任は誰にあるのかということ、これは執行部のほうにお聞きしたいと思いますし、監査委員のほうにもお聞きしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

岩江議員の御質問にお答えをいたします。

行政監査、モニタリングということでございますけども、一般論という話でのスタートからさせていただきますと、地方自治法第199条の第1項では、監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理を監査すると定めてあります。同3項で監査の留意点としまして、同5項で必要があると認めるときには随時監査することができる、少なくとも年1回の財務監査を実施しなければならないというふうに記載があります。第3項の監査の留意点につきましては、事務処理が住民の福祉の増進につながっているか、先ほど岩江議員も申されましたが、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営委員の合理化が図られているかについて、特に留意して監査することが定められております。また、199条第2項におきましては、必要があると認めた場合は行政監査を実施することができるというふうに記載がございます。以上の観点から監査を実施しているわけですが、その結果、今回の御指摘の件で監査報告書に、監査した限りにおいてはおおむね適正な事務処理がなされていたという結論づけをしております。決算不認定のお話もございましたが、この見解につきましては、私どもが監査を行った後、これは具体的に滋慶学園の件について監査をしたという意味じゃなくて、1年間の、平成29年の監査を実施した後での議会における決算不認定ということですので、これについての見解をお求めになりましたが、監査委員としての見解は特にございせん。

先ほども申し上げましたが、行政監査は必要があると認めた場合に実施することができるかとありますので、そのように実施をしております。

今までの議会におけます岩江議員の御意見、岡野議員の御意見を十分肝に銘じまして、今後の監査におきまして参考にさせていただきます。ただ、監査も限られた人員、日数で実施するために、全ての事項について監査することは不可能でございます。監査の結果、意見で記しておりますとおり、監査した限りにおいてはおおむね適正な事務処理がなされているという表現をさせていただきました。何とか御理解をいただきたいと思っております。

最後に、責任の所在を明らかにせよということでございますが、監査委員の立場でこれを議場で申し上げるわけにはいきません。といいますのも、住民監査請求も出ておりましたけども、住民監査請求が仮に1年以内でなされておれば、当然監査をさせていただいたということになるわけですが、1年を経過していたという要綱に外れておると、それから正当な理由、先ほど岡野議員からもございましたけども、正当な理由として提示された内容が我々としては正当な理由と認められなかったということで、却下をしたということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

はい、岩江議員。

15番（岩江 正行君）

言うたことについて、どういうふうにしたんか、経済性についてならこう、効率性についてはこう、これを全部説明してもらわにゃいけんが。適正に、適正に……。

議長（岡本 泰介君）

質問で、例えば無駄な支出となっていないかというところでは、これは無駄な支出はなかったとか……。

[15番岩江正行君「どこが、無駄がなかったんかあったんか、そういうふうなところを全部答えて……」と呼ぶ]

そこら辺をもう少し。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

監査の結果については、監査報告書に記してあるとおり、主な項目については記載しております。ただ、口頭で指摘した事項も多々ございます。指摘事項には至らないけども是正をしないということで行った部分は多々ございます。個々についての内容については、記載してある以外のことについては、具体的な事項については口頭注意ということでございますから、申し上げるわけにはいきません。〔降壇〕

[15番岩江正行君「申し上げじゃいけまい、これ、28年には書いとんじゃ、ここへ。議長」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

はい、岩江議員。

15番（岩江 正行君）

28年には、これは1つ監査及び方法として、ここへ書いとる、専門学校の設立準備室の関係に、生徒数は680名から360名と減少した中で補助金を精査する必要があるというて書いとるわけじゃ。あんたらの名前でも書いとる。

[東内代表監査委員「これは2回目ですか」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

いや、ちょっと待ってください。

[15番岩江正行君「2回目の質問じゃないがな、これは。ちゃんと言わないけんがな。する必要がないというて言うた、これおまえ、審査結果に書いとるん、ここへ。行政審査の中身がここへ、先ほど言うたでしようがな、こんだけのことを言いなさいと。これは……」と呼ぶ]

岩江議員、ちょっと待って。

先ほど、岩江議員は経済性とか効率性とか有効性、合規性についていろいろ尋ねよったわけなんです。そのことについて答えてくれということを岩江議員が今おっしゃってるんですけど。おおむね、おおむねではちょっとわかりにくいということでしょう。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

28年の関係については、私の前任の話なので……。

[15番岩江正行君「何言いよんな、あんたの名前」と呼ぶ]

いや、名前はそうなんですけども、それを発表するときには私が監査委員になってましたけども……。

[15番岩江正行君「そんなら判を押ししたり、名前を書いてもらうたら困る」と

呼ぶ]

いや、それは行政上の世界ですから。

[15番岩江正行君「何を言いよんな。とろいことを言うな」と呼ぶ]

私が押さないわけにはいかない。

[15番岩江正行君「通るわけがなかろう、そげなこと」と呼ぶ]

[「これは審議にならん」と呼ぶ者あり]

[15番岩江正行君「なるわけなからうが、そがいなもの。これは判を押しとるがな、これ。しとらんのにしとると言うたら、虚偽の文書になるぞ。ちやうんか。これは印鑑を押しとる、これ。職印を押しとるもん、これ」と呼ぶ]

**議長（岡本 泰介君）**

最後の判こを押された。そのときのことを答えられたら。持ってきてもらいますから、暫時休憩します。

午後3時52分 休憩

---

午後4時11分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

代表監査委員。

**代表監査委員（東内 義典君）**〔登壇〕

私も国税に40数年おりました攻めの姿勢で仕事をしておりまして、こういう受け身といいますか、攻撃されるのはなれておりませんので、ふぐあいがございまして申しわけございません。

先ほどの岩江議員のお話の中でございますけども、平成28年の定期監査、第2次の定期監査の結果報告の措置を市のほうからいただいた文書が今お持ちの文書だと思います。その中で監査の結果と、それから市のほうがこのように措置をしますというところを皆さん方に読み上げて御説明というか、読み上げさせていただきたいと思います。

専門学校の設立準備室に対しての監査の結果ですが、美作市スポーツ医療看護専門学校の校舎建設事業について、表題がございまして。学校法人大阪滋慶学園が整備する美作市スポーツ医療看護専門学校の校舎建設事業に対し、10億円の補助金を交付予定であるが、生徒予定数が680名から360名と減少した中で補助金精査する必要がある。美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱において、市長は補助対象者が正当な理由によることなく開校後10年以内に営業を休止し、または廃業したときは、交付決定の取り消しを行い、返還を命じるものとなっているが、正当な理由が不明瞭であり、リスク回避の上からも覚書を締結するなど、その明瞭化を図られたいという監査の結果を市のほうに出しております。それを受けまして、市のほうからの措置状況ですが、生徒数については、当初関連の専門学校との比較から予定者数を680名と見込んでいたが、大阪滋慶学園において近隣で展開する学校との役割分担や経営が成り立つという条件のもとで調整された結果、最終的に360名と決定されたものである。また、補助金10億円については、生徒数とか補助率で交付するというものではなく、大阪滋慶学園が運営する専門学校を美作市に誘致するに当たり、想定される総事業費約15億円のうち美作市が10億円を負担すれば進出したいという構想を受け、交渉を重ねた結果、学校設立について市が10億円を限度として補助することで誘致が決定したものである。その考えに基づ

いて補助要綱を制定し、工事費と設計監理費を補助対象経費として限度額を10億円としている。補助金要綱には、補助率について記載はしていない。また、交付要綱において補助金の返還を命じることについては、他の補助金交付要綱でも採用されているもので、不測の事態に備え、事業を円滑に進めるためである。正当な理由とは、社会通念上事業者の責めに帰すことができない事由などが考えられる。例えば、天災による場合などがそれに該当する。したがって、覚書までの締結は考えていないという結論で措置の報告がございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

不認定になった補助交付金1億4,772万円についての責任は誰にあるのか、責任の所在を明らかにしてくださいという御質問についてですが、平成29年度の決算が不認定となった要因につきましては、学校法人大阪滋慶学園に対する補助金について、議員の皆様へ丁寧な説明がなされていなかったことにより議員の皆様は執行部に対する疑念を抱かせてしまい、決算が不認定になったものと思っております。市内部において情報共有が不十分となり、そのために議員の皆様に対する説明に一貫性がなかったということが大きな要因だと考えております。責任の所在につきましては、31年3月の定例会の閉会挨拶の中で市長のほうから、平成29年度の決算が不認定になったことは行政の長としてまことに重く受けとめ、議会及び市民の方々に深くおわびを申し上げます、また必要に応じ、当局としてけじめのつけ方についても検討していきたいと考えているとの発言をされておりますが、議会で引き続き一般質問が継続されている状況でありますことから、判断に苦慮されているものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

副市長の答弁はまことに簡単なこっちゃけどね、丁寧な説明がなかった。説明じゃねえんじやろう。実際に金がないんでしょう。補助金もらえなんだんじやろう。丁寧な説明だけじゃないがな、これ。これは、私もあそこの推進課に3回ぐらい行きました。そしたら、先に着工したら、向こうから内定通知が来て、認可内定通知が来ん間に、内示が来ん間に先に先に仕事をしよったら、補助金適化法に抵触するぞと。補助金適化法というのは何ならと言うたら、これは実刑なんじや。執行猶予はないんじや。5年以下の懲役というたら執行猶予あれへんのや。100万円以下の罰金じや。先ほど来岡野議員も、岩崎議員もきのう言いよったけども、誰が指示したんな、これ。そこのところを何も丁寧な説明じゃないがな。1年待ってたら、縦割り行政の中で県を通さなんだからもらえん制度でしょうがな、これ。あんた、県におったんじやろう。そげなことはわしがここで言わいでも、ようわかろう。丁寧な説明があるけん、ないけんの問題じゃない。あんたらが起こした事件じやな、これ、早え言うたら。市民に大きな負担を持っていきよる話じやから。これは後、過疎債借るんか、特例制度を使うんか知らんで。そしたら、実質的には今ある4,700万円ぐらいで、1億5,000万円も要らんのかなと言われて議員もおられるけども、4,000万円であっても5,000万円であっても100万円であっても、うそがこういうふうになつとるわけじやから。誰に責任があるん、これ。滋慶にあるんか。滋慶が先にかかわったんだったら、うちは10億円出しとんじやから。10億円出します、うちのやつは10億円以内は。ほいでも、努力したら10億円いらんだがよというようなことをしてもらうたら、余計これは経済性は物すごうありがたいわな。監査委員。よう頑張ったなと言うて監査委員が褒めとるじやろう。この680名から360名になった、減少したって補助金を精査する必要はあるというて書いとる。これは、市長

が言うとするわけじゃ、監査委員に。監査委員。あんたの名前やがな、これ。萩原誠司というの、あんたやる。

〔市長萩原誠司君「とめてください、誤解しとるけん」と呼ぶ〕

もうええ。5回も6回もあれへんわい。

〔市長萩原誠司君「誤解しとるて」と呼ぶ〕

5回も6回もあらせんちゃ。やつとるこっちゃ、あんたが。あんたの名前で皆動いとんじゃがな。

〔市長萩原誠司君「ちょっと待ってよ」と呼ぶ〕

ごとごと言うことはねえがな。あんたの名前でみんな動いとる。平田（聴取不能）ここ見てみい。

〔市長萩原誠司君「違うが」と呼ぶ〕

ほいで、議長。

〔市長萩原誠司君「何か読み間違いしとんじゃ」と呼ぶ〕

こつちの話聞いとつたらえんじゃ。詐欺師みたいな話を聞かいても。

〔市長萩原誠司君「逆じゃろ、そりゃ」と呼ぶ〕

うそを言うたら詐欺師と一緒にじゃがな。

〔市長萩原誠司君「だから、（聴取不能）」と呼ぶ〕

ほいで、これは何事をするこもけじめが大事じゃ。けじめのない暮らしはだらしがない。これはある人が書いとんじゃ。だらしがなければ働けない、よい知恵も生まれない、しかし物を失う、商売も同じこつちやというて。経営も同じこと。けじめをつけない経営はいつか破綻するというて。景気がよいときはまだよいが、不景気になればたちまち崩れる。見たものそのまま残すだけなら防犯カメラと一緒にではないか。感心なのは、見て何を考えるかというこつちやと。人間は見るだけではだめだと。聞くだけでもだめじゃと。心を込めて見て聞いて、その奥にある真実を突きとめなければならない。教え、録音テープのように聞こえるものだけをそのままテープに保存しているのでは、人間の営みとは言えないことは明らかじゃというて。このとおりのことをあんたらはやりよんじゃ。早う言うたら、何とかというのが書いとつた、心がないうて。これは、あんたのときに言おうと思うとんじゃけど。森林組合が言いよる。遠藤部長がしょうることは心がないうて。ほじゃから、これは何ぼ言うても一緒にじゃけども、きのうから同じことばかり言うとんじゃけども、これをどうするんなどいうな。もう少し監査委員も詳しく分析して、法令遵守を書いとるわけじゃから、私が言いよるのは、これについて、経済性からいうたら無駄な支出になってないか、もう一遍再検討してもらおう。それから、効率性、成果に対しての最小限の経費で済ませるに、これはどがしたらいいんかということ、いい知恵をかしてやってください。それと、有効性、目的に合った成果があらわれてないぞと。ノダレーシングでも、途中で投げて応援は全然しょうらん。なぜせんのなら、途中で。助成金を出すとはいよつたら途中でとめちゃったりして。それから合規性、法令に従って法治国家の中で自治法に基づいて我々はここで、議場で物を言いよるわけじゃから。そしたら、この199条の2項に書いとる経済性、効率性、有効性、合規性についての、その辺のところをまとめて、長う言うのは私もかなわんで、それをあんたに預けますから、話を。これから先に執行部のきちっと、監査委員との見解を早いうちに出していただきたいと、かように思います。

答弁もらってください。

議長（岡本 泰介君）

代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕



貴重な御意見をありがとうございます。今後の監査事務、私も任期が4年で、あと一年残っておりますので、最後の1年しっかりと監査事務を遂行していきたいと思っております。どうぞよろしく、今後とも御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。2項目めに入ってください。

15番（岩江 正行君）

森林整備についてですが、こういうようなことを、わしも学校に行きよるときにひどう勉強せなんだんやけど、国破れて山河あり、城春にして草木深しというて、今美作市を見よったら、山は荒れ放題、田んぼは休耕、耕作放棄地がたくさんある。ほんまにその詩のとおりじゃねえかと私も思うておるんですが、とりあえずこのことについて、国産木材の下落は続き、林業関係者の生産意欲は低下し、後継者不足、就業者の高齢化は深刻、我が国の林業は衰退の一途をたどっております。放置された森林は地球温暖化の原因となり、二酸化炭素の吸収能力や保水力は低下し、公益的な機能を果たせず、土砂災害の誘発、環境面でも森林整備が急務と思っておりますということです。

1項目め、農林業の再生と未来像について、地元産木材の需要、消費拡大についての取り組みについて。

先ほど来、今いう岡野議員が言われよりましたけども、消費拡大、この前保育園が入札で、岡山のほうの業者が落札された。ほいで、この木材業者というのは、市長選挙でも物すごく市長を支持しとるような人ばかりが、仕事をでえれえ当てにしとったわけじゃな。そうやったら、先ほど言いよったように、プレカット加工で秋田のほうの、ここら山がたくさんあって木も生えとると思うんじゃけども、市長は西粟倉で生まれてじゃね、西粟倉は割合皆喜びよる。西粟倉の製材所にこの間も会った。あそこで木を全部購入して、その木を今言いよる、あそこは加工するのは、プレカットするのは兵庫県のほうへ持っていったというて言いよりましたけども、うちの場合については秋田のほうへ行かなんだらいけんのでしょう。それで、地産地消からいうたらどないなとんじゃろうかな。それから、広葉樹、針葉樹、竹林の整備。竹林も最近、美作市の武蔵の歴史を勉強しよったら、竹山というのもどうでも出てきよるわけじゃ。あそこの山が、竹を切つて前にずっと兵庫県のほうの業者が買いに来よったんじゃけども、最近はここは全部枯れてしまひよる、山が。これは何で枯れよんじゃろうかなということと、それと里山の再生と地球環境保全、美作市の考えについて尋ねる。森林機能の維持増進と防災対策、地球温暖化対策の強化について、おととしの7月7日の洪水で、江ノ原のねすみ林道、ここで予算をつけとると思うんじゃけども、あそこの上の山が崩壊しとるわけじゃ。崩壊しとんじゃけど、あそこの手当がまだ全然、山の崩壊の手当が出とらん。どないするんじゃろうかなと思うて。これについての答弁もお願いしたいと思っております。ほいで、あそこの山がだあっと崩れてしもうたら、下流側に今いう、この間も浚渫で泥がごつうたまったら、早うとつてくれな困るというて、あそこの江ノ原のほうの人が言われよったけども、あそこの通水断面というのは狭い、製材所から下のほうは通水断面が狭いんじゃ。ここらの川が土石流で埋まってしもうたら、下流はどがいな被害が出るんじゃろうかなと。危機管理の関係についても、これは聞かにやいけん思うとん。危機管理、見とんか見とらんのか。

それから、温暖化対策についての山の手入れ、立石というところがあるんじゃけど、立石の奥のほうの山は、これは下草が生えんぐらいになつてしもうとる、木が密集して。ほいで、整備はどのくらい進んどんじゃろうか。美作市の全体の山の整備じゃな。針葉樹がどのくらい、広葉樹は今、きのうも誰か知らんが、その里山の都市公園の話をされよりましたけども、美作市全体でどのくらい整備されよんじゃろうか。何反ぐらい、何十町ぐらいあって、何%ぐらいが整備がされとらんのか。そういうような問題。

それから、木材搬出後の作業道の整備、これはうちの産業建設の委員長が一遍言われよりました。勝田の

ほうの山が、作業道で切ったところが溝になってしもうて、土が流れて下流側が大変じゃという話をしよりました。ほいで、この防災強化の関係、インフラ整備について、どのような考えがあるのか。このまま放つとくんか。そうじゃなしに、昔は作業道についちゃあ、（聴取不能）という、草刈り鎌で刈ろうと思うたら草刈り鎌の先にもつれついて、ぐあいが悪いような草をのり面に全部、芝生を植えよった。これらについて、こういうふうなことをする考えがあるのか、ないんか。

それと、広葉樹の関係でも、山を切って、シイタケの原木をとった後、大きいなるまでだったら大体時間がかかるんじゃけども、間伐の後どがいすりゃあと言うたら、きのうお知恵をかりたんじゃけども、ポポという実があるらしいな。デパートへ行ったら、一番にばあつと入ったら、何があるというて言うたら、女性が使う化粧品やこうたくさん売つとる、香水と。わしは香水のにおいを嗅いだら酔うてしまう、香水が苦手なんじゃけども、香水とか化粧品をたくさん置いとる。ということは、このポポというのは肌やこうに物すごうええらしいんじゃ。ちよつとにおいがするけども。じゃけえ、これが苗が2,500円ぐらいするらしい、1本が。じゃけん、何かもう少し山を荒らしたり田んぼを荒らしたりするんじゃなしに、もう少し経済部が、経済経済って名前ばかりじゃなしに、市民の所得の安定について、どがいしたらちいとでももうかるんじゃろうかというようなことを考えていかなんだら。タケノコについても、あんたはタケノコのおんたどめんとど知つとるか。雄と雌とあるらしいんじゃ。ほいで、えぐいというタケノコは雄らしいんじゃ。ほいで、そのような間伐した木で竹をつくったり、それから針葉樹でも竹ができると言いよります。ほいで、大体タケノコやこうだったら、1反に1トンぐらいできる。1トンのタケノコが。そしたら、うちのアンテナショップが箕面のほうへあるんじゃが、あそこに行って一番、皆タケノコはおいしいんじゃけども、処理するのがかなわんわけじゃな。ほいで、処理したやつを、ほんならあそこで試食されたり、あそこで大きなぬかを入れてあく抜きしたりして、今あそこの真備町でタケノコが今始まったらしい。4月いっぱいらくじゃと言いよるわけじゃな。それから、山にはいろいろと知恵を出しよったら、大きな宝の山、そういうふうな認識でいろいろと知恵を絞りながらやることが山の荒廃をとめることにつながるんじゃないかなと、私はこう思うんじゃけども、山というて言うたらやつちもないというんじゃなしに、人をよそから呼び寄せて、木のほうに親しむようなイベントをつくったり、智頭町やこうしょうるがな。それから、島根県のほうにも。だから、そういうふうなところで親しむような形の中で、もう少し荒廃した山の整備についての詳しい御説明がありましたら聞かせていただきたいと思います。ほいで、崩れない林道、作業道ということで、それから受益者の負担がどうでもかかってくるわけじゃな、作業道は。これらについたら、よそのほうには補助金は、先ほど言いよった滋慶学園やこうにはたくさんのお金を出しとんじゃけども、市内の今言いよる主幹産業であった山じゃとか田んぼじゃとかということに割合目を向けんな、萩原市政というのは。そういうようなことについて、あんたもここでへその緒を切つとんじゃから、もう少しよその話も、いけんとは言わんけども、もう少し努力していただきたいなと、かように思います。1998年に成立した法律、地球温暖化対策推進法、CO<sub>2</sub>を削減せにゃいけんという、こういうふうな中で二酸化炭素を吸収する森林の整備についてのお考えをお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねにもありましたように、私どもの美作市は山に恵まれているということは間違いなくて、旧町村で言いますと、例えば勝田町などは森林施策を一生懸命にやってきた歴史もあります。また、南の英田にも結構美林がありまして、これも頑張ってきた。ただ、残念なことに、私が市政を引き継いだときには経済部と

というのはどうやらなくて、たしか田園観光部といいまして、森林政策は農業振興課の中の一係になるかどうかというようなことをございました。そこで、早速に森林政策課というものをつくらせていただいて、お尋ねにあったように、山はやり方によっては宝になるよというようなことで森林政策を始めたわけですが、そのときにまずデータが全くなかったわけでありませぬ。今は、データというのは電子化された図面がレイヤーになってとれる。いつ植えたものである、どういう林道がある、どういう作業道がある、樹種は何だ、そういうところが面的にわかり、かつそれが所有権、さらには森林経営の計画の有無等に照合してくると、こういうことが必要でありましたので、最初の年はそういうデータの整理を国の助成をいただいてやってきた、こういう歴史があるわけをございまして、お尋ねにもありましたけども、私になって山をやってないということかもしれませんが、準備に若干の時間がかかったというようなことで御了解を賜っておきたいなというふうに思うわけでありませぬ。

そして、今では優秀なスタッフが森林政策課で頑張っております、さまざまな施策を展開しているわけでありませぬ。お尋ねの中になかったことという、森林政策の中に獣害対策、ジビエ担当という者がおりますけども、その他のところについていうと、非常に頑張ってくれている途上と。少なくとも、市有林の面積が1,000町歩を超えているわけをございます。これは美作市が持っている、そこについての経営計画などについてはほぼ完璧にできています。加えて、全国に先駆けて広葉樹についての更新伐も展開をしてきて、さまざまに注目をされ、林野庁からも視察がある。あるいは、大阪にあります昔の営林局、そこがやっている森林の市なんかについても私どもの関係の方々が出て、例えば木地師の作品を見てもらったり、あるいは英田でいうと木彫りの字みたいなものを書いたやつを出してみたり、あるいはジビエを出してみたり、割合認識も高まっている。そして、このたび森林環境譲与税が出ましたけども、県内での一番最初の有効活用事例ということで英田の真木山、旧伽藍あたりの森林整備ということも県からも注目を浴びるようなことになってきている。そして、今後については、いろんな展開があるわけをございますけれども、具体的に申し上げますと、エネルギー、バイオマス発電についての研究を遠藤部長のところまで必死でやっております、かつこれを温泉への熱供給ともあわせてやろうということで、まさに岡野議員じゃないですけども、レジリエンスを高める形で所得を上げていこうということに山の施策が今進行中であると、まだ目に見えんんじゃないかというお叱りを受けるかもしれませんが、さまざまな形で展開をしている。ねすみの林道につきましても、あるいは山腹崩壊につきましても、地元江ノ原の方々や建設部のほうでまめな調整を行っております、基本的には地元の意向に沿ってできることを確実にこなしていこうということにもなっているような状況をございますし、河川の問題についても建設部でそれなりの対応を県とともにされておられる。これも当然でありますけども、地元との調整をしっかりと上で動いているというふうに伺っているような状況をございます。

お尋ねの大半についてはお答えしましたけども、御心配いただいているようなことにありがたくお礼を申し上げて、答弁といたします。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

どうする。します。じゃあ、手を挙げてください。市長でいい、もう。市長答弁だけでいいですか。

〔15番岩江正行君「整理面積はしとるとこ、しとらんとこや。事業計画を言わないけまあがな、ほいで」と呼ぶ〕

市長が全部答えられたとは思いません。

〔15番岩江正行君「具体的にないんか。あれは一つまみの話やがな」と呼ぶ〕

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

林業振興についてのお尋ねでして、新たな森林管理システムが始まりまして、林業の成長産業化、それから森林資源、農林資源の適切な管理、こういったことの両立を図ることが目的とされております。現状の取り組みなどについて答弁をさせていただきます。そして、お断りになるんですけど、データ収集につきましてはなかなか把握が市内のものについて、県行造林とか官行造林、それから公社造林とか、いろいろ人工林もございます。御指摘のとおり、この整備率などについて今後把握に努めてまいりたいと思います。竹林の状況についてもお答えができないような状況ですんで、これらについても方法を模索していきたいというふうに思います。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「ちょっとおかしかりょう。議長」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと待ってください。

例えば、整備がどのくらい進んでいるのか、何%ぐらいかというようなことは……。

わからんということ、まだ。

はい、岩江議員。

15番（岩江 正行君）

危機管理は、あんた、インフラ整備は全然関係ないんか。ねすみの山の崩壊しとんのは、真野部長が言いよった今回の7月7日の災害では、美作市の中で一番大きなやつなんじゃ。ほいで、道路については今言いよる林道整備で随時するようにしょうということとは聞いとんじゃけども、上の山についてはまだ全然何のあれもしとらん、あんた、見とらんのんじやろ。

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

岩江議員の質問に答えたいと思います。

ねすみの現場につきましては、頂上まで登り確認をさせていただいております。その後、建設部と話をして、土石流の可能性あるんじゃないかとかという話はさせていただいております。

〔15番岩江正行君「どがいしよう思うとん。話聞くんじやなかりょうがな。危機管理監としてどがい考えられとんと言よんじや。上のほうに……」と呼ぶ〕

危惧をしております、できるだけ早急な手立てが必要だと考えております。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「どがいな手立てが必要なん」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

いいですか。

はい、岩江議員。

15番（岩江 正行君）

議長、このくらいのもんじや。遠藤部長、補助金がわからんというておかしいんよ。間伐手当というたつて、今お金出して間伐する者はおらへんのや。間伐の進捗状況、全体の面積というのはわかるわけじや。補助金のところを調べたら、すぐ面積が出る。枝打ちには補助金出んけん、割合進まんじや。間伐だけは、ほいでも何ぼか進んどんよ。草刈りも補助金出るけん、進んどんよ。ほいで、全体の中の竹林がどのくらいあるんか。タケノコ1トン売ったらどのくらいの利益が上がるの、あんた、あそこの社長しよったんじや、

彩葉茶屋の。一番多い人でどのくらい出しようか、3月、4月、5月で。タケノコ、何ぼかあるモウソウと、それからハチクと、何かしらあるわ。ほいで、どのくらいしよったん、あんた、知らんことはなからうが、社長しよったんじゃろう、これもわからんのか。竹山の整備というのは山の中へ入ったら、こうもり傘を差してするぐらいにせなんだら、ええタケノコは生えんらしい。タケノコを切った後は、それは今の株がようけ出たらいけんけん、それを腐らすのは何すんな言うたら、硫安を振るんじゃ。硫安をタケノコの根元に、タケノコをちょっと切って、そこへ硫安を一握りずつずつとやったら、竹やぶはきれいになってしまう。肥になる。そこの切ったところにまた硫安を入れとったら、余計ようできる。それで、茸についてはマイタケ、ナメタケ、ヒラタケ、ムラサキシメジとかナラタケとか、たくさん茸はあるらしいんじゃけど、これが今言いよる、今市長も言いよったけど、使いようによっちゃあ宝の山になるわけじゃから。これは、あんたらが何も知恵も貸しぢゃらん、ほんなら山の森林整備をするのにこういうふうな制度があると言うても、百姓の人やこう知れへん、農家の人やこう。部落座談会じゃ言うてぐるっと回りよったって、ええころの話ばかりして回ってじゃねえ。ほんまに少しでも今いるお年寄りでもできる仕事、ちいたあしてあげなんだら。これな、山の関係、森林組合の人らがこういうふうなことを書いとるぞ。我々の目的は森林整備である。自分の都合や上位の者に言うてそんたくで事を進める者が——あんたらのこっちゃ——いるというて。地権者や納税者に対する背信行為じゃというて。県も木材業界に協力し、岡山県の森林整備に（聴取不能）をかける気構えを持つことを提言するというて。こう言われとる。ほいで、下へ行ったら、全く絵に描いた餅のように感じる。改定をしました体で、体制を整えただけじゃないか、全く心が無い。あんたらの心が無いと書いとる。改定にかかわった者は、素材生産や製材の現場に行ったことがあるんかという。森林組合がこんだけ製材所が今厳しいよ。ツーパイフォーになってしもうて。市内の業者は物すごく厳しゅうなってる。そして、山の、国から、今市長が言いよったような補助金をいただいて、山を整理しようと思うとった。森林組合は、国から手通しの金が、行政が出したとしても、それをどこに出しよう言うたら、地元の業者じゃない、鳥取のほうから来て出しよる。今、大原行ってみんさい、いっぱい出しよる。名倉堂のあつこのねきに出しよる、皆鳥取の業者や。地産地消やというて言いながら、言うのはきれいごとばっかし言うて、人を使うときに地産地消でやるんじゃどうのこうの言うて、学校の建設においても、あんたが指名委員長しとんじやろう。設計の段階で、設計屋というのは大体人件費がほとんどなんや。自分とこでひどう絵を描けへんねん。そういうのは製材所に絵を描かすんや。ほいで、山下清先生もした張り紙でわあっとしまらんじや。ほしたら、金かけずにお金もうけできるんじや。あんた、よう知つとんじやろう、そげんことは。建設課におったんやろ、岡山の。それから、岡山の知事は、県内の業者を使わにやいけんって一生懸命努力しとんよ。通達まで出しとる、市町村に。あんた、向こうから出向してここへ戻ったら、くらくと変わるんじやろうな。また向こうへ、岡山へ帰ったらまた、知事、知事というてまた言うんじやろうけど。もう少し民衆のための市政をやってもらわなんだら、ここへ来たら。あれはどがいにも、岡山県では使い物にならんけん、美作市でも行かされたんじやというようなことだけ言われんようにせなんだらな。もう少しここであんたの能力を發揮して、やってくれたがよというて、あんたのほうには足向けて寝れんがよと言えるぐらいの努力をしてもらわなんだら、さっきの滋慶学園の答弁やこう、答弁でも何でもありやせんがな、あんなもの。ここへ来たときに、就任したらすぐ、ベトナムに行くのは、5泊6日か知らんが、行つとるわな。皆が言いよった。夏季の手当もろうたら、すぐベトナムのほうへ5泊6日か知らんが行つとんかったよ。行くのはええんで。行くのはええんじやけども、それなりの効果、山をする人が少のうなるんだったら、今いう労働安全衛生法の関係で向こうから人を雇用しても、商工課やこうそんなことしょうらへんでしょうがな。山の木の労働安全衛生法の関係で指導したりしよらへんでしょうがな。木を切るのは、切り方があるわけじゃ

から、けがをせんようにしてもらわにゃ困る。日本に来て大きなけがをして帰ってもろうたいうて言うたら、大変なことになるんで。そういうことで、この関係について、山の荒廃しとるところの、前に梅の話をしたことがある。今、日本でどれほど急成長しようというて言うたら健康食品を売りよるところ、どえらい成長しよる。そしたら、梅が今言いよる中国の、日本の梅だけじゃ足らんのもんじゃというて、わしの友達が和歌山の湯浅町で山めぐりよった。それは何をするといいよ、梅を植えるんじゃ。梅を植えんさいと。売るところは何ぼでもあるけんと言いよるわけじゃ。ほいじゃから、もう少し市民の所得の安定、先ほど、今度は次にまた入るんじゃけども、3つ目のやつは今言いよる市民の暮らし安全でやろうと思うとんじゃけど、水道料金が高う高うなりよるけん。この関係と思うんじゃけども、もう水道料金が少々高うなっても、こんだけの所得は増えだしたんじゃと言うようにせなんだら、平均所得というのは250万円、あんたらの3分の1ぐらい。危機管理監。それで、同じように水飲みよるわけじゃけん、高い水を。250万円に足らん人も飲みよるわけ。ほいで、少子・高齢化じゃというて言いよるけど、少子・高齢化というて言うても。

〔市長萩原誠司君「議長、延会の」と呼ぶ〕

どがいしたん。

〔市長萩原誠司君「延会、延ばしてもらわんと」と呼ぶ〕

まあ、そういうこっちゃけん。遠藤部長、あんた、やる気があるんか、ねえんかな。あそこの次、また重平議員が通告しとるらしいんじゃけども、愛の村でも指定管理の関係でうそばっかし言うて、何にもせず、そのまま先送りになつとんじゃが。またその業者がここへ載つとるようなが。あんたら、何を考えとん。何か黒い話があるんか、裏で。どうにもあっこへ持っていかん話があるんか。おかしいんやないか。一つ一つ片をつけてからせにやいけん。

それから、水利の状況やこう、わかる者言いんさい。水質保全の関係から。

**議長（岡本 泰介君）**

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よつて、本日の会議時間を延長することは可決されました。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

遠藤部長も心がないと言われたら、なかなか答弁がきつからうと思ひますんで、私のほうから若干お答えしときますが、まずお尋ねの前半にあったタケノコでありますけれども、タケノコは一般的に言うと、上物でいうとキロ500円ぐらいで売ればいいかなと思ひますけれども、1トンとれば、とるのはえらいんですけれども、末端価格で五、六十万ぐらいにはなるわけでございます、季節を選べばもっと高くなります。今だったら物すごく高いですけどね。そういうことで、将来の着目すべき林産品の一つにはなるかと思ひております。この間も、市内にあるタケノコ園の御当主と私もお話をしたんですが、ことしは何か出が悪いらしいですね。とても出が悪いと。気候変動の影響なのかどうかわからんけれども、例年ならイノシシが来て、タケノコがあることを知らせしてくれるんだけど、イノシシがまだ来んというような話もあつたわけでありまして、いずれにしましても、タケノコなどについて言うと、もう少し私どもの経済部でも勉強をさせていただきますながら、新たな林産品としての対応ができるかどうか、そういうものも検討させていこうかなと思ひております。

また、キノコについては既に実は、キノコはもちろん産業分類的に言うと林業なんですけど、どちらかというと農産品、食料品としての扱いのほうが多いもんですから、実は農業振興課のほうで対応をしております、幾つかのキノコ品目について市内で、まさにおっしゃったように、お年寄りの手もおかりをしながら、生産の拡大ができる可能性を今追求させているというような状況に確かになっているわけだというふうに思う次第であります。

そして、間伐、枝打ちについてでございますけども、これは当然補助金をもってやっているわけでございますので、29年度ベースでいいますと、切り捨て間伐が243、搬出間伐が93と、そして平成30年度で切り捨てが225、搬出が143ということになっておりますが、若干注目をしていただきたいのは、全体の面積が少し増えているということに加えまして、搬出間伐の割合を若干増やしてきていただいているというようなことであります。森林組合が事業主体になって、その下に入ってこられる業者の方々が市外であるよりは市内であったほうが、それはもう我々としてはありがたいような状況ではあることは、これは論をまたないんですけども、私どもが発注主になるような事案につきまして、たまに山の整備が不調になることがあります。これを調べてみますと、私どもの林業課の方々の手が回らないという状況も若干あったような気がいたしました。こういう点につきましては、森林組合だけじゃなくて、実は同業者組合のようなものがしっかりと存在を今いたしております。市内のある林業会社、I林業会社の社長が会長としてさまざまな研究もしておったり、その中で例えば作業道の安全確保についての資格の議論も行われたり、その資格については大原地内のMさんという方が持っていて、これも皆さんに普及をしているとか、その中でだんだんに作業道の安全確保であるとか崩落防止といったことを念頭に置いた施工法の普及についても努めているというような状況というふうに思っております。

いずれにしても、そういうことで申し上げますと、遠藤部長も部隊も一生懸命に今動き、民間とも連携をしながら森林問題についてはやっているところでございまして、余りあしざまに言わないようにぜひ、（聴取不能）のこともございましたけれども、頑張っておりますので、余りあしざまに言いますと、市民の方々がこれを聞いていて、まさか本当とは思わんとは思いますが、誤解を与えちゃいけないので、よろしく願いいたしたいと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

市有林のことも書いとるけど、市有林もわからんのんじゃな。市有林が何ぼあって、全体で。それから、面積と年数、整備状況、あんた、どこへ山があるやらわからんのやろ。質問書でとうから出しとんじゃけん、そんなこと、あんたが全部しょんじゃない、若い衆に言うてあんたの顔で調べさせたらいいんじゃねえんか。あんた、何もかも抱えてしまう癖があるんか、ほいで。できもせんのに。

**議長（岡本 泰介君）**

そこはちょっと、岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

それと、コシアブラいうて知っとるか。コシアブラ。教育長、知っとんか。コシアブラね、大阪のほうの料亭で物すごく人気のある。あれ、挿し木でもいいわ。うちの上のライスセンターのところに大きな木がある。これからになったら、すぐ皆がとってしまう。やけん、こういうふうな四国の何とか町というところが、おばちゃんらがクマザサをとったり、カキの皮をとったり、こういうふうなものをもって、向こうの料亭やこうと営業して、ここにも営業課あるが、その営業は一つもせんんじやろう。合併前には寝屋川のほ

うとの縁組がされとったのが、いつの間にか知らんけど、切れてしもうとるな。あそこの愛の村の支配人と話ししよったら、とりあえず営業するなと言うんじゃ、共立メンテナンスが営業するなと。あれは指定管理だけめろうとったらええんじやろう、営業せせでも。人は雇用せんでもええしな。頭決まっとるやつじゃけん。それじゃあ、指定管理は出す意味がないんじや。来てめろうて、効果を生まなんだら。そがいな業者に来てもらわにやいけんよ。今回、どがいな形で決まったんか知らんけど。

そういうことで、遠藤部長、あんた、この市有林の面積やこう、わかるんじやろう。それから、梅のことやこう、前のときに言うときで。あれはどがいなとんな。あれは岩江が言うたって、また市長がするなというて言うたんか。そこのところを聞かせえ。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

[15番岩江正行君「ふにやふにやせんと出えや、さっと、おめえ」と呼ぶ]

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

市有林について、わかっている範囲で答弁をさせていただきます。

市所有の森林面積は、1,407ヘクタールございます。これを、県行造林が199ヘクタール、それから官行造林が183ヘクタール、おかやまの森整備公社が237ヘクタール、それから林業事業体契約分が351ヘクタールございまして、これら合計970ヘクタールが経営計画のもと整備が行われております。林齢につきましては、60年生の杉やヒノキが多くを占めておる状況でございます。梅のお話がありましたけど、ほかの広葉樹のお話もありました。勉強させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員、総括でお願いします。

**15番（岩江 正行君）**

とりあえず、勉強するのは何ぼしてもめろうてもええんじやけども、こういうものは、ここのところへ（聴取不能）が言うとる、心がない、あんたら。市民の目線で行政をやらなんだら、感性が働かなんだら、指も動かんし足も動けへんねん。ほいで、市有林、西町の一番奥へあるんじや、県境のところへ。大きな山がある。それからあれは間伐で市が何かに使おうと思うても、間伐しても、山に切り捨てるだけで出すことは今不可能じゃ。そやから、そういうようなやつも市内の業者がおるんじやから、市内の整備をするところについてはさすようにしていただきたいと思います。

次に入ります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、3項目めに入ってください。

**15番（岩江 正行君）**

今回は、区長にちょっと話したんじやけど、暮らし安全、公共料金設定について、水道の上水道と簡水が、今言いよる会計が1つになったということで、とりあえずこれをどういうふうな形の中で、金額は決まらずに、仏をつくったのに魂の入らんうちに先に、そっちのほうが先に行ってもうたけん、どがいなのか、今言いよる合併したときから比べたら倍以上になったんや、水道料金、公共料金。前は6立でわしのところの地区は800円ぐらいだった、6立が。いや、10立で。今度は、6立になつとるわけですな、何年から前から6立に。ほいで、今1,000円何ぼになつとる。ほいじゃけん、倍から高うなつとるわけ。ほいで、危機管理監、あんたほどお金もらいよったら、そら今言いよる、せわない、せわないと言えるけども、少子・高齢化の中でわしらみたいになつたら子どもをつくるたつて、もうつくれりゃへんがな。やっぱり女



の子も男の子も若いうちに子どもをつくっていただいて、それを応援する意味で、公共料金が高くなった、高くなったと言ったら、そげんことを言われたら、わしらも居づらい。ほいじゃから、この件について下水の部長、こここのところにちょっと書いとんじゃけども、日常生活で1人当たりおよそ240リッターの水を必要としますが、市民の支払いのできる限度額について尋ねるといような、弱者、低所得者、そこらの痛みのわかるような答弁をお願いしたいという話や。このぐらいだったらどがいぞお願いしたいんじゃと、仕事が増えて、今の話で市長は50万円（聴取不能）、ほんなら50万円ぐらい上がるかな、タケノコで言ったらね。50万円の水道代というの、とんでもないあれがあるわけじゃからな。50万円、予想してない収入が50万円、お年寄りが稼げるとい言うたら、物すごく家計の足しになるわけよ。そういう意味で、この上水道と、それから簡水との格差がある。この格差はどういうふうな形の中で、上水は高いわけ。簡水のほうが安いわけじゃけえ。この格差についてどういうふうな考えで、安いほうに合わせるのか、そうじゃなしに、うちらは簡水だったんじゃけん。また、これを上水と一緒にした時に、上水が払いよるだけ払うてもらわにゃいけんいうてしよったら、3倍近うなったりしよったら、皆が余計怒る。おめえ、何しに出とんじゃ。おまえ、議会に出て何を言うてくれよんなといようなことになりますんで、勝田、東、大原、この辺について、わしらも帰って頑張りましたけんって言えるような答弁をいただきたいと思います。

ほいで、それから老朽化の現状。老朽化。これ、ずっと今言いよる大体40年が耐用年数として、どのぐらいインフラ整備にかかるのかなという。これが今度、事業をするのに市民負担になったら、15%ぐらいの負担がかかってくるんでしょ。そうになったら、今言いよる今の料金もまた高う高うせにゃいけんので、格差をひどうせんように、格差の是正をしながら、市民の生活が、もうこれ水がなかったら生活できんわけですから、欠くことはできないわけですから、その辺についての御答弁をお願いしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**〔登壇〕

3項目めの暮らし安心、公共料金の設定についてということで、まず1番目の市民の支払いのできる限度額についてということで答弁させていただきたいと思います。

水道は、市民が生活していく上で最も重要なライフラインであり、水道料金は給水サービスの対価であり、できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、市民の要求する給水需要が量、質ともに充足できるよう適正に定められていなければならないものであります。

一方で、水道料金の算定方式は総括原価方式が原則とされており、料金体系は各町村によって異なりますが、営業による費用と資本費用によって、水道使用者に対しても水道使用量に応じて公平に水道料金を徴収するものであります。また、議員がおっしゃいました1人1日当たり必要水量を240リットルとしますと、月当たり約7トンとなります。ひとり親世帯の平均世帯数が、直近の厚生労働省の調べによりますと2.47人となっておりますが、これを3人としますと、7掛ける3で21立方メートルとなります。この21立方メートルに対します水道料金は、上水道エリアで4,389円、簡水エリアにしますと3,283円になります。また、厚生労働省の——これはデータが古いんですが——平成28年度の調査によりますと、ひとり親世帯のうちの母子世帯の平均年収は223万円で、これを1カ月当たりにししますと18万6,000円になりますが、手取りにししますとまだまだ低い額となると思われま。一方で、生活保護基準によりますモデルケース、母親と小学生の子ども2人の世帯の最低生活費をはじめてみますと、約16万6,000円に相当いたします。このうち食費や教育費、医療費などを差し引いた額が支払いの限度額になるのではないかと思われ、先ほど言いました上水道エリアでの金額ぐらいが限度ではないかと思われま。しかし、ひとり親世帯や子育て世帯におきましては、

勤務時間などに制限を強いられたり、養育費や食費に費用がかさむなど、公共料金の支払いが家計に与える影響が大きくなる場合があるかと思えます。こうした方々や、そのほかの要因による生活困窮者に対しては、ケースによっては関係部署と連携を図り、個々の具体的な支援方法について検討を行うなど、柔軟な対応に努めてまいるとともに今、美作市水道事業経営戦略に基づきまして組織や事務事業の効率化、水道施設の再編を行うなど、経営の合理化に最大限の努力をしまして、維持管理費の低廉化を図るよう努めてまいります。

それから、2項目めの簡水と上水の使用料金の格差についてということですが、市民の暮らしの根幹を支えます水道使用料金は、継続して安定的に供給していく上で必要な運営費の対価として市民の皆様にご負担いただいているもので、できるだけ低廉かつ公平でなければならないものであります。町村合併の協定によりますと、上下水道使用料は、新市において適正な使用料のあり方について検討し、合併5年以内に料金を統一するとされておりましたが、高齢化が進むにつれて、離職等により低所得世帯が増加することなどが予想される中、合併後の平成18年には、ひとり世帯など使用水量の少ない世帯に対し高負担を求めないよう基本水量の見直しとともに基本料金の改定を行い、また平成28年度には、上水道地域と簡易水道地域においてそれぞれ統一を図りましたが、現在のところ、まだ全体の統一はできておらず、格差が生じている現状であります。

水道料金の算定方式は、先ほども言いました総括原価方式によるものであります。令和2年度から簡易水道特別会計を地方公営企業会計へ移行しまして、上水道事業とともに総括原価の内容を明確にしまして、経営内容の分析を行うとともに、経済情勢の推移や市民生活への影響にも配慮するなど、将来的な費用にも考慮し、料金改定に当たっては料金審議会などを設けまして、使用者の方々や学識経験者などの意見も聴取しながら適正な価格でまずは料金の統一を行い、格差の是正を図りたいと考えております。

続きまして、3番目の水道管施設等の老朽化の現状についてでございますが、改修に当たってどれぐらい市民負担については考えているのかということですが、まず浄水施設についてですが、一番古い施設では美作浄水場が昭和51年に建設されておまして、建設から43年が経過しております。法定耐用年数からしますと、17年後には更新工事が必要となります。既存の浄水設備と同等の設備に更新する場合、約7億円程度の更新費用が必要であり、配水設備等につきましても随時更新が必要になってまいります。また、水道管の法定耐用年数は40年で、高度経済成長期に整備されました水道管が、下水道事業等の整備に伴い新しくなった部分もございますが、耐用年数が経過している管路延長は平成30年度末で上水道地域で約15.4キロ、老朽化率は3.5%で、簡易水道地域では9.3キロ、老朽化率は4.1%であり、これらの更新費用は約12億円の費用を要するものと推測しております。

水道事業は、料金収入と一般会計からの繰出金によって賄われておまして、施設を更新していくには今まで以上の資金と人材がかかってくるため、将来的な人口動態や経済状況など、長期的な視野に立ち、計画的な施設の更新が必要になってまいります。更新に際しましては、国に対してさらなる財政支援をお願いするとともに、市民の負担を少しでも軽減するため、上水施設等の再編を検討する中でダウンサイジングを行うなど、経費の節減や水道の基盤強化に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

もう時間がないようになりましたんで、あれなんじゃけど、便利になるということは金がかかるということっちゃ。昔、下水は金がかかりよらんかった、皆田んぼへまきよったわけじゃから。これ、下水と合わせた

ら大体、自分が何人かに聞いたら、3人家族だったら6,000円から7,000円ぐらい金がかかる。そういうことで6,000円、7,000円の大きな負担になるわけじゃし。それから、水道を引かずに水道のメーターと下水の基本料金とで金額を出すんじゃないけども、これは今言いきる共立メンテナンスが温泉の水をとるのに迂回して、メーターを通さずにこっちに直に引いとったというようなことがネットに出ておりましたけども、あげなことをして地下水ビジネス、谷から出る水やこう、すぐトイレ、風呂に使うて、洗濯のやつに使うてしようしたら、下水のほうはどえりゃあ負担がかかってくるし。水道しようる人は安くて済むけども、水道料金がそこへ、地下水ビジネスの人は安くて済むけども、下水道はどえりゃあ負担がかかってくる。そういうことで、とりあえず皆さんがひどう生活に支障がないような形の中で、憲法第25条、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利がある。国は全ての生活面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと法律でもいうとるわけじゃから、とりあえず、金払うて喜ぶ者はおらんけど、ただになったというたらただになったんじゃないかなと言おうけども、ほんまに生活に支障を来さないような中でええ数字を出してもらわんだら、これは格差があるわけですから、今回質問したというのは上水と簡水との差額があるんじゃないから、皆さんは今の簡水のままでたらええけども、上水の人が、会計だけ1つにして、それを今過疎債使えるようになったら、それだけはメリットはあるんで、行政にとっても、受益者にとっても。メリットはあるんじゃないけど、それのところももう少し、また質問させてもらうけん、早いうちに、ほんまにこれだったら皆さん納得してもらえんなというような単価設定をしていただきたいと思ます。

これで、私の3月の定例議会の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番4番、議席番号15番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後5時22分 延会

令和2年2月28日

(第 4 号)

1. 議事日程(4日目)

(令和2年第1回美作市議会3月定例会)

令和2年2月28日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	岡	本	泰	介	

3. 欠席議員は次のとおりである(0名)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明												
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮									
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	高	山	宏	明								
教	育	次	長	山	名	浩	二	市	民	部	長	景	山	二	男									
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	消	防	長	皆	木	佳	久									
環	境	部	長	森	元	浩	之	経	済	部	長	遠	藤	宏	一									
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	春	名	隆	広								
企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春	企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	
営	業	課	長	有	本	直	紀	高	齢	者	福	祉	課	長	有	友	一	正						
商	工	観	光	課	長	河	副	基	彦	下	水	道	課	長	石	川	達	也						

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				
係	長	金	谷	裕	子				

**議長（岡本 泰介君）**

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

15番岩江正行議員が通院のため午前中欠席です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、昨日来の教育行政の動きが少し激しくなっておりまして、市長より発言を求められておりますので許可いたします。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

おはようございます。

今議長からお話がありましたように、昨日政府、総理のほうから幾つかの指示が出ました。そのこと、及びその若干前提となります私どもの予防対策本部の件についてお話をさせていただきます。

まず、昨日議会で申し上げましたとおり、昨日付で美作市新型コロナウイルス感染症予防対策本部が設置され、第1回の会合が議会終了後開催をされております。その中では、情報収集、分析とともに、いわゆるイベントの扱い、中止、延期、縮小といったことで、市としてはその方向でやる。加えて、民間の方々にも、それぞれの担当の中でそういう方針であるということをお伝えをして御理解を賜っていこうと。結果として、ほとんどの行事、その他が縮小、中止等になったというふうに理解をいたしております。そのことは、なぜそういうことにするかというと、例えばこの議会もこれは集会でございますけれども、市のために必須の集会でありますので、そういった必要なものが継続できるようにするための配慮ということになろうかというふうに思っております。

また、2点目として予防対策でございますけれども、我々ができることは、例えばきょうも議会で既に配付をさせていただきましたけれども、必須の活動における予防対策の強化のために例えばマスクの確保が必要であります。これについては、昨日私のほうから最低3万枚程度のマスクを確保するように指示をいたしております。その結果については、昼にまた予防対策本部を開いて、どうなったかということを経験としてはいいただくつもりでございますけれども、3万枚の確保。それから、アルコール消毒剤につきましては、250ミリリットルベースで少なくとも100本は確保してくれと。それぞれかなり難しい目標なんでございますけれども、昨日指示をさせていただきました。これをまず前提として申し上げます。

次に、学校園、その他の問題でございますけれども、学校園の活動を含めて、あるいは病院の活動も含めて、これらは社会基盤を守るために、あるいは子どもの成長のために必須の活動であることは論をまたないわけでございます。そして、政府からの発表がありましたけれども、各自治体の動きなども、報道でもありましたし、私も個人的に何件か聞いておりましたけれども、必ずしも全国的なクラスター発生がない中、特に岡山県や高知でも若干聞いてみたんですけども、ちょっとまだそこまでやれないかなという声を自治体を持っており、あるいは私どものところに父兄あるいは父兄の関係者から、ある程度困るんだという話もありました。加えて、ご案内のとおり、学童保育でございますとか、あるいは保育園ですかね。

〔「幼稚園、保育園」と呼ぶ者あり〕

幼稚園、保育園についてはそういうことがないということも考えますと、どういうことなのかなということがございまして、きょう朝緊急に文教厚生委員会の懇談会も開催をしていただきながら、市として次のような方針を当面かためさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目として、来月の2日から1週間程度は平常の教育活動を行うこととする。2点目として、しかしながら、いろんな事情もあって登校されたくないという方については、これは出席扱いにした上で自宅で学習をしていただくと。一方で、そのためにマスク等の配付を重点的に各学校園に対して行っていきたいということでもあります。

もう一点は、大きな点として、今申し上げたことについては見直しが必要であるかもしれないわけであり。そこで、1週間何もなければ1週間後に、来週の金曜日ごろに同様の対策会議を開いて、議員の方にも御参照いただきながらもう一回練り直しをする。ただし、さらにいうと、その前に事態が変わる。例えば、岡山県内で発生が確認されるとか、あるいは佐用を含めて、西播とか、あるいは智頭を含めて、近隣でございまして鳥取県での状況が確認されるということになりましたら、その都度緊急に次の対策はどうあるべきかということを変更して協議をさせていただくというような方針で臨みたいということになったということ。を皆さんに御報告するとともに、みまちゃんネルあるいは新聞等を通じて市民の方々にも御理解を賜りたいということで発言を求めた次第でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

それでは、日程第1「一般質問」を行います。

通告順に発言を許可いたします。

通告順番5番、議席番号12番山本重行議員の発言を許可いたします。

12番（山本 重行君）〔質問席〕

おはようございます。

先ほど市長のほうからございましたように、新型コロナウイルス、早く収束するように願うばかりでございます。

それでは、私の3月定例議会の一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回、私は一般質問の中で、火葬場の建設の取り組み状況について、そして美作市の防災条例、災害時業務継続計画の制定について、そして防災対策について、4点目として法の遵守と職務命令についてというふうな4点で通告をいたしております。

まず、1点目から質問に入らせていただきます。

まずは火葬場の関係でございます。

前々回ですか、6月になりますか、私のほうが火葬場の建設について質問をいたしております。そのときに、火葬場の建設については、庁舎内の検討委員会で基本構想を説明して、火葬炉等の数とか、あるいはよそのほうにも視察に行って結論を出していきたいと、そういうふうなことで答弁をいただいておりますけれども、その後どのように進んでいるのかお尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、火葬場の取り組みとその後の進捗状況について答弁させていただきます。

昨年10月に真庭市の火葬場2施設について、検討委員会で視察に行かせていただきました。視察した真庭市の火葬場2カ所については、いずれも旧施設を更新したものであります。分散型の事例としては十分参考になった視察ではございましたが、真庭市の担当者の話では、分散型で整備したことによりメリットとデメリットがあるということをお話をいただきました。メリットとしては、利用される方の利便性が確保されたということで、これにつきましては地元、距離的に近い場所にできるということで利便性が確保された。それから、デメリットとしては、これは施設を管理する立場の状況でございますが、施設の管理費の面で高いというような指摘をされました。

このような状況をしながら、美作市の火葬場整備検討委員会で現在検討中の基本構想案で、分散型と統合型の2案を軸に検討しております。今後は、複数箇所の火葬場を1カ所に統合した統合型の事例について調査を実施したいと考えております。美作市の火葬場の構想案の作成を進めてまいりたいと思っております。現在検討中の基本構想案が完成いたしましたら、整備委員会等を新たに設けさせていただきますして、整備方針を決定いただくようになると考えております。なお、その際には、議員皆様や市民の方々から御意見をいただいたり御要望をいただきながら決定していくことになると思っておりますので、その節には積極的な御意見、御要望をいただきたいと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**12番（山本 重行君）**

一通り答弁をいただきました。

火葬場の関係につきましては、以前にも基本構想というのができてまして、そしてそれは確かに、たしか平成23年だったか、そのときに以前の構想ができてたわけですね。そのときから本会議の中において、火葬場は市民の方々から忌み嫌われる施設であってなかなか受け入れられない施設であると、そういうふうなことであるから用地取得というのは相当難しいだろうと、そういった議論があったり、また今の火葬場につきましては、レインボーホールを除けば相当老朽化が進んでいる、修繕費も毎年毎年かさんでくると、そういった話があって、早急に建てかえをすとか、あるいは増築をすとか、そういったことを議論してきた、そういった経過があったわけですね。その後、今の市長が出られて、市長が言われるには、当時の構想というのは、幕谷を廃止して、どっちかというレインボーホールのほうへ統合するんだと、そういった方向性があったので、もっと住民の方から賛同される、そういった方向で見直すんだと、そういった経過があったと思います。そのときに、人口動態であったり、あるいは死亡率、火葬炉、そういったものを算定をしながら、市内の3施設の整理統合あるいは分散型、そういったものを十分検討して基本構想をつくってるんだというふうなことでもございまして、必要性については十分御認識だったというふうに思うわけですね。そして、私たち議員はこの場で、それからそれ以前もそうですけれども、この議場において、火葬場は何とかしなきゃいけないんじゃないかと、そういった議論を、私は今回何回目ですか。そして、ここにおられる9番議員、10番議員、13番議員、17番議員、それぞれこの場で申し上げてきてるわけですね。この場にいない議員も既に何度か言っているわけですね。部長もかわられた。以前、でも多分課長としてあそこの場におられたと思います。これまでの経過、その平成26年12月には見直すんだというふうなことを言われて、今までどれだけ進んでるんですか。平成29年3月に庁舎内の検討委員会を設置要綱をつくった。そして、29年8月には第1回の検討委員会、平成31年10月に真庭に視察、こんな取り組みで、これが早急と言えるんですか。なぜ、このように進んでないんですか、再度質問いたします。



議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

庁舎内検討委員会ですが、29年3月に設立しまして、それ以降数回の検討委員会をしておりますが、その中でもどうしても出てくる課題としまして、あくまでも日々火葬場は使われる施設でございます。その中で、修繕等がありますし、以前にも、どれぐらいの費用が、毎年維持管理費として修繕がかかっているのかというような御質問もいただきました。毎年二、三百万円ぐらいの修繕料がかかっているのが現状でございます。そうした中、3施設、大原地域にあるもの、美作地域にあるもの、作東地域にあるもの、この部分について使用日数等いろいろと検討しております。その使用日数を申しますと、3施設で利用される1件当たり日数が106日であったり、それから2件使われるのが84日あったり、それから例えばこの施設が、各施設に2炉ございます。この2炉ございまして、この2炉を、3施設ありますので6炉使います。この6炉を使えるときに、果たしてこれを、計算上だけでは統合するべきものも考えられますが、地域の実情が、どうしても距離的なものが出てくると思います。美作市は広範囲でございます。そうしたときに、まとめる、統合する上では、どうしても距離がかなりありまして、距離的な部分について、30キロぐらいになると1時間近くかかる。それから、火葬をして、また帰られて、また骨拾いに来られるというような現状がございまして、なかなかこういう部分について、取りまとめの部分は、数字的な取りまとめはできているわけですが、その辺のところでもう少し時間がいただきたいというような状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

12番（山本 重行君）

部長から答弁をいただきましたけれども、距離的な問題じゃとか、あるいは死亡率、以前の構想の中でも、その辺については既にカウントといいますか、おおむねあれはされてたわけですね。たしか、あのときに、3炉ぐらいは必要なんじゃないかというふうなことだったと思います。ですから、部長、苦しい答弁じゃないかというふうに正直言って思うわけですね。

前回の市民部長はどう言ったかといいますと、前回、平成29年9月ですよ。そのときの部長じゃないんで、私のほうもこれで言うのはどうかと思いますけれども、それにしても、部長も課長としておられたと多分思います。そのときに、9月に、美作火葬場はほかの施設に比べて古い。議員の意見を参考にしながら、美作市火葬場建設庁舎内検討委員会で基本構想を取りまとめ、スケジュール的には、その年、29年度だったですね。29年度中に検討委員会で構想案を決めたい、そういった答弁をされてるわけですね。

29年から、ことし、何年ですかね。令和2年でしょう。それが、先ほど言われたように、従来からも言われてます、分散型、統一型とか、あるいはまたレインボーを改修するんかようわかりませんが、いずれにしてもそういった面でもう少し急いでやられないと。

それは、部長、先ほど何回か話をしたというふうなことですけども、それは私たちには全然見えてこないわけです。市民の人も、先ほども言いました。これは、ここの中における5人ですか、の人たちが言ってるだけじゃないですよ。私たちは、地元の人たちの声を聞いて、この場で発言をさせてもらってるわけです。それだけ、私たちの立場といいますか、負託というか、責任を感じて。私も、部長にこういったことを言いたいことはないですよ。でも、それだけ市民の声というのは強いんだというふうなことを改めてこの場で確認をしていただきたい、そう思うわけです。

これから、もし万が一、万が一といいますか、早急に基本構想がまとまったとして、どうなんですか。先

ほど言いましたように、用地交渉、それは難しいんじゃないですか。火葬場をつくるって、まだまだ、そりゃあその意識っていうのは変えにゃあいけんし、変わってきとる部分はございますけれども、それにしても非常に難しい問題です。そこに至るまでなかなかなんですね。そういったことを考えて、もっと急いでされるべきじゃないんですか。今のスケジュールでいかれて。ほんなら、いつその構想案をまとめられるんですか。そして、いつその火葬場をつくる、そういった目標を立てられるんですか。再度質問をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

景山市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**〔登壇〕

今現在、構想案について検討委員会で検討しております。1回目の答弁とさせていただいたものについて、分散型については視察研修をさせていただいております。統合型について、もう少し検討させていただいて、研究させていただいて、効果等をさせていただきたいと思っております。スケジュール的にはなるべく早い時期にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本重行議員。

**12番（山本 重行君）**

この後、通告されてる人もおられるんで、またその場でも出てこようかと思っておりますけれども、そりゃあ先ほどから言いますように、早急に結論を出していただいて、何らかの形の方向性を出していただきたい、そういったことを要望して、この質問は終わりたいと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

2項目めに入ってください。

**12番（山本 重行君）**

次は、美作市の防災条例、災害時業務継続計画制定についてというふうなことで通告をいたしておりますけれども、市民の防災意識を高めるためにも、広範な市民参加、議論のもとに防災条例を制定し防災政策を継続的にすべきと考えるが、どのように考えておられるのか。また、災害時に応援を受けて実施する応援業務を定めておき、その内容を整理して、応援の実行を高めるための受援計画、応援計画、また災害時に災害対応に追われてしまって重要な業務が怠ると、そういったことの支障がないように、災害時業務継続計画の制定についてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

失礼します。山本重行議員御質問の項目2、美作市の防災条例、災害時業務継続計画の制定について御答弁させていただきます。

まず、防災条例の制定でございますが、昨今の災害は大型化、激甚化しており、どこで発生するか予測するのが大変難しく、またその被害を未然に防ぐことは不可能だと考えております。いかなる災害であったとしても、事前に対策を講じていけば被害は軽減できると考えております。災害による被害を最小限にとどめるためには、昨今の災害事例における教訓から、行政だけでなく、市にかかわる全ての人がそれぞれの責務を理解するとともに、協働によって対策に取り組んでいくことが必要不可欠だと思っております。自助、共助、公助、それぞれの連携の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりの礎づくりとして重要なことだと思っております。

美作市において防災の基本になるのは美作市地域防災計画だと考えております。地域防災計画につきましても、見直しの時期となっており、パブリックコメントの募集など、市民の皆様の御意見を反映させていきたいと考えております。防災条例制定につきましては、地域防災計画と整合性をとり十分検討していきたいと思っております。あわせて、受援計画、応援計画につきましても、受援対象、応援対象組織等を含めまして十分検討したものを盛り込んでいく、また防災時の受援計画とか応援計画の作成を考えていきたいと思っております。

続きまして、災害時業務継続計画についてでございますが、議員御指摘のとおり、災害が発生すると、人命救助、避難所運営、物資の確保、受援対応等、災害対応に追われ、通常の業務が手薄になりかねません。業務継続計画につきましても、基本的なものを策定しておりますが、PDCAサイクルにより随時見直すことが必要であり、継続的な更新を行っていききたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**12番（山本 重行君）**

防災条例というふうなことで質問をしておりますけれども、こちらにはもちろん地域の防災計画というふうなことがございます。東日本大震災において、地域防災計画というのはほとんど役に立たなかった。発生後の職員の参集であったり、あるいは組織対応の立ち上げに少し役に立った程度と言われております。また、震災時に起きた課題として、社会インフラの予防計画に関しては、事業主等が作成した事業計画の転記にとどまっている。災害対応計画は、職場や組織が被災しないことが前提となっておって、業務継続の概念が欠けている。また、減災や公助、共助、自助による地域連帯、関係者やまた地域住民との協働の内容が希薄である。そういった指摘があったんですね。防災条例の必要性というふうな、そういったことから言われてるわけでございますけれども、防災計画と防災条例との違いといいますか、相違点についてはどのようにお考えになっておるのでしょうか。また、業務継続計画については、先ほど制定されてるというふうなことでございましたけれども、私たちがもらってる防災計画の中にはどこに入っておるのでしょうか。公表というのにはされていないのでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）**〔登壇〕

防災条例と地域防災計画の違いは何かというところでございますが、基本的には市民の立ち位置、企業の立ち位置、我々行政の立ち位置を明記したものが条例に当たると思いますが、防災基本計画につきましても、その点につきまして十分検討をして反映させていきたいと。

県下の状況をちょっと調べさせていただきましたが、27市町村のうち22市町村から返事がありまして、現在条例制定してるのは1市のみで、今後の動向また必要性を見ながら検討していきたいと考えております。

それから、業務継続計画ですが、現在の地域防災計画にはまだ反映はできておりません。これも、防災計画見直し等がありますので、反映させるなど、何か示せるものができればと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**12番（山本 重行君）**

先ほど答弁がございましたように、防災条例そのものについてはなかなかまだ市町村では十分というふうなことではないというふうに私も把握をいたしております。ただ、先ほど私のほうが防災計画と防災条例との違いというふうなことで質問をさせていただきました。その中で、管理監のほうが幾らか答弁をされたわ

けてございますけれども、防災条例と防災計画との違いというのは、条例というふうな形、この場で審議をするというふうなことでございます。そうした中で、皆さんのある面、パブリックコメントというんですか、地域の方々におろして、それをまたこの場で皆さんとともに審議をすると、そういった経過を経ていくというふうな条例そのものが必要なんじゃないかというふうなことを思います。地方分権の後、そういった計画から条例に移りつつあると、そういった時代の流れというのも一つにはございます。こういった条例ということになりますと、この議会の審議というふうな、民主的なプロセスを経て、一つの法的な根拠をもって、予算をつけたり、あるいは組織、そういったものの一つの根拠になるわけでございます。そして、計画になりますと、市長の一つの判断で、勝手にというたら失礼ですけど、自由に変えたり、また廃止というふうなこともあるわけでございまして、一つの条例というふうなことになりますと、そう簡単にはいかない、そういった違いがあるだろうというふうに思います。

そういうふうなことで、早急にはいかないと思いますけども、条例についても今後十分に検討をさせていただきたいということ、この点については申し上げておきたいと思います。

それから、業務継続計画についてでございます。

内閣府のほうから通達というふうなものがおりてきてると思います。その中で重要なこととして、市長が不在のときの明確な代位順位の決定、本庁舎が使用できなかった場合の代替庁舎の決定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時の優先業務の整理、そういったことを定めておくというふうなことが必要だというふうなことでございます。この辺についても今後十分検討されて準備をしていただきたいというふうなことを申し上げまして、この項の質問については終わりたいと思います。

#### 議長（岡本 泰介君）

3項目めに入ってください。

#### 12番（山本 重行君）

次は、防災対策というふうなことで通告をいたしております。災害時の要配慮者の支援計画の内容について、県の示したため池防災対策強化の内容と市のため池対策の取り組みについて、河川監視カメラの設置状況と見える化の進捗状況について、大還橋井堰の転倒堰化の進捗状況についてというふうなことで通告をいたしております。順次質問をさせていただきます。

まず、災害時の要配慮者の支援計画の内容についてでございます。

災害時には、高齢者や乳幼児、障がい者の方々のみずからの身を守ることが困難なことが多いわけでございます。また、避難生活においても支援が必要でございます。市の支援計画はどのようになっているのでしょうか。

次に、県の示したため池対策強化の内容と市のため池防災の取り組み状況についてでございます。

県はこのたび、ため池の防災・減災対策を推進のために、市町村の手がける部分改修工事や廃止手続も担うとのことでございますし、また岡山ため池保全管理サポートセンターの業務を強化するとのことでございますが、これで美作市の中ではどのようなため池がどんな恩恵を受けることになるのか、また県の示したその内容はこういった内容なのか、また防災重点ため池整理計画の取り組み状況と改修工事の受益者負担についてお尋ねをいたします。

次に、河川監視カメラの設置状況と見える化の進捗状況についてでございます。

河川監視カメラについては、本議会においても何度も質問があり、県、市ともに増設予定であると聞いてるところであります。現在の設置状況はどのようになっているのでしょうか。また、夜間、災害時に見え

にくいとの声に対してどのように改善をされたのでしょうか。

次に、大還橋の井堰の転倒化の進捗状況についてでございます。

大還橋の井堰の転倒化につきましては、国の補助金を受けて実施する方向で以前まとまった経過があるわけでございますけれども、管理費の負担の関係で、受益者と、あるいは受益を受ける地域と、それから井堰の受益、そことの違いがあるというふうなことで潰れた経過がございます。その後、本会議の中で答弁で、地元に行って話し合いをしたい、また県のほうにも要望に行くというふうなことございました。その後の経過はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

山本重行議員御質問の項目3、防災対策について、①災害時要配慮者の支援計画の内容についてと③河川監視カメラの設置状況と見える化の進捗状況について御答弁をさせていただきます。

まず、災害時要配慮者計画についてでございますが、要配慮者の支援計画につきましては、美作市地域防災計画に要配慮者等の安全確保計画に記載しているとおり、要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿の作成、福祉避難所の確保、避難誘導體制の整備、防災知識の普及等を行っております。

要支援者の把握といたしまして、避難行動支援者を避難行動要支援者名簿に登録し、その中で個別支援計画作成というか、個人情報を外に出してもいいという同意をなされた方を対象に個別支援計画を作成して災害時に備えています。個別支援計画につきましては、毎年見直しが必要となってきますので、保健福祉部と協力し、令和2年出水期を目標に、来年度になります。更新を進めていきたいと思っております。

福祉避難所の確保といたしましても、福祉避難所以外に、宿泊施設を借り上げ、一般の避難所で生活が困難な方に避難していただくよう協定を結んでいるところでございます。

また、避難誘導體制の整備、防災知識の普及につきましても、自主防災会を中心に普及啓発に努めているところでございます。

続きまして、③の河川監視カメラの設置状況と見える化の進捗についてでございます。

和田議員の代表質問と重複するところもあると思いますが、河川監視カメラにつきましては現在市内19カ所に設置でございます。昨年1カ所更新したということで、本年度は18基の更新になりますが、令和2年出水期までに岡山県のほうが美作市内2カ所、明見地内、福本地内に設置することが決まっております。見える化につきましては、昨年度、東栗倉のカメラの更新につきまして赤外線機能を持たせたものに交換しており、見やすくなったとの一定の評価を得ていると思っております。令和2年、先ほども言いましたが、残り18台を同じように更新していきたいと思っております。令和2年当初予算に予算を計上し、本議会でお願ひするところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

春名建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

失礼いたします。私のほうからは、2点目の県の示したため池防災対策強化の内容と市の防災ため池の対策取り組み、それから大還橋井堰の転倒化の進捗状況についてお答えいたします。

まず最初に、県の示した内容と取り組み状況ですが、平成30年の7月豪雨災害を踏まえまして防災重点ため池の見直しを行った結果、大幅に箇所数が増加したことから、県では防災重点ため池の防災・減災対策を一層強化することとして、3年間で老朽度の高いため池250カ所の4分の1の60カ所を改修、利用してない

ため池300カ所の3分の1の100カ所の廃止を目標に、集中的かつ計画的に対策を進めるという方針が出されました。

これらの対策を推進するため、県では新たな取り組みとしまして、これまで県営事業の対象は受益面積が5ヘクタール以上で全面改修をする場合となっていたものを、部分改修の場合も対象としました。それから、重点防災ため池を2カ所以上廃止する場合についても県に委託できるようになったというものです。

また、ため池の所有者等からの依頼により、現地確認、管理等についての助言、改修に要する事業費の試算などのサポートを行う岡山ため池サポートセンターの業務を新年度から週2日から5日とするなど、体制の強化が図られることとなります。

美作市の防災重点ため池は現在157カ所が指定されておりますが、これらのうち、受益面積が5ヘクタール以上のものを改修する場合、それから2カ所以上を廃止する場合であれば、県において実施できることとなります。

次に、美作市の取り組みの状況ですが、防災重点ため池の氾濫解析を進め、危険度の高いものからハザードマップの作成を行っており、3月末で13カ所となる予定です。昨年のため池新法の制定を受けまして、農業用に利用されている全てのため池を対象に所有者等の確認調査を行っております。その際、廃止や改修に関する問い合わせも来ております。次の段階としまして、未使用のため池について、現在、廃止の意向調査を行う準備をしているところであります。あわせて、改修等に関しても、サポートセンターを活用しながら、管理方法あるいは改修方法や受益者負担など、ため池関係者と協議や調整を行いながら防災・減災の対策を進めてまいりたいと思います。

次に、受益者分担金についてですが、防災重点ため池のハザードマップ作成は全額補助対象となっております。それから、防災重点ため池の廃止は、堤高によって上限がありますが、全額補助の対象であります。また、ため池の改修工事については、平成30年度の美作市農業農村整備事業受益者分担金徴収条例施行規則の一部改正によりまして、負担率を上限5%として受益者の負担軽減を図っているところでございます。

次に、大還橋井堰の転倒化の進捗状況ですが、水利組合の代表者や一部地元代表者には現地調査に入る話をしており、地権者全体に説明するところまでには現在は至っておりません。現時点の水利代表者との協議では、転倒化か揚水機か両方の選択肢を残しながらも、完了までの期間や工事費の優位性から揚水機の方向で説明を行っており、現在作成中の資料ができれば具体的な協議ができますので、資料がそろった時点でなるべく早い時期に関係者へ説明をしてまいりたいと考えております。

県との協議に関しましては、これまで県の補助事業担当課とは事業メニューや事業採択要件など、それから河川管理担当課とは、事業実施に伴う水利権や河川占用等に関する事項について協議を進めているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**12番（山本 重行君）**

一通り答弁をいただきました。

まず、災害時の要配慮者の支援計画についてでございます。

要配慮者については、十分把握しており、避難体制についてもできているというふうなことだったと思います。市は防災計画の中で、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備の中で、福祉関係者、福祉関係の部署、あるいは自主防災組織、そういった方々の連携のもとに、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める避難支援プランの整備に努めるというふうなことになっておりますけれども、その避難支援

プランはできているのでしょうか。

それから、2点目の、先に監視カメラのほういきましようかね。監視カメラにつきましては、今回の所信表明の中でもございましたし、先ほどの答弁の中にもございました。予算が通れば措置するというようなこととございます。その段階には早急に設置をしていただきたいというふうなことを要望して、この点につきましては、あとは答弁はよろしいです。

それから、ため池の関係でございます。

ため池につきましては、県の示した老朽化の高いため池60カ所の改修、利用していないため池は100カ所の廃止というふうなこととございましたけども、美作市の分はどの程度あるんでしょうか。また、危険度が高いとされた13カ所の改修の予定はどのようになっているんでしょうか。また、私たちのほう等で、イノシシ等によって堤体が荒らされて非常に危険なところが多いわけとございます。そのようなため池というのは、ややもすれば下流域においては、耕作もできていない、ただだからこそ負担金が払えない、そういった厳しいところが多いわけとございますけれども、受益者負担について再考されるお考えはないでしょうか。以上、お尋ねをいたします。

もう一点ございますね。ごめんなさい。井堰の転倒化でございます。

地元協議から、以前から全く進んでないんじゃないかと、そういうふう思うわけとございます。そして、また今回揚水機の話が、私は少なくとも初めて聞くわけですけども、その経過と転倒化のメリット、デメリット、その辺について比較、どのようになっているんでしょうか。また、県との協議の関係では、検討する補助事業の内容と補助率、補助対象についてお尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

個別支援計画と申しますか、プランの策定の内容と申しますか、できているのかということについての質問だったと思います。

先ほどの答弁でも申しましたが、避難行動の支援の必要な方を市のほうで抽出いたしまして、その方々から個人情報の同意、提供をしてもいいかという、得た方について地域へ個別支援計画を作成していただく。それを市に、提出していただいたものを管理するという格好にしております。

内容につきましては、どういう障がいがあるとか、どういう支援が必要であるとか、家族構成、それから大体どういうところへふだんお住まいになっているとか、緊急連絡先、それから避難行動の支援する人の、1、2、3と一応3名分書けるような格好で、こういう情報を提出していただくようなプランを作成しているというところとございます。

**議長（岡本 泰介君）**

春名建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

まず最初に、60カ所の改修、それから100カ所の廃止のうちで美作市はどの程度入っているのかということですが、先ほど答弁をさせてもらいましたとおり、要求度の高いため池250カ所のうち60カ所を改修し、残りの190カ所についてはハザードマップ等のソフト事業で対応するという計画になっております。美作市分は、県が示すその250カ所のうちの14カ所が対象となっております。

それから、廃止に向けた取り組みが必要なため池300カ所のうち100カ所を廃止目標としておるということで、残りは落水管理等による計画を考えておるということです。その中の美作市分は、その300カ所のうち

の25カ所が対象となっております。

県が示しております改修60カ所、廃止100カ所の中に美作市分の、その14カ所と25カ所分ですが、それぞれ何カ所が入っているかというところまでは示されておりません。本市としましては、美作市の14カ所及び25カ所については、ため池一斉点検を行っており、その結果で緊急整備の必要な箇所はないということから、今後、県や地元関係者と協議を行いながら、改修もしくは落水管理、または廃止などの検討をしてまいりたいと考えております。

それから、危険度が高いとされた13カ所の改修予定はどうなっているかということなのですが、危険度が高いとされた14カ所の、ここで言う危険度が高いということは、ため池自体に欠陥があるわけではなく、立地条件、堤高、それから貯水量などから、決壊した場合に被害が大きいと判断される防災重点ため池となっております。これらの対応につきましては、防災重点ため池の氾濫解析の結果をもとに、ソフト対策として優先度の高いところからハザードマップの作成を行い、被害が想定される区域の住民に周知を図ってまいりたいというふうにしております。

それから、イノシシによって堤体が荒らされている。そういう状況の中で受益者負担が厳しいところが多い、負担金の再考ということなのですが、イノシシによって堤体が荒らされたという報告はこれまでも何件か受けておまして、それに対しては、市単独事業の2分の1補助や原材料支給等を活用しまして、受益者のほうで対応をとっていただいております。

それから、負担金についてですが、高齢化等によりまして、ため池などの農業用施設の管理に係る受益者負担の増大は大きな課題であると認識はしております。先ほど申しましたとおり、30年度に補助事業でため池改修を実施する場合の受益者負担の軽減措置をとっております。今後の検討課題としまして、市単独事業の拡充についても、他の自治体の状況を調査しながら有効な手だてを考えてまいりたいと思います。

それから、大還橋井堰の転倒化の進捗状況です。

工法ごとの工事費や維持管理費などを比較し、利水者等の関係者に説明できる具体的な資料を作成するために、現地調査や工法検討、費用の算定等の業務を委託しておるところでありまして、委託期間がことしの2月末となっておりますので、その提出を受けまして今年度中の説明を目指しておるところです。

工法については、転倒堰と揚水機で比較検討を行っておるところですが、転倒堰となれば、採択を受けようとする補助事業では、手続上、工事着手まで揚水機に比べ3カ年程度の期間が必要となります。また、現在、山家川で施工されておりますゴム堰タイプのもは、転倒堰としては安価なものではありますが、2億円を超えるというような試算も出ております。一方、揚水機とした場合は、かんがい地域が2地区ございます。2カ所に設置する場合と1カ所設置する場合で今比較をしておるところですが、2カ所になったとしても、転倒堰の半分くらいの工事費で済むのではないかという見込みとなっております。このことから、工事費や工期については揚水機のほうが有利であると考えております。

それから、維持費等については、委託の成果を見てということになりますが、受益者の方々に大きな負担とならないように検討をしておるところでございます。

それから、県と協議している採択事業ということですが、転倒堰では、農村地域防災減災事業、用排水施設整備という事業で、補助率が国庫で55%、県費が30%。一方、揚水機では、農業水利施設等保全高度化事業、簡易整備型という補助事業で、補助率は国費が55%、県費が15%という事業で検討しておるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。



## 12番（山本 重行君）

まず、1点目の災害時要配慮者の支援計画についてでございます。

せんでって、新聞のほうの記事でございますけれども、災害時に自力避難が困難な障がい者やお年寄りのうち、河川の氾濫や土砂災害など危険な区域に住む人々をリストアップ、避難行動の支援が必要な名簿の中から特にリスクが高い、そういう人たちについて再度確認をしておくようにと、そして災害弱者に対しての支援を強化をするんだというふうなことをすべきというふうなことが内閣府のほうから指示があったと思います。また、今名簿があるんだというふうなことでございますけれども、再確認をするんだと、本当に適切な対象者を把握できてるのか、そういった通達といいますか、指示が出てるとは思いますけれども、それは御存じでございましょうか。

次に、ため池の関係でございますが、県が示した老朽化の進んでいる、250だったですか、箇所うちの60カ所の改修、ソフトで対応する190カ所のうち、美作市分は14カ所ですかあるけれども、改修かソフトで対応するんか、その辺のことは示されていないというふうなことでございましょうか。

また、廃止については、300カ所のうち100カ所の廃止を目標としておるけれども、そのうちの美作市分の25カ所の中に、県の示した100カ所のうちにその美作分が入ってるかどうかというふうなことは明らかでないというふうなことでございましょうか。

また、緊急整備の必要な箇所はないということでございましょうか。

次に、防災重点ため池のうち13カ所については、ため池そのものには欠陥がないが、決壊した場合に被害が大きいため池についてはハザードマップの作成を急いでいる、そういったことだったと思います。そして、そこら辺については早急に市民に周知を図っていただきたいというふうに思います。

大還橋井堰の関係では、負担金の関係がございまして、30%とか15%とか、そういった負担金になるんじゃないかと思いますが、その負担金についてはどうなるんですかね。美作市農村整備受益者負担金の規則というのがあるようでございまして、それによりまして6%、3%というふうな受益者負担金になるんですけれども、その辺の負担金、大還橋の井堰の改修における負担金についてはどちらが払うんでしょうか、質問をいたします。

## 議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

## 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

大還橋井堰の問題ですけれども、議員のお尋ねにもあったように、あの井堰の改修の真の受益者は主に江見地区の方々であったと。その受益を念頭に置いた井堰工事について、形式上の受益者が原及び山口の方々であった。負担金を払えと言われて、それは話がおかしいんじゃないかというのがもともとの頓挫した経緯だったと思います。

これは、もうある意味非常に重要なポイントでございまして、防災受益と農業受益が混在してるということでもあります。したがって、私どもとしては、今回、防災受益を念頭に置いた措置をとる中で、農業受益における負担が増大しないことというのを基本にしております。つまり、今でも例えば、平仮名で申し上げますと、みずひなんてものを地域の方がお払いになってるとすれば、それはもらうとしても、それ以上の御負担を仰ぐのは、これは話がおかしくなるということでもありますんで、そういう方針でもって地元の方々にはお話をしたいと考えておりますんで、よろしく申し上げます。〔降壇〕

## 議長（岡本 泰介君）

高山危機管理監。

**危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕**

要支援者につきましての浸水地域、土砂災害警戒区域などの危険を伴う地域の把握ができていくかということでございますが、これは地図データとか住所データにより検索が可能だと思っております。ということで、正確な数につきましては、年度で大体調整をしておりますので、途中入れかわりがあったりしますので、100%正確かということちょっと若干答えにくいというところがありますが、そういう状態で把握のほうを努めております。

**議長（岡本 泰介君）**

国からの指示が出ているのを知っているか言われとんで。

**危機管理監（高山 宏明君）**

国からの通達については存じております。

**議長（岡本 泰介君）**

えっ。

**危機管理監（高山 宏明君）**

存じております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

春名建設部長。

建設部長、数字が非常にわかりにくいんですわ、説明が、何カ所、何カ所、何カ所というんがね。もう少しわかりやすく言っていただけたらと思います。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

3回目の御質問にお答えします。ちょっと言葉が不明瞭ということで注意を受けましたんで、気をつけて答弁させていただきたいと思います。

美作市の14カ所、25カ所について、県が示す60カ所、それから廃止の100カ所に明確にうたわれているのかいないのかということなんですけれども、議員のおっしゃるとおり、こちらのほうではまだそのあたりを把握できておりません。

それから、防災重点ため池の危険度の高い13カ所については、それも議員のおっしゃるとおり問題がないということでございます。

それから、13カ所のハザードマップですが、それはもうでき次第関係地域のほうに周知してまいりたいということで努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員、総括でお願いします。

**12番（山本 重行君）**

今回、この項の3、防災対策につきましては、梅雨もございます。早急にできることはやっていただきたい、できるだけ早急に進めていただきたいと、そういうふうなことを要望して、この項については終わりたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃあ、山本議員、10分間休憩します。

午前11時07分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本重行議員の4項目めからお願いいたします。

12番（山本 重行君）〔質問席〕

法の遵守と職務命令というふうなことで出しております。

まずは、滋慶学園の補助金の関係でございます。今議会においても今までにたくさんの方が質問をされておりましたが、私なりに、ここはどうなんだというような不審なところをお尋ねをいたしたいと思います。

滋慶学園の補助金をめぐる議会答弁と事実経過には相当な乖離があるというふうに思います。答弁内容については庁舎内で協議の上のものではなかったかというふうなことをお尋ねいたします。

次に、市の職員は全ての業務において、法に基づき、また上司の命令に基づいて職務を果たす義務がございます。また、公務員としての任務として、公平、公正に真実を市民に知らせる必要もがございます。そういった形で全ての業務は実施されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

平田企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

1点目の滋慶学園の補助金をめぐる議会答弁と事実経過の相違の原因について答弁させていただきます。

議会答弁の内容につきましては、その当時知り得た情報等によりまして担当部課、部署が作成した答弁案をもとに内部で協議し決定したものを答弁させていただいております。しかしながら、学校法人大阪滋慶学園に対する補助金につきましては、決算特別委員会で指摘を受けましてから事実確認を再調査し報告をさせていただきました。そのため、事後に新たな事実が判明し、報告を行ったことによりまして、議員の皆様にご懸念を抱かせてしまったものと思っております。本来であれば市長まで報告しないといけない案件が部長決裁でとまっていた事実を確認しております。また、内部での協議の状況や岡山県学校法人大阪滋慶学園等の協議の状況につきましても、当時の担当の記憶が曖昧なこと、交渉した内容を記録した書類が不存在であったことも確認いたしております。内部での情報共有が不十分であったため、協議ができていなかったことや、適切な指示が行われていなかったことによりまして、議員の皆様に対する説明に一貫性が欠けてしまい、丁寧な説明ができていなかったことが原因と思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

私のほうからは、日常業務における法の遵守と職務命令の関係についての御質問にお答えをさせていただきます。

市職員は、美作市職員のサービスの宣誓に関する条例に基づきまして、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務執行に当たることを宣誓した上で職務に従事することとなっております。また、同時に、地方公務員法第32条で法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が、また同法第35条で職務に専念する義務が課せられております。当然、適法な職務命令には従う義務を負うこととなりますし、これを拒否するということはできないものとなっております。

総務部といたしましては、市民の方々の信頼を高めるため、職員に対し服務規律の徹底に関する通達の発出や、意識啓発のため定期的な集合研修を実施するなどして、職務に係る法令遵守及び倫理の保持と公正な

職務の執行の確保に努めているというところでございます。

なお、今年17日には、令和2年度新規採用職員を対象に、公務員として服務等について弁護士による研修を行ったというところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**12番（山本 重行君）**

まず、滋慶学園の関係でございます。

私は当時の一般質問のことを再度確認というふうなことで思つてるわけでございますけれども、一般質問につきましては、先ほど部長心得さんのほうの答弁がございました。普通といいましょか、今回もそうだったと思います。通告に基づいて、一つの一定の骨子というのを出して、そして庁舎内の協議に基づいて、少なくとも1回目は答弁をされてるわけです。その中で、当時の平成28年12月の森分氏の答弁は、1回目に通告で、滋慶学園の補助金について、概算事業費及び負担割合、補助金の取り組み状況についてというふうなことを通告し、そして骨子を出して、その中で、当時の森分氏は1回目の答弁で、既に国、県の補助金は平成29年度申請の予定でありますので具体的な金額は決定していませんと答弁をされており、また2回目、再質問で、ずっと問題になっております国県の補助金は、大阪滋慶学園より県に申請するものですが、当該補助金の申請要件として学校教育法に基づく専門学校の設置申請を県に提出することが必要です。現在、設置計画表を提出する予定で急ピッチで作業を進めているところでして、したがって当該補助金については平成29年度に申請予定と聞いていますと、そういった答弁をされております。

この前からの答弁等によりまして、担当者が確かに事前着手を見てほしいというふうなことは県に言っておられますし、また市長も副知事に会って要望していると、そういった希望的な観測を持っていたんだというふうに思います。ですから、その辺のことがあったというふうなことを答弁されておりましたけれども、そういった経過を経て、平成29年2月6日の県の医療推進室から企画部長宛の通知によって知り断念したというふうなことだったと思いますけれども、先ほども言いましたように、時の森分戦略監は、そういった形で答弁をされて、県のほうへ事前着手を認めてほしいとか、そういったこととか、あとはまた市長のほうも副知事に会ってそういったことを要望すると、そういった経過についての説明っていうのは1回目においても2回目においても全くされてないわけですね、補足説明。それが当時できたと思うんですね。ということとは、そのときに、補助金は諦めたというふうなことが庁舎の中で共有されていたんじゃないかと、私はそう思います。どう思われますか。

それから、2点目、副市長にお尋ねします。

昨日、あるお方の質問に対して、この問題に対しての質問のとり方は、時期については一般質問が出るから明らかにできんだと、そういったことを言われたと思います。それはおかしいんじゃないかと私は思います。みずからの責任を明らかにされないからこそ、こうして一般質問が多いんじゃないかというふうに思いますし、また一定のそういったことを、責任を明らかにしてみても、この中の議員においては、そりゃあ、その処分といいますか、責任のとり方が甘いんじゃないかというふうなことで一般質問が出てくると思いますよ。だから、それは間違ってるんじゃないかというふうに思います。副市長、どう思われますか。

それから次に、ほかの業務に関する質問、2回目の質問でございまして。

先ほど部長の答弁にありましたように、地公法31条で、職員は常に住民全体の利益のために責任感と自覚を持って中立、公正な立場で公務に専念することを求められることがございますし、議会のほうは、地方自治法の中で、住民を代表して地方公共団体の重要な政策や行政について審議をして基本方針を決定をする議

事機関でございます。日常に管理、執行に当たる執行部とともに、相互抑制の均衡を保つために設置をされる重要な役割を持つてるところでございます。

例えば、市役所の庁舎の移転についてでございます。このたび、やっと協議を本格化とするような報道がございました。議会のほうは平成30年12月議会で、早急にするようにというふうなことを決めております。平成30年12月からここまで、本格的に取り組むように、積極的にするようにと、そういった職務命令というのはされなかったのか、あるいはそういうものを部課は受けておられなかったのか、そのことをお聞きします。

それから、市長にお尋ねします。

市長は、議会の役割について、あるいはまた所信表明と、そういった意味については私らよりもはるかによく知っておられると思います。市長はことしの新春のインタビューの中で、ことしの重要な課題として、美岡道の北部延伸と自衛隊の体育学校の誘致について全力で取り組んでいくんだというふうなことを言っておられましたし、また商工会の新年互礼会においても同じようなことを言っておられました。2本の柱として言っておられたわけですね。また、ほかのところでも、具体的に国のほうですか、陳情というんか要望というんですか、そういったことを言っておられたというふうに聞いているわけですが、なぜ所信表明の中で、所信表明を私もいただいておりますけど、文章をいただいております。この中で明らかにされていないのか、その点についてお尋ねをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

お尋ね1点ですが、2点お答えしますけれども。

まず、インタビュー、その他でことしの抱負というものを語る場面は当然あります。その中で、誘致案件としては、一番大きいのが美岡道の北部延伸、そして自衛隊関連学校の問題ということになります。それを所信表明の中にどう盛り込んでいくか。これは、その時々におけるその事態の進展がどこまであったか等によって、盛り込むか盛り込まないかを決めていくということになります。したがって、今回の所信表明におきましては、美岡道の問題については、それなりに議会でも御答弁いたしましたけれども、必要性もありますけれども、適切な対応をとってほしいと思いますし、それから自衛隊体育学校の問題については、所信表明に盛り込むべき具体的な大きな変化というものが今後あらわれてくるという想定がありますので、その時点で的確にお話をさせていただこうというふうに思います。

なお、具体的に申し上げますと、せっかくでございますので、自衛隊の件につきましては、私どもに対して、1番目に、今からもう5年以上前になるわけですが、国の機関の地方移転という問題が出てきて、それに対して全国いろんなところから手が挙がったわけでありましたが、いまだに議論を継続をしている、かぎ括弧でいうと、しつこくチャレンジをしてる自治体は美作市だけであると。今すぐにイエスという状況にはないけれども、諦めないで議論を続けてほしい。加えて、中部方面総監を中心とした制服組に対しても議論を展開をし要望をしてみたいかがかと、こういうところまでお話をいただいているところでございますけれども、その中部方面との連絡がまだ、十分（聴取不能）今、課長段階で連携の確保をしておりますが、しかるべき時期に、中部方面に私が行ける状況ができましたら、また、その時点の直後の議会等において行政報告の形でお話をさせていただくようなつもりでおります。

その点は、議員も役所にいらしたわけでありまして、抱負といったようなものと行政報告ないしは所信表明といったものについて若干の差異があることは、ぜひ御理解を賜っておきたいというふうに思っております。

ます。

次に、答弁の作成の状況でございますけれども、私どもとしても、答弁作成は、担当の部局で行う。それを幹部、基本的には私と審議監ぐらいでございますけれども、相談を受けながら決定をしていくというプロセスをやっておるわけでございまして、これは、他の自治体あるいは国もほとんど同じプロセスをとっていること、これは間違いございません。

その中で、いろんな答弁がありますけれども、上がってくる文書については、できがいいかどうかは別として、私どもとして今まで虚偽のものを上げてきたということには遭遇したような気はいたしません。また、錯誤があったということについては、それはあるかもしれないというふうに思っておりますし、またお名前が出ましたけれども、森分戦略監などはとても真摯に対応していただいていたという実感、感覚があるわけございまして、彼の頭にあったことというのは、それなりの心証を得た上のものであった。それを是としたわけでありまして、2月の時点になって、その問題が、その判断が実は随分違ったことになったということがあって、ただその情報が共有されなかったという状況があった。共有されなかったために、3月時点で、答弁修正というか、おわびも含めてできたものができなかったということだろうと思います。

それを信用するかどうかにつきましては個人個人の問題かと思っておりますけれども、執行部の組織部内ではお互いに信用した上で対応しているということでもあります。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

それでは、山本議員の庁舎の関係につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

これまでずっと長い間、取り組みが遅いというふうな御指摘でございます。まことに遅くなって申しわけないというふうに思っております。

これまで検討協議してきた中には、以前から申し上げておりますように、当地区に庁舎を誘致したいというような御意見もあったり、また現在のこの位置に残してほしいというような御意見もいただいております。そのようなことを中のほうで検討しまして、今、今後なるべく早い時期に、特別委員会のほうには、庁舎のこのあたりはどうでしょうかというような提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

荒木副市長。

**副市長（荒木 利明君）**〔登壇〕

済いません、一般質問が続いているからという昨日の答弁に関する御意見といたしますか、御質問だったと思います。

自分が認識したのは、市としてきちりとした説明ができておらず、この事象に関します、議会を含め、市民の皆様方への理解を求めようとするべき期間にまだあるのではないかとというふうに考えられたというふうに自分としては認識しておりましたので、一般質問が継続しているからという言葉を使ってしまいました。丁寧にしゃべれば、こういった意味を持った発言でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**12番（山本 重行君）**

まず、市長の答弁の関係でございますけれども、具体性を持ってからということでございますけれども

も、所信表明というのは、基本方針、これをまず明らかにするというのが大きな意味だと思います。そうじゃないですかね。具体性を持ってからというのは、これはおかしいんじゃないですかね。だって、それはもう以前にも、自衛隊の体育学校については何度か言われてきたわけです。ことしになって、先ほど言いました、場所においては全力でするんだ、具体的な動きをするんだというふうな言葉、そこまで言われてるわけですよ。それが、この席において言われたいというふうなことには不信感を持たざるを得ない。この点についてはどうでしょうか。

それから、滋慶学園の関係でございます。

私は最初から言ってますけれども、部長心得氏が当時のことを調べたりして、苦心をして答弁されてるわけでございますけれども、何度も私は思ったり言ったりしてるわけですが、この席じゃなくても、別の席に森分戦略監と滋慶学園の担当者と呼んで、一堂にテーブルに会してすれば、その辺の経過というのが明らかになるんじゃないですか。この点についてはどう思われますかね。そうして解決すれば、こうした一般質問でも次々出なくて済むというふうに思いますけれども、その点についてはどう思われますか。

それから、前後しますけれども、副市長が言われたこと、わからないので、後から副市長は来られたわけですかね。でも、私にしてみれば、一つの責任のとり方というのは、決算が不認定になったとき、そのときに責任を明らかにする時期だったというふうに思います。

それから、庁舎の問題でございます。

庁舎も、そりゃあ部長が言われるようにいろんなことがあると思いますよ。でも、どうも一つの合併特例債が期限が来るといふような段階で、動きが非常に遅い。これでは特例債までに間に合わないですかね。私も以前ここでも言ったこともありますけれども、用地買収というのは非常に難しいんですよ。ほんなら来てくれと言われてみても、行ってみたら、お金の話があたり買い手の話があたり、そう簡単にいくもんじゃございません。もっと急ぐべきだといふふうに思います。

以上、質問します。

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

一般論として先ほど、いわゆる今後の希望的方針というものと所信並びに（聴取不能）は違うということも申し上げましたが、個別に申し上げますと、今回の所信の焦点は、財政改善をずっとしてきて、その成果においてかなり大胆に市民生活の向上を目指した予算編成ができたわけでありまして、そのことを議会の方々にしっかり訴えをするというのが、今回私のほうから、作成担当はうちの秘書課長なんですけれども、どういう方向で行きますかと言ったら、予算が今回はとても重要な形で出てくるので、それを中心にやろうというふうな判断をしているわけでありまして。

この予算編成、ごらんとおり、例の合併に伴う算定がえというもの、そして今や一本算定ということになって、ひょっとしたらこの時期においては予算が組めないというおそれがあったわけでありまして、30億円ぐらいの調整が必要と。それをさまざま形で今までこなしてきて、もうほぼ最終年に当たる来年度予算においてしっかりとした予算編成ができて、加えて市民生活の向上に寄与できる形になったことというのは、歴史的に大変大きなことだろうというふうに私どもは思っております、それを中心としてお話をすること、これがある種当然だと思います。それを不審に思われるというのが、こっちがよくわからないんですけども。別に、何を隠してるわけでもない。一般質問していただければ、自衛隊のことであれ何であれ、そのままお答えをするわけでありまして、その辺を不審に思われるところについては、私にはよく理解を

きません。まことに申しわけございませんけど、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

それでは、3回目の庁舎の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに、議員のおっしゃるとおり、用地交渉というのは難航するということは重々理解しております。まことに遅くなって申しわけございませんでした。先ほど申しましたけども、なるべく早い時期にお示しをさせていただいて御協議をお願いしたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

滋慶は誰が答えるん。

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

失礼いたします。滋慶学園、当時の担当者呼んで聞いたらいいのではないかと、皆さん一緒に聞いたらいいのではないかとこの御質問だったと思います。

私が議会のほうでいろいろ答弁させていただいたのは、私が具体的に当時の担当者、それから先ほど名前が出ました森分総合戦略監、そちらのほうに電話等で確認をいたしまして、それをまとめた内容を報告させていただいておりますので、現時点ではちょっと必要がないのではないかとこの認識いたしております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

副市長、ありませんか。いいですか。決算不認定のときに責任ということと言われとんですけど、それに対する答弁はされませんか。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それは一つの考え方であることは認めるわけでございます。ただ、決算不認定というのは割合よく起こることでありまして、岡山県内でもさまざまに起こっております。

不認定すなわち責任ということにならなくて、不認定の原因についていろいろ議論をした結果、内部での情報共有がとて十分とは言えなかったということが明らかになったので、それでその問題について当局としてけじめをつけなけりゃいけないだろうというのが、たしか去年の3月議会であったと思います。当局としても、反省すべき点がどこなのかということをしっかり見きわめた上でその話を申し上げたわけでありまして、それに対する御理解がどこまであるのかなということでも私ども見ておりましたら、その後も継続していろんな方が、あるいは新たな観点からお話をされるわけでありまして、私どものその認識が十分正しかったかどうかについて、もう少し議論をお伺いしながらけじめの段階を迎えるようにしたいということで今に至っているということは、類似の議会でお話をさせていただく中で多くの議員の方にその点は理解をされているというふうに考えて、今に至っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

じゃあ、総括でお願いします。

**12番（山本 重行君）**

滋慶学園の問題についてでございます。



これまでも何度か議論をされてきたわけでございますけど、先ほど市長は不認定はよくあるようなことだというふうに関こえた、そう言われたと思ひますけれども、不認定っていうのは全国で5%以下やっと思ひますよ。これは私の記憶で、万が一ですけども記憶間違ひだったら、それはお断りしますけども、少なくとも私の記憶では5%以下、二、三%だったと思ひます。その点は言っておきます。

それから、所信表明については、少し私の理解が違ふんじやというふうに言われましたけれども、それはもう僕はむしろ市長のほうが違ふてゐるんじやないかというふうに思ひます。というのが、今までもずっと言われてきて、初めて出てきたことじやないんですね。ずっと動きをされてというふうな、そういったことが、一定の経過があつて、それを具体性があつたというふうなことだったら、それは先ほど言ひました、新聞のインタビューであつたり、商工会のあれであつたり、あるいは英田のほうの会議で（聴取不能）のときですね。そのときにそれだけ全力で取り組むんだというふうなことを言われてその場で言われんというのは、非常におかしいというふうには思ひます。

火葬場の問題から私はずっと言ひてきました。もう少し私たちの立場といひますか、この中の議論というのを尊重していただきたい。そういったことを要望して、今回の私の3月の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番5番、議席番号12番山本重行議員の一般質問を終了します。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

先ほど12時半から、昼休みの休憩時間を使いまして第2回目の予防対策本部を開催をさせていただきました。その結果について、重要なポイントを報告をさせていただきます。

1番目に、きょう朝申し上げましたように、昨日マスクについては3万枚以上できたら確保してほしいということをお願いをしていたところ、報告がございまして、約4万枚、3万九千数百枚の確保が完了したということでありまして。一方、消毒剤につきましては、アルコールでございまして、250ミリリットル換算で100本程度という指示を行つておつたんですが、今のところまだ8割方の確保ができた段階で、もう少し努力が必要であろうということでありまして、さらなる消毒剤の確保と代替可能な消毒剤の活用について検討するように指示をさせていただいているところであります。これが1点目です。

2点目につきましては、学校園についての追加対策でございまして、今申し上げましたようにマスクの確保ができましたので、小学校、中学校、生徒、職員の方全てに1人1日1枚ということ計算しますと、5日間で約1万500ぐらいでしたか必要だという話がありまして、これを早速に先ほどの確保されたものから優先的に学校園に提供するというを決定させていただきましたので報告をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

漏らしておりました。岩江議員が出席されております。

それでは、一般質問に入ります。

通告順番6番、議席番号11番萬代師一議員の発言を許可いたします。

なお、萬代議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

#### 11番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、議長の発言許可をいただきましたので、本定例会の私の一般質問のほうに入らせていただきます。

今回、私は3項目にわたって質問をさせていただいております。1項目めが若者移住定住促進給付事業について、2項目めがタクシー利用補助について、3項目めが通学路の安全確保についてでございます。いずれにいたしましても非常に市民の皆様方に近い内容の質問になっておりますので、答弁につきましても市民の皆様方にわかりやすく答弁をいただくことをお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、1項目めの若者移住定住促進給付事業についてでございます。

若者の定住人口の増加等を目的として、高校生等が通学するために美作市内に転入した者に給付金を支給する、令和2年度からの新規事業とのことであります。

1点目といたしまして、この給付事業の内容について詳しく説明をお願いいたします。

次に、2点目といたしまして、対象が高校生等とのことでございますので、給付金額、月額5,000円でございますが、これに見合う居住施設につきまして、高校生等でございますので3食つきの下宿または寮が必要と考えます。居住施設の把握ができていますかどうか、取り組みをお尋ねいたします。

次に、3点目でございます。本給付事業の目的は、冒頭申し上げたとおりでございます。あわせて、人口の社会増を図ろうとするものでございます。本年は、10月1日を基準日といたしまして5年に1度行われます国勢調査が実施される年でございます。転入人口が増えれば、当然その分交付税の算入に加算されます。そこで、高校生1人当たりの交付税算入見込み額についてお尋ねいたします。

次に、本給付事業は、市外から通学のために転入する高校生等への支援事業でございます。しかし、市民である市内の高校生は、その世代の美作市の基盤を形成をさせていただいております。したがって、4点目といたしまして、市内高校生への支援拡充を同時に実施すべきと考えます。どのように取り組まれるのか。このことにつきましては、これまでも何人もの議員が、義務教育までとなっている医療費の個人負担部分の公費負担を高校卒業まで延伸すべきと提言をされています。答弁につきましては、実現に向けて検討するとのことでございました。高校卒業まで公費負担を実施している県内自治体の調査研究は既の実施済みと考えます。そこで、隣接しております赤磐市、勝央町、美咲町について内容をお尋ねいたします。ゼロ歳から高校卒業までの対象人数と高校生の内数、及び同じ要件の公費負担額、及び美作市の人数と負担見込み額についてお尋ねいたします。

1回目の質問といたします。答弁をお願いします。

#### 議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

#### 市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、萬代議員の御質問の若者定住促進給付事業につきまして詳細をとということでございます。

まず、1点目の事業内容についてでございますが、少子・高齢化の進展により生産年齢人口が減少している中、市外から美作市に生活の本拠を移し、市内の岡山県立林野高等学校、県立北部高等技術専門学校美作校、美作市スポーツ医療看護専門学校、滋慶学園高等学校美作キャンパスに通学する方に対しまして美作市若者移住定住促進給付金を支給することにより、経済的負担を支援し、若者の定住人口の増加及び地域の活

性を図ることを目的にしております。

要件につきましては、先ほど申し上げました高等学校等に通学するため美作市外から美作市内に生活の本拠を移し住民基本台帳に登録されている方に対し、住民票が作成された日の属する月、例えば4月に入ってから申請されると4月からという状況でございます。毎月5,000円を支給いたします。ただし、高等学校等が美作市若者移住定住促進給付金の支給対象者に対しまして生活の本拠を移すことを要件として給付を行う場合については、1万円を上限として高等学校等の支給額と同額を支給することとしております。

次に、2点目でございます。給付金額に見合う居住施設としての3食つき下宿または寮についての状況把握についてでございますが、県立北部高等技術専門学校美作校、美作市スポーツ医療看護専門学校、滋慶学園高等学校美作キャンパスにつきましては指定された寮などがございます。食事も提供されるようになっております。しかしながら、以前ございました下宿についてでございますが、調査いたしましたところ、今現在につきましては、保護者による送迎が主になっていたり、バスの通学定期の低価格化などによりまして、ほとんどの生徒が通学をしている状況でございます。需要がなくなったことや経営者の高齢化の影響もありまして、廃業されている状況でございました。食事はついておりませんが、市の施設として定住促進住宅の利用は可能だということで確認をとっております。

続きまして、3点目でございます。高校生等1人当たりの交付税算入見込み額についてでございますが、令和元年度の普通交付税算定結果をもとに答弁させていただきたいと思っております。

高校生等の人口の増加は交付税の算定の人口部分の12項目に反映されます。算定される費目につきましては、地域振興費、社会福祉費、保健衛生費、消防費などの12項目でございます。1人当たりの額につきましては約14万円を算定しております。

次に、市内の高校生等への支援拡充についてでございますが、隣接する自治体、子どもの医療費の実施状況についてでございますが、各自治体へ平成30年度実績を問い合わせた結果を申し上げます。

まず、赤磐市では、高校生までの子ども医療費の対象人数は9,000人、給付額は2億3,100万円程度でございます。そのうち、高校生は1,200人、給付額は1,300万円程度となっておりますが、赤磐市につきましては高校生は1割が自己負担ということになっております。

次に、勝央町についてでございますが、子ども医療費の対象人数は、高校生については不明とのことでございますが、中学生までの人数は1,300人、給付額については4,800万円程度ということで、そのうち高校生については金額は560万円程度と伺っております。

次に、美咲町につきましては、高校生までの子ども医療費の対象人数は2,100人、給付額は5,600万円程度と伺っております。そのうち、高校生は350人、給付額は350万円程度ということでございます。

この状況から、美作市では、国保連合会の数値を参考に給付見込みを算定しますと、高校生までの対象人数は3,970人、給付見込み額は1億2,200万円程度と積算しております。そのうち、高校生の対象人数は690人、給付見込み額は1,400万円程度と見込みまして、見込みの高校生1人当たりは2万円程度と想定しております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

萬代議員。

**11番（萬代 師一君）**

一通り答弁をいただきました。

まず、最後の医療費について、義務教育から高校卒業までということで、答弁の中で勝央町については高校生の数がわからんということなんですけど、自分なりにネットで一応調べておりました。そしたら、もう

年齢別の人口がばさっと出てきました。それを足し上げますと290人ですということですから、1人当りに換算いたしますと大体勝央町さんで1万9,000円ほどになるのかなと。それから、一番安いとこで美咲町さんが1人当たりは1万円、それで美作市については先ほど2万円という数字になるだろうと。大体高校生の方は元気な方が多いなど、だから医療費についてもそうびっくりするほどの金額にはならんということをやっと先に申し添えておきます。

それでは、2回目のほうの質問に入りますけども、居住施設について説明がありました。県立の北部高等技術専門学校については美作校に、及びスポーツ医療専門学校及び滋慶学園美作キャンパスについてはそれぞれの寮があるということでございます。それから、県立の林野高校の生徒についてもこの給付の対象になってますんで、こちらについては私は非常に心配しておりました。こちらについては、もう既に廃業されておると、以前の下宿は廃業されておると。だから、市の定住促進住宅を使えるということでも、やはりこの事業、市長もおっしゃられるんですけども、本給付事業の目的の一つには、市内唯一の林野高校の存続ということは、生徒の募集、応募をする条件を非常に美作市としてどのように増やそうかなという施策の一つだろうと私は考えます。そこで、仮に林野高校のほうでこの給付事業を対象にして市内に移ってくるというような方がおられた場合、その居住施設の手当てというのも行政として何らかのバックアップをしとく必要があるんじゃないかなという思いで質問させていただきました。

それで、先ほど申しました滋慶学園関係の寮につきましては、大体1カ月当たりが3食、光熱水費つきで6万3,700円、これ1カ月ですね。それにプラス、大原から林野に通うバスの定期、これが1万6,200円必要でございますので、林野高校の生徒がその寮を使うということは、これは非常に現実的でない。そういうことになりますと、先ほど申しました北部高等技術専門学校美作校、こちらにつきましては寮費が4万円です。これは3食、光熱水費つきです。3食のうち、お尋ねしましたら、昼については弁当をとっていた、その弁当もその4万円の中に含まれてるという説明で、非常に経済的には有利じゃないかなと思っております。というようなことで、同じ県立高校の職業高等専門学校と林野高校普通科校という種類は違いますが、親と一緒にございますので、ここの活用ができないかなと、そのことを2回目の質問とさせていただきますと思います。

次に、4点目の市内高校への支援拡充についてでございますけども、医療費の個人負担分を公費負担で義務教育までとしてのを高校卒業まですべきではないかについて市の取り組みをお尋ねしておりましたが、これについての答弁がどうも漏れてるようでございますので、こちらについて再度お尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

林野高校生の住むところについてということで、岡山県立高等技術専門校の美作校の友和技寮というのがございますが、こちらの部分について調べてみました。1日のタイムスケジュールといいますと、起床が7時、それから朝食が7時45分、そこから授業がありまして、夕食17時、入浴とかという形で1日のスケジュールが組んであります。そうしたときに林野高校生の方がこちらのほうに対象として通学（聴取不能）して、全国募集を今行っておりますが、こちらを使うことは有効だと非常に考えておりますが、この施設は岡山県の施設であるということで、専門学校を通じて関係機関に照会いたしました。そうしますと、先ほど申しましたように現状の入寮者と通常の高校生では学校行事等諸行事、それから生活の形態等が異なるために、寮を使用するのは非常に難しいのではないかなというような状況で回答をいただきました。

それから、2点目につきましては、市内の高校生への支援拡充を実施すべきというようなことでござい

すが、これにつきましては各議員から今まで高校生の支援策について多くの質問をいただいております。今回の医療費助成の拡充を含めまして、来年度実施予定をしております市民アンケートにおいて市民の方々から声をいただいて、実施の是非を判断してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

ありがとうございます。

先ほども部長答弁の中で北部高等技術専門学校美作校の寮、友和技寮について、現状もちょっとお尋ねしたんです。建物は3階建てです。1階部分が女性専用で定員12名、2階、3階が男性で32名だったと思うんです。それで、現在の入寮状況をお尋ねしましたら、女性については今はゼロだと。例年もそういう状況ですかという念押ししたら、大体例年は、二、三人は寮を使っていますということです。ですから、常に10室からがいとんですよ。それから男子寮、男子についても2階、3階でございます。ことしの状況が、15名の方が入寮しとると。おおむね半分はあいとらしいんですよ。でありますので、困難を可能にするのが今後の協議であろうと思います。ここで、だめだったで諦めるんじゃないで、美作市としてはこういう思いで給付事業をやとんだと、については林野高校生についても格段の努力をしてほしいという念押し、これをお願いしときたいと思うんです。

それから、この給付事業、市長がいつか言われたかもしれませんが、この理想形は、子どものころに夏休みなんかにおじいちゃん、おばあちゃんのところ遊びに来とったと、その思いで、今ではおじいさん、おばあさんだけの家庭があると。そういうところに町のほうのお孫さんが帰ってきて、そして林野高校なら林野高校に通っていただく、これが理想だろうと思うんですよ。ということになれば、そのことの周知をどのようにされるのかなあと、このことが大変必要になってくるだろうと思います。その周知方法をどのようにお考えになっておられるのか、それと再度、友和技寮についての取り組み、3回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

実は私、林野高校の竹内校長先生とはいろんなところでいろんなお話をしております、林野高校をどう思われるかということで、市としてはこんなこともやってるんだと、当然林野高校としては大歓迎なんです。ただ、林野高校から見て、先ほどの友和技寮の問題が十分認識されてるともまだ言えない状況になっておりまして、きょうの質問を契機としまして、校長先生と同じ県立の話ですんで、学校からもそういう要請をすることはいかなものかなあ、できるんじゃないのというようなことはお話をさせていただこうと思っておりますのが、私としての第1点目のポイントです。

それから2点目につきましては、これも林野高校の今後の募集方針と、あるいは募集についての広報方針とすり合わせをする必要がございますので、気持ちは萬代議員と私は同じなんで、また校長さんと接触をしてお話をする中で、今の理想形はこうなんだというようなことで、少し具体策に向けての議論をさせていただきたいというふうに考えております。とりあえず、そこまででございますけども、よろしく願いいたします。〔降壇〕

〔11番萬代師一君「あと議長、市内への周知」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

ああ、そうじゃ。市内への周知をどうする、どんな方法をとるか、おじいちゃん、おばあちゃんに。これはどなたが答えられますか。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

今までこの施策につきましては、去年の12月議会で議決をいただいております。なぜかといいますと、学校の募集の期間において、そのことが知られていなければいけないということでお願いをしたわけでありまして、やや学校のほうに目が行き過ぎたってことがありまして、こういうことになっているのであるよということを幅広く市民の方々にお知らせをして、例えばおじいちゃん、おばあちゃん、御兄弟その他が、おいおい、うちの林野高校へ来たらこうなるでと、あるいは滋慶に行ったらこうなるでというようなことで、孫ターンのミニ版ですかね、これ。高校においてというようなことにも活用できるんですってことを早速文字に起こしまして、3月以降の広報紙に出させるように手配をさせますんで、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

萬代議員、総括してください。

**11番（萬代 師一君）**

医療費の公費負担の義務教育からの延伸について、答弁とすれば市民アンケートで市民の皆さんの真意を問うということでございますけれども、こちらについては答弁をいただきましたとおり、高校生1人当たりの交付税算入額は14万円です。美作市の医療費を試算されてる数字は2万円です。これは、決して高いもんじゃありません。他市の例を私は申しましたとおり、2万円でも上限だろうと思っております。そういうような14万円に対して2万円ということで、他市を追い越すわけにはいきませんが、他市に追いつく施策になるんだろうと思います。ちなみに、市内唯一の林野高校、これは1月22日現在ですけども、在校生が358人おられます。この中で勝央町の出身の方が64名、美咲町が35名、それから学区外ですけども赤磐市の方が3名、100人からの方がおられるんですよ。同じところで高校生活を送っとんですよ。こういう方には、そういう医療費の控除がなされておるんです。ちなみに、せっかくですから市内の高校生は221人、そしてその地区外、それ以外の地区の方が35というような生徒数になっております。こちらにつきましては、アンケート調査を尊重するというところでしょうけれども、一日も早い給付の義務教育からの高校卒業までの延伸に取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

2番目に入ってください。

**11番（萬代 師一君）**

2項目めでございます。こちらにつきましては、タクシー利用補助についてでございます。

これまでに実証実験を踏まえて、令和2年度から市内全域に本格導入するとのことでございますけれども、1点目といたしまして、市内全域を対象とした1年間の社会実験を実施した結果について、利用者、事業者、市民の声はどうであったのか。また、地域ごとの利用状況と、例えば登録者数、乗車人数、利用料金等、利用率等々についてどうであったのか。どのようにこれを分析し、どのような課題が浮かび上がったのかをお尋ねをいたします。

次に、近年、高齢者ドライバーの運転操作ミスによる重大な事故が社会問題化しております。認知機能チェックを厳格化して、運転免許の自主返納を促すとして、平成29年3月に改正道路法が施行され、75歳以上

の人が運転免許を更新するときに受ける認知機能テストで認知症のおそれがあるとされた場合には、医師の診断が義務づけとなりました。そして、認知症と診断された場合は、免許取り消しとなる等でございます。

同時期の平成29年3月議会におきまして、交通手段の確保についてタクシーの利用補助と運転免許証の自主返納の状況について一般質問を行いました。美作市独自の自主返納の特典を設け、返納しやすい環境づくりを推進して、高齢者の交通事故防止及び移動手段の支援についての市の取り組みをお尋ねいたしました。答弁では、タクシー利用補助のエリア拡大にあわせて、運転免許証返納者に岡山県が発行するおかやま愛カードの所持者をタクシー利用補助の対象とするとの答弁であり、早速そのようにタクシー利用補助の対象となっております。当時の平成28年の市内自主返納者は、そのときが100人ございました。

2点目といたしまして、おかやま愛カードの市内保持者の現在の状況と補助対象項目別のタクシー利用の状況についてお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

失礼いたします。

それでは、2項目めの質問でございますタクシー利用補助についてということで、まず1年間の社会実験の検証結果についてでございますが、タクシー利用補助制度につきましては、平成30年6月から対象地域を市内全域に広めまして、社会実験を進めてまいりました。

まず、登録者数については、平成30年度末が1,225人ございました。本年1月末現在では、1,593人と増加しております。これにつきましては、2月に入りまして1,600人を超えてる状況でございます。地域別に見ますと、美作地域が705人、作東地域が407人、英田地域が152人、大原地域が161人、東粟倉地域が51人、勝田地域が117人となっております。

次に、乗車回数と延べ乗車人数では、導入初年度の平成30年度は、月平均で申しますと乗車回数が2,200回、乗車人数は2,600人でありましたが、本年度4月から12月でございますが、毎月2,950回、3,500人の市民の皆様が御利用いただいております。地域別で申しますと、4月から12月間の9カ月間では、美作地域が1万8,135回、2万837人、作東地域では3,703回で4,446人、英田地域では2,257回で2,611人、大原地域では934回で1,103人、東粟倉地域では755回で889人、勝田地域では704回で810人となっております。したがって、乗車回数を登録者数で割った平均利用回数は、市平均で17回となります。地域別で見ますと、美作地域が26回、作東地域が9回、英田地域が15回、大原地域が6回、東粟倉地域が15回、勝田地域が7回となっております。

また、利用料金につきましては、乗車1人当たり平均個人負担額は821円となっております。これを地域別で見ますと、美作地域が691円、大原地域が836円、作東地域が1,058円、英田地域が1,134円、東粟倉地域が1,288円、勝田地域が1,310円となっております。

また、乗客1人当たりの市負担額は、タクシー利用補助では、本年度755円でございます。これを市営バスのうち、地域内を循環する路線と比べますと、バスの平成30年度の実績では1,633円でしたので、市民の方が市内を移動するために必要となる市の負担につきましては、タクシー利用補助制度のほうが低くおさまっている状況でございます。

この結果をもとに、今後の美作市の公共交通のあり方を考えますと、通勤通学の市営バス路線については一定の需要があり、今後も継続して運行していく必要があると考えますが、地域内を通院、買い物で移動す

る場合は、徒歩での移動による負担が少なく、希望する時間に外出することができるタクシー利用補助制度が最も適した制度であると考えております。

ちなみに、市営バスの昨年度の年間利用者数は5万768人でありましたが、そのうち通勤通学バスの利用人数が3万7,468人ですので、地域内を移動する循環線については、年間1万3,300人の利用でございました。月平均では約1,100人となり、タクシー利用者の数、月平均3,000人と比べても大きく差があることから、美作市においてはタクシーを利用しての移動が定着してきているものと考えております。

課題といたしましては、需要と供給のバランスであると考えておりまして、利用が美作地域に偏っていることからわかるように、タクシー台数が地域によって隔たりがあるため、タクシー事業者の事業廃止や縮小等が仮にあった場合、市民の利用希望に対し対応できる供給体制の確保を維持することが必要であると考えております。

次に、おかやま愛カードの市内保有者の現在の状況と補助対象項目別のタクシー利用補助の状況でございますが、おかやま愛カードは運転免許証を自主的に返納された場合に、県内に居住する65歳以上の高齢者の方の申請により岡山県警が発行するカードで、5万人以上の高齢者の方が利用されております。美作市内では2月17日現在で、延べでございますが1,090の方がおかやま愛カードを取得されております。直近の3年間の取得者数につきましては、平成29年中が127名、平成30年中が197名、令和元年中が171名となっております。平成28年の100名から比較いたしますと増加傾向となっており、このことにつきましては昨今の社会情勢とともにタクシー利用補助制度の市内拡大の影響もあると考えております。実際にタクシー利用補助の申請の際、自主返納された帰りに申請に来られる方もおられます。

本年1月末、現在のタクシー利用補助制度の登録者数は1,593人です。その内訳としましては、65歳以上の方が1,541名、介護保険該当が1名、障害者手帳該当が43名、妊産婦の方が5名、65歳未満の複数該当の方が3名となっております。また、65歳以上の1,541名で見ますと、返納済みの方が575名、もともと持たれていなかった方及び免許の更新をされなかった方が966名となっております。なお、575名の免許返納者のうち、申請時に愛カードを取得済みと申告された方は236名となっております。

また、65歳以上の登録者に対する免許証返納者の率を年度別に申しますと、制度開始の平成30年度では65歳以上の登録者数1,193名のうち免許返納者は395名で33%でございましたが、平成31年度については348名中178名と51%に上昇しております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

萬代議員。

**11番（萬代 師一君）**

本当に大変丁寧によく調べておられるなということを感じをいたしました。また、よく分析されとると、わかりやすい答弁をいただきました。ただ、今後におきましてもただ数字だけじゃなくて、この数字の中にはどういう問題が隠れておるんかという問題意識を持って、分析等に努めていただきたいと思います。

ただ、1回目の質問させていただいておりました、通告させていただきました中で、利用者、事業者、それから市民の声はどんなだったのかなあと、全く答弁がなかったんで、なかったのかなあとと思います。もしあるのであれば、お教えいただきたいと思います。

次に、課題まできちっと言うていただきました。それこそ供給体制の確保が必要だと、これについて市がどのように取り組まれようとしておるのか、こちらについてお尋ねいたします。

それと、愛カードの保持、所有されてる方はそれこそ年々増えているなという答弁でございました。累計で5万人という数字を言われましたけども、これが昨年の12月4日の分でございまして、おかやま愛カード



については交付から10年で5万8,000人をもう超えたということであります。そういうふうになってる。ただ、この中でも問題提起をされてます。中山間地域にあつては、これは足を確保できないということで問題があるということでございます。その取り組みとして、美作市の場合はタクシー利用補助ということで取り組んでいただいとるということは重々承知しております。その中で言うていただきました数字の中で、愛カードの所有者は1,090人だと。ところが、タクシー利用補助の中で愛カードをお持ちの方は575人と、これは半数ですよ。おおむねあと残りの半数の方はどういう状況の方かなと、このことについてもし分析をされておるんであれば、お知らせいただきたいと思ひます。

以上、2回目の質問とします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

供給体制確保ということで、今、私どもが取り組んで一番大きなポイントを申し上げますと、それを前提として言いますと、これ業界にも結構評判がいいんですわ。それで、二、三台のタクシーを整備をして、そして始めようじゃないかっていう新規事業を起こそうとしてる人も実はあらわれてるんですよ。問題は運輸局の規制がありまして、美作市においては一挙に5台ばかりのタクシーをそろえないと開業できないっちゃう、これは5台そろえて1車に2人ぐらいドライバーを充てますと、12を確保せえというようなことになって、とても無理があります。私どもとしては、過疎法を契機として、過疎地における規制緩和にするのか、あるいはストレートにこれをぶつけていくのかは別としまして、過疎地におけるタクシーっていうのは最終的な交通手段であることをしっかり訴えた上で、過疎地に合った規制のあり方をつくっていただくように今、国に求めているというところが一番大きなポイントでございますので、その旨をお答えさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

それでは、2回目の質問でございます。利用者、事業者、市民の声についてでございます。

まず、利用者からは、本当によかった、イベント、会合に顔が出せるようになったと、それからぜひ続けてほしいと、なければ外出ができなくなると。交通の便が悪く、主人も亡くなって、車を運転してくれる人もいないため、続けてほしい。主人も免許を返納する予定なので、これからはもっと使おうと思ってるなどの声がありました。また、事業者からの声でございますが、タクシー利用頻度が上がったということで、事業者については市の負担もかなり大きくなったということは、事業者の収入も増えたということでございます。そういうことで、制度導入後に車両を新規で増やしたという事業者もおられます。制度内容についても、昨年行った登録者への電話アンケートでは、制度の継続については91.8%の方が継続を希望されております。また、半額補助につきましては、75.5%の方からちょうどよいという回答をいただいておりますが、上限3,000円については、ちょうどよいと回答いただいた方が69.4%と少し下がっております。また、タクシー料金につきましては、63.3%の方が高いというような回答もいただいておりますので、このようなことを総合的に判断しまして、上限の3,000円を上限5,000円に引き上げた上で4月から正式導入をしたいということで予定をしております。

続きまして、供給体制の確保のための市の取り組みということで、先ほど市長が申されたように、新規事業者5人からもう少し少なくしてほしいということでございますが、今現在の現状を申しますと、利用でき

まず事業者は一般タクシーが8事業者、福祉タクシー事業者が8事業者の計16者で登録をいただいて、利用をいただいているのが現状でございます。将来的にタクシー利用の増加が見込まれますが、ある一定のところまで高どまりになるかなという考えもございますので、その状況を見きわめながら供給体制の確保、施策について必要な場面が見えてきた時点で事業者の方とともに協議を進めてまいりたいと思っておりますが、近々では制度が本格導入するという事なので、事業者を集めていろいろな協議を進めてまいりたいと思っております。

近隣では、二種免許の取得費の補助を出している事例もございますので、将来的には運転手の確保策も含めまして、いろいろな面でタクシー事業制度の存続を継続をしていくことが必要と考えておりますので、対応を図ってまいりたいと思っております。

それから、3項目めの愛カード取得者1,090名と65歳以上の免許返納者575名の登録との差、515名の件でございますが、これにつきましては65歳以上の登録者の内訳では、免許返納者が575名、免許なしの方が966名となっております、これにつきましては申請時、自己申告による区分をしておりますので、免許なしと申告された方の中にも愛カード取得者が含まれている可能性もございますので、515名の方の全員が未登録とは限らないと思っております。また、愛カード制度は平成21年11月からスタートしております、1,090名がそのときから延べ取得者数でございますので、仮にこの方の中にもお亡くなりになった方もおられますので、数字的には少し差が出てくるかもしれません。

今現在、免許証を返納され、愛カードを取得されている方の登録割合については、正確な数字を把握することは難しいと考えておりますが、美作警察署の御協力をいただきまして、免許を返納される際には窓口でタクシー利用補助制度のチラシを配付いただきまして、美作市においてはタクシー利用補助制度が使えるよという広告宣伝をしていただいておりますので、これにつきましても4月から正式導入になりますので、対象となる方については全ての方に登録いただけますよう、さらに普及に努めてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

総括。

議長（岡本 泰介君）

総括ですか、はい。

11番（萬代 師一君）

先ほど市長のほうが新規事業者も手を挙げつつあるんだけど、陸運局のほうのちょっと規制がかかっていると。過疎地域に即したほうに協議を今しているということなんですけど、私は今までやっていただいとる一般業者8者、それから福祉タクシー8者、この人をまず大事にしてほしいんですよ。この人がはっきり申しまして高齢化とか後継ぎの関係で廃業、そういうことにならないように、先ほど部長が答弁の中で申されたように、二種免許を取るときに助成というような隣接自治体もやっておられます。そういうようなことをいろいろ模索していただきたいなど。そのためには何が必要なのかといいましたら、やっぱり事業者との話し合い、そういうものを密にさせていただけたらなと思っております。

先ほども答弁でございましたとおり、通勤通学用については、市営バス路線については継続するんだと、そして市内の買い物とか病院への移動手段についてはタクシー利用補助を使うんだという、これが美作市の公共交通の基本スタイルであると思っております。そちらについても1年でも2年でも10年でも継続するよう

な施策になるようお願いをいたしまして、この項の質問は終わらせていただきます。

議長、次どうしましょうか。

議長（岡本 泰介君）

休憩しましょう。10分休憩します。

午後 1 時54分 休憩

午後 2 時05分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

萬代議員の一般質問、3項目めから入ってください。

11番（萬代 師一君）

それでは、3項目めの通学路の安全確保について質問に入らせていただきます。

皆様も記憶に新しいと思いますけども、昨年の1月30日の夕刻に発生いたしました赤磐市の事故は、前を走行する軽トラックに近づいたために減速をしようとして、ブレーキとアクセルを踏み間違えて対向車と接触し、弾みで前を走っていた軽トラックに追突。追突された軽トラックが歩道の縁石で弾み、下校していた6人の児童の列に突っ込み、児童が死傷するという痛ましい事故でありました。事後対策といたしましては、現在200メートルにわたりまして防護柵が設置をされております。美作市内の通学路において安全確保ができているのか、お尋ねをいたします。

美作市立小学校及び中学校の通学路の設定等に関する要綱につきましては、通学路の設定等の手続、通学路の設定基準、通学路の安全確保等、安全な通学路の設定、安全確保の基本事項が定められておりますが、1点目といたしまして、安全対策の細部にわたっての取り組みについてお尋ねをいたします。

危険箇所の選定、例えば歩道、防護柵、防犯灯、防犯カメラ等、必要という等の整備ができてるのか、その手順をお尋ねをいたします。

また、例年、各学校長からの危険箇所整備が必要とされる箇所が教育委員会のほうに出てくるとは思いますけども、こちらにつきまして安全対策の実施状況及びこちらについての課題をお尋ねをしておきます。

次に、昨年12月12日付の紙面で、通学路、散歩コース緊急点検との見出しで、岡山県が管理する道路における緊急点検の結果について、県内20市町村108カ所の対策が必要と公表をされております。この中で、市内においては危険箇所として公表されたのが6カ所でした。それぞれの安全対策の整備内容及び次年度以降の整備となるであろう4カ所の整備の完了予定はどのようになつたのか、お尋ねをいたします。

また、本緊急点検へ美作市はどのようにかかわったのか。何カ所整備要望をして、結果6カ所となったのか。要望はしたが、緊急点検箇所とならなかった箇所はどのような理由によるのか、お尋ねをいたします。

次に、昨年5月に大津市で保育所外の移動中に園児が巻き込まれて被害者となる交通事故を初めといたしまして、各地で相次ぐ事故を受けまして、保育園施設、園児の安全を確保するためのキッズ・ゾーンの設定の推進について、国が昨年11月12日付で全国の自治体に通知をされておるところでございます。このキッズ・ゾーンへの美作市の取り組み状況をお尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

通学路の安全対策というお尋ねでございます。

これにつきましては、通学路は学校保健安全法によりまして、学校長がこの通学路を決定するという事になっておりますけれども、この通学路については、通学路安全推進会議、これが開かれまして、その取り組みといたしまして毎年5月から7月にかけて、学校や保護者、地域が連携し、危険箇所の点検、改善要望を行い、それを受けて教育委員会が警察署や道路管理者など関係機関とともに合同点検として安全点検を実施し、交通対策、防犯対策などが必要な箇所については、担当機関へ進達といたしますか、お願いをするという流れとなっております。

この安全対策に対する課題でございますが、ガードパイプなどをお願いした場合には、地下埋設物との兼ね合いや道路が狭隘である、私有地などの場合は設置に時間を要することがあります。また、信号機、一時停止線の位置変更など交差点の改良、横断歩道の設置などにつきましては、設置することが交通の流れを大きく阻害するというような場合、設置が許可されません。

それから、お尋ねの昨年11月の県の管理道路における緊急点検の結果ということでございますが、本市においては6カ所が危険箇所という報道がお尋ねにございました。その内訳でございますが、1カ所目が古町の国道373号線と429号線との交差点、これは大原総合支所付近へガードパイプを設置すると。2カ所目が湯郷の鷺湯橋から湯郷交流センター付近へのカーブ、これへのガードパイプの設置。3カ所目が檜原中の県道馬形美作線と馬橋平福線との交差点、これは美作北小学校の付近でございます、そこへのガードパイプの設置。4カ所目が大原下町の国道429号線と県道作東大原線との交差点、これはコメリの近くでございます、これへのラバーポール及びガードパイプの設置でございます。5カ所目が北山の県道美作奈義線と馬橋平福線との交差点、よく北小の子どもたちが横断している交差点でございますが、そこへのガードパイプの設置。6カ所目が明見の国道179号線と県道美作奈義線との交差点、明見トンネル付近の横断歩道の白線復旧という、この6カ所でございます。

通学路の改善要望については、教育委員会で取りまとめたものが40カ所ございますが、今回対象となったものにつきましては、県と県警において特に交通量が多い箇所を取り上げ、緊急点検を実施されたものでございます。対応状況につきましては、令和元年度に対応済みが2カ所、これは北山のガードパイプと明見の白線ということでございます。なお、残りの4カ所についても令和2年度中には完了する見込みと聞いております。

次に、キッズ・ゾーンの取り組みについてでございます。

昨年5月の大津市の事故を受けて、各園で散歩コースの点検を実施したところでございます。現時点の対応といたしましては、車両通行が比較的少ないコースを選ぶこと、事前にコースの下見を行うこと、行き先が決まっておって、やむを得ず危険箇所を通らなければならない場合はスクールバスを利用することなどとして、園児の安全に配慮をしております。

キッズ・ゾーンについては、県下ではまだ設置事例はございませんが、国から設置推進の通知もございしますので、子どもたちの安全を確保するためにも警察など関係機関と連携を密にし、より一層の安全対策の推進を図ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

答弁ありがとうございます。

2回目といたしまして、先ほど教育長に答弁いただきまして、各校長が通学路の改善要望を教育委員会の

ほうに上げ、取りまとめたのが44カ所……

〔教育長大川泰栄君「40」と呼ぶ〕

40ですか。

〔教育長大川泰栄君「44」と呼ぶ〕

44ですよ。たしか40の答弁だったものですから。44カ所、そして県のほうが緊急点検したのが6カ所、これについては令和2年度中に全てを完了するという答弁であったと思いますけれども、その先ほど数字を言われました44、教育委員会のほうが改善を要望された中で、県のほうが緊急性を要するとして整備されるのが6カ所。ほんなら、残りの38カ所についての取り組みをまずお尋ねをいたします。

それから、通学路について横断歩道または防護柵というお話はさせてもろうたんですけど、防犯灯また防犯カメラについて美作市がどのような取り組みをされるのか。市長は令和2年中に30基、防犯カメラを設置するとおっしゃっております。こちらについても岡山県のほうは今、平成14年からでしたかね、防犯カメラについて補助事業をやっておられて、途中やめられとった。だけど、また必要なということで、この令和2年度には130基を設置する、その費用とすれば1,300万円を予算計上したという新聞報道もございました。こちらについては、自治体が整備する場合は県の補助も使われ、また市の補助も使うて、ほとんど地元の負担は少なく設置できるというような状況だろうと思いますが、こちらについてを自治会だけじゃなくて通学路、またはスクールバスに仮に乗るとしても、子どもさんが集まってくる場所、また子どもさんがスクールバスから下車するところ、これが校内であれば、学校の門のところに付けると防犯カメラで監視ができると思うんですけど、少しでも離れたところでそういう乗下車をされる場合、防犯カメラも必要ではないかなと。また、歩いて通学する子どもたちもどっかには集まって、それで団体で移動されるところと思うんですけど、そういうところにも防犯カメラが必要じゃないかなと思います。

それと、今でこそ多少日暮れが遅くなりましたけども、夜の部活等を済ませて帰られる中学生、そういう方が自転車で通学される方についても、集落間については当然それぞれの自治会のほうが防犯灯は今までも設置しておられます。ところが、集落間が非常に長いところについて、今までも設置できるところには設置をしておりますけども、地元の負担で、それについては市のほうは補助金を出しとると思うんですけど、これからまだ防犯灯も設置されていない集落間の非常に長いところについても通学路という位置づけで、公費での設置というものが私は必要ではないかなと思います。そういうふうなことにつきましての防犯灯、防犯カメラについての御答弁をいただけたらと思います。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

要望の状況でございますが、済みません、先ほどは失礼いたしました。40カ所ではなく、44カ所でございますが、令和元年度につきましては、44件の要望を行いまして、現在、令和2年2月末現在で18カ所の安全対策は完了しております。令和2年度末までに残る26カ所のうち、7カ所は完了見込みと聞いております。あとはなかなか厳しい状況ではございます。

次に、防犯灯、防犯カメラでございます。防犯カメラにつきましては、御質問のように学校には校門付近、裏門、塀の周辺等、学校周辺には複数の防犯カメラを設置してございますが、通学路の防犯カメラあるいは防犯灯の設置につきましては、通学路に限らず、地域における防犯活動推進との観点、あるいは設置要望については地元の負担金ということも必要になりますので、それぞれ希望される自治会から、学校からも相談をし、くらし安全課にことしも予算がついているようでございますので、くらし安全課に申請をしてい

ただくようにお願いをしているところがございます。いずれにしても、通学路の危険箇所をできる限り安全な形にし、しっかり子どもたちの安全を守ってまいりたい。また、地域の皆様にも見守りをお願いしたいということで、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

先ほど、令和2年2月末で18、7、全部で25地区については見込みが立つとということですけど、あと見込みの立ってないところについては、どのような課題があって見込みが立っていないのか、わかる範囲でよろしいので、お尋ねをしときます。

それから、通学路の設定については、先ほど来申してますとおり、各学校長が児童等の安全確保ができる等の設定基準をもとに行うとされております。安全確保については、これらが危険箇所とする判断基準はあるのでしょうか。冒頭申し上げました事故事例のとおり、歩道も長年にわたって通学路ということで、歩道は整備されておりました。国におきましても、道路の防護柵設置などを進める自治体向けの補助制度を新設し、50、30億円を計上との新聞報道がございました。子どもの安全・安心のために再度、通学路の総点検を実施すべきと考えます。この質問をするに当たりまして、私は市内を一巡させていただきました。通学路で主な道路に面したところだけでございますけれども、一通り走ってまいりました、車でですけども。やはりその中には歩道が全くないところもございます。そういうところについては、まずは側道線、白線を設けていただきたい。そして、白線が整備されたら、路肩を表示する、夜間だったらよくわかりますけども、右側だったらダイダイ色、左側だったら白く光る、これが名前がデリネーターですね、それを設置すると。そして、歩道の整備、次にガードレール、ガードパイプ、要するに防護柵の設置が必要になってくると私は思います。

そこで、こちらが防護柵の中のガードレールを整備されとる箇所です。おわかりかもしれませんが、これは入田の、こちらが3差路になるとこです。歩道です。この道路そのものの外側にガードレール、ガードパイプが整備されてる。同じような線形です。これは縁石だけがあります。そして、先ほど申しましたデリネーター、これがぽつん、ぽつんとある。こちらについては、これは英田地区です。この縁石に車がよく乗り上げるんですよ。亀の状態になるんです、軽四でしたら、乗用車でしたらね。たまたま子どもが通学してない、下校してない時間帯だから事故には遭遇してない。こちらは、同じような外カーブですけども、これも同じく英田地区なんですけども、信号機のある横断歩道です。ということは、この向こうの集落、この地区の集落の子どもたちが全部ここに集まって、時間差はございますよ、この横断歩道を信号が変わるのを待って渡るわけです。そのときに、こちらからのちょうど外カーブになるんです。何もないんです。それで、こういうふうなことについても学校の先生が、先ほども教育長の答弁の中で大体5月から7月に総点検を保護者や地区の方と一緒にされると、そのことは重要なことだろうと思うんですが、私は先ほどもちょっと触れましたけども、市内の通学路について総点検をすべきじゃないかと。そして、この交通安全について見識の高い方が同じ目線で市内をずっと見ていただいて、子どもの安全・安心に取り組んでいただくと、そういうことが必要ではないかと思えます。そちらについての市の取り組みを答弁としていただけたらと思います。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

要望しているわけですが、半分以上がなかなか実施できないということで、その理由は何かということでございます。学校からは多くの場合、歩道の設置、あるいは一番多いのはやはり歩道の設置でございます。歩道の設置をいただいているんですが、その間隔が本当に近い箇所、これをこういうふうに置いてしまうと、交通量の妨げになるというふうに警察が判断される場合に、なかなか許可がおりないといったことがございます。また、いろいろな側溝を掘るであるとか、あるいはガードレール、ガードパイプ等の設置については下水道が近くを通っている等がございまして、すぐには設置できない等のことがありまして、全てが対応できているというわけではございません。

それから、通学路の危険の判断でございます。これについては各学校でしておりますので、いわゆる素人が見ているという面は、学校ですからそういう通学に関してはいろいろ見ているとはいえ、やはりそういう交通事故等の専門ではございません。そうした者が見ているという感は拭えないと思います。

さらに、通学路の総点検をしてはどうかということでございます。これは、大変ありがたい御提案でございます。そうした本当に一定の目で、しかも例えば警察でそういう担当部署に長年勤務されたなどの経験がおありの専門的な見地で点検をする専門員の配置ということは非常にありがたいというふうに思います。これは、交通面だけではなくて、不審者対応についても必要かと思いますが、今現在やっている形では先ほど申し上げましたように、この要綱により設置しております通学路の安全推進会議、これに学校とそれから県、市の道路維持管理部署、そして警察署の交通課と生活安全課、こうした方々に一堂に会していただいて、この点検をしているということで、これに少しかわるものとして、この活動を生かした取り組みを全市民的に推進してまいりたいというふうに考えております。しかしながら、子どもたちの安全を確保するためにも、こうした専門員の配置につきましては、国、県の施策の活用、警察など関係機関ともしっかりと連携をし、より効果的な対策というのは研究してまいりたいと、道路の交通安全については継続して関係部署に要望してまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

萬代議員、総括でお願いします。

**11番（萬代 師一君）**

事が起こってからでは遅いんですね。やはり事が起きる前に手当てをする。そのために教育長も検討するという事なんですけど、市内の総点検、これについて本当に前向きに検討していただきたいと思いません。

このようにガードパイプ、防護柵、市内で整備されてることが本当に少のうございます。英田地区で2カ所、それから美作地区で数カ所あります。こちらについては通学路のみならず、歩道についてもこのカーブで車が通るところで威圧を感じる、風圧を感じる、そういうところについて整備されてます。ところが、作東から大原に向かって走って見ましたんです。1カ所だけなんです。淀橋の100メートルほど大原向きに行ったら民家の前だけなんです。何か事故でもあったのかなあとって、走って見ました。本当にこの防護柵を設置されてるところを探して走って見ましたんですけど、そういう状況でございました。ぜひとも先ほど申しました、事が起こる前に手当てをしていただきたいということを要望いたしまして、本3月議会、私の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番6番、議席番号11番萬代師一議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番7番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

**16番（日笠 一成君）〔質問席〕**

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、これから質問をさせていただきます。

今回は、項目1では、高齢化社会に対応した施策について、2として、主要事業、案件の採択、不採択の経緯の可視化について、執行部内の決裁の流れについてをお尋ねします。

まず、項目1、高齢化社会に対応した施策について。

質問の要旨は、高齢化社会に対応できる看護、介護福祉等対策について、少子・高齢化対策が喫緊の課題ではありますが、今回は高齢化対策について質問をさせていただきます。

山陽新聞、令和2年1月10日付で令和元年10月1日現在、推計で岡山県内27市町村の中で65歳以上の老人人口の割合が、我が市は41.3%と5番目に高い高齢化率と掲載されていました。自宅で生活している人で、自力だけでは日常の生活が不安である、できなくなった人の支援方法についてお尋ねします。

病院、介護福祉施設等に入院、入所が適当と介護度、病状等から判定された方が入所等を希望された場合の受け入れ状況と、市営、指定管理を含む病院、診療所、養護、特養老人施設、介護施設等々をあわせて、民営の同様施設の職員の補充の必要性和確保の方策をお知らせください。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

それでは、高齢化社会に対応できる看護、介護福祉対策について答弁をさせていただきます。

病院や老人福祉施設への入院、入所の受け入れ状況ですが、まず市内の病院及び入院が可能な診療所の病床の稼働率ですが、70%台からほぼ満床に近い医療機関までありますが、市内全体で考えますと、受け入れは可能な状況にあります。

次に、老人福祉施設の入所につきまして、まず老人福祉法第11条の規定によりまず養護老人ホームへの入所措置がありまして、美作市が関係する施設としましては、いずれも一部事務組合立になりますが、作東寮と津山にあります塩手荘が該当しまして、うち作東寮につきましては現在満床の状況にあります。

介護保険法による入所につきましては、認定されました介護度や状態により入所施設が異なることとなります。まず、特別養護老人ホームは、以前はいずれの施設も100人以上の待機者がありましたが、要介護3以上の方が入所条件になりまして、周辺地域に施設が増えたこともありまして、実質の待機者は数人から数十人で、待機期間も以前より短くなっているようです。次に、介護老人保健施設の作東老人保健施設では、空床利用での短期入所——いわゆるショートステイですが——の受け入れも行っておりまして、50床のベッドはほぼ満床に近い状況にあります。さらに、市内に7カ所あります認知症対応型共同生活介護施設のグループホームですが、各施設の待機者が数人から10人程度ということでございます。これらのほかにも多様な施設があり、担当ケアマネジャーと相談しながら最適なケアプランを立てていただきたいというふうに考えます。

次に、各施設の職員の充足状況ですが、まず病院、診療所における看護師、准看護師の充足の状況ですが、市内医療機関のうち7機関から1名から3名の人材が不足しており、全体で10名程度の不足という回答をいただきました。また、老人福祉施設の職員充足状況につきましては、各法人とも工夫をしながら職員確保に努力をされていますが、調査を行いました19の施設のうち9施設では、1名から5名の求人を行っている状況にあり、高齢化、専門職不足で、求人してもなかなか応募がない状況とのこととです。

今回の医療機関への調査におきましては、人材紹介会社より応募される方が増えて、採用に大きなコストがかかるようになった、奨学金等により地元への就業を促進する必要がある、美作市スポーツ医療専門学校に期待したい、現職者の高齢化が進んでおり、若い人材の育成をお願いしたいなどの意見がございました。



現在、看護師の確保につきましては、医師会の協力を得ながら看護師等奨学金貸付制度を設けておりますが、これに加えて、美作市スポーツ医療専門学校の生徒が令和2年度末には卒業を迎えることから、現在行っております実習生の受け入れ等を通じまして、市内への就職を働きかけてまいりたいというふうに考えます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

今後、ますます高齢者数が高まることが推測されております。健康寿命を延ばす施策を多種講じていただいておりますが、高齢化とともに病院、診療所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人施設、介護施設等に入院、入所がやむなしの状況の方々、あわせて在宅介護の支援、訪問介護、介助が必要な方々も増加することが現実化すると推測できます。現在でも病院、診療所においては、看護師、准看護師の不足、老人福祉施設の職員補充状況においても専門職が不足しているとのこと、この事情を的確に捉え、速やかな対応が必要だと思います。

医療機関等から美作市スポーツ医療看護専門学校の卒業者の就労への期待感を感じます。そこで、当校の現状と今後の学校運営計画等の情報をお知らせください。

アとしては、令和2年2月現在、在校生のうち、看護学科、柔道整復スポーツトレーナー学科、介護福祉学科等々の学生数、イとして、令和2年2月速報数値で前述学科への入学希望者数、ウとして、卒業予定者に対する学校の対応方針についてお知らせください。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

日笠議員の質問に答弁させていただきます。3点御質問いただいたと思っております。

まず最初に、令和2年2月現在の学科別の学生数についてでございます。看護学科につきましては、1年生が23名、2年生が28名、柔道トレーナー学科につきましては1年生が3名、2年生が6名、介護福祉学科につきましては1年生が6名、2年生はおりません。合計66名となっております。

次に、令和2年4月の入学見込み者数についてでございますが、併願していた他の学校に合格し、入学を辞退することがあるため、流動的な数字も含まれておりますが、看護学科が35名、柔道整復スポーツトレーナー学科が17名、介護福祉学科が7名、合計59名とお聞きしております。あと一カ月余りございますので、その期間は看護学科の学生を中心になるかと思っておりますけれども、学生を募集してまいると、そういうふうにお聞きしております。

次に、美作市スポーツ医療看護専門学校の卒業予定者に対する学校の対応方針につきましては、令和2年度に看護学科、介護福祉学科の初めての卒業生が出てまいります。そのため、本年3月に看護学科の学生が実習期間としてお世話になりました病院などを中心に就職セミナーを行うなど、地元の病院等が学生に対してアピールできる機会を設け、地元の病院等への就職を進める計画をしているというふうにお聞きしております。しかしながら、学校からお聞きした情報によりますと、新卒で病院等に就職する場合、1人の先輩看護師、二、三年程度の実務経験を有する看護師なんです、プリセプターと言われるそうなんですけれども、その方が一定期間、1人の新人看護師に対してマンツーマンで臨床実践を指導する方法が導入され、新人看護師が理想と現実のギャップの違いによるショックを受けることを緩和し、看護実践能力の獲得を支援するなど、新人教育プログラムが整備されている都市部の200床を超す大きな病院に就職する傾向が強い。地元

の病院等への就職を考えている学生におかれましても、数年の実務経験を踏んだ後に地元の病院等に就職する傾向があるというふうにお聞きしております。これは、全国的な傾向であるというふうにお聞きしております。

なお、看護学科の学生になりますが、地元への就職を希望している学生は数名いるというふうにお聞きしておりますが、新卒で小規模の病院等に勤務することを不安視しているというお話もあります。都市部の大きな病院へ就職することによって実践を積み、経験を積むことによって地元の病院ですぐに役立てるというような形が全国的な傾向となっておりますので、そういった意味で少し長い目で地元への就職の取り組みを見ていただきたいと、そういうふうにお聞きしておりますし、学校からのほうも御理解いただきたいという、そういう要望が寄せられております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

卒業と同時に地元への就労には課題が多くあるとのこと、スキルアップをしてから転入、就職していただける環境を整える必要を感じます。

市長は、先般2月21日、議会開会当日の所信表明で、魅力あるまちづくりに努めると述べられました。当質問に関連した若い人に魅力あるまちづくりについての構想、思いについての補足説明をお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

幾つか申し上げておきたいと思うんですけども、一番簡単、単純なところから申し上げますと、今私どもの保健福祉部で奨学金制度がありまして、卒業後、市内の病院に勤めたら奨学金を免除するということになってるんですけども、今、平田心得から答弁をしたとおり、一旦どっか大きいところへ行って、例えば3年とか4年とか訓練を積んでからこっちへ戻ってきたいというときに、奨学金が免除されないわけなんです、今のところ。そこは制度として改善の余地が実はあると思っておりまして、もう少し実態を見て、ちょうど来年が国家試験時期にたしか最初になると思いますけども、来年のしかるべき時期までに、今申し上げたように制度的に、例えば津山中央病院に3年行って大原病院に来ました、それから何年かいれば奨学金が免除されるんですよみたいなやり方ができるかどうかということが多分焦点になってくると思うんで、これは検討をぜひしていきたいというふうに思っております。

それから、若い人たちへの魅力という点でいいますと、今、水面下で議論をしているところがございまして、何かといいますと、私たちの町において若い人たちが魅力的で安全・安心な、金銭面でも手続面でも、住宅用地の確保ができないかなあというようなことを言ってる節があります。現にあります。そういう点につきましては、今建設部のほうに、例えばこんなところがあるのではないかとということで検討をお願いをしております。育食住といいますけど、住んでもかなり格好いい、格好いいっちゃうか、例えば宅地面積で150坪ぐらいでちゃんと芝生もしっかりできるような、そんなものを安価で提供できるような仕組みにならないかなあというようなことも実は考えさせていただいてます。

それからもう一つは、これは文化政策になるんですが、このところさまざま形で展覧会であるとか音楽会というようなことはやっていますけども、こういった文化面での施策充実というのは当然重要なことになってまいりますし、それをもう少し具体的にやるために今、公民館あるいは作東の美術館などにもお話をしながら、県内でやってらっしゃる展覧会についてこちらにその次の、二番煎じということになるんですけど

も、巡回をお願いできないかみたいなことを具体的に検討するようにお話しさせていただきます。

それから次は、これも非常に重要なポイントになってくるんですけども、どなたかのお尋ねにもありましたように、その方々が今度は子どもをつくろう、結婚しようということになります。そういたしますと、当然でありますけれども、妊娠、出産にまつわるさまざまなサポート施策の充実、これは大分できてまいりました。これもさらに充実ということになりますし、その次は今度は保育園、幼稚園ということなんですが、この分野については今一生懸命、市内各地域の幼稚園、保育園のあり方をハード面も含めて現代的なものにしようとして、まずは大原の保育園の恐らく統合、建てかえになるわけでございますけども、これを認定こども園とした上で地域子育て支援機能をつける、あるいは園庭の整備を遊び込みに適したものにしてみたいな具体の施策の積み重ねの中で、保育環境、就学前教育なのか、幼児教育なのか、言葉遣いはさまざまありますけども、幼児教育段階での環境がよくなったというようなことにしていく、次は小学校、中学校と、最後に先ほど萬代議員からお尋ねにありました、高校になっても周りとの関係で落つるのこのないとか、美作市のほうが周りより低いということがないような支援制度をつくっていく、こういう長い循環の中で住みやすさ、魅力っていうものができていくということになるのではないかと、各課の施策をそれに向けて充実をしていきたいと、こう考えておりますので、何かお気づきの点がございましたら、ぜひまた御示唆を賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日笠議員、総括をしてください。

**16番（日笠 一成君）**

住んでいてよかった、これからも住み続けたい、そんな思いを実感できる、先ほど申し上げていただいたことを充実していただいて、そんな施策を講じていただけることをお願いして、この項目の質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

2項目めに入ってください。

**16番（日笠 一成君）**

項目2、主要事業、案件の採択、不採択の経緯の可視化について、執行部内の決裁の流れについて。

質問の要旨は、案件ごとの必要性等、協議の経緯、決定、決裁等の記録保持についてでございます。

行政執行の上では、稟議、伺い書を経て、市長の執行権で執行する議決あるいは議決事項は、議会の議決を経る必要があり後、執行となります。そのプロセスの可視化が必要と思います。

そこで、お尋ねします。電子決裁を検討されている自治体がありますが、我が市でのスピード、可視化等のメリット、費用対効果等のデメリット等の検討状況をお知らせください。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼いたします。

日笠議員の決裁の流れ、記録の保存等に関する電子決裁についての御質問にお答えをさせていただきます。

電子決裁は、従来の紙での文書を電子文書として決裁し保管できるものでございまして、国や県との往復文書の大半が現在、電子メールで行われております。決裁事務の効率化、ペーパーレス化などが図れるというような効果が期待できるものでございます。しかしながら、デメリットとしましては、紙文書のものを電

子化、電子決裁とするためには、データの取り込み、つまりスキヤニングというようなことでもございますけれども、これに手間がかかる。そして、重要案件等で事前に説明を要するようなものにつきましては、これまでと同様に直接書面等による説明が必要になります。また、大量の資料が添付されている伺い書などでは、読み取りのためのソフトウェアが維持されている、つまり見読性の確保が必要になります。

近隣では、公文書の改ざんを防止するため、電子決裁の導入を検討されている自治体もあるようですが、このように一長一短ある電子決裁でございますので、現在のところ導入についての具体的な検討は行っておりません。しかしながら、将来的にはさらにすぐれたシステムが開発される、デメリットがなくなると、デメリットとなる部分が解消されるということも考えられます。このようなことから、当市におきましては当面、県内の他の自治体の動向を注視しながら、本格的な導入ということは今後の検討課題ということにさせていただきたいと考えております。

なお、このたび県内各市の電子決裁導入の状況について調査をいたしました。10市から回答がございまして、文書決裁については、岡山、倉敷市を含む5市で導入をされておりますが、自治体によっては出先機関の一部のみの利用や、重要なものにつきましては紙での決裁となっている状況でございまして、時間外勤務命令、そして休暇届の承認等など、定型、軽易な決裁が主なものとなっていることを確認させていただきました。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

直ちに全ての事務事業を電子決裁に移行するには、課題が多いことは酌み取ることができますが、検討課題としてください。要は、事案ごとの一連の稟議書、伺い書、決議済み書等の可視化と事業の各検証に対応、対処できるように法令、条例等を遵守した行政に努めていただきますようお願いを申し上げます。取り組み方針について市長のお考えをお知らせください。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

私から総務部を含めてこの問題についてお願いをしてということが1点ございまして、それは何かといいますと、決裁文書がどう保存されるかということでもあります。この保存って結構重要でありまして、破棄しましたっていうことは言う必要がないんで、しっかりと簡便な形で保存すると。年々量がたまっていくわけですね、当然ですけども。したがって、そこをどうするかっていうことになって、倉庫代みたいな話になるんで、今いわゆる電子的な媒体でデータ保存する。データの保存の仕方も基本的には画像保存していくっていうことが割と安くできるようになりました。前は高かったんです、画像にすると。ですから、その辺の保存を体系化をしていくっていうことがこれからの課題であり、また可視化のための大きな、継続的可視化っていうんですかね、大きなステップになってくるし、それが安価にできてまいりますと、保存期間っていうのもぐっと長くできるということになるかというふうに思っています。それを裏返して言ったときに、電子決裁っていうのが割と意味があるのは実はあるんですね。そもそも電子になってるんで、よっからしょとまた電子化をするという作業が省けるという点では大きいんですが、今、総務部長からいろいろ言いましたように、まだまだシステムの例えば安全性がどうかというと、逆に不安になったりするところがまだ残ってまして、そういう意味で少しシステムの改善っていうものを見ながら、決裁時点では対応を考えるけれども、保管場面においてはより多くの文書が電子的に保存されるってことが多分今後の大きな方針ではな

かろうかというふうを考えてるというのが、今の私どもの判断状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

総務部長からありますか。今、市長に答弁してもらったんですが、ありますか、補足で。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

〔16番日笠一成君「ほんなら、お願いします」と呼ぶ〕

2回目の質問じゃろ。2回目の質問に対する答えでしょ。

〔16番日笠一成君「2回目ということで。カウントしないでください」と呼ぶ〕

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

2回目の御質問ということでございます。

先ほどの答弁でも県内各市の電子決裁導入の状況を申し上げたところでございますが、議員の御指摘も踏まえ、導入自治体に対して改めて詳細を確認するなど、電子決裁導入に伴います効果等についてももう少し、いましばらく研究をさせていただきたいと考えております。議員におかれましても何か情報がございましたら、ぜひお知らせを賜りますようよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

プロセスの正当性、正確性等の可視化に努め、あわせて市民の市政に対する声をしんしゃくした行政運営に努めていただけるようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分休憩いたします。

午後3時03分 休憩

---

午後3時13分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

静粛をお願いします。

続きまして、通告順番8番、議席番号10番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

なお、山本雅彦議員より資料配付の申し出がありましたので、お手元に配付しております。御確認ください。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、山本雅彦議員、始めてください。

10番（山本 雅彦君）〔質問席〕

皆さん、こんにちは。こんにちはですね、もう3時を回りましたので。大分お疲れのことだろうと思えますけども、最後までおつき合いのほどよろしく申し上げます。

発言を許可をいただきましたので、令和2年3月議会の一般質問を行わせていただきます。

如月2月、弥生3月と続くこの時期でありますけども、一年で最も生命の息吹を感じる、また感じ始めるころであるわけでありまして。梅やスイセン、フクジュソウやツバキなど多くの花が咲き始めて、もう梅などは満開の木も先日、拝見をしました。作東のパレンティンパークにも梅の木が随分植えてありまして、満開の木もあったし、私が住んでる地域でもそういった梅の花が見事に咲いてる、そういった花もございました。2月19日が雨水でしたので、それからもう10日近くなりますが、雪から雨にかわるということで、農作業の準備が始まるころであるということになるわけでありまして。

一方、近ごろ、本日も市長からの御説明がございましたけれども、新型コロナウイルスによる感染拡大、これが世界経済に与える影響は、まことに大きなものがある。また、その影響を危惧している経営者やエコノミストも数多くいらっしゃるにしまして、私たち住んでおりますこの美作市内でも、この影響を大きく受けている事業者等がたくさんあるわけでありまして。この状況をどのように把握していくのか、まずは感染防止を、防ぐことから始まるわけでありましてけれども、その中で日ごろの経済活動、これは待たないでありますので、そのあたりの市内の事業者の状況を情報収集すると、そういったことも当然やっつけらるんだらうと思うわけでありましてけれども、このことについてそれを分析して、県や国と連携しながら、国も対策費を盛り込んでおられるわけでありましてから、しっかりと手当てをしていくということが大切なのではないかというふうに思うわけでありまして。本年の7月24日から8月9日までの日程で開催される第32回東京オリンピック、また8月25日から9月6日の日程で開催されるパラリンピックに影響が及ばないように私は祈るものであります。私たち一人一人がこういった感染症に罹患しないように、自分の身は自分で守っていくということが必要ではないかと思うわけでありまして。

それでは、令和2年3月議会の一般質問に入らせていただきます。

今回の一般質問につきましては、6項目の質問を通告しております。1点目は、もうもう工房跡地の活用と高速夜行バスについてということでありまして。2点目は、JR姫新線、智頭急行鉄道の利用について、状況を含めてですね。3点目は人工透析について、4点目はため池について、5点目は健診について、6点目がワクチン接種についてであります。順次質問をさせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いたします。

まず1点目のもうもう工房跡地の活用と高速夜行バスについてであります。これは美作市としてこの跡地を取得したのが約7年前になると思われます。その土地にありました建築物の撤去も約一年半ぐらい前に終わらしまして、現在は市民の皆さんの駐車場として活用をされているわけでありまして。土日になりますと、あそこは満杯になるぐらいに駐車をされておりまして、利用が高いんだなあというふうに思うわけでありまして。

市長の所信表明にもございましたように、有料になってもいいんだという方もたくさんいらっしゃるわけでありましてけれども、それはそれとして、この跡地の活用が長い間、まだどういった方向になるのかというのが示されていないと。先ほど言いました市長の所信表明にも、いよいよ本格的にその活用について検討していく段階に入ったというような話だったというふうに思うんですけども、私は以前からこの跡地についてのこともいろいろと提案もしているわけでありましてけれども、私はこの件について、昨年同僚議員と数名で道の駅の視察に行っていました。都合2カ所行ってきたわけでありましてけれども、この道の駅の視察について共通して感じたことがあるんですけども、それはその2つの施設とも非常に敷地面積が広い。今現在の彩

菜茶屋がありますけども、あの彩菜茶屋の5倍から10倍程度の広さでありまして、そこには地場産のものを中心に、その土地ならではのものが置いてありまして、特色が豊かであると。その2カ所とも黒字経営をしておられまして、中の一つの道の駅では、2週間で生産者との決済もしてるというような、そういったところもあったわけでありまして。何事もスピーディーにやっていくということでもありますけども、私もちょくちょく彩菜茶屋に行くんですけども、お客さんは確かに午前中を中心に非常にたくさんの方がいらっしゃる、ただ面積が非常に手狭というか、狭いので、駐車場にもなかなか苦勞されてるというふうに見ることもあります。

そこで、私が申し上げるのは、現在の彩菜茶屋、道の駅について、これを発展的に拡大されると、しようかという、そういうお考えはないのかなというふうに思うんですね。また、そうでなければ、今後どのような計画を、所信表明にもあったわけでありまして、具体的にどういうものに使っていくのかということ、このあたりを改めてお聞きしておきたいなと思います。

いろんな地域を見ておきますと、例えば飲食店のテナントが数店入ってにぎわいをしてるというところもあります。また、屋台なんかがたくさん出てにぎわってるところもある。屋台は湯郷の温泉街のほうがいいのかもしれませんが、そういった特色のある施設を複合的につくっていくということ、これが活用方法かと思えますけども、ただ一点難があるのがあそこは場所が狭いんですね。ですから、奥のほうにもう少し土地があったと思うんですけど、そこらも活用しながら、もう少し大きな施設として活用できないかなと。たしか建設部のほうでお答えがあったと思うんですけど、高速バスの旋回して、そこに乗り場をつくるという、そういったのも選択肢の一つでありますし、またそういった複合的な施設にしていくという意味では、それもぜひお願いしたいなというふうに思うんですね。

そこで、高速バスの話が今出たわけでありまして、以前提案しておりました、これは昨年だったと思うんですけど、一昨年でしたか、提案しておりました高速夜行バスについての質問をしておりました。これは、岡山県内では倉敷を出発して岡山から津山へ来て、津山から東京まで行くという夜行バスでありますけども、この夜行バスは津山の駅で乗車されると、もうどこにもとまらなくなって、ずっと新宿とか品川まで行っちゃうわけですね。これについて、県内最後の停留所として美作インターで何とか乗車できるようにならないだろうかということで御提案を申し上げたわけでありまして、あわせてそのときに、これは鳥取のほうの事業者が運行している高速夜行バスでありますけども、智頭の福原というバス停ですかね、そこを最後にあとは岡山県を通過して東京まで行くというバスもあります。

そこで、大原インターで乗車ができないのかというようなことで、ひとつ研究をしてみたいかということで御提案を申し上げておりますけども、そのことについて現在の状況をお尋ねをしたいと思えます。まずは、1回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

失礼いたします。私のほうからは、跡地の土地活用の具体策について御答弁させていただきます。

もうもう工房跡地の活用については、高速バス利用者向けの駐車場やトイレのほか、レンタカー等の二次交通機関を加えることで、利便性の向上と維持費の軽減を検討しているところでございます。

昨年、お盆シーズンから秋にかけて利用者アンケートを実施したところ、バス利用者が必要と思う施設として、トイレ71%、待合所58%、売店22%、路線バスとレンタカーが各15%のほか、観光情報、急速充電機、タクシー乗り場などが少数意見としてありました。

また、駐車料金の負担については、300円以上が59%、200円が23%、100円が18%で、多くの利用者が有料化について妥当と考えられているということがわかりました。

また駐車場では、高速バスへの乗りかえのほか、自家用車同士の乗り合わせや、バスツアーの集合場所など利用も多く見られ、自家用車から他の交通機関に乗り継ぐパーク・アンド・ライドとして広く活用されています。

これらを踏まえて、跡地の活用について大きく3点の計画を考えております。

1点目は、パーク・アンド・ライド機能として、自家用車同士や高速バス、バスツアーなどへ結節する有料駐車場としての機能を中心に考えています。

2点目としまして、現在の大阪から津山間の高速バスは上下線合わせて51便運行しており、1日平均150人が利用されています。一方で、中国自動車道本線には、大阪から三次、松江、出雲間の長距離バスや、倉敷から東京の夜行バスなど1日当たり約100便が通過しています。バス専用の駐車場など必要施設の整備やETC2を活用することで、通過しているバスにおりてもらい、新たなバス路線が誘致できないかを検討しています。

3点目に、この敷地付近の県道はインターチェンジの交差点のほか、市道の食い違い交差点により車線が複雑になっており、今後、駐車場から車両が増加すると危険性が増す可能性があります。また、交差点が連続するため、新たな信号の設置も困難な状態にあります。そこで、周辺の道路改良により交差点の整理ができないかについて検討を行っております。これらの計画には、道路管理者である岡山県とNEXCO西日本、また各バス事業者等と協議を重ねるとともに、対応できる財源を確保する必要もあります。その可能性について調査研究を進めておるところであります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私のほうから高速夜行バスについての御質問について答弁させていただきます。

昨年6月の議会でも御質問いただきました。そのときには、バス事業者からは具体的なデータの提示があれば検討するのは可能であると回答をいただいております。それを受けまして、昨年9月に美作ICで高速バスを利用されている方に対しアンケート調査を実施いたしました。その結果、東京行き的高速バスがあれば利用されるのかとの質問に対しまして、58.8%の方が利用しないという回答をいただいております。高速バスの利用者の56%の方が60歳以上の方でありましたので、バス利用での長時間、長距離移動を敬遠されることがうかがえております。

また、バス事業者からは毎便3人から5人の利用がなければバス停設置は難しいとの回答もいただいております。また、乗車人数をクリアした場合であっても、実際にバス停を設けるとなると、駐車場の確保や計画運休等に対応するための人員配置等の問題があるとのことでございます。

昨年は、高速バス利用の方を対象にアンケートを実施しましたが、バス停を設けていただくためには、より説得力のある数値をバス事業者にお示しする必要があると考えております。美作市民の方が夜行バスを利用して東京へ移動するニーズの把握をどのような方法で行っていくかについては、もうもう工場の跡地利用も含め、今後さらに検討していく必要があると考えておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

10番（山本 雅彦君）



非常に簡単明瞭な答弁をいただきましてよくわかったんですけども、まずさつき建設部長からこの跡地の活用の具体策ということで答弁をいただきました。これは、建設部長が答えることかな、これは。企画振興部が答えてもいいんじゃないかと思うぐらい。私は、美作市の一つの発展の可能性を秘めた政策だろうと思うんですよ。そこを企画振興部のほうで考える必要があるのではないかというふうに思うんですが、これは市長の判断かもしれませんが、それは申し上げておきたい。だから、建設部長はお忙しいでしょ、なかなかそうはいかないですよ。ですから、その辺はちょっと検討していただいたらいいのかなと思いますね。

そういったことがあった中で、確かに利用者の方からいろんなアンケートをとっておられます。それから、先ほど市民部長からもデータをもとにした答弁もいただいたわけでもありますけども、市民部長はよくまとめておられますよね。ただ、どこでアンケートをとったんですか。要するに、津山駅でしか乗らないんですよ、今は。ここでは乗らないんです。あれば乗るかと言われて、日中移動する方々が乗る美作インターでアンケートをしても余り効果はないと思いますね。できれば、津山の駅でアンケートをしていただいたら、もう少し正確なデータが出るんじゃないかなと思いますね。

ですから、それをまたもとにしてバス事業者とも話をさせていただきたい、これは要望しておきますよね。なぜこう言うかという、私は津山に営業所のあるバス事業者の所長さんを含めて話をしたことがあるんですよ。そうすると、美作インターのところはパーク・アンド・バスライドがぜひやりたいという事業者もあったんですよ。ですから、そこを聞いてるということで、何とかこれが発展できないかということで、あわせて質問をさせていただいたわけでもありますので、そこら辺を含めて昨年6月に質問して以来、ずっとどうなってるかなというふうに思ってたんですけども、現実的にはなかなか進んでないというのが現状であります。

最初の跡地の活用についても、これから具体策が出てくるんだろうということでもありますね。ですから、その辺を早く示していただいて、そして先ほど申し上げた高速夜行バスの停留所についても、あわせてやらないと意味がないわけですから、そこら辺をしっかりと検討していただいて、企画振興部で結構ですからやっていただいたら、いいですよ、どっちか知りませんが。そんな嫌な顔をしないように。

そういうことで、ここの部分については、この1項目めについては、これ以上今申し上げませんが、提案してから10カ月が来ますので、そこら辺で、1年以内ぐらいには具体的な構想、あるいは夜行バスについての設置ができるかどうかという、そういったことも含めて、具体的に検討に入っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

何かほかにおっしゃることはありますか。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

失礼いたします。アンケートの方法についても、市民アンケートということで回答させていただいてる項目等もございますので、この中にも含めてアンケートの文書を入れて、再度データを取りながらしたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

このもうもう工場の跡地につきましては、来年度、新年度予算に委託料を、金額的にはわずかですけども、つけさせてもらって検討していくようにさせてもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

建設部長、そして市民部長からも簡単明瞭な答弁をいただきまして、簡単明瞭ということは、すなわちこれは実行に移しやすいんだらうというふうには思うんですね。ですから、そのあたりをしっかりと私も記憶にとどめておきまして、またいつの日か質問できるようにしたいと思いますが、景山部長もしっかりアンケートをとっていただいて、アンケートの景山というぐらいにやってもらったらいんじゃないですかね。

そういうことで、私はこのことについては一日も早く市民の皆様の要望も高いので、具体的な方法を見つけていただきたいし、また夜行バスにつきましても県内最終地の乗車場所として、その位置づけができるように頑張っていたいただきたいと、このように要望しておきまして、2項目めに入らせてもらいます。

議長（岡本 泰介君）

では、2項目めにどうぞ。

10番（山本 雅彦君）

これも昨年申し上げたところでありますけども、市長の所信表明にもありまして、就任当時のですね。これは、JR姫新線、智頭急行鉄道の利用についてということで通告しておりますが、その中でJR佐用駅でのポイント設置をすると、例えば特急いなばなんか佐用から美作まで来れるんじゃないかというような、そんな話もその当時あったんですね。あれば、私は便利だなと思ったんですよ、それに乗って岡山へということが出来るわけですから。大原には専門学校もありますし、そういった意味では、これがポイントでつながっていくということがいいのではないかなというふうに思うんですね。たしか三県境創生会議ですかね、市長、そこでも議論されてると思います。

私たち議員も以前5市町村の議員連盟で協議してたことがあるんですよ。ところが、これは全然今とまっちゃって話が進んでないんですけども、この中でも議論したことがあります。市長のほうから、その当時、これは何とかできるように努力したいというようなお話もありましたので、改めてその進捗状況をお聞きしております。

その次に、智頭急行、大原駅での現在の利用状況ですね。このあたりもお尋ねしてみたいと思います。よろしくお願いします。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

JR姫新線、智頭急行鉄道の利用についてでございますが、JR佐用駅でのポイント設置につきましては、県境を越えた取り組みとしまして、三県境地域創生会議におきまして、JR姫新線、智頭急行線の利便性の向上についてを議題の一つとしまして、関係首長と課題を共有しましてJR側へ要望を行うとともに、兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会におきましても、JR側へ在来線の利便性の向上についての要望を行ってきました。この要望に対します昨年3月のJR側からの回答は、前年と同様でありまして、利用者が少なく、要望事項への対応は困難であるとの内容であり、実現可能な要望事項を検討してはというものでした。

これを踏まえまして、兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会では、今年度についてはJR側への要望書の提出を見合わせまして、JR、構成市町村、兵庫県、岡山県の実務者レベルでの勉強会を開催した上

で、令和2年度に要望書を提出するということになりました。

三県境地域創生会議におきましては、これまでJRへの要望に重点を置いておりましたが、三県をつなぐ地域住民の重要なインフラであります智頭急行線の利便性の向上を図るため、会議で取りまとめた要望書を、昨年10月25日に智頭急行株式会社へ提出をしております。

今後は、JRよりも智頭急行を主体に要望することを念頭に置きまして、関係自治体とも活動を継続していきたいと考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**〔登壇〕

私のほうからは、智頭急行の大原駅の利用状況について答弁させていただきます。

大原駅の利用状況については、智頭急行が昨年実施された11月における乗降調査結果による1日平均乗降人数実績データで申し上げますと、2017年度との比較では、普通列車が13名の増加、57名でございます。特急列車では、7名増加の55名となっており、いずれも増加している結果となっております。

増加の主な要因としましては、智頭急行全体の乗降人員数が増加していることから、智頭急行の利用自体が増加していることが原因と考えられます。

また、智頭急行の利用促進事業としまして、毎年大原地域で開催されますイベントについて、智頭急行を利用して来場していただくような催し物を智頭急行と美作市において実施してきておりますので、これらの効果があると思っております。また、滋慶学園への通学生の利用も利用者の増加に影響を与えていると思っております。

なお、智頭急行全体の利用者数を平成29年度と平成30年度を比較したデータでは、特急列車では前年比4.8%の減でございますが、普通列車については4.3%の増となっておりますので、特に滋慶学園の通学生は普通列車を使われているのかなというように分析しております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

若干、この問題、特にポイント接続の問題について、鉄道施策の大きな動き、その他がありますのでお話をしておかなければならないと思います。その前提として、鉄道を増改築する、このポイントもそうですけども、特に田舎においてそれをやるっていうのは、道路で10年の長丁場とすれば、20年、30年の長丁場で実現するということになります。例えば智頭急行線も昭和10年ぐらいに計画ができて、一旦頓挫して、40年代に工事してまたやめて、50年ぐらいかかったはずですよ。だから、粘り強くやりにやあいけんと思ってるんですが、一つのポイントとしては、JRができたとき、つまり国鉄の分割民営化ができたときに、国の方針として、もうJRには基本的に補助はしないと、三島会社を除いてね。島にある会社を除いてしないんだという方針が出ておまして、これが鉄道の世界の金科玉条になっておったんです。

ところが、ごらんのとおり、東北の地震があって、その結果、一部の福島県内の鉄道路線が大ダメージを受けて、そこで東北の関係者の方々が一生懸命動き出して、自治体も補助するからと、国も補助するから何とか復活してねって、こういうことで特例法ができたのがおとしでありました。この辺からようやく県が主体になれば関連市町村も含めてJRに対してもし全体としては黒字でもその路線が赤字であるならば支援をできると、こういうことがようやくできたわけでありました。そういう意味で、少しでも、少しでも、少しでも、政策環境が前に行って、その政策環境が前に行ったことを捉まえて、一昨年の大雨のときに姫新線

が全然動かないもんですから、じゃあお金を出してやろうかっつってJRに言って、JRがそこまでのことはと行って、後ずさりをしてすぐ復旧をしますと言って、随分復旧期間が短縮されたと、こういう経緯があるわけでございます。

一方で、智頭急行線につきましては、これはJRではありませんので、そもそもの成り立ちから見てわかりますとおり、地元の自治体が一緒になってつくったというようなものであります。そういう意味では、自治体の助成っていうものがあるって何らおかしくない。したがって、まず智頭急行線についての議論を、（聴取不能）で双方のメリットなんですけれども、していきながら、因美線が一体どうなるんだっていう状況を一方で見ながら、いつかのタイミングでどんと押していくっていうことに多分なると思うんです、これについては、因美線の問題をここで言うのはちょっとおこがましい話もあるんですけども、県内で一番レートの悪い線の一つになっている。でも、鳥取県と津山圏を結ばなきゃいけない。姫新線があるじゃないか、あるいは智頭急行線があるじゃないかっていうことに、JRの方々も、なるほどそれだったらひょっと、どちらが損が少ないかって判断できるかもしれないってことを思っていただけの段階がどっかで私は来ると思ってらるんですね。それまでに政策環境を少しずつよくしていくということが本件、長丁場なんですけれども、私どもの願いと、しつこく、諦めずに、どっかでそういう話がありましたけれども、まさに私はこの問題はその典型の部類だろうというふうに思っております。

バスの停留所の問題は、それよりもっともっと長い。長くて3年、4年がかたがつく、これもある種のタイミングがあると思います。あそこのもうもう工場の跡地が整理をされるときが多分一番力を込めてやるタイミングということで、タイミング問題をいろいろ考えながらやってまいりますので、議員におかれてもとにかくしつこく御質問を継続をしていただきますように、お願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

市長からも今答弁をいただきまして、何か市長の顔を見ながら答弁を聞いてるとすぐできそうな気がするんですけども、なかなか時間がかかる問題でもあります。檜原の鉄道の高架の改良も、あれはたしかもう20年以上前から要望してたと思うんですけども、それがやっとできたという、そのぐらいのスパンが必要なんだろうと思いますけども、ただこの件については、ポイントを1つ設置するということが最大の課題でありますから、引き続き努力をお願いしたいし、また我々もできることがありましたら、しっかりとそれはやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

先ほど会議で取りまとめた要望書を昨年10月25日に智頭急行へ提出したとありましたが、ここだけ、どんなものを提出したのか、要望書を、それを確認させてください。

それから、大原駅の乗降客については、間違いなくこれは増えてるということでありまして、普通列車で13名、特急列車で7名と、人数としてはわずかですけれども、増えることが自体がこの地域から見れば少し奇跡に近いことなんで、そのことが今後の大原地域の活性化にもつながっていくだろうというふうに思います。これは、専門学校ができたということも関係してくるだろうと思いますけども、いずれにしても智頭急行の経営にも大いに寄与してるということになるのではないかなというふうに思います。

このことは、なぜお聞きしたかといいますと、今そういった専門学校等があるのがどういう効果が生まれてるのかということが確認したかったのでお尋ねしたわけでありまして。この件については、答弁は結構です。その1点だけお聞かせ願います。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

昨年10月25日でございまして、萩原市長と智頭町の町長が智頭町の智頭急行本社に出向きまして、要望事項を申し上げますと、決済サービスのさらなる充実ということで、現在大原駅のみで対応可能となっているクレジットカード及び電子マネー決済をほかの駅でも決済ができるようにすること、さらに車内で乗車券を購入する際にもクレジットカード及び電子マネー決済ができるようにすること、それからイコカ対応型自動改札機の導入ということで、智頭急行特急停車駅において自動改札機を導入すること、それから3項目めとしましては、智頭町の恋山形駅の仮設トイレ整備について地元自治体への協力ということで、この3項目を要望しております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

これは、非常に現実的な要望になると思います。ぜひ、これはやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたい。

この件につきましても、順次また私が感じたところに御質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、美作市の活性化ということになると、乗降客が増加すること、また姫新線、あるいは智頭急行の利用者が増えることが何より大事なことなんでしょう。そういった意味で、何とかこの政策が一步でも前に進むことを願っておるわけでありまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

時間も余りありませんので、3項目めに入ってよろしいか。

**議長（岡本 泰介君）**

はい。3項目めをどうぞ。

**10番（山本 雅彦君）**

3項目めは、人工透析についてでございます。

これは、市民の方からの要望もありまして、また治療を実際に受けておられる方からもいろいろお話を聞いたわけでありまして、以前この本会議でも岩江議員のほうからも質問があったことを記憶しておるわけでありまして、そのときの答弁では検討していきたいというようなお話があったように記憶しております。

そこで、この件についてお聞きしたいんですけども、現在市内でこの治療を受けておられる方は何人ぐらいいらっしゃるのか、またその方々が地域別に見るとどうなのか。そして、この方々については、自宅で透析をされてる方もいらっしゃるかもしれませんが、これは結構自宅で透析しようと思えば、大体四、五十万円かかるんですね、いろんな設備をするのにね。そういう方がいらっしゃることを把握していらっしゃるのかどうかということ、そこら辺のことと、それから現在美作市立の病院でこの治療体制を確立すれば、どういったことが要件になっていくのかと。このあたりを改めてお尋ねをしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。まず、1回目です。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕**

市内の透析患者の人数ですが、昨年12月末現在で更生医療費を受給していらっしゃる人工透析の患者の方

が全体で99名いらっしゃいます。地域別の行かれてる医療機関の患者数ですが、勝央町が73名、津山市が13名、岡山市が8名、兵庫県佐用町が3名、その他の地域が2名となっております。

それから、患者の方、されてる方のお住まいの地域別で言いますと、勝田地域が14名、大原地域が10名、東栗倉地域が4名、美作地域が35名、作東地域が24名、それから英田地域が12名という内訳になります。

市の医療機関での人工透析への対応につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、平成29年6月の議会で岩江議員からの一般質問で、その質問に対しまして、市内への透析センター設置は重要な課題であり、現在休止中の作東診療所入院施設の活用も含め、美作市立病院及び診療所等改革検討委員会において検討をしておりますという答弁をしております。

その後、その美作市立病院及び診療所等改革検討委員会で検討いたしましたが、委員会の中での意見が分かれまして、透析センターに関して意見がまとまることができず、建議としては市長のほうに建議書を送ることは、その部分に関してはできませんでした。

その中の一つの意見としては、医師、臨床工学士等の確保が必要であるが、作東診療所単独での医師の確保は困難であり、大原病院と経営、運営を統合した上で導入することが望ましい。臨床工学技士を確保することが望ましいが、透析経験の豊富な看護師等で補うことも可能と考える。通常の透析に加え、患者の利便性を考えた夜間透析を設けるなど、他の透析医療機関と競合しない運営形態が望ましいなどの意見が出されております。

一方で、現状で透析患者数は伸びているものの、将来推計は減少する方向にある。夜間透析を実施し、他の医療機関と競合しない運営形態をとることは望ましいが、夜間透析が期待される65歳未満の患者割合は全体の2割程度であり、夜間スタッフの確保等のコストを考えると、赤字経営が見込まれるため、他の医療機関にある資源を活用すべきとの意見が出されました。

その後、これらの意見を受け、設置に向けた具体的な取り組みはできておりません。現在、これを実現するというで考えるならば、まずは医師や看護師等医療スタッフの充実を図ることを第一として考える必要があり、その上で経営に与える影響等の研究等も進めながら検討を継続していく必要があるかというふうを考えております。

それから、お尋ねのありました自宅での透析治療、腹膜透析ということになるとは思いますが、申しわけありませんが、その数の方がどれぐらいいらっしゃるかというのは、濟いませんが、今私の手元に資料を持っておりませんので、正確な数字はお伝えできませんので、よろしく願います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

大変難しい問題なんだと思います。ただ、美作市内に市立の病院がなければこういう質問はしないわけでありまして、現実的に市立の病院がありまして、その病院で対応できる可能性があるんじゃないかと私は思うんです。そういう意味で質問をさせてもらっております。

先ほど、担当部長からの答弁にございましたように、市内から勝央町に行かれてる方が73名、また津山市が13名、岡山市、大変遠方になりますけども、8名とか兵庫県の佐用町が3名とかいろいろ言っておられました。

実際に、この治療を受けておられる方は大変だろうと思いますわ。自分で行くのも大変だし、またタクシーの利用補助もたしか月額5,000円までであったと思いますけども、これは1回行ったら終わりですよ。週に大体二、三回行かれるわけですから、そうなると当然これは大きな負担になってくると。そういった負

担を少しでも軽減するという意味もありますけども、できれば近くでそういった治療を受けたいというふう  
に願ってる方っていうのはたくさんあるんですね。そういう意味で、他の病院と競合するとかどうかとい  
う、そういう問題ではなくて、市立の病院があるんだから、そこで何とかできるように、これは行政として  
考えていく必要があるんじゃないかと。

たしか、以前、これは私の記憶がはっきりしないんですけど、美作市立の病院について改革をしていこう  
という委員会があったような気がするんですよ。そういったこともあって、検討課題になって。さっきあ  
りましたかね、答弁ありましたかね、そういう。それはなかったように思いますね。ですから、そこら辺も  
少し改めてお聞きしておきたいと思うんですけども、自宅でされてる方については、またそういった調査が  
できましたらどこかで御回答いただければと思いますけども、そうやって交通手段をなかなか選べない方、  
また介護タクシー等に乗って治療に行かなければならない方、そういった方もいらっしゃるわけでありま  
すので、一つには美作市立の病院でそういう施設ができないかということ、もう一つはそういった方々に対し  
て少しでも負担の軽減になるような、例えば送迎について何かこう、社協もそういうのがあるらしいんです  
けども、そういうものを考えてあげる必要があるのかなど。もちろん費用はいただいている話でありますけど  
も、少しでも軽減できることを考えていく必要があるのかなということも思います。タクシーの利用補助だ  
けでは少し負担が大きくなり過ぎますので、そこらあたりも含めて、今後どのように考えていかれるのか、  
何でもそうですけども、何とかしようと思えばできることもあるんですよ。そこらあたりを改めてお尋ね  
しておきたいと思うんですよ。

次、2回目どうぞ。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まことにそのとおりでという気がするわけでありまして、これは根っこに大原病院と、それから作東診療  
所という病院、診療所と2つの機関が独立併存してるっていう問題があって、その独立併存がいいのかど  
うかっていうことを主たる検討課題としながら委員会ができて、今（聴取不能）。

それは、全部統一するのか、透析部分についてするのかというようなことも含めながらいろんな議論がな  
されて、答申で上がってくると思ったら上がってこなかったというのが今の経緯なんですけども、現場の思  
いは現場の思いとしてさまざまにあることは我々も尊重しなければならないわけでありまして、一方で市民  
のニーズが満たされていないことも、これまた厳然たる事実だというのが今の議員の御議論でありますから、  
答申が出てない部分について、もう一回練り直して議論してくださいということを私のほうからは担当の検  
討委員会の方々にこの議会終了後直ちにお願いをしてみたいと思います。

さらに申し上げますと、幸いなことに、透析も含めて医療技術っていうのは日進月歩になっているわけ  
でございまして、去年できなかったことはことしはできるっていうことも随分あるやに聞いているわけであり  
ます。技術が進歩するとスタッフへの負担が軽減されるっていうことは当然でありますし、先ほどもお話が  
ありましたように、場合によっては自宅でもできるっていうこともあるわけでありまして、自宅で作って  
る方々の状況は一体どうなのかっていうことを調べることが問題解決の糸口を定理する可能性も実はあるん  
ですね。そういう意味で、手元にしっかりしたデータがない今の時点ではございまして、御質問の中から  
我々も次の一步に向けてのヒントを幾つか頂戴いたしましたんで、そこを大切にしながらもう一步、これも  
諦めずにしつこくっていう話だと思いますので、やってみたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

市長のほうから前向きな御答弁もございましたし、また担当部としてもそのあたりを含めてまた検討委員会等で協議をするということのようでございますので、江見部長、よろしくお願いします。

そういうことで、これは御期待申し上げまして、終わりたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

では、4項目めに入ってください。

**10番（山本 雅彦君）**

次は、ため池についてであります。

本日、午前中の一般質問でも山本重行議員からも質問がございましたが、若干角度が違いますので、私のほうの質問として申し上げたいと思います。

このため池の災害対策ということで、市内のため池の調査結果、またその現状についてお聞きしますということではありますが、先ほど言いましたように、午前中の答弁と重複する部分は答弁は必要ございませんので、それ以外のところの答弁をお願いしたいと思います。

また、議会での所信表明にもありました赤外線監視カメラの更新、あるいは雨量計の更新というもの、これも所信表明にありましたが、今年度の計画に入っているということなんですけど、ただそれがどの程度の計画なのかということがよくわからないので、改めてその部分をお聞きしておきたいと思います。

それから、ため池について、そのため池の貯水能力に影響を与えておるような状況、つまりしゅんせつが必要なため池はどのくらいあるのかということ、その現状をお聞きします。

それから、このため池を、大小いろいろあるんですけども、そのため池のしゅんせつを受益者が行う場合の負担について、現状はどのような支援ができるのかと、以上3点をお尋ねしておきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

失礼します。答弁をさせていただく前に、先ほどのもうもう工房の中で、2回目で予算をお願いしますという中で、私がわずかという不適切な言葉をつけてしまいましたので、取り消しをさせていただきたいと思えます。済いません。

〔10番山本雅彦君「わずかはわずかなんだろう」と呼ぶ〕

いえ、私にとっては、たくさん。

それでは、済いません、ため池の災害対策について御答弁させていただきます。

ため池の防災対策についての調査は完了したのかということですが、ため池一斉点検は平成25年から平成27年度にかけて実施され、416カ所のうち受益面積が0.5ヘクタール以上の326カ所のため池を調査しております。そのうち、防災重点ため池の4カ所について耐震診断を行っており、緊急に対策が必要なものはありませんでした。

また、平成30年7月豪雨の後に行われましたため池緊急点検では、ため池の決壊等により、下流への被害を及ぼすおそれのあるため池362カ所を調査しております。その調査により、堤体の一部が崩落し、緊急措置が必要なものがありましたが、堤体が市道であったために、市道の維持管理区間ということで早急に復旧をされました。

また、倒木が余水吐の断面を阻害していたものや崩土が堤体に流れ出たものなどがありましたが、それら



については全て対策済みでございます。

今後につきましては、防災重点ため池157カ所のうち緊急度の高いものからハザードマップを作成し、関係者の方々に順次お知らせしていくという予定にしております。

また、利用してないため池の廃止について、防災重点ため池から調査を進めていきたいと考えております。

次に、2点目のしゅんせつが必要な箇所についてということですが、この点検の結果ですが、しゅんせつが必要な箇所はどうだったかということで、調査の項目は堤体のひび割れや漏水など老朽化や余水吐、斜樋などの施設の状況により、ため池の決壊等につながる危険性の有無についての調査が主なものとなっておりますので、しゅんせつや土砂の堆積については対象項目に入っておりません。今回の調査では、しゅんせつが必要かどうかというところまでは把握できておりません。

次、しゅんせつにつきましては、ため池の管理者から随時相談や要望を受けておりまして、対応をとっておるところでございます。

3番目のしゅんせつに対する支援策ということですが、ため池のしゅんせつを対象とする補助事業としましては、県補助の小規模土地改良事業のため池周辺整備事業があります。この事業の採択要件としまして、まず1番目としまして、受益面積が2戸以上であること、2番目にしゅんせつの土量が500立米以上であること、工事費が100万円以上であること、それからしゅんせつした土は田んぼの客土や農地造成などに有効利用するということが要件になっておりまして、残土として処分する場合は対象にならないということです。これら全てを満たせば、地元事業にかかれて、地元負担金は5%ということになります。これ以外には、市の単独事業としまして、工事費の2分の1補助があり、補助対象の工事費の上限が50万円で、補助率が2分の1となっておりますので、最大25万円の補助が受けられます。また、重機の借り上げ料として上限10万円の補助という制度があります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

このため池については、以前も一般質問させていただきましたし、そのときの部長の答弁もお聞きしておりますけれども、私は特に大きなため池については防災マップ等も作成したことがありまして、私どもの地域で2カ所のため池の防災マップの作成も携わらせていただきましたけれども、まだまだ市内にはたくさんそういったため池もありますから、しっかりと対応していただきたいということでもあります。

また、しゅんせつが必要な箇所についてということでもありますけれども、これは、先ほど部長の答弁では必要かどうかまでの把握は十分でないということだったと思うんですね。一番問題なのは、豪雨災害というのが毎年起きるわけですよ。そうすると、ため池の貯水能力が落ちると、案外あっさり川にあふれ出て、あるいはそのほか、田畑にあふれ出て被害を巻き起こす可能性が高いんですね。そこら辺が必要なんですよ。ですから、ため池の貯水能力が今どの程度あるのかということ、これをしっかりと把握していただきたいということなんですね。これは、市の担当者がそれを一々全部確認は、それは難しいでしょ。しかしながら、それは各地域に管理者がいるわけですから、その管理者の方々からそういった要望を受ける、あるいは確認をしていただく、そういったことで要望があれば、それについてしっかりとそれは調査をしていただきたいということなんです。それは、そういう対応をぜひお願いしたいということを申し上げておきたいと思いません。

随時対応してるという答弁はありましたけれども、そういう相談や要望がない場合もあるんですね。あ

るんだけど、改めてこういったことで問題提起をしておけば、そういった相談が入ってくるだろうというふうに思いますので、そのときにはしっかりと対応していただきたい。

それから、しゅんせつに対する支援策ということで、今こういった制度がありますよというのは、部長のほうからお聞きしましたが、しゅんせつの量が500立米以上という、これはちょっとわかりにくいんですよ。どのくらいかというのを、ちょっとまた教えてやってください。100万円以上であれば、要件が整っておれば地元負担は5%であるということであるんですけども、案外このこともわかってない方、受益者の方がわかってないことが結構あって、こういったこともしっかりと知らせていただいて、使い勝手のいい制度を活用していただきたいと。これは、県の制度かな、市の制度ですか、県ですよ。

あと、市単独事業として工事費の2分の1の補助があると。補助対象の工事費の条件が50万円で、補助率が2分の1であると。最大25万円の補助ということでありました。また、重機の借り上げとしても上限10万円の補助ということでもありますけども、重機の借り上げで10万円っていうのはなかなか対応できるようなしゅんせつができないんじゃないかなと思うんですよ。ですけど、そこらあたりも少し補助率の見直しとか、あるいは借り上げ料の見直しも考えていただきたいと。また、この2分の1補助と、それから上限10万円、これを組み合わせることはできないのかと。補助の補助みたいなことになっちゃうんだけど、そういうふうな、要はこれは制度ですから、考えようによっては何とかなる問題だと思いますから、そうやって重複した補助ができないのかなということも、金額の増額はなかなかできないのであれば、そういった重複補助をするということも考えてもいいんじゃないかということをお提案申し上げておきたいですよ。

そういうことをひとつ検討していただきたいということで、2回目の質問としたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

まず最初に、ため池の現状把握ということですが、毎年ため池管理者のほうへため池管理シートのほうをお配りしまして、状況を見ていただきまして、異常等があれば報告してもらおうと。異常がなくてもため池管理シートの提出を願って、そのときにいろいろと情報交換であればさせてもらいますし、要望があれば受け付けるというような対応をとらせてもらっております。

それから、しゅんせつの土量500立米はどの程度かということなんですけれども、田んぼで言いますと5畝の田んぼ、坪数でしたら150ぐらいですかね、150坪強ぐらいになるかと思っておりますけども、その田んぼの1メートル掘ったぐらいの土量になります。大型ダンプで言いますと、90台分ぐらいというようなイメージかと思っております。

それから、地元からの要望とか情報を得ていろいろな制度がありますので、そういうのを紹介しながら積極的に対応をしていきますし、先ほど答弁もさせていただきましたけども、使えなくなったため池とかというのは廃止という方法もありますので、そういうことも検討していただくということになります。

それから、補助制度についてですけども、少子化等によりまして耕作者が減少する中、耕作者にとって施設の管理する負担が増えてきておると、非常に課題となっておりますを感じております。特に、ため池は大量の水をためる機能や構造の面で防災上重要な施設であると。適正な管理が行われて安全な状態を保持していかなくてはいけないということで、けさの答弁の中にも出てきたんですけども、平成30年に補助事業の補助率を決める負担金徴収条例の改正をしまして、地元負担の軽減を行っておるということです。

それから、先ほど出ました2分の1補助とか重機の借り上げですけども、国や県の補助の対象にならないものということで、受益者の方に活用をしていただいております。

単独事業につきましては、議員もおっしゃったように、予算のうちでなるべく多くの要望に応えられるようにということで、限度額を定めて運用しているところでございます。農業者の負担が少しでも軽くなるようにということで、適正な管理につながっていくように、これまでの利用実績であるとか申請者の声を聞きながら、他の自治体がどういうことを、どういう制度をやっているかというようなことも参考にしながら研究してまいりたいと思います。

組み合わせというのもありましたんで、そういうのも今後できるかというようなことも含めて研究してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、ちなみに重機の借上げ10万円でどのくらいかなということで調べてみたんですけども、使う機種とか、バックホーとかダンプによって全然規模は違うんですけど、小さいものでしたら2日間で70立米強、現場条件とか作業状態によってかなり変わってくると思うんですけども、計算上はそのくらいな量はとれるのではないかなというような試算をしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

〔10番山本雅彦君「3回目ですかね」と呼ぶ〕

はい。3回目です。

10番（山本 雅彦君）

建設部長も前向きな検討をしていきたいということだったろうと思います、勝手に解釈しておりますけど。

そういうことで、先ほど言いました重複補助も含めて検討していただきたいし、ただこれはため池なんかのしゅんせつは割と業者の方をお願いすると、なかなか大変だということなんですよね。鉄板を何枚か敷いたりしながら池に入っていくし、なかなか時間もかかるし、費用もかかってくるということで、実際は大変だろうと本当に私も思ってます。しかしながら、災害を防ぐという意味からも、そして受益者負担を軽減するという意味からも、この補助制度の見直しも含めて、今後も検討していただきたいということを申し上げておきますけども、そういうことで次に行ってよろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

はい。では、5項目めに入ってください。

〔「トイレ休憩抜けとろう」と呼ぶ者あり〕

トイレ休憩しましょうか。それでは、10分間休憩します。

午後4時24分 休憩

---

午後4時33分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

念のためお諮りしておきます。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、山本雅彦議員、5項目めから入ってください。

## 10番（山本 雅彦君）

延長にならないように。

それでは、5項目めの質問でございますけども、健診についてということで、全体のことも入るわけでありまして、本市の実施する健診の受診状況というもの、これについてお尋ねをしておきたいと思っております。決算書等にも出ておりますけども、改めて確認をしたいと思うんです。

あと、その次としてフレイル健診というもの、これについて準備状況等を含めて確認しておきたいんですけども、このフレイル健診というのは、75歳以上を対象としたフレイル、フレイルティという、虚弱ということがもともとなった造語だそうでありまして、これは要支援とか要介護に入る前の虚弱期を差すわけがあります。

きょうは、議長の許可をいただいて、その15項目の質問票を、これは厚労省がつくったものでありますけども、これを皆さんに配付しております。この項目は15項目ありますけども、この項目に従って健診時等に質問をして、この中でどういったことが当てはまるかということで、そのフレイル度を確認をするということでありまして。この中にいらっしゃる方は、恐らくこの質問票全てが丸になる方はいないと思っておりますけども、高齢の方はこういったことが一つの判断の基準になるということでありまして。

この15項目の質問票、これが健康寿命の延伸策に活用するものでありますけども、美作市でのそのスケジュール、これは本年4月以降にこれが始まるわけでありまして、これについてどういった準備状況なのかということ、あるいは対象人数などはどの程度いらっしゃるのかということ、これをお尋ねしておきたいというふうに思うんですね。

続けて、これは質問ではないんですけども、同じように本年4月から保険適用が始まる制度として、こういったものもあるんですね。遺伝性の乳がん、あるいは卵巣がん、これはHBOCと言うんですけども、これと診断された患者が受ける未発症の乳房や卵巣、卵管の切除手術、HBOCが疑われる人への遺伝カウンセリングや遺伝子検査、切除後の乳房の再建術にも保険が適用されるようになります。これは、特定の遺伝子に生まれつき変異があるため発症しやすくなる症候群であるということで、200人から500人に1人が該当されるようであります。アメリカの女優のアンジェリーナ・ジョリーさん、あの方もそういう遺伝子の変異があるということでやったわけでありまして、こういったことで保険適用が始まるということもお知らせしておきたいと思っておりますので、多分保健福祉部長はよく御存じだと思いますから、こういったことも広報紙にまた上げていただいて、市民の方の啓発をしていただきたいと思いますというわけでありまして。

このフレイル健診について、美作市の新年度からの予定について、あるいはその状況について、今のわかっている範囲で結構でございますので、御答弁をいただきたいと思います。

## 議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

## 保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。それではまず、1番目の御質問の市内の健診の受診率についてお答えをしたいと思います。

各種がん検診の受診率につきましては、他市町村との比較ができる数値として、県が取りまとめています岡山県の成人保健報告がございます。これは、69歳までの受診率になりますが、平成28年で胃がん検診は県平均9.0%に対し、美作市は15.1%、肺がん検診は県9.1%に対して17.7%、大腸がん検診は県7.8%に対して17.8%となっており、この3種のがん検診では、県内15市の中でトップの受診率であります。乳がん検診は、県15.8%に対して20.7%、子宮がん検診は県14.5%に対して16.7%で、県内トップとはいきませんが、県平均より高い受診率ということになっております。

また、国保特定健診の受診率は、最新の法定報告で平成29年度43.9%です。県内15市の中では、こちらもトップの受診率ということでございます。

次に、フレイル健診についてです。

国は、令和2年度から75歳以上の方を対象に行う健診で活用されている現行の質問票にかわるものとして、フレイルの状態になっているかチェックする後期高齢者の質問票を導入するとしております。

これまで使用していた問診票は、メタボリックシンドローム対策に着目した質問項目が設定されており、フレイルなどの高齢者の特性を把握するものとしては十分なものとはいえてなかったことから、来年度より、転倒の有無や、そしゃくや飲み込みの状況、外出の頻度、物忘れの有無など15項目を尋ね、運動能力や栄養状態などを把握するものとなっております。

これを受けまして、美作市においても総合健診で行っております後期高齢者の健診でこの問診項目を取り入れる予定としております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

私は、よく我が美作市の保健福祉部というのは非常によくやっていると、よく褒めるんですけども、その中で今回こうやって受診率、特定健診も含めた受診率、この受診率が県下でも非常にトップクラスであるということなんですけども、ただこれ以上に受診率を上げるということではできないのかなという、そんな高い数字でもないんでね。ただ、ほかが低いんだろうと思うんですけどね。これを上げることができない理由は何なのか。例えば介護施設に入っていらっしゃる方が多いとか、あるいは寝たきりの方が多いか、そういうことだけではなくて、まだまだ受診が十分ではないというふうに思うんですけども、これをもう少し受診率を上げていくということ、それがどうやったらできるのかなという、保健師の方が訪問したりして、しっかり行っていただいているんですけども、なかなかそれがここぐらいまでしか上がらないのかどうかということ、これを部長の今の感覚で結構ですから、お答えいただきたいと思うんですね。

それから、フレイル健診については、先ほど15項目のチラシをお配りしましたけども、この中で幾つあればどうなるかっていうことは、私にはよくわかりませんが、ただ少なくとも3つ以上ないほうがいいのかなと思ってるんですね。ですから、これをごらんになって、皆さん方がわしは一つもないんじゃないかと私はゼロだとかという方もあるかもしれないけども、こういったことが75歳になる前にこういうフレイル健診っていうのをやるんだということ、これを美作市では本年度から取り入れてやっていく、これは全国的にやるんですけども、こういったことをやるんだということで、ひとつ参考までに見ていただいたらというふうに思いましたし、私もこれを見たときに、結構該当するものがあるのかなと思ったりはしたもんですから、申し上げておきます。

この総合健診っていうのは、毎年6月ごろから始めるんですかね、5月からですかね、やりますよね。そのときに、後期高齢者の健診でこれを使うということで、それでよかったですかね。

以上、2回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

先ほど健診の数値については、それぞれの健診の種別ごとに申し上げましたが、県下を比較する意味で69歳までの間の方に限っての受診率を申し上げましたので、これの市独自の受診率を出したものがあ

て、それは全て69歳を超えた方も含めた数字でございます。

ちなみに、報告をさせていただきますと、肺がん検診については、これは令和元年度の速報値ですが58.4%、大腸がんにつきましては50.6%、それから前立腺がんにつきましては42.3%、それから乳がんについては39.6%、それから子宮がんについては30.4%と、胃がんにつきましては29.4%ということで、多少受ける部分によって受診率は違いますが、肺がん、大腸がんについては高い率があらわれているということです。

この率の出し方につきましては、大都市、岡山、倉敷の出し方と、実は美作市の場合は、出し方がどうも違ってるようでして、一概にこの率を比較するのは非常に難しい状況にはあるんですが、美作市の場合は今ちょうど愛育委員さんが各世帯を回っていただいて、これの受診の申し込みをしていただいて、それを回収していただいて、さらにもう一度、今度は健診前になるともう一度御足労願うというような形で、非常に愛育委員さんが各戸を回っていただいて受診勧奨に熱心に活動をしていただいているというのがこの数字にあらわれているという状況であります。議員おっしゃるとおり、なぜもう少し上がっていかないかということにつきましては、病気に対することをもう少し我々もいろんな機会の中で市民の皆さんにそれをPRしていきまして、受診率を上げることを普及啓発していかなければならないと思いますし、国保以外の協会けんぽの保険に入ってる方でありましてか大きな企業に入られてる方につきましても、人間ドックの受診であるとかといったものを企業内でしっかり働きかけていただくということが必要ではないかなというふうに思います。

それから、フレイル健診につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおりに、5月から始まります総合健診の中で後期高齢の方に対しましてこの問診票を記入していただいて、指導が必要な方についてその質問票を生かしながら来年以降のフレイルの防止に向けて指導をさせていただくという形になります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

先ほど私が発言した中で、保健師の方は頑張っているということを申し上げましたが、若干つけ加えておきますと、保健師の方も頑張っているんだけど、先ほど部長の答弁にありましたように、愛育委員の方も頑張っているということで、私の言葉足らずを少し訂正しておきたいと思っておりますけども、愛育委員の皆様も今後ともどうぞよろしくお願いをいたしまして、健診率を高めていただきたいということでございます。

この項は、これで終わらせていただいて、最後の項に入ってよろしいか。

**議長（岡本 泰介君）**

6項目めに入ってください。

**10番（山本 雅彦君）**

最後の項ですけども、これはワクチン接種についてであります。

ロタワクチンの接種に向けての取り組みについてということをお尋ねするわけでありまして、これは本年令和2年10月から始まる制度でございます。2020年8月以降に生まれた方は原則無料になるということでもあります。これは、小児期の重症下痢症として最も頻度が高いウイルスだそうでありまして、生後6か月から2歳をピークとして5歳までに感染するということでもあります。繰り返し感染し、特に初めての感染は重症化しやすく、ひどい脱水症状が起こると。これは、世界中どこでも起こるわけでありまして、わ

ずかな便に含まれるウイルスが口に入ってうつるなど、根本的な治療法も今のところないわけであります。世界では、100カ国以上が定期接種化しているということであります。

現在、日本では希望者が自己負担で受ける任意接種、大体二、三万円かかるそうでありますけれども、接種率は全国平均で70%前後ということで、都道府県では随分ばらつきがあるということであります。子どもさんが生後2カ月から3歳までに接種するワクチンというのは、B型肝炎ワクチンとかヒブワクチンとか、あるいは四種混合とかBCGとか、実に13種類ぐらいあるんですよ。それを3歳ぐらいまでに接種するわけでありますけれども、その中の一つに今度はこのロタワクチンが入るわけであります。

この接種が始まるということで、これもしっかりと啓発をしていただきながら受診率、あるいはワクチン接種率、これを高めていただきたいという思いで、今回一般質問におろさせてもらったわけであります。賢明なる保健福祉部でありますから、既に十分その体制は整えていらっしゃると思いますけれども、改めてお尋ねをしておきたいというふうに思うわけであります。よろしくをお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

ロタウイルスは、乳幼児の急性胃腸炎の主要な病原体で、重症化した場合は重篤な合併症を引き起こすことがあるため、ワクチンでの予防が有効とされています。

現在の接種状況につきましては、現在は任意接種ということですので、市としての把握はできておりませんが、来年10月からは予防接種法に基づく定期接種になりますので、市が接種状況を把握していくということになります。接種に係る費用も他の定期接種と同じく公費で実施いたしますので、来年度予算に計上をしており、今回の当初予算に計上をしているところでございます。

なお、公費対象は、2020年8月1日以降に生まれた子どもさんが対象となりますので、出生時に行っておきます保健師の赤ちゃん訪問などで周知していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

今令和2年と3年と食い違ふとるよ。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

済みません。対象となる時期ですが、令和2年10月1日です。2020年、令和2年、ことしの10月1日から8月1日以降に生まれた子どもさんが対象ということになりますので、よろしくをお願いします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

この3月定例議会でこうやって言っちゃうもんですから、私が言っちゃったんですけども、10月から始まる制度なんですね。そうすると、先ほど部長の答弁にありましたように、本年8月1日以降から生まれた方が対象になるということなんで、そうすると4月から7月31日までに生まれた子はどうなるんらというこことになっちゃうんですね。このあたりは、市長に判断をお任せするわけでありますけれども、できるだけ助成ができるように考えていただいて、あと10月1日以降は公費助成ということになりますので、ひとつこの3月定例で申し上げたことが一つの参考になるということで、ぜひ保護者の方にもお知らせいただいて、取り組んでいただきたいと。

ただ、このワクチンは、実は副作用もあるんですよ。どういうことかということ、腸と腸が重なっちゃう、いわゆる腸重積という、これが指摘されてるんですね。ただ、これは例としてはごくわずかになるんですけど

ども、このことについて、ワクチンそのものがそういった腸重積も指摘されているんだけど、社会全体にもたらす恩恵のほうが大きいということで、今回の定期接種になったわけでありますので、そのあたりも含めてしっかりと保護者の方含めてお知らせいただいて、しっかりとこれに取り組んでいただきたいということを最後に申し上げておきたいと思います。

時間が少々残っておりますけども、これで、5時も近くなりましたので、私のこの3月定例議会の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

なお、本日、前向きな御答弁をいただいたことについては、またいつかそういったことでお尋ねしておきますので、しっかりとそれまでよろしくお願いをしたいということを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番8番、議席番号10番山本雅彦議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月2日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後4時56分 延会



令和2年3月2日

(第 5 号)

1. 議事日程（5日目）

（令和2年第1回美作市議会3月定例会）

令和2年3月2日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	岡	本	泰	介	

3. 欠席議員は次のとおりである（0名）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明												
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮									
総	務	部	長	岡	本	和	之	危	機	管	理	監	高	山	宏	明								
教	育	次	長	山	名	浩	二	市	民	部	長	景	山	二	男									
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	消	防	長	皆	木	佳	久									
環	境	部	長	森	元	浩	之	経	済	部	長	遠	藤	宏	一									
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	春	名	隆	広								
企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春	企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	
農	業	振	興	課	長	神	浦	克	史	財	政	課	長	太	田	裕	二							
農	村	整	備	課	長	安	東	栄	作	教	育	総	務	課	長	宮	前	聖						

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	坂	元	省	吾				
係	長	金	谷	裕	子				

議長（岡本 泰介君）

皆様おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただくようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8号にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

2月28日に引き続き会議を開きます。

議席番号9番金谷のり子議員が通院のため午前中欠席です。議席番号11番萬代師一議員が葬儀のため午前中欠席です。議席番号15番岩江正行議員が通院のため午前中欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

私からは新型コロナウイルス予防対策関係で一言御報告を申し上げたいと思っております。

せんだつての議会において、マスクについては指示をさせていただいた3万枚以上、約4万枚の確保ができた一方で、指消毒のアルコールにつきましてはもう一歩足りなかったんだという話を差し上げましたが、保健福祉部のほうからきょう朝、正式に報告ございまして、100本分確保してくれと、250ミリリットル換算で申しておりましたが、同じく250ミリリットル換算で440本程度の確保ができたという、割合心強い報告がございました。

そして、これにつきましては学校・園、放課後児童クラブなど、子どもたちに関連する施設及び老人の方々、介護を含めての利用される必須の施設でございます、特養であるとか幾つかございますけれども、そういったところを重点として配備をしたいというふうに思っておりますが、それぞれの施設で確保されてるケースもありますので、詳細につきましては今後、きょうの午後、議会終了後に予防本部を開催して、その具体的な配備の仕方について方向性を決めるということにしたいと思っております。

繰り返しますが、マスクについては確保されましたが、当初の予定量。消毒液についての確保が課題でありましたけれども、当初の目標を上回る形で確保がとりあえずはできております。そして、それを子どもたちの施設、あるいは老人福祉の施設等を重点として、具体的な配布方法をきょうの午後、議会終了後の予防本部において議論をして決定するというところでございます。

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

議事日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番9番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

それでは、ただいまより6番倉地重夫の2020年3月議会での一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は4件の項目で質問をさせていただきます。

1番目に補聴器の購入に市の補助をという項目、2番目に下水道事業中期経営計画について、3番目に市の基幹産業である農業政策について、それから4番目に市民の皆さんが私のほうにちょっと連絡いただいたんですが、有料ごみ袋の価格についてということで質問させていただきます。

それでは、順次1番から質問に入ります。

補聴器購入に市の補助をということで、加齢による難聴者のための支援策として補聴器の購入を助成する自治体が全国的に増加してきています。実態についてどのように把握されていますか。

また、当市でこれらにどのように取り込まれるのかお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

おはようございます。

それでは、補聴器に対する御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

厚生労働省の新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）の発症予防の項目の中で、加齢、高血圧、糖尿病、喫煙、難聴等が認知症の危険因子であり、認知症の発症予防については、運動、栄養改善、社会交流、趣味活動など、日常生活における取り組みが認知機能低下の予防につながる可能性が高いとされています。美作市では地域におけるサロンや体操教室の取り組みを推進しているところです。

また、聴覚障がいとして6級以上の身体障害者手帳を取得していらっしゃる方につきましては、補聴器を含めた各種補装具について、障害者総合支援法に基づいて身体上の障がいを補うために必要な用具の購入、または修理に係る費用を支給しています。なお、補装具の支給に当たっては、事前に岡山県身体障害者更生相談所、または巡回更生相談での判定が必要となっております。

費用負担につきましては、補聴器の形式によりそれぞれ基準額があり、基準額以内のものであれば3万7,200円を上限として原則1割負担ですが、市民税非課税世帯の方は自己負担は必要ありません。

市内で聴覚障がい6級以上の手帳を保有されている方は平成31年3月末現在で138名おられますが、そのうちの119名の方が70歳以上の高齢者ということになっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

今回の部長のお答えは一般的な取り組みというか、国の制度の範囲内であって、私がお尋ねしたのは美作市としてそれに上乗せする補助を提案するものであります。加齢によって難聴となり、生活に支障を来しているが、規定70デシベル以上の聴力があるため身体障がい者と認定されない中度、軽度の加齢難聴者への支援が認知症予防との関係でも注目され、補聴器購入助成などの取り組みについてお尋ねしたものです。

国においても国立研究開発機構、AMEDによる視聴覚障がいの発生による認知機能低下予防効果を検証するための研究事業も始まっています。高齢者の加齢による難聴はほとんどの場合、規定聴力に該当せず、法による補助の対象外となりますが、近年、高齢者人口の増加に伴い、また高齢者の生活状態の悪化の中で自治体が高齢性難聴者補聴器購入への助成への取り組みを実施している自治体が生まれてきています。これらについてはどのように把握されておられますでしょうか。

高齢者、70代の男性の23.7%、女性10.6%、80歳代では男性36.5%、女性28.8%の人が難聴者となっており、原因は動脈硬化による血流障がい原因とされていますが、さらにストレス、睡眠不足、騒

音、運動不足などが上げられています。

難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合への出席や外出への機会が減り、コミュニケーション障がいが起こるとされています。さらに、認知機能低下が正常聴力の人より32から41%の悪化が見られています。以上、神崎仁国際医療福祉大学教授の著書、補聴器の必要な人、不要な人、医療と看護者による記事であります。

また、厚労省介護予防マニュアル改定版、平成24年3月でも高齢者のひきこもりの要因の一つに聴力の低下を上げて対策を求めています。現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていない、日本補聴器工業会。理由の一つは補聴器の価格です。補聴器は3万円ぐらいから30万円以上のももあり、平均で15万円と価格が高過ぎるとの声が多くあります。もとより、国が補聴器購入補助の内容を充実させていくことが求められますが、全国の自治体の中でも補聴器購入の補助に取り組んでいる自治体があります。これらのことをどのように把握されておられますでしょうか。

市の第7期高齢者福祉計画によると、平成29年10月1日、住民基本台帳2万8,367人、この台帳人口の推計では、65歳から74歳までの人口、4,767人、そのうち加齢性難聴のある方は1,200人から1,900人。75歳以上、6,378人、そのうち加齢難聴のある方は2,550人から4,200人、市内には少なくとも3,750人から6,100人の難聴者がいることとなります。これらの市民の皆さんの難聴を原因とした認知機能低下の予防にどのように取り組もうとしているのかお答えをお願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

全国の自治体の中でも身体障がい者と認定されない中度、軽度の加齢性の難聴者への支援、つまり補聴器購入の補助に取り組んでいらっしゃる自治体については、静岡県長泉町や愛知県北名古屋市などが上限額を設定して補聴器購入額の2分の1以内の補助金を出しているところや、北海道北見市においては市民税非課税世帯、両耳の聴力損失が40デシベル以上という条件ではありますが、高度難聴用ポケット型の補聴器を支給しているところがあるということ把握しております。また、30年度からは補聴器の購入費用が医療費控除の対象となるということで税制改正が行われているところです。

難聴を原因とした認知機能の低下予防に関しましては、地域のサロンや体操教室を推進しまして、専門医、関係各機関、団体と連携を図りながら総合的な予防に努めていきたいと考えており、また多様なコミュニケーション手段の選択と利用ができる環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。

あわせて、議員より示されました加齢性難聴のある方への推計者数についても市としての調査も行ってまいりたいというふうに考えます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

1回目の部長の答弁で6級以上の手帳、138名が保有されていると、そのうちの119名が70歳以上の高齢者ということですが、こういう健康診断の間診とかそういった中で、難聴に関する相談といいますか、健康診断を受診されている高齢者の中からそういう相談を受けたり、あるいはこっちのほうから問いかけたような取り組みは、現時点ではされていないということになるんですかね。

これから、先ほど言われたそういうことも調査に取り組むというような形で答弁がありましたが、結局コミュニケーションが成り立たないっていうのか、結局高齢者、耳が聞こえにくい人の外出をおっくうにした

り、あるいは話をしても意思疎通が曖昧なままに生半可に返事をしたりして、それがトラブルに発展したりということで、結局その人と会話をしたりするということに対して出不精になったり、あるいは人と会うのを避けたりということにつながってくる、それがひいては先ほど言いましたように認知症に発症、結局認知症を発生させないためにはいろんなことに興味を持って、人とかかわって会話をしたり、趣味を増やしたり、そういうことをずっと高齢化の中でも続けていくことが認知症の発症をおくらせて、いつまでも健康で元気に老後を送る大きな要素になると思うんですよ。

だから、これからそういうことに取り組んでいくということなんで、ぜひとも美作市でもこういった難聴と認知症との関係っていうものをしっかり市民の皆さんがどういうふうに感じておられるかということも調査をして、それからそれに対して市民に応える形の政策をぜひとも実現していただきたいと思います。

今回、私が一般質問でこの補聴器のことを取り上げるんだっていったら、早速、おお、倉地さん期待してるというようなことを、まだまだ助成制度が美作市であるわけじゃないんで、とりあえずこういうことを提案するんだってということでその人にはお答えしたんですけど、非常に多くの方が難聴のためにコミュニケーションがうまくいかないということを実態として体験されとる方が大勢いらっしゃるということ、このことを踏まえて今後の取り組みについて積極的な取り組みをお願いしたいと思いますが、3回目の質問とします。

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

おっしゃるとおり、耳の機能が低下をする、会話の中でわからない言葉があつて生半可になる。会話が怖くなったり、あるいは外出がうっとうしくなるというようなことはとても心配であり、またぜひとも防がなきゃいけないことであります。

先ほどは障がい者福祉の観点からのお答えがありましたけれども、恐らく今後は高齢者福祉の観点から難聴の問題をどう考えていくかということが必要だというふうにおっしゃっておられるのではないかと思います。そうでありますと、例えば介護保険の中の介護予防とかというところでどう関係するかということが一つの焦点になってくるわけでありまして、そうなりますと例えば現場の意見ということであれば、ケアマネの方々の御意見であるとか、あるいは高齢者福祉施設の職員の方々がどう思ってるかとか、そういったことを保健福祉部のほうから聞くというのが非常に重要なポイントになってまいりますので、そういった御意見どうなってるかということについて高齢者福祉のほうからとりあえず各関係機関に聞いていただくというふうに思っております。

その後、どうするか、これは検討の中で、研究の中で方向性が出ればまた報告をさせていただきたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員、総括してください。

**6番（倉地 重夫君）**

ということで、障がいとして補聴器の補助というか、国で、最初の1回目の質問で部長の答弁にあります3万7,200円を上限として1割負担での補助制度というのは、結局70デシ以上という聴力、非常に聞こえとしてはもう耳元で話さないと聞こえないレベルでないと補聴器が補助の対象にならないような非常に厳しい条件なんですけれども。

補聴器っていうのが聞こえなくなってから補聴器を導入したらなかなか使いこなせないというか、そうい

う問題も結構含んでるということなんです。比較的弱難聴というか、弱い難聴の時点から補聴器をなれていくというんか、そういうことも非常に大事だというようなことが指摘されております。ぜひともそういうことで前向きに、さっき言われた介護保険制度の補助用具っていうんですか、こういうものの導入の対象で補聴器の助成ができるんかどうかというようなこともぜひともこれ、国の取り組みとも絡んでくるんで美作市独自でやることじゃありませんけど、ぜひともこういうことも大きな研究課題になると思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

以上でこの1項目めの質問を終わらせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

2項目めに入ってください。

**6番（倉地 重夫君）**

2項目めは下水道事業の中期経営計画についてということで、平成27年8月に改定版が出ているが、その進捗状況はということでお尋ねします。

平成27年8月に発表されていますが、市民への説明はなされているのか。本来ならば委員会に諮るべき事案だと思われませんが、その予定は。試算では農業集落排水を公共下水道や特定環境保全公共下水道に統合することで維持管理費や後年発生する更新費用を削減する効果が期待されるとされていますが、その計画はどのようなになっていますか。

市の人口が減る中で、水洗化人口は502人の減となっています。その実態は農業集落排水事業水洗化人口はマイナス1,116人、一方、公共下水道は1,068人の増加となっています。このことをどのように捉えられていますか。

農村集落排水エリアでは高齢化、過疎化で利用人口が減っている。統合には多額の工事費が必要になってきます。企業債がその財源になるとされていますが、市民に多額の負担を求めることにはならないのか。

処理水量に対して不明水量が175キロリットルと実に5.7%にもなっています。これらの対策も急がれるところですが、その計画はどのようなになっていますか。

下水道事業についてはこの質問なんですけど、最後の項目でゴミ袋の項目で9月議会でのブローポンプの電気料金のことについてお尋ねしていましたが、その項目を、ここに入れたほうがいだろうということなんでここでお尋ねいたします。ブローポンプの電気料金のことについて、その後どのように進展したのか、どのように調べられたかということをご答えをお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

森元環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**〔登壇〕

おはようございます。

倉地議員2項目めの下水道事業中期経営計画について答弁させていただきます。

まず、計画の進捗状況について、また市民等への説明についてということでございますが、本市の下水道事業の課題は施設維持管理だけではなく、施設の長寿命化及び施設の統廃合、経営の効率化及び健全化を考慮し行動するものであります。今後の事業を計画的かつ効率的に展開し、下水道事業の経営健全化を図る指針とするために下水道事業中期経営計画を策定し、統合事業により現在3施設を公共下水道事業に統合し、管路の構成、また処理場などの長寿命化等も図っております。

また、市民の皆様への説明としましては、経営健全化に向けた議論の契機とするためにも、美作市のホームページ等で下水道事業中期経営計画を公開しております。また、平成31年3月5日の産業建設委員会にお

きましても委員の皆様には下水道統合計画模式図を提示しているところでございます。

また、計画の試算では、施設の統合により維持管理費や後年発生する更新費用を削減する効果が期待されていますが、計画はどのようになっているかという質問でございますが、汚水処理施設の統合は今年度末まで美作地域の農業集落排水施設3施設、小規模集合排水処理施設1施設を公共下水道へ統合することになります。

統合の概要につきましては、平成28年度に農業集落排水施設の中尾、上相処理区、吉地区の小規模集合排水処理区、平成29年度には農業集落排水施設の豊田処理区を統合し維持管理費用削減効果は年間1,370万円でございます。

また、令和元年度末には農業集落排水施設の平福処理区も公共下水道へ接続いたしております。これによりまして、年間約500万円の維持管理費削減効果を見込んでおります。汚水処理施設数も統合事業以前、27施設から4施設減り、23施設になります。

なお、今後においても持続可能な下水道事業の運営に向け汚水処理施設の統廃合を具体化するため、美作市公共下水道事業全体計画を見直ししまして、汚水処理施設数の最適化と維持管理経費の削減に向け、将来を見据えた下水道事業を進めるため取り組んでまいりたいと思います。

次に、農業集落排水事業の水洗化人口、1,116人の減、公共下水道事業が1,068人増となっているが、そのことをどのように捉えているかということですが、この原因としましては、統廃合によりまして農業集落排水事業の水洗化人口を公共下水道事業のほうへ取り込んで公共下水道事業でカウントをしているためでございます。

それから、4項目めの統合には多額の工事費が必要になってくると思うが、市民に多額の負担を求めることにならないのかということですが、統合事業は投資してもなお効果の大きいブロックから接続を行っており、維持管理費用及び施設更新費用の削減を図ることができ、下水道使用者皆様の料金を安定させることができると考えております。

5点目の汚水処理量のうち不明水が多いが、その対策についてということでございますが、不明水対策についてでございますが、平成29年度から平成30年度に湯郷地区の汚水管、延長1,165メートルの管更生事業を実施いたしました。これはヒューム管の250から350の径の大きさのところでございます。不明水は、平成29年度が年間約23万6,000、平成30年度が15万8,000立米でございました。この年間の差でございますが、7万8,000立米減少しております。これが管更生の事業の成果だと考えております。

また、管更生事業は不明水対策だけではなく管路の長寿命化も目的としております。今後はコンクリート製の公共樹も含め長期的な視点で計画的に実施したいと考えております。

6点目としまして、昨年9月議会で個人で合併処理浄化槽を設置されておられる方のブローポンプの電気代のことを尋ねたが、その後の取り組みについてお尋ねするというところでございますが、昨年の9月以降、岡山県内の市町村で市町村設置型事業により整備した浄化槽の管理に係る電気代等の費用につきまして、現在管理しております7市町村の状況について調査しましたところ、美作市と同様に使用者に負担していただいているというのが現状でございました。

今後につきましても美作市も現在と同様の対応としたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）



下水道事業計画についての2回目、農業集落排水設備、小規模集合排水設備を利用されている世帯、市民の割合は高齢化、居住人口の減少など、集落消滅など、年々減っていくのが今後の課題になると思われます。利用者が減った施設の運用、維持管理費、後年発生する更新費用を削減するとの考えから統合への計画に取り組んでいかれるとのこと。統合するための工事費、維持管理費の削減の効果を検討した総合計画案も発表されています。これらに基づいた総合計画を進めておられるとのことですが、一般会計からの繰入金など、今後市民への負担が懸念されるようです。

最初言いましたが、小規模集落排水の地域では住んでおられる方が施設に入られたり、高齢化に伴って、いわゆる10軒を切るような処理件数になってくるのが今後考えられると思うんです。どこら辺で維持管理費、あるいはそういう統合との効率というんですか、判断するかということが重要になってくると思います。いよいよ戸数が減ってしまったときには、それこそ単独で合併浄化槽のようなことも取り組まなければいけないような事態も起こる可能性もあると思います。その辺のこともしっかりと今後の計画で生かしていただきたいと思います。

ほとんどの施設が合併前の旧町村で一斉に取り組まれていることから老朽化が同時に進んでいると思われます。全ての施設に共通することですが、長寿命化も大きな課題と思われます。下水が使用不能になれば市民生活が成り立たなくなります。市民の負担が増えないような対応をお願いいたします。

また、統合により不要となった施設に維持管理費は発生しないのか。今後どのようにそれをしていくのかもお尋ねしておきたいと思います。

それから、ブローポンプの電気代の件なんですが、私が一応中国電力に問い合わせをして確認いたしましたところ、9月議会で部長の答弁された浄化槽のポンプだけのための電源を個別に引いて、契約電力で、いわゆる従量電灯のおうちの電気から切り離れた接続をすることはできるかと聞いたところ、消費電力が440ワットまではそれが可能だということでありました。だから、私が試算したのでは1,500円以上、あるいは部長が試算されたのでは550円というようなことで、3倍からのブローポンプの電気代料金、差があるということです。

それで、今のところ市民の方が何も思わずに負担されてるから、今回行政懇談会の中で指摘されたところ1件だけのほかからは何も言われてないんだというふうなことも言っておられましたが、そういうことを、ブローポンプだけのコンセントを別に設ければそういう電気料金も3分の1以下になるんだということを一応頭に置いていただいて、市民の皆さんのそういったもし相談があったときには適正に対応していただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

森元環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕**

それでは、2回目の答弁をさせていただきます。

まず、統合計画を進めることで一般会計の繰入金など、今後市民への負担増が懸念されるということですが、まずこれまでの削減効果の内容についてですが、下水道統合前の平成26年から3年間の農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業のうち、管渠費、処理場費の管理費の平均が約8,490万円でごございました。平成30年度と同費用は決算ベースで約6,660万円となり、この差が約1,830万円となりますが、一方で接続先の公共下水道事業の動力費などの管理費が約460万円増加しており、差し引きで1,370万円の削減効果が出ております。

また、これまで農業集落排水事業で整備した中尾処理区、豊田処理区、小規模集合排水処理事業の吉処理

区を公共下水道へ統合するため工事費を約3,040万円の投資をいたしておりますが、年間約1,370万円の削減効果があり、約2年強で投資した費用相当額の回収が可能であり、またこれら統合した3施設の処理場の接続の更新費用につきましても削減されることとなります。今後も統合を計画しておりますが、運転管理費、修繕費及び後年発生する施設の更新費用が削減できることにより、一般会計からの繰入金の抑制を図りたいと考えております。

先ほど議員がおっしゃられました小規模の集合処理施設などにつきましても、今後の統合につきましては検討材料としたいと考えております。

また、施設の老朽化が同時に進み、長寿命化が課題であり、市民の負担が増えないような対応についてということですが、令和2年度の下水道事業につきましては下水道中期経営計画を踏まえまして、老朽化施設の増大によります改築事業に適切に対応し、事故の発生や機能停止を未然に防止するため、下水道事業全体を俯瞰しましてリスク評価を行い、施設全体を対象にした中・長期的な維持管理方針を決め、事業費の削減、平準化を図るため、中期下水道施設計画を策定し、今後につきましてはストックマネジメント支援制度を利用しまして、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金事業の国庫補助対象事業として取り組むため、更新、改築に係る費用の一部であります一般会計からの繰出金の削減及び企業債の借入額の抑制を図ることができると考えております。

また、統合により不要となった施設の維持管理費及び今後どのようにしていくのかということですが、統合した農業集落排水施設、小規模集合処理排水施設の維持管理費の主なものは、電気代と水道代の基本料金でございます。特に電力につきましては、契約内容を高圧、低圧で契約しておりましたが、従量制に変更し基本料金しか発生しておりません。常時使用しなくなった処理場につきましては、処分年限を満了していない補助対象財産でありまして、地域の防災用品を常備する備蓄倉庫として現在活用しております。

また、この活用方法につきましては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づきまして、長期利用財産処分報告書を農林水産省に提出し、承認されましたので補助金返還等が免除されております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

これ処理場として使用しなくなってもやっぱり電気代というのは、これ施設、何か運転をされるんですか。それとも運転以外の電気代がかかるということなんか。結局、規定の年限が来るまでは撤去してしまうということではできないということで、そういうものにも引き続きお金がかかっていくということであることを理解しました。

そういうことで、ブローポンプの件は答弁がなかったんですけど、一応答弁が要するという内容じゃないかもしれませんが、一応お尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

先ほど不要になりました統合によって現在備蓄倉庫としている処理場についてですけども、その施設につきましては夜間の備蓄品を取り扱うために電気等が必要になりますので、そのために現在も電気だけは通電しているところでございます。

それから、浄化槽につきましては、先ほどよその市町村の例も出しましたけども、現在のところは個人に

負担をしていただいているところをごさいます、引き続き現在のところは今後も市民の方に負担をしていただくということで御理解のほどいただきたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、総括でお願いします。

6番（倉地 重夫君）

これはもう一応総括はいいです。これで終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

市の基幹産業である農業政策についての質問であります。

2015年、国勢調査による農家数の現状をどのように捉えているのかということで、調査時点で自給農家数1,337戸、販売農家数1,968戸、そのうち同居後継者あり544戸、27.64%、同居後継者なし1,429戸、72.36%、そのうち他出後継者、要するに一緒に住んでない後継者ありが593戸、また他出後継者なし891戸となっており、この資料から単純に考えるなら、市内の農家は最悪1,881戸になる可能性があるということであり、後継者という位置づけができるところ全てが農家を後継すれば2,474戸になります。

県は担い手育成の基本的な方向を発表しています。21世紀、岡山農業基本方針、28年3月です。その1番目に育成すべき担い手の目標数、2番目に効率的かつ安定的な農業経営の目標、3番目に新たに農業経営を営もうとする青年等の確保、そのことについて、ア、新規就農の現状と新たに営もうとする青年等の確保に向けた目標、それからもう一つ、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間、所得に関する目標。それから4つ目の項目で、育成支援すべき担い手の対象。1つ、認定農業者、2番目に認定新規就農者、3番目に基本構想水準到達者、4番目に集落営農、5番目に今後育成すべき農業者。それから、認定農業者以外から農業に参入した企業。

また、担い手を育成するための方策。担い手育成の現状と確保対策。それから、地域の育成方向。部門別の育成すべき具体的な担い手増など、数々の指針が提示されておりますが、ではこのような方針にどのように取り組んできたのか。具体的に取り組んできた内容、その成果についてどのように評価しているのか、またそれらに対して今後どのように取り組むのかをお尋ねいたします。1回目です。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

農業政策について、農家数の現状をどのように捉えているかなどについてでございますが、岡山県の定めた基本方針は農業経営基盤強化促進法の規定に従ったものですが、本市においても同法第6条第5項の規定によりまして担い手育成の基本的な方向を定めた農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想というものを平成29年3月に策定しております。

この構想に基づき、担い手育成の基本的な方向として、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、育成・支援すべき担い手の対象などを定めております。具体的には、おおむね10年後の目標といたしまして、認定農業者数が現状の88名から100名に、集落営農集団が現状13組織から15組織に、新規就農が10年間で70名と設定をしております。この構想策定後2年11カ月になりますが、認定農業者は4名増、集落営農は増減がございません。新規就農は14名という状況でございます。

担当課の取り組みといたしましては担い手の育成を基本としており、農業者からの相談を受け、制度利用

のための助言や農業普及指導センターなど関係機関への紹介のほか、認定農業者などへの施設・機械整備に対する補助事業や利子補給事業、農地集積のための中間管理事業などを行っております。新規就農者に対しましては制度利用として農業次世代人材投資事業を勧めしております。

なお、議員御紹介の農家数などは平成27年の農林業センサスによるものです。この農林業センサスは5年に1度行われるもので、本年2月1日を基準に調査が行われました。本年11月には速報値が報告されるというところで聞いております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

県の担い手育成の方向として農村を取り巻く状況は農業就業者の減少、農業従事者の高齢化、農村の混在化、農業の国際化が進行しており、今後農業生産力の低下が危惧されるとしています。このため、効率的、安定的な農業経営を育成し、これらの経営が農業生産の担当部門を担う生産性の高い農業構造への転換を図ることが必要であるとして、その際、地域においては農業にかかわる多様な主体が存在していることから、地域農業の担い手と兼業農家等の役割分担について合意形成を促進していく。また、農地、農業用水等の維持管理のあり方についても十分検討すること。そして、育成すべき担い手の目標数を認定農業者や基本構想水準に到達の担い手数を3,600経営体、その中には認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農、今後育成すべき農業者、認定農業者等以外の農外からの参入した企業など総数を確保するとされています。

効率的かつ安定的な農業の目標、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間、来る農業従事者1人当たりが1,900時間程度の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人当たりおおむね500万円を確保できる農業経営とする。なお、おおむねとは8割とするというふうなことが書かれております。

これらに指摘されているように、新規就農者に夢と希望が持てる条件をつくり出していかなければならないのではないのでしょうか。おおむね10年後の目標としてお答えがあったのですが、2年11カ月たった現状をどのように評価しているのか。担当課の取り組みとして担い手の育成を基本としているとしているが、どのような農産物を生産することを目標としているのか。

岡山県の21世紀、岡山農業経営基本方針に地域ごとにどのような農産物をどのような規模で取り組むかが詳細に述べられています。この指針をしっかりと参考にして、美作市の基幹産業である農業を今後どのような方向に持っていくのか、ただ目標に対して数字だけを達成で評価をするのではなく、戦略と戦術を明確にした取り組みが必要だと思いますが、それらについてのお考えをお尋ねいたします。2回目です。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず、基本的な構想策定後、2年11カ月経過での評価ということでございますが、この基本的な構想の策定後、新規就農された14名のうち、後継者として後を継がれた方が9名ございます。新たに農業を始めた方は5名ありまして、そのうち市外から転入されたのは4名となっております。この市外から転入された4名のうち3名は桃の栽培をされております。

岡山県主催の就農説明会というのが岡山市や大阪市で年間5回程度ございますが、この説明会などがきっかけとなっております。また、市内農家ででの新規就農研修の受け入れなどの成果があったものというふうに

考えています。

次に、担い手を育成するためにどのような農産物を生産するのかということですが、この基本的な構想では市内の優良事例などを踏まえて、農業経営の基本指標として経営規模などを主要な作物別に示しております。青年農業者の例で申し上げますが、果樹専作、果樹専門につくるということですが、桃、ブドウ、それから野菜専作でアスパラガス、プラス軟弱野菜、これを作物として営農類型を示しております。この営農類型を参考にして桃3名、アスパラガス2名、イチゴ1名の新規就農があり、集約型の農業に取り組まれております。水稻栽培の新規就農につきましては、農家の後を継がれてとなっております、8名の方があった状況でございます。

今後どのような方向にということですが、市の主な農産物は水稻、黒大豆、茶、施設園芸作物などですが、今後は特に収益性の高い施設園芸や果樹栽培の担い手を育て、産地化を進めまして、水稻につきまちは大規模化、組織化を進めていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

新規に若い人に就農してもらうためには、先ほど効率的かつ安定的な農業の目標ということで農業従事者1人当たり1,900時間程度の水準で、主たる従事者1人当たりおおむね500万円を確保できる農業経営とするというふうなことが一つの大きな目標になってるわけです。これこのような条件がなければやっぱり若い人がそこに就農して新たに農業を始めて、自分たちの生活、そこで家庭を持って子育てをするというふうなことにつながる、夢を持つことができないということです。

だから、ここで上げられております青年農業者等の例ということで桃、ブドウ、野菜の取り組みされた方の人数がそれぞれ出ておりますが、これらの方のそういった条件、就農時間と、それからそれに対する所得というようなことはつかんでおられるのでしょうか。

農業ってのは非常に市場価格とかいろんなもので不安定な要素をかなり含んでおります。今後、収益性の高い施設園芸、果樹栽培の担い手を育てということに触れられておりますが、これ施設園芸とかになるとやっぱりハウスとかそういうものには設備投資が必要になってくると思います。それからまた、後半の水稻については大規模組織化を進めたいと考えていますということですが、当然これには大型の農機具なんかの助成も必要になってくると思います。そういったことはきっちり就農者の立場に立った支援策をきちっとしていかないと看板倒れということになりかねないんで、その辺のことについてどのようにお考えになってるかお尋ねします。

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、その夢の関係で申し上げますが、収入の確保というのはとても大切な指標であります。実は、農業振興課をお願いをして今農業法人であったり、あるいは一般の担い手の方々のデータをなるべくしっかり把握するよという指示は出しているわけでありまして、これがまだ十分にそろってないというのが、裏からいえば現実であります。

所得についても農業センサスか何かで一応は出てくるには出てくるんですが、昔から倉地議員も御存じのとおり、5：10：3という言葉がありまして、5というのはある業界では5割、10というのはいわゆる源泉徴収の人は10、3というのはまた別なる業界では3割と、これ所得の把握の難しさのことを言ってる

んですが、どっかでまた見ていただければと思うんですが、農業についても必ずしも明確に所得の把握ができるとは、実は限りません。

ただし、一定の傾向というのがあって、把握できているものの傾向がどういうふうに動いてるかについてはある程度わかっておりまして、これはあえていうと悪くはなってない。いい方向に向かって動いている。私もいろんな方々の声を生に聞いてはいるんですが、この間もイチゴの大原の新規就農の方と話をしましたけども、大変高い意欲を持ってる。やれるんじゃないかということで始めるんですけど。

そういった声や、あるいは現に新規就農をされて、外から来られて頑張っておられる方々、結構友達もいるんですけども。その方々のライフスタイルなんかを見てると、うまくいってるのではないかなというような気がしております。

ただ、明確に申し上げなきゃいけないのは、そういった実態を把握する努力が今まで十分ではなかったと。5年に1回のセンサスで任せとるってなことはいけないわけで、いろんな面談をする、どれぐらいの機械を持ってるんですか。機械の必要はさらにありますか。どういうところに売ってるんですかというようなことも含めてきちっとなるべく把握をして、その把握があって初めて生産者の立場に立てるわけですよ。相手のことをわかんないのに、別に倉地さんのこと言ってないですよ。相手のこともわかんないのに相手の立場に立てるわけではないんですよ。格好だけ相手の立場に立つんじゃないでめなんで、実態をしっかりとった上でやってほしいなというような気がしてます。

当市としては岡山県が三千五、六百名の経営体が必要だと言ってる中でいうと、あえて言うとも稲でいうと200台でしょうね、マックスが。なぜマックスっていうかという、農業法人が出てます。その農業法人の規模ってのは50とか60とか、場合によっては100ヘクタールぐらい行くもんですから。

あとはだから、できれば1経営体当たり20ヘクタールぐらいでやれば、これ先ほどの500万円という数字を超えて800万円ぐらい行くんですよ。だから、そういう規模でやるとマックス200経営体が美作市の推移である。

一方で、美作市は、先ほどお話がありましたように、野菜や、あるいは果樹でもってそれなりに優位な地域になってます。特に、気候の変化の中で桃の北限がどんどん上ってきてるんで、非常にいい形に展開してるわけでありまして、ブドウもいいんですけども。そういったものを念頭に置けば、さっき言ったように水田耕作で200マイナスアルファ、そして果樹、野菜、その他でプラスアルファ、プラスベータか、というようところが私どもの町の恐らく適正な規模。そうであれば間違いなく夢のある世界が、今の経済状況であれば出てくるのではないかなと思います。

一方で、農業というのは生産して販売して設けるという意味も大きいんですが、地域を守ってる役割があるんです。これは保水であるとか、あるいは環境であるとか、動植物であるとか、あるいは災害への備えであると、そういうことも含めて地域を守るっていう観点からの農業っていうのが必要であることは論をまたないわけでありまして。

それについてはいろんな取り組みがあるんでしょうけれども、我々としては類似の、岩崎議員の御質問だったかな、これは。そういう観点がだんだん出てますので守れるんかと。このきょうの午後にまた同じような話が出てくると思うんですけども。我々としてはそこを今度は、そこについては若干公的サイドが、つまり市役所が前に出る形で何とかできないかなということを考えざるを得ないんだろうなというふうに思ってる。

もちろんその際、さっき申し上げたようなしっかりとした経営体が200何ぼあれば、それはそういう地域を守る観点からもとても重要なんだけど、じゃあその経営体の方々が限界集落にある水田耕作に出かけ

ていくかという、なかなかそれは無理かもしれないというようなこともあるんで、大きく言うと美作市の優良農地であれば200マイナスアルファ、プラスベータというのが畑も含めての今後の相場か。

一方で、土地を守る、環境を守る、安全を守るという観点からは、市全体としてやはり市役所がもう少し前に出ながら問題解決のために各般の補助金等をどう取っていくかということを考えていかざるを得ないのかなというふうに思ってるということでもあります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

御承知のように、現在農業をずっと継続して続けておられる方は皆さん75あるいは80代という高齢者の方が非常にいよいよいつまで続けられるかという形になってるのが現状であります。だから、結局どうしても後継者の確保とか、あるいは外部からの就農者の確保、こういうことが今後大きな課題になってくると思います。

近隣の町でいうと和気町ですか、県外から割合就農に転入される方が多いっていうふうな情報もあります。こういったそういうことが、そういう数字が出ているところの取り組みなんかも研究したり、それから先般小さな新聞の記事だったんですけど、新見市ですか、学校の空き教室を利用してキラゲ、これの生産に2,400万円を国の総務省か何かから補助金を出して取り組むっていうような記事が出ておりました。結局、そういったもうかる農業、しっかり生産者に夢が、先ほど市長も御答弁されましたが、生産者が夢が持てる農業に取り組んでいく、そういうことをしっかり念頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。

以上、総括含めて。

議長（岡本 泰介君）

それでは、倉地議員、10分間休憩して、その後4番目に入ってください。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

それでは、4項目め、有料ごみ袋の価格についてということで、これは市民の方からちょっと指摘があったんで今回ここで発言させていただきます。

近隣の市町村との価格差を指摘されております。市民から近隣の市町村に比べて割高のものがあるとの指摘を受けています。私の調べたところでは、可燃ごみの処理費用、袋代が45リットルの単純比較で、美作市は300円、津山市は450円、鏡野町は250円、勝央町、奈義町、美咲町はそれぞれ200円となっています。市民の皆さんがショッピングセンターなどで買い物のついでにこれらの価格を目にしたとき、店の位置によっては隣の町村の分も一緒に並んでるから、価格の単純に見比べができるわけです。毎日発生するごみの処分費についての疑問を持たれているということです。利用している施設や住んでいる自治体が違っててもできる限り負担が軽くなる対応を求めるのは当然であると思われま。

この問題に関連して、以前お尋ねしたごみの集積場所まで家庭ごみを持ち運べない世帯に対する対応も重要な課題となっております。生活支援が必要です。美作市高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画の中に、地域見

守り、支え合い体制の整備の項目で、地域においてさまざまな課題を抱えている高齢者を早期に発見し必要なサービスにつないでいくため、市民との連携、協働による地域見守り、支え合い体制の構築に取り組みますとしています。この具体的な課題であります。

以上、2点についてお尋ねします。

**議長（岡本 泰介君）**

森元環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**〔登壇〕

4項目めの有料ごみ袋の価格について、近隣の市町村との価格の差について答弁させていただきます。

県内自治体15市のうち、可燃ごみ用の指定袋の価格を見ますと、45リットル用が10枚当たり平均で410円、美作市は300円でございます。また、20リットル用が10枚当たり約210円、美作市は150円という状況でございました。

また、他市では家庭から出される資源ごみ用の袋についても有料化しているところがございますが、美作市では有料の指定袋を設けておりません。これにつきましては、ごみ処理の有料化において資源の収集とごみの収集で徴収料金に差を持たせることにより資源としての排出を促すという考えによるものですが、近隣の2町におきましてはプラスチック製容器包装類の資源ごみ用として有料の指定袋を設けているところもございます。

ごみ袋の品目や大きさの種類及び価格の設定等につきましては各自治体でその必要性や諸事情等に応じて異なっている状況と思われませんが、美作市のごみ処理手数料については合併以来15年間、料金の改定を行っておりません。昨年の消費税率の引き上げの際も据え置きとなっております。ごみ処理の有料化につきましてはごみの排出量に応じて処理手数料の負担を求めることによって、市民及び事業者のごみに対する意識の向上を図り、ごみの減量化や資源ごみの分別の徹底などにつなげていくための施策でございますが、徴収した処理手数料による財源確保などの側面もありますので御理解いただきたいと思います。

また、家庭ごみを持ち運べない世帯に対する対応についてということでございますが、家庭ごみを持ち運べない世帯に対するごみ出し支援につきましては全国的な課題となっております。美作市では平成30年8月から家庭系粗大ごみ等ふれあい収集を行っており、70歳以上で運転免許を保有していない方や、身体障がい者の方、要介護の認定を受けられている方だけの世帯が対象となっております。平成30年度では4件、令和元年度では2月10日時点で6件という状況でございます。

独居高齢者等に対する可燃ごみなどの戸別回収支援等は現在のところ行っておりませんが、これまで20リットル用と45リットル用の2種類だった可燃ごみ用の袋を高齢の方などで重たいものが持てない方、またごみを出すのが少ない世帯の方に新たに小さくて使いやすい10リットル用の袋を作製する計画といたしております。今後、関係部署と連携しながら、美作市の現状に即した支援方法の改善を検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

今の環境部長の答弁で私にお尋ねになった市民の方が理解されたか否かは市民の判断によるところであります。市では資源ごみなど、他の行政区では有料となっているものを無料扱いになっているなど、市独自の考え方に基づいて設定されているとのことで理解をいたしました。

今回、10リットル対応の袋を作製するとされていますが、歩行が困難な方など、近所の市民の方に何らか



の謝礼を払って——個人的にですね——ごみ出しをしてもらっておられる家庭もあります。

先日、岩崎議員の中でも質問がありましたけど、高齢化でどんどん集落そのものがもう成り立たなくなっている、そういった状況の中で、第7期介護保険事業計画第3章、計画の基本の目標の中でみんなが支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり、支援を必要とする高齢者などが地域住民同士の思いやりや助け合い、支え合いによって社会的孤立を防ぎ、生き生きと暮らせるよう地域共生社会に向けた福祉コミュニティづくりを進めますとしてあります。

総合的な相談窓口である美作市包括支援センターの機能強化に努めるとともに、保健福祉、介護の関係機関と医療の連携を密にして、地域の団体や市民が連携して地域で安心して自律した生活を送ることができるように目指しますとして、第4章で計画の取り組みが具体的に提案されております。これらに基づいたどのような方法があるのかお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

それでは、2回目の御質問で保健福祉に関するところの部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

家庭のごみ処理に関するところですが、先ほど環境部長のほうで答弁させていただきましたように、環境部としては家庭系の粗大ごみ等ふれあい収集事業を実施しておるほか、安否確認やちょっとした困り事のお手伝いをする美作市社会福祉協議会が実施しておりますおたがいさまネット事業の利用の事例が現在あります。

美作市では地域に住む高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域における資源や地域住民の支え合いを活用しまして、多様な職種や機関、市民との連携、協働による地域の見守りや支え合いづくりの体制づくりの構築を進めていますが、高齢者に関する課題の対応の検討につきましては、地域の協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、民生委員など、生活支援に関するサービスを担う実施主体と連携を行います美作市生活支援体制整備協議体において地域にある生活支援に関するサービス等を確認しながら、高齢者のニーズの把握やその対策を検討しています。

高齢者世帯からの要望につきましては多岐にわたっておりますが、地域にある資源や生活支援に関するサービス等を確認しながら、引き続き必要な対策を講じてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

見守りというか、そういうことをする側も、される側も本当に限界に近づきつつあるというのが現状です。初日の指摘にもあったように、これという確実な回答というんか、こういう方法をやれば完璧だというようなことは今の時点ではまさに難しいような状況が起こりつつあるわけでありまして、お互いにしっかり行政と地域住民とが連携してこういった人が高齢者、生活困難者の対応というんですか、努めていかなければならない状況になっております。しっかり市の行政のほうとそういった地域住民、社会福祉協議会と連携してこういった問題を地域の住民が最後まで元気に暮らせるように取り組んでいくことが望まれるところで

以上、これは答えはなかなか出ないんで答弁はよろしいです。

これで私の3月議会での一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番9番、議席番号6番倉地重夫議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番10番、議席番号7番重平直樹議員の発言を許可いたします。

**7番（重平 直樹君）**〔質問席〕

議長の発言許可がありましたので、私の3月議会の一般質問を行います。

今回は3項目で、1項目めが武蔵の里関連施設及び美作市愛の村パークの指定管理について、2項目めが海外との交流事業との投資効果について、3項目めが地美恵みまさかについてでございます。

1項目めから始めさせていただきます。

武蔵の里関連施設及び愛の村パークは令和元年度で3年の指定管理期間が終わることになります。本来であれば昨年の12月議会で次期の指定管理の議案が出ていないといけないのでありますが、現在も指定管理者の公募が困難していると聞きますが、第1期目及び2期目の指定管理業務の課題などについてお尋ねします。

順次説明、質問をいたします。

指定がえに伴う募集は本年度3回募集し、3回目を急遽募集を中止、現在は4回目の募集である。過去の3回の募集について次のことを尋ねるといことで、1つ目が募集日時、期間です。2つ目が募集形態、3つ目が指定管理期間、4つ目が指定管理料。指定管理料は岩江議員が愛の村パークでの草刈りでいつも刈ってねえのに何で出すんなどというようなことも含めてお尋ねをいたします。5つ目が公募状況をお尋ねいたします。

以上、質問1でございます。

質問2が、3回目の募集を急に中止した理由は何か。

質問3、4回目の募集について次のことを尋ねます。

①に募集日時、期間。2に募集形態、3に指定管理期間、4、指定管理料、5、募集状況をお尋ねいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

武蔵の里関連施設及び愛の村パークの指定管理者募集の経過などについての御質問ですが、募集はいずれも募集要項などを美作市のホームページに掲載して行いました。

1回目は令和元年8月21日から10月4日までの45日間、指定の期間を令和2年度からの3年間、指定管理料の上限を1億6,300万円、これは現在の指定管理料予算を基準として算定した1億6,300万円ということで募集をしました。応募は1社で、10月24日に審査を行いました。美作市が求めるサービス水準には達しませんでした。このため、2回目は令和元年11月1日から11月25日までの25日間、指定の期間及び指定管理料は1回目と同じとして募集しましたが、応募はございませんでした。

3回目は令和2年1月10日から1月31日までを募集期間として、指定の期間は3年間、指定管理料の上限額を3年間で1億9,500万円として募集を開始しましたが、1月17日に中止をいたしました。

次に、3回目の募集を中止した理由ということですが、3回目の募集では令和元年12月議会において武蔵の里五輪坊の建てかえの議論があったことから、募集要項に指定管理期間中に施設の一部を休館とする場合は当該年度までに協議し年度協定を締結すると、こういった文言を加えておりました。しかし、五輪坊につ

きまして建てかえの検討に着手すると、施設の休館を含め運営内容の変更の可能性が高まることから、募集要項を見直すことといたしました。

そして、その募集要項を見直して4回目の募集ですが、武蔵の里関連施設と愛の村パークの管理運営を分離してそれぞれ募集することとして、令和2年1月21日から2月10日までの21日間、指定の期間を武蔵の里関連施設は1年間、愛の村パークは3年間、指定管理料の上限を武蔵の里は3,367万7,000円、愛の村パークは3年間で9,248万7,000円として募集をしました。応募はそれぞれ2社ありまして、2月13日に審査を行い、それぞれ1社を候補者として選定いたしました。

なお、この指定管理料は平成28年度に公募した際の限度額である3年間で1億9,000万円、1年間では6,333万3,000円ないし4,000円でございますが、この算定根拠をもとに消費税率改定分を調整したものでございまして、両施設を合わせると1年間で申しますと6,450万6,000円となっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

本件はとにかく問題の多い案件であります。限られた時間であるが、順次質問いたします。

共立メンテナンスは最初の公募に際し応募してなかったのになぜ4回目の公募でエントリーしたのか。4回目の公募で指定管理期間について、武蔵の里関連を1年、愛の村パークを3年に分けた理由は何か。

4回目の公募で共立メンテナンスが候補者になっている。両施設の1年間の指定管理料は6,450万6,000円である。前回の指定管理料は、最初が6,300万円であったものを、平成30年3月28日の市と共立との協議で1,000万円減額している。今回の指定管理料で前回程度に戻す理由がないと思うのですがいかがでしょうか。

以上、2回目です。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず1回目、2回目、従前の指定管理料の額で募集を行いました。現在の指定管理者である共立メンテナンス様のほうからは指定管理料の額が1,000万円、もとに戻す状態でないと応募することができないと、最終的には2回目の募集のときでしたか、そういったお話を伺いました。その後、金額を戻した状態で募集を行ったところ、応募があったということでございます。

それから、武蔵の里、愛の村パークを1年と3年ということですが、武蔵の里の一部休館というようなことがございますと施設の管理内容が大きく変更になります。もともと3年間ということですとある程度指定管理者のほうもその期間に応じた考え方で応募もされるわけですけど、より応募される、管理される方にとって後で食い違いが生じたりすることがないように、3回目の募集では可能性があるというような表現でしたが、それを改めてはっきり1年間と表示して募集をするということにしたものです。

それから、指定管理料の1,000万円のことで、もともと生徒の長期滞在の利用が見込めるということで、それ相当の収入が見込まれるということで2年間、1,000万円相当の指定管理料の減額をしていただきましたが、新しい指定管理期間においてはこの減額には応じられないと、そういう状況でございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

重平議員。

## 7番（重平 直樹君）

平成27年度に約1,200万円の武蔵の里関連施設と愛の村パークの経営診断を共立メンテナンスに委託していますが、名目は経営診断であるが、事実は武蔵の里関連施設と愛の村パークを指定管理として引き受ける条件にクアガーデンを閉鎖するものと思います。2施設あわせて管理するという判断があったはずですが。

また、平成30年の市と共立の協議では、その上で愛の村パークの27室をベッドにかえ、利用料金の増加につなげるとなっているが、現実には使い勝手が悪く、営業実績も上がっていない。共立メンテナンスがみずからの判断で決めた上で、事実が出てないというのであるが、指定管理料を今回の額にする理由がないと思う。いかがでしょう。

共立メンテナンスは前回の2施設の指定管理に当たり、指定管理料に値する管理ができていない。武蔵の里関連では庭木の剪定の問題、老人クラブなどの地域との協力関係の欠如、営業努力の欠如、愛の村パークでは施設周辺の樹木の十分な剪定がなされていない。これは最初に冒頭言いましたが、岩江議員が再三議会で、質問の中で言われとることです。

これらは美作市においてモニタリングをしていれば明らかな事実である。共立メンテナンスは2月13日の指定管理審査委員会で候補者になっているが、指定管理者の資格要件である美作市公の施設の指定管理者の指定に手続などに関する条例第4条(3)のその事業計画書に沿った管理を提案して行う物理的能力及び人的能力を有するものであるに該当しないのではないかと思いますがいかがですか。

以上、3回目でございます。

## 議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

## 経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、愛の村パークの改修がありまして、施設使用料として1,000万円の減額ということでございましたが、相当数の利用が見込まれるということで指定管理者との協議により2年間減額になりました。今後、その利用が直ちに見込めないことから、今回1,000万円を戻しての募集と、提案というふうになっております。

それから、施設の管理についてでございますが、御指摘のようなこともありまして、愛の村パークにつきましては特に草刈り業務ができてないということで改善指示もいたしました。その後、そういう草刈りなどの業務につきましては年次計画をあらかじめ提出いただきまして、それに基づいて管理をしていただくということで、現在も愛の村パークにつきましては今まで草刈りができていなかったところにつきましても草を刈って、その年次計画によってきれいにさせていただいております。もう少し期間が残っておりますけど、残ってることをしていただけるものと考えております。

それから、物的、人的などの能力につきましては、この候補者にそういった能力があるということで議案を提案させていただいております。〔降壇〕

## 議長（岡本 泰介君）

荒木副市長。

## 副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

今の質問の中で市の条例、規則の中に該当するのではないかとということで御意見をいただきましたが、市といたしましては総合的な審査を行った結果、そういった条項には該当しないということで判断している状況でございます。〔降壇〕

## 議長（岡本 泰介君）

重平議員、総括です。

**7番（重平 直樹君）**

とにかく問題だらけの案件であります。1つ目、指定管理の選定手順である通常は12月議会に上程するのがありますが、今回は第1回を8月に開始しているが、2月に4回目を開始し、ようやく決まるもの。しかも3回目の募集は急にやめるものがありますがいかがかなと思います。

2つ目に、共立メンテナンスは現在指定管理者であるが、協定に基づく実績は十分に上がってなく、指定管理者になる資格が欠如しているのではないかなという皆さんの声もありますが、いずれにいたしましてもこれは今まで数名の議員が今までも一般質問で上げております。このことを十分に市民が理解できるようによろしく願いいたしまして、この項目を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、重平議員、2項目めは昼食休憩の後でお願いします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

金谷のり子議員、萬代師一議員、岩江議員が出席でございます。

ここで副市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**

本日の学校現場での状況等について御報告させていただきます。

市内の小学生1,138名、それから中学生616名、合計の1,754名のうち、欠席者合計が143人、全体に占める割合が8.2%です。37.5度の発熱やせき等での出席停止、これが14人、全生徒に占める割合0.8%、美作市の取り扱いとして欠席扱いをしないこととしております保護者の判断による欠席、これが37名、全生徒に占める割合は2.1%です。その他の欠席92名、これが全体に占める割合5.2%ですが、この中には長期欠席者やインフルエンザによる欠席者も含んでおり、多い数字ではないというふうに聞いております。

ですので、今回2番目に説明申し上げた保護者の判断による欠席の37名が増加してる形というふうに認識しております。ほかに早退、熱等での早退者が5人いらっしゃるということです。

あと、教職員に関しましては通常どおり330名余りが出席しております。現場のほうでは保護者等からの問い合わせ等の電話は多数あるそうですが、全体的に特別な問題は生じてないというふうに報告を受けております。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、一般質問を続行いたします。

重平議員、2項目めから入ってください。

**7番（重平 直樹君）**

それでは、2項目めの海外との交流事業等の投資効果についてでございます。

平成26年度以降、ベトナム、台湾、ベルギー、アメリカなどと交流事業を実施しているが、その投資効果について総合的な観点でお尋ねいたします。1回目といたします。

済いません、失礼いたしました。

質問1で、ベトナムに関する平成26年度以降の年度ごとの事業、交流内容、2で事業費、3で投資効果について尋ねます。

質問2として、平成28年度に実施した兵庫・鳥取・岡山三県境インバウンド推進事業の事業内容、事業費、現在の効果について尋ねます。

質問3として、平成28年度に実施した欧州剣道大会との連携した宮本武蔵ブランドによるシティプロモーション事業について、1、事業内容、事業訪問者、訪問国等、2で事業費、3で現在における効果について尋ねます。

**議長（岡本 泰介君）**

春名企画部振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

それでは、重平議員2項目めの海外との交流事業等の投資効果についてでございます。

まず、私のほうからは質問1のベトナムに関するお尋ねでございまして、これまでの交流事業につきましてはベトナム等の主なものを申し上げますと、平成27年4月に自治体で初めてとなりますベトナム国立ダナン大学と相互協力協定を締結、平成28年1月よりダナン大学卒業生を美作市の嘱託職員として採用をしました。4月には美作日越友好協会の設立、12月にはベトナム国を相手に東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンに決定いたしまして、平成29年度からはベトナム女子サッカーナショナルチームが美作市にて毎年合宿を行っていただいております。昨年11月にはベトナム国イエンバイ省と友好協力関係を築いていくための覚書を締結をしておるところでございます。

事業費としましては、平成26年度が194万9,000円、平成27年度が1,701万円、平成28年度が704万8,000円、平成29年度が974万2,000円、平成30年度が790万8,000円でございます。令和元年度につきましては1月まででございますが872万7,000円となっております。合計いたしますと5,298万3,000円でございます。

代表質問の答弁でも申し上げておりますが、入国管理局の方から美作市内のベトナム人技能実習生の失踪者数が非常に少なくとても優秀である。これはベトナムとの交流を継続的に行っていることを背景にして、実習生の人材の質が高いことや受け入れ先、監理団体がしっかりしていることのあらわれである。入国管理局の中で美作市が目ざされているとのお話もいただいております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

私のほうからは平成28年度に実施した三県境地域インバウンド推進事業について答弁させていただきます。

この事業は三県境近接6市町村、兵庫県宍粟市、佐用町、上郡町、鳥取県智頭町、そして岡山県西粟倉村と美作市でございますが、この6市町村で組織する三県境地域創生会議において、県境地域の観光資源をPRし海外からの観光誘客を目的に、中国語版観光パンフレットの作成、台湾へのトップセールス、台湾の訪日取り扱い旅行社などを招聘したスタディーツアー、海外向けコンテンツの作成と海外での放映などに取り組みました。

事業費は三県境地域創生会議全体では2,580万円でしたが、そのうち美作市の支出分は600万円となっております。

事業の実施効果でございますが、平成28年度の台湾からの美作市への旅行者数は2,228人でしたが、平成29年度は3,430人、平成30年度は3,520人と増加し、本年度も令和元年11月末までに3,105人と前年の同期と比較して612人の増となっております。現在、新型肺炎の影響でかなり減少しております、各方面に影響が出ております。早く終息することを願っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

平田振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

私のほうからは質問3点目の平成28年度に実施した欧州剣道大会と連携した宮本武蔵ブランドによるシティプロモーション事業について答弁させていただきます。

この事業は宮本武蔵の生誕地である美作市の周知を図り、剣道と宮本武蔵ブランドとの融合による新たな国際交流を推進し、交流人口の増加や伝統文化を生かした地域活性化を図ることを目的として、準備を兼ねた先発班3名は12月11日から20日、市長班4名は12月14日から20日の日程で、ベルギー、フランスに7名が出張しております。

また、ベルギー大使館での武将画展の開催委託を行っており、その関係者2名が12月11日から17日の日程でベルギーへ出張しております。

事業費につきましては、旅費・費用弁償等で約260万円、武将画展展示用の絵画等の運送費用で約70万円、武将画展の開催の委託料等で約380万円など、総額で約740万円となっております。

特に、剣道選手権大会ではお通杯での参加を呼びかけたところ、女性剣士への関心も非常に高く、平成29年度以後、ヨーロッパ諸国の女性剣士がお通杯に参加していただいているところでございます。

また、フランスにおけるインバウンド対策調査では、送り出し機関となる旅行会社から個人旅行の状況や各種体験ツアーの需要について貴重な意見をを得ることができました。また、剣道体験ツアープランの企画・販売など、インバウンド推進に向けた連携が可能であるとの御意見をいただいているところでございます。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

ベトナム人技術研修生の失踪者数が少ないとのことであるが、これまで何人いるのか、またその原因をどう把握してるのか。

次に、ベトナムと交流に6年間で実に約5,300万円もお金を使っている。年度ごとの事業費に相当する事業内容を具体的に示してほしい。

次に、ベトナムと交流にかかわる一番肝心な投資効果の説明がないと思います。具体的に教えていただきたい。

宮本武蔵ブランドによるシティプロモーション事業で、準備班3名、市長班4名の内容は職員か、またこれら以外の参加者はどんな人が参加したのか。宮本武蔵ブランドによるシティプロモーション事業の目的として、1、新たな国際交流の推進、2、交流人口の増加や伝統文化を生かした地域の活性化があるということだが、平成29年度、平成30年度、令和元年度においてどのような成果が出ているのか答弁をお願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

春名振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

まず、1項目めの技能実習生が少ないということで、これまでの失踪者数ということでございますが、こちらのほうで把握しておりますのは1名の方が失踪されたということはお聞きしております。原因につきましては、いろいろ事情もあるかとは思いますが、本人が1年目という方でございます、その中の技能実習生の方の判断でそのような事態になったかと思っております。

それから、2項目めの5,300万円、年度ごとにお答えをさせていただいたんですけれども、主な内容ごとに全体の内訳を申し上げます。

大きく分けて6年度の合計ということでございまして、ダナン大学からの嘱託職員の人件費等が、人件費に係る経費が約1,980万円、それから交流事業にかかわる全体の事業費が3,180万円、それから美作日越友好協会への補助金が130万円となっております。

それから、投資効果ということでございますが、代表質問でもお答えをしておりますが、ベトナムの方が本年1月1日現在で二百数十名の方となっております。そのほとんどの方が技能実習生という――8割というふうにお聞きしておりますけれども――方でございます、8割以上ということでございまして、その増加が近年特に増えてまいっております。

市内におきましても事業所等の貴重な労働力としても活躍していただいておりますということが一番大きな成果、効果であると思っております。

それから、本年度からイエンバイ省とも覚書を締結しまして、これからいろんな各方面において交流事業を進めていまして成果、効果が出るように取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕**

シティプロモーション事業について、3点の御質問だったと思います。

まず、参加者につきましては、準備班といたしまして、今の肩書になりますけれども、春名企画振興部長心得、それから坂元議会事務局の課長、それから唐内奈遠スポーツ振興課係長、それから市長班4名といたしまして、萩原市長、それからここにおられます山本雅彦議員、鈴木悦子議員、それから当時おられました森分総合戦略監の4名でございます。

それから、新たな国際交流という形での目的、成果といたしましては、平成29年度にお通杯を開催しております。その中にヨーロッパ等を中心にまず平成29年度で15カ国から48名の方が参加していただいております。平成30年におきましては9カ国から31名、令和元年度におきましては、ちょっと台風の影響で参加辞退された方もおられますので12カ国から32名の方の参加となっております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

ベトナム人技術研修生の失踪者数が少ない、それで1名と。1名と聞いたら少ないんでしょうけど、この1名おっても問題といえは問題とは思いますが。なので、その辺をしっかりと把握していただいて、今後そのようなことのないようお願いをしたいと思います。

シティプロモーション事業の準備班3名はこれ職員さんで、市長班が市長を含めた議員がということですね。美作市には約400人の外国人の方がおられ、約半数がベトナム人と聞いております。ベトナム関連では1年間に約900万円をつぎ込んだこととなります。地域との共存は他の外国人のためにも公平に国際交流、



国際貢献の事業をすることが大切であるが、このことをどう考えているのか。

フランスでインバウンド施策調査の成果はどう実現できているのか。

**議長（岡本 泰介君）**

春名企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**〔登壇〕

ベトナム人以外の方、他の外国人の対応についてお尋ねでございます。

現在、企画振興部の部屋の壁を取り払いまして、来年度から外国人相談窓口を設置するように今準備を始めておるところでございます。専門の職員を配置しまして、ベトナム人の方のみならず外国人の方の困り事ですとか、心のケアについて必要なデータを集めて、こともしながら、他の外国人の方々の生活全般についても相談窓口を設けて対応してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

平田企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（平田 幸春君）**〔登壇〕

フランスインバウンドの成果等についての御質問だったと思います。

インバウンド事業の成果につきましては、先ほども申し上げましたとおり、お通杯での参加、ヨーロッパのほうからもたくさん来ていただいております。例えば、フランスにつきましては平成29年度が7名、平成30年度は2名、令和元年度につきましては、先ほど言いましたように残念ですが台風の影響でゼロ名となっております。こういったことも含めまして、成果としては着実に上がっているものと思っております。

また、ヨーロッパ等から参加してくださった方については、市内での観光ツアーといったものを実施いたしておりまして、そういったものを個人のフェイスブック、そういったものになりますけども、ソーシャルネットワーク等を活用して全世界に情報発信していただいて、美作市のPRに貢献していただいております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

重平議員、総括をしてください。

**7番（重平 直樹君）**

多岐にわたり質問し、答弁もいただきました。華々しい印象がしているが、多額の経費を投じているには具体的な成果がないのではないかと。また、成果につなげていく工夫、努力をしっかりといただき、今後外国と交流事業など頑張ってしていただきたいと思っております。

以上で総括でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、3項目めに入ってください。

**7番（重平 直樹君）**

3項目めの地美恵の里みまさかについて。

ジビエの処理場が稼働して7年が過ぎようとしているが、平成29年、30年、31年（令和元年）のイノシシ、鹿などの受け入れ状況をお尋ねいたします。

②としまして、美作市有害鳥獣溶融化施設は変更なしに当初計画どおり中の設備、備品もそろい、さらに完成して稼働しているのかを伺います。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

地美恵の里みまさかにつきまして、まず美作市獣肉処理施設での処理状況でございますが、平成29年度はイノシシの捕獲が1,155頭に対しまして搬入が181頭、搬入率15.7%、ニホンジカの捕獲4,442頭に対しまして、搬入1,047頭、搬入率23.6%でございました。

平成30年度はイノシシ捕獲1,057頭に対して搬入166頭、搬入率15.7%、ニホンジカ捕獲4,559頭に対して搬入1,283頭、搬入率28.1%でございました。

令和元年度は令和2年1月までの数字でございますが、イノシシ捕獲1,426頭に対して搬入235頭、搬入率16.5%、ニホンジカ捕獲3,981頭に対して搬入1,090頭、搬入率27.4%で、前年同期に比べ搬入頭数はイノシシ93頭の増、ニホンジカ26頭の増となっております。

次に、ジビエ倍増モデル整備事業で整備した減容化施設の状況でございますが、施設は令和元年9月6日に完成をしまして、装置の試運転や施設の安全対策を行いまして、11月15日に獣肉処理施設の指定管理者と委託契約を締結して施設の運営管理を始めております。

獣肉処理施設の残渣、皮とか内臓、骨などでございますが、これら残渣の処理から始めて12月20日には猟友会分会長会議を開催して食肉用以外の個体の受け入れを開始することをお伝えして、処理費としまして1頭当たり1,000円の負担を御提案しております。この1,000円は有害鳥獣捕獲奨励金を捕獲された場合に支給しますが、この奨励金が個体を施設に持ち込んだ場合、1,000円加算になります。食用になる場合は2,000円の加算ですが、個体を施設に持ち込んだ場合に1,000円の加算になりますので、その増額分を負担のほうへ回していただくということで提案をしております。この3月5日に再度、猟友会分会長会議を開催して処理費を検討いただくということにしています。したがって、食肉用以外の個体の搬入は現在ない状況でございます。

また、獣肉処理施設などへの搬入個体を増やすために受け入れ基準などの見直しを含めて猟友会と協議したいというふうに考えております。

また、ジビエ倍増モデル整備事業で真庭市に整備されたジビエカーによりまして、平成31年4月から11頭の個体が獣肉処理施設へ搬入をされております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

猟師の方々の御努力があって毎年イノシシ、鹿で5,500頭の捕獲ができていていることに感謝し、これからはけがなどしないように捕獲のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、施設の件ですが、平成30年6月22日の委員会で獣肉処理施設の敷地内に木造平家建てで1棟、溶融化装置一式、減容化一時保管庫、冷蔵庫になりますが1台、それと枝肉用保管庫、ペット用になりますが、これが1台、それから資材置き場ということで、保管庫ということで1棟、合わせまして1億3,850万円と推進事業補助率100%、このような説明であったが、建物にしましても平成30年6月22日、産業建設委員会の議事録では、木造平家建て1棟、溶融化一時保管庫、冷蔵庫1台、枝肉用保管庫が1台、計2台と説明はしてありますが、実際には行ってみると鉄骨平家建てで、保管庫が1台しかありませんでした。

それと、施設間は舗装の予定ではなかったのか。現状の砂利では衛生的にも悪いし、手押し車などが使いづらいのでは。いかがでしょう。

私の記憶内でなぜ木造が鉄骨になったのか。保管庫が2台が1台なのか。いつ変更になったのか説明していただきたい。もしくは議事録があるのでしたら見せていただきたい。

続いて、本年2月5日までは搬入がない状態みたいですが、どのような問題があるのか。この施設をつくった以上、全頭処理が目標と思います。問題になっているのは幾ら奨励金を出しても処理費が1,000円負担だと思うのですが、東栗倉地区など遠方の方のことを考えれば無料にはいかがですか。猟友会として協議していただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず、減容化施設の構造変更や冷凍庫の台数変更についてでございますが、減容化施設は当初木造で計画をしておりました。ですが、設計の発注について検討したところ、木造では鉄骨づくりに比べ高額になるということで、木造で建築したかったのはやまやまですが、鉄骨づくりに変更をいたしました。実際、減容化施設の設計をお願いした設計士さんにお聞きしましても、木造では相当の費用がかかっていたということでございました。

冷凍庫につきましては、当初2台を導入する計画で施設内に設置場所を確保していますが、こちらも事業費の関係でやむなく1台となっております。1台は一時処理された個体の保管用に、もう一台はペットフード用に処理した製品の保管用として計画しております。

周辺施設の舗装については、事業費が余れば舗装整備したいというふうに考えていましたが、施設の建設費用が予想外にかさんだことから整備ができておりません。この舗装についても令和2年度当初予算に予算計上をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、減容化施設の運営管理でございますが、獣肉処理施設の指定管理者と委託契約を交わしていますが、処理費の負担については協議事項となっております。また、減容化施設利用者の負担は1回目で答弁させていただいたとおり、猟師の方の新たな負担とならないように1頭当たり1,000円を提案をしております。

また、施設に個体を持ち込むと有害鳥獣捕獲奨励金の申請の手間も省けるといったメリットもございません。議員御指摘の施設への搬入距離が異なるという問題は食肉用の処理についても同じですので、引き続き検討したいというふうに考えています。

次回の猟友会分会長会議では施設の運営管理者にも出席いただいて、減容化施設を少しでも多くの方に御利用いただけるように協議したいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

答弁いただきましたが、私も産業建設委員会に行ったときに、これ委員会で聞いて、参加しておりましたんであれですけど、これは木造を鉄骨に、いろいろ説明いただきましたが、これ委員会になり議会でこのことを説明されたのか、僕にはちょっと記憶がないんですがどうでしょうか。

それと、施設の舗装ですが、衛生的にも砂利のところを歩いていくのでよくないので、これはぜひとも早く、当初予算に出とるんでしょうけど、していただきたいと思ひます。

次に、1頭当たり1,000円というのは安いんでしょうけど、旧美作町の人が持つていくのと、やっぱし東栗倉や大原地区の人が持つていくのとの差もあるので、この辺ももうちょっと各分会長が3月5日に集まられて協議するんでしたら、その辺をもうちょっとして、できればただにしてその辺に捕獲した鹿を投げたりしないがためのこの獣肉処理施設だと思ひますのでよろしくお願ひいたします。答弁あったらよろしくお

願います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

済いません、施設の構造につきましては、かなりその事業につきましては何回かこの場でも質問を受けたりした記憶はあるんですけど、構造については少し記憶がぼんやりしておりまして、申しわけありません。また、舗装についてはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、処理費の1,000円の負担ということでございますが、処理費を市が負担するか、運営事業者が負担するかといった問題もございまして、1,000円の負担ということで今提案しているところでございまして、議員の御意見をきょうは承っておきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

総括です。

いずれにしても全頭処理が目的だと思うので、なるべく遠い人も近い人も搬入していただけるような仕組みをしていただいて、今回の3月議会の私の一般質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号7番重平直樹議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番11番、議席番号17番内海健次議員の発言を許可いたします。

17番（内海 健次君）〔質問席〕

17番内海でございます。長い間、お休みをいただいてありがとうございました。

こうして正副市長、それから大川教育長、そして13部署の管理者の皆さんと一緒に市民生活の向上のためにお話ができるっていうのは本当に幸せじゃないかとしみじみ今思っております。

今回は再質問いたしません。しっかり1回目の質問で理解しようと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

さて、今回、家の者に反対されたんですけども、いろいろあります。今年の台風、暴風雨、そしてコロナウイルス、それから1月末でしたか、EUの離脱、これは私、1946年生まれですから、当時のチャーチル大統領がこういうふう言うのとんです。第2次大戦後、欧州の統合を強く訴えた政治家に英国のチャーチルがいる。1946年の演説でヨーロッパ合衆国を築く必要があると語っていた。欧州で再び戦争を起こすことなく、国同士が支え合って自由と繁栄を追求すべきだと。欧州合衆国ができれば一つの国の物質的な力は今ほど重視されることなく、小国も大国も同等に扱われ、共通の大義への貢献によって名誉を得ることになる。壮大な構想が長い年月をかけてつくられたのが欧州連合、すなわちEUである。きのうの英国の離脱はチャーチルとは正反対の価値観に支えられているように見える。英国という1国の力を重視するナショナリズムである。偉大な国民ドラマの幕が開く瞬間だとジョンソン首相が演説をしていました。

移行期間の年末までにはEUとの経済関係に変化はなく今は気楽に何でも言えるだろうが、その間に新たな協議が結べなければ国民生活に響いてくる。戦争の記憶は遠くなり、統合の理想も揺らぐのが今現在の欧州である。繁栄と一部のエリートが独占しているのではとの疑念が広まる。移民に職を奪われるとの声が高まり、国際協調や人権は脇に迫りやられる。七転八倒するのは一人、英国だけでないか。

合衆国を提唱したチャーチルだが、英国はその一員というより後継者になるべきだと述べていた。果たし



が42件、肺がんが25件、前立腺がんが22件となっており、この4つのがんで半数を超えている状況であります。

次に死亡割合ですが、平成27年のがんによる全死亡者数が139件ありました。うち最も多いのが肺がんと大腸がんでそれぞれ23件ずつ、次いで胃がんが14件で、この3つのがんで半数近くを占める状況です。平成25年から27年までの合計で見ますと、がんで亡くなるのは女性より男性が1.7倍多く、男性は肺がん、女性は大腸がんが原因で亡くなる方が多いという状況でございます。

それから、がん検診の受診率の状況についてです。これは、先日山本雅彦議員に答弁をしたとおりでございますが、美作市は県内で高い受診率ということでございます。28年度の69歳までの受診率で申し上げますが、胃がん検診は県平均9%に対して美作市が15.1%、肺がん検診は県9.1%に対し美作市17.7%、大腸がん検診は県7.8%に対し美作市が17.8%となっており、この3種のがん検診では県内15市の中でトップの受診率ということになっております。ただ、乳がん検診は県15.8%に対して美作市が20.7%、子宮がん検診は県14.5%対しまして美作市が16.7%で、県よりは高い受診率とはなっておりますが、上位に位置するところというところの現状でございます。

次に、3つ目のがん検診受診率向上への取り組みと課題という御質問でございますが、市では毎年度検診対象年齢の全住民を対象に、次年度の受診希望調査を実施しております。調査は受診票を作成するためでもあります。事前に調査をすることで対象者の方へがん検診への関心を持っていただくことにもつながっているというふうに考えております。この希望調査の実施と受診票の配布は、愛育委員会の御協力をいただき、各戸訪問をしていただいております。愛育委員さんから個別に受診勧奨の声かけをしていただいていることが受診率向上に大いにつながっていると考えております。

実施方法では、平日休めない方にも、昨年度から日曜健診を実施しております。これは、内海議員よりお話がありまして、それを実施した結果ということで、昨年から日曜日にも検診を実施しております。また、罹患患者数が最も多い胃がんの検診につきましては、過去3年間受診されていない方に受診勧奨通知を差し上げ、検診の必要性を周知し、受診率を促しております。さらに、今年度からは、胃カメラ検診も開始し、受診率向上に向けて取り組みを進めております。今後も多くの方に受けていただけるよう、取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

内海議員。

17番（内海 健次君）

再質問はやりません。

愛育委員さんによくお礼を言うと言ってください、ありがとうございますと。我々も今、冒頭で申し上げましたけど、しっかり受診をしましょう。やります。

2項目めに移ります。

なぜ今ごろこういうものが出たかというのは、私もようわからんのですけどね、もともとあったんじゃない。

〔「議長、休憩とらにゃあ」と呼ぶ者あり〕

ほんまじゃあ。

議長（岡本 泰介君）

休憩しますか。

17番（内海 健次君）

そうでしょうか。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、休憩をして、10分後に始めます。

10分間休憩します。

午後 2 時00分 休憩

午後 2 時10分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

内海議員、2項目めから入ってください。

**17番（内海 健次君）**

この項目も再質問いたしません。

なぜ今ごろこういうのが出てきたかっていうのが、いろいろと本で読んでおりましたら、2028年に解体のピークを迎えるように書いてありますね。それを、今恐らく環境省がここに出てきたんでしょうな。これは、12月9日、昨年、環境省の中央環境審議会は、アスベストを使った全ての建物の解体や改修時に、事前調査といった飛散防止対策の義務づけを求める答申案をまとめた。石綿の除去漏れを防ぐため、解体業者に作業終了後の確認強化と発注者への報告について。2項目めが、一定期間保存する期間について。最近中央では文書の保存についていろいろ言よりますからね、もう注意したほうがいいですわね、これも、非常に大事なことです。3項目め、行政として対策推進について。要は、リスクコミュニケーションをどういうふうにしていくか、もうこれが一番大きな主眼ではなからうかなあと、読んだときにそう思ったんです。だから、定義と目的をしっかりと把握して、そういうリスクコミュニケーションをやっていただいたいんじゃないかと思います。

答弁をお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

春名建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

失礼いたします。それでは、内海議員、2項目め、石綿を使う全建物解体時の対策義務化についてということで御答弁をさせていただきます。

アスベスト対策は、3つの省庁がそれぞれの分野で関係法令に基づき対策を講じております。環境省では、大気汚染防止法、廃棄物処理法により、飛散防止と処分方法について定めております。厚生労働省では、労働安全衛生法、作業環境測定法、じん肺法により、製造や解体時の作業方法等を定めています。国土交通省では、建築基準法により、建築物の使用禁止と既存吹きつけの除去について定めております。

また、規制対象となりますアスベストは、含有量の分析方法の進歩とともに強化されてきた経緯があります。規制対象の含有量が、昭和50年は重量比で5%であったものが、平成7年には1%、平成18年には0.1%となっております。石綿の種類についても、当初は2種類でしたが、現在は6種類が規制対象となっております。さらに、解体現場からの飛散については、平成7年の阪神・淡路大震災により倒壊したビルの解体工事から問題が提起されまして、解体作業の規制が導入された以降、解体現場の実態調査と規制強化が繰り返されてきております。

今回の規制強化の背景には、大気汚染防止法のうち、石綿関係の部分が改正された平成25年から5年が経

過し、その後の課題に対応した法改正を検討するものということでもあります。環境省の諮問機関である中央環境審議会の石綿飛散防止小委員会がまとめていた今後の石綿飛散防止のあり方についての答申が、令和2年1月24日に環境大臣に提出され、早ければ今国会中にも改正案が提出されると報道がされております。また、厚生労働省の建築物の解体、改修等における石綿ばく露防止対策等検討会においても、作業方法や手続について検討が継続されているところです。

現在、解体する建物にアスベストが含まれていた建材がある場合に必要な届け出は主に3種類あり、発注者が都道府県に提出する大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届と、施工者が労働基準監督署に提出する労働安全衛生法に基づく工事計画書及び石綿障害予防規則に基づく建築物解体等作業届が義務づけられております。各届け出はアスベストが含まれる建材の性質で、飛散性が高いものから順にレベル1からレベル3の3段階に分類されておりまして、そのレベルに応じて届け出の要否や規制内容が変わっております。

石綿飛散防止小委員会は、現状の課題としてアスベストの確認が不十分なまま解体されるケースがあるため、対象とする建材の区分を明確にして事前調査の精度を高めるとともに、届け出対象の拡大や施工の確認等が議論されてきました。公表された答申では、発注者、施工者、都道府県等の届け出に対する負担を考慮し、対象建材の大幅な拡大を控えるかわりに、アスベストの有無にかかわらず届け出義務がある建設リサイクル法に基づく情報を共有することや、取り扱いが曖昧であった石綿含有成形板、仕上げ塗料について明確化し、作業基準を策定すること、また漏れのない事前調査の徹底を施工者に義務づけ、都道府県への報告と立入検査、関係記録の保存、解体現場の周辺住民に対して事前調査結果の掲示等の必要性を求めています。今後、改正案やガイドラインが明らかになってくるものと思います。

美作市では、今後の法制化を注視し、市有建築物の解体に当たって適正に処理するとともに、解体業者、市民に対して制度の情報を提供してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

内海議員。

**17番（内海 健次君）**

これで終わりますけども、最後の3行ね、美作市ではと、これをよく後輩に伝達して指導をしてやってください。

以上で本年の私の一般質問を終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番11番、議席番号17番内海健次議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番12番、議席番号8番安藤功議員の発言を許可いたします。

**8番（安藤 功君）**

それでは、令和2年3月定例議会の一般質問を、8番安藤がさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

いつもですとこの冒頭で明るい話題を披露しながらというか、お話をしながら始めることが多いんですけども、やはりこの期は、皆さんもおっしゃっておられましたけど、新型コロナウイルスによる肺炎ということで、日本中、そして世界中が大変なことになっております。一日も早い終息を願うものではありますけれども、この時期特に新聞等々でも言われておりますけど、大学なんか卒業式を取りやめたりとか、高校が卒業式を在校生なしの当事者と保護者だけで行ったとか、いろんなニュースが飛び込んできますけど、人の命を第一に、安全を第一にということを見ると、そうしたことも必要なことかなというふうに思うんですけ



ど。大なり小なりそれぞれの人が、この時期大切な行事や、思い出づくりの大きな1ページになるであろうそうした記念すべきそういう式とか行事をなくした方々も多いと思います。目に見えない敵であるこのウイルスという恐怖を、皆さんも感じておられるというに思います。まあ暖かくなると終息するのではないかなというような予想もありますけれども、いま一度皆様方にはくれぐれも御自愛をいただいて、健康管理をしっかりしていただきたいなというふうに思います。そうした中で、やっぱりどういうんですかね、デマやフェイクが飛び交いまして、ドラッグストアとかホームセンターか何かに行っても、トイレットペーパーとかティッシュとか今回と関係のないものがすごく品薄、また売り切れた状態で、本当に必要とされてる方に届いてないということもあるようでございます。くれぐれもそういったことには注意していただきたいなというふうに思いますのと、それともう一つなんですけど、やはり日本人はいろんな経験を過去してきたと思うんですけど、罹患した方、または発症された方の御家族とかが、いろんな差別や偏見にあつてるというのを、ぼつりぼつりですけどニュース等で聞くようになってきました。コロナウイルスもそうですけど、病気になりたくてなった人は誰ひとりいないわけでありまして、いつ我が身になるかも、起こるかもわからないということもありますんで、ぜひとも良識のある行動をとっていただきたいなというのを冒頭をお願いしたいと。

唯一明るい話題と言いますと、先ほど私の前に内海副議長さんが質問されたわけですけども、本当に元気でこの議場に帰ってこられたことが明るい大きな話題かなというふうに思っております。いつもの元気いっばいのお声で質問されてたことに感動いたしました。これからもいろいろと御教示をいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、今回は3項目にわたって質問させていただいております。

1つ目が、ベトナムとの今後の交流について。これは、昨年12月議会で、私が5番目に質問しておりましたけれども、時間の関係でこの議会に持ち越しておりますので、ぜひともよろしく願いたいと思います。

それから、2つ目として、諸問題を抱える御家庭への支援について、それからスクールガード、スクールガード・リーダー、また子どもたちの登下校の安全についてということで、順次お尋ねをさせていただきます。

それでは、まず1項目めです。

ベトナムとの今後の交流についてということで、まず昨年11月6日、イエンバイ省との覚書に関する調印式が行われたが、今後のベトナムとの交流、連携、協力についてをお尋ねしたいと思います。

まず最初に、冒頭に、ベトナムとの交流に関して、簡単に今までの経緯、おさらいをしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2014年3月、萩原市長は美作市長に就任をされました。そのときに、さまざまな観点から美作市を分析した中で、市内に多くのベトナム人がいることに着目し、その要因を分析したところ、技能実習生が市内の製造業を中心に多く働いていることが要因であるということがわかりました。当時、日本国内、岡山県内の技能実習生は、中国人が圧倒的に多かったわけですけども、美作市においてはベトナム人の割合が中国人に肉薄する状況であり、中国人を抜いて第1位になることが当時から予想をされていたということでございます。

市長は、今後市内の企業において、技能実習生のニーズが増えていくと予想し、国際交流の重要性を認識し、本市は市内に在住する外国人の中でベトナム人の割合が全国平均を大きく上回っていることから、ベト

ナムを相手国として国際交流を進めることが有効であると判断されたと聞いております。その後、2015年4月には、ベトナムダナン大学と日本の美作市の相互の協力に関する協定を締結をされ、2016年1月から、ダナン大学卒業生を市の嘱託職員として雇用をされております。さらに、ベトナムとの友好関係を構築するため、2016年4月に、美作日越友好協会を設立し、民間レベルでの交流を推進をしているところでございます。また、同年12月には、ベトナムを相手国として2020東京オリンピックのホストタウンに登録をいたしました。このような交流事業は、在大阪ベトナム総領事館の支援また協力のもとで進められており、本市の活動がベトナム政府から高く評価されているとも聞いております。そのような流れの中で、このたびの日本国岡山県美作市とベトナム国イエンバイ省との友好協力関係を築いていくための覚書が、昨年ですけれども締結され、調印式が行われたところでございます。

大まかな流れを申し上げましたけれども、今後我が美作市との交流、連携、協力関係の未来像をどのように描かれているのか、また相互利益をもたらすような事業展開も必要不可欠というふうにも考えております。そうでないと、日本と美作とベトナムの友好関係が紙の上だけの話であり、真の名実ともにある友好関係が長続きしないんじゃないかなというふうにも考えております。現代的に言うならば、安倍総理もよく使われておりますけれども、お互いがウイン・ウインの関係性をどのように構築するかをお尋ねいたします。私は御答弁によっては再質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ベトナムとの関係についてであります。今後どうするかということをお話を若干する前に、ベトナム人でなくてはならないとは言いませんけど、今の日本の産業を支える、地域を産業の面から守っていくというためには、どの地域でもそうなんです、工業でやってるところは工業で、北海道の漁業なんかの現場でも、漁業を支えるためにというようなことで、あるいは長野県で高原野菜をつくってるところにおいては、高原野菜をつくるためにということになるんですが、やはりそれぞれの地域で外国からの人材が重要な役割を果たさざるを得ないと、これは日本の人口構造の変化のゆえんであるわけでありまして。一方で、それは必要性はどこでもあるんですが、一方でそれぞれの地域における必要性を注視しておりますと、事業者の方々が、例えばA国とB国とC国と、出身国の中で、やはりそれぞれの文化であるとか教育であるとかが異なっておりますので、その結果としてそれぞれの産業分野に適している、より適してるなあとかね、そうでないなあっていうようなことで議論があるわけです。

例えば、先ほど重平議員のお問い合わせの中に失踪の話がありましたけれども、美作市では、私の知る限りでは、私の在任中においてベトナムの方が失踪したのは1名ありました。ほかの地域での失踪と比べて、ほかの地域が例えば扱いが悪かったから逃げたっていうことなんですけど、当市の場合に扱いはしっかりしてるんですけども、何か別のベトナム人の方々の中の組織のようなものがあって、そっから呼び出されていったんじゃないかっていうのが原則であります。他の国籍の方々の失踪事件と比べて、圧倒的に少ないということも確かであります。私が知ってるある事業主の方で、たしかこれはインドネシアの方だと思ってるんですけども、こちらに来て2週間ぐらいしたらごっそりいなくなったっていうのがたしかあったりするんですよ。そんなことも含めていうと、大変優秀な成績になっているんですけども、その優秀な成績を得るがために、さまざまな世界的にいうと奪い合いの競争がもう生じちゃってるわけですね。その競争に勝てば、今言ったようにいい成績になってくる、いい人材がよくわかった形で来る、こちらの受け入れ側のケアも非常にいいというようなことで、だんだん評判になっていくわけでありまして。当市として、もちろん全ての国に対してそう

いうことができればいいんですか、重平議員のお尋ねになったように結構お金もかかりますますんで、ミャンマーでやれとかって声もあります、インドネシアもあります、あるいはラオスについてもあるんですが、そうたくさんをまだできるような状況じゃないので、市民の方々、特に事業者の方々からの要望が一番強い分野を強化をしていこうということで、こういうふうになっているわけでありまして。

いろいろと成果が上がっておりますけども、一つ先ほど言わなかったことで一番重要なことは、当市の商工会にしっかりと受け入れ機関ができて、この受け入れ機関が結構評判が高まっているんですね。最初は細々としたものでありましたけれども、実績を積み重ねていく中で、ほかを悪く言うわけではないけれども、さすがに美作市の商工会、半公的団体として本当に真面目にやっていただいているというのが、送り出しの側からあるいは受け取る側からも言われている。こういう機関が育ってきたってことは、これはもう紛れもない資産として、今後継続的に当市の発展のために活用されていくというようなことになるわけでありまして。

そして、それらの総合的な背景として、ホーチミン像の件も含めて、ベトナムにおける美作市の知名度が、これも議員もおっしゃいました、圧倒的に高くなっているんですね。イエンバイ省、これは向こうでは省ですから、日本に当てはめれば県ですよ、県と市がやっていいのかっていうと、ベトナム政府は美作市であれば構わないと言っているというのが、ベトナムの政府、外務省の話でありまして、外務省みずからが仲介をとろうということまでやっていて、これは本当にびっくりするわけでありまして。加えて、先ほど議員のお尋ねにもありましたように、今までのベースは大阪にある総領事館を中心としてやってたんですが、せんだって東京の大使館の大使が、一目会いたいんだというんで寄っていただいたようなことで、そのときにも政府の中で美作市の取り組みが高く評価されているということでお話がありました。したがって、我々としては、割合基礎ができてんで、少なくとも人材交流をきちっと市の産業のため、市民のために継続をしていこう。今までは大学という形でやってきたんですが、ベトナム政府の意向もありますんで、今度は地域同士でやろう。そして、両方やるんですけどね、大学経由に加えて地域同士の交流をする中で人材の確保に努めよう。で、向こうさんも、イエンバイ省さんも、人材交流についてはとても乗り気になっていて、安心できる地域にイエンバイ省の若い人を出したいと、こういうことなんですね。そこが一番歯車がかみ合っていて、さらにできれば留学生も出したいと、受け取る側は日本語学校なんですけど、そういうことにもなってる。これが継続的にダナン大学、イエンバイ省っていう形で発展をしていくことが、今後の一番根本になる目指すべき成果、いわゆる継続的に活用すべき成果だというふうに思っております。

そのためにも、4月になったらと思っておりますが、イエンバイ省に行こうということで行かせていただいて、そこで腹を割ったっていうか、気持ちの通じる話し合いをしてこなければならない。その中にはいろんな分野があって、産業構造、農業であるとかあるいは製造業であるとかってあるんですが、場合によっては私どもの地域の製造業者の方々、もし御参加になるのであれば、ベトナムへの進出先としてベトナムのイエンバイ省を考える契機になるかもしれません。これは大きな資本投資が発生をするというようなことでありまして、これも注目して見てるんですが、この4月の訪問については、まだ完全にはっきりしてはいないんですけども、今度は日本サイドからも注目があつてね、日本サイドからも注目があつて、国会議員の方々からも、ちょうどその近くに日本フェアがあるから行かないかとかという話もあるんで、それは簡単には行けないんですけども。もう一個、政府機関の中で、総務省関連の国際関係を担当する機関があるんですが、その方々が、概略を言うとそういういい成果を上げている交流については、少し支援をしたいということになっていて、なると思うんですが、そうすると例えば議員の方々がいらっしゃるときの費用の何割かの補助とか、そういうことも可能になるわけでございますんで、ぜひ議員も御参加をして、そうなれば

ですね、いただければと思う。重平議員も物は見てみんやあわからんと、百聞は一見にしかずですから、ぜひ行かれたらというふうに思っています。

そして、今後の目標ってどういうことかって、先ほども言いましたように人材交流が根っこなんです、産業とかあるいは観光、そして投資といったところに、できればじわっと拡大をしていくというようなことになるんですが、もう一個その基盤になるところがあって、より多くの方々が、例えばイエンバイ省を知っていると、行ったことがあるとかね、美作にいと何かイエンバイ省に行った人が二、三十人いるなあとかね、そういうような感覚が市民の方々の中に出てくると、だんだん本物になっていくというふうに思います。あるいは、イエンバイ省の人に来てもらって、イエンバイ省の人と会ったことがある美作市民が100人、200人いるとか、そんなような町と町、地域と地域の交流でありますので、お互いに知ってる人がいるとか、あそこのじいさんとこの息子はうちに下宿しとったんじゃみたいな話がお互いに言えるようになるみたいな、半分親類づき合いみたいな関係ができていくっていうな、ちょっと層の厚い市民交流みたいなものができてくることが、多分長続きしていくことになる。あるいは、例えば市内のあるお百姓さんが、うちの米はベトナム人に手伝うてもろうてつくったんじゃけどうまかったとか、そんなような話が出てくるとかね、そんなような広がりを持っていくことが最大の眼目であらうかなあと考えております。

一部答弁ができてないところがありますので、担当の心得のほうから話をさせます。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長心得。

#### 企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、安藤議員1項目めのベトナムとの今後の交流についてということで御答弁をさせていただきます。市長のほうから答弁をさせていただいておりますので、データをもとにした御答弁ということで御理解いただきたいと思っております。

平成27年度から、ベトナム社会主義共和国を相手として、さまざまな交流を重ねてまいりました。市内のベトナム人の人口を見ますと、平成27年3月末では66人であったものが、平成31年3月末では175人と約3倍になりまして、本年1月末のデータでは233人という状況でありまして、市内の外国人の約50%をベトナムの方が占めており、さらに増え続けているという状況でございます。これは当市の抱えている課題の一つでございます、人口減少や労働者不足に大きく貢献しているものと考えられます。ベトナムとの交流、連携、協力を継続的に進めていく上で、相互に効果のある取り組みをしていくことが必要であります。今後の展開としましては、ダナン大学との相互協力協定が本年4月に終了する予定でございます。今後も協定を継続しまして、高度な人材の交流などを行っていきたいと考えております。

市内での取り組みとしましては、美作日越友好協会を中心に、市内在住ベトナム人を対象とした交流事業や生活に関する支援を行うとともに、市民を対象としましたベトナム文化講座などでベトナムに対する理解を相互に深めたいと考えております。さらに、東京オリンピック・パラリンピックのベトナム国のホストタウンとして、スポーツを通じた交流などを計画してまいりたいと考えております。

昨年11月6日のイエンバイ省との覚書の調印式では、幾つかの将来にわたる具体的な取り組みを提案もさせていただいております。具体的には、先ほどもありましたが、美作市とイエンバイ省とで費用を負担して、美作市スポーツ医療専門学校の日本語学科への留学生を受け入れすることなど、それからイエンバイ省の特産品であるモチ米、お茶、シナモンなどを美作市内で販売すること、美作市内の企業がベトナムへ進出するに当たってはイエンバイ省を候補地として提案し、イエンバイ省も企業を支援すること、イエンバイ省内に技能実習生の送り出し機関を設立すること、イエンバイ省の棚田収穫祭における市民交流などでありま

す。これらの取り組みを着実に実行し、相互に利益がもたらされるよう、まずは市民レベルの交流によりまして相互の理解を深め、ベトナム人の方々にも選ばれる町を目指していきたいと考えています。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど、市長及び心得のほうから御答弁をいただいたわけですが、まず1月末データで、市内のベトナム人が233名で、在住外国人の約50%を占めているというふうなことでございました。人口減少や労働力不足に大きく貢献しているということでございますが、これから先、今後、市内の需要を鑑みて、何人ぐらいを、ベトナム人に限らないかもしれませんが、何人ぐらいの外国人を増加を見込んでおられるか、またそれをもとにした目標的な人数があれば教えていただきたいなと思います。

それから、本年、国勢調査が行われるというふう聞いておりますけれども、その在美作市外国人が増えることによって、美作市にとってのプラス要因ということはあるのではないかと思うんですが、そのあたりがどういうになってるかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、先ほど御答弁にありました美作市とイエンバイ省とで費用を負担し、美作市スポーツ医療看護専門学校の日本語学科へ留学生を受け入れするというところでございますけれど、もし具体的内容が決まっておりますれば、お教えいただきたいなと思います。

それから、先ほど市長のお話にもございました、また重平議員の質問にもありましたけれども、日本各地でベトナム人を初め、在日外国人による失踪やさまざまな事件が発生しております。その背景なども新聞等々で報道されておりますので、皆さんも御存じのことかと思うんですが、美作市では1件あったのかな、というようなことでお話ございましたけれども、これ以上増えないためやっておられることはどうもあるようですけれども、御答弁にもありましたんで、もし何かありましたら御答弁いただきたいなというふうに思います。

それから、イエンバイ省に送り出し機関を設立するというところでございますけれども、これは今後の課題と、今後のことになろうかと思うんですが、現在美作市のベトナム人技能実習生は、先ほどの答弁にもありましたけれども、みまさか商工会を通して全ての人が入国されているのか、それともほかにあるのかっていうのをお尋ねします。というのが、私の知り合いの知り合いぐらいになるんですけど、日本に来てだまされたっていう方もいらっしゃるんですね、過去に。何をだまされたんかなっていう話ですと、要するに条件を提示されていたけれども、例えばこれ新聞にも出てたんですけど、その方じゃないですけど、手取りで17万円いただけますよっていうな話で来たんですけど、実際には手取りが10万円ほどしかなかったと。来る前に送り出し機関がベトナムにも何か所かあるみたいで、かなり前の話なんで、まだきちっとその辺はできてなかったのかもわからないですけど、数百万円のお金を払わないと日本に行けなかったと。いろんな研修費用とかあったと思うんですけど、そういったものの大きな借金ができてしまって、来てみたら実際よりも、聞いていたよりも少ない給料で、それも劣悪な中で労働を強いられたという話も、全部じゃないですよ、一部にあったというにも聞いております。そういったところを日本も気をつけなければいけないところもあるんでしょうし、ベトナムのほうにもよくない人たちも当時はいたのかもしれませんが、現在は知りませんが、だから、そういったところもあって、失踪とかいろんなことも起きたのかなというふうな気もいたします。

それで、昨今では、先ほどの答弁にもありましたけど、ベトナム人の勤勉さや国民性の評判は非常にいい

ですね。私もそういうに思います。受け入れに関しての各国の競争は非常に激しくなっていると、テレビなんかも言っておりますけれども、韓国や台湾、またヨーロッパなど、ベトナム人から結構人気が高いというふう聞いております。そこには労働環境を含めて、日本ほどさまざまな規制が厳しくないんだというようなこともインタビューで言われてましたけど、そのあたりはどのように分析されているか、わかる範囲で御答弁いただけたらと思います。

2回目とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

春名企画振興部長心得。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

まず、市内の今後の需要を鑑みて、何人ぐらいの見込みかと、それから本年行われる国勢調査についてでございますが、企業のほうが受け入れることができる技能実習生の人数は、企業の常勤の職員の人数によりまして決まっております。例えば、常勤職員が30人以下の企業ですと、3人というふうになっております。これは管理団体にも決まっております、受け入れの人数が定められるというものでございます。少子・高齢化の進展によりまして、我が国の産業構造は人手が足りないという状況でございます。議員御指摘のとおり、市内の産業団地にしても外国人の力をかりないと稼働できないところもございます。世界中で労働力が奪い合いになっている中、美作市の魅力を宣伝することで、地域の課題、問題解決につながるものと考えております。なお、見込みでございますが、現在策定中の第2期の総合戦略案の中の重要業績評価指標——KPIでございますが——その目標値としまして、美作市内の技能実習を行う外国人の数を1,000人ということで、今検討をしてるところでございます。

それから、本年10月に国勢調査が実施されますが、調査の対象は外国人を含む市内に在住する全ての人が対象となっております。

次に、美作市とイエンバイ省とで費用を負担し、留学を受け入れする具体的な内容ということでございますが、具体的な内容につきましては、今後イエンバイ省との具体的な提案や協議を重ねながら、詳細を取り決めた上で、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ベトナム人を初め、在住の外国人の失踪等の事件、その背景なども新聞等で報道されているが、美作市でそのようなことが起こらなくするために行っていることはあるかという御質問ですが、ダナン大学の卒業生を、ベトナム人の方を嘱託職員として採用してございまして、その職員によりまして技能実習生に対する常日ごろからの生活の支援や心のケア、また美作警察署で開催されておるんですけども、美作署管内国際化対策協議会におきまして講演、それから市民の方を対象にベトナム講座などを行ってございまして、これらのことが失踪等の防止対策にも役立っていくのではないかと考えております。

それから次に、送り出し機関の設立について、それから商工会を通じての入国なのかという点でございますが、市内のベトナム人技能実習生は、本年1月現在で約190名でございますが、そのうちの25名が管理団体であるみまさか商工会を通じての入国となっております。これ以外の方につきましては、各企業が契約している管理団体を通じての入国となっております。みまさか商工会には、技能実習生の受け入れを検討されている市内の事業者から、多くの相談等が寄せられていると聞いております。先ほど市長のほうからもありましたけれども、さらにみまさか商工会を通じての受け入れ人数が増加していくものと予想されます。

それから、労働環境を含めての関係でございますが、規制等についてということでございますけれども、日本全体におきましては、ベトナムからの技能実習生が年々増加をしております。議員御指摘のとおり、そ

の勤勉さや国民性のよさから、国際競争がベトナム人の方には高まっていると言われております。以前になりますが、テレビ番組で、日本と台湾の外国人介護職に関する労働基準が紹介されました。台湾では、滞在できる期間が日本より長く、転職も可能で、さらに語学力や介護技術を問わないというような内容で、外国人の人材確保について果たして日本は諸外国との国際競争に勝てるのかという問題提起がなされておったと記憶しております。日本では、技能実習生の時間外労働や最低賃金違反などの問題を背景としまして、平成29年11月に、技能実習法が施行され、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護が図られることとなりました。外国人の方々日本で働く上では、職場でのコミュニケーション能力を含め、ある程度の語学能力や技術は必要です。基礎的能力を欠いた状態で実習しても、法律の目的であります適正な技術の習得には結びつきにくく、なれない職場環境や生活環境から失踪事件にもつながる危険性もあると考えるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

御答弁いただきました。ありがとうございました。

ベトナム人を初めとした技能実習生として来日される方の規制ということなんですけど、これは諸外国と比べると日本は非常に厳しいんですが、やはりそれがあるから日本の治安も諸外国と比べてまだいいのかなというようなところもあるのかもしれないし、まあ難しいとこだろうなという気がします。その辺は国のほうで考えることであるんで、ここでどうこうなる話ではないんですけど。でも、僕も最初、本当に最初、まだ議員になる前、なったぐらいかな、なる前ですね、ぼちぼちと中国人、そしてベトナム人が日本に入ってきて、技能実習生という形で労働力の一端を担うようになり始めた時期に、要するに安い賃金で、当時ですよ、安い賃金で入れて、それがために日本人の労働の場所、就労の場所が奪われるんじゃないかというような、正直気がした時期もあったんですけど。この前、ある企業の方とお話しする機会があって、正直外国人労働力がなかったら、もう工場を閉めんどいけんのですよっていう話をされてました。それだけ日本の日本人が少子・高齢化で少なくなっているというのものもあるんでしょうけど、このベトナム人を初めとする技能実習生の皆様方の労働力っていうのは、日本の企業にとって差し迫った大きな問題を解決してくれる大きな要素になるんだなというのはつくづく感じました。いろんな事件や等々が散見されるわけですけども、美作市ではそういったことが極力というかないように、ぜひとも、先ほども心のケアとかいろんなこと、対策をとられているということなんで、これからもニーズがどんどん増えていけばいくほど、いろいろと管理というか、いろんな目が行き届かないところも出てくるかとは思いますが、そうも言ってもらえませんので、日本と、そして美作市に来られる外国人の皆様方とよりよい関係で、今後も友好的関係が続くようお願いを申し上げまして、この項の質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、10分休憩後にお願いします。

休憩します。10分間。

午後2時56分 休憩

午後3時10分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

内海議員は少しおくれて入ってこられます。

それでは、安藤議員、通告2番目から入ってください。

## 8番（安藤 功君）

それでは、2項目めの質問をさせていただきたいと思います。

諸問題を抱える御世帯への支援についてということで、まず1つ目として、多問題世帯とも言われる世帯への支援策は、美作市としてどのようになさっているのか。それから、2つ目として、弱者と言われる高齢者や障がい者、障がい児へ十分な対応ができているのかということをお尋ねしたいと思います。それから、3つ目として、ワンストップ窓口について。それから、4つ目として、買い物弱者への対応ということで、順次お尋ねをさせていただきます。

まず、多問題世帯、多問題家族とも言われるそうですけれども、生活困窮、傷病、心身障がい、問題行動など、複数の問題点を抱えた御家族を指します。家族の1人がそれぞれに複数の問題を抱え、それらが複雑に絡み合っているという場合が少なからずあると聞きます。美作市においても、こうした御家庭があるのではないかと思いますけれども、現状をお尋ねをさせていただきます。特に、いわゆる弱者と言われる高齢者や障がい者、障がい児への対応に関しては多種多様であり、一言でお尋ねするのも、一言で御答弁をいただくのも非常に難しいとは思いますが、今回は特に老老介護、また認認介護とも言われておりますね、老老介護の中でも認知症の要介護者を認知症の介護者が介護していること、最近こういった特集の番組なんかも組まれておりますけれども、大変な問題になりつつあるわけですが、そういった方の市内での家庭数の把握と対処はどのようにされているかをお尋ねします。

それから、障がい者、障がい児に関しては、障がい児支援制度、こども・子育て支援制度との整合性の確保、均衡ある発展や、障がい児相談支援事業と利用者支援事業とのワンストップを目指した緊密な連携、両事業の専門職である相談支援員専門員と利用者支援員専門員との連携強化が強く求められているところでございます。障がい児の発達や保護者の気持ちを理解できる相談支援専門員の要請も急務であり、またこども・子育て支援制度の給付における障がい児の利用を支援するため、障がい児・子へのサービス機関が特定教育・保育施設や地域型保育事業等をバックアップできる体制の整備が求められているところでございます。

次に、障がい児に対しての療育ということでございますが、この言葉や概念は時代の変遷とともに意味合いを変えてきておまして、現在定まった明確な定義は示されていないということでございます。また、必ずしも医療行為を含むものではない場合もございまして、定義や実践内容の移り変わりがあるので、おおむねの理解としては、療育とは障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助する取り組みを指すと言われております。そこで、療育に関することも初め、障がい児の各御家庭への経済的支援、就労支援は市としての対応は十分と言えるか。また、生活困窮者に対して、生活保護による適正な支援はされているか。報道もありました、不正受給なんかは言語道断でございますけれども、そうした適正な支援はしていただいているかなど、美作市としての現状と、そして課題、問題点をお尋ねいたします。

それから、ワンストップ窓口に関しましてなんですけれども、美作市の場合、本庁、それから各総合支所、また保健福祉部、教育委員会等々分散しているので、なかなかワンストップということにはならないのかもしれませんが、対応も非常に難しい部分もあろうかと思いますが、市民の方が何かお困りのことがあって、ここで尋ねればほぼ確実に、的確に対応していただき、もし場所を移動する場合には、その先方の対応者への相談内容の共有、連絡、そして対応はどのように機能しているかをお尋ねをさせていただきます。



それから、買い物弱者という言葉聞き始めて、これ久しいわけですが、市の中心部、また合併前の旧町村の中心部から離れた——周辺地域ですね——場所である過疎地域、いわゆる辺地地域では、ますます買い物に行けない弱者が増えて、急増しておるところでございます。日々の生活にも大変な御苦労をされている方々が急増しておりますけれども、市としての現状と対策をどのように考えておられるかを1回目の質問とさせていただきます。お願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

それでは、諸問題を抱える世帯への支援ということで答弁をさせていただきます。

まず1番目の、多問題世帯への支援策、老老、認認介護についての答弁でございます。

いわゆる老老介護、認認介護の状態になっている世帯につきましては、その多くが介護サービスを利用する上で担当のケアマネージャーが支援を行っており、市として正確な世帯数を現在のところ把握できていませんが、担当のケアマネージャーが状況を察知し、在宅生活での介護者の負担を減らすことを目的としたケアプランを作成するなどの個別対応を行い、必要に応じて施設入所の検討や支援等を行っています。ケアマネージャーのみでは支援が困難な場合は、地域包括支援センターの専門職員がケアマネージャーに対して個別相談の対応を行い、ケアプランへの助言や指導などの支援を行っております。介護サービスを利用していない高齢者の方への対応につきましては、高齢者の相談支援がより身近でできる相談窓口としまして、地域包括支援センターの地域ステーションを美作保健センター、大原保健センター、及び各総合支所に置き、専門職員を配置して相談支援を行っているところでございます。認知症と判断される方の支援につきましては、主治医や精神科などと連携を行いながら、適切な受診につなげるなどの支援を行っており、平成30年度は新規71名の認知症またはそのおそれのある方の支援を行いました。直接相談を行うことができない高齢者の方の把握につきましては、地域住民や民生委員、医療機関、介護保険サービス事業所、ボランティア団体等からの情報提供により相談の対応を行っております。そのほかにも、社会福祉協議会が実施する見守り会議や福祉会議、地域の高齢者サロンなどを通じて、美作市が行う相談支援の普及啓発や情報共有を行いながら、支援が必要な高齢者の把握に努めるなど、年間約700件の新規相談を含む、延べ約4,000件の相談に応じているという状況でございます。

それから、2番目の弱者と言われる高齢者や障がい児・者への十分な対応ができていないかとの御質問ですが、障がい児・者の各御家庭への経済的支援につきましては、現状国の制度として、重度障がい児・者を対象とした各種手当てや障がい者年金、医療費の支給制度、障がい福祉サービス利用料や補装具の支給、日常生活用具給付に関する利用者負担分の減免制度等があります。市単独の事業では、今年度から重度障がい者、難病患者等を対象としまして、インフルエンザの予防接種への助成金の支給を行っております。また、民間事業者による料金の割引制度などもございます。課題につきましては、これらの制度について、障害者手帳を交付時に対象者には説明をしておりますが、必ずしも周知が行き渡っていない場合も見受けられますので、今後も丁寧に説明し、支援の充実を図ってまいらなければならないと考えております。

次に、就労支援につきましては、障がい福祉サービスとして、一般的な事業所で雇用されることは困難ですが、雇用契約に基づく就労が可能な方を対象とする就労継続支援A型事業所、同じく一般事業所で雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難な方を対象とするB型事業所がありますが、市内に住所を有する方で、昨年8月までの平均利用者数は、A型事業所47名、B型事業所が87名の計134名の方が利用をされています。また、市内には、就労支援事業所の利用までは至っていない方の就労体験の場と

して、障がい者小規模作業所、むぎの会っていうのがありますが、こちらに1日平均5名程度の利用の方がいらっしやいます。障がい者の就労支援につきましては、全市的に見ますと、就労支援事業所の数や作業内容について利用者が選べるほどの数や職種がないため、今後も新規事業者の誘致を行ってまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者に対して生活保護の適正な支援ですが、保護が必要な世帯については、適正に支援することは当然ですが、要保護者の把握については、困窮者からの相談をきっかけに保護申請に至るだけではなく、地域において要保護者を発見する、いわゆるアウトリーチが重要であると考えております。美作市においても、社会福祉協議会を初めとした各種社会福祉法人や、民生委員・児童委員との連携を密にし、みずから声を発することができない困窮者を一人でも多く発見し、必要な支援が行き渡るよう努めているところでございます。今後も連携をより強化し、要保護者であるにもかかわらず、保護が行き届かない状態が起きないように努めてまいりたいと考えております。

次に、3番目のワンストップ窓口についてですが、福祉制度、施策の細分化や複雑化、それに対する世帯が抱える課題が複合化していることから、美作市では、平成22年度から、市民の相談窓口として社会福祉課に総合相談係を設置して、そこで一旦丸ごと相談者の課題についてお聞きし、保健福祉部内で対応できるものはその場で各担当課につなぎ、保健福祉部所管外やその他関係機関の対応が必要な場合は、電話による確認や紹介を行っており、他機関へつなぎ必要があるときは、場合によっては同行支援を行うこともあります。福祉部局のみならず、行政機関内外におきまして、支援、援助が必要と思われる方については、総合相談係が調整的役割を担うことにより、複合的な課題を抱える方、その世帯に対して包括的に対応できる体制づくりを心がけ、支援を行っております。

最後、買い物弱者への対応についてですが、美作市では生活支援体制整備協議体におきまして、多様なサービス提供者が集まり、生活支援につながる地域資源の掘り起こしや地域課題を整理し、連携や支え合いによる体制整備を目指しています。その会議の大きなテーマが買い物支援で、市の周辺部の商店がないところでは、家族や知人に買い物を依頼することが多いのですが、見て買いたいとの希望があり、移動販売の利用も多くなっています。昨年からは、大原地域、美作地域のスーパーマーケットで、介護予防体操をして、ついでに買い物ができるイベントを始めています。今後、サロン等高齢者の通いの場に移動販売を呼ぶなど、具体的な取り組みを進めたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼いたします。ワンストップ窓口という御質問でございます。私からは全般的な対応ということで、答弁をさせていただきます。

御質問でございますように、市にはたくさんの事務事業がございまして、特に近年では、都市公園の交付税を活用した美作市オリジナルの事業も増えておりまして、一カ所の窓口で全ての申請や相談を受けるということではできておりません。このことから、通常の場合でありましたら、職員それぞれが自分の担当業務以外のものについてもお話をお伺いし、関係する部署へ適切につなぐということが基本となっております。そして、その場合、大切になりますのは、どの部署がどのような業務、あるいは事業を担っているかという知識、つまり事務分掌情報の共有ということでございます。間もなく新年度の人事異動によりまして、職員それぞれの担当業務が変わることとなります。このたびの御質問がよい機会でございますので、各担当職員が担っている担当業務の一覧表を作成し、庁舎内各課や各総合支所を初め、保健福祉部や教育委員会、そし

て消防本部などの出先機関にも備えつけるなどして、速やかな御案内ができるよう心がけてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

御丁寧な答弁をいただいたわけですが、少しまたお尋ねをいたします。

答弁に、まず保健福祉部長のほうからなんですけど、地域包括支援センターの文言が何度か出ておりました。私の質問だけでなく、さまざまな質問の場面で、福祉に関することの質問になりますと、地域包括支援センターにおいて云々という言葉がよく使われておるんですけれども、聞きなれた名称であるんですけれども、年齢の関係もありまして、なじみのない方もおられると思います、私がないというわけじゃなくて、若い方がね、なじみのない方もいらっしゃるの、いま一度どのような組織で、そしてそこはどのようなことを中心に行っておられるのかを、一言答弁をいただければというふうに思います。

それから、多問題世帯に関して、高齢者に関することはいろいろと御答弁いただいたんですけど、日本の社会的な大きな問題にもなっておりますニートとかひきこもり、そして家庭内暴力、虐待などさまざまな問題で悩んでおられる御家庭も少なからずあると思いますけれども、市としての把握や、また対処、対応をされているのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、かつて何新聞か忘れたんですけど、報道がされて、この数字が本当に正しいかどうかという裏づけはとれてないんですけど、子どもの貧困率に関して、生活保護費以下で暮らす子育て世帯の割合が、岡山県が15.7%で、悪いほうから14番目、ワースト14位との数字では出ておりました。全国平均が14%ぐらいらしいんで、1.7ポイント高いということなんですけど。その中で美作市の数字は、恐らくわからないと思うんですけど、この数字を見て、聞いて、どのように思われるか、お尋ねをいたします。

それから、障がい児の療育に関して質問いたしておりますけれども、市内で受けられる療育、また近隣で受けられる療育はどのような内容の施設があるのか、また市として今後何か整備をしていかれようとしておられるのか、お尋ねをいたします。市民のニーズは非常に高いです。非常に高いニーズがございます。当然、人間的なこともありますし、予算的なこともありますので、もう簡単に、じゃあ、あしたからということにはならないかもしれませんが、市民のニーズが高いというのは事実でございます。

それから、ワンストップ窓口に関してなんですけど、保健福祉部の総合相談係が調整的役割を担うこととのございますけれども、そういう部署があることすらを知らない方も多くいらっしゃるというふうに思います。何かの形で周知をもっと図らなければいけないというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

それから、そのワンストップに関してなんですけど、事細かくはお話しませんが、とある方からの御相談がありまして、あることをしたくて市の担当であるであろう部署を何か所か回って、いや、うちじゃないと言ったのか、あっち行って、こっち行って、そっち行ってみたい、俗に言うたらい回しの対応をされたことがあるんだというお話がありました。僕は直接そのことをお聞きしたわけなんですけど、私を経験したわけじゃないんで、ニュアンス的にはどういふことが起きたのかは詳しくはわかりませんが、要するにそういったことが現実には恐らく、少なからず起きてるんじゃないかなあというふうな気がします。今回、お話をお伺いした方以外にも、そうしたことを聞いたこともありますので、定かでない内容もあるかもわからないんで、具体的なことは多くは申しませんが、そういった事例というのは恐らくあるんだら

うなというふうにお聞きしました。

ワンストップ窓口ということになると、保健福祉だけでなく市全体のことで庁舎に訪れられて、私、こうこうしかじかしたいんだけど、こういうことで悩んでいるんだけどというようなところで、じゃあ、こういう係がありますので御案内しますねとかというような形がとれば一番いいわけでございます。今の本庁があって、支所があって、保健福祉が分かれてて、教育委員会が分かれててってことになると、なかなか冒頭にも申し上げたように、ワンストップっていうのは非常に難しいかなというふうに思うんですけども、そういったことも、もし新庁舎を御検討される上で、こういうワンストップということも頭に置いていただけたらいいかなというふうに思います。

それから、買い物弱者に関して、スーパーマーケットで介護予防体操をして、買い物もできるイベントを始めておられるということですが、その頻度と参加者数、またどういった形で募集されているのかと、それと市内地域を満遍なく行われているかどうかをお尋ねをさせていただきます。

それから、移動販売のお話も出ておりました。地域によっては対象者が非常に少なく、採算が合わず、移動販売を廃業しなければならないっていうな追い込まれてる業者もいると聞きます。そういった見守りも含めて、特に高齢者の方なんかの見守りも含めて、何か補助ができないのかなっていうのを思います。先日の岩崎議員の御質問に答弁があって、高齢化率また独居世帯率というのが、正直驚くような数字で聞きました。特に、高齢化率にしても独居世帯率にしても、勝田地区が断トツのトップだったような気がいたしますけれど、そういった地域へ移動販売で行って、そうした見守りも含めて何か補助ができないものかなあというふうにも思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

一部だけお答えしときたいんですけど、市民の方々、具体的な悩みがあったり問題があると、それに市役所の持つさまざまな機能や資源が解決のすべを提供することがあります、これ間違いない。なるべく包括的に答えたいと思ってるんですけど、高齢者問題について言うと地域包括と言ってんですが、この包括っていうことが障がい者の方々の包括になってるか、必ずしもそうじゃないんですね。次に、社会福祉課にある総合相談係、これはかなり広いです。ぜひ御認識をいただいておりますが、この社会福祉課にある総合相談係の、今のところ受け持ち範囲が、結構全部局を含めて福祉問題であれば考えることができると思います。そういう気合いでやってくれています。かつ、やや自慢めいた話をすると、これが答弁にあったように平成22年からやってるようなんですけど、これかなり先進的な取り組みだと思いますね。それをまたさらに磨いてやらなきゃいけない。次に、市としての総合相談窓口っていうのがありましてね、一つは私どもを含めて秘書課とか秘書とかそういう系列がある。もう一個は議員です、議員の方々がやはり受けていただいて、それをつないでいただくと本当にありがたいことがありますんで、その点だけちょっと。駄弁を弄するようでもありますけども、安藤議員も今までそういうこともやっていただきました、このたびの新型コロナウイルスの騒ぎのときにも、いろんな意見を吸い上げて御提言を頂戴したわけでございますけど、そういった活動はとっても大切であるというふうに思っております。きょうも倉地議員がさまざまなお困りの話もおおげになりましたけど、ああいった形のものが結構重要であると、何でも聞いてくれる人ということだと思っておりますけども、ぜひ今後ともよろしく、そういう役割も含めて議会活動をお願いしたいということで、無理して立ち上がったわけでありまして。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

若干二重になるところもあるかもしれませんが、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、地域包括支援センターですが、これは介護保険法に基づきまして、市町村または市町村が委託した法人が設置でき、各市町村に1カ所は設置されております。地域保健センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの専門職を持つ職員がおり、主に次の4つの役割があります。

まず1つ目としては、高齢者の皆さんの状態に合わせ、要支援の方の計画、支援などを含む介護予防の支援を行うこと。それから、2つ目として、高齢者の皆さんや御家族、地域の方からの相談に答え、情報の提供やサービスの提供を行う。それから、3つ目として、高齢者の皆さんの権利擁護ということになります。それから、4つ目として、ケアマネージャーからの相談に乗り、指導、支援を行い、地域の機関や専門家などとの連携の体制をつくるということで、高齢者の問題解決の支援をするということでございます。

次に、ニート、ひきこもりにつきましてですが、平成29年度から、美作市ひきこもり等若年者就労支援事業としまして、NPO法人であります山村エンタープライズに業務委託をし、支援を行っておりますが、実績としましては、平成30年度には、利用者20名中3名の方が、市内の企業で週5日以上勤務へとステップアップすることができております。また、ひきこもり事業に特化した事業ではありませんが、地域共生社会の実現に向けて、地域の日常生活の諸課題について、地域住民の方が主体的となってその課題を把握し、解決を試みる体制づくり等を目的としました美作市地域力強化推進事業、また複合的な地域、家庭での課題を解決するため、行政機関だけではなく民間の活力を取り入れ、多機関が連携して切れ目のない継続的な支援や柔軟な支援体制を構築することを目的としました多機関の協働による包括的支援体制構築事業、この事業を社会福祉協議会に委託し、多問題世帯などへの支援を行っているところでございます。

次に、児童虐待の対応につきましては、要保護児童対策地域協議会で対応をしておりますが、平成30年度では127件の通告または情報提供があり、実際に対応した世帯数は62世帯となっております。また、今年度より、美作市虐待対応シートを作成しまして、保育園、幼稚園、小・中学校で気になる児童がいた場合に、速やかに相談や報告を行い、より早期に支援を行える対応をとっております。ほかにも健診や窓口などに気になる家庭の情報があった場合は、相談や訪問を実施し、児童虐待の防止を図っております。家庭内暴力につきましては、児童虐待ケースと重層的な場合が多く、警察や児童相談所との連携を図りながら対応しているところです。

次に、子どもの貧困ですが、子どもの貧困は世帯の貧困であるとの認識で、最後のセーフティーネットである生活保護となる前の段階で、生活困窮者自立支援事業により、困窮世帯に対し相談支援と就労支援を行っております。平成30年度では、相談件数が71名中、就労支援のプログラムを策定した方が17名、うち10名の方が一般就労に結びついております。また、今年度から、社会福祉協議会に、相談支援、家計改善支援、子どもの学習支援を委託し、より支援の充実を図っております。また、先ほど議員からお話がありました、生活保護費以下で暮らす子育て世帯の割合が、岡山県がワースト14位ということですが、これにつきましては結果に関する調査がまだできておりませんが、支援が必要な家庭に対しまして適正な支援が行き届くように努める必要があり、そうした家庭の情報が埋もれることなく、問題として相談につながるよう支援体制の充実も図っていかねばならないと思います。虐待、子どもの貧困対策、ひきこもり、ニートの把握や対処につきましては、非常にデリケートな問題であり、把握や対処につきましては困難を要しているのが現状ですが、今後も継続して関係機関等と連携し、実態把握や支援を行っていきたいと考えています。

次に、弱者と言われる高齢者や障がい児・者への十分な対応ができていないかの項目の御質問ですが、市内で受けられる療育施設ですが、何らかの特性のある3歳から小学校に入学する前まで——未就学児ですね——の子どもさんを対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします児童発達支援事業所が、市内に1カ所、近隣では勝央町に1カ所ございます。また、小学校から高校までの障がいのある児童・生徒を対象として、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行う放課後等デイサービスが、市内では3カ所、それから西粟倉村に1カ所、それから勝央町に2カ所という状況であります。今後の整備についてですが、市内には放課後等デイサービスが3カ所ありますが、児童発達支援事業所については1カ所しかなく、市外へ行かれています方もいらっしゃる実態から、児童発達支援事業所の充実を検討してみる必要があるかなあというふうに考えております。

それから、ワンストップ窓口ですが、先ほど総務部長から説明がありましたとおり、諸問題を抱える御世帯の支援につきまして、今まで以上に各部署との事務分掌の情報等の共有を行い、相談を行っていききたいというふうに考えております。相談を受けた場合、他部署につなげないとならない場合は、もう必ずどここの誰々へということ以案内もしますし、その相手先にも必ず連絡をとる、それから場合によってはそこまで一緒に行きあげるといった対応をする必要があるかなと、そういった対応を心がけていきたいというふうに思います。それから、平成30年度からは、社会福祉協議会に委託して、総合相談窓口として社会福祉協議会の各支所に福祉出前ステーションを設置し、市民の身近な相談窓口として相談体制ができる体制もっております。出前ステーションだけでは対応し切れないケースにつきましては、社会福祉課総合相談係も連携し、対応をしております。今後も社会福祉協議会とも連携し、広く市民の皆様へ窓口の周知を図り、相談対応を行ってまいります。

それから、最後、買い物弱者への対応です。大原地域ではショッピングプラザアイを会場に、介護予防サポーターでこぼんの活動として、令和元年6月より、月に1回、介護予防体操のみまさかお元気体操を行っていただいております。毎回20名程度の参加があり、令和2年、ことしの2月の参加者数は24名ということでした。周知方法は、告知放送とショッピングプラザアイに開催ポスターを掲示、介護予防サポーターによる教室でのPRを行っております。また、美作地域では、マルナカを会場に、これも介護予防サポーターすみれ会が、昨年11月に、みまさかお元気体操体験会を行われ、50名の参加があり、広報みまさか1月号の表紙に紹介がありました。今後の継続等も含め協議中ですが、市内各地域への普及はこれからとなります。地域によりましては、サロン等高齢者の通いの場に移動販売に来てもらうなど、その地域に合う方法を模索していく必要があります、難しい課題ではありますが、今後全地域で取り組み可能な事業として取り組めるよう調査研究を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

立たずに言えばよかったのかもわかんないですけど、答弁漏れがありますね。移動販売の件で、採算が合わず廃業してる人に補助みたいのをできませんかということをお尋ねしたつもりなんですけど、部署が違うのかな。それちょっと答弁があればお聞かせください。

それから、先ほど来より言っておりますが、療育ですね、本当にニーズが高いということを申し上げたと思うんですけど、市民の方から、今特別委員会もできておりますし、まだ具体的なことが決まっていないので、余りここで問うのもあれかと思うんですが、支援学校という構想があるわけですが、その方たちのお

話によると、幼いころからの対応をしていただくというな、療育に関していただくということで、支援学校がどういった形になるのかはまだわかりませんが、就学前の子どもたち、幼稚園など、そういった年齢の子も対応していただけるような施設ができたらうれしいなあ、ありがたいなあというようなお話もございました。これは、答弁できればですけど、そういったお話もありますよということをお伝えをしておきます。

それから、ワンストップに関して、市長の御答弁にもありました、議員もワンストップ窓口になるべきだと、そのとおりですね。庁舎にはないんですが、御近所の方であるとか、特に高齢者とか、困っておられる方に対して私たちがいろんな質問とか相談を受けたときには、おばあちゃん、これはこうこうしかじかで、ここに一緒に行こうとか、例えば、これはこういうことだからちょっと勘違いしてますよとか、いろんな適切なアドバイスを、私たちが勉強を今以上に一層勉強して、いろんな市民の負託に応えるという意味でも、ますます勉強していかなければならないなということは強く感じました。

じゃあ、移動販売のことを御答弁いただければうれしいです。

**議長（岡本 泰介君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

恐らく、移動販売については、まだ担当部局が決まっていないようなことがあって、答えが出なかったのかなと思います。済みませんでした。販売といえば経済部なんですけども、意味するところは福祉的な世界になっていて、交通政策と考えたら、また市民部とか企画とか出てくるみたいなことになってるんです。ただ、この間の交通政策の関係からずっと議論してますと、私ども、御案内のとおり、タクシーの利用補助を2年間にわたって社会実験的な要素も見ながらやってきて、今回本格導入をするということになったわけです。そのことの背景っていうのは、買い物弱者救済ということも当然あったわけですね。ですから、それで済んでるってことじゃなくて、恐らく旧美作町内においては、そのことによって相当程度買い物弱者対策もできてるといふふうに理解をしたらいいと思うんでありますけれども、じゃあ例えば東粟倉の方々にとってどうなんだというと、せんだってのお答えの中にございましたように、1人1回当たりの利用料金が六百数十円というところから1,000円何ぼってことになってて、東粟倉って高いんですよ。これどういうことかっていうと、よっこらしよと立ち上がって、大原に恐らくお買い物に行かれるんだろうと思いますけど、アイに行くにしても、組合のマーケットに行くにしても、どこに行くにしても、あの距離を全部行かなきゃいけないということになる。恐らくその似たような状況が、英田の一部や勝田の一部にもあるというふうに想定をすることになりますし、場合によっては福山の方なんかと同じような思いがあるかもしれない。そうなりますと、市の、言葉遣いを丁寧にしていくと、周辺に位置する地域の方々にとってみると、タクシー利用補助だけで問題が解決したかっていうと、そうではなかろうということがあるといふ立論ができると思うんですね。ですから、どこかで検討させることにはなりますけども、まずは実態としてどこの地域の方々がそれを求めているとか、現在移動販売の方々はどこを回ってるんだというようなことを、我々としてもしっかり把握をした上で、政策的な立案にそれが合うのかどうかということを検討をしたいと思います。本議会が終わった後、どっかの部にこの話はおろして、検討するようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員、総括でお願いします。

**8番（安藤 功君）**

ありがとうございました。福祉の問題というのは多岐にわたるんですけど、市民の皆さんがこの美作市で暮らしていく上では、福祉の問題というのは避けて通れない問題でございまして、まして少子・高齢化によって高齢者がどんどん増えて、そして過疎化が進んでいる地域でございます。手厚い福祉を今後とももっともっと充実していただきますようお願い申し上げまして、この項を終わります。

次、行っていいですか。

**議長（岡本 泰介君）**

休憩しましょう。

10分間休憩します。

午後 3 時 55 分 休憩

午後 4 時 06 分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、安藤議員、一般質問の 3 項目めから入ってください。

**8 番（安藤 功君）**

ほぼ毎回質問させていただいております、子どもに関する質問でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回は、スクールガード、スクールガードリーダー、また子どもたちの登下校の安全についてということで、お尋ねをさせていただきます。

登下校に関しましては、昨日ですかね、萬代議員のほうから詳しく質問もされ、答弁も詳しくありましたんで、おおむねは理解できておるんですけども、私も通告いたしておりますので、重複する部分がございますが、お尋ねをさせていただきます。

まず、スクールガードに関しましてですが、スクールガードとは、あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内を巡回したり、通学路などのパトロールや危険箇所の監視などを行ったりする学校安全ボランティアのことを指しております。また、スクールガードリーダーとは、各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家、例えば警察官OBや民間警備会社の役員などでございますが、地域安全指導員とも言い、主な任務は各学校の警備のポイントの指摘、それから定期的に各学校を巡回した上での安全体制の評価、指導、助言などを行う。スクールガードに対する警備上のポイントや不審者対応等についての具体的な指導、また通学路における危険な場所の問題点についての具体的な指導など行う方々を指しております。

文科省では、かねてより地域社会全体で子どもの安全を見守る環境の整備を図る地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施、学校における防犯教室の開催を支援するための教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会の実施などの各種施策を行い、学校安全の充実にハードまたソフトの両面から取り組む子ども安心プロジェクトを推進してまいりました。

そこで、美作市において、前述のような取り組みの状況と、各学校におけるその組織率、課題や問題点をお尋ねをしたいというふうに思います。

また、通学路の交通の面からの危険箇所や防犯上の危険箇所、先般も神奈川県において、歩道に面した斜面からの土砂崩れにより、とうとい命が奪われるという痛ましい事故が起きましたけれども、そうした危険箇所の把握と対処はされているかどうか、お尋ねしたいと思います。萬代議員もきのう指摘されておりましたけれども、大津の事故ですとか、赤磐の事故、痛ましい事故が後を絶たないわけで、先般も死亡者は出て



なかったようですが、小学校4年生の下校の列だったかな、また車が飛び込んだというな事故もございました。似たような事故が後を絶たないわけなんですけれども、運転する側ももちろん気をつけなければならぬんですが、子どもたちにどこに危険が潜んでいるかわからないということも、よく教えていかなければいけないのかなという気がしております。そして、多分毎年各学校を通じて、PTA等から危険箇所改修等の要望が上がってきていると思いますけれども、それらの対応状況をお尋ねをさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

子どもたちの安全、そして登下校の安全対策ということでのお尋ねをいただいております。

まず、議員が御指摘されましたスクールガード、スクールガードリーダーへの取り組みでございます。この取り組みは、学校現場の多忙化、あるいは教職員だけでは児童・生徒の安全確保が困難であることから、従来地域の皆様の御理解と御協力により実施してきた地域の子どもは地域で守るという見守り活動を、改めて地域ぐるみで行うための体制づくりのことでございます。全国的に見ると、学校内外における見守り活動を行う学校安全ボランティア——スクールガードですね——の養成や、スクールガードに専門的な指導を行うスクールガードリーダーの配置等の取り組みが増えてきております。本市においては、スクールガードという直接当たるものはございませんが、スクールガード的な取り組みとして、平成18年以降、登下校時の見守りをさせていただき、いわゆる見守り隊、これが市内各小学校区に設置され、これ全てでございまして、設置されて活動をされています。また、スクールガードリーダーについては、警察官OBなどが充てられることが多く、専門性が求められる職務ですので、本市においては青少年育成センターの指導員の活動を一つのベースにし、美作警察署に配置されているスクールサポーターとの連携を図り、取り組みを進めてまいりたいと考えております。今後は、国や県の施策の活用や警察など関係機関ともしっかりと連携し、より効果的な対策を研究してまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全対策でございますが、危険箇所の把握につきましては、継続的に通学路の安全を確保するため、学校、警察署、県民局など関係機関で組織をいたします、通学路安全推進会議、萬代議員の御質問でもお答えをいたしました。この通学路安全推進会議を開催し、通学路の合同点検や協議などを行っております。また、毎年夏休み明けには、市内各学校を通じてPTAからの要望を教育委員会が取りまとめた後、関係機関や関係部署に改善対策を要望しております。対応状況でございますが、令和2年2月現在で、通学路安全推進会議によるものは43カ所が要望がございまして、うち15カ所の対策が完了しております。PTAからの要望によるものは44カ所のうち18カ所の対策が完了しているところでございます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

スクールガードに関しましては、了解いたしました。私も知らずに聞いているわけじゃないんですけど、見守り隊とかいろんな形で、地域の大人の方、高齢者の方が特に中心になって行っていていただいております。本当に感謝いたしますね。感謝の一言でございます。地域の子どもは地域で守るといった活動をしてくださるということは、ありがたいなというふうに思っております。そして、今後とも何とぞよろしくお願いいたしたいというふうにも思います。

それから、学校やPTAからの通学路危険箇所の修繕依頼は、毎年のように同じ箇所への要望も多く見られると思います。そこで思いますが、もっとスピーディーに対処してもらえないもんなのかなというなこ

とを感じます。これ何の確証もないお話なんですけど、私、小学校のPTAをやっているときに、10回ぐらい言わないとやってくれんよみたいなそういう話がまことしやかに言われてたんですね。だから4回や5回言っただけじゃあ、なかなかやってくれんよみたいな、そりゃあちゃんと確証のある話じゃないんですけど、そういう話が出るぐらいなかなか実行に移してもらえないというふうなことがございました。予算のこともあって、順番が恐らくあるんだろうとは思いますが、もっともっとスピーディーに対処をしていただきたいなあというふうに考えます。

そこで、例えばなんですけど、市長はよく御存じだと思うんですけど、勝田小学校下の国道429号線の信号機が、行政懇談会でもお聞きになったと思うんですけど、あの信号機が旧タイプなんで、西日が当たったら全く、色が全くわからないです。もう青なのか、黄なのか、赤なのか、もう本当にわからないです。よく知ってる地域の方は、当然子どもがそこに、もうすぐこの信号を渡るかもしれないというときにはお待ちになりますし、よく気をつけてる方はわかるんだと思うんですが、でも3桁国道とはいえども国道なんで、それほど利用していない方も通る可能性もあります、全く信号が見えませんが、早期にかえていただくありがたいなというのを感じております。

それから、何かの話で、宮前課長とも話をしたと思うんですが、429号線の歩道が大体あるんですけど、歩道幅が五、六十センチというだけさかもしれませんが、非常に狭い歩道があって、そこを小学生が徒歩で通学したり、中学生が自転車で通ったりするんですけど、何度もそこで、自転車が特に転んでます、こけてます。だから、どんとこけると、もうすぐ車道ですから、よく事故がなかったんだなあという気がするんですけど、そういったところも要望が出てくると思うんですけどなかなか。確かに崖があったり、水路があったり、難しいのかなという気もするんですけど、人の命より重いものはございませんので、そういったところも対処していただきたいなというふうに思います。

それから、熊の出没が通学路やその近隣であった場合、スクールバスの運行を適時行っていただけて、保護者や関係者には大変喜ばれていると聞いておりますけれども、今後もそういった事例があれば対応していただけるのかどうか、お尋ねをします。

また、地域によっては、全く人けもなく、人家もなく、交通量も非常に少ない道を、数キロも徒歩で、昨今の少子化の影響もあり、特に下校なんですけど、1人もしくは2人程度で、それも低学年で下校する児童もいます。今後、こうした子どもたちもますます増えてくるのではないかと思うんですけど、今後の対応をどういうふうにご検討されるかをお尋ねします。

熊の件なんですけど、通学路に出るのも大変な問題なんですけれども、ことしの1月もう早々には、東谷では熊が出ていました。僕が直接会ったわけじゃないんですけど、そういった情報が区長さんからありまして、もう冬眠しょうりゃへんぞと、今ごろの熊は寝てないぞみたいなお話もあって、暖冬の関係もあって、要するに年中餌を求めているところを徘徊しているということでございます。先日も、通学路ではないと思うんですけど、粟井地区のほうで熊が出て、もう本当に困っとなんかというふうな、それでなくとも農業が荒廃してるのに、そこへ、田んぼへ出てきて熊に暴れられちゃあ、恐ろしゅうて何もできんぞというふうな話も出てました。熊に限らずですけど、子どもたちの命、そして地域を守っていくという上で、これからは市として適切な対応をとっていただきたいと思いますが、2回目の質問とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

春名建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

建設部関連としましてですが、学校やPTA、それから地域からの要望を受けまして、国県道に関するも

のについては要望を県に伝えて、早期の安全対策をお願いしております。それらを受けまして、県においては、例えば国道179号、平田から北原間の鶴亀橋付近です、現在張り出し歩道、川のほうに向かって張り出しの歩道の設置が進められております。それから、他の路線におきましても、通学路の歩道設置の検討でありますとか、安全対策、それから歩道沿いの木の伐採ですね、それからたまった土砂の撤去など、積極的な対応をとっていただいております。市道に関しましても、要望を受けまして、児童や生徒を始め通行者の安全対策のための転落防止やガードレールを設置し、また路肩のカラー舗装ですね、色をつけて車からよく見えるような舗装をすとか、注意喚起の路面標示などの対策を行っております。具体例でいきますと、福本地区や中山地区で、通学路の路側帯にカラーペイントを実施して、運転者に注意を促して、通学時の児童や生徒の安全を図っているところであります。それから、直接建設部が設置したものではありませんけども、林野地区ではゾーン30が設置されまして、速度を制限して地区の安全に効果が上がっているものと思います。市道でいきますと、道路パトロールとか地元の要望を受けまして、優先度によって順次対応しておるところであります。安全第一ということで積極的に進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

通学路危険箇所につきましては、先ほど建設部のほうから、鋭意対応しているということがございましたけれども、教育委員会部局といたしましても、そうした担当課をお願いをしているところでございます。しかしながら、そうした中でも、数年にわたる同じ箇所、同様の箇所への改善要望については、令和2年度は現在10件ございます。そのうち、1件の改善ができたところでございます。なかなか整備が進まないという要因の一つとしては、私有地であると、私の土地であるため用地確保がなかなか進まないことや、予算措置がなかなかできない、あるいは地域の理解が得られない、ここにつくってしまうと今度は地域の方が不便になるというようなお声もございます。特に、用地確保や地域の理解につきましては、私ども行政側からの働きかけだけでなく、保護者や議員の皆様の働きかけによりスピードアップが図られるものと思いますので、どうぞ皆様御協力をよろしく願いいたします。なお、勝田小学校の信号機につきましては、勝田総合支所が担当するというふうに聞いております。

次に、熊の出没でございます。臨時バスを運行しておりますが、今後においてもこの対策は継続してまいりますので、御安心いただけたらと思います。

それから、さまざまな子どもたちが1人になってしまうというような、いわゆる不審者対策ということでございます。先ほど、日ごろから地域の皆様による見守り活動について御答弁をいたしましたとおり、地域の子どもは地域で守るという取り組みの推進において御対応いただいております、私どもも非常にありがたく思っているところでございますが、このような地域の皆様の活動により取り組まれることが一番大きな対策であり、効果であると考えておりますので、その活動をしっかり継続をしていただけますよう、議員の皆様からの働きかけや御協力を重ねてお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

3回目ですね。各御答弁ありがとうございました。子どもたちが毎日登下校する通学路でございます。件

数を見るとまだまだ要望が出てるところに届いてないというのが現状でございます。当然、私たちも含めて、スピード感を持って改良工事がしていただけるようお願いしていきたいですし、市のほうからもぜひとも力強いお力添えをお願いしたいというふうに思います。

熊バスというか熊が出たときのバスのことですが、そういった対応をしてくださるということで、ひとまず安心をいたしました。不審者に関することも、何キロも人けのないところを、ちっちゃな子どもたちが歩いているその姿を見るだけで、何か恐ろしさを感じてしまうところもあるんですけど、僕は何も子どもたちを甘やかそうとか、過保護にしようとかという、それは当然さらさらないわけでありまして、登下校で子どもたちが歩く、そして自転車通をするというのは、幼いころからの足腰の鍛錬になって、その子にとって大きな宝物を本当は得るんであるんですけど、いかんせん命を奪われるようなことが、もし万が一ないとも言えない御時世でございますんで、十分になる上にも十分に御配慮いただきたいなあというふうに思います。スクールバス等も、何か運転手さん不足というなことも聞いてます。これ対応に苦慮されている部分もあるというなことは聞いております。そうしたときに、高齢者のタクシーチケットじゃないですけども、タクシーの利用というようなことも、それからデマンドタクシーの利用ということも考えられるんじゃないかなと、今後の検討課題として頭の隅に置いていただければありがたいかなあというふうに思います。大切な大切な子どもの命、命の重さは何歳でも変わりがないわけですが、特に子どもたちはこれから地域を担って、日本を担って、世界を担っていく大切な子どもたちでございます。地域一丸となってこれからも守っていききたいなというふうなことを、きょうもまた改めて感じております。

以上をもちまして令和2年3月定例議会の8番安藤の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番12番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後4時28分 延会

令和2年3月3日

(第 6 号)

1. 議事日程(6日目)

(令和2年第1回美作市議会3月定例会)

令和2年3月3日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	青山	慶	2番	和田	広宣
3番	岩崎	清治	4番	岡野	鉄舟
5番	中山	忠明	6番	倉地	重夫
7番	重平	直樹	8番	安藤	功
9番	金谷	のり子	10番	山本	雅彦
11番	萬代	師一	12番	山本	重行
13番	尾高	誉久	14番	鈴木	悦子
15番	岩江	正行	16番	日笠	一成
17番	内海	健次	18番	岡本	泰介

3. 欠席議員は次のとおりである(0名)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	萩原	誠司	副市長	荒木	利明
教育長	大川	泰栄	政策審議監	春名	利亮
総務部長	岡本	和之	危機管理監	高山	宏明
教育次長	山名	浩二	市民部長	景山	二男
会計管理者	山本	和毅	消防長	皆木	佳久
環境部長	森元	浩之	経済部長	遠藤	宏一
保健福祉部長	江見	勉	建設部長	春名	隆広
企画振興部長心得	平田	幸春	企画振興部長心得	春名	信明
管財課長	岸本	正人	建設課長	菊池	広幸
上水道課長	景山	一美			

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	尾崎	功三
課長	坂元	省吾
係長	金谷	裕子

**議長（岡本 泰介君）**

皆様おはようございます。

携帯電話の電源の確認をお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

15番、岩江議員が通院のため午前中欠席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

皆さん、改めておはようございます。

新型コロナ関係の御報告をいたしますが、昨日、議会終了後に第3回の予防対策本部を開催いたしまして、情報の収集あるいは必要な決定をさせていただきました。その中の幾つかをお話をいたしますが、まず、消毒液につきましては、お話をしておりますとおり、まず学校へ配備をしようということで、250ミリリットル換算で108本分、27リットル、これを既に配布を完了いたしております。当面の間はこれで十分だというふうに思っております。

それから、これも確認事項でございますが、マスクにつきましては備蓄の中の約4万枚のうち、既に金曜日に市内の小・中学校向けに1万1,500枚、これは全ての子どもたち、そして教職員の先生方、支援の方々、学校関係者全てが5日間、1人1枚使えるという形であります。この中で、子どもたちが学童保育に放課後行く際にはそのマスクをそのまま使ってほしいというのであります。一方で、放課後児童クラブにつきましては、学校が休みではありますけど土曜日にやっております。そのマスクがなくなるということが心配でありますので、土曜日用に配布を既に市内放課後、各児童クラブのところの人数に合わせて配布をさせていただいております。

老人保健施設等につきましては、まだ最終的な数が確定をしておりますけれども、週単位で所要量を供給するというので考えておまして、今のところ今までのそれぞれの備蓄でもって回っているようなんでありますけれども、足りなくなれば配備をするように今準備をさせていただいているところでございます。また、幼稚園、保育園につきましては、小さい子どもたちにマスクが合わないんです。したがって、教職員の方々には行き渡るようにということで、これも配備をいたしております。

次に、マスク問題につきましては、さらにその必要性がありますので確保するように指示はしておりますが、そう簡単にはいかない。政府が北海道向けにごっそり買って持っていくというような状況になっておりますので、なかなか入手は難しいんですが、注文は既にいろんなところに出しておまして、その注文について幾つかのところが入庫があれば順番で美作市にも回そうかと言っているということでもあります。

今まで確保した分はありますけれども、今後の確保は今までよりも難しいという状況が何となく見えてまいりましたので、私どものほうからは保健福祉部に対して、今全国各地で始まっておりますが、さまざまな素材、主に布でございます、ガーゼ等を使って手づくりマスクというのをつくるということ、これはどれほどの有効性があるのか。布の場合には次亜塩素酸で消毒をして乾かせばもう一回使えますんで、そういった対策ができるかどうかについて検討してくれということで、今指令を出した状況であります。

もう一点は、体育施設や大規模な文化施設につきまして、これをこのままやっていいのかどうかという議論がございます。殊に私どもの県は今のところ感染が出ておりませんが、県外からの方々が来られるというようなことについて一体どう考えるんだというようなこと。あるいは、万が一県内とかいような状況があったときに、利用そのものをとめることが必要なかどうかということなんですけれども、この点につきましては、我が国は法治国家でございますので、そういった公共施設を利用の制限をすとか、あるいは閉めるといったときに、それなりの法的根拠が必要になってまいりますので、条例においてそれができるかどうか、早急にその法制的な考え方をまとめるように今指示をしておりますので、それが法制的に妥当であるという場合には、大変議会の皆さんには忙しい話になりますが、緊急上程をさせていただきます御審議をいただいて、妥当であればその決裁をお願いをする。施行しておいて非常時、万が一の場合に備えて対応ができるような準備をしておくことが必要ではないかなというふうに考えておまして、ひょっとするとかかなり早いタイミングで今のような条例の改正案というものをお諮りすることになるやもしれぬというような状況であることを御理解を賜っておきたいと存じます。

次に、世の中の状況でございますが、今のところ岡山県内では確認はされていないという状況は継続しております。兵庫県での確認がございましたが、これは一番兵庫県の東の外れでありましたので、例の西播地域というか、佐用とか上郡とか、宍粟市とか、隣接地域の問題ではまだ全くないと。それから、鳥取県についてもフリーというか、まだ問題ないと、こういうような状況になっていることを改めて確認をさせていただいておきたいと思えます。

それから、国会での議論の中で注目すべき点がありますし、またそれが全国に波及をしているわけでありましてけれども、学校をとめるということは、それで一つの判断ではあったわけでございますけれども、国会の論戦の中で加藤厚生労働大臣が、その結果としてより密度の高い学童保育が問題になってくるのはややおかしいと思うのであるから、学校をあけて、そして学校を学童保育にきなさいというようなことで協力を求めたり、あるいはそういうことになっているというような報道があったのは皆さん御存じかと思えますけれども、そうなりますと、どれが一番安全なのかについては、相当これ子どもを守る観点から、どういう形が安全なのかについては、いろんな考え方があり得るということでもあります。そういうことも考えながら、今週末までに当市内の学校についてどうするかということを慎重に判断をしていくこととなりますので、またその際には議会の方々の御意見も頂戴する可能性がございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。〔降壇〕

## 日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番13番、議席番号14番鈴木悦子議員の発言を許可いたします。

14番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

改めまして、皆さんおはようございます。

14番鈴木でございます。質問の許可を得ましたので、令和2年3月議会の一般質問を行います。

きょうは3月3日桃の節句でございます。古町では旧暦で毎年ひな祭りが実施されていましたが、これはコロナウイルスの影響で中止するという連絡が昨日夕方ありました。このように全国的に各地でイベント



あるいはスポーツ、そういったものが中止が出ている昨今でございます。

そして、またいつもの冬でしたら後山の美しい雪景色が4月の上旬までは見えていたのですが、この冬はほとんど見ることはできませんでした。これも温暖化が確実に進んでいることを証明するような現象であり、このままでは日本の季節、春、夏、秋、冬が作り出す美しい原風景が色あせていくのではないかと心配をしております。温暖化対策を推進して季節外れ、異常気象という気候ではなく、私たちの子ども時代に感じていた人々の暮らし、またそういった中での服装、気温、あるいは草花、野鳥のさえずりなどが季節の移り変わりがわかる世の中であり続けてほしいと願っているところでございます。

また、世界中が対策に苦慮している新型コロナウイルスが一日も早く終息し、市民生活が安心して送れますこととあわせて、東京オリンピック・パラリンピックが安心して開催できますことを心から祈念をいたしまして質問に入ります。

今回の質問は、3項目通告しております。1項目めは、武蔵資料館の展示品について、2項目めは武蔵の里五輪坊の運営について、3項目めは東栗倉地域の活性化についてお尋ねをいたします。

1項目めと2項目めは、9月、12月議会に引き続いた関連質問です。私にとってこの2点は市民からの強い要望もあり、また資料館展示品につきましては、武蔵作と言われている高価な文化財が何点かあります。鑑定書がないということでございます。美作市の政策にとっても文化財の価値を高める上でもはっきりとさせることが、私、旧大原町出身の議員としての責務との考えからお尋ねをいたします。

では、1項目めの武蔵資料館の展示品について質問いたします。

昨年12月の質問において、9月議会の一般質問を踏まえ、資料館の展示品、管理状態について、展示品を1つずつ上げながら指摘をしたところでございます。早急に対応するとの答弁でありましたが、現在は何のようになっているのかとお尋ねをいたしました。

これに対して教育長は、現在、変更後のレイアウト案について林原美術館及び県立美術館の関係者に指導や助言をいただいている。その上で歴史も学べるレイアウトの変更を行い、来年1月中、ことしですね、令和2年をめどにリニューアルを行うと述べられていましたが、御答弁に沿ったレイアウト、リニューアルができましたか。そして入館者の評価はどうか、お尋ねをいたします。

次に、9月、12月議会にもお尋ねしました資料館に展示されている宮本武蔵作の達磨頂相図、瓢箪鯨、そして海北友松のびょうぶ、また沢庵和尚作の掛け軸などについて、真贋のほどを鑑定する必要があるとの質問をいたしました。9月議会の答弁では、速やかに専門家に鑑定を依頼し、真筆か否かを明らかにします。鑑定の結果が出るまで少し時間を要するという答弁であったと思います。

その後、もう少し時間がかかるとのお話を伺いましたので、12月議会の質問では項目に入れず、3月議会、今議会の一般質問でお尋ねする旨を伝えておりましたので、改めて先ほど申し上げました展示品について鑑定の結果、もしくはまだ進行形であればその状況を教えてください。

次に、鑑定結果が全て本物ということと仮定してお尋ねいたします。全て真筆というお墨つきをいただいたなら、武蔵資料館の価値、すなわち存在価値は想像するだけで私はわくわくとしてきます。このことは、私だけでなく関心のある皆様も同意見だと思います。これだけの真筆を展示している施設は地方の市町村では限られていると思います、数多くないと思います。この美作市の貴重な財産を積極的に観光振興につなげるべきと誰もが考えると思いますが、いかがでしょうか。市は、武蔵資料館の価値観をどのように思い、どのような形で有効活用をして武蔵資料館を核とした観光誘客増に結びつけようと考えておられるのか、お聞かせください。

1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

武蔵の資料館の展示につきましては数度にわたり御質問をいただいておりますが、まずは御指摘をいただいております展示につきましては、1月23日からリニューアル展示を行っております。今回のリニューアルにおきましては、お約束どおり林原美術館、県立美術館の関係者から指導、助言をいただき、展示品の管理、手入れはもとより、入館者が武蔵について理解しやすいように、順路、レイアウトを変更しております。また、展示環境の改善と、展示品にはそれぞれキャプション、名札のようなものですが、それを加え展示品の解説を行っており、すっきりとして見やすくなったとの声もいただいております。今後、適正な時期に地域の皆様や文化財保護委員さんなどをお招きし、資料館の無料開放と学芸員による展示品の解説により、正式なリニューアルのお披露目を行いたいと考えております。時期、実施方法につきましては、現在商工観光課と相談をしているところでございます。

次に、展示品の鑑定ということでございますが、先ほどの展示リニューアルで助言をいただいた県立美術館にも相談をいたしました。まず県立美術館においてはこうした高価な美術品の購入に際しては、美術研究者や美術商で構成する審議委員会で、十分検討協議を重ねて購入することとございました。武蔵の絵につきましては、県立美術館でも所蔵しているが鑑定書はなく、由来と研究資料等をもとに審議して購入を決定したとございます。また、県立美術館においては鑑定的な意見は申し上げられないとございました。県立美術館から御紹介を受けました鑑定機関にも相談をいたしました。鑑定ができる作者のリスト等があり、武蔵は対象としていないとの回答でございました。また、購入元がコキュウドウというところでございますが、ここは現在は閉鎖して事業を行っておりません。代表も既に他界されております。

その後、現在の何でも鑑定団のテレビのあれですが、この出演されている鑑定士にも依頼し、話が進むのかなというふうに思われましたが、この鑑定はできないという辞退のお申し出がありました。その後もいろいろ知人の紹介をいただいて相談を持ちかけておりますが、達磨頂相図については鑑定できるとの返答はどなたからもいただけておりません。特に武蔵は、研究者の間では、画家であれば年代や作風の変化などが鑑定の手がかりとなりますが、武蔵は画家ではないため、特に鑑定が難しいというふうに言われていると聞いております。お尋ねの中の海鼠鏝、それから、また沢庵和尚、これにつきましては極書がございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

鑑定結果を受けて資料館と観光をどのように連携ということでございますが、鑑定ができていないということとございます。資料館の展示につきましてはレイアウトが変更になりました。観光との連携につきましては、施設を運営する指定管理者と連携しまして、資料館を訪れるお客様に武士としての宮本武蔵、芸術家としての宮本武蔵の魅力を伝える案内を進めてまいります。また、展示しているものにつきましては、外国語での表記を検討し、資料館を観光に生かしていきたいというふうを考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

お尋ねしたことが答弁がいただけてない部分があります。資料館の価値観をどのように思っているかとい

うこと。これは教育長にも御答弁いただきたいし、それから経済部の部長にもお答えいただきたいと思います。

2回目の質問に入ります。

1点目の武蔵資料館展示品のリニューアル、またレイアウト後に訪れた方の評価につきましてはおおむね理解しましたが、答弁を伺いまして、9月議会の一般質問においても触れておりますが、平成29年6月に成立した文化芸術基本法及び令和2年、ことしです、新学期より実施される小・中・高等学校学習指導要領には、実物の文化財、伝統工芸などに関する教育を推進しており、直接鑑賞する機会を得られるように学校教育との積極的な連携や活用が不可欠であると示されています。

このことは、芸術の部門におきましては萩原市長が顕彰式典、そういうふうなところで岡山フィルハーモニック、そういった方たちと一緒に小学生、中学生が第九を合唱するとか、そういうこともありますし、音楽とかそういうふうなことでは、今までよりも本当に本物に触れて、それからスポーツの部門におきましてもパラリンピックに出られた選手たちと触れ合うというような、そういうふうなこともしておられますけれども、今言いました、この資料館の中ではどうでしょうかということでございます。そういった文部科学省が進める政策を生かす教育施設であると私は思っております。市内の小学校、中学校、高校生はもちろん市外の学校にもPRをし、美作市の歴史と文化、芸術から学ぶ教材として活用すべき施設であると考えております。いかがでしょうか。

また、文部科学省の担当者は、国際的に活躍する人材を育成するためには、国や郷土の文化を理解することが大切だと考えていると、全国紙に掲載されておりました。既に京都市及び福島市においては取り組んでいる学校があると紹介をされておりました。そこでお尋ねしますが、平成29年に成立した基本法によって、このことを美作市は既に実施されているのか、行われているのであれば教師の意見を含めて資料館は義務教育に役立つ施設なのか、また実施されていないのであればリニューアルされたことを契機に、未来を託す子どもたちに教育委員会としてはどのような取り組みを計画されているのか、また小・中校長会で前向きな協議が行われているのか、現状をお聞かせください。

次に、武蔵資料館の展示品における鑑定の件ですが、私がお尋ねしている鑑定依頼品は、市のホームページにおいて真筆と紹介をされている武蔵作の達磨頂相図を初め、ほかにも瓢箪鯉鰯、沢庵和尚作の掛け軸、そして10作品が、重要文化財の指定を受けている絵師でもあります海北友松作のびょうぶなどのことです。1回目の答弁では、何となく春がすみに覆われたような風景を見ているような心境でございますので、再度お尋ねいたします。市のホームページにははっきりと武蔵真筆の達磨頂相図と明記されております。9月議会にお尋ねしたときは、当時の大原町は鑑定書が存在していないが、村上家伝来、井芹氏の箱書きがあったことが購入を決断した要因であったという答弁でございました。先ほど教育長が言われました美術品の購入に際しては、美術研究者や美術商で構成する審議委員会で十分検討協議を行って購入すると言われましたが、当時の旧大原町ではそういうふうな協議会のような、審議委員会のようなものはなかったというふうに思います。買うということが決まったときは私は議員ではありませんでした。お金を支払う時点で議員になっていたと、平成9年1月ですので、3月ぐらいにお金を支払っていると思います。そのときには議員に出ておりました。

そういうことで、旧大原ではそういうふうな審議委員会のようなものは立ち上げずに買ったということもありますし、それから、海北友松については真贋のほどは教育長は言われませんでした。海北友松は、旧大原町議員が2人の共同持ちのびょうぶでございました。本物だということで買ったと思うんですけども、それはぜひ鑑定をしていただきたいと思えます。この海北友松、絵師ですから、10作品が重要文化財に指定を

されているという方々の作品ですので、本物だったら300万円、400万円で買えるようなびょうぶではございません、ないというふうには思っております。

この達磨頂相図につきましては、村上家伝来と井芹氏の箱書きがあったことが決断を、買うという、購入をするという決断をした要因であったという答弁でした。さらに今回は県立美術館の説明や購入元の現状、あるいは依頼された鑑定者の研究者の意見を伺いましたが、総合すると鑑定ができない、不可能ということになるわけでございますね。果たして、村上家伝来と井芹氏の箱書きだけで真筆の達磨頂相図としてホームページに載せて問題がないのでしょうか。ホームページに真筆と明記された確信につながる根拠を教えてください。

それから、海北友松のびょうぶですが、先ほど言いましたけれども、全く触れられていないので、改めて海北友松のびょうぶを鑑定をしていただきたいと、もうこれは強くお願いをしたいと思います。ただ、鑑定して触れられていないだけ、教育長の答弁の中に入らなかったということでしたら、その結果を教えてください。

今回、私も質問するに当たり、資料館の現状を把握するために資料館に行ってみました。驚いたことに、先ほど言いました海北友松のびょうぶが展示をされていませんでした。どうしてでしょうか。高額なお金を支払って買ったものです。ぜひ鑑定していただいて文化財の価値としても、真筆なら本当に頂相図と同じように資料館の主役の一つになるというふうには思っております。そして、今資料館にはなかったんですが、どこでどのように保管されているのか、教えていただきたいと思っております。

それと、資料館の展示品にはそれぞれキャプションを加えてあるというふうに言われました。藤原兼重の刀があると思っております。この間、11月の終わりぐらいに行ったときは本当に刀が曇って光ってなかったんですが、今回行きましたらすごい、本当にきれいに光ってきちっと置いてありました。つい3日ぐらい前の新聞に、この藤原兼重の刀についてこのように語られていました。武蔵は江戸時代初期の藤原兼重や南北朝中期の兼重作の刀など、切れ味がよく、長い刀を多く持っていたと、武蔵が持っていたと。藤原兼重の刀を武蔵が持っていたということを紹介をされておりました。

武蔵自身の生き方を示した書物に独行動というのがあります。その中には、ふだんの生活の中ではぜいたくを戒める。しかし、一方では武具には糸目をつけないという項目があります。武蔵は刀剣に対して強いこだわりを持ち、武道をきわめようと志す求道者だったというふうには述べられておられます。ですから、武蔵資料館に展示してある藤原兼重の刀は、武蔵が本当に使ったものではないと思っております。しかし、作者は藤原兼重で、藤原兼重のつくった刀を好んでいたということですので、そういうことも説明書きとして書いていただきたいというふうには思っておりますので、ぜひこのことについてもお答えをいただきたいというふうには思います。

次に、鑑定結果により武蔵資料館と観光の連携についてですが、美作市における観光行政を進める上で、武蔵の里は大きな戦力になるのですか、ならないのですかと改めて確認したくなるような遠藤部長の答弁だったと受けとめております。いとも簡単な答弁でした。武蔵資料館を核とした観光振興を、議員理解しなさいよとされているように私は感じました。私もこの答弁内容では理解できません。資料館を訪れる入館者に武蔵の魅力を伝えるとのことですが、観光に携わっている100%の人は、どうすれば観光客に来ていただけるか、地元しかない観光地の魅力をいかに発信して観光誘客に結びつけることができるか、さまざまな情報を集めて施策を講じていると思っております。時には先進地の視察を行いながら、研究調査を進めて観光客の誘致に努力を重ねていると思っております。

今NHKでは、滋賀県甲賀市信楽町を舞台に朝ドラが放映されています。そして日曜日は明智光秀を主演

にした大河ドラマが12月まで放送されます。ゆかりの関係市町村は多くの観光客が訪れてくれると期待しながらも、積極的にPR活動をされていると思います。旧大原町のときも宮本武蔵が放映されたときは、本当に一生懸命、町民が一丸となってPRしたことを今思い出します。そういったところが今の答弁を伺いますと、宮本武蔵の魅力を発信するだけで入館者が増えると思われているようですが、まず来ていただくためにはどうすべきかを考えることが最初の一步になるのではないのでしょうか。

もう一点は、指定管理者と連携してと言われますが、連携とはどういうことでしょうか。担当部署が明確なビジョンがないと何も進まないと思います。まるで丸投げっていう感じです。具体的に観光誘客に向けた構想をお聞かせください。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

たくさん御質問をいただきましたので、まずは資料館の価値についてどう考えるか、そして、次はそうしたさまざまな文化財を学校とか学校教育でどう活用していくか、特に資料館の活用。それから、この武蔵の頂相図等を購入した根拠は何だと、海北友松の鑑定、そして藤原兼重の刀についての説明をということだったと思いますので、お答えをさせていただきます。

まず、資料館の価値につきましては、小規模なものでございますが、武蔵関連の資料が本当に一つにまとまっているということで、ここを見ればわかる。今回リニューアルした根拠も、ここを見ればわかるということでリニューアルをいたしました。したがって、多くの方に見ていただければというふうに考えております。

そして、文化財も含めまして活用でございます。実はパラリンピックの後援会ほどニュース等にはなっておりませんが、美作市には多くの文化財、目立たないんですが、例えば大原の公民館などにも文化財がございます。こうしたものをできる限り活用しようということで、小さなガラスケースにおさめ、そして説明書きも加えた上で、これを各学校に、玄関ロビーなどに運んでいって、そして子どもたちに見てもらおうという試みを昨年、一昨年あたりからしております。そうした中で、邪魔にならない学校はぜひ御活用くださいということで、大原小学校、大原中学校、作東中学校等で展示をして、子どもたちに見ていただいております。そうした中で、一人でも多くの子どもたちがそうした郷土の歴史に興味を持ち、そしてしっかりとその誇りを学んでほしいというふうに願っております。

私はかねがね愛されていると実感できるというふうに申し上げておりますが、これは子どもたちの自己肯定観、つまりしっかりとふるさとを、美作を愛し、そしてそこから巣立っていくという子どもたちをつくりたいと、その中の一環としてこれも実施しております。校長会等でもこうしたお話を申し上げ、そうした形で活用したいということでございます。ただ、この資料館への入館に際しては、これは指定管理者の管理でございますので、教育委員会の管理であれば無償、無料にするということも簡単にできるんですが、そのあたりはこれからの研究課題かというふうに思っております。

続きまして、この購入した根拠でございます。旧大原町時代にこの鑑定というか、そういう委員会ではないわけですが、根拠といたしましたのは、熊本で過ごしたこの熊本の武蔵の弟子の村上平内を経て京都市内の旧家に伝わっているという、こういう由来が明らかであると。そうしたことから購入されたというふうに聞いております。それから、もう一つは、熊本にある島田美術館、ここの館長、この方が武蔵の専門でございますが、この方にも間違いなだろうというお言葉をいただいているということは聞いております。そうしたことから、やはり根拠ということで購入されたものと考えておりますので、しっかりと活用を

してまいりたい。

ただ、この活用に関しましては、経年劣化、これかなり傷んでおります。したがって、県立美術館からも、ずっとこのままで置けば裂けてしまいますよということの御指摘をいただいております。したがって、展示活用するにしても、まずは修復という必要がございますので、もしできるならば予算化をしていただき、この文化財の継承として修復を行い、その上で展示活用を考えさせていただければというふうに願っております。

次に、海北友松でございます。これについても鑑定というのを試みましたが、鈴木議員は御存じなんですが、かなり大きなびょうぶでございます。これを鑑定していただきたいというと、やはりその鑑定をするところへ運んでいかなければならないという指摘をいただきました。美術品の運搬ですので、引っ越し荷物を運ぶようなわけにはまいりません。これかなりの費用がかかるということで、ざっと見積もったところ100万円以上、140万円近くの費用が必要であると、運搬だけです。運搬とその保険料だけです。鑑定にはまたそれなりの費用が必要になってくるということで、そういう金額がどうなのかということで今のところは保留をしている状態でございます。御理解賜ればというふうに、今の状態でという。

それから、今ないじゃないかということなんですが、やはりこれも長年ずっと展示をしてきたということで、やはり展示場のこういう蛍光灯などの明かりにさらされる中でも、やはりかなり傷みがきています。これはしばらく休ませたほうがいいということで、定期的にしばらく資料館の倉庫に保管し、そしてまた時期が来たら一定の有効な期間に出すということで、展示を少しずつ変えていくという中のサイクルの一つということで考えさせていただきたいということを思っております。御指摘の藤原兼重の刀については、ぜひ説明等もしっかりとしてまいりたいというふうに思います。貴重なアドバイスありがとうございました。

最後に、いずれにいたしましても、やはり活用とか、この武蔵資料館の中のものに限らず、美作市には多くの文化財がございます。活用という面では、現在ありがたいことに地域おこし協力隊の学芸員が教育委員会の社会教育課に1人おまして、学芸員が2人体制になっております。この機にしっかりとこうした活用、そして、これから子どもたちへのしっかりとしたPRというものも考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

武蔵資料館と観光との連携について、2回目の答弁をさせていただきます。

五輪坊にある資料館を含めまして、施設の休館を検討するということがありまして、答弁が消極的にともとれるような内容になってしまいました。宮本武蔵の生誕地であることというのは、市の観光行政を進める上で当然戦力でありまして、この戦力として生かしていかなければならないというふうに考えております。繰り返しになりますけど、武蔵資料館には武蔵にまつわる刀や掛け軸などが収蔵されています。近年は新たな展示物を取っていませんが、1月にリニューアルをした資料館では、従業員が丁寧にその魅力を伝えるように努めているところですが、リニューアルオープンについて市内外へのPRがなかなかできていなかったと、お知らせが不足していたというふうに思います。内覧会など計画したいところですが、現在は新型コロナウイルスの影響がございます。収蔵品のいわれとか紹介、それから収蔵品を丁寧に説明すると、館内で説明することなども含めて、情報発信に努めてまいりたいというふうに思います。それから、資料館の価値とかということでお尋ねですが、武蔵資料館は現在観光施設ということになっておりますが、文化施設という位置づけになるように努力をしていきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干補足をさせていただきたいと思いますが、今、遠藤部長が言いましたように、リニューアル、休館という話、これ実はその先が今までにはない形になるからそういうふうになっているわけでありまして。例えば、宿泊施設についてはどうするんだいと、今のまま使ったんじゃあこれはもうだめだよなというようなこと。若干場所も横へずらしたらいいかもしれないとか、あるいは温浴施設をどうするかとか。一方で、その資料館についても、例えば今の面積で足りるのかと。

〔14番鈴木悦子君「議長、ちょっといいですか。質問じゃないんで座って言うていいですか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

はい。

〔14番鈴木悦子君「市長、せっかくなんですが、次の2項目めでその質問があるんで」と呼ぶ〕

市長（萩原 誠司君）

知ってる知ってる。

〔14番鈴木悦子君「はい、済みません」と呼ぶ〕

そういういろんな物事が動く状況にあるということが遠藤君が言ったことでありまして、それで私が今ずっとやりとりを聞いていく中で、その資料館の位置づけではもうなくなっているだろうなど。例えば、武蔵に関して旧大原町がすったもんだしてますね、これ、購入のときも。そのすったもんだしたこと自身がもうおもしろいストーリーになっているんです。とってもおもしろいんです、これ。箱書きの件についても、その経過をたどっていくと、これまたおもしろいストーリーが出てくる。そういったことを我々がそれを受け継ぐ者として理解することもとっても価値が、これ民俗史という分野になってくるんですけども、なってくる。

例えば、あの周辺を見ますと、前の熊本県知事がわざわざ建ててくれた石柱がありますよね。ああいったものは一体どういう経緯で来たんだといったこと、これも我々の地域と熊本の歴史を語る上でとても大切な民俗資料なんです。武蔵神社というのがあると、あれいつ誰がつくったんだと。それから、東栗倉に行くと、武蔵が閉じ込められた洞窟があると言われてるけど、これは本当かうそかとか、これうそなんですけども、なぜそんなことを吉川英治は思いついたんだとか、あるいは吉川英治というのもう既に歴史的な人物になっているんですけども、現地に来てますよね、これ。そのときに何が起こったんだとか、竹山城って一体何なんだとか、宗道臣との関係があるのかなのかとか。あそこへ行くと物が見えるというだけじゃなくて、次にこういうことを調べたいというふうな思いができるような、恐らく資料展示であるとかストーリー展示であるとか、さらに言うと、武蔵について、古いものはそうなんだけれども、日本の文学の中でどう取り扱われてきたのだとか、日本の映像文化の中でどうなっているんだとか、海外においてどうなっているんだというようなことをもう少し充実させていくと、実は面積足りなくなってくるんです、これ。管理の仕方でも変わってくるということ、恐らく遠藤君が一生懸命考えて言ったのではないかというんで補足をさせていただいているということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

3回目の質問はありません。総括いたします。

真筆と言いながら展示しているものはレプリカでございます。これじゃあ真筆と言いながら見てくださる人に対して失礼じゃないかなというふうに思います。1億9,550万円で買った頂相図、鑑定ができてく、不可能というのも、骨とう品といいますか、そういうふうなものは価値観、欲しい人は高く買うし、もう全然関心のない人だったら、上げると言っても要らんとされるようなものじゃないかなというふうに思います。ですから、旧大原町のときに買われた、その当時の議員は1億9,500万円の価値があるということで買われたんだろうというふうに私は理解をいたします。

そして、この1億9,500万円は補助金は一銭もありません。本当に全て当時の町民の血税で買っております。現在、英田で保管をしている実物を、今教育長が言われたように、本当に大きく巻いてあるんですけども、何回も言いますが、展示しようにももう本当、風化して粉がぼろぼろ落ちるような状況なんです。ですから、本物であろうが何であろうが、2億円という財産だと思っていただいて、ぜひこれを修理していただいて、表装し直していただいて、百四、五十万円かかるんでしょうけど、修理していただいて、そして展示を、本物を、毎日じゃなくてもいいです。1年のうちのそのシーズンで数カ月展示できるような状況にしたいということ、市長に切にお願いを申し上げたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

質問でなくていいんですか。

14番（鈴木 悦子君）

じゃあ、議長が懇切丁寧に言ってくださったんで、市長、答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

おっしゃるように、我々が継承した1億九千数百万円の簿価のあるものでありまして、教育長も先ほど言っておりましたように、それなりの来歴があるわけでありまして。美術品としての真贋鑑定はできないんだけど、まさに真実であるところで言うと、大原町が1億九千何百万円で買ったという真実と、箱書きの真実と伝承の真実がある、こういうことですね。真実の部分についてそれなりのものがあるとすれば、それを今度は次の世代に引き渡す責務が我々現役の世代にあるというふうに考えるわけですが、私が思いますのは、その物品として表装し直して保存措置をとって引き継ぐだけではなくて、それがどういう経緯でどんな騒ぎの中で、宮本武蔵の大河ドラマも含めて、この地域におけるいろんな大騒ぎがあったんです。その大騒ぎの内容も含めて次の世代に引き継ぐことのほうがよっぽどおもしろいということを申し上げたいと思うんです。物理的にはやりますが、その物理的にやったから済むんじゃないで、これはこういう来歴があったんだと。当時の大原町の町議会における議事録とか、あるいはそのときのお金の調達の仕方とか、証言がまだあるうちにとりまして、そういうものであったんだというようなこと、ぜひ伝えていきたいと思うんです。

さらに、それに尾ひれをつけるとすれば、当時武蔵に扮して頑張ってた町の職員の感想であるとか、当時あそこのあたりにぎわいというか、写真が残っているんですけど、もう一面車で満たされていたとか、ああいうような状況についても、これは歴史的な風景としてぜひ伝えていくことも必要かなとは思っておりますが、いずれにしても頂相図あるいはその他のびょうぶについても、保存すべきものとして保存はしていこうというふうに思っております。所要の予算措置については、今回の予算には計上していないのであるので、どっかの段階で補正をするのかどうか、来年度の当初にするのかどうか、予算を計上する場合に何ぼか



かるかとわからないので、それをまず調べてもらってからということになりますが、よろしく願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

総括したいですけど、いけませんね。

議長（岡本 泰介君）

いや、よろしいです。

14番（鈴木 悦子君）

いいですか、はい。

市長がるる、私が気がつかないことまでたくさん言っていたいただいて、当時の旧大原町の歴史が語れるなあというふうに思いました。きょうはたくさん大原の方が聞いてくださっていると思いますので、皆さん楽しみにしておられると思います。ありがとうございました。

それでは、1項目めを以上で終わります。

議長（岡本 泰介君）

次に、2項目めは10分間休憩の後をお願いします。

〔14番鈴木悦子君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

ここで10分間休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

議長（岡本 泰介君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木議員、2項目めに入ってください。

14番（鈴木 悦子君）

2項目めは、武蔵の里五輪坊の運営についてです。この質問につきましては、旧大原町議員時代からかかわっていたことから、とても強い関心を持っています。武蔵の里は、美作市が進める観光分野において戦略的観点からも必要不可欠な観光地であり、点在する施設や武蔵ゆかりの名所の果たす役割は大きいと評価しております。しかし、役割を担い責任を全うさせるのであれば、それなりの魅力と機能を備えつけることが求められます。その上に利用者が訪れたいと思える時代に即した施設とサービスの提供が可能かという点も、人を引きつける条件となると考えております。さらに、武蔵武道館など、スポーツ施設との連携を図るのであれば、温浴施設も重要なポイントとなるのではないのでしょうか。この点につきましても、機会があるたびにお尋ねをしておりますが、なかなか形の見える答弁にはなっておりません。

私は武蔵の里に点在している施設の中でも、五輪坊の新設と旧讚甘保育園を撤去して、スポーツ合宿や団体を想定した、経費のかからず維持管理のしやすい温浴施設の必要性を求めてきましたが、今のお考えはいかがでしょうか。このことは、12月議会でもお話ししましたが、行政懇談会でも強い要望がありました。市長には市長の構想とかお考えがおありだと思いますので、今回また質問することにいたしました。

そこで1点目は、来年度も指定管理者制度を活用して武蔵の里五輪坊を初め、幾つかの施設を運営するようですが、今回契約期間が1年間となった経緯をお聞かせください。

2点目は、1年間の指定管理契約を結ぶことにより、維持管理と運営、あるいは経営的な視点からどのように取り組むのかお尋ねします。

3点目は、令和2年度、単年の指定管理制度を運用するということは、令和3年度以降の武蔵の里五輪坊、武蔵資料館を初めとする各施設の運営や、スポーツ合宿またはグラウンド・ゴルフ誘客営業はどうされるのか。将来的な構想と展望を考えた計画があるのでしょうか、お尋ねいたします。1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

武蔵の里五輪坊の運営についてでございます。まず、武蔵の里関連施設の指定期間を1年としたことについてですが、令和元年12月議会での五輪坊の建てかえの議論がありましたことを受けまして、五輪坊の建てかえの検討に着手すると、施設の休館を含め運営内容の変更の可能性が高まることから、募集要項を見直しまして、武蔵の里関連施設については1年間としたものでございます。

次に、1年間の取り組みということですが、五輪坊は建て増しに建て増しを重ねた施設間の連絡に問題がある施設だと思います。五輪坊の建てかえについては過去の利用状況を見直して、どういった規模の施設が武蔵の里にあるべきか、投資効果などを検討することが必要だと思います。また、五輪坊の宿泊部門、飲食部門、資料館、交流館、楽市楽座、庭園など、令和3年度の施設運営のあり方を休館も含めて早急に検討したいと考えております。

1年後の五輪坊についての考えということでございますが、武蔵の里への宿泊施設や温泉施設の整備につきましては、公設民営方式、DBO方式とかと言われるものでございますが、この方式による整備が考えられます。この方式は施設を整備する資金を市が負担し、施設の設計、施工、運営を民間事業者が行うものでございます。施設整備によって地域振興がどのように図られるのか、施設の運営費用を将来にわたってどのように軽減できるのかなどの課題がありますが、事業者の募集について検討を行います。また、令和3年度以降の武蔵の里関連施設の運営のあり方につきましては、施設利用の予約受け付けや従業員の雇用の問題がありますので、検討を急がなければならないというふうに考えています。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

何回も言っていますが、建設以来30年以上経過しており、令和時代にはそぐわない施設だということももう何回も何回も言っています。早急に建てかえることを望むと、議会が開催されるたびに提案してまいりました。五輪坊が建設された目的から施設整備、構造など、30年以上の経過によることで発生しているさまざまな問題、課題を指摘してまいりました。また、温泉施設についても、赤字の原因となるような風呂は私は望んでおりませんが、現況は合宿や団体客に対して十分な対応ができてないということを真摯に受けとめて、早急に利用者の要望に応えるべきと言っているわけでございます。このことは、指定管理者に選ばれた業者が、施設について何ら不安を感じることなく、自信を持って運営に携わることができる環境整備を行うことが、五輪坊の経営はもちろんですが、武蔵の里は言うに及ばず、市全体の観光振興にも好影響を与えると私は思います。

しかし、答弁を伺いますと、1点目では、建てかえを前提として募集要項を見直すことを含めた1年とした。2点目では、投資効果を検討しながら、休館も含めて令和3年度の運営を検討する。また、3点目は、

五輪坊と温浴施設は公設民営方式による整備を検討するとの答弁でございました。どうも私の質問の趣旨と  
いいですか、考えて質問していること、私の考えを質問しているわけでございますが、少し違うように思  
います。

そこで、再度お尋ねします。1年間は指定管理で営業した後は、休館でなく閉館扱いとして速やかに建設  
に向けて取り組む構想はありますか。また、ことし1年間は温浴施設と五輪坊は公設民営方式と言われまし  
たが、新設をするためには、検討委員会、プロジェクトチームを立ち上げて、地元の方、それからいろん  
な方に入っていて、そういうふうなチームを立ち上げて、建てかえるためには研究協議を重ねていただ  
きたいと。そして、令和3年度早々にはそのことがきちっと決まって、令和3年度早々になると解体作業に  
入るぐらいのスケジュールでないと、武蔵の里が美作市の観光振興に貢献することができないと思います  
し、また武道館との関連もありますので、ぜひそれぐらいのスピード感を持ってやっていただきたいとい  
うふうに思います。遠藤部長が言われたことに対して、私はちょっと危機感を持っておりますので、ぜひ明確  
な答弁をお願いしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

武蔵の里関連施設を1年間指定管理者で運営した後の方向性でございますが、武蔵の里の宿泊施設や温浴  
施設につきましては、この施設整備については過疎対策事業債が充当できる方法で行うということが必要だ  
と思います。また、公設民営方式で運営する事業者からの提案を募集したいと考えておまして、管理期間  
は10年以上の長期間を想定しております。事業者から提案されるその運営費用の市からの負担が課題になる  
というふうに考えております。将来にわたって運営費用の負担が必要な場合は、予算、債務負担行為などの  
議決をいただくことも必要ですし、また建築場所それから体育施設等の連携などについても課題になると思  
います。そういうことで、基本的な計画の策定に早急に取り組みたいというふうに考えております。休館、  
閉館ということでございますが、この基本計画の内容策定に早期に取り組んでまいりたいということで、策  
定について地元の方の意見などを聞く機会については検討させていただきたいというふうに思います。〔降  
壇〕

〔14番鈴木悦子君「市長、何かありませんか。3回目」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

はい、鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

市長のお考えも聞きたいと思っておりますし、それから、休館と閉会というのは違うんですよ。多分休館と言わ  
れたのは、ほかの附属施設がたくさん、交流館とか楽市楽座とか、いろいろありますから、そういうふうに  
休館と言われたんだと思っておりますけども、休館でなく、じゃあ休館して楽市楽座、それから交流館、そういう  
ふうなのは誰が見るんだということになるんで、とりあえず、とにかく閉館をしてそれでまずはグランドデ  
ザイン、あそこの上にグランドデザインをしてもらって、それから事を進めていかんといけんと思うんで、  
早急にその辺のことをしていただきたいなというふうに思っていて質問をいたしました。市長のお考えあり  
ましたらお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

今のお尋ねにもありましたように、この問題については、武道館から神社あたりまで含めた一帯をやっぱり念頭に置かなきゃいけないということは、まず論を待たないと思うんです、結構広い面積があります。その中で、先ほどの第1項目目でお話を、遠藤からも私からも申し上げたように、今の資料館というものはなるべく運営をしながら拡大をしていきたいと思います。そこに来れば武蔵の書いたものと言われているものがあるだけでなく、周辺にある武蔵関連のものがどういう由来でできていて、何が見どころかというようなことがわかり、果ては佐用まで足を延ばせるということまであるとか、あるいは東栗倉のことも言えるとか、場合によっては西栗倉のことについても若干書いてあって、そこでかなり幅広い視点から武蔵及び武蔵の里の歴史であるとか民俗史であるとか、（聴取不能）であるとか、そういったことがわかったり、あるいは今までのテレビ、映画、その他の武蔵作品がそれなりにアクセスできたりする、あるいは同じ町の出身である宋道臣についての案内もあって、じゃあ作東へ行ってみようかというようなことにもなってほしいなどいうのがあるわけでございます。したがって、その部分については充実をしながら強化をしていって、今回のその措置を背景にして、指定管理から外していこうと思っているんです。

これはやっぱりとりあえず役所のほうで学芸員も2人増えているということがありますので、そういったことも含めて、とりあえずまずはしっかり我々が充実をさせていくということになります。ただし、その資料館の運営とか横とかにある五輪坊の宿泊施設についてはこれはやめると、休じゃなくて廃ということ、その段階でしていかざるを得ないと思っているんです。できれば、そのタイミングとして、できればなんですけど、廃止のときには次の宿泊施設などが見えている必要は本当はあるんですけど、だから本当、事は急ぐんですけども、そういうようなことで、まず一方のほうは充実をさせて、集客の魅力もそれなりに高めていきたいと。

集客の魅力が高まってくると、実は、先ほどのDBOとか何か言ってた、官民の役割分担の中で民間に払わなきゃいけない金が減ってくるんです、集客の見込みが高くなってくると。場所をどこにするかはあるんですけど、ごらんとおり、今の五輪坊のところには中に資料館を抱き込んでいるんで、あれを全部潰してしまつたらこれいけないんで、あそこじゃないところでなきゃいけないわけです、これ。あそこのパーベキューハウスなんかは多分めいしてしまうということになって、すばらしい庭園がさらに広がっていくことになるんだけれども、じゃあどこにどうするかということについて、地元の御意見なんかもよく伺いながらやっていかにやいかんというようなことであります。

ちなみに、楽市楽座の建物についてもなかなかおもしろいストーリーがあるんですが、耐震性が多分ないんじゃないかなというんで、耐震性のチェックはしとけよとは言っておいたりしているわけでありまして。そういうことをかなり早目に、この議会が終わって年度初めぐらいまでにはある程度の方向性を出さないと間に合わないということは、今の遠藤部長はしっかりわかっているはずであります。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

総括をお願いします。

#### 14番（鈴木 悦子君）

武蔵の里の歴史を語るということで、市長のお話を聞いたら、本当に幾らでも夢がどんどん広がるようなお話をいただけたというふうに思っております。私自身の考えは、1年間で、令和3年度には閉館、そして新しく建てる。その中で資料館は武道館の横に持っていく。そしてあそこの道場の横にある1億円でつくった武蔵の青年期の像、あの像も武蔵武道館のところを持っていくというほうが、資料館のお客さんも増えるんじゃないかなと、もちろん観光客にも来ていただくけども、観光客の来られる人数より武道館に来られる

人数のほうが多いんじゃないかなというふうに思うんです。

武道館に来られる方、選手にしろ保護者にしろ、その方たちのほうが武蔵についての関心は非常に高いと思うんで、青年期像にしても、それから資料館にしても武道館の隣接地にというほうがいいんじゃないかなというふうに私自身は考えておりますが、いずれにしても広く本当にしっかりと構想を練ってしていかないと、お金もかかることでし、もう何回も何回もいられるようなことじゃありません。また30年先ぐらいまではここで構想を練ったものを使っていかないといけないんで、しっかりとした構想をしていただきたいなというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

2項目めの質問は以上で終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、3項目めでしてください。

**14番（鈴木 悦子君）**

3項目めは、東栗倉地域の活性化についてお尋ねいたします。この件につきましても、昨年12月議会における質問の中で私の意見として武蔵の里五輪坊と愛の村パークの指定管理制度を、来年度引き続き運用するのであれば、愛の村パークそして五輪坊の2つの施設を一括して1社で契約を結ぶのではなく、分離発注をして指定管理制度契約を締結したほうがいいんじゃないかということをご提案をいたしました。今回、このことに市長も賛同してかどうかわかりませんが、提案をいたしましたところ、今回愛の村パークを単独での3年間契約ということでこの議会で諮られているようです。賢明なお考えだったと大いに評価しております。

しかし、3年契約による運営を一任するという事は、美作市はもとより東栗倉地域にとっても重要な施設となるよう努力をして、地域住民を初め、市内、市外あるいは国外を含めた多くの方が訪れるように、魅力のある施設と自然豊かな東栗倉地域の情報を発信し、活性化に貢献ができる運営が求められると思っております。当然、市の果たす役割も大きいことは想定しております。その上に美作市民を初め、特に東栗倉地域の皆様にも協力を得なければ活性化に結びつかないと考えます。

そこで、東栗倉地域を活気にあふれた地域へと変えるために何が必要かなどについてお尋ねをいたします。私は東栗倉を語る時は必ず申し上げておりますが、東栗倉地域は県下最高峰の女人禁制の後山1,344メートルを初め、1,334メートルの船木山、1,280メートルの駒の尾山、1,253メートルの鍋ヶ谷山と1,200メートル以上の山々の連なる雄大な自然のもと、愛の水の名前で飲料水となっている湧き水や麓に広がる美しい農村景観、そして先人たちによって継承されてきた歴史と文化など、多様な地域資源があります。旧東栗倉村時代から美作市誕生後の今日まで、愛の村パークそしてベルピール自然公園の運営であるとか、ハードからソフトに至るまでさまざまな施策を講じてこられたことは承知しておりますが、果たして東栗倉地域の魅力を十分にアピールされた取り組みができていのでしょうか。今回単独で愛の村パークの運営を3年とする指定管理制度を結ぶことを提案されることを踏まえて、改めて東栗倉地域をどのように活性化へ導こうとされているのか、お考えをお尋ねいたします。

1点目として、核となる愛の村パークの現状と課題について。そして2点目として、先ほど申し上げました後山を初めとする雄大な自然、後山川や美しい農村景観、原風景の中で人々の暮らし、歴史、文化など、多様な地域資源を活用した誘客ゾーンに向けた取り組みについてお考えをお尋ねしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

東栗倉地域の活性化につきまして、まず愛の村パークの現状と課題についてでございますが、現在の指定管理者には、平成30年度において施設内の草刈り業務ができていないということで改善指示をしたところ、通年の作業計画を立てて作業を行うなどと改善報告がございました。令和元年度においては通年の作業計画にのっとり施設内の草刈りが行われており、年度内には施設内の草刈りが完了すると見込んでおります。今後は休止中のハーブガーデンや体験農園を生かすことが課題になっているというふうに考えています。

また、豊かな自然を生かした観光誘致についてですが、令和元年においては西栗倉村の道の駅と連携をしたものですが、市が支援しましてベルピール自然公園へ大手旅行会社のバスツアーに立ち寄っていただくことができました。バスツアーの愛の村パークへの立ち寄りを考えますと、鳥取自動車道大原インターチェンジまたは西栗倉インターチェンジから往復30分以上の時間を要しますので、食事や入浴のほかにか何か価値、魅力を加えることが必要であるというふうに考えております。令和2年は指定管理者が主体となって誘客に取り組んでいただくことを期待しております。また、豊かな自然を生かすということでは、ベルピール自然公園を発着点に、美作後山トレイルランが昨年から実施をされております。後山周辺にトレイルラン愛好者を呼び込むことも検討したいというふうに思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

2回目の質問に入ります。

1点目の愛の村パークの現状と課題について質問をいたしましたところ、これまた理解しがたい答弁が返ってきたと思います。私が知りたいことは、東栗倉地域の活性化に向けて取り組む中で、愛の村パークは中心的な役割を担っている施設であると認識をしております。そこでことし4月から3年間の指定管理制度を有効に活用し、地域の活性化はもちろんのこと、市の観光振興にも取り組むために、愛の村パークの現状と課題を把握されておりますかとお尋ねしましたが、お答えが、施設内の草刈り業務だけと、草刈り業務が課題だというふうに言われたと思うんですが、ちょっとショックです。では、草刈り業務の問題が解決できれば愛の村パークが東栗倉地域の活性化に貢献できるのですかと逆に質問がしたくなるような答弁でした。宿泊、食事、お風呂などの利用客が順調に伸びて、比例して収支状況も改善されているということでしょうか、この草刈り業務だけが課題と思われるのであれば、今言ったようなことをお尋ねしたいと思います。

もう一点は、利用者増の達成にはどのような営業をされてきたのかと。市はどのような形で愛の村パークの活性化に取り組まれたのか、具体的数字と施策を行った例を挙げながら教えてください。さらには、来年度から愛の村パークへの誘客につながる新しい取り組みと数値目標は考えておられるのでしょうか。

もう一点は、これは私の構想ですが、これから言いますから、これに対して思いを聞かせていただきたいと思えます。

まず、担当部署は愛の村パークから眺める風景をどのように感じていますか。私はベランダから見渡す雑草に覆われた風景を見た観光客は感動しないと思います。感動させてリピーターが訪れる要素を秘めた花を植えませんか。先ほど部長が休止中のハーブガーデンや体験農園を生かすことが課題になっているというふうにおっしゃいましたので、それももちろんいいと思います。それからまた、例えば春は菜の花、ほかにも花はたくさんありますが、私が気がついたことは、春は菜の花、夏にはアジサイ、ヒマワリ、秋はコスモスというふうに、後山から吹く心地よい風に季節に咲き誇る花が揺れて、風の中に花のにおいが漂う、そんなお花畑の風景をつくってみませんか。皆さん想像してみてください。本当に素晴らしいと思えます。これをSNSにより写真が拡散される可能性は期待できると思えます。投資効果があるとも思えます。

多分市の課題と発言された草刈りは、これを行うことによって少なくなるのではないのでしょうか。ぜひ取り組む価値があるか否かを含めて、市の御意見を聞かせてください。

次に、豊かな自然を生かした観光誘致と観光誘客の取り組みについて2回目の質問に入ります。

市が支援してバスツアーを誘致したことはわかりました。余りにも簡単過ぎてというのは、多分西栗倉のあわくらんどの方からバスを回していただけたらと思うと思います。それが180台、200台近く来ているんじゃないかなと思うんですけども、全てあわくらんどで食事をしてお買い物をして、それでベルピールへ上がって、トイレを使うか使わないか知りませんが、おりていく。そういったお客さんじゃなかったのかなと思います。ですから、来ていただいた以上は少しでも何か買っていただける、コーヒーの1杯でも飲んでいただける、そういうふうなことをしていただけるようなことが求められていると思うんですが、どうでしょうか。どのように考えられているのでしょうか。

2点目として、1点目と関連したことですが、今度は私の考えている観光により活気に満ちあふれた東栗倉地域へと変えるかについて述べてみたいと思います。市として取り組むことが可能か否か、答弁をいただきたいと思います。

私は美作市にとってこれからの観光行政を進める上で、豊かな自然と気候風土にのっとった後山を初めとする山岳資源を活用すべきと考えております。近年は旅行市場の成熟化に伴い、旅行形態が団体旅行から個人旅行へとシフトするとともに、観光客の求めるニーズが商品やサービスといった物の消費から、その地域ならではの自然や文化等の体験に価値を見出す事消費へと変化しているとのことです。また、IT技術の進展やソーシャルメディアの普及により観光に関する情報収集の形態も劇的に変化しています。この機会を捉えて県下最高峰の後山、駒の尾山、船木山、鍋ヶ谷、日名倉を縦走する登山を大きく取り上げて積極的にPRすべきと考えております。ぜひそのように提案したいと思いますので、市のお考えをお聞かせください。

まだまだありますけれども、以上といたします。時間がありませんので。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

まず、愛の村パークの利用者増への営業活動についてでございますが、この利用者を確保するための営業について指定管理者の取り組みでございますが、宿泊につきましてはインターネットの予約サイトに掲載し、宿を探す際に愛の村パークが表示されまして、宿泊検討施設として検索者の目にとまるようにしております。また、施設の管理者がみずから旅行会社や滋慶学園に出向きまして営業も行っており、ことしの夏には関西圏からの合宿のお客様や滋慶学園の生徒さんが病院に実習に通う際の宿泊先として予約をいただくなど、努力をしているところでございます。令和元年度の本館の宿泊状況を見ますと、1月末現在では1,159人が宿泊されており、部屋の稼働率は15.2%となっております。前年度の稼働率7.3%に比べて宿泊者が増えてきている状況でございます。

次に、ベルピール自然公園へのお客様でございますが、昨年西栗倉村の道の駅と連携し、東栗倉地域の自然環境を生かし、夏の涼しさを感じていただくツアーを7月から10月まで実施し、ベルピール自然公園に関西圏からバス199台、約7,000人のお客様に訪れていただきました。自然公園での売り上げは地元の食品などお土産品の販売が主でした。来場者は昨年10月末現在で前年と比較すると7割増で1万2,791人となっております。ツアーに応じて販売する物産を用意していくことなどが課題だというふうに思っております。

それから、愛の村パークから見た景観ということでございますが、議員御提案の愛の村パーク内に花を植え視覚的に訴えると、四季を通じた集客でございますが、効果的なことだというふうに思います。芝生広場

は現在グラウンド・ゴルフに利用されております。植栽場所などについて指定管理者と協議を行いたいというふうに思います。

それから、山岳資源の活用ということでございますが、昨年、後山登山道の案内表示がわかりにくいといったような、道に迷うおそれがあるという御指摘いただきまして、案内の標柱を幾つか追加して、道に迷われたいないように整備をさせていただきました。それから、トレイルランということを申しましたが、令和2年は11月1日に大会のほうは予定をされております。縦走路ということで御提案がありましたけど、この縦走路についてトレイルランのトレーニングコースとして活用なりPRできないかということの研究したいというふうに思っております。

また、昨年東栗倉観光協会、愛の村元気プロジェクト実行委員会から東栗倉地域にある山も含めて美作三重名山をつくらうとの提案があり、令和2年度において本格的に協議を行うこととしております。愛の村パークや東栗倉地域の活性化については、地元の方と協議を行いまして、支援をいただきながら活性化のための継続した事業ができればと思っておりますので、引き続き御助言を賜りますようよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

鈴木議員。

**14番（鈴木 悦子君）**

今度は総括いたします。

東栗倉を語るといえば、本当に山、山、山でございます。2016年に国民の祝日、山の日がお盆休みにつながる8月11日に制定されました。その趣旨は山に親しむ機会を得て山の恵みに感謝するとされています。さらには、地域振興にも生かす目的もあります。美しい自然を次世代へ引き継ぐとともに、貴重な財産である山を観光や健康づくりなど、さまざまな地域分野に活用することが期待されております。山の日は100名山、200名山の麓の地域のために制定された日ではないのです。美作市が誇れる後山を初めとする山脈の麓に広がる東栗倉地域という自然豊かな原風景を生かしながら、愛の村パークとの強い連携のもとに観光振興にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。部長、頑張ってください。

終わります。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番13番、議席番号14番鈴木悦子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番14番、議席番号13番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

なお、尾高議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

パネルは1項目めから要りますか。

〔「2項目めです」と呼ぶ者あり〕

2項目め、はい。

どうぞ、始めてください。

**13番（尾高 誉久君）〔質問席〕**

質問の許可を得ましたので、令和2年3月定例会の一般質問を行います。

初めに、本当にコロナウイルス、大変です。今回のウイルス災害、決断は非常に難しいものであったと思いますが、美作市は授業を延長して1週間後に再度判断する道を選ばれました。結果は近い将来出ることではございますが、今回私が感じましたのは2つの言葉であります。慌てるという言葉ともろいという言葉です。慌てるというのは、りっしんべんが荒れる、心が荒れる、すなわちうろたえる、冷静を失う、落ちつ



きを失う、戸惑う、動揺する、ろうばいする、うろたえ騒ぐ、取り乱す、パニックる、どうしていいかわからない。もろいというのは、脆弱ということで、にくづきというんですか、これはにくづきというのはつきへんに危険の危を書いて脆弱と読むと思うんですが、すなわち、にくへんとは身体、身体が危険など。身体が危険な状態、脆弱な情報社会だなということを強く感じました。

本当にすばらしいいろんなIT産業、いろんなものが進んでいる中であって、大事なものは根本を見ることがであり、また全体を見ることがであり、冷静、沈着に判断することだと思います。けさの市長の報告を聞いて、多少なりとも国は冷静になったのかなと、加藤厚生労働大臣が学童保育を学校全体でやるように考えられたことにやっと気づかれたのかなというような思いでございます。今回のそのような思いの中で私がする質問は、1点目が美作市にとって最大の課題は何かということと、2番目に農業問題をいたします。議長、この辺でどうでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

いや、はい、いいです。

[13番尾高誉久君「中途半端になりますので」と呼ぶ]

それじゃあ、それが第1回目の質問ということでいいですね。

[13番尾高誉久君「しましうか」と呼ぶ]

1回目の質問……。

13番（尾高 誉久君）

挨拶しておかないと、ちょっと長く読んだら、いや、やります。

それでは、1回目の質問は……。

[「議長、どうせ長うなる」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

ちょっと待ってください。

尾高議員……。

[「尾高議員が言ようるが、もうここでちょっとやめて昼にしましうかというて言ようんじゃ」と呼ぶ者あり]

そうしましうか。

1回目をまだやってない、前置きの段階で終わるんですか。

13番（尾高 誉久君）

そうです、いや、します、もう。よろしい。

それじゃあ、1回目の美作市の重要課題について、今美作市において最重要課題は何ですか。

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、ここで回答から入るようにしたいと思います。

回答も長くなるかもわかりませんし、どんなことになるかわかりませんので、それでは、1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員が出席されました。内海副議長が通院のため午後から欠席です。

それでは、尾高議員の第1項目めの質問の回答から入ります。

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕**

今美作市においての最重要課題は何ですかとお尋ねですが、美作市の最重要課題は人口減少対策とその施策を行うための財源確保であると考えます。現在、第1期人口ビジョンの改訂を行っているところでありますが、人口減少対策としまして、自然増、社会増はもちろんのこと、将来の定住による人口増加に結びつけられるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

また、2020年から5年間の第2期、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合戦略会議の委員の皆様から御意見をいただきながら策定しておりまして、美作市における地方創生を実現していくための財源確保につきましても、第2期の総合戦略の中に盛り込んでおります。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

企画振興部長心得の答弁、担当部署としてそのとおりだと思います。長期にわたってはそうでしょう。ここに書いておりますように、短い言葉ですけど、今です、現在美作市においての最重要課題は、多分危機管理監の答弁はこうだと思います。南海トラフという場合があります、それかウイルスの問題、すなわちコロナウイルスそのものが今そこにある危機です。将来にある危機のことは今の答弁でいいと思います。すぐそばにある危機にどういうふうに対応していくのか、それが行政であり我々議員の役目だと思いますが、これについてどのようにお考えですか。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

私どもとしましては、南海トラフは今ここにあるかどうかは別としまして、新型コロナを例にとって申し上げますと、あるいは一昨年の災害のときを例にとって言いますと、もちろん国や県がおっしゃることを十分に理解をし、従うべきことは従うわけですが、例えば地形であるとかダムの管理の仕方であるとか、それぞれの現場に即した工夫、改善が必要な場合がありますので、そういう場合においてはさらに一歩突っ込んだ判断をすることによって、市民の方々の財産あるいは身体、場合によっては生命を守ることになるとともに、そういうことがたび重なる中で、市としての住みやすさであるとか信頼性というもの確保しなきゃいけないと思います。

コロナに関して言うと、我々としては対策本部をそもそもは県内に発症があった段階で立ち上げるという全県的なある種の方針があったんですけども、それではひょっとしたら従前なる準備ができないだろうということで、先週の早い時点で議会にも報告をしながら、予防のための予防対策本部ということで立ち上げをいたしました。その結果として、マスクの準備、どこまであるのか、どれぐらい確保できるのかといったことについて、当初必要と感じた量はとりあえず確保できた、消毒液についてもそうでありましたが、したがって、これはタイムラインということに若干関連するんですけども、やや早手回しに予測をしながら予測運転をすると。信号があるかもしれないと、そのときに急にとまれるわけではないので、そういう判断をする前の準備体操をしっかりとってきたことがそれなりによかったと思いますし、もう一つは、やはり情報というのはさまざまにあるんですけども、議会の方々の協力のおかげでいろんな地域におられる市民の方々の思

いというものを、割合素早く私の耳に直にも入ってというところもあるんですけども、議員の方々のおかげでそういった思いが迅速に聞くことができた。

そういう意味では、情報というものについては外から流れてくる情報だけでなく、自分たちの中にある情報をきめ細かく把握する努力が行えることができたということで、深く感謝もしているわけです。それが今私どもが行っている対応の形にあらわれている。学校は休みにしないけど、恐らく県内で唯一ですけども、学校の必要マスク量、全部供給できたということはなかなか取り得ないことかなと思っております。こういう緊急時の対策というものがうまくいくこと、本当にぎりぎりの判断が多いんですけども、その積み重ねが長期的な課題への信頼感というものについてもプラスの効果が恐らくあるのではなからうかというふうに思っております。そのおかげで、このところ昼休みであるとか議会終了後にも、職員の幹部の方々に集まっていたいて知り得る限りの情報精査をさせていただきますが、現在分析中の案件が1個ございまして、これはひょっとするとこの尾高議員の質問が終わった後、また報告をしなければならないかもしれませんので、よろしくお願ひします。

いずれにしても、前もっての準備体制、幅広い情報、一方的な情報じゃなくて市の中から上がってくる貴重な情報をどう整理するかといったところがとても気をつけていかなきゃならない。そのことはダムの管理のときにも同じことをやりました。国から出てくる情報だけではなくて、ダムの現場とか直下の下流の方々の今の水位の状況についての認識であるとか、そういったこと、集めながら具体的な対応をやっていく。ただし、そうはいつでも、例えば天災、地震なんかになってきますとそういった事前情報が必ずしも集まるとは思いません。そのときには今度は事後対策ということになりますけれども、おかげさまで我々の職員の意識は今高く、指示をすると迅速に動いていただける形にもなっておりますし、また市民の方々に対する情報提供手段については、告知放送を初め、広報車あるいはサイレン、あるいはインターネットを通じての情報提供等々、それなりに充実をしております。予期せざるときにはそういった情報提供体制がとても大切になってきますし、できれば今後それをどうやったら双方向になるのかといったことも検討していきたいというふうに思っております。至らぬ答えでございますけれども、お許しをいただきたいと思ひます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

いや、もう本当にとんでもありません。市長の本当に今ある状況の中で、緊張を持たれて答弁していただいたことに対しまして深く敬意を表します。市長がこの席に座られた際に、私は市長のことを、王陽明を支持されているんですかと、知行合一といいますか、考えたら行動するということが本当に市長には備わっておられるんですねと、山のように動かない部分と風のように動く、すなわち風林火山の精神をもって事に当たられるんだと言ったのをきのうのこのように覚えておりますが、市長がこの答弁の後に何か話をされたいということで、私もかじを大きく切りまして、ここで質問を切ります。終わりです。

何かあるんでしょう、市長言われましたから。

議長（岡本 泰介君）

いや、尾高議員の質問を全部、2項目めまで済んでからということでしたので。

13番（尾高 誉久君）

2項目めまで行くんですか。

議長（岡本 泰介君）

はい、済んでからということ。

13番（尾高 誉久君）

いいんですか。

議長（岡本 泰介君）

はい。

13番（尾高 誉久君）

それじゃあ、1項目済んで言われるかと思ったんで、いいんですか。

議長（岡本 泰介君）

はい。

13番（尾高 誉久君）

だから、それじゃあちょっと切らずにやりますわ。

臨機応変というのはそのことなんです。今時々刻々と物事が変わっている、そのときに秒単位で、南海トラフというのはちょっと誤解があったらいけないんで、今ここにおける状態の中で来たということは、そのときが一番重要課題なんです。そう思いますでしょう、危機管理監。今来たときに、コロナウイルスじゃないんです。ただ今はコロナウイルスなんです。長期にわたっては人口問題また財政問題なんです。それをやるのは皆さんだと思うんです。私もそちらでやってきたんですけど、そのときに、やるときに決してなっはならないのはゆでガエルになってはいけないんだと。麻痺するなよと。または思い込みをし過ぎることはいけないし、自分が行政マンだという殻の中に閉じこもった段階で柔軟性を失うと、そういうことを言っているんです。

だから、今大変な危機感を持っておるならば、そのときに冷静沈着、だから根本を見る、全体を見る、長く見る、冷静に見る。慌てず、ためらうんじゃないよと。もろい情報社会をつくってはいけないよという思いを持って最初の前置きで言ったのはそのことが言いたいんです。時々刻々と変わるから、きのうまでは人口問題、例えば財政問題の気持ちを持っておりました。けれども、きのうの半分ぐらいからは農業問題が大事なんだなという思いになりました。でも農業問題を質問している最中に思っていること、今思っていることはコロナウイルスの問題が最重要課題だということを思っております。それが私の考えです。もし答弁される方がありましたらどうぞ。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まさにおっしゃられるとおりで、今議会が始まるころの感覚と少し違ってまいっております、本会議の冒頭ごとにその日の状況、あるいはその前日の決定事項をお知らせすることになっているということもそのとおりですし、またこうやってしゃべりながらも、実は指示をしているところの情報を待っているというような状況でもあります。

これはしょうがないというか、その波の周波数が随分違うんで、その周波数に合わせられないと大変なことになります。いろんな周波数に応じて自分のチャンネルを新たに設定をして、その情報を聞いていくというのは、それなりに訓練が要ることでもありますけれども、市の職員諸公は中・長期の議論をする場である議会の横で、極短期の仕事を今一生懸命しているという状況でもあることをここで報告をさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

総括。

私は常々よく宇宙の話をしませんが、無から発していまだに光のスピードで宇宙は膨大しております。我々も生きております。経済も生きております、全てのものが生き物です。ですから、日々刻々と変わる状況の中で最善の道を求めていくということは、議会も執行部も変わらない。求めるべきもの、それはひいては市民の安全・安心につながることを考えて、議長、次の質問をしたいと思います。よろしいか。

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、2項目めに入ってください。

13番（尾高 誉久君）

ちょっと前まで自分の重要課題という思いを持っております。これから先の私にとっての重要課題でもあり、地域の皆さんにとっての最重要課題は農業問題です。なぜこの農業問題をというの、地域の皆さんからの、一度このことについて簡単に言いますと、農地、水、中山間のことについて煩雑な手続があるんだというようなことがあります、それをきっかけとしてこの農業問題を質問するきっかけとなりましたが、今の内閣で、当然安倍晋三総理大臣でございます。副総理が麻生財務大臣であり、高市さんは総務大臣であります。茂木さんが外務大臣、河野さんが防衛大臣、森さんが法務大臣、環境庁は小泉進次郎さんでしょう。その中であって、おいおい、一人言い忘れてるじゃないかというのが加藤勝信厚生労働大臣でしょう。ただ、農林水産省大臣は、さあというて、市民の人も、えっとなあ、ええっとなあで大体出るんです、江藤拓です。それほど今の国政においては農業に目が向いてない。だから全国が左を向いているときは、美作市は右を向いて走ってたらいいんじゃないかというような極論を言うのが私の持論でございます。

それはさておいて、中でも持続可能な農業が今後もなされるのか、自分の主観では国政において米よりも車を選択したというよりも、選択せざるを得なかったといった表現のほうが適切かもしれません。私も小学校時代に農業の経験があります。7反5畝ぐらいありましたか、農繁期、農繁休暇というのが今の学校を休校するという、そういう休暇じゃないんです。学校のほうから農繁休暇だから休みなさいといって、朝から夕方まで田植えをし、稲刈りは刈った後いつも後ろを向いて振り返りながら、まだこだけかと、農業のことばかりさせられるんだなあ。稲こぎにおいては首の周りがかゆくなって、自分はなぜ農業をしなきゃいけないんだろうと、道のほうではチャリンコに乗ってわあわあ同級生や下級生や上級生が遊んでいるというような時代でした。今の機械化が進んだ現在の農業についての経験はほぼ皆無に等しい私です。その私が一般質問をするのは初めてです。それだけ危機が迫っている、問題になっていると、私自身今考えております。

そこで1番目の質問は、5年に1度の農業センサスが行われましたが、もうしばらくするとその結果が出るので、5年前の農業センサスにおける分析はどのように総括されているのか、まず1点目。

美作市の人口ピラミッドはあるが農業従事者ピラミッドはあるのか。5年先、10年先の農業従事者の推移、見通しはどうか、お尋ねします。

3番目に、水田について。美作市の水田は2,000ヘクタール超の水田面積だと思いますが、今後持続的に耕作していくためには何人、また何社ぐらいの経営団体が必要なのか、お尋ねします。そのような経営団体において、本人または従業員が十分な所得を得られるのか、お尋ねします。

現時点での実態はどう評価するのか。活発な経営活動を行われている方があれば、農業に関する考え方等を聞かれたことがあるのか、尋ねた場合、どのような考え、どのような内容であったか、お尋

ねします。転作、飼料米と交付金、これは大原振興センターが本当にきのうのこのように赤字だらけの大原農業振興センター、私も担当したことがあります、黒字に転換したときの交付金にはびっくりいたしました。現状及び今後の展開はということで、これは広く転作のことについての広い範囲と、大原振興センターについての説明ができるならば、可能ならばお答えください。同様のビジネスモデルを他の地区に展開する考えはないのか。その際、具体的なイメージはあるのか、お尋ねします。

5番目に、農地、水、中山間事業について。この質問をするきっかけになった問題の質問ですが、多面的機能支払い交付金事業、中山間地域等直接支払い事業というのが正式名だそうです。まずは行政と農業者の距離をより縮めることが大切だと思うが、今の時期、煩雑な事務手続があるそうです。行政が手助けをするようなお考えはありませんか。まずは話し合いから持たれることが大事だと思っていますが、お尋ねします。

次に、6番目に、農業実習生について。美作日越友好協会とかかわりがあるベトナムからの農業実習生について、受け入れている地区があるように聞くが、その詳細と今後の取り組みについてお尋ねします。この感覚はまた皆さんがイグサというか、ユカリというか、豊表というか、そういうようなときに、夏たくさんいったような方法はないかなど。

それから、7番目に美作市として国策がなければ、美作市策としてのお考えはないか。

それと、経済部長、令和元年12月3日に調査というか、報告がなされているのをうちの農業者から、従事者からいただきまして、農地中間管理事業、中間管理機構によるものだと思うんですが、事業に伴う第16回借り受け希望農地の報告についてというものを見まして、これについての借り受け申請書類を担い手に送ってきておられるわけですけども、事業の取り組みと成果をお聞きしたい。また、今後の見通しはどうか、お尋ねいたします。

以上8点、よろしく申し上げます。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

私からは5番目の農地、水、多面的機能、そして中山間事業、それから美作市としてというあたりを少しお話をさせていただきますが、そもそも、例えば作東町に、江見町長がやっておられたところは農林省というのはとても豊かな資金の供給源でありました。今の作東総合支所の建物というのは、当時の自治省のみならず、相当農林省のお金が入っております。それから、うちでもそうなんです。うちの市民センターも農林省のお金が入っている。当時、農林省には構造改善局という局があって、農村地域はべたに何でも面倒を見ることができた。建物をつくる、下水をつくる、あるいは集会所をつくる、老人憩いの家をつくる、婦人のための施設をつくる、もう何でも実はできたわけです。果ては電話もつける、そういうのがありましたでしょう。

これは今から思うと、第2の田舎だけを限定にした交付税だと思っていい制度なんですけども、その構造改善局が元気がよ過ぎて関東軍と呼ばれた時期がありました。そりゃあ関東軍になりますわね。打ち出の小づちを持って全国を回るんだから、へへえってなもんでやっておったわけですが、財務省に目をつけられてこてんこてんになってしまっているということなんです、ただその名残があると言えばこの中山間村、ないし多面的機能というのが、農業そのものじゃないんだけど、地域を守る上で継続的に支払われている第2の、細々としているけれども、農村版の地方交付税ということになる。

しかしながら、この受け方が結構難しいです。これについては、私も実はいろんな地域の方々のお話を行

政懇談会において聞いておりました。一年目にも若干の声が勝田地域か何かであったように記憶しておりますし、二、三年目に英田地域にもそういう声があったと、結構大変だというような声があった。作東からもありました。ところが、この期に及んでというんですか、例えば、今回だと岩崎議員も同じ観点から質問されましたけれども、私もびっくりしたんですけども、議員お住まいは安蘇地区で、これは美作の中心の一つだと思っておったら、安蘇地域でも同じ意見があったんです。もうようやらんかもしれんと。これはもう一つの大きな象徴だというふうに思っています。

せつかくの制度がある。今手元にある資料で言いますと、この多面的機能支払い交付金事業というのは、水路、農道、云々かんぬんでいろいろ共同作業で地域に対して、自然環境、農地環境を守るために交付されているんですけども、市内の農業振興地域の農地が2,784ヘクタールあって、そのうちの426ヘクタール弱、率でいうと15.3%でしか交付を受けていない。だから地区数で言うとその面では市内137地区あるらしいんですが、うちの37地区。地区の数でいうと27%、面積でいうと15%。同じように、中山間、これは傾斜がある程度ある、100分の1ですが、892ヘクタールで取り組まれていますけれども、地区数は66なんです、これも全面的にやられているとは言えないわけでありまして。その一因がやっぱり面倒くさい事務処理ということと、今までその事務処理をできる方が地区内にいらしたんですけども、御高齢その他の要因でもうわしゃあようせん、私はもうできませんということになったときに、ほかにもうできないんです。このことは、地域にとっても第2の地方交付税と言いましたけれども、とても大きな課題になってくると思うんです。

実は、今の農林省そのものもこの問題については意識がありまして、農林水産省が出していらっしゃるパンフを見ますと、その多面的機能支払い交付金の有効活用事例集というのがありまして、見附市という、たしか新潟県でしたかね、新潟県の見附市が全市一本と、市内全域を一本化して第三セクターみたいな法人をつくって、そこで事務処理をして専任の職員を雇用しながら、その申請してちょうだいできた交付金でもって、例えば草刈りの発注はあそこへしようとか、この地域については地域でやってもらって、地域の方々にその日当を還元しようとか、この地域はそういうことはもうできない地域なのであるから、これは外注しようとか、そういうような形で処理をしておつてとてもいいよって書いてあるんです。

見附市というのは、農地面積その他の面積でいうと美作市の半分ぐらいなんです、美作市の半分ぐらい。この半分ぐらいの町において、私の知ってる限りでいうと、年間にこの交付金をどれだけもらっているかといいますと、びっくりしますよ1億3,800万円、わかりますか。これは我々が営々として、いわゆる都市公園法に基づいて里山公園をやってまいりました。ようやく1億2,800万円になった、大きい。けれども、それに匹敵する額なんです。このことも研究によってわかってきまして、私どもとしては、この議会終了したら直ちに経済部と、実はそういう交付税のような性質もあるのであるから、財政を担当する総務部にも御援助いただきながら、見附方式が市内で適用可能かどうかということについてしっかり研究をするように、緊急に研究するよんというお話をしているわけでありまして。

望むらくは、きょうこうやってお話を申し上げておりますので、テレビ等でごらんになっている各地区の方々に御関心があれば、うちはまだ多面的機能支払い金はもらっているけども、参加することに関心があるとか、あるいはうちにはもらえてないんだけど、そんなええ話があるんなら手を挙げてみたいとかという思いがあれば、ぜひ担当は農業振興課なんですけれども、お申し越しをいただければありがたいと思います。もちろん事務処理にはお金が必要ですので、交付金の額の中の10から15%というのが共通経費として使われますけれども、大変これは、うまくいけば美作市としても重要な施策になり、農地、環境を守る上で有効な手段ができるのではないかなというふうに思うわけでございます。

したがいまして、7番目の話と美作市としてどういうことをするかということは、今申し上げたようなこ

とが中心になってくるわけであります。美作市の対応としては、農業生産を守るためには担い手、そして農業分野における農業法人という方々に頑張ってもらいながら、もうかりながら、例えばITCも使うとかというところでスマートにするとかいろいろあるんですが、投資もしてもらい。集約化を進めるわけですが、しかしその方々だけで農地環境、里山、里、田んぼ環境は守れるわけじゃないので、前半に申し上げたようなことを積極的に取り組んでいけば何とかなるんじゃないかなと、あるいは市内で循環するお金もその分増えるんじゃないかなというようなことを、大きな方針としてはこの議会の御質問を頂戴しながら決めていきたいというふうに考えております。

ちなみに、今後、例えば過疎法の改正とかいろんなものがあります。あるいは農業政策も地域の実情に応じて変化をしていくわけであります。構造改善局をみんな寄ってたかって潰したときには、この日本が消滅自治体を抱えているなんていう議論にまだなっていなかったんです。平成でいえば10年ごろの話、あるいは12年までの話であります。今から約20年ぐらい前にこの構造改善局というのはめった切りされて沈没しているんですけども、その後、消滅自治体とか消滅可能性がある集落であるとか、消滅した集落であるとか、こういうことが現実になってくる中で、実は農林省としても農村施策の拡充が、農林施策でなくて、農業施策じゃなくて農村政策が、ひょっと重要じゃないかという気づきも最近あるようでございまして、国に対しても今私が申し述べたことをベースにしながら、しかるべき御意見は申し上げていきたいと思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

それでは、農業問題につきまして、その他の項目について答弁をさせていただきます。

まず、農業センサスでございしますが、この農林業センサスは5年に1度行われるもので、本年2月1日を基準に調査が行われました。本年11月には速報値が報告されると聞いております。この調査における専業農家は、平成27年634戸で、5年前の調査に比べまして146戸、18.7%減少しているという前回の調査でございました。専業農家は減少しているものの、農地の集積が進んで中核となる農家が増加しており、農地の集積が進んでいるというふうに考えています。しかし、担い手が不足となる地域が出てくることを懸念しているところでございます。

次に、農業人口ピラミッドについてということですが、農業従事者の推移につきましては、人口ピラミッドのようなものは作成しておりませんが、農林業センサスにおける農業就業人口、これは販売農家のうち、世帯内で主に農業を行っていたものの数でございしますが、この農業就業人口が平成27年は2,430名で、5年前に比べ702名、22.4%減少しておりました。本年の調査においても農業従事者は減少し高齢化しているものと思います。令和2年1月時点での本市の認定農業者のうち、個人経営者は71名で、64歳未満が39名、65歳以上が32名で、平均年齢は61歳となっております。

次に、水田についてでございしますが、持続的に水田を耕作していくために必要な経営体数ということでございますが、水田を持続的に耕作していくためには、経営的に成り立つ農家の育成が必要でございします。現在、市内で89の個人と法人が認定農業者として営農されておりますが、これが100となるように市では取り組んでおります。

続いて、そのような経営体において十分な所得が得られるのかということでございますが、経営体の所得について、平成30年のものでございしますが、水稻を中心に営農をされている認定農業者の中で、経営規模3ヘクタール以上の農家17戸の平均所得は255万円でございました。また、水稻を中心に営農されている6つ



の農業法人の年間販売額の平均は、販売額でございますが平均3,800万円となっております。現時点での実態の評価ということですが、水田を利用した農業では、大規模経営を行う経営体への農地の集積が進みつつあります。植えつけや刈り取りの時期をずらすことなどで作業時期を分散しまして、集積した農地を有効に利用して経営の安定につなげていただきたいというふうに考えております。

次に、転作の方向性についてでございますが、転作については平成30年から行政による生産数量目標の配分によらず、農業者の主体的な判断により行われています。国では水田のフル活用を図るために、水田で麦、大豆などの作物を生産する農業者に対して継続して交付金を交付しております。市の出資する有限会社大原農業振興センターでは、農地を預かって飼料用米をつくることなどにより、水田活用の直接支払い交付金というものの交付を受け、平成29年度決算では赤字であったものが平成30年度決算では黒字に転換しております。同様なビジネスモデルをほかの地区に展開はということですが、この法人のような交付金の活用につきましては、ほかの地区におきましても要望があれば積極的に協力してまいりたいというふうに思います。その際のイメージということですが、大規模化して転作に取り組むイメージですが、大原地域ではさらに大規模な法人化に向けて大規模農家が共同して資材購入などに取り組む構想がございます。ほかの地域でも同様ですが、御希望があれば支援してまいりたいというふうに思います。

続いて、農業実習生についてですが、農業実習生につきまして市で把握しているものでございますが、ベトナムからの農業実習生を受け入れているのは2事業体14名となっております。2つの事業体が共同で一戸建ての住宅を借りて共同生活を送っているとのことで、また令和2年度には新たに1事業体が2名の農業実習生を受け入れる予定であるというふうに聞いております。

それから、お尋ねがありました農地中間管理事業ということでございますが、この農地中間管理事業は、離農や規模縮小される方などの農地を岡山県農地中間……。

[13番尾高誉久君「部長省略していいよ、そこは。市長が答弁、全部されたから」と呼ぶ]

いや、これは……。

[13番尾高誉久君「いや、聞いた。その戸数も言われた」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君） いや、それ違うと思います。

経済部長（遠藤 宏一君）

違うと思います。

[13番尾高誉久君「多面的で」と呼ぶ]

多面的ではないんで。

12月に文書が送られたと……。

[13番尾高誉久君「ああ、わかった、わかりました」と呼ぶ]

はい、という分で。

[13番尾高誉久君「すみません」と呼ぶ]

答弁させていただきます。

この農地中間管理事業というのは、岡山県農地中間管理機構に農地を貸し付けて、意欲ある担い手にお貸しすることによって農地の有効利用と農業経営の効率化を図っているものでございます。御指摘がありました第16回の借り受け希望農地の報告というものが12月に発出しておりますが、市のほうで取りまとめた貸付希望農地の情報を担い手の方に提供して、借り受け希望農地を申請していただいてマッチングを行おうとするものでございます。平成26年度より事業を行ってございまして、平成30年度末までの実績では貸付希望農地

面積は115.3ヘクタールで、担い手農家が借り受けた農地は72ヘクタールということで、契約率は62%ということでございます。課題といたしましては、大型機械で作業ができない農地などについては、なかなか契約が進まないという状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員、答弁漏れはございませんかね。

13番（尾高 誉久君）

ありません。

議長（岡本 泰介君）

それでは、次を。

13番（尾高 誉久君）

答弁漏れどころか、期待してないすごい答弁があったんで、新潟県の見附市方式ということ1億3,800万円の交付金です。それ以上に全市一本化して専任職員を置いてやる。もうまさに1週間ぐらいこのカボチャ頭で考えて考えても出ないようなことが答弁されて、もう経済部長に答弁は要りませんと言おうかと思うたんですけど、非常に失礼なので言いませんでしたが、ただ経済部長、私が答弁の中で、細かいことですけど、このことが大事だという、市長もおっしゃられてたけど、御希望があるならばというような、そういう僕は姿勢を言っているんじゃないん、こっちから足を運んでよと。それは経済部に限らず僕はやってきましたよ、それ。そういうことで、次のもう質問も用意しているんですが、一応はしなきゃいけないかなということで、3回目の質問に入ってよろしいか。

議長（岡本 泰介君）

はい。

今2回目なんですけどね。

13番（尾高 誉久君）

ああ、2回目なんですか。3回目に入ります、もう。

議長（岡本 泰介君）

2回目の回答もなしで3回目に入るんですか。

13番（尾高 誉久君）

よろしい、もう。私、大体、そんな細々したことを言いたくないんです。

議長（岡本 泰介君）

ということは、2回目で3回目を飛ばしてもらったらいんですけど。

13番（尾高 誉久君）

2回目、3回目、はい。

議長（岡本 泰介君）

2回目をしてもらって、3回目を飛ばしてもらったら。

13番（尾高 誉久君）

ああ、そういう意味で、わかりました。

3回目に入ります。

議長（岡本 泰介君）

いや、2回目をしていただいて、3回目をなしにさせていただいたらいいんです。

13番（尾高 誉久君）

ああそうか、そういう意味か。わかりました、済みません。

そんなら、ああ、2回目なのか、ごめんなさい。

それじゃあ、一応形だけ2回目で、美作市産米というか、地産地消の観点から美作の米の袋はできませんかということと、現在、先ほど言われたように農業中間借り受け事業を活発にやっている人たちの協力を得ながら、美作米を全国に売り出してみませんか。ふるさと納税返礼品として関西ふるさと会に働きかけるのもいいし、使った後の袋は箕面店で袋を回収するならば1枚について幾らかの換金をするのもいいかなと。結果的には消費者にとって安くなった理屈になると。生産者が年賀状、暑中見舞いが出せるような仕組みができないものかと、それが返礼品のリピーターを生み、今現在企画振興部で聞いたのでは、この間の5キロか10キロかの米、コシヒカリ、あきたこまち、いろいろ5種類ほどあるんでしょうけど、送った場合、338人中18%、六十何人ぐらいが続けられていると。

それは、市役所でしかわからないというのが、佐川急便が持っていくんです、これ言うたらいけません。S急便が持っていくんですけども、その名前を116898432という、尾高誉久じゃないんです、住所も何にもわからないと。だから生産者の気持ちとしては、自分が一生懸命つくった米を、いいほうの米を出しているんです、いい方の米を。悪いほうの米といい方の米があるわけですけど、どうも吉野川沿いの米、川沿いの米のほうが清流にアユやヤマメが育つように、その方がいいらしいです。山手のほうの米のが悪いんで、そっちは何とかライスセンターに出して……。

〔「山手が悪いじゃ、どこが悪いじゃというたらいけんで」と呼ぶ者あり〕

山手というんが、山のほうがですよ。

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員、ちょっと。

**13番（尾高 誉久君）**

違う違う、それ聞いとんです、その人から聞いとんが、だからいい方の米をできるだけ送っているんだというふうに、米のできふできというものはあるんです、これは。現実に春夏秋冬がある。その中で、北海道なんかでは言ったようにいろんな開発をして、今（聴取不能）がとれるようになったから、逆においしい米ができる。それでいて、大体冷蔵庫に新米を12度ないし13度で貯蔵すると3年間味が落ちない。これも農業者から聞いていること。私が言っとんじゃないですよ、だから。

そうすれば米はもつんだと。だから次に質問しようかと思ってた備蓄において、米というのはすばらしいなど。特に美作の米はおいしいなということを私自身が思っているということでありまして、それから、2番目には、今回思ったことは、自給率が非常に、日本は食料自給率というのが先進国と比べると最低の水準となっていると。緊急の食料備蓄として米の倉庫をつくってはどうか。先ほど言ったように、12から13度を保つと3年間は十分米の味が落ちない。それでいて、中には古々米をブレンドするほうが食べやすいと、粘り気がなくなって食べやすいという人もあるんです。そのことは何かというと、今回のパニックのときに、ある程度美作市の自給自足率を高めていく。国において何か言えないか、そのことが美作を守ることなんだという思いを持ってるといことです。

それで、次に、もう時間の都合で担い手を国外に求める観点からいうと、私はきょうまで入管法、公民館について、それから空き家対策についての質問してまいりました。これを一本の糸でつなげば解決の糸口が見えるのではないかという思いでの質問ですけども、34万人の在留外国人を受け入れることを国は決定したんですが、農業者は3万6,500人枠ですが、この間では特定技能1号が3,800人で、2号はゼロというような、ほとんど目標値には到底届きもしないような状況になっております。国が農業に力を入れているのは、

先ほども言ったように、この大臣のことからも、34万分の3万6,500人、1割程度のもんです。稲作というものは年中あるわけじゃないですから、1次産業、2次産業、3次産業を飛び越えて企業の協力を得ながら、オール美作でというような思いを持ってこの当時質問を書いたわけですけど、ならば、受け入れ、泊まる場所はあるんかと、空き家がある。もし若い女性また男性にしても、安全・安心が必要ならば、巨勢地区には公民館としての小学校を利用してもらって、時には美作の台所、握り飯を食べておかずを頼張り、少し酒ぐらいいは飲んで、外国の人と談笑するのもいいんじゃないですかと。

というのは、そこでここへ用意したのがこれです、議長の許可を得ておりますので、持ってきました。これ私のタブレットです。それで、これがガラ携の携帯です。この議会の中にガラ携の携帯を持つとんのは私一人かもしれませんが、皆さんスマホを持たれとんで、タブレットの中にこういう画面があります。グーグル翻訳という、この画面を出して、ベトナム語というのを選択して日本語というのを選択して、真ん中を押して、もうここを押すだけでピーヤピーヤ輪になるんですけど、私が日本語で言うと、ベトナム語で言うと。英語に変えれば英語で言うと。外国の方がそれを言う日本語でこれが翻訳してくると。もうすぐそこに、これを解決するものはどんどん開発されているんだなということで、実践してみなきゃいけないんで、ベトナムから来られとる職員の方にわかりますかというたら、尾高さん、もう少しゆっくり話をしたほうがよくわかりますよというて、よくわかりますと。私は美作市議会議員ですというのは通じました、ああこれで通じるんだなと。もう70も80もなって、今さら勉強じゃないんです。あるものを使ってやらないといけないなという思いです。だからこれを、この話ができれば安蘇の皆さんにも、私も初めて知ったようなものです。皆さんとつくの昔にどうも御存じのようですけど、こういうものを利用してやるのもいいなというのが2回目の質問ですけど、答弁があったら言ってください。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず、御提案がありました美作の米の袋といったことですが、箕面の店、彩菜みまさか箕面彩都店では、店内に精米機を設置しまして、店舗内で精米して直接販売をしております。これが好評をいただいております。こちらには市内産のものできたこまち、コシヒカリなど、その場で銘柄を指定していただいて、包装とか表示に関係なく購入をいただいております。別に袋入りのものも委託販売、これは手数料を受け取る通常の販売もしておりますが、直売所ではお米に限らずでございますが、出荷者の名前を見てそれでお客様が判断して購入するという例もよくございます。また、ふるさと納税の返礼品としても取り組まれている例がございます。

市内の担い手の方もおいしいお米であったり安全なお米であるといった付加価値をPRすることで、少しでも高く引き取ってもらおうと努力をされております。美作米といったような表示は、農業の形態がどんどん大きくなり、出荷量が増える場合に取引先と売上げを増やすために検討できたらいいのかなというふうに思います。それから、冷蔵庫といったようなお話がありましたが、販売戦略といいますか、販売計画に沿って必要なときに必要な量を供給するという意味では、こういったものも必要であると思います。それから、自給自足率の向上というお話を聞きまして、私のほうではぜひ米の消費量がどんどん減っておりますので、ぜひ消費拡大になるような方向になればというふうに思いました。

それから、農業労働者の関係でございますが、特に稲作につきましては、農閑期、冬の間の仕事というのが課題になります。どんどん規模を拡大しても、その作業時期を長期間にすることで転作作物に取り組んだりとかされておりますけど、どうしても作業がない時期をほかの産業の力をかりて収入を得るといった取り

組みも必要かなというふうに感じるところがあります。外国人の方につきましては、制度の問題もあると思いますので、研究が必要かなというふうに思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。

一応3回、あるんですね。

議長（岡本 泰介君）

はい、あります。

13番（尾高 誉久君）

その現状は美作市から見た観点という思いで書いたんですけど、7対3の法則と似ていると、これも言われた方がありました。7対3の法則というのは、ビジネスの世界においていろんな場面で7対3の割合になっていることが多いという経験則です。あくまで経験則ですので絶対的な根拠などありませんし、どんな場合にでも常に当てはまるというような性質のものではありません。仕事では上位3割の者が7割の成果を生み出すと言われることがあります。具体的な例を挙げると、営業職を売上高順にソートすると、成績上位3割の者だけで売り上げ全体の7割を占めていることがよくあります。これが7対3の法則というんですが、現在、安蘇地区には農村農用地が31ヘクタールほどあるそうです。3割の人が7割の農地を耕作していると。7割の人たちが3割の農地を逆に耕作している。5年後には3割の人が7割の耕作が困難になったら、3割の農地しか残らないということになります。各議員からの質問であったように、高齢世帯率が42.67%、すなわち高齢世帯は5,126、全世帯が1万2,012とすると、そのパーセントになるということに非常に危惧しているということでしたけど、いや、危惧しなくてもいいよという思いがいたしました。

これで、次の総括をしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

はい。

13番（尾高 誉久君）

尾高節は全然出なかつたらいけないんで、日本の歴史は農業の歴史であると考えております。縄文、弥生に始まって645年の大化の改新、この改革によって豪族を中心とした政治から天皇中心の政治に移り変わったとされている。すなわち、公地公民制度が始まったと。民にとって働いても働いても年貢を納めるだけで自分の財産はない、公地公民だから。そこでやる気を失った民の手だてとして、743年、奈良時代です。墾田開墾、開墾の墾に田、永年、長い年月、永年私財法が發布されました。すなわち、開墾してできた農地はあなたの財産にしてよろしいよ、私財産にしてよろしいよというのが私財法です。この制度がきっかけになって大きな荘園という、農地、荘園が広がっていきます。そうすると、土地の奪い合いが始まる。そのために、表現としたらいい表現がなかったので、用心棒というんですか、用心棒を雇って守ったと。それに当たったこの二大勢力が、皆さん御存じの平家であり源氏であります。ここから武士が政権を握る時代が江戸時代末期まで続きます。

けれども、明治維新、GHQによる農地改革と変遷していくわけですが、民にとっては年貢を納めることは一向に変わらなかったと。長い歴史の中で農家が日の目を見た時代が一度でもあったらどうか。それでも日本の国土を守ってきたのは農業です。今でこそ生産高上位の北海道、雪国において稲作が非常に上位の国は、当時雪国だったから非常に難しく、農林1号だとか農林2号だとか、開発に開発を続けて、天皇陛下か

ら一等賞だよといった柱時計をもらって、私が小さいころ、映画と映画のつなぎ目に見たニュース、何とか新聞ニュースという中で、全国にこれを報道されたのを覚えております。それを私が見たのはむしろの上で、映画館のむしろの上で見たのを覚えています。ついこの間、テレビで黒澤監督の七人の侍をやったけど、ラストシーンで志村喬さん、勘兵衛さんが言うんです。勝ったのは俺たちじゃないんだと、彼らなんだ。というような時代が来ることを強く願ひまして、令和2年3月定例会の尾高の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番14番、議席番号13番尾高誉久議員の一般質問を終了します。

ただいまより10分間休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時16分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

やはり新型コロナに関する問題の一端でございますけれども、実はきょう午前中に当市の複数の部署に対して、大原地区在住の市民の方から、大原地区に在住をしていらっしゃる数名の方が、先週末、つまり2月末でございますけれども、に北海道に旅行に行き帰ってきているのであるけれども大丈夫なのであるかと、こういう通報がございました。もちろん御案内のとおり、政府が、例えば国内の特定地域を選んで渡航を制限するとか注意するよというふうな方針、指示が出ていない状況でございますので、特段の問題を指摘するのは難しいわけでございますけれども、一方で、北海道の知事さんが緊急事態であるとおっしゃっておられたり、北海道には感染者の数が多ということもまた事実でありますので、市といたしましては、当該旅行に行かれた方々が特定できましたので、その方々に対して、できれば御自宅で待機をしていただけないかと。また、その御家族にあっても同様の措置をとっていただけないかという要請をさせていただきました。そして、基本的にはその方向で大体物事が進んでいるということを御報告をまずいたします。

次に、これと並行いたしまして、今私が申し上げたことを岡山県の公衆衛生当局、例えば勝英の事務所の保健課長とかに報告をいたしまして御指示を、あるいは御助言を仰いだわけでありますけれども、1番目として、市の対応については非常にいい素早い対応であるので感謝をします。2番目に、特段このことによつて何かが起こるという可能性は非常に低いのではあるけれども、ぜひ今の対応を継続していただく中で、御本人の方々においては体調管理やマスクの着用やせきの管理といった通常の注意義務を存分に果たしていただくとともに、念のため体温の継続測定をするなど、万が一の場合に備えてのチェックをしていただきたいと思いますという要請がありましたので、これにつきましては当市の担当部局等から御本人の方々はその旨をお伝えをしております。

以上、市としての対応を報告を申し上げさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、一般質問に入ります。

通告順番15番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を許可いたします。

**5番（中山 忠明君）**〔質問席〕

議長の発言許可をいただきましたので、令和2年3月議会の一般質問をさせていただきます。

先ほどの市長の御報告で、少々眠たいんが、ちょうど今時間的に眠たくなる時間なんですけど、本当は市長の発言がなかったら、ちょっと皆さん眠たいんですけどということを申し上げようと思ったんですが、問題が問題だけに、またちょうどいい目覚ましになったんじゃないかと思います。しっかり質問いたしますので、それなりの答弁をしていただきたいと思います。

いろいろの問題がこの年度末というか、3月議会にはあることがだんだんと私もわかってまいりまして、その中で、そうか、そういうことがあったんか、そういうことがあったのかなとかという反省もしながら、思い直しながらこの一般質問を聞かせていただいております。思わぬ展開になったり、思わぬ発言があったりして、市長、萩原誠司市長がおられるのに、当市はまた一人、もう一人市長がおるのかなと思ひ、そんな不謹慎ことを思いながら聞かせていただいております。

まず、一般質問に入らせていただきます。

今回は項目、1、2、3、4。1番目が美作斎場について、第2番目がもうもう工房跡地利用について、3番目、防災公園について、4番目が市内事業者の働き手、人材不足についてという項目で質問をさせていただきます。

まず、美作斎場について、ここに1番目が建てかえの計画はあるのか。何かわかったような当たり前のようなんですが、ここに美作斎場、いわゆる旧美作のことを言っておるわけですが、年々亡くなられる方が非常に多いように感じるんです。そして、やっぱり人間が最後に行くところと言えば斎場ということになるんですが、現在、美作の斎場は昭和45年にできたと。そうすればもう50年以上たっておりますが、その間に途中で不備があった。よく聞いてみれば電気系統が故障して中断したとか、それから、ふたが閉まらんようになったとか、それから最近よく私も斎場まで行くんですが、車の駐車場が非常に狭い。そういうようなことも含めて、この美作斎場について本当に建てかえる考えがあるのかないのかを、ちょっとまず1番目に質問させていただきます。これ担当部長、どこになるかな。景山部長、よろしゅうお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）〔登壇〕**

美作斎場、火葬場でございますが、美作火葬場について建てかえの計画があるかないかというような御質問でございますが、先ほど議員が言われたとおり、現在の美作火葬場は、昭和45年3月に竣工以来約50年経過しております。毎年修繕等を行いながら日々の火葬業務を滞りなく行っておるのが現状でございます。来年度はコンクリート製の煙突があるんですが、これがかなり老朽化しておりますので、取りかえ工事を計画しております。今後も施設の長寿命化を図っていく予定ではございますが、いずれにしても老朽化により、現在の美作火葬場が利用不可能になることも承知しております。今まで、先ほども議員が申されたとおり、昨年電気系統の故障であるとかということがございました。その中でも、室内塗装であるとか外装の塗装であるとか、周辺の山の整備であるとかということで環境を整えている状況でございます。火葬場の今後の取り組みでございますが、平成29年3月に庁舎内検討委員会を設けまして、美作市の火葬場の基本構想案について検討を重ねているのが状況でございます。

なお、議員御指摘の建てかえ計画につきましては、現在検討委員会により美作市火葬場基本構想案を検討しているところでございます。現在、検討中の案では、市内3カ所の火葬場、美作火葬場、大原斎場、作東レインボーホールの火葬場を1カ所に統合する統合案と、数カ所に分散する分散案の双方について検討している状況でございます。建てかえの準備といたしましては、現在検討中の基本構想案がまとまりましたら、

準備委員会等新たに設けさせていただきまして、整備方針を決定していただくようになると思います。なお、その際には議員の皆様や市民の方々から御意見や御要望をいただきながら決定していくことになると思いますので、その際につきましては積極的な御意見、御要望をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

どうもこの場で議員の質問と答弁を聞いておまして、ややかみ合っていないところがあると。議員は美作斎場のことを聞いていると。答えは美作斎場のことに触れてないということがあります。

これは議員がその議員になられる前の話がありますので、若干それを申し上げておきますと、もともと美作市には斎場の再編整備計画というのがあったわけです。その再編整備計画というのは基本的には、大原のことは忘れまじけども、美作については作東で寄せると、作東の炉を1個増やして美作はやめるという、たしか構想が基本であったというふうに理解をしていますけれども、それが動かなかったんです、実際。なぜ動かなかったかという、基本的にはやはり幕谷という地域が美作の町民にとってある種の霊地になっているんです。あそこで焼かれることが俺の人生のいわゆる最期の飾りなんだとか、私はあそこへ帰るんじやというようなことで、もう頭の中にびちっとインプットされていると私は思います。

私も政治家でございますから、いろいろなところへいろんな人の話を聞かせていただくわけですが、大体そういう感覚だと受けたわけです。したがって、作東へ行くのかということについて、旧美作町民の方々の思いは、ぼんやりとはありますけれども、喜んで行くという感じは余り受け取れないような感覚を私は持ったわけでありまして、そこで、私としてはあれをそのまま実行するというのがちょっと無理があるのであるから、したがって、もともとの計画、構想はあるのだけれども、改めてこの構想を練り直したほうがよろしいのではなからうかということをお願いした上で、平成29年のいわゆる庁舎内検討委員会につながっているという状況であります。

これが一番大きなポイントでありまして、したがって、まずは美作斎場を中心として物を見れば、これを残すか残さないのかということが第一で、残すとなったら建てかえであるとか大改修が出てくるということなんです。残さないとなると平地になるだけの話。でありますから、これは旧美作町内の方々にぜひ改めて御理解をいただきたいわけでございますけれども、私の選挙公約においては残す方向で公約を大体書いたつもりでありまして、それが公約をしたからすぐそのまま舞台が動くということにならないんで、今一生懸命に調査をさせているということでもあります。

つまり、残すのであれば建てかえとか大改修が必要になるだろうと、残さないとなると、要するに広場が1個できるということなんだけれども、本当にそれでよいのであるかということ、今までの私どもが聞いてきた範囲で言えば、市民の感覚は何らかの形で残す、幕谷は残すんだろうなという感覚であったということでもありますので、私としてはそれを念頭に、検討委員会がどういう結論を出すかはまだわかりませんが、若干の指導する立場にあるとすれば、そういうこととお話をしていこうとは思っておりますので、補足をさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

市長から私の知らなかったことも聞きました。しかし、そういう話があったことは存じております。



まず、私も旧美作町の林野というところに住んでおります。そういう意味では、幕谷というところについては何ら違和感なしに受け入れる部分があります。ありますが、ただし、今の現状のままでもいいのかなという思いは、美作のこの旧美作の方々も持っておられます。なぜかといえば、やはり場所的にも狭いし、現在あそこに火葬場が、斎場があるから建てるのに何の問題もない、いわゆる地元の方々の理解が得られるというような思いはその地域の人も持ってもらえるし、それから我々も、また行政のほうも持っておられると思いますが、しかし、果たして今の時代に合った斎場かといえば、そういうことはちょっとクエスチョンの部分があります。

統合委員会とかそういうことを先ほど景山部長が言われておられましたが、2つの案が各地区でとかというようにもあり、また1カ所にまとめるというもんもありますけども、じゃあほんなら果たしてその1カ所にまとめるのにどうするんらという部分で、そこら辺を検討委員会なりそういう方々が考えておられるのでしょうか。ちょっとスピードが遅過ぎますね。我々も死ぬのは待ってくれませんかから、ちょっと待つとって、死ぬのをというんやったら、それはゆっくりしてくれえとこう言えるんじゃけども、残念ながら人の命は寿命があります。そして、ここでまた煙突を倒れかかるとるから直すというて、あの煙突、結構古いですよ。途中で何か鉄板で継ぎはぎをしとるような、補強しとりますわね。もうそりゃあ何かあれば絶対倒れますわ、あれ。まして、今はもう煙の出ないような斎場があるんでしょう。いろんなところへ私もよく行きますけど、ここはまだ斎場はまだですかというたら、いやいや、ここですよ。子どもがいっぱいたくさん遊んで。何か広い公園のような、そういう場所が斎場になったりして、遺族の人なんかはもうそこでゆっくり初七日まで済ませて帰れる場所というんがたくさんあります。

それは人口も多いとはそれなりに多いでしょうし、決して今のこの旧美作にある幕谷の斎場は立派とは言えませんし、地域の方もぜひ新しいのをつくっていただけないかと、そういうふうに言ってくださいよという声を本当にたくさん聞くわけです。別段、立派なものじゃなくても、やっぱりそれなりのところができればあると思いますし、現在、ごみの焼却場を撤去した跡地を、これをどうされるんか知りませんが、ここでも広くとれると思うんで、お金はもちろんかかりますけども、そういうふうな計画も含めて、もう少しスピード感を持って、できるだけそういうことを市長にお願いして、この1項目めは終わりたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃあ、2項目めに入ってください。

**5番（中山 忠明君）**

2項目め、もうもう工房跡地利用について。今の状況と今後の予定です。いろんな、駐車場だけになってもったいないんじゃないかとかという話がどんどん出てきますし、あそこを通るたびに何とかしてもらいたいなど。美作の玄関口であります。大原が北の玄関ならこの美作インターは本市のど真ん中の玄関口だと、そう私は認識しており、またそういうふうにも思っております。残念ながら、その土地が2,000坪強、ちょうど中途半端な広さだと思うんです。やはり絵を描くんでも大きなキャンバスに描くんと、ちょっと、10号か20号のようなので描くんとまた絵の描き方が違います。

それで、今のとにかこの状況を現在どういうふうになっておるのか、また今後どういうふうにかけていられるんかということ、本当は一番に市長に聞こうと思うんですけども、担当部長がぜひ発言させてくれと言われておりますんで、部長のあと市長にお聞きしますんで、よろしくをお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**〔登壇〕

それでは、中山議員、もうもう工房跡地利用について、現在の状況と進捗状況について答弁をさせていただきます。

もうもう工房跡地の活用につきましては、これまで高速バス利用者向けの駐車場やトイレのほか、レンタカー等の二次交通機関を加えることで利便性の向上と経費の軽減を検討するとしていたところでございます。昨年のお盆シーズンから秋にかけて利用者アンケートを実施しております。必要と思う施設として、トイレ、待合所、売店、観光情報、レンタカー、タクシー乗り場、急速充電器などが意見として出されております。また、駐車料金の負担については多くの利用者の方が有料化について妥当であるという考えがアンケート結果として出ております。

また、駐車場の利用では、高速バスの乗りかえのほか、自家用車同士の乗り合わせやバスツアーの集合場所などの利用も多く見られ、自家用車から他の交通機関に乗り継ぐパーク・アンド・ライドとして広く活用されております。さらに、中国道から接続する美作岡山道においては、鳥取県に向けた北部延伸の実現に向けての取り組みを現在行っておりますが、岡山鳥取間の中間に位置する美作市は、高速道路網の結節点として物流、観光面の活性化が期待されます。これらを踏まえまして、跡地の利用についても大きく3点の計画を考えております。

1点目は、パーク・アンド・ライド機能として自家用車同士や高速バス、バスツアーなどへ結節する有料駐車場としての機能を中心に考えます。2点目としまして、バス専用の駐車場など、必要施設の整備やEtc 2.0を活用することで現在の大阪から津山間の高速バスに加え、三次、松江、出雲等の新たなバス路線が誘致できないかということで、バス業者とも協議をしているところでございます。次に3点目に、この敷地付近の県道はインターチェンジの交差点のほか、市道の食い違い交差点によりまして車道が複雑になっており、駐車場への出入りの安全性を考えて交差点の整理ができないかについて検討を行っております。これらの計画には、道路管理者である岡山県とNEXCO西日本、また各バス事業者と協議を重ねるとともに、対応できる財源を確保する必要もあり、その可能性について調査研究を進めているところであります。

以上です。よろしくお願ひします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

今部長が答弁をしたことで、言葉の上ではもう足りているんですが、恐らくそのイメージが多分わからないんじゃないかなと思います。私はこういう立場でありますからいろんな情報を得て、なるほどそういうことであったのでこんだけ時間がかかったのかというようなことは理解はできるわけですし、また協議対象も結構多いんですけども、かなり斬新なことをあの部長は考えている、顔には出ませんけども。相当なことを考えておるのは私もびっくりしているんですけども、そういう意味では、例えば、委員会においてある程度イメージが湧くようなものを提示できるかどうか、今検討させておりますので、その検討を待って、こんなことなんですわというようなイメージを、少なくとも担当の委員会の方々にもまず持っていただくようなことから次の一步を歩んでいければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

今市長が言われたように、委員会にじゃあ期待して、夢のある、そして美作市の玄関であるそういう計画をしっかりといただいて、委員会でも議論をしたいと思いますが、もう一つ、ちょっとこのことについ

ては結構時間がかかると思うんです。本当に、そう簡単なことじゃないんです。NEXCO西日本そして岡山県、まして美作市、限りある土地の中で、限りあるというか狭い、実際狭いんです。2,000坪ぐらいだったら何もできんですわな。その中を最大限に有効利用していく案を建設部の部長以下スタッフが考えられるようなんで、期待してぜひ期待倒れにならんようによろしく願いしまして、この跡地利用については終わりたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

それじゃあ、3番目に入ってください。

**5番（中山 忠明君）**

何か、まだ14分たったかたたんかぐらいですけど、結構時間が知らん間にたちますね。また別に市長のことを褒めるつもりでここへ立ったんじゃないんですけど、このたびのコロナウイルスの件で、学校を閉鎖せずに、とりあえず期限つきで学校をして、休んでも休校扱いにはしませんよという処置は、私のいろんな情報というんですか、そういうところからいい決断をされたんじゃないかという、ここは島根県ですか、県知事、そういうふうな、中四国ではそんなもんですか。残念ながら市長の美作市の言うことはぱっと出ななだんですけど、出るのかなと思いましたが、これもいたし方ないことだと思います。湯郷遊湯ライドも中止になりました。それはとりもなおさず、やっぱり万が一、1,000に1つ、万に1個の遺漏があってはいけないという思いの中で、こうやって議会でもどこからマスクを調達してきたんか知らんんですけど、使わせていただいております。

本当に、アルコールがちょっと足らんふうですけど、市長はアルコールのほうは夜消毒のほうは大丈夫なんでしょうけど、そういうことで、次の防災公園について、これに移りたいと思いますが、防災公園、だんだん災害が日にちがたつにつれ、災害の恐ろしさ、また怖さというものが薄れてきます。実際、本当に身近にあるまで、その体験をするまでというものはだんだん人間というのはなれというもんがありまして、しかし、やはり市の危機管理監、これを一日たりとも、1時間たりとも忘れるわけには、おろそかにするわけにはいかんのは、そやからいつも緊張されとるような顔にお見受けするんですけど、ちょっと肩の力を抜いてしっかりやってください。

消防長のほうにも、きょう和気のほうにドローンでちょっといろんなドローンを使った防災に関係して、山火事、人命救助、その他いろんなことで何名か行かされとんでしょう。本当にいろいろとあっちこっち気を配ってされとるというのはよくわかります。そこで、防災公園についてとって簡単に広く言っておりますが、これはただここで言ってるだけじゃなしに、本当につくる気があるんかないんか。そこら辺のどこを、何か言わにゃあ損のようにして言うとるんじゃないねんかと思われてもいけんの、本当にここで言うて市長に聞いていただき、また執行部の人も聞かれて、市民の方も聞かれております、ここで。その中で、また同じことを言ようるがなとかというんじゃないしに、そういうことをちょっと委員会でも立ち上げて、やっぱりそれに向かっていくというような考えがあるんか。

ですから、私の質問しておるのは、防災公園にどのくらいの規模とそして計画、そして現在の計画、進捗状況、これを担当部長、よろしく。それから、その後市長に答弁していただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

それでは、防災公園について規模と計画、現在の進捗状況について答弁させていただきます。

防災公園につきましては、12月議会で中山議員を初め、多数の議員の方から問題提起がありまして、その

必要性が高まっていると感じております。規模としましては、救助活動や復旧活動を支える支援基地を考えると相応の面積が必要となり、10ヘクタール程度は必要ではないかというふうに考えております。

また、機能の面では非常時に防災機能を発揮する施設として小規模なかまどベンチやマンホールトイレ等から、グラウンドや広場を仮設住宅や広域の支援基地へ転用する大規模施設まで、多様な施設を兼用するほか、防災専用施設としては備蓄倉庫、耐震性貯水槽、発電施設、ヘリポート等について、都市公園内の設置が認められています。また、防災センターを併設してより高度化するケースもございます。美作市で想定される災害に対して必要とされる防災機能と規模、カバーするエリアや適地、公園機能との調和等について危機管理室を初め、関係部署とともに研究してまいります。また、防災公園の用地は里山公園のように借地というわけにはいきません。円滑な事業展開により大面積を確保する必要があることから、開発公社等を活用した先行取得を検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

防災公園、これは12月議会のキーワードになったわけでありまして、まさに時宜を得た提案だったと評価をしております。その後、予算編成等いろいろあって、プロジェクトチームの作成までには至ってないんですが、きょうも議員のほうからそういうものも含めると、考えたらどうだという御提案もあります。私もそろそろそういう時期だろうと思っておりましたので、私の考えとしては、幅広く関係があるんです。防災公園というのは災害時には防災機能ですが、平時には、例えば文化センターがあったりしたらそのホールが避難場所になったりするわけです。というようなことも含めて、新庁舎との関係も当然念頭に置かなくてはいけません。いろいろなことを考える必要があるということで、大体場所も想像はついていると思いますけれども、そういった中で余り土地登記が起こるみたいな話にしちゃいけないんで、その辺はこの場所もそう簡単には言わないわけでありましてけれども、ある程度考えてはいる。

そこで、余り表向きに動きをどこまで出すかは別として、庁内にプロジェクトチームはつくらにやいかんと思っております。これはもう間違いない。そのまとめは副市長がやることになるだろうというふうに、内々思っていることを今発言をさせていただいているということでございます。やらなきゃいけない仕事の典型の一つだというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員。

2回目です。

**5番（中山 忠明君）**

えっ、2回目。

**議長（岡本 泰介君）**

はい。

**5番（中山 忠明君）**

それでは、荒木副市長にちょっと締めをいただいて、決意のほどをちょっとしっかり答弁していただきたいと思います。

こういうちょっと失礼なことを言っていけないんですけど、そうそう財源があるわけではないんですが、どっかから分捕ってくるのか、何かこういう方法がありますよというようなことがあれば、ちょっと、少しでもいいですから言ってもらいたい。副市長、よろしく願いします。

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、中山議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

防災公園の整備に対する決意をということでお話でございます。災害というものは、議員おっしゃられたとおり、待つてはくれないものだというふうに認識をしております。可能な限り早期の整備というのに向けて取り組む必要があります。また、一方でもう一点、お問いただいた財源の問題、市の財政状況に関しましては改善方向に向かってきておりますが、大きな負担を将来の方々にかけることは可能な限り減らしたいという認識は持っておりますので、今起こせる起債とか、いろんな補助制度なんかも研究しながら一番有効で市民の負担が最も少ない形というのも合わせて検討しながら、可能な限り早期の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

総括。

本当にこの防災公園をつくるために岡山から遠いところ来られとるような気がせんでもないんですが、しつかり今の言葉を……。

〔「時計が動いてないです」と呼ぶ者あり〕

時計が、大丈夫、余るから大丈夫。

そういうことで、副市長、もうあなたの双肩にかかっとなですから、よろしくお願ひしますよ。

ということで、次に行きたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

休憩します。

4項目めは休憩の後にお願ひします。

ただいまより10分間休憩します。

午後3時01分 休憩

午後3時17分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本雅彦議員が、少しおくれませう。

それでは、中山議員、4項目めから入ってください。

5番（中山 忠明君）

それでは、最後の質問、4項目めに入らせていただきます。

本市はたくさんの事業者の方が工場を開設して経済活動を行っておりますが、ここまでするのに市としていろんな努力をしてきたかがあります、こうしてたくさんの方々が来られたものと思います。当然、昭和の時代からいろんな形で地元の地場産業も含めてやっておられることは私もよく存じておりますし、その中で、市内業者のまず働き手、まず働いていただける若い人が、もちろん若い人ばかりじゃなしにそれ相応の人も含めて、働き手のいわゆる人材不足は各企業とも苦慮しておるところだと聞いております。

そこで執行部の方々に求人状況と課題がまず1番目の質問でございます。2つ目に、補助制度の周知と活用状況。3番、本市として今後の課題は何か。何か課題は課題はとって、別に特別問題があるわけじゃないんですけども、市としてどういうことができるんならということなんですが、まずこれを経済部長のエキスパートである遠藤部長、よろしくお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

市内事業者の人材不足につきまして、まず求人状況と課題ということでございますが、求人状況については、ハローワークが示す令和元年12月の雇用情勢では、津山署管内の有効求人倍率は1.87でございますが、美作出張所管内は月間有効求人数1,172に対し、月間有効求職者数462で、有効求人倍率は2.54と高く、新規求人倍率も津山署管内では3.80でございますが、美作出張所管内では新規求人数466に対し新規求職申込件数100で、新規求人倍率は4.66と高くなっており、企業の従業員募集に対し応募者が少ない状況が続いております。この求人賃金は津山署管内は岡山署管内に比べ低い傾向にあります。市内の企業にはこの求人賃金を引き上げる体力がないのが実情だと思います。求人サイトなど、ハローワーク以外の求人にも取り組んでおりますが、応募者が少ない状況で人手不足、人材不足が大きな課題になっていると思います。

次に、補助制度の周知と活用ということでございますが、補助制度については、美作市独自の支援策として、市民の地元での正規従業員としての雇用と市外在住者の美作市への定住を促進するため、新規雇用を行った事業者に対して美作市地域活力創生事業雇用促進奨励金を交付する事業に、平成28年度から5年を年限として取り組んでおります。周知に努めておまして御活用をいただいております。したがって、この制度は令和2年3月31日までの採用を限りに終了するというになっております。したがって、この制度の暫定的な継続あるいは同様の支援策を設けることを検討しております。決定次第、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市としての今後の課題ということでございますが、人手不足は全国的な問題であると思いますが、本市では人口減少により雇用者の確保が難しくなっていると思います。このような状況に対処するため、市では暮らしやすいまちづくりや子育てしやすいまちづくりを進めて、人口減少の克服に取り組んでおります。また、美作市誘致企業協会の事務局として津山勝英地域の高等学校の進路指導担当者と会員企業の情報交換会や職場見学会の開催を支援しています。新規高等学校卒業者の就職にはなかなか結びついておりませんが、この情報交換会、説明会の時期を調整するなど、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

何かもう少し期待しておりましたんですが、型どおりというんか、これからもっと何かわくわくっとするようなことが出るのかなと思うておりましたが、そういう答弁がいただけなかったのは非常に残念でございます。

全国的に人材不足というて、当たり前のようなことを今部長言われようたんですけど、これは日本全体がそうなんです。だから、何か市として、今答弁があったように令和2年3月31日をもって終わるとか、そういうふうなことで、じゃあほんならそれをもうなくなるのをここでわかっとんじゃから、何でその先々に手を打たなんだんですかということがまず1点。

そして、人材が足らなければじゃあ人を集めるのにどういふふうに市がしたらいいんか。例えば、子どもさんが2人おられる、また新婚さんについては15年か20年住んでいただいたらこの家をあげますよとか、もちろんそれはよそから来られて、そのくらいなちょっとサービス精神というんがなかったら、もうバスは走っていないわ電車は走っていないわ、買い物に行くのには不便な。まして会社の賃金は何かちょっと安いんでしよう。そういうとこにあなたの子どもさん働きに行けと言えますか。

やっぱりそういう本当に生活ができるような体制を整えないと、これ人材不足人材不足というて一つも解決しないし、今ベトナムのほうからたくさん来られておりますが、そういうふうなことだけで間に合わせておったら、やはりちょっとよくないんじゃないですか。よくないというんが、本当の意味でバランスのいい施策をとって、美作市はいいなという声をいただけるように、ぜひ、まだ定年まで2年ぐらいあるんですか、しっかり定年までに、本当にしてあげないともう企業がいつまでも待ってらんです。本当に市長、お疲れですか、大丈夫。本当にそういうことをしていただきたい。今言うた1点、次の美作市地域活力創生事業雇用促進奨励金にかわるものがあれば答弁してください。よろしくお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

市内の事業者に対しての市からの援助でございますが、先ほど雇用ということで、雇用した人数に応じて地域活力創生事業雇用促進奨励金というものを交付しておると、これについては当然年限が来たらこれで終わりじゃなくて、より雇用されている方の人件費といいますか、給与に効果があるような形になれば一番いいと思うんですけど、そういった方向で制度を継続していくことを検討しております。

市のほうではそのほかにも企業の投資、設備投資などに関しましては、企業立地促進奨励金ということで工場を設置した場合の固定資産税、それから水道料の使用が多い場合の、年限は切りますが使用料に応じた補助とか、それから、ほかにも雇用した人数に応じて固定資産とか償却資産に関係して奨励金を支給したり、それから、借入金に対して利子補給をしたりする制度も設けておりますけど、最初に申し上げたように、ただ補助金を企業に出していくということじゃなくて、人件費のほう、そちらのほうへ幾らか振り向くような制度設計を考えないといけないのかなというふうに考えております。

そして、市のほうでは定住対策としていろいろ取り組んでおりますし、みまさか商工会が外国人技能実習生の受け入れの管理団体となって外国人材の確保の支援も行っているというところでございます。なかなか決め手に欠けるといふところがあります。御質問を聞いておりまして、過疎地域、かなり問題があると。過疎地域における中小企業が人材不足で倒産とか事業を廃止するといったようなことにはなってはいけませんので、過疎対策の特別対策による支援措置といったようなことを考えていただくことも必要なのかなというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

2回目。

**議長（岡本 泰介君）**

3回目です。

**5番（中山 忠明君）**

総括させていただきます。

総括といっても、今遠藤部長が言われたのは、本当にそれでじゃあすばらしい案ができた、補助のほうが考えられたとかというようなことで直ちに雇用がよくなるとは思いませんが、やはり細かいところにまでそういうことができるようなことを考えていただきたいと思います。じゃあほんなら何があるんならと言われても、なかなか思いつかんけども、今の部長の立場にあって、かなりの、それだけの能力を持っておられるんですから、ひょっと夜中でもええ案が思いついたら、枕元に帳面でも置いていってちょっと書くとか、そういうことをぜひして、それから、何か年に一遍企業誘致会との互礼会とかというもんもあるけども、そういうもんで顔を合わすんじゃないしに、やはり常日ごろ行政のほうが何かそういう企業を回って、やっぱり税金をいただいとんですから、でき得る限り社会増というんですか、市長、これをフルにいろんなことを利用してやっていただきたいと思います。

また、この質問ばかりじゃなしに、同じようなことをまた言うかもしれませんけど、今度は厳しく優しく、しかし本当に美作市のために、ああきょうはいい答弁だったなと、また私にもいい質問だったなと言えるような質問にしたいと思います。そこでしっかりと新年度に向けて頑張っていたいただきたいと思います。令和2年3月議会の中山忠明、一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

#### 議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番16番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可いたします。

#### 1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、令和2年3月定例議会の一般質問を始めます。

ちまたでは新型コロナウイルスが各地で猛威を振るっており、ネガティブなニュースをたくさん聞いております。例えば、マスクやトイレットペーパーの買い占めによる品薄状態が続いているですとか、さらにその買い占めからの高額転売、あり得ないような価格で転売をしているですとか、あとはせきエチケットの認識の違いで口論になって山手線がとまるですとか、ドラッグストアの店員などはコロナより人が怖いというような書き込みもネットで散見されたり、ショッピングサイトでも買い占めによりサーバーダウンが発生したりと、そういったネガティブなニュースが続いております。

また、物流でも今かなり影響が出ているんじゃないかなというふうに思いまして、私、先月アマゾンである本を注文予約したんです。2月28日が発売の本だったんですけど、通常ですと2月28日発売日に届くんですが、発売日になっても発送通知が届かないんです。発売日の翌日になって発送通知が届いたので、これアマゾンの倉庫の中も相当混雑しているのかなというふうに思いました。29日に発送されて3月1日に配達中で間もなく届きますよという通知が来たんですけど、夕方になって日程変更がリクエストされましたという通知が届いたんです。なので、配送担当が郵便局だったんですけど、郵便局の方が多分もうきょうの配達は困難だと判断して届けることができなかつたんだろうなと。翌日の3月2日になってようやく手元に届いたということで、物流倉庫もそうでしょうし、物流そのものも大分疲弊しているような印象を受けまして、これは不要不急の外出を控えましょうという声もありますが、不要不急の物流の起因になるようなことも控えたほうがいいのかと思った次第でございます。

また、おもしろいニュースといますか、こういうときに、ああこんな観点もあるんだなというふうに気づかされるようなこともあるんですが、海外のサイトで、日本は比較的海外に比べて感染拡大のスピードが緩やかだという書き込みがありまして、これに対して、日本のある文化が影響しているのではないかという仮説を立てた方がいらっしゃいました。それはどういう文化かという、挨拶です。日本では挨拶のときはおじぎですよね。欧米での挨拶は握手であったりハグであったり、接触を伴う挨拶が一般的で、これはひょ



つとしたら日本で感染拡大が緩やかなのはこういう文化が影響しているのではないかと。なので、欧米でもこういう文化を、日本の挨拶の文化を取り入れてはどうかというような書き込みをしている人物がありまして、信憑性はともかく、なるほどなと思わされるような書き込みでありました。そんなような書き込みがあったりとかして、私もちょっと参考になったなというふうに思った次第でございます。

それでは、私の今回の一般質問を始めさせていただきます。

今回は、まず1番目として、指定感染症感染拡大について、2番目としまして、市営住宅の募集について、2点について質問させていただきます。

まず、1点目でございます。執行部におかれましては、これまで適切な対応をいただいていると感じております。日夜努力されていることと思います。この場をかりてお礼申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染の拡大が続いており、不安に感じている市民も多数いらっしゃいます。指定感染症拡大防止について、美作市でどのような取り組みをしているのか、感染拡大している状況における取り組みであったり、感染拡大のおそれがある状況での取り組み、また平時における取り組み、これはマニュアル作成であったり訓練などを指しております。そういった取り組みを紹介していただきたいです。1回目の質問でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

指定感染症拡大防止について、美作市の取り組みについての御質問です。

指定感染症拡大に対する予防対策についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましては、2月27日に美作市新型コロナウイルス感染症予防対策本部を設置し、全庁的に対策の包括を行い必要な方針を協議しております。本日までに3回、また本日も第4回目を開催する予定としております。

現在、県内に感染者は発生していませんが、これだけ全国に拡大しておりますので、市においても感染拡大のおそれがある段階と判断し、当面の間、市主催のイベント、集会の中止、延期または規模の縮小をすることを決定としております。また、マスク、消毒剤の確保を行い、優先順位をつけ感染予防に役立ててまいることとしております。

また、県内に感染者が出た場合、これはまず県がとりあえず発表を行うこととなります。市民の皆様には迅速に情報を提供し、刻々と変化する感染状況を注意深く監視し、対策本部において方針を発出してまいりたいと考えております。市民の皆様には引き続き体力保持、せきエチケットや手洗いの徹底を強化していただき、感染予防に努めていただくようお願いいたします。

また、平時における取り組みの紹介をとのことです。市では、毎年国、県主催の新型インフルエンザ等対策訓練に参加し、非常時の対応について研さんを積んでおります。マニュアルとしては、指定感染症ではありませんが、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しておりますので、感染症対策について当計画の該当事項を適用しつつ対策を進めていきたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

取り組み内容について質問ですが、経済産業省では、こういった支援対策パンフレットというのを作成しまして、特設サイトで公開しております。これが新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へという、経済対策に関するようなパンフレットなんですけど、ちょっと目次だけ簡単に読み上げますと、ま

ず、ゼロ番で、経営相談窓口の開設、1番として資金繰りの支援、①でセーフティーネット保証4号、5号、②でセーフティーネット貸し付けの要件緩和、③として、衛生環境激変対策特別貸し付け、④番で金融機関等への配慮要請。続いて、2番として、設備投資、販路開拓支援として、①番で生産性革命推進事業、物づくり、商業、サービス補助、持続化補助、IT導入補助。3番として、経営環境の整備で、①番、下請取引配慮要請、②番で雇用調整助成金の特例措置、③番として現地進出企業、現地情報及JETRO相談窓口、④番として輸出入手続の緩和等について、こういった内容が支援策パンフレットには盛り込まれております。

先ほど取り組みの中では、経済に関する取り組みは紹介されませんでした、先ほど申し上げた中のセーフティーネット保証4号がきのうから実施されておまして、この中で市町村の対応があるんです。それが何かといいますと、市の役割としては市内企業の認定申請に対する認定書交付というものがあろうと思います。ですので、まず質問の1として、この認定書交付の手続が迅速に行えるように市のほうで体制が完全に整えられているかどうか。

2番目として、いろいろ対策があつて、それぞれ窓口が違うようなんですけど、市のほうに問い合わせがあつた場合、市の職員がこのパンフレットの中身を理解していて適切に問い合わせ先を案内することができる体制になっているかどうか。

3番目として、先ほどの答弁からなんですけど、マスクや消毒液などの物品を確保というふうに言われましたが、これは市の外から買って来たわけではなくて、市役所内にあるものをかき集めて来たという、もともと備蓄してあつたものですよというのが3番目。

4番目で、それが備蓄品であることが仮定なんですけど、ふだん定期的に棚卸しといたしますか、数量のチェックをしているかどうか、これが4つ目の質問です。

5つ目の質問として、市役所内での感染拡大防止、市民へ感染させないために市の職員に向けたルールはないのか。

最後に、6点目です。先ほどの本部条例行動計画ですが、新型インフルに限らず、新型感染症として包括的に本部条例や行動計画がつかれないかというのが6点目でございます。

以上、6点の質問でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティーネットということで、セーフティーネット保証4号ということをお紹介いただきましてありがとうございます。御紹介のとおり、昨日全国47都道府県が区域に指定されまして、昨日担当課、商工観光課のほうへ通知もありまして、本日美作市のホームページにも掲載して情報発信に努めているところでございます。この事業自体は認定要件として新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1カ月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつその後の2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれることということで、売上高等がこの感染症の影響で20%以上減少するという見込みが認定要件となっております。

これは貸し付けの保証をするという貸付枠の保証をするという制度でして、一般保証限度額として普通保証が2億円以内、これは何らかの担保が必要ということですが、無担保保証で8,000万円以内ということ、これは保証協会から保証をもらってということでもあります。それから、この一般保証とは別に別枠保証ということ、同じように普通保証、無担保保証と、別枠のほうでも無担保保証8,000万円というのが確保

されております。もう担当のほうで情報収集に努めております。商工観光課のほうへお問い合わせをいただくようによろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

職員に対してのルールづくりということでございますけれども、このたびの新型コロナウイルス感染症のように、発熱を伴うというそういう症状につきましては、この感染症に限った症状ではないということでございます。通常は一定のルールは現在設けておりません。職員みずからの健康管理に任せているというところではございますけれども、実際のところはこういう発熱があった場合は、職員はみずみずから、特別な事情がない限りは休みをとると思います。そうしたときは休暇願いを所属長に出すんですけども、その際に所属長のほうからは、医療機関を受診するよう促しますので、またその後には症状、どういう診断結果だったかというようなことも確認するように指導をさせていただいております。

また、ちょっとここで申し上げておきますけれども、今回のコロナウイルスに関しましては、昨日職員向けの通知を发出させていただいております。少し内容を申し上げますが、所属長は発熱37.5度以上かつ呼吸器症状のある職員がいれば、今回の場合は保健所ということでございますので、保健所等に設置された帰国者接触者相談センターへ相談することを促すとともに、出勤を見合わせるよう指導するというようなことで対応させていただこうと思っております。また、職員の服務ということで、職員本人が感染及び感染の疑いがある場合については、正規職員につきましては病気休暇をとるように、また嘱託職員につきましては特別休暇という対応をするようにという指示をいたしております。また、学校が休校となった場合の子どもの見守り等につきましても、休暇が必要な場合は有給休暇で対応するように通知をいたしております。

そして、市主催のイベント、会合等については厳に自粛するように、またこれに加えまして、職員同士の懇親会等についても、開催の必要性を十分に考慮して判断するように注意を促していたところでございますけれども、本日になりましてまた総務省のほうから通知が参りました。その内容を見ますと、私どものほうで病気休暇あるいは有給休暇で対応するようにしているところ、特別休暇扱いするようにというような指導がございましたので、改めて通知を发出させていただきたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

私のほうからは、備蓄に関しての御質問に対してお答えしたいと思います。

消毒液とマスクの備蓄につきましては、新型インフルエンザ及び感染症の発生に備えまして、保健福祉部において一定数量の備蓄を行ってまいりました。今回、支所も含め各部署内の再度の点検を行い、先週末に消毒液112リットル、マスクは3万9,400枚の確認を行っております。その後、マスクにつきましては、学校の子どものために配分し、現在2万7,000枚の備蓄の状況でございます。これらの備蓄品につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、優先順位をつけて感染予防に役立ててまいりたいと考えております。

また、追加対策として新たに必要量の確保ができるよう、県外業者も含め、確保に努めているところでございます。また、棚卸し、在庫管理についての御質問がありましたが、不定期に在庫の確認はしてまいりましたが、定期的な確認はできておりませんでしたので、今後は定期的な確認をいたすよう努めてまいりたいと考えます。

また、新型インフルエンザに限定せず、指定感染症に対して条例や行動計画はつくれないかとの御質問で

すが、指定感染症でありましても程度の差はあれ実施していかなければならない内容は大きく違うことはございませんので、現在策定しております新型インフルエンザ等対策行動計画の該当事項を適用しつつ、対策を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山議員。

**1 番（青山 慶君）**

先ほど岡本部長に答弁いただきました職員のルールについてですが、これはもともと新型インフル等の行動計画に基づくものなのか、今回新たに作成したものなのかという質問が1点。

あともう一点ですが、これ対策本部長ですから市長に対する質問なのかなと思うんですけど、マスクや消毒液などの備蓄品を手に入らない市民のために配布なり販売なりするようなことはできないかというのが2点目の質問でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

2点目の御質問ですが、今回のルールというのが、新型インフルエンザに基づいてのものかというふうな御質問でございます。今回の場合は、当然新型ウイルス対策のときを基本に考えております。基本として現在の県の対応の仕方、あるいは先ほど申しましたように総務省等から通知が来ますので、それに基づいての通知をさせていただいておるところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

マスクが今2万7,000枚余、新規に調達できているのが数百枚はあるんですけども、なかなか今後の道行きがどこまで続くのかということを考えますと、例えば学校、園の開園を継続すれば途端に1週間に1万枚は要するというところであります。そういう中で、市民の方々もお困りであることは重々承知をしておるわけでありまして、御自宅におられる場合には、その必要性もないと。いつどこで誰が必要とするかによって、それなりのランクづけがありまして、市内にいらっしゃる、市内のどっかにいるということを前提にすると、やはり今のところ学校、園が重要で、次に老人保健施設とか病院とかがあるんですけども、このあたりの方々について言うと、もともとそういう環境に近い問題点がよくわかっている方々でありますので、それなりの備蓄等をそれぞれの施設等が行っていらしたんで、そこである程度対応していただきながら、もし万が一足りないときはうちのほうで補完体制として入れていく。ですから、今のところ個人的にお分けいただきたいという御要望、お気持ちはわからんではないんですけども、そこまでお応えできるほどの余裕があるとはなかなか思えないというのが現実のところであります。

私どもとしましては、市としての調達能力の限度まで今使おうとしておりますが、それでも恐らくマスクでいうと日に100枚オーダーぐらいなんです。したがって、きょう別の機会に申し上げましたが、場合によって布製のマスクの作成、これリユーズブルなんですけども、つまり次亜塩素酸なんかでやれば何とかなんと、もう一回使えと、二日、三日使えるということなんで、そういったものがどういう場面で有効なのかというようなことを今保健福祉部で検討していて、この議会が終了後また報告を受けながら、いい話であればつくり方、その他含めて市民の方々に広報をしていこうということ。

それから、代替措置の検討をしております、アルコール消毒ということについていうと、もちろんとても大切なんですが、水道の蛇口がいっぱいあるところについては、石けんで丁寧に洗っていただければ、実は同じ効果があるもんですから、それはぜひお願いをしたいということと、それから、そういう環境にない場合であっても、例えば消防については、次亜塩素酸で手指消毒をしているということがあります。これ余り漬けとくと次亜塩素酸が皮膚そのものを冒すので、どっかで洗う必要はあるんですが、この次亜塩素酸は消防も持ってますけれども、水道に、上水のほうにたくさんあるはずなんです。そういったものが活用できるかどうかということも、調達の努力がうまくいったとしてもある程度限度があるんで、その限度に達した場合には次の手をどうするかということは今予防本部では議論をし、問題提起はしているんですけども、それをきょうの夕方までにもう一回精査してみたいなというふうに思っております、そういう幅広い対策ができますと、今度は市民の方々、個々の家庭を含めて市民の方々にこういうやり方がありますよということがお知らせをできることになるのではないかと思います。

一部ネットその他では紙マスクも再利用ができるんじゃないかという議論が出てはいるんですけども、私どもの保健師に聞いたら、そりゃあちょっと無理せんほうがええですわという話がありましたけれども、これがもし可能であれば状況が全然変わってますので、その辺がどこまで可能なのかと、どうしたら可能になるのかといったことについても、若干注意して議論をしてみたいというふうに思います。今申し上げたことの中で、具体的なお話ができる段になりましたら、直ちに議会にもまた報告をさせていただきます、市民の方々にも広報できるようにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員、総括。

1番（青山 慶君）

感染拡大の対策も非常に重要なものではございますが、経済対策も重要な課題であります。もう既に倒産している企業も出てきていますので、しっかりとサポート、よろしくお願います。

また、行動計画につきましては、ちょっと先の話なんであれなんですけど、今回の新型コロナウイルスの対策の対策内容を後で振り返って、計画に問題がなかったかとか、ここら辺はちょっと変えたほうがいいんじゃないかとか、そういったところの見直しをぜひともやっていただきたいです。また、備蓄品の数量に関しても、今回約4万枚がマスクが備蓄としてあったようですが、4万枚が果たして適切だったのかどうかというところの数の見直しもやっていただければと思います。

また、市民への配布ないし配布にかわる対策の周知の方法も今後検討課題ということでよろしくお願います。現在まだ先が見えない状況が続いておりますが、執行部が美作市のエンジンでございますので、執行部の皆様もどうぞこの対策で疲弊をしないように、体調に気をつけて業務に取り組んでいただければと思います。まして1つ目の質問を終了させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

〔「おい、時間きようぞ」と呼ぶ者あり〕

休憩ですか。

〔「休憩せずにするんかというん」と呼ぶ者あり〕

それじゃあ10分間休憩します。

午後4時07分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

青山慶議員、2 項目めから入ってください。

1 番（青山 慶君）

卒業、入学、入社、転勤など、引っ越しシーズンが訪れました。そこで、市営住宅、市の所有する住宅の募集について、入居者募集のタイミングがどのようになっているかということで、空室が発生してから入居者募集までどのような流れになっていて、どれぐらいの期間で募集を開始するのか。また、1 戸ずつ処理するのか、ある程度の戸数をまとめて処理するのかということを 1 回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

青山議員 2 項目めの市営住宅の募集についてということで、募集のタイミングはどのようになっているかということですが、市営住宅の入居者が退去した場合、入居者と各支所職員で部屋の破損箇所や劣化状況を確認しまして、入居者に修繕費等を負担していただく範囲を決定させていただきます。この時点で部屋の状態がよく、ハウスクリーニングのみの場合や、畳表やふすまの張りかえ等の小規模の修繕の場合は随意契約によりまして実施しまして、一、二カ月程度の後に募集ということになります。また、壁紙や床板の張りかえ、流し台の変更など、100 万円を超えるような金額が見込まれる場合は、入札案件としまして本庁で対応し、募集までに三、四カ月が必要になってまいります。古い住宅の割合が多くなり、募集までの時間を要する状況です。

また、発注に当たっては、問い合わせの状況や過去に応募が多い団地を優先するほか、長期にわたり空き室が残っている団地や改修費が過大となるような物件については見合わせるなどして、修繕物件を選定しております。担当課の建築技師で工事を担当しておりますが、市有建物全般の修繕工事も他部署から受託しているために、施工時期が限られた案件を優先する場合があります。住宅修繕が遅延する時期もございます。また、募集の頻度としましては、原則毎月行っております。月初めの 1 週間に募集し、抽せんや審査の後、翌月から入居が可能となります。また、空き室に余力がある定住促進住宅については、常時募集で対応しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1 番（青山 慶君）

今回何でこんな質問をしたかといいますと、美作市のある企業の来年度の新入社員による市内の住居需要というのが 6 人あったんです。そのうちの 2 人は民間の住宅にあきがあったんで居住することができたんですけど、4 人は市外に住むことになったというふうに聞いております。そこで 2 点質問ですが、先ほど定住促進住宅は空室に余力があり、常時募集しているとの答弁でしたが、定住促進住宅を紹介できなかったのかというのが 1 点目の質問。

2 点目の質問ですが、ちょっと具体的になるんですけど、英田の単身者向け住宅がありますよね。あれが今何戸空き室があって、そのうちすぐ住めるのは何戸なのかというのが 2 点目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

今回、市内住宅の需要を逃してしまったことは非常に残念に思っております。紹介できなかった企業については、民間の住宅を探され、契約された後市が事情を把握することになりまして、すぐに入田団地を紹介させていただきましたが既に契約されていたということで、今回の利用はしていただけないということになってしまいました。一般の公営住宅は世帯向けであるために、単身の新入社員等は入居基準に合致しない場合が多いのですが、特定公共賃貸住宅の単身向けや定住促進住宅では提供できると思われれます。今後は年度変わりなど、住宅需要の見きわめについて注意しまして、市内居住の促進に努めてまいりたいと思います。

次に、小原団地の単身向けのあきの状況はということなんですけども、小原団地の単身者向け住宅は、全18戸のうち現在7戸の空室があります。3月の募集中が1戸、4月には追加で1戸が入居可能となります。残りの5戸については改修工事が必要で、二、三カ月かかる予定となっております。よろしく願います。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山慶議員。

**1番（青山 慶君）**

先ほど7戸あきがあったという答弁でしたが、7戸あいていたなら当該企業の新入社員は全員住まわせることができたなど。なぜ事前にその需要を把握できなかったのかというのを3回目の質問とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕**

事前に需要が把握できなかったということですけども、定住促進住宅では、現在12社の市内企業に38室の社宅契約をしていただいております。しかし、一部の企業にはまだ周知が十分でないということがわかりました。住宅管理は入居者対応や募集時の下見などに迅速に対応するため、各支所単位で鍵や契約書等を保管して対応しておりますが、定住促進住宅は3団地とも本庁で対応となっております。入居の相談に対しては希望地域や所得、世帯構成等をお聞きしながら、条件に合う住宅を紹介していますが、支所などでは管轄外の住宅や定住促進住宅の情報が少なく、紹介し切れないケースがあったと考えられます。今後は、支所間での情報共有を密にするとともに、関係課や商工会とも協力し、企業向けの住宅紹介に努めてまいります。

また、定住促進住宅は名前のとおり市内へ定住促進を主な目的として、入居条件に住宅に住所を移すことが確約できる者であることとしていました。しかし、企業の社宅利用では、短期の単身赴任等で住民票の異動が困難なケースもあると聞いております。また、第2期の総合戦略において2地域居住やお試し住宅等の交流人口の増加に向けた取り組みを上げております。これらに対応するため、今回の住宅管理条例の改正案では、住所移転の条件を削除する内容としており、あわせて、市内居住者の確保に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

青山慶議員。

**1番（青山 慶君）**

総括です。

せっかく総合戦略が奏功して人口の社会増の傾向にある中で、こういう取りこぼしは機会損失で非常にもったいないと思います。ただ、先ほどの答弁もありましたように、一部の企業への紹介が不十分だった、

また支所と本庁の連携が不十分だった等、原因が早急に分析できているようですので、来年度の募集に期待をさせていただきたいと思います。

また、最後にありました住宅管理条例の改正案につきましてですが、単身赴任者への配慮であったり、私が最初の議会で入田の雇用促進住宅を買うときに提案させていただいたんですが、セカンドハウスを考慮していただいたのかなという気はしているんですけど、2地域居住、お試し住宅等の交流人口の増加に向けた取り組みがあるということは非常に評価できると思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

最後に、私自身当該企業と会話をする機会がありながら、こういった事情を察知できなかったということは大いに反省することだと思いますので、最後に私もこういう取りこぼしがないように、しっかりと市民の方と会話をしていきたいと大いに反省して私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

以上をもちまして通告順番16番、議席番号1番青山慶議員の一般質問を終了します。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後4時30分 延会



令和2年3月4日

(第 7 号)

1. 議 事 日 程 (7日目)

(令和2年第1回美作市議会3月定例会)

令和2年3月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 議案第53号 美作文化センター条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案質疑(議案第1号~議案第52号)

日程第3 請願・陳情について

請願第1号 精神障害者と身体障害者・知的障害者の医療費公費助成の格差を解消するための請願

陳情第1号 インターネット回線のスピードアップについての陳情書

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	山 本 雅 彦
11番	萬 代 師 一	12番	山 本 重 行
13番	尾 高 誉 久	14番	鈴 木 悦 子
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
18番	岡 本 泰 介		

3. 欠席議員は次のとおりである(1名)

17番 内 海 健 次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	大 川 泰 栄	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	危 機 管 理 監	高 山 宏 明
教 育 次 長	山 名 浩 二	市 民 部 長	景 山 二 男
会 計 管 理 者	山 本 和 毅	消 防 長	皆 木 佳 久
環 境 部 長	森 元 浩 之	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
保 健 福 祉 部 長	江 見 勉	建 設 部 長	春 名 隆 広
企 画 振 興 部 長 心 得	平 田 幸 春	企 画 振 興 部 長 心 得	春 名 信 明
社 会 教 育 課 長	丸 山 健 一	学 校 教 育 課 長	竹 内 龍 一 郎
森 林 政 策 課 長	福 永 道 広		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	坂 元 省 吾
係 長	金 谷 裕 子

**議長（岡本 泰介君）**

皆様おはようございます。

携帯電話の電源の管理をお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き、会議を開きます。

議席番号11番萬代師一議員が葬儀のため午前中欠席です。議席番号16番日笠一成議員が通院のためおくれるとのことです。議席番号17番内海健次副議長も通院のためおくれるとのことでございます。

定数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

冒頭、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

皆さん、改めておはようございます。

私のほうからは、昨日も新型コロナウイルスの予防対策本部を開催をしておりますので、その内容について御報告を申し上げたいと思います。

まず、若干懸案になっておりましたけれども、老人福祉関係の施設につきまして、マスクの所要量、あるかどうかというようなことの確認をしておりました。もちろんそういった施設でございますので、ある程度の備蓄は持っていらっしゃったわけですが、総計いたしまして、今後の10日間ぐらいで3,000枚強が不足する可能性があるということでございましたので、合計で3,300枚を配布することに決定をさせていただきました。

次に、これも確認でございますけれども、市内の幼稚園、保育園へのマスクの配布を1,100枚、これは教員、職員の方々、支援員の方々ということを対象にしてやろうということになっております。

次に、マスクやその他の予防機材の状況ですが、ごらんのとおり、北海道へ政府が援助するというようなことで、法律上の権限でもってお買いになっているというようなことも出ておりますが、これは、すなわち市中ではなかなかまとまった量のマスクが購入できない。私も、きょうあるコンビニに行ってみると、市内で聞いてみましたところ、2日置きぐらいに入っていないことはないんですが、3枚とか7枚とか、そういう状況であるので、とても市民の方々の要望にお応えが十分できることにはなりません、こういうようなお話でありました。また、私どもといたしましても、もちろん何百枚かの入手は可能なんですけれども、何千、何万という必要性が迫っている中で、オーダーは出してるんですけど、なかなかこれがわかりましたということで届くことにはなってございません。そういたしますと、やはり我々としても何らかの自衛手段というものを講じる必要があるというのが、きのうの予防本部の結論でありまして、そこでこういうことになってるんですが、これは、私どもの保健福祉部の職員の方々が急遽何十枚かつくってみたというマスクであります。布製でございますけれども、少なくとも飛散防止には確実に効果があります。それから、もちろん吸入防止にもある程度効果がある。洗濯をして、乾燥機に入れて回しますと、熱でも消毒されるので、いわゆる再利用可能と。これは、例えば1人当たり3枚ずつぐらい持っていただけであれば、何とか回っていくということになるかと思えます。今、保健福祉部のほうで、つくり方ありますとか、協力の依頼をいろんなところにするための準備をしているところであります。市民の皆さんとともに、この難しい状

況を改善をしていく。自給自足っていうのは言い過ぎですけども、それぐらいのことも一応考えて対応していきたいというふうに思っております。

次に、きのうも申し上げましたが、条例の制定を急遽お願いをさせていただくことに、この後でございませぬけれども、なろうかと思います。

その背景について申し上げますと、屋内型の体育施設とか文化施設とか、そういうところは、これも最近随分話題になりましたけれども、密閉型の空間というもので多くの方が集まるとリスクが拡大をするということでございますので、今のところ具体的な事例を持っているわけではありませんが、事態が変わってきた場合に、例えば文化センターをしばらく使わないとか、休館をするとかというようなことをやる。あるいは、利用の制限、市外が危ないとかというようなことになったときに、市外の方には御遠慮いただくという部分的制限を含めて、場合によって実行しなきゃいけない可能性もないとは言えない。そこで、今申し上げた密閉型の空間を持った施設がある条例を選び出しまして、当分の間という条件つきで、それぞれの条例の附則において、新型コロナの関係で、例えば近隣市町村に問題が発生をしたり、その他市民の方々の健康に危害が拡大するおそれがある場合においては制限または閉所ができるんだということを改めてというか、一部の条例については創設できないんですけども、権限として、根拠としてしっかり書いておく必要があるという判断でありまして、その点につきまして、きょう御審議をお願いしようということになりました。詳しくは、議運を昨日開催をさせていただきましたので、その取り扱いについては議運の岩崎委員長のほうから御報告があると思えますし、条例の内容につきましては、荒木副市長から説明を申し上げさせていただきますというふうに思っております。

次に、若干の注意事項でございませぬけれども、昨日は経済への影響というふうなことで議論がございましたが、今経済部において、経済対策の本部が必要かどうかについて、市内の事業者団体、商工会等でございますが、に事業者団体としての今の判断、あるいは状況についての認識を確認をしていただくように指示をするという方向性を昨日の会議で出させていただいております。加えて、これは議員の方からのお申し出であったわけでございますけれども、新型コロナウイルスを使って詐欺まがいの行動をとるという事例が関東方面で発生をしているようであります。具体的に言うと、あなたのおうちの例えば水道であるとか、あるいは換気扇であるとか、何でもいいんですが、お風呂であるとか、どうもコロナに侵されてる可能性が高いのであるから、消毒をするからちょっとお金を出せと、こういうような話でありますけれども、こういったことにつきましては、当然でありますけれども、御注意をいただきたい。もし何かありましたら、市役所の保健福祉部局でありますとか、美作保健所とか、あるいは勝英支部とか、そういうところの専門家の方にお尋ねになっていただいた上での判断ですけど、基本的にはお断りをされるべき案件であろうというふうに思っております。必要性がありましたら、何らかの消毒の必要性があるような場合には、こちらのほうから御指示をさせていただくということが普通だということを改めて御確認をさせていただきたいと思っております。

この間、学校・園の方々も大変頑張っておられます。県内ではいろんな地域で、ある種の大混乱の中で、改めて学校・園を学童保育のかわりにオープンするとか、そのために一体どうしたらいいんだというようなことをいろんな方々が御苦労されておられます。そういった御苦労を我々としてもしみじみと感じながら、しかしやはりこの問題のフェーズを市民の方々とともに乗り越えていきたいと思っておりますので、議会の皆さんもこれからもよろしく御支援のほどをお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

3月6日まで小・中学校の対応を今議会で言われておりましたが、市長は、3月6日につきまして日にちがないように思います。それで、各家庭もありますんで、そこら辺のところを、次の市としての見解をちょっと教えていただきたいと思いますけど。3月6日を過ぎてからというわけにもいかんでしょう。

議長（岡本 泰介君）

中山議員、それはまた議会が終了してから、文教委員会か何か開かれるそうですので、ちょっとその様子を見てしたいと思いますので。

5番（中山 忠明君）

いや、それで……。

議長（岡本 泰介君）

いや、中山委員、ちょっと。

5番（中山 忠明君）

発表できるんですか。それをどういうふうにして伝えるんでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

ちょっと議事進行のほうをしたいと思うんで、その件は後ほど報告があると思いますので。

〔「動議で先行しとったんだったら、動議を先行せにやいけまあ。と呼ぶ者あり」〕

議長（岡本 泰介君）

ええ、じゃから動議なら動議と言ってやっていただかんと。

5番（中山 忠明君）

はい、動議。

議長（岡本 泰介君）

動議は何ですか。

5番（中山 忠明君）

本議会で市長が、市民のこと、学校のことを思われて、教育長がその前に休みをするという日にちを限って言われました。その後を受けて、市長が3月6日まで一応学校は開きますと。ただし、休む人については、そういう休んだという扱いにしないということを言われて、そういう父兄の方が、じゃあほんなら3月6日を過ぎたらどういふふうになるんですかという。

議長（岡本 泰介君）

中山議員、中山議員、動議は、動議の内容をまず言って、それから動議を賛同されるかどうかのことも受け付けて、それからそういう発言をしていただかんと、内容をまずだらだら言われるんじゃなしに、項目だけ言って。

5番（中山 忠明君）

項目。

議長（岡本 泰介君）

はい、そういうふうにしていかんと。

5番（中山 忠明君）

3月6日までのいうことで……。

ええですか。動議というて、その動議の内容を言わにゃあいけんでしょう。動議でいいんですか。

議長（岡本 泰介君）

いや、動議で、自分の説明をだらだらせずに。

議会議務局長（尾崎 功三君）

休憩してください。

議長（岡本 泰介君）

ちょっと休憩します、内容を確認しますから。ちょっと暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時19分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの中山議員の動議は議事進行にそぐわない動議でございましたので、中山議員も了承のもとに取り消されております。

それにちょっと関連するんですけど、先ほど市長の冒頭の説明の中で少しされなかった分があるということで、再度市長より発言を求められております。

市長。

市長（萩原 誠司君）

中山議員のおっしゃってることの真意としては、きょう、あすの段階で市民の方々に次の週がどうなるんだということについて知らせるのが一番いいだろうということ、それについては全く同感でありまして、それができるようにこれから、実は内々に動いてるんですけど、内部の段取りをしながら、議会とも相談をして、しかるべき段階で、なるべく早く市民の方にお知らせができるように対応していくという方針であることをここで追加をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、昨日に引き続き会議を開きます。

昨日の議会終了後に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

昨日、議会終了後、議員控室におきまして、議長、委員5名、市長以下関係職員出席のもと議会運営委員会を開催し、本日の日程について協議をいたしましたので、その結果の報告をいたします。

市長より送付されました議案は、条例の一部改正案1件であります。この議案については、本日の日程第1とし、議案第53号「美作文化センター条例等の一部を改正する条例について」を上程をいたします。提案説明の後、市長より先ほど説明がありましたけれども、緊急の案件であるから即決案件とし、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたします。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ただいま議会運営委員会委員長の報告がありましたように、議案第53号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

日程第1 議案第53号「美作文化センター条例等の一部を改正する条

## 例について」

議長（岡本 泰介君）

日程第1、議案第53号「美作文化センター条例等の一部を改正する条例について」を議題とし、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第53号「美作文化センター条例等の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

近隣市町村において新型コロナウイルス感染症の患者が確認された場合など、新型コロナウイルスにより住民の生命と健康の安全が脅かされる事態が発生するおそれがある場合、現行の規定では規制を行うことが困難なため、美作文化センター等の施設の使用を制限し、または休館等とすることができるよう関係条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

対象となる条例は、美作文化センター条例、美作市社会体育施設条例など8条例でありまして、対象施設は文化センター、みまさかアリーナ、武蔵武道館など、市民を含め、多くの方々が広く利用されている42施設でございます。

なお、今回先に上程させていただいております議案第12号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」におきまして、当該条例の改正を提案しておりますが、今回の改正が影響する部分はございません。

また、市の権限において制限することが可能な施設を取り急ぎ抽出して改正しようとするものであり、他の施設においても今後制限の必要性や法令等の規定に反しないことなどの検討を行った上で、必要があれば条例改正を行いたいというふうに考えております。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。御審議のほどをよろしく願いまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

けさの朝日新聞に詳しく出ておりましたが、国会においては特別措置法をどうするかということが出されております。新聞を読みますと、当初は議員立法であったということなのですが、途中から政府提案に変わっているという経緯を理解できました。その背景を言いますと、やはり政府主導でちゃんとした質疑を受けて国会で審議をしようと、そういう背景があるんじゃないかなと思います。

じゃあ、本件に関しまして、今副市長の説明をじっと目をつぶって聞いていたんですが、幾つかの疑問がありますので、質問をいたします。

まず、近隣市町村とはどこを指すのかということが第1点。2つ目は、その中段に住民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生するおそれがある場合、このおそれがある場合というのは、誰が、いつ、どのように判断をするのかということでございます。それから、一番肝心なことを今申し上げましたように、条例でなぜ規制をしなければいけないのか。まず、その3点を最初に質問をいたします。

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）

近隣市町村の考え方ですが、県内市町村及び隣接しております兵庫県の西播磨地域、また鳥取県内等が対象と考えております。

また、おそれがある場合の判断につきましては、市の対策会議か予防対策会議等の組織を活用しながら判断をしてみたいというふうに考えております。

条例でなぜということの御質問でございますが、済みません、僕のちょっと提案説明がまずかったかもしれないんですが、現行の規定では制限を行うことが困難な条文になっておりますので、その根拠を明らかに設けたいということが今回の改正を行いたいという趣旨でございます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

何点か再質問をいたします。

今最後に副市長が言われましたのが、現行の条例でないからするという、これは条文の要するに記述の問題でありまして、なぜ条例でしなければいけないかということは、もっとほかの答えがあつてしかるべきかと思えます。

2つ目は、条例の根拠は憲法にあります、法令の範囲内で条例を制定することができるんだと。条例を制定する場合、都道府県、全国の市町村が、担当の人が一番気をつけなければいけないというか、気をつけてきているのは、要するに、後で裁判になったときに、無効になったときにどう対応するかということ、これを非常に条例の担当者が一番神経を使うところなんですけど、要するに、憲法と、それから法律、条例との関係で、この辺をどういうふうに検討されます。具体的に申し上げます、法令の範囲内で条例を制定するんですが、国においては法令は今これからどうしようかという現段階なんですけど、法令がないとしても、憲法と条例との関係、つまり精神的な自由は基本的人権として保障されなければいけない。つまり集会結社の自由として、利用する人は利用できるんだという、その一番憲法のたてりがあるんですが、この辺はいかに即決案件だとしても、私も議連の委員でありますけど、一晩いろいろと勉強してみたいんですけど、その辺をどのように今回この当市議会で提案される場合に検討をされたか。非常にこれも大事なことだろうと思えます。

そして、次の質問ですが、けさ来てちょっと頭に浮かんだんですが、既に文化センター、それから少林寺拳法の記念館、それから体育施設を予約されている人がおられるかもしれません。つまり、予約だけをして、今後利用する場合、こういった方々に対してはどのような対応を、もし可決された場合はですよ、どのような対応をされるのか。そして、それが開催できないことによる予約者に対する対応はどうされるのか。

数点申し上げましたが、お答えいただきたい。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

一問ずつお答えいたしますと、まず非常に重要な論点として、おっしゃるとおり、法令、さらに憲法との関係というのがありますけれども、施設の利用制限とか、利用禁止とかというものが、例えば一定の思想信条に基づいた集会、それを何らかの理由で忌避するためにやるといった場合には、これは当然憲法の問題に



なっておりまして、判例として一番多いのはそのあたりであります、ここで憲法は国民が健康で文化的な生活をすべきであるという理念も提供してあるわけでありまして、今回のように条例の中に明確に新型コロナウイルスによってという表現を書く場合に、憲法上の問題、あるいは法律の問題は相当棄却されるというふうに考えております。

また、施設の形態でありますけれども、今回条例として上げている施設形態につきましては、追加的なサービスというものであります。いろんな施設については、その施設を設置するために国の法律があるケースがあります。その国の法律を見ますと、例えばあまねくとか、国民全体にとかというふうなことがあります。こういった規定が非常に難しくなるんですけども、今申し上げてる、典型で言いますと、体育施設なんかについては、基本的には市民の方々のために使うだけけれども、場合によっては、ほかの方々も使ってもいいという程度の規定になっております。そういうところを選び出しながら、先ほど申し上げたように、閉鎖空間というものが入っている集会施設、集会というか、体育も含めて集会ということにすれば、集会施設を持っている条例を対象として、とりあえずこういう形で根拠を設定するということにしたわけでありまして、お尋ねの大部分になりますけれども、当然のことながら、私ども法制担当者も、裁判の問題であるとか、他の法令との関係ということについて考えた上で、そういう問題がほぼないと思われるものについて列記をさせていただいてると。一方で問題があるかもしれないものについては、先ほど副市長が申し上げたように、継続的に検討をさせていくということでありまして、漏れているところがありましたら、また副市長のほうから答弁があると思います。

**副市長（荒木 利明君）**

既に予約を……。

**議長（岡本 泰介君）**

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**

済いません。

既に予約をしとる方の対応をどうするのかという質問がございました。こういった今般の事態の特殊性とか臨時性に鑑みまして、既に予約をされとる方につきましても、施設を休館ということになりますと使用できないという状態になろうかと思っております。そうした、ある程度の市民の健康を害するような危険性を感じた場合には、そうした措置をとらせていただく、そういった趣旨を含んだ改正案でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まず、最後の今副市長の答弁の中の3回目ですが、これはちょっと法律的にきちつとなってませんね。御承知のように、民法には危険負担という条項が535、6条前後にあります。つまり、予約されている方が、要するに、お金をまた新たにしなきゃいけないわけです、ほかの場所に。そういうことを十分な検討ができていません。3回目ですから、それについての答弁は要りませんが、それは大事なことです、やる以上は。

じゃあ3つ目の質問を順次始めますが、ほかの県下には27市町村があります。当市を除いて26市町村がどういう対応をしてるのか、条例を定めているのか、あるいは定めようとしているのか、もし定めていない場合は、要するに、47都道府県も同じように県内の27市町村も大変な状況なんです。そういう状況の中で、もし条例を定めていない、定めようとしていないのであれば、どういう対応でこの難局を乗り越えようとしているのか、そのあたりを担当部局としてどういう把握をされているか。

もう一つ最後の質問は、一番大事なことなんです、要するに、精神的な自由、つまり集会結社の自由とか、そういうことをやる権利があるんですが、それを制限する場合は、明白かつ現在の危険という理論があるんです。そういったことをして規制を最小限にするということも大事なことです。コロナウイルスに感染しないということも大事なことです。そこらあたりをどのように考えられるか。

以上、数点質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、最後の点、先ほどお答えしたとおりだと思ってるんですけども、我々は思想信条の自由とか表現の自由というものの関係でこの条例が違反するということはないように、条例の制定目的を新型コロナ、そしてそれが近隣にきた場合において市民の方々の健康その他を守ることが必要だという目的限定をしておりますので、恐らく裁判になっても問題ないだろうと思っております。

それから、もう一つ他市町村がやってるかということなんです、私どもの調べた限りでは、他市町村は改めて条例をつくって、それを根拠として休館とか閉鎖とかという措置をとっているとは聞いていません。ただ、それぞれの自治体が持っている条例の中に、そういった休館とか使用制限という根拠がもともとあれば全く問題ないとは思いますが、ない場合にやりますと、逆に議員が恐れていらっしゃる訴訟リスクが高まっていくということもあろうかと思えます。ただ、これは私どもの推量でございまして、それぞれの自治体が持っている条例を全て点検したわけではございませんので、念のため申し添えておきます。

議長（岡本 泰介君）

他に質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

こういうふうな一つの、美作市には、ここへ見よったらゲートボール場は載つとらんのじゃな、室内ゲートボール場。

載つとるか。

〔市長萩原誠司君「載つとる、載つとる」と呼ぶ〕

載つとん。

〔市長萩原誠司君「おお」と呼ぶ〕

それで、それがじゃね、どがいなんかな、団体との話は、代表者やこうの話は了解ができとんかな、これは、利用する団体。ゲートボールならゲートボールの代表がおられますがな、美作市の。グラウンドゴルフだったら、グラウンドゴルフの代表がおられるがな。ほいじゃから、こういうようなところでは、こういうふうな非常事態の中で、今市民の安全・安心を考えたときに、こういうふうな条例をしようと思よんじゃけど、ご協力願えるかというぐらいの話はできとんか。

それと、期間じゃな。期間は、今副市長が言わなんだ。期間は無期限なんか。終息するのは、オリンピックじゃないけど、5月ごろまでを大体目安にしてとかというふうな、そういうふうな考え方があるんか。その辺についてのお考えをちょっと御説明をお願いしたい。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、ゲートボール場も含まれていることは、先ほど不規則発言の中で申し上げたわけですが、御理解を賜りたいと思います。

次に、各種団体との議論というのは、この条例ができた後、具体的に必要性があればするというところでございますが、今のところその必要性があるという段階には達してないということでもあります。ただし、私が知ってる限りで言いますと、例えばバレーボールの近隣の交流大会といったものが、来週か再来週予定されておったんですが中止になるとか、温泉卓球が中止になるとかということでございまして、実態面としては、各種スポーツ団体のほうが先行して自主規制を行っていらっしゃるというのが現状だと思っております。

今後、例えば新型コロナに感染した地域の例えば大学が合宿に来るといようなことがあって、そのときにどうするかということが今後の具体的な課題として浮かんでくる。今までの条例ですと、来るものは拒めないというふうになるんですが、この根拠を持ってやることができるということになります。

それから、附則でいろいろ書いてございますけども、附則に置いた理由というようなことにつきましては、これは本則でなくて、気持ちとしては当分の間ということになります。簡単に申し上げますと、5月ということになればありがたいんですが、すぐに国として、政府として新型コロナウイルス、今回のものが終息をしたということになれば、この条例は効果をその時点で失うということになるというふうに理解をしていただきたいと思います。3月末であれば、なおありがたいし、5月でも相当ありがたいと思っておりますが、そういうことで、新型コロナウイルスというものが我が国内において終息をするということを見込み、その時点までがこの条例案の改正部分が有効性を持つという時間であるということでもあります。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

ここへ簡単なやつはもろうとんじゃけども、市長が言うように、これがほんまに終息した場合については、今言ようる、これは効力を失う、これは関係ねえということをお附則の中に入れてかなんだらな、そうでしょう。

せえから、ゲートボール場とはとこれへ書いて、美作市体育施設条例の中に解説、これのどこじゃろうかな、どこじゃろうかな、グラウンドゴルフ場と書いとらんじゃけど、市長は書いとるというて言よんじゃけど、きちっとしたもんを入れとかなんだら。ええころの形の中でやるということはいかかなもんかと思うんですが、先ほど来岡野議員が言われましたけど、集会結社の自由、それを憲法でうたわれとつても、今言ようる非常事態の中で市民の安全・安心を、暮らしを守るためには、皆さんどがいぞ御協力願いたいということをお言わにゃあいけんのじゃから、全市民に理解できるような条例案を皆さんに提示していただきたい、かように思います。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員、質問ですね。

**15番（岩江 正行君）**

思うんじゃけど、これ出とる言ようるけど、出とらんがな、これへ。あんたはどこを見よんな、ほいで、議長。この条例の配つとる中には出とらんがな。書いとらんがな、わしが今言うたことが。教えてくれにゃあいけんがな。

**議長（岡本 泰介君）**

副市長。

副市長（荒木 利明君）

美作市社会福祉施設条例の条例の中に……。

〔「社会体育施設条例」と呼ぶ者あり〕

副市長（荒木 利明君）

失礼しました。美作市社会体育施設条例の規定の中に施設の一覧がございまして、その中に議員御指摘の施設が入っているものと意識しており……。

15番（岩江 正行君）

思うんじゃなしに、ここの中に具体的に書いとかにゃあいけまいがなと言よんじゃ。どこへ書いとん。

〔「何を言よんなら、わからん」と呼ぶ者あり〕

わしが配つとるん、違うやつを配つとんじゃねえんか、これ。手を挙げずにここへ来て説明せえや、ここへ来て。手を挙げえでも。

議長（岡本 泰介君）

副市長、答弁をきちっとしてください。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）

もともとの美作市社会体育施設条例の第2条のほうに施設を掲げておりまして、今回の第3条のところはこの条例に附則を設けるといふことの改正案を掲示をさせていただいております。ですので、もとの条例にはございますので、今回改正する部分だけを掲示をしておるといふのが、条例改正の手續と認識してます。

〔15番岩江正行君「何をとぼけたことを言いよん。議長、しっかりした、議長、してくれえや、これ。どこへ書いとんなら、説明させえやあ、ほいで」と呼ぶ〕

〔「議長、休憩しましょう」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと内容をしっかり把握するために、暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

---

午前11時02分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）

大変失礼いたしました。

議長のお許しをいただきまして、手元のほうに美作市社会体育施設条例の写しを配らせていただいております。こちらの第2条のほうに、この条例の該当する施設の一覧を裏面にわたりまして掲示させていただいております。この中に、岩江議員御指摘の屋内ゲートボール場も含まれております。大変失礼いたしました。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、よろしいですか。

15番（岩江 正行君）

この関係につきゃあ、これが終息した場合についての、これはひとつ後からでも資料に書かにかあいいんで、条例。

**議長（岡本 泰介君）**

先ほどの質問の中に、附則で終了時期を明示したほうがいいのではないかと質問がございました。それに対する今答弁は市長がされたんですけど、もう一回。

**15番（岩江 正行君）**

文書にも残しておかにかあいいんのじゃねえんかと言ようる。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

まず、今のこのやりとりは、正式に議事録に載りますけれども、議事録に載ることをベースに申し上げますと、附則に書いてる趣旨は、まず本則じゃないので、ある程度暫定性が念頭に置かれるというのが1点目。2点目に、その暫定性が新型コロナウイルスという明確に問題領域を指定しておりますんで、新型コロナウイルスが撲滅されたという段階をもって意味がなくなるというのは明白だというふうには一般的には理解しております。

なお、今言ったことが記録に残りますんで、御安心いただきますようお願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、他にないようでございますので、議案第53号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、これより討論に入ります。

反対討論はございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

この新型コロナウイルスの感染は一日も早く終息しなければいけないという気持ちは私もあります。ただ、大事なことは、県民の基本的な人権を制限する場合に、条例であったり、法律であったりするわけなんですけど、それは明確に自信の持てるものでなければいけません。形だけの条例ではいけないと思います。私は議連のメンバーでもありますから、即決で決まったということは昨日知っておったんですが、一晩いろいろと考えました。27市町村の状況、岡山県の対応、なぜ岡山県が条例で規制をしないんだろうか。あれほど県民の安全・安心を考えている岡山県が条例で規制をしないかということはずっと考えておりました。そして、ほかの26市町村でこの条例でなぜ規制をしないんだろうかということはずっと考えたんですが、それは私はこうだと思います。つまり、条例ではっきりと規制できる根拠が薄いからだろうと、僕はそういう結論に達しました。じゃあ、岡野さん、これをどうするのということなんですけど、消極的な対応ですが、私も岡山市のところへ行きましたし、ほかの市、どこだったですかね、行きましたし、そのときには、ちょうど公の施設の前にこういった状況なので御遠慮くださいという、そういう表示があるんです。一方では、入っていただい

てもいいんですが、そこのところは利用される皆様方の自主的な判断を仰ぎたいという、それが僕は精いっぱいだろうと思います。確かに、条例で規制をするということは、びしっとしていいようなんです、何回も申し上げますように、市民、そして県民の基本的な人権を制約する可能性があるわけですから、それは慎重にやるべきだろうし、いわんや御承知のように、国のほうでは10日ですか、それに上程をされて、国会で法律を法令の範囲以内で制定するという、その法律についてこれから議論をなされようとしております。それを待ってでも、僕は十分だろうと思います。そして、これだけ世界的に、全県的に安心・安全を心配してる状況の中で、国民の皆さんも、県民の皆様も、自粛をしなければいけないという、その気持ちはみんなあると思います。そういう状況の中で、確かにそれは蔓延したらいけないんですけども、いいと思われるのも、やはり法律で、あるいは条例ですということは慎重に判断をする必要があると思います。

以上でございます。そういった意味で、何回も申し上げますが、条例で規制するという事は、必要最小限の規制というところの範疇を超えろと思います。そういった意味で、私は本件には反対でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論はございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

コロナウイルスというのは、人ごとじゃない、自分のことじゃと思うて、さっきは資料を添付してもろうとったら、ひどう私もごじょごじょ言うんじゃねえんじゃけども、人の命にかかわる問題なんで。けど、きのう青山議員が、コロナウイルスの関係、感染の問題について言いよったけども、これを出すんだったら、もう一つお願いしたいのは、公共交通、それからスクールバス、東京都やこうでも、タクシーへ乗るんでも、全部こういうふうアルコールで拭いたり、皆電車のつり具を消毒したりして全部しよる。このことをするのに、今言ようる密封したバスに人を乗せたりおたりするの、何でせんのかと思うて非常に疑問に思います。こういうようなことを一日も早く終息していただきたいんじゃけども、毎日テレビを見るたんびに患者が増えよる。感染しよる。先ほど、けさ来たときに山口県のほうで出たらしい。山口だしたら、ほんなら誰が持って帰ったんじゃろうかというような話もちよっと冗談半分にしたんですが、これを条例化するんだしたら、施設の関係だけじゃなしに、市が補助金を出しよるバス、こちらについてもアルコールぐらいはバスへ乗ったりおたりするときに、これについても一緒にここへ出してもろうたら、私はいいになと思うて、今質問させてもらよんですわ。このことについては……。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

討論させてもらよんじゃが、とりあえずバスのほうについてもしていただきたい、デマンドバス、公共交通の全般にわたって。そういう形の中で、とりあえず市民の安全・安心が大事なんで、今回は賛成させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論はございませんか。

尾高議員。

**13番（尾高 誉久君）**

失礼します。

昔、美作町に議長という人がおられました、その方がよく言われた、情勢適応の原則。情勢に応じて、時々刻々と変わる中で適応していくことが非常に適切な処置だと思います。だから、走れメロス。  
以上。

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第53号「美作文化センター条例等の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案質疑（議案第1号～議案第52号）

**議長（岡本 泰介君）**

日程第2、「議案質疑（議案第1号～議案第52号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うことになっております。

なお、議案質疑は一般質問化しないようお願いいたします。

質疑の発言につきましては、先般お手元に配付しております発言通告順により議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

初めに、議案第1号「美作養護老人ホーム組合の解散について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

それでは、順番に質問をさせていただきます。

私は、いつも早口なので、一般質問は45分ということの中であれなんです、昨日は中山議員がわかりやすく丁寧に説明をされました。本議案質疑は、時間制限がありません、回数はあるんですが、できるだけ、きょうは傍聴者の方もいらっしゃるし、丁寧に質疑をさせていただきたいと思います。

議案第1号でございますが、美作養護老人ホーム組合の解散についてでございます。

まず、第1回目は、通告をしておりますとおりで、順次質問をいたします。

まず、1つ目の質問でございますが、組合を解散できる具体的な理由は何でしょうか。第1点です。

そして、2つ目は、組合を解散するための手順はどうなっているのでしょうか。

そして、協議内容の3のところでございますが、職員の処遇についてというところなんです、ここにはこう書いてあります。美作市は、解散に伴い退職する場合、退職する組合職員に対し雇用の機会を与えるものとする。美作養護老人ホーム組合への出向職員は、令和2年9月30日をもってその出向を解くものとする、こうあるんですが、この職員の方々の数と今後の処遇はどのようになっていくのかというのが第1回目の質問でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

それでは、お答えをします。

まず、1点目の組合解散の具体的な理由ということですが、特別養護老人ホームの設置、管理及び運営等を共同処理することを目的とする一部事務組合として美作養護老人ホーム組合を設立し、その処理に当たっております。現在、組合所有の2施設、これは作東寮、それから大原のやすらぎ荘になりますが、いずれも指定管理者制度を導入し、民間活力によりその効率的な施設運営が行われている状況にあります。

また、現在職員、組合の職員ですが、看護職員、介護職員、調理員、7名、美作市からの出向者1名が在職しておりまして、美作養護老人ホーム組合、公益的法人への職員の派遣等に関する条例に基づき在職派遣を行っているところでございます。施設職員に関しましては、指定管理者により人的確保が図られており、令和2年9月30日を期限として、派遣をしている組合職員につきましては派遣期間の延長を要しないものと考えております。

以上のことから、一部事務組合の設立当初からの目的は達成されたと判断し、より一層の合理的かつ効率的な施設運営を図ることを目的といたしまして、令和2年9月30日をもって組合を解散するものとするものです。

それから、解散するための手順ですが、美作養護老人ホーム組合の構成市村であります美作市と西粟倉村が、一部事務組合を解散すること、財産を処分すること、組合規約を変更することについて、あらかじめそれぞれの議会に議案を上程し、議決後、構成市村において解散及び財産処分及び事務の承継について協議を行い、岡山県より地方自治法292条の規定により準用します地方自治法施行令第5条第1項の規定による事務の承継の指定を受けた後、地方自治法288条の規定により岡山県に組合解散の届け出を行うこととなります。

それから、3番目の職員の処遇についてですが、先ほども申し上げましたとおり、職員数としましては、組合職員が現在7名、美作市からの出向職員が1名、合計8名でございます。組合職員の内訳ですが、看護職員が3名、介護職員が3名、調理員が1名ということです。処遇につきましては、現在の組合職員に希望調査を実施しておりまして、市の職員として勤務を希望する職員につきましては、採用試験を実施して、採用の機会を与えることとしております。看護職員3名のうち、2名につきましては採用試験を受けたい、1名は3月末をもって自己都合による退職の希望をされております。それから、介護職員のうち2名につきましては、美作市のほうの採用を希望されております。1名につきましては、解散時に退職をしたいという意向でございます。調理員の方につきましては、指定管理者のほうへ就職を希望されております。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**



私は、組合議員でないんで、なかなか規約等を読んでもちょっとわからないんで、最初の通告の質問に入れておけばよかったのかなと思うんですが、今手元に組合の条例をいただきまして、あるんですが、現在たしか今部長は、やすらぎ荘と作東寮を指定管理に出してるということなんですが、そこの組合の条例の第2条には、区分、名称及び位置で、養護老人ホームは川北にある作東寮、それから特別養護老人ホームは川北の作東寮と古町のやすらぎ荘と、それから地域密着型やすらぎ荘、それから老人短期入所施設については川北の老人短期入所施設作東寮とやすらぎ荘と、こうあるんですが、お聞きしたいのは、古い歴史があると思うんですが、今後の関連議案が何ぼか出てますので、一番糸口のところなので、指定管理の始期と終期を施設ごとにとちょっとゆっくり教えていただきたいというのが、2回目の質問です。

それから、解散の理由のところとして、1つ目は民間活力による効率的な施設運営が図られている、そして2つ目が施設職員については指定管理者により安定的な人員確保が図られていると、こう解散の理由として書いてあるんですが、どうしてこれが解散の理由になるのかなというのが、ちょっと私は頭が悪いんでしょ、理解できないんで、わかりやすく説明をしていただけますでしょうか。2回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

指定管理の始期、始まりといいますか、経緯ですが、川北にあります作東寮につきましては、平成29年10月より指定管理のほうへ移行しております。それから、大原にありますやすらぎ荘につきましては、平成24年4月より指定管理ということでございます。

なぜ組合廃止かということです。

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

終わりににつきましては、いずれの施設も令和4年3月31日ということになります。

それから、組合解散に向けての具体的な理由ということですが、いずれの施設につきましても、施設の運営の収益につきましては、指定先の法人が収入をして、自分とこの職員でありますとかに給料を支払うということで、独自の運営をやっていたいております。作東寮の場合は、組合職員が7名残っておりますから、その組合職員の給与については組合のほうから負担して、その給与に相当するものを指定先の法人から負担金として収入するというふうな形になっておりますが、派遣期間が基本3年という縛りがございますので、その3年間の中で指定先の法人のほうで職員を確保していただきたいということで、指定管理当初からのお願いをしております。指定管理先の法人のほうで、2年9月30日をもって組合が解散することに伴い、職員がその施設のほうから引き上げることにしても、法人のほうからの承諾は得ることができておりますので、今組合の主な事務とすれば、その組合から派遣をしている職員への給与の支払いであったりありますとか、施設の修繕が起きた場合のその対応でありますとか、もともとの施設そのものが健全な運営ができていたか、そういう管理の仕事は当然あるわけですが、そういった仕事が主になっておりますので、その事務を美作市が引き継ぐということで、現状と何ら問題は無い状況は継続することができますので、組合を解散しても何ら問題は無いということで、今回解散の運びとさせていただきますので、ごまかせます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目なんですが、ちょっと確認の意味で、まず目配せをしていただければいいんですが、条例の中で指定管理に出してるのは、区分のところ、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、それから老人短期入所施

設、全てを指定管理に現在出しているという理解でいいですね。はい、それは質問ではありません。

それでは、質問を3点いたします。

ここの解散の理由のところ、こう書いてあるんです。施設職員に関しては、指定管理者により安定的な人員確保が図られているということで、これをぱっと見ますと、指定管理者のほうに出向をさせたり、給料の差額のやりとりはいろいろとあるんでしょう、出したものをその差額をもらったりとかあるんでしょうと思うんですが、質問の第1は、要するに、組合の例えばここ3年間の決算状況はどんな状況だったでしょうか。

〔「違います」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと組合の決算と解散との関係とは。

4番（岡野 鉄舟君）

いやいや、それがあって。要するに、だから人員確保は図られてるということですから、関連でお聞きしとんです。それは、まさに議長関連がありますよ。

議長（岡本 泰介君）

それは、組合議会で議論されておることなんで、今回の議案の解散の件と直接関係ないように思われます。

4番（岡野 鉄舟君）

それは議長おかしいでしょう。だって、組合議会で出られておっても、今回全員の議員に議案として諮るとんですよ。

議長（岡本 泰介君）

ですから、尾高議員の報告にあったと思うんです。

4番（岡野 鉄舟君）

報告にあってもですよ。じゃあほんなら要するに、組合議会で決まったことは本会議に諮らなくて前に行くかというたら、そうじゃないでしょう。

〔「通告にない質問」「ちょっと議長」と呼ぶ者あり〕

それは、議長おかしいですよ、だって。

〔「休憩をとって」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

---

午前11時35分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

ちょっと私の越権行為的などころがあったようでございまして、学習効果として、次回の通告のスタイル、表現をいろいろと工夫してみたいなと思っております。

最初の言及しました質問はやめまして、新たに2つします。

施設について、施設というよりも、組合の解散後のスタイルとしてどういう形になるのか。わかったような感じなんですけど、もう少しわかりやすく教えていただきたいと思います。

それから、解散のメリットは、今の江見部長の説明を聞きながら何となくわかるんですが、どうもしっくりいかない。後で聞いておけばよかったなという後悔をしないように、もう一度理解の悪い私に教えていただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

解散後のスタイルですが、事務の承継という手続を経る必要があるんですが、これはまだ予定なので、こうなりますということは確定もしてないわけですが、西栗倉との事前協議の中で、事務の承継については美作市が全て受けるということになりますので、施設の位置づけは、今回条例も出しておりますが、美作市の公の施設ということになりますので、その上に指定管理者がその施設を管理して、指定管理先の法人の自主運営事業としての介護保険施設としての運営がなされていくと、老人福祉施設としての運営がなされていくということになります。

それから、解散のメリットでございますが、先ほども少し申したんですが、組合職員が7名おまして、民間法人との給与の差額がどうしてもございます。なおかつ、美作市におきましても、看護師であるとか介護士というものにつきましても、市の病院のほうでその職員が不足しておりますので、その職員を充当することによって、不足している職員を補うことができる。なおかつ、給与の差額分を今は基金を充当する形で補っておりますが、今度は全てその職員は派遣というものがなくなりますから、そういった差額分を負担するということがなくなるということで、経費的にも縮減した中での運営が図られていくということになると思います。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了しました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第1号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第2号「美作養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

通告書によって質問をさせていただきます。3点あります。

財政調整基金の分配割合は、組合同約からどのように積算されるのか、また引き継ぎ額は幾らなのかということでございます。

組合同約につきましては、経費の支弁ということで、第14条2、組合の分担金は、維持管理費、運営費、施設工事費及び施設建設に要した起債の元利償還として、負担金の割合は、均等割が20%、人口割が20%、別に定める方法で積算した利用者割合は60%とすると。3番目に、特別養護老人ホーム作東寮の建設費に係る負担割合は、前項の規定にかかわらず人口割によるというふうに、いろいろと14条は組合同約に書いてあ

るんですが、この規約の中から議案の負担割合が、ここで言いますと、財政調整基金は、美作市が84.39%、西粟倉村が15.61%になると、こうなっているんですけど、組合格約からこれがどうしてこの数字が出てくるのかという単純な質問であります。

それから、第4項に減債基金のことが書いてあります。やすらぎ荘建設に係る起債償還に充当するための美作市が引き継ぐものとするということなんですが、起債償還後において残高があれば、組合格約第14条第5項の規定による割合で構成市町村に分配すると、こうあるんですけども、この減債基金を美作市が引き継ぐ理由は何かと、また引き継ぐ額は幾らかというのが、2つ目の質問でございます。

3番目に、ちょうどその5項のところ、公債費は美作市が引き継ぐとあるんですが、何となく私なりに推測はできるんですけども、なぜ美作市が借金を引き継がなければいけないのか、また引き継ぐ額は幾らかという3点の質問であります。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

財政調整基金の分配割合のどのような積算かという御質問ですが、分担金の徴収の負担割合として、先ほどの議員の組合格約第14条の2項のものと合わせまして、この議案のほうにも書いてありますが、美作養護老人ホーム組合格約分担金徴収規則というのがございます。それで、その中で均等割が20%、国勢調査人口割が20%、それから利用者割が60%ということで割合を出しまして、それを全て計算していくと、この割合になるということでございます。

それで、引き継ぎ額でございますが、財政調整基金につきましては500万6,000円ということでございますが、もう半年間ございますので、組合とすれば自主財源がない中で活用できるお金は財調ということだけです。これには変動が出てくるということが見込まれます。

それから、減債基金を美作市が引き継ぐ理由ですが、減債基金は、やすらぎ荘建設に係る起債償還に充てることを目的とした基金でございます。やすらぎ荘は、指定管理以前から今日に至るまで、美作市が主体的に設置、管理、運営をしてきており、美作養護老人ホームを解散して、その事務の全部を美作市が承継することを想定しております。公債費とともに減債基金も引き継ぐべきものとしまして、西粟倉村とも事前協議を行っております。

なお、指定管理者より指定管理の協定書に基づきまして、やすらぎ荘の建物使用料を現在建物使用料として負担をしていただいております。この建物の建設に係る起債の償還費にその使用料を充当しておりますが、現在は償還額を上回る使用料を受け取ることができておりますが、今後指定管理者との協定書の更新や起債の償還の利率の見直しにより起債償還額が使用料のみで賄えないということが発生した場合は、本減債基金より充当することを予定しております。その上で、起債償還後に基金残高がある場合は、協議書のとおり西粟倉村に配分することとし、また逆に不足するということが起きた場合は、同じ割合により負担をしていただくということも事前に西粟倉村との協議を行っているところでございます。

なお、減債基金の引き継ぎ額は5,428万8,000円を見込んでおります。

それから、3番目の公債費を美作市が引き継ぐ理由と額でございますが、理由につきましては、先ほどと同じで、これまで美作市が主体として施設の管理をしてきたということで、西粟倉村との協議により、公債費につきましても、美作市のほうが全て引き継ぐということにしております。先ほども言いましたとおり、もし公債費の償還に不足分が出た場合は、西粟倉村にも応分の負担をしていただくということの協議はしております。

それから、引き継ぎ額としましては2億9,358万円を見込んでおまして、内訳としましては、作東寮分が928万8,000円、元金ですが、やすらぎ荘が2億8,429万2,000円ということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問を何点かお聞きします。

今、部長、建物使用料をもらっていると、こうおっしゃられたんですが、これは幾ら収入をしてるのか、するようになるのかというのが、質問の1点でございます。

それから、ここの議案に添付されてる中でいろいろ物品がたくさんあるんですが、ここの財産処分によれば、美作市が無償譲渡を受けるというふうになってるんですけど、これを今後どのような部署に置くか、配置をするか、そのあたりは、そういう考えがあるのか、あるいはそのままなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、3つ目の質問なんですけど、今回の財産処分によって財産を引き継ぐこともありますし、当初予算では出てくるのかもしれませんが、どういう形で組むような形になるのか。予算のところでお聞きすればいいのかなとは思いますが、あると思うんですが、予算との絡みはどういうふうなあらわれ方をするかという、3点です。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

まず、建物使用料ですが、年間1,600万円。

〔4番岡野鉄舟君「1,600万円」と呼ぶ〕

保健福祉部長（江見 勉君）

はい。

それから、物品等の使用につきましては、基本的には現在の指定管理者の方に使っていただくという形になります。

それから、予算との絡みでございますが、9月末の解散でございますから、先ほど申しました1,600万円につきましては、800万円分を収入として歳入予算を計上しております。それから、財政調整基金、先ほどありましたが、それを雑入として、その収入に予算計上しております。それから、歳出におきましては、減債基金と財政調整基金の積立金を歳出予算に組みまして、あと元利償還金につきまして歳出予算を組んでいくという構成でございます。

4番（岡野 鉄舟君）

了解しました。

議長（岡本 泰介君）

よろしいですか。

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第3号「美作養護老人ホーム組合理約の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第3号の質疑を終了いたしました。

議案第4号「美作市コミュニティハウス等登録条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

**3番（岩崎 清治君）〔質問席〕**

コミュニティハウスの登録条例についてお尋ねをするんですけども、設置を登録に変えられたと。2字の漢字を変えられただけなんですけど、提案説明では、迅速な対応をするためと、こういうふうな説明をされたんですけど、私が条例を読んでみると、一口で言えば、申請主義に変えられたというふうに思うんですけども、市のほうの立場でメリットとデメリットをお尋ねしたい、設置から登録に変えた部分。

次のもう少し私の疑問点についてはあるんですけど、1つは、今までは過疎債や辺地債を使って、市が直接設計や工事や管理をやったと。今後はどうなるのという疑問点が1点あります。

それから、コミュニティハウスは個人のもんじゃないということで、設置そのものが市という対応だったんだろうと想像するんですけど、税金が非課税の状態であったと。今後は、登録になった場合も申請主義の部分、先ほどの工事はどこで誰がするという部分に合わせて税金がどうなるんらと。それから、できたもんは、いずれ壊さなきゃいけない時期が来ると思うんですけど、そのときはどういう対応になるんか。このあたりを少し丁寧に説明していただきたいなど。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**

それでは、質問でございます。

コミュニティハウス等登録条例を今回制定いたしますが、実際に今回の設置条例の中には、222の施設がございました。実際には、この施設以外にも76のコミュニティハウス等が現状ではございます。こうしたときに、実際には修繕等を行ったり、新規で新設したいというような状況にあったときに、今現在美作市のコミュニティハウス等集会施設整備事業補助金交付要綱によりまして、修繕を行ったり、新設をしていただいております。ただし、平成29年でございますが、市が建築を負担金をいただいて市が工事をしておりましたが、29年以降、地元でも市から地元へ補助金を交付しまして、地元自治会が主体として新築をしていただくように改正を行っております。その中で、実際には今回の設置条例から登録条例に変えたときにメリット、デメリットはということでございますが、メリット、デメリットともございません。ただし、今回工事をする場合に、今までは過疎債であったり辺地債を利用して建築をしておりましたが、今後はどうなるかということでございますが、実際には過疎債、辺地債についても利用は可能でございますが、今までは建築について過疎債等を利用しておりましたが、今現在では地元への補助金として、建築を地元でされる場合に、補助金を出しております。この補助金について過疎債を充当しております。

それから、税金についてでございますが、今までは非課税であったが、今後どうなるのかということで

ございますが、今までも課税免除ということで免除規定を入れておりますので、同じように税金についてはかからないというようになっております。

それから、3番目の部分でございますが、撤去についてはどうかということでございますが、撤去については、今現在地元管理ということでございまして、撤去につきましては補助金等もございませんので、この辺についても今後検討していかなければならないなと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

1点だけ確認したいんですけど、29年度から補助制度にされたというふうに言って、直営の工事はないんですかね。直営の工事が一切ないということになれば、徴収条例っちゅうのがあると思うんですけど、その条例をなぜ廃止しないかという疑問点が生まれるんですけど、特に登録に変えられたわけですから、設置から、そのあたりの部分の考え方を教えてください。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**

29年以降、補助金を出す部分と、それから市が設置する部分も残しておりますので、地元の選択制ということしておりますので、現在地元からの負担金をもらって市が建築するというのも残しておりますので、徴収条例についてもそのままの状況で残した形ということしております。実際には、29年以降2棟だったと思いますが、新築がございます。この分につきましては、実際には地元の地縁団体が設置されたというのが現状でございます。

以上でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

地元が直接工事をする場合には補助金を出しますよ、市が直接する工事もできますよというふうに説明を受けたんですけど、そうした場合に登録という言葉、言葉一つにこだわるところもあるんですけど、申請主義ですから、市が直接するのに申請をさせるんですかという、規則のほうでは少し違う言葉もあるんですけど、少し今の説明では矛盾点があると思うんです。登録制度、申請制度ということと市が直営でした場合に、市が知ってるわけですからね、そのあたりの解釈をどうするのかっていうのは、少し今までの説明では矛盾が発生するな、法制的な言葉の（聴取不能）にして、それから法制そのものについては矛盾が発生するなという気がするんですけど、そのあたりどういうふうに解釈されてるんですか。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**

申請主義ということでございます。今回、登録に変えた分につきましては、例年各区長さん宛てに集会施設、コミュニティハウス等でございますが、修繕、新築等について要望の取りまとめをさせていただきます。そうしたときに、要望の取りまとめの中で、新築される場合、地元でされるか、市が行うか、それから修繕については、地元がされて2分の1の補助金等が出ますが、そういうもんについて申請をいただいて工事等を行うと。それで、今回登録ということでございますが、登録につきましては、修繕の要望がいろいろ

と出てきますので、それを円滑にするために登録制としまして、全てのコミュニティハウス等について登録により工事を行うということで、登録制ということにしております。

3番（岩崎 清治君）

もう回数がないんですけど……。やめます。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

この登録条例の施行について、現在登録ができていない施設、あるいはそうでない施設もあるのかもしれませんが、そういったものがあつた場合として、全て新たに登録をしてくださいよという解釈でよろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

山本議員の言われるとおり、全ての部分でということでございます。

10番（山本 雅彦君）

はい、よろしい。

議長（岡本 泰介君）

他に。

13番（尾高 誉久君）

議長、きのうも市長から農林省で美作地域の場合は定住促進住宅、コミュニティじゃとか、多目的集会所だとか、いろいろあるんですけども、これは総務委員会管轄ですね。言いたいのは、簡にして要の説明をよろしくお願いします。

はい、以上です、それだけ。

議長（岡本 泰介君）

ただいま……。

〔13番尾高誉久君「簡にして要の説明で」と呼ぶ〕

尾高議員の発言でした。ちょっと私が名前を呼ぶ前に立たれて言われたもんですから。

〔13番尾高誉久君「そうですか、済いません」と呼ぶ〕

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第4号の質疑を終了いたします。

ただいまより午後1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）



休憩前に続き会議を開きます。

11番萬代議員が出席されております。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

昼休み中に第5回目になります予防対策本部を開催し、幾つかの論点が明らかになりましたので、報告をいたします。

まず、除菌剤の確保についてでございますけれども、アルコール除菌剤と消毒剤等につきましては、今入手困難な状況が続いておりますが、若干の留保がございます。この留保につきましては、午前中の岩江議員の御発言にもありましたが、バス等について状況確認したところ、一部のバスでアルコール不足が生じているということでございますので、配布をすることを決定をいたしました。加えまして、全体として今後不足が見込まれる中で、次亜塩素酸水という、消防において消毒に使っている、除菌に使っている機材がございます、これが割と潤沢でございますので、これを代替として活用するようにしたいと思っております。例えば具体的に言いますと、バスであれば、バスの中の空気にふわっと噴霧をしますと、空気全体が正常化する。学校においても、子どもたちがいないときに噴霧をしておけば、教室が安全になるといった活用も、手の消毒以外に考えられますし、マスクの除菌も可能ということでございますので、早急に具体的な行動に移したいと思っております。

それから、マスクにつきましては、保健福祉部のほうで、愛育委員会、そして栄養委員会等をお願いをいたしまして、作製方をお願いをする、また職員のほうにも声がけをして、自分とこの町で何とか確保する努力を始めたいと思っております。

3番目、イエンバイ省への公式訪問につきましては、昨日の実は会議において延期すべきじゃないかという話がありまして、メールその他で当方担当と向こうの担当が協議をいたしましたところ、延期やむなしということで向こうも了承をいたしました。その際の話として、マスクをイエンバイ省から供給してもいいというお話がありました。具体的にどういう経路でどうやって輸送するかの検討をしたいというふうに御先方がおっしゃっておられます。まことに心温まる話ということで御報告をいたします。

それから、学校等の休業、あるいはそのまま継続するかという問題につきましては、でき得れば、一般質疑が終了した後、若干のお時間をいただいて文教厚生協議会を開催をしていただいて、そこで私どもと一緒に協議をした上で、方針をできればこの本会議が開催しているときに報告できるようにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

日程に入ります。

議案第5号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第6号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第6号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第7号「美作市特別会計条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第7号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第8号「美作市老人福祉施設の資金の積立てに関する基金条例の制定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第9号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、質疑を受けます。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第10号「美作市立診療所施設整備基金条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第11号「美作市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第12号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第12号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第13号「美作市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

では、通告に従いまして質問いたします。

条文は、第10条でございます。職員の項目でございますが、改正後の10条において、2項と3項に分ける国の改正基準の狙いは何か、またこの改正により、現在の9事業所にどんな影響が出るのかというのが、第1点です。

それから、2つ目ですが、改正後の10条の第4項で、支援の単位についての複数、要するに、利用体系についての単位のことを書いてあるんですが、この第4項で、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を加える理由は何でしょうか。この2点をまず質問いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

放課後児童クラブの設置の基準に関する条例の改正ですが、改正後の第10条において2項と3項に分ける、国の改正の基準は何かということですが、設置及び運営に関する条例につきましては、児童福祉法におきまして、市町村ごと条例で定めるということになっております。条例を定めるに当たりまして、事業に従事する者、その員数につきましては厚生労働省で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省で定める基準を参酌するものとなっております。今回、この条項が改正され、事業に従事する者及び員数につきましても、従うべき基準から参酌する基準になったことに伴い、基準条例第10条の改正を行うものです。

改正前では、支援員と補助員の規定が第2項に規定されておりましたが、第2項にこのたび改正の利用者が少数であると支援に支障がないと認められる場合にあっては1人ということを含弧書きで加えることによって条例がややわかりにくくなるため、第2項で支援員のことについて、第3項について補助員について記述することで条例をわかりやすくしたものでございます。

この改正による9事業所への影響につきましては、土曜日の休業日の早朝でありますとか、夕方6時以降の延長預かりの時間等で、利用児童数が1人や2人といったクラブもございます。これまでの基準であれば、こうした状況でも必ず2人の支援員を配置する必要がありましたが、改正によりまして、実情に即した支援員が配置できるようになります。これによりまして、現場で苦慮しておられます支援員の勤務シフトが若干ではありますがスムーズになることと、支援員の長時間労働の軽減にもつながるというメリットがございます。

それから、2つ目の御質問の地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を加える理由でございますが、厚生労働省令におきまして、放課後児童の支援員は都道府県知事が行う研修を修了した者でな

ければならないとされており、現在市の条例も同様にしております。今回、厚生労働省令が改正され、都道府県知事が行う研修に加えまして、指定都市の長が行う研修が追加されたことに伴いまして、市の条例も同様に追加したものでございます。このことにより、支援員になるための研修、受講の機会が拡大されたことによりまして、より支援員の充足が図られるということが期待されるものであります。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2点、2回目の質問をいたします。

まずは、当市の場合は9事業所と補助金を出してる団体があるんですが、その放課後児童クラブの運営については影響があるのかなのかというのが、1点。

それから、附則の第2条で、職員に関する経過措置で5年間延期にされているところ、副市長が説明があったんですが、十分に聞き取れない分があるんで、この辺をもう一度お聞きしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

指定管理の放課後児童クラブ、それから民間運営の事業所にいたしましても、国の基準に準じて行うことになりますので、同じ扱いということになります。

それから、5年間延長の件ですが、現在は特例事項で令和2年3月31日までに岡山県が行う研修を受ける必要があるということになっておりますが、それが5年間延長されまして、岡山県知事もしくは指定都市が実施する研修を受ける必要があり、その期間の特例で令和7年3月31日までの期間にこの研修を受ければ、その間は暫定期間として支援員の要件を要すると、みなされるという解釈になります。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

いや、部長、私がお聞きしたかったのは、県に右へ倣えでもいいんですが、なぜ5年になったんですかという、そこですよ、聞きたいのは。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

5年の根拠については、濟いませぬ、正確な把握はしておりませんが、資格要件を取得する条件を幅広くすることによって、現在不足している支援員の確保をしやすい環境にするというのが、今回指定都市が追加された理由でもありますので、そういった観点から5年ということになったのではないかなということを思います。

4番（岡野 鉄舟君）

もうちょっと明確な答弁が欲しかったんですけど、終わります。

議長（岡本 泰介君）

質問者の質疑が終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第14号「美作市養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の制定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第14号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第15号「美作市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第15号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第16号「美作市手話言語条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

通告の内容によりまして、質問させていただきたいと思います。

まず第1点は、この条例の制定により義務を課せられるようになる対象はどんな範囲になるのかというのが第1点です。

第7条についてでございますが、項目は施策の実施及び検証ということで、各施策が掲げられております。その各項の施策はどんなものかを考えているのかということと、条例と予算というのは一致しなければいけない、そごがあれば一致するというのが地方自治法に定めてあるんですけども、その施策ごとの令和2年度の予算額はどのようなものになっているか。

3番目の質問でございます。施策の実施状況の公表というところが、同じ第7条の3項に手話施策の実施状況を公表するものとする、こうあるんですが、この公表はいかなる手段とするのかというのが3つ目です。

4番目の質問ですが、第10条に教育における手話の普及という項目でございますが、これはどのようなものを考えているのかということでございます。

そして、5番目でございますが、第12条に事業者への支援という項目がございますが、何を考えているのか、またその予算はどれほどのものなのかということをお聞きいたします。

〔「まだ、まだ」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

6番が残ってる、6、7。

**4番（岡野 鉄舟君）**

ああそうですか。済いません。大目に見てやってください。

失礼しました。

当条例の制定に当たって、本年1月に募集をされている市民の意見はどんなものがあったのかと。また、そのうちどんなものを予算化しているのか。これにつきましては、一般質問のときに、私は一般質問で褒めることはないんですが、非常によくパブリックコメントをやっていらっしゃるということで感心しておりますが、内容もいろいろとピックアップされているんだらうと思いますが、今私が申し上げたことをお答えいただきたいと思います。

それから、事業者への支援、第12条なんですけど、これは次の条例のコミュニケーションの手段の利用促進する条例の制定と、私は2つを比較検討しておりますので、表現が悪いかもしれませんが、ちょっと歯並びが悪いんじゃないかなと。つまり、コミュニケーション条例と同じように、事業者の支援というところを整理したらええんじゃないかなという、重箱の隅をほじくる質問でございますが、もし言われたときに、いや実はこうなんだと、そういうふうに整理をされていると思いますが、その辺はどう考えられているのか。

以上、7点でございます。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

それでは、1つ目のこの条例の制定により義務を課せられるようになる対象はということですが、この条例の制定につきましては、手話が日本語と違い、独特の言語であるということと、その言語を必要とする聾者がいらっしゃるということを広く市民、事業者の方に理解を深めていただき、関心を持っていただくことで、地域の中で支え合い、誰もが安心して暮らすことができる美作市を目指し制定するものであり、それについて市民や事業者に対し協力をお願いするものです。それについて、市としてその実現のための責務を負うものと考えております。

それから、第7条の各項の施策はどんなものと考えているのか、またその施策ごとの令和2年度の予算への額はどうかということですが、施策につきましては、市職員への周知と普及啓発のための研修会の開催、市民の皆様への周知や啓発用のパンフレットの作成、広報紙、みまちゃんネルを利用した普及啓発を行ってまいります。また、一般企業の事業所や各種団体への出前講座の開催ができればと考えてもおります。今後も、当事者や当事者団体、手話サークルの関係者の方々の意見を聞きながら、新たな取り組みも始めてまいりたいと考えております。

予算的には、条例制定前から行っております手話奉仕員養成講座に36万2,000円、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業に40万円、職員研修会費用が11万円については例年並みの予算計上となっておりますが、リーフレットの作成料としまして22万円、出前講座費用として13万7,000円を来年度予算のほうに計上をいたしております。また、所管は違いますが、消防本部において救急隊員の手話研修事業として36万円を計上していただいております。

それから、施策の実施状況の公表、第7条3項はどのように行うかということですが、広報紙、ホームページ上で実施状況を公表してまいりたいと考えております。

それから、教育における手話の普及はどのようにするのかということですが、現在も市内各小学校で障がいについての理解を深める時間をとっていただいております。今後は、教育委員会とも連携して、手話についての理解や聾者の方にじかに触れ合っていただけるような時間をつくっていただけたらと思っております。

それから、事業者への支援、第12条のところですが、これは何を考えているのか、またその予算というこ

とですが、現在のところまだ具体的な施策の構想までは至っておりませんが、今後普及啓発を行っていく中で、どのような要望が上がってくるのか、また他の自治体の実施状況などを参考に、当事者や当事者団体、手話サークルなどの関係者の意見を聞きながら実施してまいりたいと考えております。

それから、6番目の1月に行いましたパブリックコメントのことについてですが、意見としましては、条例の制定によって聾者や手話への理解が広がることをうれしく思うというような意見が多く寄せられました。中には手話のステップアップや聾者とのつながりが持てる機会の提供、教育の場における手話に触れる機会や学ぶ場をつかってほしい、生まれつき、または乳幼児期に聞こえなくなった子どもにも対応できるよう細やかに考えてほしいなどの意見がありました。

これらの予算化につきましては、4月になってからのパブリックコメントということで、予算編成には時期的に間に合いませんでしたが、貴重な御意見として受けとめ、今後の施策に反映できるよう検討してまいりたいと考えております。

最後に、第12条は6条の後にすべきではないかということで、事業者の支援というところでございますが、条例の構成上の流れとして、目的、基本理念から始まり、各自治体の役割、施策の実施と検証、機会の確保や普及、それから聾者、事業者への支援という流れで、この言語条例につきましては構成を考えましたので、そういうふうな位置づけになったということで御理解いただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

最後の質問の関連で、私なりの意見を言えば、コミュニケーション条例と比較したときに、そういうのがぱっとひらめいたということで、そういう質問があったときに部長が説明をできられるんなら、それでいいかなと思います。だから、私は質問はいたしません。

それで、2回目の質問をいたします。

第9条の第1項で、項目は手話通訳者等の確保及び養成ということで、手話通訳ができる職員を配置するものとするということがあります。それで、条例を制定することによって、私なりにデスクワークを想像しますのに、業務量が増えるんじゃないかという思いがありますので、今は手話ができる職員の方は1人いらっしゃるとは聞いておるんですが、要するに、条例制定によってこのサービスを充実していこうとしたときに、職員増の必要性はないのかというのが、質問の第1点です。

それから、関連的に第13条の取り組みの中で、施策の横断的な取り組みということで、市は施策を効果的に実施するため、その実施について部局横断的に取り組むものとするところがあるんですが、これを見る限りは、要するに、行政内部ということ想像できるんですけども、お聞きしたいのは、どのような形でやられるのかということと、もう一つは、この条例を制定することによって義務づけられる、例えば事業者の方とか、そういった方とかの横断的なということを予定はされていないのかという質問であります。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

条例を普及することによって職員の増の必要性はあるのかわからないかということですが、今後のことになるので、どれぐらいの業務量が増えていくかということは現時点ではなかなか先が見えないことではあります。今現在は手話通訳士1.0人分が全て手話通訳に当たっているかということで換算すると、1.0人は当たっておりません。それ兼務ということで、他の仕事もやっていますから、当面は手話通訳士1名の

現の員数で充足するというふうを考えております。

それから、部局横断的に取り組むということですが、各種講演会とか会議等々ありますが、保健福祉部以外のところがそういった講演会、会議を開催する場合に、こういった聾者の方への配慮が欠けている事例も散見されますので、そういったところを連携しながら、配慮の欠けることのないように対応していくことが必要かと思えます。

それから、企業も含めた横断的な取り組みということですが、そういったところは、この条例の制定後の取り組みになりますが、企業への、先ほども申しましたが、出前講座等で手話言語の必要性とか、聾者への配慮の必要性、そういったものを十分に説明する中で、取り組みをしていきたいというふうを考えます。

**4 番（岡野 鉄舟君）**

終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了しました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第16号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第17号「美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

では、議案第17号「美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」の議案質疑をいたします。

先ほどの16号の条例と似たようなところもあるんですが、若干趣を異にしますので、似たような質問かと思いますが、3点質問をいたします。

この条例の制定により義務を課せられることになる対象はどういったものかということです。

それから、第8条につきまして、施策の実施及び検証という項目がありますが、これはどんなものを考えているのかということと、その施策ごとの令和2年度の予算の額、アバウトでいいんですが、それは大体どれくらいものをお考えおられるか。

それから、3つ目は、当条例の制定に当たっても本年1月にパブリックコメントをされているんですが、市民の方の意見にはどんなものがあつたかということと、それからそのうちどのように予算化をされているか、その3点をお聞きます。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

まず、1つ目の条例で義務を課せられるようになる対象はということですが、これも先ほどと同じような答弁になるんですが、この条例は全ての人々が、障がい、疾患や加齢等による身体的機能の衰えの有無にかかわらず、お互いの関係づくりや日常生活、社会生活において情報取得、コミュニケーション手段の選択が



困難を来すことなくでき、その利用の機会を十分に確保することで全ての市民がお互いの相手の尊厳を認め、支え合う、共生のまちづくりを目指すものでございます。市民や事業者に対しまして協力をお願いして、市としてはその実現のための責務を負うというふうに考えております。

それから、2番目の具体的な施策ということですが、手話言語条例と同様になりますが、市の職員への周知と普及啓発のための研修会の開催、市民の皆様への周知や啓発用のパンフレットの作成、広報紙、みまちゃんネルを利用した普及啓発を行ってまいります。また、一般企業の事業所や各種団体への出前講座の開催も考えております。これも、今後当事者団体など、関係者や関係団体の意見を聞きながら、新たな取り組みも進めてまいりたいと思っております。

予算的には、職員研修会費用として5万7,000円、リーフレットの作成は、先ほどの手話言語とかぶるんですが22万円、出前講座費用として6万7,000円を来年度予算に計上をしております。

それから、3番目の1月のパブリックコメントの御意見ですが、障がい児も対象とした内容としてほしい、コミュニケーションが図れない障がい児に対応する施策を、また市の職員が障がい者への理解が低い、条例制定の意味がないなどの厳しい御意見もございました。

予算化につきましては、これも同様で、当初予算の時期に間に合いませんでしたので、貴重な御意見として受けとめ、今後の施策に反映できるよう予算組み等も考えてまいりたいと思っております。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

終わります。

#### 議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第17号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第18号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第18号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第19号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

#### 3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

お尋ねをしたいんですけども、改正前は容器包装類と種類ごとに分別されたものは無料ですよという条文が、改正後では容器包装類がなくて、種類ごとに分別されたものであって上記以外のものというふうになんてなってるんで、市民については無料のものが増えたみたいな条文にとれるんですけど、何が増えたのかなど。容器包装類ももちろん含めての分類されたものというふうに理解するんですけど、これを見る限り、

増えたというふうな解釈をするので、何々が増えたか、具体的に教えていただきたいなど。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**

種類ごとに分別されたものであって上記以外のものということで書いておりますが、条例改正前は、先ほど議員が言われましたように、容器包装類ということで無料としておりましたが、可燃ごみ、金属類、陶器類以外の容器包装廃棄物であります缶類、いわゆるアルミ缶とかスチール缶、それからガラス瓶、紙パック、段ボール、紙製の容器と包装、ペットボトル、プラスチック製の容器と包装などの資源となるものと、容器包装類以外の新聞、雑誌、廃食用油、発泡スチロールのほか、蛍光灯類、ガラス類、乾電池、ライター、スプレー缶、刃物、先鋭物、先っぽがとがったようなものの危険性のあるものなどのコンテナにより収集しているものにつきましても、容器包装廃棄物と同様に資源となるものなどでありまして、これら、また事業ごみ処理手数料につきましてもクリーンセンターに持ち込む場合には家庭ごみと同様の扱いとしておりますので、事業ごみにつきましても同様の記載としております。

**3番（岩崎 清治君）**

いいですか。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

はっきり言って、項目をどんどん言われたんでよくわからないんですけど、この条文を見る限り、新たなものが無料になったのかなというみたいな気がするんですけど、今言われたものは、今までも無料の部分はずっとあって分別して出してたような気を持っているんです、100%じゃないですけどね。新たにこの条例改正によって無料になったものがあるんですかという単純な質問なんです。それをお答えしていただきたい。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**

今言いました品目の中で、新たになったものはございません。実際の運用としまして、容器包装類以外のものもありましたので、今言いました容器包装類以外のものも示すということでございます。ですので、新たに増えたということではございません。

**3番（岩崎 清治君）**

いいですか。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

ということは、簡単に言えば、今までの条文については現実と乖離があったと。それを現実どおりに合わせたということでしょうか。それで、最後になるんですけど、ここに先日配布されたごみの収集カレンダーの部分でこういうものを出してください、これはそのまま今までどおりであるということですのでよろしいんですね、再確認の意味ですから。

**議長（岡本 泰介君）**

環境部長。

**環境部長（森元 浩之君）**

令和2年度分のカレンダーをただいま配布しておりますが、そこに書いてあるものとおりでございます。

〔3番岩崎清治君「条例改正は、言葉の改正だけですね」と呼ぶ〕

**環境部長（森元 浩之君）**

はい。

〔3番岩崎清治君「よろしいです」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第19号の質疑を終了いたしました。

続きまして、議案第20号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第20号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第21号「美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

第21号「美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」につきまして、3点質問をいたします。

提案理由の説明のときに、令和2年4月1日からの改正民法によりということがあったんですが、その改正民法の内容はどういったものですかというのが、第1点。

それから、国土交通省からの公営住宅における保証人規定の削除の背景というか、なぜそのようなになったのか、なっているのかというのが、2つ目。

それから3つ目は、改正条例の第12条の2でございます。連帯保証人のところなんでございますが、その連帯保証の限度額が入居時家賃額の十二月分、条例の14ページなんですけど、そうなっているのは、その根拠は何でしょうかというのが第1回目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**

それでは、令和2年4月1日の改正民法の内容ということですが、その改正に伴いまして住宅関係に影響のあるものとしまして、2点ございます。

まず、1点目ですけれども、第465条の2で、個人を保証人とした根保証契約は、保証の極度額を定めなければその効力を生じないと規定がなされたことによるもので、市営住宅の保証は、家賃の不払いや住宅に損害を与えた場合の賠償などを対象に、将来にわたる不特定な債務を保証するもので、保証人の責任が無限に膨らむおそれがあるものでした。そのことで保証人が予想を超える債務の過重によりまして、破産や自殺に追い込まれるなどの社会問題が起こったことから、無制限の保証契約は禁止されることとなったものです。これを受けて、美作市では、公営住宅法の適用を受けない市民住宅、定住促進住宅及び特定公共賃貸住宅については、保証の限度額を家賃の12カ月分としました。

それから、もう一点ですけれども、民法404条の改正で、年5分の法定利率が市中金利と乖離していることから、年3%とした上で、3年ごとに見直すということになりまして、その規定がされました。条例では、不正入居時の損害賠償の算定に利率が5分と規定されている部分がありますが、その部分を民法に規定する法定利率という表現に改めたというものでございます。

続きまして、国土交通省からの公営住宅における保証人規定の削除の背景ということですが、民法改正を受けて、国土交通省から公営住宅における入居保証の考え方について技術的助言が通知されております。その内容としましては、近年身寄りのない単身高齢者等が増加することなどを踏まえると、今後公営住宅への入居に際し保証人を確保することがより一層困難となることが懸念される。住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居ができないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保と公営住宅の入居条件とすることから転換すべきであるとして、公営住宅管理標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定が削除されました。これらを踏まえまして、美作市では、公営住宅については法の趣旨及び国土交通省の技術的助言を参酌し、連帯保証人を要しない改正案といたしました。

続きまして、連帯保証人の限度額を家賃の十二月分にした根拠ということですが、国土交通省では、アパート経営者等が限度額を設定する場合の参考としまして、極度額の参考資料を公表しております。これによりますと、裁判によって連帯保証人が負担した額の平均の家賃は約13.2カ月となっていること、それから滞納整理の実務上の期間として、弁護士とも相談いたしまして、督促等で改善が見られない場合に、3カ月滞納から催促通知、それから明け渡し訴訟の準備、提起から立ち退き完了までを考慮しますと、12カ月程度が適当であるという助言を受けておりますことから、十二月を設定したというものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第21号の質疑を終了いたしました。

続きまして、議案第22号「美作市公共下水道設置条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第22号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第23号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第23号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第24号「美作市新市建設計画の変更について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

**3番（岩崎 清治君）**〔質問席〕

それでは、美作市新市建設計画の変更についてということで、財政の表についてのお尋ねをするんですけど、なぜ私がこの質問をするかと言うと、同じ3月議会、今回のときにこの提案の説明では、合併特例債が延長だったからこの計画を再度見直しをしたんだというふうに提案説明がございました。財政の指数を見たところ、当初予算とすごい開きがあるんですね。このことについて提案説明が一切されてない。なんでですか。もちろん多少の開きっていうのはあり得ると思うんです。新市の建設検討委員会に出されて、それをそのままこちらに議会へ出されてるから、日にち的な問題もあるんですけど、そのあたりが余りにも10億円の上も違うわけです。これを説明せずに提案説明されるっていうのは、非常に私は不満なんです。なぜこれだけ違うか。同じ3月議会ですからね、時期が違えば数字が違うのはわかるんですけど、ちょっとそのあたり。

それから、この新市の建設計画は、普通会計でされてるんですかね、一般会計でされてるんですかね。そのあたり、少しどっちなかというみたいな気がしたもんで、細かい数字のチェックまではしてないんですけど。

それとなおかつ、ほとんど予算されないわけですから、令和元年の補正後の数字、もちろん前年からの繰り越しがあり、今年度からの繰り越しがあるっていうのなんかも承知の上での話なんですけど、ほぼ近づいた数字を議会のほうに言っていたかなければ、これはとんでもないような開きがある。ちょっとそのあたりを丁寧に説明してください。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

それでは、1項目めでございますが、来年度の当初予算との開きが10億円程度あるという御質問でございますが、この新市計画につきましては、県と協議を行っておりまして、本年度10月15日に事前協議を始めて

おります。12月20日に本協議の書類を県へ提出しております。その後、県知事より本年1月16日付で異議なしとの回答をいただいております。その時期の協議を進めておりますので、当初予算の額が反映できてないというところがございます。

それから、一般会計か普通会計かという御質問でございますが、一般会計ということでございます。

それからもう一点、推計に当たりましては、考え方でございますが、歳入歳出の推計の考え方につきましては、平成30年度の決算をもとに、それから令和元年度の予算をもとに推計をしないとというものでございます。

**3番（岩崎 清治君）**

ええですか。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

10月にされたのが、この3月だから時間的な差があるよということについては多少理解するんですけど、この数字を見ましたら、財政の総点検という書類を財政のほうでされてますよね、これと同じ数字を上げられてるわけです。だから、予算と違うのかな、つくった時期が違うのかなみたいな気がするんですけど、今の説明では、例えば令和元年度の決算と大分違うんです。なおかつ、新年度、令和2年度の今提案されてる部分の予算の頭との比較をざっとしただけなんですけど、人件費なんかについてはそれほどは変わらないんですけど、公債費、これは僕の計算では600万円ほど違うんです。公債費が違うということは、計画自体が、普通建設とか、扶助費とか、繰り出しってというのは、今の説明でやったら、ほぼそうかなというぐらいに納得するんですけど、公債費が違うということになると、元利償還の返還の部分が違うわけですね。計算が違うんですよ、今の予算と比べてですよ、どちらが正しいかっていう話はわからないわけですから。だから、何がどう理由でこれだけ違ったのというのを項目ごとに丁寧に説明してもらいたいということですよ、わかるように。数字ですからね、わかるように説明してください。そうしないと、おかしいですっていう話になるんで。

**議長（岡本 泰介君）**

答弁調整のため休憩します。

暫時休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時25分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に続き会議を開きます。

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

先ほどの答弁で、1点訂正をお願いしたいと思います。

答弁では一般会計と申し上げましたが、普通会計の間違いでございます。訂正して謝罪申し上げます。済みません。

それから、お手元のほうに令和2年度当初予算と財政推計の差ということで一覧表をお配りしております。人件費から扶助費、公債費、物件費、補助費等、それから普通建設事業費、その他ということで、当初

予算の合計が218億5,600万円、財政推計では205億6,400万円でございます。

それぞれの差額の理由を右の理由のところにお示しをしております。

人件費から扶助費につきましては、差額が例年の不用額程度というものの差額でございます。

公債費につきましては、新規借入利率の差が出ておるといものでございます。

物件費につきましては、この差額2億5,900万円につきましては、例年の不用額程度を見込んでおるといものでございます。

補助費等の差額1億9,100万円につきましては、タクシー補助、文化財改修補助金、ふるさと納税返礼品の増、それから不用額も含むといものでございます。

普通建設事業費につきましては、5億9,500万円の差額でございまして、小・中学校GIGAスクール1億1,000万円、それから緊急自然災害2億円、それから市道改良と予算と決算の乖離ということで3億円といものでございます。

その他につきましては、1億6,500万円の差額がございまして、例年の不用額程度を見込んでおるといものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

本来は、こういうことを提案説明のときに大ざっぱなどだけでもしていただかないと、この表自体がおかしいんじゃないかという気持ちにまずなってくるわけです。私も、大分の時間をかけて、この財政の総点検等々と見比べて、これだけがおかしいんじゃないかという話をしたわけです。

1個だけ、先ほども言ったんですけど、公債費について普通会計ベースであれば、一般会計と住新と、もう一個何かあると思うんですけど、逆に言えば、財政推計よりも予算のほうが少なくしてしるべきだと思うんですけど。例えば、公債費についたら、予算上は285万6,000……。100万円か。28億5,600万円で、推計は28億4,900万円で700万円違いますよということで、新規借り入れが予算が0.3%、新規借り入れっていうのはこれから借りる部分を含めて計算だろうと思うんです。財政推計では0.5%というふうに書いてあれば、ここに書いてあるのであれば、逆転するわけですよ、逆にね。それで、先ほど言いました普通会計の部分であれば、一般会計以上の部分があれば、これもまた財政推計との差が開いてくるわけですね。だから、今回の一般質問じゃないですけど、不信感が生まれると、どんどん生まれてくるわけです。1個違うということになると、次のことも違うんじゃないか、何かおかしいんじゃないかという話になるんで。例えば、確実な部分についてもこうなんですよ……。もちろん推計ですから、決算してるわけじゃないですから、ぴしし言っていたきたいし、これからこういうふうな提案の部分、一旦出した時期が10月ですからこの3月とは違いますよと、この予算をつくるときには、12月から1月にかけてつくってるんで、何カ月たってるんで考え方が違いますよとかという話はしてもらわんとわからないし、そのあたりも十分に注意して、丁寧な説明、今後は丁寧な説明をすと言われながら、されてないわけです。一般質問じゃないんでこれ以上言わないんですけど、公債費について、私はですよ、今の資料からいうと、これは理屈に合わないんじゃないかなという気がするんですけど、再度公債費の部分だけでいいですから、説明を願います。

〔「暫時休憩か」と呼ぶ者あり〕

いいです。委員会のほうでやってください。これ以上言ってもいけん。

〔「委員会で」「しっかり言うてください」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっとお静かにお願いします。

それでは続きまして、通告順番2番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可します。

**15番（岩江 正行君）〔質問席〕**

私は、岩崎議員のような高度な質問じゃあない、単純な質問なんで。

これねえ、今回総人口、就業人口の比率とかね、税収の推移と高齢化社会が進行する中で何をもちたすかということ、人口の推移と人件費とのバランス、職員の数じゃね、これについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

人口の関係については、尾高議員がきのう質問したばかりで、人口減少対策、これがこの予算の中でどがいにか生かされとんじゃろうかなと思うてな見るけど、ひどうようわからないということと、それとこれを見よったら……。一般質問のように時間がないけえ、ゆっくりさせてもらう。公債費の関係が、令和2年からずっと変わらんわけじゃな。へじゃけど、人口だけは右肩に下がっていきよるわけじゃ。人口の右肩下がりど公債費の関係、どういふふうに説明してもらえんか、ちょっとようわかるように。心配ないよと、市民には関係ありやあへんぞと言われるんか、どこかに影響が出てくるよと、その影響の中身についてちょっと教えていただきたいなと思います。これをすることによって交付税が増やしちやるといふんだったら、それはええけどもね。交付税も、見させてもらいよったら、ずっと減ってきよる。令和2年から6年だったら、大分減ってきよるな、これ。5億円ぐらい減とんかな。それで、少子・高齢化の中で、いわゆるどんどん変更後に年少人口は約6ポイントというて言いよる。前回は、変更前は3ポイントだったんじゃ。今度、4ポイントに増えとるわけじゃ。この生産年齢人口は、6ポイントが今度は生産年齢は9ポイントになつとるわけじゃ。老人人口が13ポイントに上がってじゃね、老人人口は、前は9ポイントじゃったけど、今度は13ポイントに上がとんよ。これが、これほど上がるもんかな。この前の平成27年の美作市人口ビジョン、これを見させてもらいよった。これとだったら、物すごう変わってきよるわけじゃ。やっぱし長期的なビジョンがなかったら、あんた方に、人口の推移も少子・高齢化が進行する中で、きょう令和2年で、2040年には、18年たったら、人口があんた方は2万5,000人を維持せにやあいけん、ここへ言うてとるわけじゃ。けれども、2万人切れるというて書いとん。人口が少のうなつて、この公債費、借金をずっと払うていかにやあいけん。そうしたら、このしわ寄せはどこに来るんらしい辺のところじゃねえ。ちょっと十分わかるようにお聞かせをさせていただきます。

へえで、転入の関係、転出の関係、これについても、今の総人口が令和2年で2万5,460、就業人口が1万1,876、働きよるもんが半分じゃ、これ人口にすると。ほいで、これからは楽じゃとて、過疎債も特例債も地債も、これ借金じゃからな、一応借りるわけじゃから、内容がよくなるわけはねえ、人口が減っていきよったら。人口がどんどん増えて、この予算書の中で、ああごつうええ計画を立ててくれとるなというふうなものを見せてもらわんだら、心配でかなわない。ちょっとその辺のとこの説明を下さい。

**議長（岡本 泰介君）**

企画振興部長心得。

**企画振興部長心得（春名 信明君）**

岩江議員の御質問ですが、まず総人口、就業人口の比率という点でございますが、本計画に記載しております人口の見直しにつきましては、当初の計画から国立社会保障・人口問題研究所、社人研の推計値を使用しているところでございます。住民基本台帳のデータですとか、市の人口ビジョンでお示しております目標とする人口とは異なるものと御理解いただきたいと思います。

それから、就業人口の減少につきましては、社人研の年齢別人口の生産年齢人口の推計をもとに算出して



おります。就業人口が平成27年から令和2年を比較しますと、減少した推計は社人研の生産年齢人口が減少したためということでございます。就業人口の構成比につきましては産業別の推計値がございまして、平成12年から平成27年の国勢調査の産業別の推計値の推移から算出しております。1次産業の構成比につきましては、表にもございますとおり、平成12年が14.4%、平成17年が14.5%と、ほぼ同水準で推移しておりますが、平成22年には12.2%と落ち込みました。平成27年には再び14.4%となりまして、平成12年の水準まで伸びております。平成12年と平成27年が同水準になったこととなります。2次産業につきましても、平成12年が36.5%、平成17年が33.2%、平成22年が30.5%、27年が29.8%と、調査ごとに減少しております。その中でも、平成17年と平成27年の調査を比較いたしますと、建設業、製造業が大きく減少していることによるものでございます。

次に、2項目めでございますが、税収の推移ということでございます。

高齢化社会が進行する中での税収の推移につきましては、議員のお話にもありましたように、美作市の税収に少なからず影響があるものと考えております。高齢化社会の進行は、言いかえますと、生産年齢が減少するということでもございまして、このことが今後の税収に影響を与える要因であると考えております。具体的には、生産年齢であります15歳から64歳までの美作市の人口は、総務省の推計になりますが、毎年2.7%から3%減少する見込みであるとの試算もございまして、特に個人市民税に影響があるのではないかと考えております。

固定資産税につきましては、高齢化社会の進行、人口の減少が特に新築家屋の減少につながるものと考えております。家屋に対する税収は、今後次第に減少していくものと見込んでおります。固定資産税の大きな動向としましては、メガソーラー発電所の立地など、太陽光発電設備に対する償却資産の税収が増加すると試算しておりますが、太陽光発電設備の償却期間は17年でありまして、その税額は年々減少いたしまして、最終的には5%まで税額が下がるんじゃないかと考えております。

それから、人口の推移ということもございますが、人件費が減少しておりますのは、再任用職員とのバランスをとりながら職員を採用していることなどによるものでございます。令和元年度と令和2年度を比較しますと、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されますことから、令和元年度までに物件費等に計上していた賃金等を人件費に振りかえたため、増額幅が大きくなっております。

公債費についての御質問でございましたが、公債費につきましては、今後の借り入れと償還を見込んで算定をしているというものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

公債費、算定するような話じゃねえがな。公債費については、ずっと減りゃあせん、増えてきとんじゃが、増えていきよんじゃが、人口が少のうなるし、公債費が全然減らなんだら、市民生活にどういふふうな悪影響が出りゃあへんか、何か影響が出てくりゃあへんかということを探ねとるわけじゃから。そのことを言よんじゃ。

せえと、人口の推移と人件費とのバランスというのは、人口が減ってきよんのに、今の職員の給与がどのくれえ、人口何人に対してどのくれえぐれえは必要なんじゃとか、やっぱしバランスが要ると思うんじゃ。市民生活をきちっと守っていかんやあいけんわけじゃ、暮らしを守らんやあいけんわけじゃから。その辺のこの職員の数じゃな、人件費がもう少し抑えられるんか、これはこれ以上抑えられるんか、あんた方が書いとるこの計画の中でこれ以上は抑えられるんか、抑えられるのかということを探ねとるわけじゃから。

せえから、高齢化が進行する中で税収の推移、これは今言ようる経済部長にもこの間言うた。市長は、マツタケの単価でも、彩葉茶屋の社長をしょったもんが、マツタケがキロ何ぼやらわからんようなこって、市長がこれこれじゃというて、キロ1,000円ぐれえじゃねえかと言うて、市長が答弁せにゃあいけんような形の中で、今言ようる、別にちょっとした努力で50万円、60万円の収入が上がるということは、税収が上がるということは町が豊かになるこつちやから、あんたらんのかえでいきよつたら、ほんまに貧乏の神に取りつかれたような形の中で美作市が大変なことになりゃあへんかなというふうにわしは思うわけじゃ。せえじゃから、もう少しその辺のどこをあんたも努力してくれにゃあいけん。いつもびりびりして、何が人が言やあへんかという、いつもこういうふうに体がしゃんとしとらん。いつもこういうように横ブレしよる。転覆するぞ。横ブレしたら、すぐに船が転覆するんじゃ。もう少ししっかりした形の中で、今2万7,000の人口を守るんじゃ、わしがというぐらいな、美作市の経済はわしが守っていちゃるんじゃぐらいな気構えでおつてもらわなんたら、話に聞いてみたら、ように指定管理に食われしもうたようなところをまた指名に入れてみたり、ちょっと考えてくれなんたら。

そういうこって、財政のことやこうは岩崎議員が厳しく言われよんで、私は、とりあえず少子・高齢化の中でひどう市民にしわ寄せがいかなような形の中でするように。市長が答弁するようす。してもろうてくください。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

いわゆるしわ寄せという言葉を使っておられました、まさにそのとおりで、今借金すれば将来にしわ寄せがいくというのが通則であります。そのしわ寄せの比率というのが将来負担比率といいまして、私どもでいいますと、合併後の平成19年ぐらいが約200で、県下でも高いほうであったわけですが、今年度になって約15%ぐらいになっておりまして、県平均を下回るということで、ほとんどしわ寄せがなくなって……。しわ寄せです、幸せでなくて。しわ寄せがなくなってきております。

公債費の金額が下がらんじゃないかということについては、今公債費の金額を上げてるんですよ、一生懸命。すぐに、なるべく将来に負担をかけないように、払えるじょうに払うとこうということで、余った予算をいわゆる繰上償還という形で上げてきてるというのが、このところの状況でございますので、今年度も繰上償還をした結果、来年度以降の公債費が繰上償還をしなければ減ってくるということになっているんで、うちの総務部長以下、財政当局がまことに、規模としてはそう大きな町ではないんですが、予算のやりくりとか、市民に負担をかけないというのはなかなかしわいものがあるというふうに思っておりますので、安心しろとは言いませんけれども、そんなに心配をしていただくことにはならない。

今年度の予算につきましても、人口の問題を念頭に置いて、いろんなところに市民福祉の向上が可能になるような配慮をしております。ちなみに、きのう現在で、2月末まではそれなりに人口が増えていると、社会増があるということで言いましたが、それからさらに二、三人増えておりまして、3月になってどうなるかなと思って心配しよんですが、きのうまでではプラス幅が拡大してるということで、だんだん効果もある、お孫さんによろしくお伝えください。終わります。

**15番（岩江 正行君）**

3回目。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

要するに、下水の部長、市長があがいて言われよるから、ここで条例改正して、簡水と上水が一つの条例改正されたけども、市民に負担をかけんように、インフラ整備も2つ合わせたら20億円の上あるんじやろう。せえから、給水人口が、どんどん人口が少のうなって減っていくわけじゃから、今は大きな人間で軽四を引っ張っていきよるけども、今後は人口が少のうなったら、11トンのダンプを少ない人間で引っ張るというたら、これは無理が起きる、どこかに。これは市民の方もわかりやすいと思うんじや。水というのは、日常生活に絶対欠かせんのよ、これ。そういうようなところにしわ寄せがいきやあへんかって、わしはこの質問をしよるわけなんで、給水人口が増えよるときはええけど、それで余りこれが高うなったら、今度は地下水ビジネスっていうて、きのう皆さんにちょっとあげたんだけど、共立メンテナンスが悪いことをして、メーターから横へくつと取っとる写真までついたやつをわしはあげたんよ。

ほいじゃからな……。

**議長（岡本 泰介君）**

もとへ戻してください。

**15番（岩江 正行君）**

市民の、これは議論の府じゃから、ちょっと言わせてもらわなんたら。皆さんに負担のかからんような形の中での、市長があがいて言われるんじやから、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第24号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第25号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第25号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第26号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第26号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第27号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第27号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第28号「美作市愛の村パークの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

それでは、議案第28号「美作市愛の村パークの指定管理者の指定について」ということで、通告に基づいて質問を4点、まずいたします。1点目は、何ゆえ指定管理期間が3年かということでございます。2つ目、何ゆえ指定管理の対象を今回といいますか、前回と違って、五輪坊と分離して公募をしたのか。3点目、指定管理者選定委員会のメンバー7人は誰か。4番目、指定管理者選定委員会の選定結果全般と公の施設条例の整合性について。

本件に関しては、2人の議員が一般質問されております。重平議員は、非常に問題の多い案件だと言われております。私は、まるきりわからないという観点でいろいろ質問を準備しておりますので、第1回目の質問をお答えいただきたいと思っております。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、指定管理期間が3年ということですが、美作市の定めております指定管理者制度運用の手引きでは、指定期間は5年を原則とするとしておりますが、指定管理候補者の選定の経緯、施設の性質等を勘案し、5年よりも短い期間を設定することが適当と考えられる場合はこの限りではないというような規定をしています。

それで、経済部所管の施設につきましては、指定管理者制度で運営している10施設がございますが、経済情勢の変動もあることから、例外もありましたが、基本的には3年間の期間設定としております。愛の村パークにつきましても、現在の指定管理の期間と同様の3年間として募集を行いました。

次に、対象を五輪坊と分離した理由でございますが、武蔵の里関連施設の指定の期間を1年としたことから、指定の期間が3年間である愛の村パークと一体的な管理を行わなければならないことには該当しないと判断したため、分離して募集を行いました。ただし、募集要項には両施設の申請ができることを明記しまして、両施設の申請をする場合は、申請者の概要、定款など、重複する書類につきましては武蔵の里関連施設の申請に添付して、愛の村パークの申請では省略できるようなこととしました。両方の施設にも応募できるし、どちらか一方の施設だけの応募もできることにしまして、より応募しやすい条件として募集を行ったものです。

次に、選定委員会の構成員、メンバーでございますが、美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則がございまして、第4条に、委員は7名以内で、委員長は政策審議監、副委員長は所管部長で、委員は所管部内の職員のうちから市長が任命すると規定されております。これに従いまして、委員のほうは担当課である商工観光課を除きまして、農業振興課及び森林政策課から各2名を選出し、合計6名の委員で選定委員会を組織しました。2月13日に開催しました選定委員会では、委員1名が欠席でございましたが、規則で定める条件を満たしていたため審査を行っております。

次に、選定結果全般と条例との整合性といったことですが、選定結果につきましては、審査結果、これは

評価点を含めてですが、を公表しております。6項目ございますが、管理を安定して行う人的及び物的能力が高いとの評価が高かったものと考えております。公の施設条例の整合性につきましては、この審査におきまして確保されているとの判断に基づきまして選考されたものと認識しております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

私、ホームページにアップされてる分で選定結果が手元にあります。この選定結果からいろんな関連質問ができます。私は、これから申し上げます。ゆっくり話しますので、順次お答えいただきたいと思います。

まず1つは、重平議員も質問をされましたが、3回目の募集のときに急遽やめて、4回目を募集しとるという状況で、2月になってようやく決まったと、こういう結果なんです。まずこの選定手続の関係で、これは非常に大事です。

質問の第1点は、一連の指定管理者の、ここの選定結果にありますよ、一連の指定管理者の選定手続は、指定管理者選定の手引きの中でどういうふうに決められていたのか。指定管理者選定の手引きがありますよね、美作市には。企画情報課が担当している。それが、いわゆる指定管理をやる場合の憲法に当たるものなんです。これをどういうふうに決められて、今回の4回目までになったのかというのが、1点目です。

2つ目、公募の決定、公募の急遽中止について、その手続に基づく指定管理者選定委員会をいつ開催をされたのか。どういう公募でやりますよということがまずありきなんです。例えば夏ごろに、今回であれば、それと、今度は年が改まって3回目を急遽中止をされてるんですが、これについて、美作市の審議監がトップの指定管理者選定委員会でのように審議をなされたかというのが、2つ目です。部長が書かれるので、ちょっと若干間を置きますが。

3つ目です。今現在、指定管理者をされてる方、議事録に残りますので、仮にA社といたしましょう。その指定管理者A社は、どうして1回目の公募にエントリーをされなかったのか。その上で、どうして4回目の公募にエントリーをされたのか。書かれましたね。

4つ目です。現在のA社の指定管理期間中におけるモニタリングは、されてるはずですが、されなければいけないんですが、これはどういう結果であったでしょうか。そして、今回ホームページにアップされている、モニタリングをした結果を踏まえて、7人の選定委員はどういう評価点を反映されているのかということでございます。

部長、先ほど私の4番目の質問に答えられましたが、私の通告をしている質問には具体的に答えられてないです、抽象的にね。私はそういう答弁は求めていません。したがって、改めて聞くこととなりますが、それはどういうふうに評価されているか。具体的に部長が答弁された後に、この評価点をベースに武蔵の里と比較しながら質問させていただきます。

5つ目、指定管理に出す場合には、公の施設です。公の施設には、それぞれ条例があります。設置目的があります。このことを今回の公募に際して仕様書にどういうことを書かれて、プレゼンに至るまでされたのか。私どもには、その仕様書がわかりません。まず最初は、この仕様書についてどういう点を踏まえてプレゼンをしてくださいと、こう言われたか、まずそれをお示しいただきたい。その仕様書の説明でわからなければ、この場で仕様書をお示しいただきたい。そうしないと、具体的な評価がいいのか悪いかということが、私が議案質疑ができないということだからであります。

6つ目、採点結果、いわゆる通信簿についてであります。いいですか。具体的な評価点のところは、部長は頭に入っていらっしゃると思いますが、施設の効用の評価があります。候補者には、A社には指定管理者

としての経験があるはずなのに、次順位者よりも2点低いんです、愛の村について。これはどうしてなのかということです。

通信簿についての2つ目の質問です。次は、地域への貢献度です。これは、指定管理を出す場合に、指定管理者が地域との共生をすることで非常に重要な項目なんですけど、地域への貢献度について、前回の指定管理期間における地域における貢献の話を、私は、何回も大原にも行き、愛の村にも足を運んで、地域の方々と意見を交換をしております。重平議員は、一般質問の中で言われましたが、例えば庭木の剪定だけじゃなくて、営業をどのようにするか、地域とどういうように共生するかというようなことが私はなかったと思う、地域に行きまして。なのに、次順位者よりも1点評価が高いのはどうしてなのかということです。いいですか、書かれましたね。

通信簿の3点目です。いいですか。全般的評価について、次順位者と18.75と評価が同じなのに、愛の村パークでは、候補者が次順位者より約2点低い理由は何ですかと。いや、現実に点数が、そう数字が物語っているんです。だから、私は素朴に質問しているんです。

最後に、大きい項目の質問です。平成27年度のA社に係る五輪坊と愛の村の経営診断では、その経営診断書では、みずから愛の村と五輪坊の指定管理を引き受ける条件として、引きかえ条件として、クアガーデンを閉鎖することを述べておられます。この点はいいとして、私が問題にしたいのは、そのときに五輪坊と愛の村を一緒にやったほうが非常に効果的であると、そのようにA社の方は言うておられるんです。その辺は、私が申し上げるまでもなく、例えばこういうふうに言うておられるわけです。武蔵の里愛の村パークの一体的運営を行う、そして地元ボランティア団体、行政との連携を強化を図る、それから改善の方向性としては、クアガーデンの閉鎖をすると、こういうふうな経営診断をされてる。最後の2つは別にしまして、愛の村と五輪坊は一体的に管理を図るほうがいいとみずから言われて、経営診断をされて、28年からA社は指定管理を受けておられる。そのA社の方が、何ゆえ今回分離した公募にエントリーをされなければいけないのか。非常に素朴に考えられても、当初は分離したほうがいいんじゃないの、それはやはり美作市だけでなく、いろいろ観光施設を連携できるしと、そういう判断があったと思うんですが、何ゆえ今回分離をする公募に、期間は1年と3年で違いますが、どうしてエントリーをされたのか。例えばその辺をよく考えてみられたら、はてなと腑に落ちない部分はあると思うんです。

以上、多くを申し上げましたが、私は手元に一切この議案質疑をする、その資料はないんです。ないんだけど、いろいろ情報収集をする中で、私は一議員としてさせていただいております。今回は2回目の質問ですが、3回目の質問もいたしますが、できない部分は産業建設委員会にバトンタッチをいたしますが、私なりに質問項目を多く申し上げましたが、ゆっくり話しましたので、筆記はできてると思います。その辺は議長の方でもマネジメントしていただいて、お答えをいただきたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**

御質問の中で、A社はなぜ1回目に応募されなくて、4回目になぜ応募されたのか、また一番最後の質問で、A社が診断されて云々という言葉がございましたが、会社組織として判断されたものでございまして、その過程をこちらのほうは承知してはおりません。結果として、会社の組織として4回目のときには何とかいけるんじゃないかということで判断されて応募されたものだとは認識しておりますので、それ以上の回答はできかねますので、御了解ください。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

数多く御質問があったんですけど、最初が、1回目の募集が8月から始めましたけど、それぞれ選定委員会を開催しまして、募集要項を決定して募集を行いました。当然、1回目、2回目と、12月議会で提案ができるようにということで準備しておりましたが、それまでに候補者を選定することができず、年を越して、1番と2番が同じようなことになりますけど……。1番は手引きですね。1番のほうは、指定管理者制度のことには手引きのほうへ記されておりますので、当然それに従って手続のほうを進めております。そして、3回目の選定委員会につきましては、3月定例会にどうしても募集して候補者の決定を間に合わせたいということもありまして、持ち回りで決定をして募集のほうをいたしました。

それから、エントリーのことについては、先ほど副市長から言っていただきました。

それから、モニタリングということでございますが、指定管理者制度で当然管理していただいております施設については、評価とモニタリングということをしておりまして、この愛の村パークで申しますと、毎月施設の担当者と市のほうの担当者が会議を持ちまして、管理状況の把握に努めております。

それから、募集要項に仕様書がセットで示しておりますけど、これについては募集の際にホームページに掲載をして、お示ししております。

それで、その中に仕様書にもですけど、募集要項にも、各設置条例の施設の目的、これを掲載をして、応募される場合によくそこを理解していただくようにしております。

それから、得点結果とか評価がどうかということでございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、施設の目的などを業務仕様書なり募集要項に示して、申請される方が応募書類を調べて申請をいただいております。そして、プレゼンテーションをして、選定委員会のほうで審査していただいて、上位のものを候補者として選定して、今回提案させていただいておりますので、いろいろ御意見はあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

〔4番岡野鉄舟君「議長、答弁になってんですか」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっと待ってください。

〔4番岡野鉄舟君「私は、まずそれもさることながら、選定の手引きと仕様書を見せてほしいと、今話したんですよ。何ぼホームページにアップして、じゃあ議員にホームページへアップしとるから見ろよというんじゃないかと呼ぶ〕

ちょっと待ってください。

仕様書を示せということですので、それは出せませんか。

〔4番岡野鉄舟君「指定管理の手引きとね」と呼ぶ〕

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

お示しできます。

**議長（岡本 泰介君）**

それから、点数をいろいろと言われたんですけど。

〔4番岡野鉄舟君「一切部長は答えておられん」と呼ぶ〕

点数の答えが一切なかったんですけど、それは総合的な評価ということで……。

経済部長（遠藤 宏一君）

審査結果につきましても、ホームページの審査結果をごらんになったと思いますけど、その各項目での評価点ということを見て御理解いただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それから、一番最後の質問はいいですか。

副市長、お答え。

〔「休憩して。資料を出せますから」と呼ぶ者あり〕

資料を出せますか、すぐに。

それでは、暫時休憩します。

午後 3 時 13 分 休憩

---

午後 3 時 54 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

日笠議員が出席されました。

それでは、再開は岡野議員の 3 回目の質問からということによろしいでしょうか。

〔4 番岡野鉄舟君「答弁十分なところもないんですけどね、じゃあ 3 回目いきましようか」と呼ぶ〕

はい。

4 番（岡野 鉄舟君）

職員の皆さんには大変お手数をかけました。

改めて、今いただいた資料に基づいて私の質問した意図を申し上げますと、第 1 点目は、要するに、今配っていたいただいた仕様書の中で、モニタリングというのがあります。急に出されて、即席で見er んですが、例えば 29 ページですね。指定管理者業務仕様書、29 ページをお開きいただきたいんですが、これは A 社が現在指定管理をされている期間でも同じ仕様書で公募されて指定管理者になっておられるんですが、部長、その 29 ページのところのモニタリングという項目の中で、いいですか、モニタリングってあるでしょう。

議長（岡本 泰介君）

28 ページ。

4 番（岡野 鉄舟君）

28 ページと 29 ページにかけて。これは、何かと言やあ、要するにモニターですわ。要するに、監視をするという意味なんですが、監視の中には、単に何をしとるかという凝視をするだけでなく、指定管理者というキャッチボールをしながら、何かふぐあいはありませんかと、何か提案をいただくことはありませんかと、例えばそういうことも話す中で、上から目線で見er んじゃなくて、サジェスチョンをいただくということも、このモニタリングの中に入ってくるんですね。

それで、話を現在に戻しますと、本年度に今指定管理期間中なんですが、例えば愛の村パークで草刈りが十分にできてないということは、私も現場に行ってみせてもらってもそうだったし、それからあそこで働いていらっしゃる女性の方にちょっとお話を聞いてみたり、いろいろと私も、しょっちゅうじゃありませんが、1 カ月に 1 回ぐらい行ってるわけです。そういうことの中で、じゃあ指定管理料に見合う仕事をなさっているのかなと言ったときに、私は十分でないと思います。そういったモニタリングを本年度やっておられ



と思うんですけど、例えばそれがあれば、今回の新しいプレゼンテーションの中でどのように点数が評価されているかということが大事なんです。私は、何もけちをつけようと思って言ってるんじゃないで、要するにこの候補者と次順位者がお二人いらっしゃって、非常に僅差なんです。それが本当によかったんですかという質問なんです。それを私は、要するに、通信簿について、選定結果について聞いたんですよ。ただ具体的に、例えばそういう仕様書のあれの中で本当にそれを評価されてるんか。されてると思うんですが、それがどこにこの通信簿の中へ出とんですかというふうに聞いとるわけです。部長、おわかりになりますか。つまり、仕様書でこれをやってくださいよと、これをプレゼンしてくださいよと言った評価が、今年度の実績に基づいてどういうふうに評価をされてるかということです。これは非常に大事ですよ、入学試験ですから。それは、お二人がエントリーされてるのは、大事なことなんです。だから、それが今私が質問しとんですよ、1点目の質問をね。

それから、指定管理者の手引きを今いただきました。私は初めてみるんですが、大事なことは、5ページの手続です。指定がえの標準的なスケジュールがあります。つまり、4月に事業報告書をもって、点検シートを出してもらって、前年度のあれを管理するという、そういう指定管理者A社とのコミュニケーションがあればですよ、あれば、私は第1回目の公募に、副市長は今A社が決められたと、こういうように答弁をされましたが、私なりに推測で物を申し上げたらいけないんで、なぜ、どこが、私はやめるんよと言われた理由がわかると思うんです、モニタリングをされとったらです。今回は、それが要するに、1回目は8月だったですね、お一方がエントリーされたけど、うまくそぐわなかった。それから、2回目のときは全然なかった。3回目は、急遽ホームページから消して、公募をしなかった。4回目になって、2回目にやっていると。

ちょっともとに質問を戻しますが、つまり重平議員も言われたように、12月議会にやらなければいけないわけですよ。そのためには、逆算したら、この手続を踏まなきゃいけないんですけど、なぜ要するにそれができなかったかということなんです。これは、大事なことなんです。なぜ大事かと申しますと、手引きがないもんで、朝6時ごろ起きて、インターネットで検索してたら、要するに平成28年度の監査結果というのが、そこでぷっと出てきたんで、そこへクリックをしていきますと、あれなんですよ。この手引きというのがあったんですけど、その手引きを青いところから出てこなかったんですけど、要はちゃんと手順を踏まなければいけないということができていないんです。ここのところが、非常に大事です。年が明けて、2月にやればいいというもんじゃないんです。その監査には、市長が4人の監査委員に対して、前回の初めてのときです、こう書いてあるわけです。ちゃんと手順を踏んで、11月ごろからでしたけど、やってるよと報告があるんです。ところが、どうです、今回も同じじゃないですか。この4人の監査委員は、合議で決められたことがちゃんと手順を踏みなさいよと言われてる、4人の監査委員が合議でね。4人の監査委員が合議をされたということは、非常に重要なことです。今、手引きで出していた5ページのところが、ちゃんと励行されてないんですよ。前回のときもそうだし、今回もそうです。なぜ同じそのような轍を踏まなければいけないかということをお聞きしたいわけです。じゃあ、どうやって反省をするんですかということです。いいですか。

2つ目、質問を長々と言ってるんじゃないやありませんよ、わかりやすく私は説明をしているわけなんです。それで、次の質問なんです、例えばモニタリングをなされてない、モニタリングをしたとしても十分な実績が上がってないということがあった、結果から。そうしますと、美作市の公の施設の指定の手続等に関する条例の第4条第2項と第3項に私は該当するんじゃないかと思えます、今回のA社につきましてはですよ。それがどこに通信簿のところにしているんですか。仕様書の中にも、ちゃんとうまくいかなければ、要

するに出ていなければ、不履行の責任を負うとも書いてあるわけです。こういうことをいろいろキャッチボールするんが、頼みっ放しじゃなくて、頼む側の役目でしょう。むしろお願いをしとるわけですから、いろいろ困ったことがあったらこちらからしますよと、そういう歩み寄りもしなきゃいけない。指定管理者制度というのは、そういうもんです。ですから、今言った質問は、そういう実績があるのであれば、条例の第4項第2項、3項に該当して資格はないんじゃないかなと、厳しい表現ですが、私はそう思います。そういうことはどういうふうに評価されてるんかということです。

それから、次の質問です。今回の指定管理料は、平成30年3月28日の市とA社の協議書をほごにするものではないかなと私は思います。具体的にそれを言いますと、重平議員は、はっきり覚えてませんが、一般質問では答弁として、いろいろと努力したがうまくいかなかった、今回の額に決めたと、それ的な、部長、答弁されましたよ。私は、そんな虫のいい話はないと思います。なぜかといえば、30年3月28日にA社と市がそういうふうにして頑張ろうと、こう言ってるわけです。それをうまくいかなかったと言って、そんなことは言えないでしょう。厳しい表現をすれば、みずからの営業努力不足もあるだろうし、それから改修の判断を誤った市にも責任があると思う。27施設を、あれを畳の部屋に残しておけば、近くの方も新年会もできる、忘年会もできるわけですよ。その協定書の中には、ちゃんとお客さんがあると、こういうようなことを書かれて、みずからA社はやってるわけです。そういうことで、質問は、冒頭言いましたように、その協議書をみずから提案し、市と協議した、その約束事に抵触すると思うんですが、いかがですかということですよ。それは、いろいろと要するに分離した今回の公募にエントリーをしとるということも含めてです。

以上、何点か申し上げました。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

まず、モニタリングということにつきましては、先ほども申し上げましたけど、愛の村パークにつきましては、毎月定例会を開催して、担当者のほうでモニタリングを現在ではしております。

今回、指定管理者の新しい期間の候補者として提案をさせていただいておりますけど、これは先ほどお配りした募集要項、業務仕様書に従って申請をいただいたことを審査いたしまして提案をしているものでございますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

それから、12月議会に提案しなかったという、当然こちらのほうも12月議会に向けて、1回目、2回目と募集したわけですけど、それが決めることができませんでした。現在の条例では公募が原則となっておりますので、この手引きもございますけど、今回のようになかなか候補者が決められない場合の手続のあり方については再検討する必要があるのかなというふうに、これは余談ですけど、考えておりますし、それから条例にある資格があるのかということもございますが、これは応募いただいた中で資格があると判断したものを審査して、候補者として選定しとるということもございます。

それから、協議書という意味がよくあれですけど、それが指定管理者と交わしておる、現在の指定管理期間によるものでしたら、その指定管理期間に限った協議ということになると思います。指定管理料につきましては、1回目、2回目と応募がなくて、4回目の分では、予算のほうでも質問をいただいておりますけど、過去の実績をもとに指定管理料の限度額を算定したものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

最初のモニタリングのところで、モニタリングした評価が生きされとるかどうかということを質問者はされたんですけど、それに対する答えだったかどうかというのはちょっと疑問なところもあるように思うんですけど、

ど。

部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

募集要項なりを御照会いただいてモニタリングのことを御照会いただきましたが、令和2年度からの指定管理の期間においても、その募集要項なりに従ったモニタリングを実施して、条例の目的なり、それから指定管理者の能力を十分発揮していただいて、施設の管理がしていただけるようにモニタリングのほうに取り組んでいきたいというふうに思います。

**議長（岡本 泰介君）**

いやいや、違う。

質問者は、モニタリングしたときの評価が今回の契約に生かされているのかということ聞かれてる。

〔4番岡野鉄舟君「マイナスがあったんじゃないの」と呼ぶ〕

**経済部長（遠藤 宏一君）**

今回の候補者の選定につきましては、先ほども申しましたが、募集要項、それから業務仕様書に従って、改めて申請をいただいて、その内容を審査して、2者から応募がありましたけど、上位のものを候補者と選定して、今回候補者としてお願いしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「言ようことが違う。議長、言ようことが違うが」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっと違うんですけど。部長、質問者は、過去3年間のモニタリングをいろいろされて、その評価が今回の選定に生かされたのかということ聞かれてるんですけど。これからのことを言ようられるんじゃない。今回、この共立を選ばれたことに対して評価が生かされたのかということ、過去3年間の評価が生かされたのかということ聞かれてる。そうでしょう。

部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

繰り返しになりますけど、応募書類、それからプレゼンテーションを行って、選定委員会のほうで審査を行いまして、その結果に基づいて上位のものを提案しておるということで御理解いただきたいと思ひます。

〔4番岡野鉄舟君「議長、産業委員会のほうへ、本件に関してはバトンタッチいたします」と呼ぶ〕

**議長（岡本 泰介君）**

わかりました。

それでは続きまして、通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**〔質問席〕

私のほうは、今岡野議員のほう詳しくずっと聞かれたんで、おおむね内訳の分はわかるんですけど、私は経緯についてということで質問してますんで、改めて質問したいんですけど。特に私の頭の記憶の中にあるのは、29年度に愛の村を改修する予算案を出されたときに、1億円少しの金額だったと思うんですけど、複数年経営をしてもらったら元が取れる、なぜならば改修計画そのものは、指定管理者となる団体、つまり共立メンテナンスのほうからの提案で、収支のことについて議員の質問があったんですけど、収支は一切考える必要はない、向こうの提案ですので、何年かしてもらったら、はっきり年数等は多分言われなかったと思うんですけど、元が取れるどころか、もうかるんだというふうに言われました。現実的には、1億円少し

上でしたんで、あれは辺地債だったと思うんで、2年では元が取れないんですけど、3年したら元が取れてもうけになる。今までは、2年しかないんですね。それを今までの部長の説明では、多分その金額、1,000万円下げた金額ではお客さんが少ないんでやれないから、もともと1,000万円下げる前の数字にしてくれと、こういうふうに言われたから、そうなるんですよというふうに説明されたと思うんです。ということは、向こうの提案を一旦口約束して、僕は向こうの提案って言われたんですけど、部長のほうは協議をしたとか言われたんで、少し理解できないこともあるんですけど、向こうから提案された部分を言われてないっていうのは、信義に反する部分が1点ある。

それから、もう一点は、岩江議員の質問のときに草刈りができてないよってさんざん言われて、部長のほうから、弁護士とも相談して協議しますと言うて、できてないことは多分事実だろうと思うんです。私は現場を確認してませんので、はっきり言えないんですけど。弁護士と協議するっていうのは、これも信義に反することだと思うんです。

これからが質問なんですけど、私の記憶の中では、そういう2件の問題があったのを、普通であれば、そういう信義に反する部分については、指定管理者の申請をするときに、あなた、少し今までのやり方はおかしいから申請してもらってもだめですよと、入り口でお断りするのが普通だと思うんですけど、それをいいですよっていうことで通して、普通のテーブルに置いたということは、これはどういう理由だったんですかというのを聞きたい。それは、特に決められたのは選定委員会のほうで決められたと思うんで、先ほどの選定委員会の部分は政策審議監が委員長さんですかね。会議でその話が出てきたんか。知らないとは言われないうと思うんです、議会にずっとおられたもんで、この2件の問題について。これは、担当部からその話があるのは事実だと思うし、なければ、選定委員会の委員さんってのは全部知っておられると思うんで、その中で、じゃあこのことについては、さっきちらっとだけ見たんですけど、点数の中で信頼関係っていうのがあって、その減額だけでいこうと言ったのか。言ったんでしょね、そういうことでないと、結果が出てくるんで。そのあたりを少し話を聞きたいなど。ここの議員の皆さんも同じことを聞いているはずなんです。一番の疑問点はその2つをなしでいいよということを決めた理由を聞きたい。

**議長（岡本 泰介君）**

政策審議監。

**政策審議監（春名 利亮君）**

御質問でございますが、初めに、これについては申請書が指定管理を受けたいということで申請者のほうから出てまいりました。これについて、まずは書類審査等をして、会社の概要等を見るわけですけど、それについてはまず通ったということで、選定委員会のほうへ、この者について選定してほしいということで選定が参っております。

中の質疑の内容等は、詳細まではちょっと言えない分もありますが、その中で今おっしゃってるA社については、事業計画等でも、いわゆる草刈りですね、草刈りについては十分な今までの反省をもとに事業計画を行って、今回のところは残ってるところはやるし、もし新しく指定管理者となった場合は、十分な計画を持ってやるというふうな計画を出されております。そのようなことを新たな土台に乗ったとして、選定委員会のほうでは判断をさせていただいております。

また、愛の村につきましては、募集要項のほうにもありますが、たしか愛の村本館のほうで、宿泊施設で収益が増収が図られた場合は指定管理料の減額等について協議を行うものというものもありまして、それについても当然のことながら承諾をされての申請と思われまますので、それについて今後、まだ候補者となっておりますが、それからまだ収益等のことは進んでおりませんが、そのことについては十分検討できるので

はないかと考えております。

3番（岩崎 清治君）

いいですか。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私の質問と答えが少しずれてる。というのは、選定委員会の審査をする前段のところで信頼関係が崩れて、本来であれば、指定管理のしてる部分で途中で指定管理の部分を取り消すような、仕様書に書いてあるのができてないわけです、ような状況なのに、それを第1次に申請を受け付けた部分について、そこから先の審査の話はいいんですよ、受け付けた部分について信頼関係がずれてた部分についてはどういう議論をされて、それがそうではなしに信頼が置けるという判断をされたと思うんですけども、そのあたりの議論はどうなんですかという話を聞いているんです。再度。

議長（岡本 泰介君）

政策審議監。

政策審議監（春名 利亮君）

前段のお話ということでございますが、先ほど来遠藤経済部長のほうからもありますように、モニタリング等は実施しており、それで現在の指定管理者の方とも十分担当部署のほうで協議を進めているということで、信頼面については回復しているものと私は考えております。

3番（岩崎 清治君）

いいですか。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

信頼面があるということならば、先ほど言いましたように、市の負担分がゼロになりますよ、もうかりますよと言って、改修工事を、先ほど言いましたA社とかという言葉じゃなしに、名前が出てるんで、共立メンテナンスのほうから言われたんですよ。収支計算書は、市のほうで考える必要ないですよって、提案説明のときにさんざん言われたんです。議事録を見てもろうたらわかります。向こうから言ってきたんです。それが、その収支計算書ではできませんでしたって。そりゃあ、できなかつたら、次の前段で金額を変えるしかないんです。だけど、言ってきたことに関しては、これは信義に反するよと、信用が少し落ちますよという話をしてるわけです。ゼロじゃないですよ。やってみにゃあわからんところがあるわけです。

その次に、仕様書について草刈りはしますよっていうのについて、これは多分草刈りはされてないわけです。というのは、なぜかと言うたら、今までの議論の中で、弁護士と協議をしますということで、減額はされてないわけです。本来だったら、仕様書の部分でされてなかったら減額されるわけですね。それをされてない。こういう状況をもとに普通のテーブルに乗せたのはなぜですかというのを一切議論されずに、そういうふうな選定委員会をされたのか、議論されたんだったら、どういう中身ですかという、選定委員会の委員長さんにお尋ねする。一般では、おかしいでしょうっていうのが普通ですよ。わかりますか、言ってる意味が。

[政策審議監春名利亮君「はい」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

政策審議監。

**政策審議監（春名 利亮君）**

先ほど来言っておりますように、担当部署のほうで判断されて、それについては信義について回復しているという認識のもとにやらせていただいております。

〔「それは違うわ」と呼ぶ者あり〕

**3番（岩崎 清治君）**

それはね。終わりですからいいですけど、選定委員会の委員長をやめてください。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了しました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第28号の質疑を終了いたしました。

続きまして、議案第28号「武蔵の里関連施設の指定管理者の……」。

〔「29号」と呼ぶ者あり〕

ごめんなさい、何号と言うたかな。議案第29号「武蔵の里関連施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

愛の村とダブる共通的な部分はやめます、余りにも格好が悪いんで。

では、議案第29号「武蔵の里関連」を質問いたしますね、通告に基づきまして。

第1点は、何ゆえ指定管理期間が1年か。ダブるところもありますが、私なりに質問してみたいこともありますので、質問をいたします。

2点、何ゆえ指定管理の対象を愛の村パークと分離したのか。これも若干ダブるところがありますが、せっかく通告をしておりますので、申し上げます。

3番目ですが、指定管理者選定委員会の選定結果全般と公の施設条例の整合性。本来であれば、この武蔵の里についても仕様書をいただくんですが、割愛をいたします。条例がありますので、大体仕様書のイメージはわかりますので、よしとして質問をいたします。

武蔵の里関連施設というのは、3つあります。楽市楽座、研修センター、交流館とあるんですが、どのような仕様書をつくって公募をしたのか。遠藤部長、それは過去の話をしてんじゃないですよ、今度は将来の話をしておりますので。それが、今回の評価点にどのように出てるかという質問でございます。

今、議長、1回目の質問でしたね。

**議長（岡本 泰介君）**

はい、1回目です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

とりあえず、それでいいです。ごめんなさい。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

答弁が重複するようなどころもございますけど、答弁させていただきます。

まず、指定管理期間がなぜ1年かということですが、これにつきましては、令和元年12月議会において五輪場の建てかえの議論がありましたが、建てかえの検討に着手すると、施設の休館を含め、運営内容が大きく変更となる可能性が高まることから指定期間を見直して、1年といたしました。募集の際に、指定の期間を3年間として、その間に施設の一部を休館にする可能性があるとするよりも、応募者に対して期間を明確に示しておいたほうがよいと判断して、募集要項を変更したものでございます。

それから、なぜ愛の村と分離したのかということですが、武蔵の里関連施設の指定期間を1年としたことから、指定の期間が3年間である愛の村パークと一体的な管理を行わなければならないことには該当しないと判断して、分離して募集を行いました。ただし、先ほども申し上げましたが、募集要項には両施設の申請ができるようにしまして、両方の施設にも応募できるし、どちらか一方の施設だけの応募もできるとして、より応募しやすい条件といたしました。

それから、選定結果全般と条例との整合性ということで、これも先ほどと同じになるんですが、募集要項、それから業務仕様書には、武蔵の里関連施設は各施設が条例が何本かございますが、各施設の設置目的を記して募集をしております。その●運営●に従って応募をいただいております。選定結果については審査結果を公表しておりますけど、6項目のうち、管理を安定して行う人的及び物的能力が高いとの評価を得たというふうに考えておまして、その条例との整合性についても、審査委員会において審査書類を審査して、その結果、確保されていると判断して、候補者として選定したものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

じゃあ具体的に質問いたしますよ、仕様書がないんで、条例に基づいて。

まず、楽市楽座では、いいですか、地域で生産される農産物及び農産加工等を販売し、地域産業の振興を図るとともに、都市と地域住民の触れ合いの場として農産物等販売施設を設置すると、これは恐らく仕様書では言われてると思うんですが。そして、次の研修センターでは、このように書いてあるわけです。剣聖宮本武蔵の生誕地であり、剣道を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とするとともに、各種団体、企業の健全な研修の場、都市農村交流及び観光振興の拠点となる武蔵の里研修センターを設置すると、こうあるんです。そして、交流館につきましては、都市と農村がお互いの歴史、文化、自然等を大切にしながら、相互理解の上に立って、楽しみながら地域間を越えて共生し、地域の活性化、住民福祉の向上を図る拠点として武蔵の里交流館を設置すると。この条例の目的について、候補者はどういうふうなプレゼンをなさって、その評価が審査項目のところにそれぞれ出ているんですかということです。部長、よろしいですか。過去の話をしてんじゃないですよ。将来的な話をしてるんですよ。それが1点目です。

それで、具体的な通信簿を手元に（聴取不能）見てるんですが、2番目の施設の効用を最大限発揮するものであるということが、候補者と次順位者が同じ小数点第2位までで24.75なんです。7人の審査委員がおられて、持ち点のデリバリーをどういうふうにされてるんかわかりませんが、少数第2桁まで点数が同じになるっていうのは、非常に至難のわざです。どうしてこういうふうになったのかということです。

それから、5番目の項目で、指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できると、この項目について、候補者は9.95なんです。次順位者の方は8.9なんです。1点ほど高いんです、候補者の方が。

今、条例をちょっと目的を読み上げましたが、まさに地域貢献というのはこのあたりのことなんですけども、どのようなプレゼンがあって、これをどういうふうに評価があったんでしょうかという、細かい質問でございます。とりあえず、2回目の質問といたします。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

候補者のプレゼンということでございますが、繰り返しになりますけど、設置目的を示した上で事業計画なりを示して、候補者のほうはプレゼンをされて、選定委員会で審査をしまして、先ほど何点かの点で点数を申されましたけど、それは審査委員会が集合体として評価をしたもので、点数の上位であったものを候補者として選定して、提案をさせていただいております。よろしくお願ひします。

**議長（岡本 泰介君）**

部長、プレゼンの内容については言えないということですか。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

はい。

[4番岡野鉄舟君「答弁ないんですか、今議長が言われたことは。もうやめましょう。3回に行きます」と呼ぶ]

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

1問いたします。

部長は、何回も言われております。12月議会で建てかえの議論が出て、募集要項を3年から1年へ変更したとあります。公の公共施設等の総合管理計画はいまだに日の目を浴びてない中で、どうしてこんなことが軽々に言えるわけですか、議会に一言の相談もなく。加えて、昨日の質問では、公設民営で10年もする云々かんぬんということがあります。こんなことを本会議で言えば、みまちゃんを見ておられる方は、そうなんかというふうに信用されますよ。どうしてこういうようなことをできるのか。これは、市長に聞いてもいいんですが、どなたが答えられてもいいです。責任ある答弁をしてください。議会軽視どころか、議会無視です。予算もないのに、こんなことが言えるはずがないです。3点目の質問は、これ1点だけです。

**議長（岡本 泰介君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

これは議会をどう受けとめるかということなんですけど、私どもとしましては、12月議会で建てかえの必要性についての質問がございました。また、その前段として行政懇談会がありまして、地元から非常に強い要望が出ておりました。そこで、12月の議会の中でその方向で検討せざるを得ないんだろうという、たしか答弁を私のほうでしておりました。そういう意味では、議会の前でそういう方向性について大まかに議論をさせていただき、当局の考え方について御説明をしたつもりでございますので、それをもって議会軽視ではないんじゃないかと私どもとしては思っているわけでありまして。

[「そのとおりです」と呼ぶ者あり]

**4番（岡野 鉄舟君）**

質問3回目、終わり。



議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了しま……。

済いません。失礼しました。

続きまして、通告順番2番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

武蔵の里の関連施設については、去年の決算の審査のときに、副市長のほうがおられたときに質問をいたしましたので、副市長のほうからお答えをいただきたいと思うんですけど、そのときの質問は、武蔵神社の前のモミの木が、平面的に言うと、三角形のものが台形になってしまってるって、木の真ん中をぶち切ったという話をした中で、これははっきりした記憶はないんですけど、職員との話の中では、強剪定をした。私のほうは、強剪定じゃない、木の価値観が下がっていると、大分議論をしたんですけど、それは人それぞれの考えなもので、そのことをとやかくそのときには言わなかったんですけど、その関連で、その切った木を燃やされたわけです。俗に言う野焼きです。ついきのう、地域の議員から聞くと、燃やしたことによって消防自動車が出動したんだという話を決算特別委員会のときに副市長にさせていただきました。副市長のほうは、事実確認をして、それ相当の対応をとるといふふうに言われたんですけど、同じ業者の名前が書いてあるんで、どういうふうに対応をとられたのか。普通、そのときも言ったと思うんですけど、一般の業者であれば、産業廃棄物の資格を持っておられるとこだったら、それが資格を取り上げられたり、指名停止になったり、廃業する可能性まであるわけです。それをどのようにされたのかっていうのを、まず第1点。

それで、先ほどの選定委員会の委員長さんもそのときおられたわけですから、選定委員会でその議論もどうされたのかなど。普通では考えれんような話なんですけど、そのあたりの確認をしたのか、してないか。確認した場合には、どういうふうな対応をとられたのか、それを選定委員会でどのように考えられたのかということをお尋ねをいたします。

いや、副市長にストレートで話ししています。

〔「政策審議監もおるがな」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）

伐採した樹木をそこの場所で焼却したというお話をいただきました。業者に対しましては、基本的には担当部局のほうから関係法令の遵守についてはお話を間違いなくしておと思いますし、また今お話しのように、それが犯罪行為として警察等で摘発されたりしますと、廃掃法や建設業法にひっかかるということは、間接してもございますので、そうした面も含めて部局のほうから管理者のほうに情報が渡っておりますし、指導をやっていただいているというふうに思っております。

議長（岡本 泰介君）

2項目め。

政策審議監。

政策審議監（春名 利亮君）

済いません。野焼きの件につきましては、選定委員会のほうでは話は出ておりません。これについては、先ほど副市長が申しましたように、既に処置されているものと私のほうは思っておりますが、選定委員会のほうでは話は出ておりません。

議長（岡本 泰介君）

岩崎委員。

**3番（岩崎 清治君）**

私は、そのときに言ったと思うんです。市が直接管理をして、市の行為でも一緒なんですけど、してるようなところの業者がそれをした場合に、今の土建のほうの業者が同じことをされても言えなくなるよと。副市長のほうは、調査をして、法的にちゃんとしますよと言われてたはずなんです。もし何だったら、議事録を見てもらったら結構なんですけど、決算特別委員会です。はっきりそのように言われて、そのときはわからなかった。調査をしますと言われてた。事実でなければ、事実でないでいいんです。ただ、消防自動車まで来て、その後対応したんだというふうに私は聞いたもんで、私の聞き間違いだったら済いませんっていう話なんですけど。ただ、今現在でも、野焼きをした跡形が黒く残ってるよという話も聞いております。これは、逆に言えば、大きな問題ですよ、市としては。それを他人任せでされてるんですか。私は、副市長のほうへ直接そのときに話をしたんです。再度お答えを願います。

**議長（岡本 泰介君）**

副市長。

**副市長（荒木 利明君）**

再度の質問にお答えします。

岩崎議員も御承知のとおり、市役所というのは組織で動いております。ですので、直接お話があったものを全て本人が動くという形には組織上はなっていないというふうな認識はしております。ですので、そういった御意見をいただいたときには、担当部局も同時に聞いておりますから、それがきちっと伝わって行って指導ができるという形になるというふうに認識しております。

**3番（岩崎 清治君）**

ええですか。

**議長（岡本 泰介君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

じゃあ、担当部局が聞いてるんで、私は知りませんよと。実際、業者さんがしたら指名停止になるんですよ。資格も取り上げの場合もありますよね、先ほど副市長も言われてましたけど。

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

じゃから、後の結果報告も受けずにそのまま済まされたのかな。もし何でしたら、担当のほうから、部長のほうからその後話をされて、木のことを言っていないんです。野焼きのことを最終的な話としてしてるんです。これは法的に破ってることでないかということで、ペナルティーをどう科したのかと、行政としてね。行政としてですよ、指定管理者の指定したところという意味ではなしに。同じ美作市なんですけど、ペナルティーを本来は科さなければいけないだろうと。それをどんなふうなペナルティーを科したのかなと。そういうことについては、本来は選定委員会の委員長も決算特別委員会におられたわけです。一切耳に残ってなければ仕方がないんですけど、誰からもその話が選定委員会のときになかったら、それは非常におかしい話じゃないかな。私どもは一生懸命勉強しながら、おかしい、直さなきゃいけないことを言ってるわけです。そのあたりを含めて、もう少し真摯に聞いてもらって、対応できるものはしてもらいたいなど。はっきり言うて、ここの業者については、先ほどの件も含めて、門前払いの話ですよということも含めてなんですけどね。

3回目ですから、大した答えが出てこないと思うんで、産業建設委員会のほうへ後はお任せして、答えら

れそうにないんで、よろしいです。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了しました。  
他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第29号の質疑を終了いたします。  
お諮りします。  
本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。  
よろしいですか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

ただいまの会議時間の延長に対して御異議がございましたので、起立により採決いたします。  
本日の会議時間を延長することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、会議時間を延長することは可決されました。  
それでは続きまして、議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」について、質疑を行います。  
それでは、発言通告順に発言を許可します。  
通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算」について、質問いたします。  
予算の6ページの第2表繰越明許費があります。  
款6農林水産業費、それから8土木費、関連事業の内容と繰り越しの理由、それから次のページ、7ページの第3表債務負担行為補正の1、追加、武蔵の里関連の予算内容と積算根拠、それから同じく愛の村パークの予算内容と積算根拠でございます。よろしくお願いします。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**

それでは、私のほうからは、2表繰越明許費について答弁をさせていただきます。  
最初に、農林水産業費、農業費、農地耕作条件改善事業ですが、暗渠排水事業で地権者との調整や確認作業に日数を要しまして、年度内の完了が不可能になったということで繰り越しを行うものです。  
続きまして、林業費、林業整備事業費は、竹の頭ダルガ峰ミハラシ線開設工事におきまして、林業者の切り出し作業との調整で、林業作業を優先したために着工時期がおくれ、工期内完了ができなかったことによる繰り越しです。  
それから続きまして、土木費、道路橋梁費です。最初に、防災・安全交付金事業ですが、これは市道の危険のり面の安全対策を行う工事ですが、関係地権者との調整に時間を要したために年度内完了が困難になったということのための繰り越しということになります。

それから続きまして、公共施設等適正管理推進事業です。これは、既存の市道のり面の長寿命化対策として、のり面補修を実施する工事ですが……。

〔4番岡野鉄舟君「何を実施」と呼ぶ〕

補修工事。のり面補修を実施する工事ですが、工事箇所の隣接地権者との調整や、それから工法検討にちよつと時間を要しまして、年度内完了が困難になったことによる繰り越しです。

それから続きまして、社会資本整備総合交付金事業、これは道路改良事業で、市道川北田淵線を実施しておりますが、この工事がため池を落水してからの工事となりますので、施工期間が限られております。降雨の影響等もあって、水位が上昇したら工事ができないということもありまして進捗がおくれまして、年度内完了が困難になったということでございます。

それから次が河川費で、緊急自然災害防止対策事業です。これは、9月補正をお願いして事業化になった事業ですが、市が管理する普通河川の防災・減災対策工事としまして、しゅんせつ、護岸整備、パラペット、フラップゲート等の整備を行っておりますが、詳細設計や河川協議に時間を要し着工がおくれ、一部の工事で年度内完了が困難になったというものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

それでは私のほうから、まず第2表の繰越明許費の款6農林水産業費、項2林業費の森林研究整備機構森林整備センター分収造林保育事業726万円でございますが、こちらの内容と繰越理由でございますが、この事業は兵庫県佐用町若州というところでございますが、東粟倉地域の東青野から兵庫県側に隣接する地域がありますが、こちらに美作市の市有林がございます。この保育事業を行うもので、内容としましては、改植として面積2.2ヘクタールに杉の植栽6,600本、それから獣害防護柵延長1,432メートルを設置をするものです。繰り越しの理由でございますが、現地までの作業道、これが総延長1,500メートル程度ありますが、3カ所においてのり面が崩落してきたために作業道が塞がれて資材の搬入ができなくなりまして、年度内完了ができなくなったということで繰り越しをお願いするもので、3月末の完成を見込んでおりましたが、現在5月末完成を見込んでおるところでございます。

それから続いて、第3表債務負担行為補正の追加で、武蔵の里関連施設管理運営事業、それから愛の村パーク管理運営事業、こちらは関係しますんで、両方まとめて答弁をさせていただきます。

まず、この指定管理の期間ですが、武蔵の里関連施設は1年間、愛の村パークは3年間としております。

指定管理料の積算根拠でございますが、両施設に指定管理者制度を導入した際に、3年間で1億9,000万円の指定管理料を設定しております。その額は、この両施設の平成25年度から平成27年度まで3年間の収支不足額をもとに算出したものでして、令和2年度からの指定管理料の積算は、その当初の算定をしたそれぞれの施設の収支不足額の割合を出しまして、1億9,000万円を案分して、消費税率分の改正を加味しております。具体的には、1億9,000万円の根拠となった、市が直接運営していたときでございますが、平成25年から平成27年度3年間のそれぞれの収支不足額の年平均は、武蔵の里関連施設が4,043万6,000円、愛の村パークが3,701万6,000円で、合計7,745万2,000円となっております。割合を申しますと、武蔵の里関連施設は52.21%、愛の村パークは47.79%になります。この割合をもとに1億9,000万円を案分すると、武蔵の里関連施設は9,919万5,000円、愛の村パークは9,080万5,000円ということになりまして、この算出した額に消費税率が改正になっておりますので、そのことを加えますと、3年間の場合の指定管理料を申し上げますけど、武蔵の里関連施設が1億103万2,000円、愛の村パークが9,248万7,000円ということになります。武蔵の

里関連施設は、1年間の指定管理料であるため、先ほど申しました1億103万2,000円を3で割りまして、3,367万7,000円を限度額として算出しております。愛の村パークは3年間ですんで、9,248万7,000円を3年間の指定管理料の限度額としております。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

1点だけ、建設部長にお聞きします。

繰越明許になった理由、作業道というのも一つありましたが、地権者とのあれがあつてということなんです。御承知のように、繰越明許費は特定財源をほぼ送りますので、例えば年度が変わった後、例えば出納整理期間内にできないような、そういうような難しい案件もあるのか、そうじゃなくて順調に繰越明許しただけで、事故繰りにはならないようなものなのか、その辺はちょっと様子をお聞かせいただけますか。

**議長（岡本 泰介君）**

建設部長。

**建設部長（春名 隆広君）**

地権者と協議をしまして、地権者の中には市外者の方がおられて、大阪とかありますんで、そういう方と調整をとりながら進めております。工事のほうを発注しておりまして、議員おっしゃったように、事故繰りになるというようなことにならないように対応してまいりたいと考えています。よろしくお願ひします。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

一般会計の交通運行費が1,591万7,000円を減額した。これは1割ぐらいやな。当初予算が1億4,558万1,000円、これの減額になった根拠をちょっと聞きたいんじゃないけども。東粟倉のほうからもよう聞くんじゃないけども、免許証を返納しとるし、町へ出るのにどがいにも不便でかなわんと言ような状況の中で、市民目線で行政をやりよんだったら、その辺の痛みのわかる行政をやってくれんなら、こんなものをここで1割からの減額補正を出しとんじやが、この根拠をちょっと教えてください。

**議長（岡本 泰介君）**

市民部長。

**市民部長（景山 二男君）**

それでは、交通運行費のところの減額でございますが、まず修繕料の170万円の減額でございますが、当初計画しておりましたバスの修繕でございますが、バスの修繕等につきましては、予算等まで至らなかったということで、減額しております。

続きまして、次のページでございます。

バス運行費の委託料836万7,000円の減額でございますが、これは各バス路線によりまして指名競争入札を行っております。指名競争入札をした結果、予算に残額が生じたので、その残額分を減額している状況でございます。

それから、次の民間路線バスの運行費補助金585万円の減額でございますが、これは実績見込みによりま

して減額しているものでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

ということは、この委託料については、運行費の入札のときのバス運行委託料836万7,000円か、これはほんなら当初のあんたらの見込みが高かったというこっちゃな。何を根拠にこういうふうな数字を、誰に相談して、こういうような数字を出しよん、800万円で。800万円高いというていうのは、ちょっととんでもない数字じゃないかと思うで。見込みが甘かったんじゃないんか。

それと、非常に市民の声がここへ届いとんかと届いてないんか知らんけども、こんだけの金を残すような金があるんだったら、もう少し市民の痛みがわかるような行政をやってください。

以上じゃ。

**議長（岡本 泰介君）**

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第30号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第31号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第31号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第32号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第32号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第33号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第33号の質疑を終了いたします。

ちょっと済いません。

先ほど中山議員が体調不良で、ちょっとそこで休まれとるということでございますので、ちょっとしばら

く退席するという事です。

続きまして、議案第34号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第34号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第35号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第35号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第36号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ありませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第36号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第37号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第37号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第38号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第38号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第39号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第39号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」についてですが、本件は予算審査特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、議案第40号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第41号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算」についてですが、本件は予算審査特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、議案第41号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第42号「令和2年度美作市介護保険特別会計予算」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

それでは、42号の「令和2年度美作市介護保険特別会計予算」について、通告の内容を質問いたします。

予算書16ページをお開きいただきたいんですが、まずその款8繰入金の中で、介護給付準備基金繰入金6,700万円ございますが、この根拠は何でしょうかということなんですが、質問の趣旨は、第7期でこれをいろいろ審議をするときに、私と岩崎議員は繰り出しはならんと、こういうようなことも、一般会計もならんと、こう言ってるんですが、今回6,700万円する理由は何でしょうかということです。まず1回目、単純な質問をいたします。

それから、2つ目ですが、同じく16ページに繰越金が600万円、これが多いか少ないかという思いで、対前年で比較してみますと、2,500万円が前年度ですから、4分の1に減っております。これだけ少ないのは、令和元年度の実質収支額というか、これをどの程度にらんだ上での600万円なのかということをお聞きしたいと思います。

**議長（岡本 泰介君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

繰入金の根拠ですが、介護給付費と地域支援事業費の令和2年度の見込み額を42億7,506万1,000円ということで見込みをしております。これに対しまして、ルール分となります第1号被保険者の保険料及び第2号の被保険者、支払基金交付金になりますが、及び国庫負担金、県負担金、それから市の一般会計からの繰入金、これが全てルール分になりますが、これプラス、先ほどの繰越金の600万円を充当しました残額に6,700万円の不足が生じるということで、準備基金のほうから繰り入れを行うということでございます。

それから、前年度の繰越金のことですが、実質収支の見込み額は約1,000万円強ということで、現在のところ予算査定段階で見込んでおまして、そのうちの600万円を途中で繰越金で予算編成したということでございます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

第1点は、今回の令和2年度の準備基金からの繰り入れの6,700万円は、第7期の計画をしたときの、今



でも覚えておりますが、基金の繰り入れが同じ3,800万円で、一般会計からの繰り入れが3,800万円という数字が頭から離れないんですが、そういった数字をやった1年目、2年目と、こういう計画どおりの数字なのか、そうじゃなくて、その計画が変わった上での基金からの繰り入れの6,700万円なんですかということですか。質問の意図はよろしいですか、おわかりです、よろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

第7期当初の計画のときの見込みの額とは、見込みでは一般会計からのルール外の繰り入れっていうものを毎年度当初では考えておりましたが、会計を運営していく上で、やや見込みよりは余裕ができておりますので、一般会計からの繰り入れは現在行わず、準備基金のほうからの繰り入れのみを行っている状況にあります。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

1点だけ。本年度末で介護給付準備基金は現在高見込みはどのくらいになりそうですか。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

今2億2,000万円。前年度末の残高が2億2,000万円ですので、これから6,700万円ですから……。

議会事務局長（尾崎 功三君）

今年度というのは、

〔4番岡野鉄舟君「元年度末の」と呼ぶ〕

元年、2年。

〔4番岡野鉄舟君「準備基金の現在高見込みが、今部長が電卓入れとる方式が正しいと思いますよ」と呼ぶ〕

保健福祉部長（江見 勉君）

2年度末でよろしいですよ。7期……。

〔「ことしの3月31日」と呼ぶ者あり〕

ことしの3月。

〔4番岡野鉄舟君「そりゃあそうだよ」と呼ぶ〕

元年度の末ですね。

〔4番岡野鉄舟君「そうそうそう」と呼ぶ〕

の見込みは、2億2,000万円。

〔4番岡野鉄舟君「2億1,000万円」と呼ぶ〕

2,000万円。

〔4番岡野鉄舟君「2億2,000」と呼ぶ〕

はい。

〔4番岡野鉄舟君「了解」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

よろしいか。

**4 番（岡野 鉄舟君）**

ありがとうございました。終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

はい。

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第42号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第43号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第43号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第44号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第44号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第45号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第45号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第46号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第46号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第47号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計予算」について、質疑を行います。

す。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

それでは、議案第47号の「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計予算」、新設のものなんです、1号、2号あたりでいろいろと議案質疑をしておりますので、その辺を踏まえた上での質問になりますが、2つ質問をいたします。

予算書1ページの第1条の歳入歳出予算が7,294万1,000円となっておりますが、組合解散による美作市が引き受ける財産、負債の各項目の金額を教えてくださいと思います。

それから、今1番目の質問で答えていただいたことをベースにしながら、歳入歳出予算の組み立ての考え方、内容について教えてくださいと思います。

以上、2点です。

#### 議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

#### 保健福祉部長（江見 勉君）

老人福祉施設事業のまず歳入のほうの予算の構成になりますが、組合のほうから美作市が引き受ける財産、負債の各項目の金額ということですが、財政調整基金の清算金が500万円、それから同じく減債基金の清算金が5,428万8,000円、いずれも見込みになりますが、これを財産として引き継ぐということになります。逆に、負債ですが、やすらぎ荘建設に伴う負債の償還額というものが歳出のほうに出てまいりまして、これの償還元金が606万2,000円、それから償還の利子が159万1,000円ということで、財産、負債に関するものの予算に反映されるものが以上の内容になります。これらを含めまして予算の構成ということになりますが、特別養護老人ホーム会計の清算金ということで、これは1,000円を予算で計上しております。それから、先ほど申しました同会計の財政調整基金の清算金が500万円、減債基金の清算金が5,428万8,000円、それからやすらぎ荘の指定管理者から6カ月分の施設利用料が800万円を収入することになります。また、西粟倉村からの事務費の負担金としまして、88万1,000円を予算計上しております。この分担金につきましては、歳出での総務費及び民生費、人件費と事務費になりますが、これの合計565万円の分担金割合15.61%を乗じた額となっております。その残りを一般会計からの繰入金として476万9,000円ということで計上しております。

歳出では、職員1名分の人件費として、総務費の302万3,000円、施設の総合損害共済保険料、修繕料、公会計支援業務委託料として、民生費に262万7,000円、やすらぎ荘の起債に関連して公債費として765万3,000円、財政調整基金、減債基金の積み立てとして諸支出金5,913万8,000円、予備費として50万円を予算計上しております。

#### 議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

1点だけ。わかりやすい説明だったんで、1点だけお聞きします。

議案第2号で財産と負債を引き受ける項目がありまして、ちょうど10ページなんです、そこに地方債現在高が2億9,358万余円あるんですが、このうちどういう計算で、この今の歳出予算の公債費のところへ出てきたんでしょうかというのをちょっと教えてください。単純に、償還期間もわからないし、何ぼで

割っていいんかわからないんで、ちまちました話ですが。

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっとお待ちください。

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

済いません。

先ほど私が答弁したのは、10月以降に支払う償還元金と利子の金額を申し上げました。今回、その支払うもとなる未償還の元金、未償還額は2億8,429万2,000円という……。

[4番岡野鉄舟君「2億9,300万円何がしじゃないの」と呼ぶ]

えっ。

[4番岡野鉄舟君「要するに、その負債を引き継いだ額は、現在高が要するに2億9,358万円でしょう」と呼ぶ]

半年は、組合の会計のほうで払うようになりますので合わなくなります。

**議長（岡本 泰介君）**

ちょっとややこしいんです。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

確認の意味で、質問じゃないんですが、私は頭が単純なもんでして、要するに償還期間で長いものもあれば、短いものもあるし、それをどうするというふうに、私だったらそういう予算の組み方をするんですけど、要するに解散後が10月1日からだから複雑だということですね。だから、それを単純にルールに従って計算すれば、606万円ぐらいの元金になる。そういう理解でよろしいですか。

**議長（岡本 泰介君）**

そうです。

**4番（岡野 鉄舟君）**

わかりました。

以上で大変冗長な質問ばかりしまして、御協力いただきましてありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第42号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第43号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

[「48じゃ」「48号」と呼ぶ者あり]

間違うた。

済いません、済いません。ちょっと全然間違えたことよ。済いません、済いません。全然間違えたことを言いよりました。ごめんなさい。ちょっとページを間違うとりました。済いません。

続きまして、議案第48号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第48号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第49号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第49号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第50号「令和2年度美作市水道事業会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第50号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第51号「令和2年度美作市病院事業会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第51号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第52号「令和2年度美作市下水道事業会計予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで議案第52号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり各委員会及び特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

それでは、ここでちょっと市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

**市長（萩原 誠司君）**

それでは、議長の許可をいただきましたので、新型コロナ関係で来週以降の学校のあり方ということで報告をいたします。

先ほどの議会の休憩中に文教厚生委員会の協議会も開いていただきまして、議員の方々の御意見なども伺いながら、次のような方針で臨みたいと思います。

1、中学校につきましては、来週以降19日まで休業とするということであります。この案件につきましては、今週の1週間でもって相当程度準備ができたというようなこともありますし、学期末試験等も終了しているということがございますので、中学校につきましては、来週からその次の週の19日まで休業という方針でいかがかということでございます。

一方で、小学校につきましては、休校といたしますと、逆にいろんな問題も生ずるという御意見やら、あるいはこのところの状況を拝見をしておりますと、自主的に休ませるとのこと、もちろん出席扱いでございますけれども、私どもとしてはオーケーしてありますけれども、その率が減ってきております。つまり、小学校の御家庭における学校をやっていただくニーズは、具体的に高まっているということもございませぬ。もろもろの予防対策をさらに講じる。先ほど申し上げましたが、スーパー次亜水といったものの提供も含めて、もう一段の対策をする、あるいはスクールバス等についてももう一段の対策をするということ的前提としつつ、とりあえず来週1週間は開校させていただくということの方針といたしております。

なお、この方針につきまして、特段の問題があるかどうか、学校・園及び学童保育の現場の方々の意見を早急に聴取をして、特段の問題がないということであれば、正式にその方向で、あす決定をさせていただきたい、ということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

市長の発言が終わりましたので、議事に入ります。

### 日程第3 請願・陳情について

**議長（岡本 泰介君）**

日程第3、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしております付託表のとおり、請願第1号については文教厚生委員会、陳情第1号は総務委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

なお、請願第1号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

倉地議員、お願いいたします。

〔「議長、その前に」と呼ぶ者あり〕

中山議員が出席されました。

**6番（倉地 重夫君）**〔登壇〕

請願第1号、令和2年2月5日、岡山県美作市議会議長岡本泰介殿。

請願者、岡山市南区内尾739の1、特定非営利活動法人岡山県精神障がい者家族会連合会理事長鶴川克己、津山市大谷471、高次脳機能障害者と家族の集いつるの会会長土井美智江、美作市入田291の2、やまなみ会（障がい者家族会）会長矢代順子。

紹介議員、美作市議会議員倉地重夫。

請願内容、精神障がい者と身体障がい者、知的障がい者の医療費公費助成の格差を解消するための請願。

請願趣旨、精神障がい者の医療費公費助成は、他の身体障がい者、知的障がい者に比べて格差があるので、身体障がい者、知的障がい者と同等の制度にして格差を解消していただきたい。

障がい者の医療費公費助成として、次の2種類があります。

岡山県の制度。心身障がい者医療費、重度障がいの方で1割の自己負担、対象者、1、身体障がい者1、2級（重度）の人、2、療育手帳「A（重度）」の人、3、身体障がい者3級と療育手帳「B（中度）」を持っている人。備考、精神障がい者（重度）が対象になっていない。

国の制度。自立支援医療（対象者は1割の自己負担）、1、育成医療（入院を含む）18歳未満の身体障がい者、2、更生医療（入院を含む）18歳以上の身体障がい者、3、精神通院医療（入院は除く）精神病での通院のみ。備考、精神障がい者の入院は、公費助成の対象になっていない。

請願項目。心身障がい者医療費助成制度において、精神障がい者（重度）は、その対象になっていないので、3割の自己負担である。身体障がい者（重度）、知的障がい者（重度）と同様に1割負担で受診できるように格差を解消していただきたい。2、自立支援医療制度における精神障がい者は、精神病での通院のみが対象となっている。育成医療、更生医療と同様に、入院を助成の対象にしていただき、格差を解消していただきたい。

以上、精神障がい者が他の障がい者と同じように自分たちの望む地域で安心して暮らせるように、心身障がい者（重度）医療費助成制度の対象に精神障がい者を加えること及び自立支援医療制度の精神通院医療に入院を加えることの早期実現を求め、関係機関に意見書を上げてくださるよう請願いたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

紹介が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

〔教育長大川泰栄君「議長、よろしいでしょうか」と呼ぶ〕

教育長より発言を求められましたので、これを許可します。

**教育長（大川 泰栄君）**

済いません。お時間を頂戴いたします。

新型コロナウイルス関連で、市長から中学校を2週間の休校という方針をいただきました。中学校は、来週卒業式を迎えます。そして、来週は公立高校の一般入試でございます。翌週は発表でございます。そうしたことから、入試関連の受験指導及び進路指導につきましては学校への登校ということがございますので、そのあたりは御理解いただきたいということが1つでございます。卒業式等は、最小限の人数で開催したいというふうに考えております。

次に、小学校でございます。小学校は、居場所も含め、市長からは授業を継続してはという方針をいただ

きました。小学校の校長からは、子どもたちの安全・安心という意味、そしてまた兄弟関係ということからも、少し理解が得にくいのではないかというお声もいただいております。これは、皆様方いろいろ市民の方からの御意見をあす、あさって等でお聞かせ願えればというふうに願っております。いずれにしても、子どもたちが生活、地元で過ごす時間が長くなりますので、さまざまな目で見守っていただきたい。そしてまた、家庭内での生活が不規則にならないように、いろいろなところで啓発、御指導を賜りたいと思ひまして、どうぞ御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、念のため最後に申し上げますが、この休校措置といいますのは、学校保健安全法に基づく伝染病を防ぐための休校ということでございますので、最終決定は校長でございますので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

**議長（岡本 泰介君）**

教育長の発言が終わりました。

先ほどからもう一度言います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は25日午前10時からです。

午後 5時34分 散会



令和2年3月17日

(第 8 号)

1. 議事日程（8日目）

（令和2年第1回美作市議会3月定例会）

令和2年3月17日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 発議第2号 新型コロナウイルスに対する緊急経済対策を求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
18番	岡	本	泰	介						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 内 海 健 次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	荒	木	利	明
教 育 長	大	川	泰	栄	政 策 審 議 監	春	名	利	亮
総 務 部 長	岡	本	和	之	危 機 管 理 監	高	山	宏	明
教 育 次 長	山	名	浩	二	市 民 部 長	景	山	二	男
会 計 管 理 者	山	本	和	毅	消 防 長	皆	木	佳	久
環 境 部 長	森	元	浩	之	経 済 部 長	遠	藤	宏	一
保 健 福 祉 部 長	江	見	勉		建 設 部 長	春	名	隆	広
企 画 振 興 部 長 心 得	平	田	幸	春	企 画 振 興 部 長 心 得	春	名	信	明

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長	尾	崎	功	三
課 長	坂	元	省	吾
係 長	金	谷	裕	子

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にありますときは静かにしていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

3月4日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。

17番内海健次議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 発議第2号「新型コロナウイルスに対する緊急経済対策を求める意見書の提出について」

議長（岡本 泰介君）

日程第1、発議第2号「新型コロナウイルスに対する緊急経済対策を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、発議第2号「新型コロナウイルスに対する緊急経済対策を求める意見書の提出について」。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月16日提出。美作市議会議長岡本泰介殿。

提出者、産業建設委員会委員長中山忠明。賛成者、産業建設委員会副委員長倉地重夫。賛成者、産業建設委員会委員山本重行。以下、尾高誉久委員、山本雅彦委員、岩江正行委員。

以上です。

〔以下朗読〕

以上、御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第2号「新型コロナウイルスに対する緊急経済対策を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は25日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午前9時40分 散会

令和2年3月25日

(第 9 号)

1. 議 事 日 程 (9 日 目)

(令和2年第1回美作市議会3月定例会)

令和2年3月25日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案第40号訂正の件

日程第2 議案第50号、議案第1号～議案第52号、陳情第2号、請願第3号～請願第4号、請願第1号、陳情第1号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 発議第3号 精神障害者と知的障害者・身体障害者の公費医療費助成制度の格差解消を求める意見書の提出について

日程第3 議案第54号 新型コロナウイルス感染症対策のための関係条例の整備に関する条例について

追加日程第2 美作市議会議長岡本泰介議長不信任について

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1 番	青 山 慶	2 番	和 田 広 宣
3 番	岩 崎 清 治	4 番	岡 野 鉄 舟
5 番	中 山 忠 明	6 番	倉 地 重 夫
7 番	重 平 直 樹	8 番	安 藤 功
9 番	金 谷 のり子	10 番	山 本 雅 彦
11 番	萬 代 師 一	12 番	山 本 重 行
13 番	尾 高 誉 久	14 番	鈴 木 悦 子
15 番	岩 江 正 行	16 番	日 笠 一 成
17 番	内 海 健 次	18 番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである(0名)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	大 川 泰 栄	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	危 機 管 理 監	高 山 宏 明
教 育 次 長	山 名 浩 二	市 民 部 長	景 山 二 男
会 計 管 理 者	山 本 和 毅	消 防 長	皆 木 佳 久
環 境 部 長	森 元 浩 之	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
保 健 福 祉 部 長	江 見 勉	建 設 部 長	春 名 隆 広
企 画 振 興 部 長 心 得	平 田 幸 春	企 画 振 興 部 長 心 得	春 名 信 明
大 原 総 合 支 所 長	野 村 慎 恵	勝 田 総 合 支 所 長	高 尾 和 弘
危 機 管 理 室 長	栃 岡 雅 之	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	中 村 伸 介

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	坂 元 省 吾
係 長	金 谷 裕 子

**議長（岡本 泰介君）**

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただくようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

17日に引き続き会議を開きます。

議席番号1番青山慶議員が葬儀のため午前中欠席です。議席番号17番内海健次議員が通院のため少しおくれます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

3番岩崎委員長。

**3番（岩崎 清治君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

本日9時30分より議長、委員、市長以下、関係職員出席のもと議会運営委員会を開催し、日程について協議いたしましたので、御報告をいたします。

日程の追加につきまして、「議案第40号訂正の件」を日程第1とし、訂正理由の説明の後、御審議をいただきたいと思っております。

次に、議案第54号「新型コロナウイルス感染症対策のための関係条例の整備に関する条例について」については、日程第3として提案理由の説明の後、即決案件として委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、「議案第40号訂正の件」と議案第54号「新型コロナウイルス感染症対策のための関係条例の整備に関する条例について」を日程に追加し、議題といたします。

## 日程第1 議案第40号訂正の件

**議長（岡本 泰介君）**

初めに、日程第1、「議案第40号訂正の件」についてを議題といたします。

この件につきましては、3月11日付で市長より議案の訂正請求書が提出されております。お手元に配付しておりますので、御確認ください。

それでは、議案第40号訂正の件について、訂正理由の説明を求めます。

副市長。

**副市長（荒木 利明君）〔登壇〕**

それでは、議案第40号訂正の件について、御説明申し上げます。

2月21日に提出させていただきました議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」につきまして、8ページにございます第2表債務負担行為中事項欄の4段目にごございますスクールバス運行業務委託の期間の欄

に「令和2年度から令和5年度まで」とあるものが、正しくは「令和3年度から令和5年度まで」であったことから、美作市議会会議規則第19条の規定に基づき訂正を請求させていただこうとするものでございます。

何とぞ御理解いただき、訂正請求をお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、訂正請求に関する説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

訂正理由の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第40号訂正の件」について、承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって「議案第40号訂正の件」については、承認することに決定いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

議長から発言の許可をいただきましたので、一言報告をさせていただきます。

昨日、3月24日岡山地方裁判所に係属をしておりました株式会社雲海に関する一連の訴訟、これは2つの訴訟があるんですがございますけれども、判決が行われましたので、まずこれについて報告をさせていただきます。

本件訴訟は、大芦高原国際交流の村の指定管理者であった株式会社雲海につきまして、地方自治法第100条に基づき美作市議会に設置された株式会社雲海に関する調査特別委員会による雲海再建策を立案指導した元市長には根源的な責任があるので、市がこうむっている損害について適切な措置を求める。

もう一回言いますと、百条委員会が「雲海再建策を立案指導した元市長には根源的な責任があるので、市がこうむっている損害について適切な措置を求める」、こういう意味合いの議決を平成26年にされたわけがございますけれども、これを受けまして当市が同社への出資金及び指定管理料の支出に関する意思決定に際し、当時の美作市長であった被告の方に裁量権の逸脱があったとして平成27年11月2日付で被告に対して損害賠償を求める訴えの提起を行ってきたものであります。

なお、平成28年3月5日付で被告側から不当訴訟、訴訟そのものに不当性があると、不当訴訟及び名誉毀損を理由として反訴が提起をされたことによって、先ほど冒頭申し上げましたように一連の訴訟という形になったわけがございますが、これら2つの訴訟につきまして合体して判決が行われたわけであります。

その結果でございますが、まず本訴について、判決では被告が在任中株式会社雲海に出資金2,500万円、初年度の指定管理料として1,000万円を支出する旨の政策決定を行ったこと。同社の解散の原因となったのは、社外の一民間人が開業準備期間中に民間同社に多額の支出をさせたことであったこと。結果として、社外の一民間人が雲海の運営を行うこととなったと評価し得ること等が判示されたこと、これは認められたということでございます。しかし、それ以上に被告が雲海の運営を社外の一民間人に委ねることを事前に明示ないし黙示に決定したことまでは認めることができないという事実認定がなされた結果、被告の責任は否定さ



れたわけでありませう。

一方、反訴につきましては、本件訴訟は調査特別委員会の調査結果、そして原告議会、つまり美作市議会のことでございますけれども、美作市議会においても原告がこうむった損害について適切な措置を被告に求めるよう決議がなされたこと等を考慮すると、本訴はつまり美作市が起こした訴訟は、事後的、法律的根拠を欠く不当訴訟ではなく、また訴訟における正当な弁論活動と認められるから、違法な名誉毀損には該当しないとして反訴請求も棄却をされた。両方とも棄却をされたという状況でございます。

今後の話になりますけれども、地方自治法上は第一審の訴訟提起中に議決を経ていれば、特段の事情のない限り控訴に対して改めて美作市議会の議決を得る必要はないとの見解もありますけれども、先ほど述べた訴えの提起に至る経緯、百条委員会が始まりです、訴えの提起に至る経緯及び事案の重大性に鑑み、本判決を受けた対応方針について議長において議会の意向を取りまとめて、期間が限定でございますので、早急に取りまとめていただきたいというのが我々としての思いでございます。

当市といたしましては、議会としての御意向も踏まえつつ相応の措置、しかるべき措置をとることになるかと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

## 日程第2 議案第50号、議案第1号～議案第52号、陳情第2号、請願第3号～請願第4号、請願第1号、陳情第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、「議案第50号、議案第1号～議案第52号、陳情第2号、請願第3号～請願第4号、請願第1号、陳情第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、陳情第2号は平成31年3月4日、請願第3号、請願第4号は12月5日、議案第50号は6月7日、それ以外の議案等は3月4日に各常任委員会及び特別委員会に付託となっております。いずれも各常任委員会及び特別委員会において審議終了の旨報告があり、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

初めに、文教厚生委員長の報告を求めます。

〔5番中山忠明君「議長、動議」と呼ぶ〕

中山議員。

5番（中山 忠明君）

当岡本泰介議長の不信任の動議を出したいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

それでは、内容確認のため暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前11時42分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

大変長らくお待たせいたしました。

青山議員が出席されました。内海副議長が出席されております。

休憩中に文書で動議の提出がございましたので、お手元に配付しております。

先ほど中山議員から私に対する不信任案についての動議が提出されましたので、配付したのをごらんください。

動議の成立についてお諮りします。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

〔起立2人〕

**議長（岡本 泰介君）**

この動議は、1名以上の賛成がありますので成立いたしました。

これより美作市議会議長岡本泰介議長不信任案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

本日の議題とすることは否決となりましたが、動議は成立しておりますので、美作市議会会議規則第21条の規定により本日の最後の日程で議題といたします。

議事に戻りますけれども、1時まで休憩とします。

午前11時44分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

午前中の会議に引き続き会議を再開いたします。

午前中は委員長報告のところから中断しておりますので、そこから始めます。

まず、常任委員長の報告を求めることにいたします。

初めに、文教厚生委員長の報告を求めます。

安藤議員。

**8番（安藤 功君）〔登壇〕**

それでは、失礼をいたします。

ただいまより文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

去る3月6日午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして文教厚生委員会を開催し、委員全員出席のもと執行部より萩原市長、荒木副市長、大川教育長、春名政策審議監のほか担当部長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。

付託の議案は、議案第1号「美作養護老人ホーム組合の解散について」外22件で、審査に当たっては執行部に説明を求め慎重に審査をいたしました。

それでは、審査において議論となった点について、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号「美作養護老人ホーム組合の解散について」、議案第2号「美作養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」、議案第3号「美作養護老人ホーム組合規約の変更について」では、委員よ

り、解散後、美作市に採用されることとなる組合職員の人件費については西粟倉村に負担は求めないのかとの質問があり、執行部より、介護職、看護職については、現在大原病院で不足している専門職員を補うという理由もあることから、採用職員の人件費については西粟倉村に負担は求めないが、解散後に組合の事務を美作市が承継することによる事務経費として職員1名分の人件費と施設管理費等について美作養護老人ホーム組合分担金徴収割合に応じ負担を求めよう西粟倉村と事前協議を行っているとの答弁がございました。

次に、議案第6号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」では、委員より、特別支援教育指導委員会から特別支援教育支援委員会へと名称がなぜ変わったのかとの質問があり、執行部より、小学校から中学校へ、中学校から高校へと一貫した支援を行うため、指導よりも支援が適当であることからの答弁がありました。

委員より、文化財保存活用地域計画を策定するための規則を見ると委員20名とあるが、そのうち費用弁償の対象となるのが何人くらいいるのか。また、開催回数をどのくらい見込んでいるのかとの質問があり、執行部より、費用弁償の対象委員については大学教授や観光関係者、商工関係者など12名程度で、年に3回程度の協議の場を持つように予定しているとの答弁がございました。

また、委員より、任期については地域計画の策定または変更が完了するまでとあるが、この見込みは何年ぐらいかとの質問があり、執行部より、令和2年度から令和4年度までの3年間の委託により計画策定を行う予定との答弁がございました。

委員より、計画策定に3年とのことであるが、全体的なイメージが湧かないので、何を委託し、附属機関は何を協議するのかとの質問があり、執行部より、委託事業者と市の学芸員がともに計画策定や文章作成などを行い、それを附属機関で設置する審議会で諮るとともに、市の観光行政や地域行政などにおいてどう活用できるかを御審議いただいた上で計画を策定するもの。また、地域計画をつくり上げるためには、審議会を設置し専門家の意見を聞くことが必須条件として求められていることから、附属機関として設置するものとの答弁がございました。

委員より、地域計画と文化財の修復計画とは連動していくのかとの質問があり、執行部より、連動するとの答弁がございました。

次に、議案第7号「美作市特別会計条例の一部を改正する条例について」は、質問がございませんでした。

次に、議案第8号「美作市老人福祉施設の資金の積立てに関する基金条例の制定について」では、委員より、美作養護老人ホーム組合の起債償還は何年までかかるのかとの質問があり、執行部より、作東寮分については令和5年、やすらぎ荘分については令和24年までであるとの答弁がございました。

次に、議案第10号「美作市立診療所施設整備基金条例の一部を改正する条例について」では、質疑はございませんでした。

次に、議案第11号「美作市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について」では、委員より、施行日が令和2年4月1日ということだが、この期日で間違いないかとの質問があり、執行部より、間違いございませんとの答弁がございました。

次に、議案第13号「美作市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」では、委員より、少人数のときに支援員の数を2人から1人にすることができることだが、現在該当するクラブがあるのかとの質問があり、執行部より、昨年7月までの土曜日の利用状況は、全クラブで利用児童が2人以下の日が127日中76日で、率にすると約6割となっているとの答弁がありました。

また、委員より、保護者や子どもは支援員が2名いたほうがよい。市が必要となる経費を負担すれば、条例を変えなくてもよいのではないかとの質問があり、執行部より、支援員は2人いたほうが心配はないと思うが、現行の条例では児童が1人の場合でも、午前7時30分から延長があれば午後7時まで2人体制でいなければならない、過剰な配置ではとの声があるとの答弁がありました。

委員より、少数の利用者であったとしても、児童に障がいがあったり特性がある場合には2人体制で行うのかとの質問があり、執行部より、お子さんの状況により、支援員の意見を聞いて人数配置を決めていくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第14号「美作市養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第15号「美作市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について」は、質問はありませんでした。

次に、議案第16号「美作市手話言語条例の制定について」では、委員より、条例施行期日が公布の日となっており、条例には手話通訳ができる職員を配置することになっているが、職員の配置ができていないのかとの質問があり、執行部より、社会福祉課に任期付職員の手話通訳士1名を配置しているとの答弁がありました。

委員より、現在は手話通訳士1名体制ということであるが、需要と供給のバランスはどうかとの質問があり、執行部より、配置している手話通訳士は1名だが、意思疎通支援事業で登録がある手話通訳者は5名おり、現在は対応できているとの答弁がありました。

委員より、聴覚に障がいを持つ方が何人いて、そのうち手話が必要な人は何人いるのかとの質問があり、執行部より、聴覚障がいの手帳所持者は139人で、そのうち手話を使われる方は8人であるとの答弁がありました。

また、委員より、3年をめどに必要ながあれば条例の見直しを行うとあるが、3年未満でも必要があれば見直しをしてほしいとの要望がありました。

次に、議案第17号「美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」では、委員より、コミュニケーション手段の利用について、研修会とか支援のレベルを上げていくためにどのような施策を考えているのかとの質問があり、執行部より、研修会については初期段階として障がいに対する正しい理解を深めることが必要であり、具体的な手段として実際に当事者との触れ合いの体験ができればと考えている。障がいによってコミュニケーション手段は違い、地域の中でさまざまなコミュニケーション手段を使う方がいることを理解することが大事である。障がいの有無にかかわらず、誰もがコミュニケーションができるような施策を講じたいとの答弁がありました。

条例に施策の実施状況を公表するとあるが、いつ、どこで公表するのかとの質問があり、執行部より、年に1回程度、みまちゃんネルや広報紙を通して公表していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、文教厚生委員会での報告もお願いしたいとの要望がありました。

次に、議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」（文教厚生委員会所管分）については、まず教育委員会所管分で、委員より、学校給食費の財源更正について、説明では給食配送車の仕様を変えたと言われたが、車自体の値段は変わっていないのかとの質問があり、執行部より、1.25トンから2トンに変更する必要が生じたことから仕様変更したため、車自体の値段が変わっているとの答弁がありました。

また、委員より、車の値段が変わっているにもかかわらず、なぜ歳出が変わっていないのかとの質問があり、執行部より、6月に640万円の補正をし入札を実施しようとしていたが、仕様変更により137万円が不足したため、納車までに6カ月以上かかることから補正を行ういとまがなく、7月に賃金から予算流用し、8

月に入札を実施したとの答弁がありました。

また、委員より、早い時期での賃金からの流用であるが、もともと賃金を過大に見込んでいたのかとの質問があり、執行部より、賃金は嘱託職員の賃金であるが、人事異動や食数の減少等により当初予定していた調理員の雇用を1名減にしたため、その不用額を流用したものと答弁がありました。

次に、保健福祉部所管分では、委員より、看護奨学生等奨学金の貸し付けが15名の予算が実績3名となった理由は何かとの質問があり、執行部より、美作市スポーツ医療看護専門学校の生徒への貸し付けを見込んだ中で15名分の予算としたが、予想に反して応募が少なかった。具体的な理由はわからないが、返還について貸付年限を市内の医療機関で勤務していただければ返還免除の制度になっており、学校と連携をとってしっかりPRし、少しでも多く利用していただき、市内の医療機関に就職していただけるよう努めたいとの答弁がありました。

委員より、生活保護費の減額について、就労により廃止となったケースがどのくらいあるのかとの質問があり、執行部より、令和元年度2月までで廃止件数が18件あり、このうち4件が就労によるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第31号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」（文教厚生委員会所管分）については、質問がございませんでした。

次に、議案第32号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」では、委員より、介護給付費の増額分に対し国と県からの歳入はあるが、第1号被保険者保険料は変わっていないのはなぜかとの質問があり、執行部より、第1号被保険者保険料で賄う部分を、今回は繰越金を充てているためとの答弁がございました。

次に、議案第36号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第37号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」については、質問はありませんでした。

次に、議案第42号「令和2年度美作市介護保険特別会計予算について」では、委員より、第7期介護保険計画期間中で、第1号被保険者保険料が適正に集められているかどうか知りたいので、わかりやすい表を作成してほしいとの要望がございました。

次に、議案第46号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計予算について」では、委員より、一般管理費の歳出が増えた内容について何が増えたのかとの質問があり、執行部より、会計年度任用職員の任用によるもの、また介護職員の処遇改善のために職員を2名増員したこととの答弁がございました。

委員より、一般会計からの繰り入れが4年後にはなくなるというのは、何を努力してそうなるのかとの質問があり、執行部より、老健建物の起債の償還金約3,000万円があと3年で終わるので、その後収支がプラスに転じる試算であるとの答弁がございました。

次に、議案第47号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計予算について」では、委員より、公会計支援業務委託料とは何かとの質問があり、執行部より、一部事務組合の財務会計処理はシステムを利用していないが、構成市町村に財政状況を提供しなければならず、そのもとの資料を作成するために必要な費用であるとの答弁がありました。

委員より、作東寮建てかえの起債償還費が計上されていないのではとの質問があり、執行部より、老人福祉施設事業特別会計には特別養護老人ホーム部分を計上しており、養護老人ホームの部分は一般会計に予算計上しているとの答弁がありました。

また、委員より、養護老人ホームの部分の予算についても老人福祉施設事業特別会計に含めて予算計上す

べきではないか、組合解散までに再度検討するようとの意見がございました。

次に、議案第48号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」では、委員より、現在の子どもの減少と進学者数、奨学金の貸付状況についてどのように分析しているのかとの質問があり、執行部より、子どもの減少に伴い貸し付けを希望する奨学生も減少してきている。市内各所においてPRなどを行っているが、なかなか増えていない状況である。今後の対策が課題であるが、この奨学金が美作市において経済的な理由により学びたくても学べない子どもたちの進路保障のためにも守っていかなければならないものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第51号「令和2年度美作市病院事業会計予算について」では、委員より、起債の借入れは病院事業債か、また交付税算入率は幾らかとの質問があり、執行部より、起債の借入れは病院事業債と過疎債を予定しており、交付税の算入率は病院事業債は22.5%で、過疎債は70%の算入率であるとの答弁がございました。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託された議案について討論、採決に入り、議案第1号「美作養護老人ホーム組合の解散について」、議案第2号「美作養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」、議案第3号「美作養護老人ホーム組合規約の変更について」、議案第6号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「美作市特別会計条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「美作市老人福祉施設の資金の積立てに関する基金条例の制定について」、議案第10号「美作市立診療所施設整備基金条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「美作市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「美作市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「美作市養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第15号「美作市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について」、議案第16号「美作市手話言語条例の制定について」、議案第17号「美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」、議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」文教厚生委員会所管分、議案第31号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」文教厚生委員会所管分、議案第32号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第36号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第37号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」、議案第42号「令和2年度美作市介護保険特別会計予算」、議案第46号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」、議案第47号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計予算」、議案第48号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」、議案第51号「令和2年度美作市病院事業会計予算」の23議案につきましては、討論はなく、委員全員の賛成により可決されました。

続いて、請願3件について審議いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

請願第1号「精神障害者と身体障害者・知的障害者の医療費公費助成の格差を解消するための請願」につきましては、委員より、医療費公費助成の現状について説明をしてほしいとの意見があり、執行部から説明を受けました。意見はなく討論に入り、委員より、精神障がい者の重度の方の負担軽減は必要であるので、趣旨を理解し、趣旨を踏まえた意見書を提出することに賛成するとの賛成討論。また、他の委員から、精神障がい者の重度の方の自己負担3割を1割にすること、入院医療費も助成の対象にすることの趣旨は理解できるとの賛成討論があり、他に討論はなく、採決を行った結果、全員賛成で請願第1号は採択されました。

続いて、継続審査となっていた請願第3号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」につきましては、執行部から、市職員の看護師、介護福祉士の給与実態、また岡山県社会福祉協議会が

行った賃金実態調査などの資料を提供していただき審議を行いました。委員より、資料によって状況を知ることができたとの意見があり、他に意見はなく討論に入り、委員より、美作市の現状と比較して一概に低いとは言いがたい部分がある。はっきりとした理由がないので難しいとの反対討論があり、他に討論はなく、採決の結果、賛成少数で請願第3号は不採択となりました。

次に、請願第4号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」につきましては、委員より意見はなく討論に入り、委員より、資料から県全体を見たとき介護職自体は低いと思うが、全体のかさ上げということについては、他の職種との関係もあることから今回は反対しますとの反対討論。他の委員から、介護職の給与は低いと思うが、全国を適用地域としたという点については地域性もあると考えるので反対しますとの反対討論があり、他に討論はなく、採決の結果、賛成少数で請願第4号は不採択となりました。

審査の過程においては、このほかにもいろいろな意見が出されております。執行部におかれましては、委員からの意見や要望を真摯に受けとめていただくとともに、しっかりと検討、対応をしていただき、事業執行に当たられますようお願いを申し上げます。文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いを申し上げます。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

5番中山委員長。

#### 5番（中山 忠明君）〔登壇〕

令和2年3月美作市議会定例会産業建設委員会の委員長報告をいたします。

去る3月9日午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして議長及び委員、執行部からは、市長、副市長、政策審議監及び担当部長以下関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論となった点について、御報告申し上げます。

まず、議案第9号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」では、委員より、基金は現代玩具博物館の運営費にも使えるのかとの質問があり、執行部より、2年に1回開催する創作玩具の全国公募展に使用するもので、運営費には使用しないとの答弁がありました。

次に、議案第19号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」では、質疑はありませんでした。

次に、議案第20号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」では、委員より、施設整備の目的と経緯、条例を廃止する理由について質問があり、執行部より、昭和61年度に東栗倉村が地域住民の就労の場を確保することなどを目的に、そうめんを製造するための共同作業所として地域改善対策事業で整備し、2つの地元事業者が操業を始めた。施設用地は東栗倉村が買い上げていたが、平成9年に一事業者が増築した建物を同村が購入した。その後、平成18年に一事業者が廃業、もう一事業者も平成25年に操業を中止した。施設が利活用されていない状況であり、設置条例に素麺工場という名称が入っているため廃止し、普通財産として活用を図りたいとの答弁がありました。

委員より、施設の活用について地域の意見を聞いているのかとの質問があり、執行部より、条例を廃止した後、近隣、地元の意見を伺いながらこの施設の活用を検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、十分理解できないので、継続審議にするべきであるとの意見がありました。

次に、議案第21号「美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例に

ついて」では、質疑はありませんでした。

次に、議案第22号「美作市公共下水道条例の一部を改正する条例について」では、委員より、統合することによっての効果と公共下水道に接続する費用は幾らかとの質問があり、執行部より、統合による削減効果額を年間500万円見込んでいる。平福処理区の接続工事に約4,000万円かかっているので、8年程度で投資した費用の回収が可能であるとの答弁がありました。

委員より、災害時の措置はどのような形を考えているのかとの質問があり、執行部より、現在27ある施設を13施設に統合する計画である。13施設のうち施設が被害を受けた場合は、別の施設へ分散して搬入、処理することを考えている。また、令和2年度に施設の診断等の調査を実施し、中期下水道施設計画に盛り込み、将来的には災害に強い施設にしたいとの答弁がありました。

委員より、統合により廃止した施設は今後どのようにしていくのかとの質問があり、執行部より、処分年限が経過していないので撤去できない状況であり、建物については災害時の備蓄倉庫として活用するよう考えているとの答弁がありました。

次に、議案第23号「市道路線の認定について」では、委員より、本路線は砂利道である、舗装の計画はあるのか、地元から要望があれば舗装できるのかとの質問があり、執行部より、未舗装区間については通行量や路面状態など状況に応じて検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、原地域にも通じる道であるので、原地域まで認定すれば非常時などに効果が出るのではとの質問があり、執行部より、道路沿いには農業用水路があり、農業者の管理用道路となっている。原、山口地域の意見を聞きながら、今後要望があれば安全性の確認や認定基準に照らして検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第28号「美作市愛の村パークの指定管理者の指定について」では、委員より、モニタリングをどのように行っているのか。草刈り作業ができていなかったのは業務の不履行ではないかとの質問があり、執行部より、モニタリングには定期と随時があり、随時として毎月定例会を行っている。草刈り作業は現在区分けをして計画的に行っており、作業がおくれた部分があったが、業務不履行とは思っていないとの答弁がありました。

委員より、草刈り作業について、業務仕様書に従って改善指示を行ったのかとの質問があり、執行部より、平成30年11月19日付で草刈り、樹木管理が不十分であるとして、平成30年12月3日を報告期限として改善指示を送付したところ、同年12月1日付で改善計画の提出があり、草刈り、樹木管理について区画を定め、月別に作業を行うと報告があったとの答弁がありました。

委員より、候補者からどのような経営改善の提案があったのかとの質問があり、執行部より、合宿の受け入れやイベントの開催で利用者を増やす。法事や宴会の料理を見直すとの提案があったと答弁がありました。

委員より、指定管理料が1,000万円増えた理由は何かとの質問があり、執行部より、指定管理料は過去の実績をもとに算定しているとの答弁がありました。

次に、議案第29号「武蔵の里関連施設の指定管理者の指定について」では、委員より、指定管理期間を1年間としたのはなぜかとの質問があり、執行部より、指定管理者の募集は1回目、2回目と行い、3回目において、指定管理期間中に施設の一部を休館とする場合は当該年度までに協議し、年度協定を締結するとの文言を加えていた。施設を休館することになると期間が3年と1年とでは運営の考え方が異なってくるので、募集要項を見直すことが適当と判断し、武蔵の里関連施設は指定管理期間を1年としたとの答弁がありました。



委員より、指定管理期間を1年間にしたのは、五輪坊を建てかえるということだけではなくほかに考えがあったのかとの質問があり、執行部より、期間を1年にしたというのは、五輪坊のお風呂が小さいことからお客様の要望に十分応えられない。また、地元から温泉施設の要望をいただいていた状況がある。しかし、五輪坊の建てかえを決定しているわけではない。地域にあった、より効果がある施設を構想していくために、まずは基本計画をつくることから取り組んでいきたいとの答弁がありました。

委員より、指定管理料が増額になったのはなぜかとの質問があり、執行部より、1回目、2回目の募集は前年度の予算額をベースに募集を行った。1回目の募集では応募者があったものの、市が求める水準を満たすことができなかった。2回目の募集では応募がなかった。3回目では指定管理料に問題があると考え、市が直営で運営していた当時の収支不足額をベースに算定した額を指定管理料として募集を始めたが、中止した。4回目では、愛の村パーク、武蔵の里関連施設、それぞれにおいて市が直営で運営していた当時の収支不足額をベースに消費税率の改定分を加えた額を指定管理料として、指定の期間が異なることから愛の村パークと武蔵の里関連施設に分けて募集を行ったとの答弁がありました。

委員より、1年間の様子を見て2年目以降を決めるのであれば一定の理解をする。産業建設委員会にしっかり報告し、相談してやってほしいとの意見や、五輪坊を建てかえることによる経済効果を示さなければならぬとの意見がありました。

次に、議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」では、環境部所管において、委員より、塵芥処理費のうち工事請負費減額の内訳はどの質問があり、執行部より、旧南部・北部美化センター解体撤去工事の設計の見直しと入札金額により1億1,976万2,000円の減額、美作クリーンセンターの落雷被害による復旧費の確定により2,088万3,000円の減額との答弁がありました。

委員より、歳入の損害等負担金について質問があり、執行部より、美作クリーンセンター長期包括運営業務委託契約の中で、不可抗力による損害等の負担割合について一事業年度において支払われるべき委託料の1%までを受託事業者が負担すると定めており、今年度の委託料の1%相当の211万5,000円を損害負担金として受託事業者が市へ支払うものとの答弁がありました。

次に、経済部所管において、委員より、債務負担行為補正の武蔵の里関連施設管理運営事業の期間が令和2年度から令和2年度の1年間となっている。施設の運営について方向性が聞きたいとの質問があり、執行部より、地元の行政懇談会などで、五輪坊は目的はよかったが観光施設として整備されていないので存続することに無理がある。うまい形で建てかえてほしい。また、整備も急いでほしいと意見があり、議会の一般質問でも同じことがあり、その方向で検討したいと答弁した。その際、明確に期間を定めておけば、1年間としたことについて御理解いただけたのかもしれないとの答弁がありました。

委員より、指定管理者の契約不履行の場合について、文書に書いてあっても執行部は守れていないのではないかとの質問があり、執行部より、契約行為として指定管理者との間で協定書を交わしている。その協定書の中に損害賠償に関する規定があり、施設が壊れたり、故意に施設を壊したりと、限定列挙してある。それをもって損害賠償が成立すると書いてあり、それに該当するかないかが損害賠償になるかどうかの一般的根拠の契約になっている。それを超えないものを損害賠償と言って騒ぐことはなかなかできない。また、業務仕様書では、市と指定管理者で協議、調整を要する事項が定められており、双方で協議をして結論を得るということになっている。協議をした結果、こういう計画を持って指摘のところは直していきますからということ承認しているの、債務不履行とは言えない内容になっているとの答弁がありました。

次に、建設部所管において、委員より、土木債の減額の理由と路線数について質問があり、執行部より、減額の主な理由は、国庫補助事業の裏財源として起債を充てており、事業費が確定したこと及び単独起債事

業に充てる起債の枠によるものである。路線数は、辺地事業債が2路線、過疎事業債は道路改良で12路線、合併特例債で1路線、公共事業債で3路線となっているとの答弁がありました。

委員より、林道整備事業の割り当て減はどの程度であったかとの質問があり、執行部より、当初予算には路線ごとの年次計画に基づき要望額を計上していたが、国からの割り当ては要望額に対し65%であったため減額しているとの答弁がありました。

委員より、林道整備事業の舗装計画について質問があり、執行部より、今年度実施している路線については舗装を計画しているとの答弁がありました。

次に、議案第35号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」では、質疑はありませんでした。

次に、議案第39号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」では、委員より、公共下水道費で減額した旧かんぼの宿の管渠工事をなぜやめたのかとの質問があり、執行部より、公売に対し一昨年に応札者があり話を進めていたが、その後購入を断念されたとの答弁がありました。

次に、議案第45号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」では、質疑はありませんでした。

次に、議案第50号「令和2年度美作市水道事業会計予算」では、委員より、老朽管の更新について今後も計画的に行うようにとの意見がありました。

次に、議案第52号「令和2年度美作市下水道事業会計予算」では、委員より、公共下水道の統合について現在の状況は、また中期下水道施設計画はいつごろ完成するのかとの質問があり、執行部より、現在、中尾・上相処理区、吉処理区、豊田処理区を統合しており、令和元年度末には平福処理区を統合する。また、中期下水道施設計画の全体計画は令和2年度に完了するとの答弁がありました。

全議案の質疑終了後、産業建設委員会へ付託された議案について討論、採決に入り、議案第20号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」は、判然としない部分が多々あるので、この議案については継続審査としてほしいとの意見があり、継続審査とすることについて採決した結果、全員賛成により継続審査とすることになりました。

次に、議案第28号「美作市愛の村パークの指定管理者の指定について」は、反対しますとの反対討論があり、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、議案第29号「武蔵の里関連施設の指定管理者の指定について」は、反対しますとの反対討論があり、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」産業建設委員会所管分につきましては、債務負担行為の3,367万7,000円と9,248万7,000円について説明が納得できないため反対しますとの反対討論があり、採決の結果、賛成少数で否決されました。

以上のほか、議案第9号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、議案第19号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第21号「美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」、議案第22号「美作市公共下水道設置条例等の一部を改正する条例について」、議案第23号「市道路線の認定について」、議案第35号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」、議案第39号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」、議案第45号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」、議案第50号「令和2年度美作市水道事業会計予算」、議案第52号「令和2年度美作市下水道事業会計予算」は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、審査の過程で出された意見や要望を真摯に受けとめるとともに、しっかりと検討をいただき、事業の執行に当たられますようお願いいたしまして、産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

ただいまより10分間休憩いたします。

午後 1 時 57 分 休憩

---

午後 2 時 08 分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に続き会議を開きます。

次に、総務委員長の報告を求めます。

4 番岡野委員長。

**4 番（岡野 鉄舟君）**〔登壇〕

それでは、令和 2 年 3 月美作市議会定例会総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る 3 月 10 日火曜日午前 10 時から、美作市役所 4 階議員控室において総務委員全員出席、執行部より萩原市長、荒木副市長、春名政策審議監、各担当部課長以下関係職員出席のもと総務委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第 4 号「美作市コミュニティハウス等登録条例の制定について」の外条例改正が 3 件。議案第 24 号「美作市新市建設計画の変更について」の外計画の策定、変更が 3 件。令和元年度補正予算では、議案第 30 号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第 6 号）」総務委員会所管分外特別会計補正予算が 3 件。令和 2 年度当初予算では、議案第 43 号「令和 2 年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計」外 2 件。全体で計 16 議案でありました。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め慎重に審議をいたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について、順次御報告申し上げます。

まず、議案第 4 号「美作市コミュニティハウス等登録条例の制定について」では、委員から、今のコミュニティハウス等設置条例の 222 施設のほかに 76 施設あるというのは、この 76 施設についても登録していくのかとの質問があり、執行部より、申請していただき 222 施設と同様に登録をしていくとの答弁がありました。

また、他の委員より、今現在、認可地縁として認可地縁団体の手続を行っている団体数は幾つあるのかとの質問があり、執行部より、125 団体あるとの答弁がありました。

次に、議案第 5 号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例」では、委員より、誰が同行したら印鑑登録できるのか、何で定められているのかとの質問があり、執行部より、法定代理人である。条例には明記していないが、事務処理要領等に定めて事務の統一化を図るようになるとの答弁がありました。

委員より、法定代理人は誰が決定するのかとの質問があり、執行部より、裁判所が決定するとの答弁がありました。

また、執行部より、被後見人になられた方については、その通知が法務局から市民課に来る。市民課ではその通知を受けて、印鑑登録をさせていただいた場合には職権で廃止をし、その旨を対象者の方に通知を送らせていただく。ただし、法定代理人と一緒に来ていただければ再登録できるので、それもあわせてお伝え

するとの答弁がありました。

委員より、社協についても後見人、法定代理人になれるのか。後見人の区別種類はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、社協についても後見人になれる。成年後見制度には後見、保佐、補助の制度があり、後見については判断能力が欠けている方、保佐は判断能力が著しく不十分な方、補助は判断能力が不十分な方ということになるとの答弁がありました。

委員より、悪用されることはないのか。法定代理人が裁判所で選任されるのならよいが、社協ほかいろいろな外郭団体があるため心配をしているとの意見がありました。

他の委員より、具体的な質問になるが、脳梗塞で倒れた方でも不動産の所有権移転をする場合に印鑑証明書が必要かと思うが、これはどうなっているかとの質問があり、執行部より、脳梗塞で倒れたことを家族の方から聞いた場合には、意思能力がないと判断し、登録ができなくなるため、後見人制度を利用させていただくことになるとの答弁がありました。

委員より、条例の第5条中で改正後の下線部分を加えることについて、改正前後での理解がしにくい、また改正前第6条の3項の氏名等の部分が改正後には削除されていることについて説明いただきたいとの質問があり、執行部より、記録媒体には磁気テープと磁気ディスクなどがあり、調整する媒体によって記録と記載の使い分けを5条で明記するものである。6条では記載の定義を5条で定めているため、それを削除するものであるとの答弁がありました。

議案第12号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」では、委員より、今まで武蔵武道館の駐車場として利用していた場所であるが、今後駐車場として利用するに当たり利用者との調整はできているのかとの質問があり、執行部より、利用の管理をスポーツ振興課が行い、今までどおり駐車場としての利用はできるとの答弁がありました。

また、同委員より、年間を通して大きな大会があり駐車場としての利用が多々あると思うが、利用者との調整はどのようにするのかとの質問があり、執行部より、地元グラウンドゴルフ協会と覚書などを取り交わし対応していくとの答弁がありました。

次に、議案第18号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例」では、説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第24号「美作市新市建設計画の変更について」では、委員から、財政推計と令和2年度予算の公債費の差について質問があり、執行部より、公債費の差額については、平成30年度過剰対策事業債の一部について通常の償還方法より据置期間を短くして借りたことを財政推計に反映できなかったためであるとの答弁がありました。

委員より、県の協議はいつごろからして、県の指示事項はどういったことがあったのかとの質問があり、執行部より、令和元年10月25日に事前協議、12月10日に本協議の書類を提出している。岡山県知事より令和2年1月16日に異議なしという回答をいただいている。なお、事前協議の段階で脚注の変更を行うよう指示があったとの答弁がありました。

委員より、変更後について2020年の人口が2万5,460人とあるが、昨年度末の人口2万7,000人との乖離はどう理解すればいいのかとの質問があり、執行部より、計画人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計値である。市としては推計値にならないように施策を進めているところであるとの答弁がありました。

委員より、3、就業人口の見直しについて変更前の平成27年第1次産業が1,280人で10.6%であったが、変更後は1,972人で14.4%となっていることはどう分析すればいいのかとの質問があり、執行部より、老年人口が増えてきている。第1次産業の担い手は退職されてからの方も多くいることからこのような数値にな

っているとの答弁がありました。

委員より、変更後について第1次産業の構成比が令和2年と令和7年がともに14.4%と同じである。5年後の数値を上げていくことが必要ではないか。また、この数値の算出において担当部局とどのようなヒアリングをしたのかとの質問があり、執行部より、第1次産業の構成比は平成12年から長期的に見てもその割合は変わっていない。これは、一つの傾向であると考えている。また、推計は企画情報課で行い、県に協議をしたとの答弁があり、委員より、この表は推計値であって目標値ではないと言った方がよいのではないかと意見がありました。

委員より、変更前と変更後の第3次産業の数値に乖離が出ているのはなぜかとの質問があり、執行部より、前回の計画時点の1985年以降を見ていくと、第1次産業は緩やかに減少してきた。そして、第3次産業は上昇してきて、このまま第1次産業から第3次産業にシフトしてくると推計してきたが、平成27年国勢調査の結果により、第1次産業の低下がとまっており、また第3次産業に移行していくはずが高どまりをしてきたため、今後は余り変わらないような推計をしたとの答弁がありました。

委員より、人件費と人口減少とのバランスがとれているのかとの質問があり、執行部より、施設がなくならなければ職員を減らすことは難しい。人件費の推計については、今ある施設が存続するとして推計している。少しずつ人件費が減っているのは、退職者を正規で補充するのではなく再任用することによりコストを抑えていくように推計しているとの答弁がありました。

委員より、施設が減らせないと人件費が減らないのではなく、人口が減っていったときに施設ごとにどうしていくかという議論をしていかないといけないのではないかと質問があり、執行部より、組織のスリム化に向け、将来的に市としてどれだけの人員を抱えて行政サービスを担っていくのかということを検討するのは大変重要なことである。社会制度がどのように変わっていくのか状況を見ながら、最小の人員で最大の効果を生むような形をとっていかないといけないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第25号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」では、委員より、武蔵武道館改修事業で照明のLED化と床面改修を行うとのことだが、長寿命化を図るには一番に雨漏りを直さないといけないと思うが、どうなっているのかとの質問があり、執行部より、雨漏りの原因の調査を行っているが、実際どこから雨漏りが発生しているのか原因が判明していない状況であるとの答弁がありました。

委員より、以前雨漏りがあり修繕したことがあったが、また同じところから漏れていることはないのか。今回の計画に調査費ぐらいは入れてはどうかとの質問があり、執行部より、現在のところ大きな雨漏りは発生していない。今後、施設の老朽化に対する調査の予算も必要となってくるので、今後協議していくとの答弁がありました。

次に、議案第26号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」では、委員より、トム・ソーヤ冒険村改修工事の内容はどのようなものかとの質問があり、執行部より、コテージ11棟中5棟、テニスコートと複合遊具の改修を行うものであるとの答弁がありました。

また、同委員より、コテージで残り6棟の改修はどうするのかとの質問があり、執行部より、このたびの改修は5棟のみであり、今後の改修は確認できていないとの答弁がありました。

委員より、江ノ原はいつから辺地となったのか。また、林道根角線改良事業の内容はどのようなものかとの質問があり、執行部より、辺地計画は事業を行う際に計画を策定するので、江ノ原地区がいつから辺地となったかはわからない。また、林道根角線改良事業の内容は林道の改修であるとの答弁がありました。

次に、議案第27号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」では、委員より、整備予定の小型除雪機は新たに購入するのか、設備更新により購入するのかとの質問があり、執行部より、このたび計画

に追加するのは真殿地区の小型除雪機で、平成16年に整備したものを更新するものであるとの答弁がありました。

他の委員より、期間が延長されているが、理由は何かとの質問があり、執行部より、真殿辺地と小房辺地の事業期間の変更は、平成30年に発生した災害復旧事業を優先して実施したことによるものである。また、後山辺地の変更は、愛の村パークの改修事業で新たに大型遊具の整備及びトイレの改修を実施するためである。最後に、上山辺地の変更は、市道金合横手線の道路改良延長を増やしたためであるとの答弁がありました。

また、同委員より、辺地の計画は追加事案が発生すれば随時変更して対応するものなのかとの質問があり、執行部より、追加の事業が発生すれば計画を変更し追加していくとの答弁がありました。

次に、議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」の総務部所管分では、委員より、予備費充用をした内容と金額。また、危険建物、行政代執行以外のもので、予備費で対応した考え方について教えてもらいたいとの質問があり、執行部より、アメリカラグビーの合宿に関係して購入したトレーニング機器に1,099万5,000円、武蔵武道館の電気系の制御盤の修繕約700万円のうち、予備費で対応したものが260万円、行政代執行による危険建物の取り壊しに約200万円で、トータル約1,500万円を執行しており、今回その補填をお願いするものである。

トレーニングマシンについては、美作市がオリンピックに向けアメリカラグビーチームの合宿を誘致するに当たってトレーニング機器が必要となっていたところ、今年度ラグビーの世界カップが日本で行われ全国的に機器が整備されたが、ワールドカップ終了に伴いその機器が不要となった団体が出ていた。今回購入した機器はワールドカップで使用された中古品であるが、機器の状態はよく金額も新品の半分程度ということで、早く購入の意思を示さなければその機会を逸することから、予備費で対応して購入した。

武蔵武道館の電気系の制御盤の修繕については、昨年12月末に制御盤が壊れ、集中管理ができなくなったことから、施設の運営上早急な対応が必要であると判断して、予備費で対応したものであるとの答弁がありました。

委員より、総務債のカーボン・マネジメント強化石業債の減額は事業確定による精算との説明であったが、令和2年度当初予算では、商工観光課において愛の村パーク、雲海とも工事請負費が計上されている。事業の関連性について伺いたいとの質問があり、執行部より、本事業は単年事業であり、本年度で実施した設計委託費について精算するもので、翌年、令和2年度に各施設の改修工事を行うものであるとの答弁がありました。

委員より、今回の補正で、国等の関係から財政調整基金が増額とならないように調整しているとのことだが、今後財政調整基金は増やさない方向が美作市にとってよいのかとの質問があり、執行部より、地方公共団体の財政調整基金の残高の話が出てきたのが平成29年度ごろだと思う。それ以降国の動向を見ているが、以前ほど議論は活発ではないと思われる。現在、美作市の財政調整基金の残高は約70億円あり、今の予算規模、予算編成の状況から考えると、さらに財政調整基金を積み増す必要があるとは感じていない。議論されている庁舎、文化センターなどの大規模事業の実施に関しては、起債などの財源充当ができず一般財源での対応が必要となるものが発生することから、それらの事業に充当できる公共施設整備基金などに積み増しをすることが望ましいと考えているとの答弁がありました。

委員より、臨時財政対策債の残高について質問があり、執行部より、令和2年度当初予算書104ページに臨時財政対策債の起債残高を記載しているとの答弁がありました。なお、参考までに前年度末現在高見込み額は令和元年度末で77億5,453万9,000円ということでありました。

委員より、令和元年度の実質収支額の見込み額と令和2年度当初予算の繰越金の予算額についての質問があり、執行部より、実質収支額は例年9億円程度であり、今年度もその程度になるものと思っている。それに対して令和2年度の繰越金の予算額は、本来であればその半分の4億5,000万円とできるが、現時点で3億円とし、残りは補正予算の財源にしたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員より、普通交付税の最近の情勢、今後どのようになるかとの質問があり、執行部より、地方交付税を見積もるときに留意することは国が地方の一般財源を幾ら確保するかという点である。国は何年か前の地方の一般財源を確保すると言っているの、地方交付税の算定方法に大きな変更はないものとして算定の基礎数値となる人口や地方債の償還、合併の特例加算、市税などの基準財政収入額の大きな動きを加味して積算し、予算計上している。最近の状況では、数年交付税額は下がっており、来年はメガソーラーの関係からさらに大きく下がることになる。その後はメガソーラーの償却資産の減額幅が大きい、固定資産税が下がり、交付税は増えていくものと思っているとの答弁がありました。

次に、企画振興部所管では、委員より、地域おこし協力隊が行った事業実績、または今までに地域の活性化につながるような事業があったのかとの質問があり、執行部より、地域おこし協力隊が行った事業では、梶並地区では建築士でもある隊員が古民家を改修しサウナを整備し、地区の方が運営を行っている。また、ひきこもりを解消する事業や人おこし事業を行っている隊員もいる。この隊員は、この経験を生かし県内外でも活動を広めている。中には任期半ばで挫折した隊員もいるが、残っている隊員は各地域で活躍しているとの答弁がありました。

委員より、美作市プレミアム付商品券発行助成事業について年度末の申請率は幾らと把握しているか。地方創生としての効果はどうだったのか。反省点として、取り組みが遅かったのではないかと。申請率が低い、余剰金について国はどうするのかとの質問があり、執行部より、申請率について子育て世帯の方は申請の必要はなく、申請の必要な住民税非課税者の方については39.81%であった。プレミアム付商品券の事業について、地方創生事業ではなく、消費税率の引き上げの影響を緩和するとともに地域の消費を支えるための制度であった。申請等手続きが難しい、ややこしいという声もあったが、利用者については2万5,000円の商品券が2万円で購入でき、得だという声もあった。また、取り組みが遅かったのではないかと。ということだが、利用開始が10月1日からと全国的に一律であり、商品券事業の告知等は再三したため、おくれたという認識はない。国庫補助金の予算残については、追加の経済対策の財源の一部になるのではないかと。との答弁がありました。

委員より、地域ブランド化推進事業について減額が大きいのはなぜかとの質問があり、執行部より、地域ブランド化推進事業について、1次募集で不採択になり、2次申請提出のため担当課と事業の練り直しをした結果、減額となったとの答弁がありました。

委員より、宮本武蔵顕彰剣道大会の補助金の予算が半分近く不用となっている原因は何か。創生費の国際交流との関係もあるのかとの質問があり、執行部より、お通杯の開催時に台風が直撃した関係で関東からの審判、来賓等が来られなかったため交通費、宿泊費等が不用となったことと、前日の錬成会を中止した結果である。また、欧州剣道チーム等剣道大会交流事業についてもお通杯に関係した事業であり、台風の影響と創生事業の採択が未定であったため、以前は行っていた渡航費の補助を行わなかったためであるとの答弁がありました。

委員より、通常であれば500万円のうちお通杯はどれくらいの予算になるのかとの質問があり、執行部より、8割程度がお通杯の経費であるとの答弁がありました。

次に、市民部所管分では、委員より、歳入の説明のところで額の確定があったが、いつのものが確定した

ということかとの質問があり、執行部より、今年度分の負担金等の額が確定したものであるとの答弁がありました。

なお、消防本部所管分については、説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第31号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の市民部市民課所管分では、委員より、医療費については新型コロナの関係が影響し、昨年度と同水準で推移している。マスクの着用や手洗いをするによりインフルエンザに罹患される方が減少していると見られ、医療費が10月までは減少傾向、10月からは微増で推移しているとの説明であったが、昨年度に比べても微増ということによるのかとの質問があり、執行部より、昨年度と比べても微増であるとの答弁がありました。

委員より、財調の繰入金は7,360万円減額し、残りはごくわずかになっている。繰越金については平成30年度から令和元年度への繰り越しの額が確定し、当初からすると非常に多くなっている。今回5,400万円ぐらい追加補正をされているが、そもそも当初が少ないのではないのかとの質問があり、執行部より、国保の場合は必ず給付をしなければならないため、予算を組む場合少し余裕をもった予算になる。そのため、決算では繰越金が増えることになり、当初予算からすると大きく増えたことになりませんが、例年このような状況であるとの答弁がありました。

さらに、委員より、令和元年度の実質収支額の見込みについて質問があり、執行部より、国保の場合は必要なものについては給付されるので、単年度で変化があっても翌年度で精算し、長い目で見ると収支が合うようになっているとの答弁がありました。

委員より、繰入金が7,300万円減ったということはいまうまく回っているということではないか。繰入金が減少しているということだから、赤字になることはないのではないのかとの質問があり、執行部より、繰越金と国保税の増額により財政調整基金の取り崩しを抑えることができているとの答弁がありました。

次に、議案第33号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」では、委員より、この補正予算書では現年、過年の貸付残高の現状がわからないが、決算書を見ればわかるかとの質問があり、執行部より、決算書を確認いただければ、現年、過年の滞納繰越分が確認できるとの答弁がありました。

次に、議案第34号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」では、説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第38号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」では、委員より、後期高齢者健康診査事業で健康診査委託料が170万円減っているが、受診人数が減ったのかとの質問があり、執行部より、後期高齢者の血液検査と婦人科検診を行ったもので、婦人科検診については、当初子宮がんの受診者を300人と見込んでいたが、286人の受診となった。マンモグラフィーについては400人を見込んでいたが、385人の受診となっている。血液検査については、年度当初は多くの人に受けていただくよう1,150人の予算を見込んでいたが、実績としては960人の方の受診となっているとの答弁がありました。

次に、議案第43号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」では、説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第44号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計予算」では、委員より、募集再開はいつごろになるのかとの質問があり、執行部より、昨年9月に地盤の測量を行っており、この3月に再度測量を行う予定にしているとの答弁があり、委員より、測量で移動が認められなければ募集を再開すると説明を受けたと記憶しているが、状況が変わったということかとの質問があり、執行部より、9月に行った測量で1カ所マイナス32ミリという箇所があり、その原因を把握する必要があると考えている。今回測量して9月からの



比較を行う予定であり、販売開始についてはもうしばらく時間が必要と考えているとの答弁がありました。

次に、議案第49号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」では、委員より、保険基盤安定繰入金について補正後が1億3,388万3,000円と今回の1億4,961万円とを比較したときに、広域連合が今回の指示をしてきたということでのよいのかとの質問があり、執行部より、この額は広域連合が積算した額であり、その指示に基づき計上しているとの答弁がありました。

委員より、何ゆえその数値になるか具体的に聞いているかとの質問があり、執行部より、額の変動が大きい場合には疑問点を含め聞くようにしている。軽減分が下がっているのは、後期高齢者の方の軽減を段階的になくしていこうとするもので、軽減対象者が減っている状況にあることから、補填も減っているものであるとの答弁がありました。

委員より、令和元年度の補正予算では保険基盤安定繰入金を約1,500万円減額するとのことだが、それからすると令和2年度の保険基盤安定繰入金は1億3,000万円くらいになるのかとの質問があり、執行部より、美作市は岡山県の傾向とは逆行しており、後期高齢者の被保険者の人は減っている状況であるが、年度末には減少するのではないかと思っている。軽減分がなくなり、また保険料の改定もあることから、具体的にこの場で答えることはできないが、初めて介護になる方の平均年齢の変化など後期高齢者医療に影響を与える数値については緻密に分析していきたいとの答弁がありました。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第4号「美作市コミュニティハウス等登録条例の制定について」、議案第5号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第12号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」、議案第18号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第24号「美作市新市建設計画の変更について」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、議案第25号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」は、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

そして、議案第26号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、議案第27号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」、議案第31号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第33号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第34号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第38号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第43号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、議案第44号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計予算」、議案第49号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

続いて、請願、陳情の審査に入り、まず陳情第1号「インターネット回線のスピードアップについての陳情書」について審査いたしました。

この陳情は、テレビでNHKの4KアクトビラやYouTubeなどを見ると、平日、午後8時ごろや土日など視聴者やインターネット利用が多い時間帯において画像や音声がかかるのは回線スピードが原因と思われるので、この原因を探求し施設等の改善措置を求めるといっていますが、委員に意見を求めたところ、委員より、ユーザーが契約しているのはNTTやプロバイダーで、動画サービスはNHKであることから、美作市が受ける案件ではない。NTT西日本ビジネス営業部にも確認したが、NTTやプロバイダーが受けることであるとの回答があった。なお、総務省とNTT、プロバイダーでは、設備増強の検討に入っていると聞いており、静観するしかないと考えたとの意見があり、他に意見はなく討論に入り、委員よ

り、ユーザーがNTTやプロバイダーに申告する話で美作市議会が受ける話ではないので不採択とするべきとの反対討論、また他の委員から、陳情者が総務省に申し出をされたらよいと考えるとの反対討論があった。ほかに討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択となりました。

続きまして、継続審査となっております議案について、御報告をいたします。

令和元年6月議会において総務委員会に付託され、継続審査となっております議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」を、閉会中及び今会期中に審査いたしましたので、御報告いたします。

去る令和2年1月9日午後4時から、美作市役所4階議員控室において委員全員が出席し、専門家の招聘についての協議を行い、令和2年1月22日に弁護士に出席していただくことを決定いたしました。また、弁護士に送付する事前質問と関係資料についても協議を行いました。

1月22日は午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして委員全員が出席し、弁護士から8項目の質問について説明をいただきました。

質問の1つ目の太陽光発電パネルの面積を課税標準とすることについては、課税標準は全ては重ならないが、実質的には同じものに課税していると考える。

質問2つ目、パネル税導入理由については、用途が制限されない一般財源としていることは、税を導入する理由としては抽象的で一般的過ぎると考える。

質問3つ目、国の経済施策との関係をどう考えるかについては、総務大臣が条例に対して国の経済政策、施策に反することは認めないとしており、経済産業省や国土交通省、農林水産省が規制緩和をしていることから、政策が大きく転換しているとは言いがたいと解釈している。

質問4つ目、納税者を含む関係者へ事前説明を行うことについては、総務大臣が同意する条件に納税者を含む関係者に対してパブリックコメントを求めたり、意見を聴取したりするなど、十分な事前説明を行うことが求められているが、立場によって見解が異なる。直ちに条例が違法だという決め手として、裁判所が判断することはない。

質問5つ目、パネル税条例は課税自主権の行使に当たるが、憲法や法律から見てどのような視点が必要かについては、地方税法の法定普通税についての規定は、別段の定めがあるものを除き強行規定とされている。地方税の固定資産税が強行規定であれば、発電設備として償却固定資産税が課税されているにもかかわらずパネルだけを取り出して課税するのは、同じ課税客体対象であるから、それ以上の課税されるというのは許されないという解釈。理解をすれば、二重課税という解釈も成り立ち、パネル税はしてはならないことをしているという理解になると考える。

質問6つ目、訴訟のリスクは、またその場合の責任をどう考えるかについては、総務大臣の同意を得たとしても、それだけでは条例が違法でないことを保証するものではなく、絶対訴訟が起きないとは言えない。訴訟になったときの争点は、地方税法が強行法規としてパネル税を許容しているのか、実質二重課税かどうか、その違法かどうかだけである。

質問7つ目、特定納税義務者と美作市のやりとりについては、市は市の税の課税標準と同じではないと回答しているが、実質的には部品に課税するわけであるから、なかなか納得をされにくいと思う。法もとの平等に反するかという点と、特定の納税義務者にとって著しく加重な負担となる場合は総務大臣が同意しないという点に判断基準に集約されると考える。

質問8つ目、他市町村の事例と比較してどう考えたらいいのという点については、原子力発電所関係の税では、課税客体は燃料棒で二重課税をクリアしようとしており、また核燃料税が何億円、何十億円になる

うとも広く薄く電力料金に転嫁されているわけで、著しく加重であるとは言えない。また、関西空港の連絡橋の利用税は通行することに課税していて、課税客体は同じではなく、金額が100円とか二、三百円ということで、これも著しく加重であるとは言えない。つまり、償却固定資産税で課税されているのに、そのパーツであるパネルに課税するのは二重性があるのではないかと思われ、そうした点が判断の基準になるということとの説明がありました。

また、同日、再度委員会を開催し、専門家の招聘について協議をし、令和2年2月5日に大学教授に出席をしていただくことを決定いたしました。

令和2年2月5日午後1時30分から、美作市役所4階議員控室におきまして委員全員が出席し、大学教授の説明を受けました。

質問の1つ目の太陽光発電パネルの面積を課税標準とすることについては、固定資産税の課税標準である価格とパネル税の課税標準である面積は、課税標準は違うため二重課税にはならないと考える。

質問2つ目、パネル税導入の理由については、パネル税の使途について、環境保全、自然環境と生活環境の対策、放置パネルの処理などの環境問題と対応する自治体が厳しい財政問題があり、地域の生活環境を保つことが大きな課題である自治体とすればパネル税は妥当な税であると考えます。

質問3つ目、国の経済施策との関係をどう考えるべきかについては、国の政策は再生可能エネルギーを有効活用したいというのが大きな流れであり、パネル税を課すことで太陽光発電をとめていいのかという問題はある。一方、古くなったパネルが放置され、その処理を財政の厳しい自治体が処理できるのかという財政問題と環境保全の問題になっている。国の経済政策の方向に合わないとしても、市民の安全性を優先的に考えたり、山間部の自治体の地理的、財政的な特質を考えて、法定外目的税を検討されてもおかしくはないと考えます。

質問4つ目、納税者を含む関係者へ事前協議を行うことについては、課税するに当たっては市民と課税対象者を含めた多くの方がパネル税の趣旨を理解することが大事で、十分な事前説明を行うべきである。

質問5つ目、パネル税条例は課税自主権の行使に当たるが、憲法や法律から見てどのような視点が必要かについては、地方交付税が減っていく中、自治体は大きく行政サービスを落とさずに運営する立場にある。自治体の置かれている地理的、財政的な特質を加味して、自治体における問題の解決、自主事業の財源のために、課税対象者の理解を求める努力を重ねることが新たな課税を設ける場合のポイントだと考え、一概に否定できるものではないと考える。

質問6つ目、訴訟のリスク、またその場合の責任をどう考えるかについては、神奈川県のように損害賠償を払っている事例もあるが、それ以外はまずない。まして議員一人一人が責任を負うようなことはない。

質問の7つ目、特定納税義務者と美作市のやりとりについては、事業者は長期的な視点で資金調達や経営戦略を立てていることから強く反対すると思う。大きな観点から企業経営に大きな影響を与えない範囲での課税であれば妥協点を見出せるのではないかと考える。

質問の8つ目、他市町村の事例と比較してどう考えたらいいのかについては、岡山県においては産業廃棄物処理税が検討され、個別の説明会も含めて説明を重ね、課税対象者となる県民のおおむねの理解、合意を得られたという意見がある。パネル税においても、一番の課題は税を課す目的であり、どういう目的で課税するのかであると考えたとの説明をいただきました。

委員会終了後、執行部に委員会への出席を求め、専門家からの意見をもとに弁護士と大学教授の意見には解釈の仕方が違う部分もあるが、市と納税義務者の話し合いは重要であることは同じであった。特定事業者に限らず市内162名の方も含めて話し合いをするよう努力をしてほしいと委員会として意見を伝えました。

執行部からは、特定納税義務者との交渉課程でいうとなかなか来ていただけない状況であるが、意思疎通ができたほうが間違いはない。心して御指摘を受けとめさせていただきたいと思うとの答弁がありました。

続きまして、3月10日3月定例会総務常任委員会の中で引き続き審査を行いました。執行部と特定事業者の間で十分な協議ができていないことから、一両日中に協議を行うこととし、日を改めて総務委員会を開催することといたしました。その後、3月17日、予算審査特別委員会終了後午後3時から、市民センター3階大研修室で市長以下関係職員出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

委員より、面談において事業用発電パネル税について総務省がおおむね了解しているとの話があったが、総務省はその判断はしていないと言っているがどうなっているかとの質問があり、執行部より、総務省が了解しているのではなく、法定外税に係る3要件について市として抵触していないと判断していると述べたものであるとの答弁がありました。

また、他の委員より、法定外税創設の手続において関係者への事前説明を行うことが必要とされているが、どのように考えているかとの質問があり、執行部より、特定納税義務者については資料を提示し、面談を実施している。市内事業者についても、随時行政懇談会で説明を行ってきているが、総務委員会としての判断があるのであれば意見をもらいたいとの答弁がありました。

また、他の委員より、市民からのいろいろな意見を受けており、特定事業者以外の事業者にも丁寧な説明を行ってほしい。説明会を実施するためには一定の期間が必要であるため、6月議会で判断するよう継続審査とするべきとの意見があり、執行部より、総務委員会の意見として受けとめ、今後説明会を予定する。ただし、昨今の新型コロナウイルスの対応もあることから、その時期や手法については検討したいとの答弁がありました。

委員から継続審査という意見があったことから、継続審査について採決いたしましたところ、全員賛成で継続審査となりました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。

この他にも審査の過程においてさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめるとともに、しっかりと検討協議をいただき、事業執行に当たられますようお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

ただいまより10分間休憩いたします。

午後3時03分 休憩

午後3時14分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番岩江正行議員が体調管理のため一時退席されております。

次に、議会改革特別委員長の報告を求めます。

日笠委員長。

**16番（日笠 一成君）**〔登壇〕

議長に発言の許可をいただきましたので、これより議会改革特別委員会委員長報告をいたします。

去る令和2年3月16日、議員控室におきまして委員1名欠席で17名の出席のもと、本委員会へ付託され、継続審査としておりました陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」について、

審査を行いました。

陳情第2号につきましては、委員から、議会としてまとまりのある活動がなければ、議会だよりで報告することがない。一般質問などの報告なら議員個人が発行したらよい。議員が一丸となって取り組まなければならない。予算もついておらず、時期尚早ではないかなどの意見がありました。

続いて、討論に入り、委員より、現段階では陳情に反対する。しかし、議会だよりについては、別に機会を設けて協議をし、発行に向けていくべきと考えるとの反対討論。また、他の委員より、議会の広報の一つとして議会だよりの発行は行うべきであり、また議会報告会は、やり方を検討して一致団結すれば、来年度からでもできるとの賛成討論。また、他の委員から、議会報告会は議員が一つにまとまらなければならない。開催を昼にするのか、夜にするかなど課題がある。また、議会だよりは、これまで行った結果だけのものでは効果がないと考えることから反対するとの反対討論があり、ほかに討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択となりました。

以上、議会改革特別委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

金谷委員長。

#### 9番（金谷のり子君）〔登壇〕

それでは、令和2年3月美作市議会定例会予算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る3月11日、12日、16日、17日の4日間、美作市民センター3階大研修室において市長、教育長、副市長、政策審議監、各担当部課長以下関係職員の出席のもと、予算審査特別委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」、議案第41号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算」の2件です。なお、議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」について、議長より議案訂正の通知があり、訂正後の内容で審査いたしました。

これらの審査に当たり、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査の過程において特に議論となった点を順次報告いたします。

まず、議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」について、教育委員会所管分では、委員より、債務負担行為の文化財保存活用地域計画作成支援業務委託における年度ごとの業務内容について質問があり、執行部より、初年度は基礎調査を行う。2年目は基礎調査に基づき計画書の原稿執筆を行う。3年目は計画書の発行と文化庁への提出を行うとの答弁がありました。

委員より、作東公民館整備事業設計監理委託における建設場所は昭和38年や平成21年の災害において浸水した場所であるが、水防法の改正から見ても大丈夫であるのかとの質問。執行部より、水防法の想定は人的被害をなくするソフト対策で、県からの指示でもある。我々もその方向で考えている。また、浸水対策で座を上げ、重要な部分は浸水のない2階を使う方法を考えているとの答弁がありました。

委員より、商工会作東支所や作東総合支所の機能は入るのかとの質問。執行部より、商工会は入る計画、支所は今の時点では考えてないとの答弁がありました。

委員より、教育委員会費で教育委員の研修の予算組みや研修内容について質問があり、執行部より、研修への参加旅費として国による教育委員会制度の理解のための研修のほか、市町村教育委員会連合会による研修を予算計上しているとの答弁がありました。

委員より、ギガスクール整備事業の端末選定状況及び通信ネットワークは校内のみのインフラネットか、

外部とつながるインターネットなのか、また外部と接続する場合、接続方法はプロバイダー経由なのか、岡山情報ハイウェイ経由なのかと質問。執行部より、端末の選定は3種類の端末があるが、まだ決めていない。また、通信ネットワークは外部に接続できるものであるが、接続方法は岡山情報ハイウェイを検討しているとの答弁がありました。

委員より、ギガスクール整備事業の内容及び予算を平均すると1校当たり約800万円となるが、規模の大きな学校も他の学校も一律なのか、また規模の小さな学校が整備しなかった場合、事業費の減額は可能なかとの質問。執行部より、各小・中学校に10ギガの高速通信が可能な通信ネットワーク環境を整備する。予算づけが急遽であったため、概算で1校当たり約800万円を計上している。今後、整備内容を研究する上で10ギガの通信ネットワークを整備しなくてもいい場合は、事業を削減することは可能との答弁がありました。

委員より、東栗倉幼稚園の休園に伴う就園予定であった園児数と、今後の園のあり方を含めた見込みについて質問があり、執行部より、就園予定園児数は4歳児が1人、5歳児が1人で、いずれの園児も大原保育園に就園することとなった。今後の就園予定園児数は、現在大原保育園に就園あるいは就園見込みの園児が新5歳児5人、新4歳児と新3歳児がそれぞれ3人、新2歳児と新1歳児がそれぞれ1人という状況であるが、今後も入園募集は行い、希望があれば対応するとの答弁がありました。

委員から、作東公民館整備事業設計監理業務委託に当たり、地場産材利用活用の推進を要望するとの意見がありました。

委員より、林家住宅の修繕、古民家として再生した後に宿泊施設として活用との説明であるが、どのような方法で活用するのか、また修繕後の市の立場やかかわりについて質問があり、執行部より、一般社団法人ノオトと所有者が契約を行い管理運営を任せるが、地元を含めた3者で検討委員会を持ち、活用策を研究する。また、今後の市のかかわり方はその検討委員会に参加する。林家住宅だけでなく、文化財全体の活用も総合的に研究するよう働きかけを行っていくとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管では、委員より、第三の居場所事業は運営費がB&G財団からの3年間補助と説明を受けたが、補助期間終了後4年目からの運営はどのような計画かとの質問があり、執行部より、4年目からの運営は子どもの居場所づくりに関する補助事業があり、その補助金を活用し事業を継続する。また、利用する子どもが特性のある子どもが多い場合は療育のできる放課後等デイサービス事業所として移行し、社会福祉法人等に運営委託することも考えているとの答弁がありました。

委員より、市は言語条例が制定されると、手話に関し従前から行ってきた事業と今回から新たに取り組む事業は何かとの質問があり、執行部より、手話に関する事業で従前からある事業は、手話を必要とする方へ手話通訳士等を派遣する意思疎通支援者派遣事業と手話奉仕委員養成講座がある。新たに取り組む事業としては、手話啓発のリーフレット作成や市民や市内事業者向けの出前講座実施等を予算計上しているとの答弁がありました。

委員より、高齢者見守りシステム補助金の補助率、補助上限額、補助金予算総額120万円の対象人数、また毎月の利用金額の3,000円は市と利用者のどちらが負担するのかとの質問があり、執行部より、補助率は3分の2、補助金の上限は2万4,000円、対象人数は50人で、毎月の利用料は利用者負担となるとの答弁がありました。

委員より、敬老会事業補助金6地域とあるが、補助基準及び6地域とはどこなのか。また、老人福祉施設事業特別会計繰出金はどのように繰り出すのかとの質問があり、執行部より、敬老会事業については6月1日現在の75歳以上の人数が補助の基準となり、地域と金額は旧町村単位で勝田60万円、大原76万円、東栗倉

40万円、美作145万円、作東96万円、英田63万円である。また、老人福祉施設事業特別会計への繰り出しについては、特別会計の件費、物件費の合計565万円を負担金割合の基礎とし、美作養護老人ホーム組合規約に定める負担金割合に基づき美作市負担金分84.39%を一般会計から繰り出すものであるとの答弁がありました。

委員より、不妊治療支援事業の治療費補助金について上限額を引き上げているが、他市町村と比べてどうかとの質疑があり、執行部より、美作市より年間上限を高額に設定している市町村があるとの答弁があり、委員から、上限額について不十分な点があると思われるので、今後も検討してほしいとの要望がありました。

委員より、指定管理者選定委員会ほどの施設が対象か、また選定委員会の開催時期はいつごろかとの質問があり、執行部より、施設については放課後児童クラブ、やまゆり苑、東粟倉ふれあいセンター、コスモス苑、大原居宅サービスセンター、能登香の里、いきいきゆうゆうの里、英愛センターであり、具体的な日程はまだ決めていないが、できれば9月議会には上程できるように開催していきたいとの答弁がありました。

次に、消防本部では、委員より、消防団の報酬が590万円程度減っているが、人数で言えば令和元年と令和2年でどれだけくらい差があるかとの質問。執行部より、予算要求時点の比較では、平成30年は1,936名、令和元年は1,923名ですとの答弁がありました。

委員より、消防ポンプはどのような計画で予算計上しているかとの質問。執行部より、例年10月ごろ消防団の要望を聞き、その後団本部会議で優先順位を決める。更新理由でポンプが動かない等は早急に更新、古いので更新は一、二年待っていただくこともあるとの答弁がありました。

委員より、現在更新を待っているところはあるのかとの質問。執行部より、4件ほどあり次年度更新を予定していると答弁がありました。

次に、企画振興部所管では、委員より、移住・定住補助金について制度がどう変わったのかとの質問。執行部より、今まで市外から転入者と市内在住者の補助金額に開きがあったのを、新築の場合は40万円、中古住宅購入が30万円、中古住宅購入時に改築した場合は60万円に統一したとの答弁がありました。

委員より、地域おこし協力隊はやめる方と新規採用の方はどうなっているのかとの質問。執行部より、この3月末で4名の方が任期終了となり、全員市内に残って活動を続けられる。また、新規採用は募集したが、採用に至っていないとの答弁がありました。

委員より、なぜふるさと納税事務を委託するのかとの質問。執行部より、1つには寄附件数が多くなり、効率的に業務を行うため、2つにはふるさと納税額を増やすためと答弁がありました。

委員より、地域おこし協力隊起業事業継承支援補助金はどのような起業、事業継承を予定しているかとの質問。執行部より、令和元年度は補助金を利用し、簡易宿泊所、木工製品の工房の開設を行っている。令和2年度については決定していないとの答弁がありました。

委員より、国際交流費の旅費の内訳、技能実習生はことばの教室をどこで何回ぐらいするのか、イエンバイ省等交流事業実行委員会のメンバー構成、目的、また今後の展開、事務局会計、負担金はどこが負担するのかと質問。執行部より、旅費の内訳はベトナム渡航2回分、渡航する職員数5名分、1人当たりの航空費用、宿泊、日当含め20万円で計上している。技能実習生の支援は、転入時市民課での手続のフォロー、会社からの支援要請対応、ベトナム講座開催、地域で出張ベトナム講座、大原で行っている日本語教室などがある。イエンバイ省等交流実行委員会のメンバーは、日越友好協会、湯郷温泉観光協会、旅館協同組合等市内各関係団体の方々。目的はイエンバイ省との交流事業をメインとし、事業費については美作市が半分、クレアが半分で会員からの負担はない。また、今後の事業展開は、イエンバイ省の専門学生を市内専門学校に

留学、将来看護、介護の職についてもらうこと、ベトナム進出を目指す企業の橋渡しをして候補地の提案、支援を目的としているとの答弁がありました。

委員より、大芦高原グラウンドゴルフ場事業の詳細について質問があり、執行部より、約100平米の休憩所を2棟と機械等の倉庫を約100平米の計3棟で5,657万円、駐車場の舗装約3,100平米、土工区画線作業路等のコンクリート舗装約400平米などで3,174万6,000円、落下防止柵約700メートル、防獣柵約600メートルで1,780万円など、合計で1億611万6,000円であるとの答弁がありました。

委員から、休憩舎はぜひ木造とし、美作の木材を使ってほしいと意見がありました。

委員より、アメリカラグビーのキャンプ誘致補助金についてかなりの金額が計上されているが、以降の継続性などはあるのかとの質問。執行部より、今後アジアで大会があるときにはアメリカの7人制ラグビーナショナルチームが美作市をホームキャンプ地とすることなどを協定書に盛り込んでいるとの答弁がありました。

委員より、学生向けマンションの入居者増をどのように考えているのかとの質問。執行部より、今後とも積極的に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、市民部所管では、委員より、防犯カメラ設置事業の防犯カメラ150万円の備品購入費の詳細はどの質問。執行部より、1台5万円程度の防犯カメラを30台購入し、要望のあった自治会等へ配付、設置していただく予定との答弁がありました。

委員より、自治振興協議会事業のうち事務員補助金48万1,000円の目的と交付基準、周知方法について質問があり、執行部より目的は会長の負担軽減であり、4つの交付基準を設けて審査している。周知は地区自治振興協議会の会長に説明を行っているとの答弁がありました。

次に、環境部所管では、委員より、美作クリーンセンター長期包括運営業務の単年度委託料の計算プロセスについて質問。執行部より、令和元年度から10年契約を締結。前半5年の税抜き金額9億7,020万円、これを5で割り、その金額に消費税を加えた2億1,344万4,000円が今年度の委託金額となるとの答弁がありました。

委員より、資源ごみ処理費用の質問があり、執行部より、ペットボトル等の資源ごみの売却益は減少。今後もごみ処理手数料は取らないとの答弁がありました。

委員より、ごみステーション設置補助金の交付要件について質問。執行部より、ごみステーションの新築等の場合、利用世帯がおおむね10世帯で地区の代表者の方から申請があれば、対象経費の2分の1の補助金を交付するとの答弁がありました。

次に、経済部所管では、委員より、農地の荒廃が課題。どのように取り組むのかとの質問。執行部より、維持管理は地域で短期、中期の検討をしていただくが、市も前面に出て取り組むとの答弁がありました。

委員より、市単独の新規事業は何かとの質問。執行部より、市内産ブドウの品質向上を目指す団体へ活動補助と市内産農産物を使用した商品開発に取り組むとの答弁がありました。

委員より、ジビエの関係の冷蔵庫はどこに設置、また減容化施設はコンソーシアムで整備したが、市との権利関係は整理できているのかとの質問。執行部より、冷蔵庫は減容化施設内に設置する。減容化施設が美作市の所有であることはコンソーシアム及びその構成員である真庭市と覚書を交わしはっきりさせているとの答弁がありました。

委員より、商工業振興事業補助金について、みまさか商工会の会員が減っているが減額しないのかとの質問。執行部より、交付額は平成18年度には2,600万円、平成22年度から2,000万円になっている。今後考えるとの答弁がありました。



委員より、外国人技能実習生受入事業補助金の効果について質問があり、執行部より、平成28年度から令和元年度までに25人を受け入れ、令和2年度は18名を受け入れる予定。令和4年度には独立した運営にするよう協議しているとの答弁がありました。

委員より、愛の村パーク管理運営委託料は平成29年度に施設を改修し、客が増え収益が増える見込みで指定管理料を1,000万円減と言っていた。その結果、収益は増えていないがどのように考えているのかとの質問。執行部より、平成30年度と令和元年度は1,000万円を減額した。新たな募集要項では、本館宿泊施設の運営で収益が増えた場合は指定管理料の減額について協議するとしているとの答弁がありました。

次に、建設部所管では、委員より、ブロック塀の撤去補助の上限額、補強工事に対する補助はあるのか。また、避難路ではなくてならないのかとの質問。執行部より、補助対象は1メートル当たり9,000円以内の3分の2で、1件当たり15万円が上限となる。補強については、鉄筋調査や劣化度診断の費用が多額となり、費用対効果の面で合わないことから、撤去のみとしている。また、避難路に面するブロックが対象。国の補助要件であるが、住宅や事業所から最寄りの避難場所へ向かう道路として幅広く対応できるよう考えているとの答弁がありました。

委員より、緊急自然災害防止対策事業の内容と何の工事を想定、またこの事業は令和2年度で終了とのこと。令和3年度からは工事はしないのかとの質問。執行部より、24の河川において32カ所の対策工事を予定している。対象は護岸整備、排水機場、水門、樋門、樋管、河川のしゅんせつ等としており、市が管理する施設の整備を行うことを目的としている。事業は令和2年度で終了となるが、令和2年度からは5年計画で新たに創設される緊急しゅんせつ推進事業を活用し、河川のしゅんせつや樹木伐採を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、総務部所管では、委員より、政策調整費が全体で200万円、18節の地域振興補助金100万円以外の内訳は。地域振興補助金100万円について令和元年度の交付件数と内容は。また、令和2年度の見直しはどの質疑があり、執行部より、政策調整費の200万円の内訳は、記念品代が10万円、事業費が80万円、うち消耗品費が40万円、食糧費が40万円、役務費が10万円です。あと残りが負担金補助及び交付金の100万円で合計200万円となる。18節の令和元年度の交付件数と内容は、3月現時点で2件支出している。1件は中国5県の民話グループ交流事業、美作市で交流事業が行われるに当たり、ボランティア活動に対し事務費を8万円補助している。それから、給水施設の改修事業で旧町で設置した給水施設の改修で費用がかかることから4万5,000円助成。令和2年度の使い道については、現段階では決まっていない。地域振興補助金の性質上、イベント等で当初計画を効果的に実施、地域ボランティア活動であって予算がなく迅速に対応、各地域で緊急性が高い、地域格差を是正する等の事業に充てるために現時点での使途は定まっていないとの答弁がありました。

委員より、会計年度任用職員の人件費について、昨年12月の説明では5,500万円の増額であったが、現予算では減額、この要因と今後の対応はどのようになっているのかと質問。執行部より、減額となった主な要因は人員12名の減であるが、これは各職場からのヒアリングを実施した結果であり、今後雇用の必要性が生じた場合はその都度補正予算で対応するとの答弁がありました。

委員より、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、パートタイム会計年度任用職員の報酬等は規則に委任することは差し支えないのかとの質問。執行部より、会計年度任用職員の給与等は総務省発出の事務処理マニュアルに沿って制度設計を行った。条例もそれらを参考に策定している。御指摘の事項は、同マニュアルに規定例、見解等が示されており、それらを参考に条例上規定しているが、今後総務省から新しい見解が示された場合に改めて改正等の対応を図っていきたいとの答弁がありました。

委員より、公有財産購入費の現状地目、購入目的、購入単価を教えてくださいと質問。執行部より、購入する土地、土居吉野は旧JA勝英の廃止となった営業所を地元自治振興協議会等が地域の防災避難所及び活動拠点に使用したい要望を受け、またJA勝英側も販売したいとの双方の一致するもので、購入単価はJA勝英と協議中で、固定資産税評価額等をもとに試算した金額を計上している。地目は土居吉野とも宅地であるとの答弁がありました。

委員より、カーボンマネジメント強化事業費補助金の1億7,216万3,000円増額を具体的に説明してほしいとの質問。執行部より、改修対象3施設、愛の村パーク、大芦高原温泉雲海、美作市立大原病院の空調設備、照明機器、ボイラーを更新するため、令和元年度に設計委託を行い、令和2年度は工事請負費及び施工管理委託料であり、補助金の内訳は愛の村パーク約7,700万円、大芦高原温泉雲海約6,200万円、美作市立大原病院約5,400万円との答弁がありました。

委員より、愛の村パークの修繕について以前に1億円で行っているが、今回の修繕する箇所は同じか、違う箇所かと質問があり、執行部より、以前修繕を行っていない空調設備や照明機器及びボイラーを更新するものですとの答弁がありました。

委員より、下水道事業に対して合併特例債を一般会計で発行しているのはなぜか、またいつごろから合併特例債を発行しているのかとの質問があり、執行部より下水道事業は本来公益企業債である下水道事業債で実施するが、一般会計債である合併特例債の運用通達に、特例として下水道事業について合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助に対して合併特例債が充当できるとある。したがって、事業実施に必要となる経費を一般会計から出資し、その出資金に合併特例債を活用している。統合事業を始めたのは、中期経営計画策定後、現市長就任後であるとの答弁がありました。

委員より、会計年度任用職員制度に対する交付税措置はどのようになっているのかとの質問があり、執行部より、令和2年度の普通交付税において基準財政需要額の包括算定経費の項目等で計上されている国全体の額として、約1,700億円の財政措置がなされる予定があるとの答弁がありました。

委員より、局地的大雨災害被害建物土砂等処理費補助金について上限金額決定根拠はどのようかと質問。執行部より、補助対象経費の2分の1で上限は50万円、過去の激甚災害を参考にしている。ちなみに過去の激甚災害では、平成27年度は0円、平成28年度は屋根の雪おろしに3件11万2,000円、平成29年度は台風18号土砂撤去費補助金6件174万2,000円、平成30年、31年度で7月豪雨災害の9件177万円となっているとの答弁がありました。

委員より、河川監視カメラ清掃委託料20万3,000円の清掃はどうやってするのかとの質問があり、執行部より、カメラの清掃は脚立等でできない3カ所を業者へ委託している。その他については職員が随時行っているとの答弁がありました。

次に、会計課所管では、委員より、基金の積立金の運用について運用額のトータル、種別ごとの金額、運用先はどのようかと質問があり、執行部より、運用は基金ごとでなく一括して運用している。運用額のトータルは約173億円で、定期預金等が約101億円、債権が67億円、土地開発公社への貸付金が約5億円となっている。運用先は定期は市内の金融機関、中国銀行、勝英農協、トマト銀行、津山信用金庫、債権は中銀証券、みずほ証券、SMB C日興証券ですとの答弁がありました。

委員より、業者の決定方法はどのようかと質問があり、執行部より、定期は毎年満期になる少し前に市内の金融機関へ文書で見積依頼をしているとの答弁がありました。

次に、監査事務局所管では、委員より、監査委員費は昨年と比較して374万7,000円の減額予算だが、この予算で監査事務ができるのかとの質問があり、事務局より、この予算でできると考えているとの答弁があり

ました。

また、他の委員より、充実した監査ができるように増額の要求をしてはどうかとの意見がありました。

次に、議会事務局所管では、質疑はありませんでした。

続いて、議案第41号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、保健福祉部所管では、委員より、財政調整基金から繰り入れをし、繰越金が前年度と比較し少なくなっている状況をどう考えているかと質問があり、執行部より診療所施設整備基金条例を改正する予定としている。今までは建設改良にしか使えなかった基金を運営にも使えるように改正することにより余剰金を一旦財政調整基金に積み、翌年度に改めて基金繰り入れをすることにより財政的には適切な処理と考えているとの答弁がありました。

次に、市民部所管では、委員より、制度が変わり医療費については県から数字が出てくるのではなかったのかとの質問があり、執行部より、医療費については市のほうで見込みを立てるよう県から指示をされているとの答弁がありました。

委員より、前年との比較が予算書にあるが、対前年度で非常に減少している。予算時に医療費は不確定な部分はあるが、保険給付費で1億4,000万円下がっているために不安がある。国保税が課税された場合、基金で対応されると思うが、大きな流れの中でどう考えているか。また、令和元年の国保税と令和2年の国保税とで税率を変更する可能性はあるのかという質問があり、執行部より、医療費が大幅に減少しているのではとのことですが、退職被保険者が一般被保険者に移行し、退職者医療費について大幅に予算減額を行っている。医療費につきましては、市が負担する医療費については県から全て補填がされる。つまり、普通交付金から交付を受けられるので、財政が赤字にはならない。税率につきましては、据え置きで積算しているとの答弁がありました。

以上、全ての質疑終了後、討論、採決に入り、まず議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」については、討論はなく、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

次に、議案第41号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算」については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

以上、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、このほかにも審査の過程で出された意見や要望を十分考慮し、事務事業の執行に当たられますようお願いし、予算審査特別委員会委員長報告といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

岩江議員が出席されました。

ただいまより10分間休憩します。

午後4時01分 休憩

---

午後4時12分 再開

#### 議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

各委員長からの審査結果の報告は、ただいまお聞きのとおりであります。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

初めに、文教厚生委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

4番岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

何点か質問させていただきます。

まず、1回目でございます。

お聞きしますと、委員会では午前10時から午後の9時までされたと仄聞をしております。その割には、何か委員長報告は短かったなという感じもいたしますが、要約する御苦勞があったのかなと思います。

まず、1点目でございます。ゆっくり申し上げます。

指定管理者制度の意義は、指定管理者が経費の節減、経営努力、地域との共存をしながら公の施設のサービスを実現することでございます。本市の指定管理者選定の手続に関する条例の第4条には、指定管理者の資格要件として公の施設の運営の平等の利用の確保、公の施設の運営の効用の最大限の発揮、管理に関する経費の節減、管理を安定して行う物的人的能力が掲げてあります。今回のこの上程に出されている候補者には、私が先ほど申し上げましたような現在の指定管理期間中において要件が満たされていないのではないかという感じがいたします。

例えば、私は大原に時たま行くんですが、例えば先ほど申し上げました公の施設の運営の平等利用の確保、身近な例で言いますとお風呂なんですけども、いつか岩江議員も言われたかなと思うんですが、団体客が入るときには、要するに地域の方は利用できないというようなことをお聞きしとります、何とかしてほしいと。例えば、それは時間の工夫をすとか、そういったようなことの努力というか、あれができてしかるべきだったろうと思うんですが、それができていない。それから、実際管理においては、例えばいろいろな財産を管理したりする、そういうところがあるんですが、この質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員、委員長報告ですので、そこら辺のことについては委員長報告もされてないし、それは指定管理の。

**4番（岡野 鉄舟君）**

いや、ですからね、議長、要は審査の経緯と結果について質問しとるんですけども、大事なことです。この資格要件についてどのような議論がなされましたかという質問です。前置きが長くなりましたけど。

**議長（岡本 泰介君）**

はい、わかりました。

**4番（岡野 鉄舟君）**

最初から前置きがないと、一体何のこっちゃと中山委員長が思われてもいけませんので、わかるように丁寧に言っとる、質問の第1つ目は。

2つ目です。次はシンプルに言います。質問の2つ目は、指定管理料が1,000万円増えたということについて、どのような議論があったんでしょうか。

それから、質問の3つ目でございます。私は本議会の議案質疑においても、この議案第28号と議案第29号についてはいろいろといたしました。途中まで私も傍聴しておりましたんですが、五輪坊の建てかえの質問をいたしました。市長はこのときにこういう答弁でした。議論は十分に尽くしたと。議員の中からそのとおりだというような発言も何かありましたが、このことの意味についてどのような追及というか議論をなされ

たんでしょうかというのが3つ目でございます。

それから、4点目の、1回目の最後ですが、武蔵の里関連施設、愛の村パークは観光施設として一緒に管理することが地域の振興に有効であるはずだと、平成27年度の経営診断においてもなされてあったはずでございます。しかるに指定管理の期間を武蔵の里を1年、愛の村パークを3年と異なるものにしたのはなぜだと、委員外の議員としても非常に素朴な質問でございます。このことを委員会ではどのように議論し、追及をされたんでしょうか、1回目の質問、4点お聞きします。

**議長（岡本 泰介君）**

中山委員長。

**5番（中山 忠明君）**

大変いろいろなお気遣いの質問をいただきまして、執行部、前の方々から何かブーイングみたいなのが出とりましたけども、確かに時間のかかると、朝10時から終わりが9時前ぐらいになるのに、委員長報告が短いということを岡野議員は言われたんですが、さまざまな、特にこの愛の村についてはたくさんありました。その中で答えられることは、あったことだけを言いますが、まず1点目の1回目の質問で1番として、資格要件についてどのような議論がどの質問でありますか、これは委員長報告には本当はつけとかなければなんなんですけども、しかしながら書いたらあしたの朝ぐらいまでなりますんで、省いたようなところもあります。そこんところをお許し願いたいと思いますけども、資格要件についてはどのような議論が、いろんな意見がありました。ただ、委員会と市の間、執行部の間には格段の認識の差がありますので、ここで資格要件についてということをととうと述べることはできません。なぜかといえば、資格要綱についての議論はなかったというのか、岡野議員の聞かれております資格要綱についての分離分けというものはなかったように思いますんで、資格要綱を例えば選定委員会においてそういうレベルのことを我々が知るわけではないんで、そこら辺のことは説明不足になりますけども、資格要件についての議論についてははっきりとしたことは議論はしておりませんでした。

それから、今度次の2番の質問、指定管理料が1,000万円増えたことについてどのような議論があったか。この件につきましては、さまざまな意見がありました。4回公募をかけておるんです、共立に一応選定委員会が決めたというまでの過程において。しかし、1回目、2回目、3回目と共立が手を上げなんなんですけども、1,000万円増えたということの根拠、これをはっきり納得のいくような議論はなされませんでした。ただ、聞くのは聞いたんです。しっかり執行部との間で本当に火花を散らすというんですか、そういうやりとりはありましたが、1,000万円増えたことに説明の中で委員会として納得いける答えは出てきませんでした。

次の3番、岡野議員の質疑において五輪場の建てかえについてです。これは委員会でこのことを執行部にしつこく聞きました。しかしながら、建てかえについてこういうことの流れでというようなことは納得のいく返事はありませんでした。産業建設委員会で時間をかけて行った中で、建てかえの話はいつあったのかという話を追及しましたが、結果、それがはっきりした明確な返答は返ってきませんでした。

次の4です。武蔵の里関連施設、愛の村パークは観光施設として一緒に管理することが地域の振興に有効であるとされているはずであるのに、なぜ指定管理の期間を武蔵の里関連施設を1年、愛の村パークを3年と異なるものにしたのかという、これを追及したのかしてないのかという4番目の質問ですが、しました。しかしながら、これもきちっとした納得のいく返事は聞けませんでした。

以上です。

**議長（岡本 泰介君）**

終わったんですけん、どうぞ。

岡野議員。

**4 番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問をさせていただきます。

1点目は、平成30年3月28日に美作市と共立メンテナンスは愛の村パークの27室を改修することによって平成30年度以降は室料が収入増加になると、確実に見込めますよと、だから1,000万円指定管理料を減額してもいいですよということなんです、つまり5,300万円で五輪坊と愛の村を管理し再生するよということであったはずなんです。にもかかわらず、4回目の公募のときに今回の候補者が応募してるというのは、この30年3月28日の市との協議をみずからほごにするものであるという前提で公募してるんですが、このあたりのことを委員会としては議論をどうされたのかというのが2回目の第1問目です。

2つ目ですが、建てかえの議論です。かいつまんで端的にお聞きしますと、委員会で議論されたのは建てかえはないということで委員会としては納得をされたんでしょうかということです。2つ目の質問です。

**議長（岡本 泰介君）**

中山議員。

**5 番（中山 忠明君）**

なぜ共立が5,300万円の指定管理料で五輪坊と愛の村パークを管理、再生するということであるのにもかかわらず、今度は1,000万円増えました。そこで手を挙げられたんですが、そういう議論はなぜかという、これの議論もありましたけども、明確な答弁はありませんでした。

それからもう一点、同じような質問なんですけど、この委員会において岡野議員が言われた協議に矛盾するというような話がありましたが、いずれにしても、残念なことです。納得のいく議論はできなかったということで、これで終わらせてもらいます。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野議員。

**4 番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問を2回します。

同じ質問になりますが、1点目は産業建設委員会では今回五輪坊の建てかえはないというような理解をされながら、この議論を終結されたんでしょうかという、いわゆる建てかえの議論についてはどういう議論をなさったんでしょうかということです。私が委員外議員としてお聞きしたいのは、私も議案質疑でしたりしております。私は市長にはこう申し上げました。委員会に諮らずに決まるということは、議員無視じゃないかと、軽視どころか無視じゃないかと市長には申し上げました。市長は十分に議論したということなんです、建てかえをするかどうかということは、そのときでもそうであったし、今でも大事なことです。議員の方が誰もが全部知ってるというわけではない。一般質問で出たからといって、それが前に行くという前例になるわけじゃない。議案があり予算が出て、初めてそれを知ったという状況になるんですが、この建てかえの議論についてはどういう議論がなされたかということを再度3回目の1回目の質問としてお聞きします。

2つ目は、私がもし公募者になるかという観点に立った質問をいたします。

つまり、1回目、2回目、3回目の募集があった。そして、3回目に急遽中止をする募集がホームページに出るわけです。私としては、ちゃんと3回目に応募しようとしていろいろと金の工面をし、準備をしていたわけです。そして、4回目の募集をしてみると、今度は全くがらっと変わったものになった。行政への

信頼は全くない。指定管理期間の変更といい、指定管理料の変更といい、行政はこのようないいかげんな拙速なことをするという事は私は信じたくはないんです。市民の中でもどうしてこういうことになったんだ、岡野さんよと聞かれるわけです。このことを産業建設委員会ではどのように議論なさったのでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

中山委員長。

5番（中山 忠明君）

なかなか厳しい、同じような答弁になるとは思いますが、建てかえの議論を納得したのだから、納得するわけのものじゃないし、そりゃあ納得するために委員会を開いたものではないことだけは声を大にして、委員会の設置上、それをしゃべらせていただきました。

あの場はもう建てかえの議論をする場ではないんで、建てかえありきの話じゃなくて、建てかえが何で出たんならというような議論は確かにありました。だけど、明確な答えはないし、それから建てかえの話が進んだともただあったとも、委員会としては思っておりません。12月に何か武蔵の資料館が改装するとかというような話はあったようには思うんですけども、今委員会においてそういうことは一切ありませんでした。

そして次、1回目、2回目、3回目の公募者としてその参加されたというのも、全く参加してはいけないという規定があるわけじゃないんで、そりゃどうぞということなんですけど、しかし先ほど聞かれたことなんですけども、委員会としてもなぜ3回がすぐ取りやめて4回になったのかという説明をきちっと受けとめてはおりません、聞いてはおりません。そういうことです。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

議案第24号「美作市新市建設計画の変更」を別紙のとおり添付する。この中で、年齢3階級別の人口については構成比で見ると年少人口は約4ポイント、生産年齢人口は約9ポイント低下し、老齢年金人口が約13ポイント上昇すると想定されております。このことについて、過疎化になってしまうんじやけども、これについてどのような議論をされたんか、歯どめをかけにゃいけんというような意見が出たんか、歯どめをかけるのをどのような方向で取り組んでいきやあとかというような議論がなされたんか、なされてなかったんか。それから、子どもを産むのが物すごく少のうなとるわけじや、これについて、子ども子育て支援をする立場から、子どもを産めるような環境整備、これについても議論されたんか、されてねんか。働く場所がないから若い衆が育たんのんか。それと、給料が物すごく安いという形の中で、子ども産むのはどうもかなわんが生活が厳しいぐあいになつとるというような話、議論をなされたか、なされてねんか、そのことについてまず1点と。

それから、先ほど来インターネットの関係なんですけど、これ美作市の資料の中に市は関係ないって言うけど、載つとるわけじや、これ。とりあえず、おとといわしのところへ来られまして、パソコンを開いて、これ見てくださいて言うたら、市が計画してるやつのは今度新しいのになつたら市の資料を見たら100から1,000じやとかというようなことを書いてるわけじや。うちではかつたら、3時15分ぐらいじやった

か、21か3ぐらいしか出てねえ。それで、国がどうのこうの、総務省がどうのこうの言よんじゃねえ、市民から上がってきて議会の場で議論してくれという言うたら、そりやおめえ、はい知りません、うちには関係ないからというような話じゃなしに、やっぱし市民の意見は意見として、よしそれじゃったら総務省のほうにも研究して、それから市民にその負託に応えましょうというような形をとるのが議会の責任じゃねんかと思うんじゃけども、そのような声は総務委員会の中であつたんか、なかつたんか。それについて教えてください。

それともう一点、協力隊の関係なんじゃけども、協力隊が今減額が300何万円出とる。それで、協力隊というのは美作市は何のために来てもらうとんか、お年寄りが高齢化しとるから草刈りしてもらいに来とんか、そうじゃなしに都市部から来てもらうたら都市と農村をつなぐようなそういうような仕事をしてもらうためにとかというような、隣の町はそのような仕事をしとるらしいです、県境を越えて向こう側の。この間も会うたんじゃけども、そのような議論はなされたか。草刈り、やっちもねえ、美作市へ協力隊で行ったら、わしらの能力発揮してくれるんかと思うとったら、草刈りばあじゃったんじゃというようないろんなおかしな話が出たらええ氣もしませんし。

それから、太陽光の問題なんじゃけど、何かもう一つじっくりいかんところがあるんじゃけども、とりあえずこれについたら自然保護協定書には当時の議長、市長が署名捺印してやとるわけじゃ。ほんで今度は売電価格がどええ安うなってきたよ。した当時はどうぞこぞとんとんで行くじゃろう、何ぼか利益がありゃへんか思うて。それが今度はいわゆる水防法の関係で今言ようる被害が出たら困るんで、税金取らにやいけんというようなことで目的外課税というんか、それは新しいものを考えてやろうとしとるらしいんじゃけども、とりあえず162対象者があるというて聞いとんじゃ、美作市で。そこらの話はどのようになつとんか。ほいで、そりゃしてください、わしらも払いますからというて地元の業者が言われとんか、発電業者が言われとんか。

それと、後からこういうなことを言うということは、何か4億6,000万円からのメリットがあつて、交付税はそれに対して少のうなつたつて言われよんじゃけども、そんだけのメリットがあるやつを今言ようる、今度は税金取っちゃうというような形の中で言うたら、これが売電価格が高うなつとんじゃつたらええんじゃけども、そのような形の中で高うなつたら美作市の信頼関係を失やあへんかなと、せつかく当時の市長、議長が判を押して業者と提携しとるような、そのような状況の中で、これらについてはどのような議論をされたんか、3点か4点言いましたけど、わかる範囲でよろしいですから。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野委員長。

**4番（岡野 鉄舟君）**

1点目の議案第24号の新市の計画について今岩江議員から御質問いただいた部分につきましては、委員長報告でございます、審査の経緯と結果をありのままにお話しすることになりますので、結論から申し上げれば例えば推計値について子育てを見込んでやったとか、そういった議論はなされておられません。委員の中から出た意見として質問として、推計値を目標値に変えたらいいんだろという意見もあつたんですが、その背景には例えば就労者を増やす、子育てのあれを増やすということもあつたんですが、この新市建設計画はそこまでじゃなくて推計値を示すんだという執行部の答弁がございました。先ほど私が委員長報告で申し上げた点は、委員からの質問があつたんですが、今議員の質問の点については特にございませんでした。

それから、2番目のインターネットの陳情の件でございますが、これも私は先ほど委員長報告で陳情の内容と、そしてどういう反対討論があつたかということ、ありのままを申し上げております。今、岩江議員



のおっしゃられたことは陳情を扱うという点で大事なことだろうと思っております。残念ながら、委員長の采配も悪くて、今岩江議員が言われたような点をそこまで審議することには至っておりません。

それから、質問の3つ目の協力隊のことですが、先ほど私が活動について申し上げました。私どもも全員の協力隊を存じているわけじゃないんですが、いろいろと頑張っているという報告をいただいております。今後の予算審議等の中で今議員が言われたような点もいろいろとキャッチボールをしてみたいというふうに考えております。

それから、最後の4番目の太陽光発電でございますが、これも6月議会に向けて総務委員会といたしましても162の納税義務者の人、当然特定納税義務者の人とも意見を交わしてほしいと、こういう申し出をして継続になっておりますので、執行部のほうにおいて引き続き今議員指摘の点は十分に含んだ上で議論をしていただけるものと思っております。

#### 議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

#### 15番（岩江 正行君）

子育て支援の関係で、それから先ほど言うたこれらについて、執行部のほうは提案型じゃから、執行部は提案しよる、ほいじゃけどあんたらんのかええじゃいけん、こういうなことをせにやいけんじゃねえかと、こういうのがええんじゃねえかというのは、議会は議論の府じゃ思う。議論のない、片一方が言いつ放し、しとるようなしとらんような形の中で、時間稼ぎのような、したというても時間稼ぎと一緒に、こんなもん。それで、今おる市民が聞きよってどない言うかな、これ。何やってくれよんじゃろうか、議会もぎょうさんおって、執行部もたくさんおられて、何をやっちょんじゃろうかというような、市民聞きよるで、これ、そうでしょう。やっぱし、こういうな議論しよんじゃというやつ出てこなんだから、結果が出とるわけじゃから、過疎地の抱える問題点というのはたくさんあるわけじゃから。それを一つ一つどういうふうにしてクリアしていくかというような議論がなされてなからにやいけんのか、これ。なされておらんのか。これが1つおかしいなと思うとる点。

へえから、インターネットのケーブルの関係、ここへ今資料が出てきました。美作市インターネット加入者の方にお得な情報ですというて書いとん。こういうな資料が出とん。それを美作市が関係ないんだったら美作市がこれ出す必要ないでしょう。お得ですよというて、どこで何を拾うて物を言よんか知らんけど、おかしいじゃろう、こんなことは。これは美作市が出しとん、間違いねえ。

それで、メガも現行インターネットは100メガどうやこうやって書いとるけど、わしは英語よう読まんで。それから（聴取不能）サービスが1,000とか書いとんよ。ほいで、おとつか知らんけど人が来られて、うちのパソコン、自分はパソコンよういらわんので、うちの子どもにちょっと開いてくれというて開いたら、3月24日じゃ、1時33分で23メガ、1時35分で21メガ、こういうふうな状況なんじゃ。ほいで、何ならと言うたら、使いよる者がテレビの画面がギザギザが出て、見にくくなるんじゃというて言よるわけじゃから、ほじゃからこれ60億円からの金を投資してやっとるわけじゃから、関係あるないの話じゃねえ。関係が大ありじゃ、こんなもん。NHKにしたってNTTにしたって、あんたらんはこんなこっちゃわしら困るじゃねえかと、美作市の名前で抗議してぐらいな議論はしていただきかったです。

それと、協力隊の関係。やっぱし都会のほうから皆来とんじゃ、これ。田舎からこの美作市に来りゃへんのじゃ。大体京阪神、東京のほうから来られとる。この間、鳥取のほうの人と会うて話をしようたんじゃけど、あの人らは東京のほうから来られとる。読売新聞におつたらしいわ。やっぱりメディアにおつた人じゃから、情報はたくさんのお情報をもらようた。わしも、ちいと岡野議員に言うた、勉強させてもらいたい、行

こうやって。会う段取りしとるけん、行きましようって名刺もろうとん。やっぱし勉強になります。ですから、この美作市が生きていこう思うたら、この荒廃しょうる農地で来て力かるとか、つくったものを向こうへ運ぶにしてみたって消費するところがわからんといけんわけじゃから、お互いの利益追求、また知恵をかりながらのそういうな議論はしていただきたかったなと思います。何ぼ言うてもしとらんもんはしとらんのじやから、これで私の質問は終わります。

**議長（岡本 泰介君）**

お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは元に戻りますが、岩江議員の質問が終わりました。

他にございませんか。

3番岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

私のほうはパネル税についてお尋ねしたいんですけど、先ほどすごい丁寧な説明をいただいたんですけど、私の聞きたいことは全然なかったので、改めてお尋ねしたいんですけども、先ほど委員長報告がされたように弁護士とか大学の先生、それから執行部との会議のとき3回ほど傍聴に行ったんですけども、一番気になるのは二重課税の問題。そのときも質問があったんですけど、償却資産とパネルとの二重課税の問題が結論的に二重課税になるのかならないのかというのが一番知りたいです。執行部のほうはならんって言ってますし、弁護士のほうはなる、大学の教授のほうは中間的な答えだったと。それが法的な話ですからはっきりしてもらいたいな。

それから、税の公平性の観点から野立てのみをするのはどんなかなと、屋根に上げた部分は対象外っていうのを、このあたり議論されてるかされてないか、説明がないんで議論されてないんだろうと思うんですけど。

それから、単価を平米当たり50円っていうのは、実際ほかの法定外目的税の部分で過大な負担はだめですよっていうのが、実際何ぼかかって50円だったら出せれるなっていう、抽出でもいいんですけどそういうのがされてるんかされてないんか。もし今の質問について今現在されてないようであれば、最終的には継続になるかどうかは別として、もし継続になるようだったら今後この3項目についても調査をしていただいて、報告していただきたいなということで、話ができて結論がわかるんだったらお答えをいただきたい。

**議長（岡本 泰介君）**

岡野委員長。

**4番（岡野 鉄舟君）**

ないんだったら言わなくていいよという質問なんですけど、それ的なあれなんですけど、重ねて言えば、まず第1点の二重課税かどうかというのは、これは今私の委員長報告をお聞きいただいたとおり弁護士は実質的に二重課税になりますよというそういうふうに言われて、大学の先生はならないよと、こういうことだと思います。だから、これは私どもが今後本件は継続審議に委員会としてなっておりますので、そのあたりを委員がどう判断するかというふうになろうと思います。

それから、税の公平性について、憲法の議論をお聞きしてはおるんですけど、そこまでの言及はなかつ

た、そういった意味で委員会ではその議論はなされておられません。

それから、3点目の1平米50円がどうかという点についても、申しわけないんですけど今現在ではなされておられません。したがって、今後の継続審査に当たり改めて審査をしていきたいと考えております。

**議長（岡本 泰介君）**

3番岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

きょう答えられない部分についてはそれでよろしいんですけど、今後やっていただきたいなど。

それから、先ほど二重課税の話をされたんですけど、私の傍聴で聞いた記憶では、大学の先生のほうは法定外目的税はどうしても二重課税になりますよと、ただしほんの少しですから影響ないですからというふうな表現だったと思うんです。市のほうは二重課税に課税標準が違うから絶対違いますよと、大学の教授のほうはその一部ですから課税になるよっていうふうには私は記憶してるんですけど、これどちらでもいいと言ったらおかしいんですけど、どれが正しいんですかっていうのを聞きたいという意味です、委員会の中での結論を。

そういうことで今後の議論の一つにしてもらって報告をしてくださいという意味ですから、きょうはもうよろしいです。

**議長（岡本 泰介君）**

他にございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、議会改革特別委員長報告に対する質疑ですが、議会改革特別委員会は議員全員で構成され審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、議会改革特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認め、議会改革特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、予算審査特別委員長報告に対する質疑ですが、予算審査特別委員会は議員全員で構成され審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認め、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、ただいまより10分間休憩します。

午後4時56分 休憩

午後5時06分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論、採決に入ります。

初めに、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、委員長から本案について会議規則111条の規定により閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第50号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第1号「美作養護老人ホーム組合の解散について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号「美作養護老人ホーム組合の解散について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第1号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第2号「美作養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号「美作養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第3号「美作養護老人ホーム組合規約の変更について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号「美作養護老人ホーム組合規約の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第3号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第4号「美作市コミュニティハウス等登録条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号「美作市コミュニティハウス等登録条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第5号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号「美作市印鑑条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第6号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号「美作市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第7号「美作市特別会計条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号「美作市特別会計条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第8号「美作市老人福祉施設の資金の積立てに関する基金条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号「美作市老人福祉施設の資金の積立てに関する基金条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第9号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号「美作市資金の積立てに関する基金条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第10号「美作市立診療所施設整備基金条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号「美作市立診療所施設整備基金条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第11号「美作市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号「美作市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第12号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号「美作市社会体育施設条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第13号「美作市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号「美作市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕



**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第14号「美作市養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号「美作市養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第15号「美作市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号「美作市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第16号「美作市手話言語条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

9番金谷です。

手話言語条例の制定を心から求めております。市民の皆さん、それから障がいのある方、全ての方が共通の思いでございますので、賛成討論とさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号「美作市手話言語条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第17号「美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号「美作市多様な情報取得・コミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第18号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第19号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号「美作市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第20号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」、委員長から本案について会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

議案第20号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第20号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第21号「美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号「美作市営住宅管理条例及び美作市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第22号「美作市公共下水道設置条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号「美作市公共下水道設置条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第23号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第24号「美作市新市建設計画の変更について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

4番岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

本件は総務委員所管でございます。私は総務委員長でございますが、一議員の立場で反対討論いたします。

御承知のように本計画は合併後当市を合併特例債でどのようにして起債計画をうまくつくっていくかというものなのですが、今回の改正前後の就業別人口の見通しを見ますと、一番大事なところ、要するに第1産業、農地が荒廃し後継者がいないというあたりをどのようにして新規就農者を増やしていく推計値を出すか、そして2次産業、3次産業については、例えばもち麦でいえば6次産業化をして煎餅をつくっていくとか、そういったようにして既存のあるいいものをどうやって増やしていくかという、そのあたりを工夫することによって、ひいては雇用の場が生まれ、社会増にもなると思いますが、これを拝見いたしますと若干その辺が前例踏襲というパターンになっておりまして、これからの美作市を考えた場合にちょっとマイナス思考だなと、物足りない部分がございますので、私はそういった意味で反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、反対討論ございますか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

反対の立場で討論させていただきます。

先ほども言うたんですが、もう少しこの過疎化を脱皮するのはどがんしたらええんかというような、人口の減少、少子化の問題、これらについての具体的な策が出てない。議論されてないということに対して、私はこの案件については反対をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号「美作市新市建設計画の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第25号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第26号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第27号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第27号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第28号「美作市愛の村パークの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

反対討論はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

これは反対の立場から討論させていただきます。

産業建設委員会は十分議論したんですが、産業建設委員会でするまでにこの問題に関しては一般質問席でもう3回や4回じゃねえ、やっとなる。せえで、この仕様書に基づいた質問もしました。愛の村パークも草刈りぐらいなことがというと言われるけど、草刈りのお金がどんだけかかっとなか、皆さんようわかって草刈りぐらいがというと言われるんじやろう思うんじやけども、芝広場やこうで2万3,500平米、ハーブガーデンで3,000平米、体験農園で7,000平米、遊具広場、滞在型農園施設、花木育成施設6メートルの21メートル2棟、野外トイレ2カ所、こういうふうにたくさんの施設がある。しとらんの。お金というのは仕事をしてもらうのが、誰もお給金もらうのは、仕事せなんだらくれる者はおらへんねん。それを初めから業務協定書、こん中で明記しとるにもかかわらず行政は法令や定めに従って仕事する組織じゃと、こう言われとるわけじゃ。地方公務員法第32条では法令の遵守の義務が定められております。また、同法30条においては服務根本基準として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれを専念しなければならないと、こういうふうに言われとるわけじゃ。

これについて、何遍とねえ言うとするにもかかわらず、私がおととしじゃったかな、決算特別委員会でうちの家内の所得が変わってきたんでということで100円を一発に7月に払うとんじやけども、100円足らんなんじやというて請求書が来た。一般質問で滞納の関係を言いよるときに、親切だったら。80円のはがきを持って、送らんでもこれこれだねと言うて親切に、何も郵政省を介さんでもいいんじや。そうでしょう。これこれなんじやと言うてくれたらすぐ払う。それを今度は、頭にきたもんじやけん、わし払わなんだんじや。そしたら、100円にまた100円の滞納金つけてきたん。もう気が悪うて気が悪うてかなわんけん、また放ったんじや。また来た、またつけてくる。そしたらうちの娘が、お父さん面倒やけんもう払いんせえ。私が払うけんというてうちの娘が払うたらしいんじやけども。このような100円の金でも職員が頑張つて滞納のないよう整理しようとしとるようなときに、片一方の経済部においては6,333万3,000円、このお金、先ほど来1,000万円今度はあそこは減らしたらどえらい効果が出てくるということで、そりゃ大きな見当違いで、お客来りゃへん。初めは来るというて言うって、ほいで来るからというて1,000万円少のうしてあげとるわけじゃ。ほいじゃけ、1,000万円今度は少のうしたんじやけど、今度は参加しようと思うたらようせなんだんじやろうな、ここへ出とる会社が、1,000万円。そのようなむちゃくちゃな形の中で、ここの会社が中心のような形の中でやられたんじや、市に何ぼお金があっても足りやあせん。

それと、効果をはっきり考えた形の中でこれをやってもらわなんたら、先ほど地方公務員法との関係をちょっと言うたけど、愛の村パークについて仕様書、有機農業等の土づくりを基本とした栽培作物、山菜などの地域内で収穫される旬の新鮮な食物を材料としたふるさと料理を初めとする各種の調理や加工品を楽しんでいただいたり、リラクゼーションルームや温浴施設、ハーブガーデンや芝生広場でゆっくりとくつろいでいただける空間を演出し、都市と地域の交流の場として、また地域の子どもから高齢者まで楽しめる憩いの場としての愛の村パークを設置するという。これ1,188万円を経営アドバイザー料払うたことあんた方が

話をしてつくった、これ協定書じゃ、そうでしょう。それが自分らが書いって守れんような、指定管理の会社にもうけてもらうだけに指定管理料払うとんじゃねえでしょうがな。ここのとこ、これは企画の関係じゃけど、指定管理者制度の運用の手引きをあんたら読んどろう。これ読んでみんさい。どがんに書いとんな、ほいで。何のために制度をどがんで運用してこの地域を発展さそうというその考え方が全然ないんじや。

庭木は切ってしまうし頭は。この間ある人が来られて、ちょっと見たいんじやと。クアガーデン潰したとこ見たいんじやと。耐用年数がまだ十分ある施設を潰しようらしいなど。見たいんじやと言うてわしは案内していったんじや。そしたら、大きな木を切ってそこの上で切ったやつを焼いて、あんなどこ木を炊くようになってらん。そのような形の中でまたこの会社に指定管理というてきちとした責任を持って、あんたらが命かけてやるからどがいぞと仮契約させてくださいというぐらひの話、それぐらひの腹づもりがなかったら、やった、今言ようるあれはどうのこの弁護士がそりや今請求できんと言うたら、どこの弁護士が言うたんか知らんけど、弁護士が言うまでにあんたらがこれ約束しとんでしょうが。向こうにモニタリングの関係についても、これ不履行じゃというてあんた方言えるんでしょう。それも全然言わずに市民の損害も100円のをそれほど厳しゅう職員が頑張りよるのに、あんた方が何千万円の金を粗末にするというのはもつてのほかじゃ、これ。こんなもの反対せなんだら、賛成できるわけないでしょう。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは次に、反対討論ございますか。

4番岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

反対をいたしますが、5点なぜ反対をするか理由を述べます。

1つは、指定管理手続です。手引きを私は議案説明のときに出していただきました。あれを見て、私初めて見たんですが、4月から始まって3.31までいろんな手続が書いてある中で、今回のスケジュールというのは、確かに1、2、3、4と4回まであるんですが、なぜここまで、きょうに至ってもまだ決まってないという状況になるんかということを実際に、今回の愛の村、五輪坊だけじゃなくて、皆さんは指定管理のあり方そのものを考えないと、全く指定管理制度についての理解がないと言わざるを得ない。

それから、問題は、この選定委員会のメンバーです。市の職員ばかりです。これじゃあもう要するに唾をつけるような感じになる、言葉は悪いけど。例えば7人であれば、外部委員が6人で市の職員が1人でいいんです。それが今は7人だったら全部です。これじゃあ、そりや公平な審査はできない。つまり、指定管理の手引きに沿ったものができてないというのが1点。

2つ目は、今も岩江議員がおっしゃられました、私も愛の村と五輪坊には時たまですが1カ月に1回くらい行って話をしたりします。そこで一番残念なのは、合併前のそれぞれの公の施設としてやられる分を市が引き継いでいってる、その公の施設の目的が現管理者によってなされていないということです。これは条例にちゃんと書いてあるわけですから、その担当部局がその指定管理者にもうる話をしなきゃいけません。それができてない。具体的に言えば、楽市楽座だって私も時たま野菜を買いに行きます。行くんですが、中のほうにあってお客さんが来たときにあれじゃ中に入れません。ささいな工夫ですけど、そういうことを担当部局が行って、これはちょっとおかしいんじゃないとの、例えばそういうアドバイスをしなきゃ



いけないし、それから風呂の問題もそうです。そういった地域との共生ということが大事なんじゃない、経費の節減もさることながら。これができてないということは、手続の条例の第4条に私は当たらないと思います。

それから3点目、今岩江議員も言われましたが、平成27年の経営診断、私が議員に出る前のことですけど岩江議員から教えていただいて、とんでもないあれじゃなど。何を感じたかと言いますと、共立が経営診断をやっとなです。1つはクアガーデンを閉鎖することを条件として愛の村と五輪坊を管理するというものなんです。そのときからもう既にクアガーデンは潰すんだという伏線ができてったわけです。大原の保育園の統合のときには28年には今の南側にするという新聞もあったわけ。私もそれを発見して見たんです。それとクアガーデンの存続の請願とか、もう全然ちぐはぐだらけ。今言いましたように愛の村と五輪坊の一体管理をするという共立が、なぜ今回離すとかということにエントリーしなきゃいけなかったのか、これを担当部のほうはいろいろ話をしてということと言われるんですが、私はそもそもその考え方はおかしいと思います。それはなぜかと言いますと、指定管理の指定というものは一体どういう性格のものかということなんです。つまり、行政処分なんです。契約でもなければ請負でもないんです。だから、部長、指定管理者が言われたから上げるとか、そういうなことは一切出てこないんです。もし議決されたときには協定書を結んで、これを履行しなさいよというのが指定管理制度の行政処分という性格なんです。そここのところの理解を全くなされてないということなんです。

最後に、ダブリますが、平成30年3月28日です。共立と市は協議をしてるんです。愛の村の27室をベッドに変えることによってお客がどんどん出てくると、増収になりますよと。私はそのときの案件についてはこぶしの里も一緒だったんですけど、到底無理だからということとで減額修正の発案者になっておりますが、そういった共立が何ら現管理者の期間の中で何をやったというんですか。1,000万円減らしたままで（聴取不能）なのに、今回見れば消費税の云々かんぬんとありますが、逆にプラス1,000万円になってる。これほどつじつまの合わないことはないと思います。

以上、5点によって私はこの議案第28号については反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、反対討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

6番倉地です。今まで議会の中で言ってきたことがことごとく矛盾してるわけです。先ほど岡野議員も言われましたが30年3月28日、愛の村パークを27室に宿泊室を増やして増収が見込めるとして1,000万円の金額を下げたわけです。それで、その協議書を結んでおきながら、それで疑義があるときにはそれを再協議するというふうなことをうたってますけれども、その再協議をしたわけでも何でもなし、ただ思いやりというか契約が成立しないからということとでどんどん契約料金を上げていってこういう契約を結んでいるということ。

それから、今見ましたら、指定管理者制度の運用の手引き、これは市がこういうことを決めておきながら全く決めたことにのっとらずに指定管理者を選定されとるということ。とにかく、市が決めたことを全く履行しない、そういった中で指定管理者が決まるという、こういうことは絶対に議会として認めてはいけない

ということで反対します。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、反対討論ございますか。

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

私は、この議案第28号について反対の立場で討論をさせていただきます。反対討論です。

そもそもいろんな法令違反の問題がある現在の指定管理者であります。市と管理者の間に取り交わしております業務協定書が全くきちっと履行されていないことは明白であります。しかも、業務協定書の中に取り決めが書かれておりますところの近隣に迷惑をかけないとするにもかかわらず、いろんなことが聞こえてきます。そもそも4回目の公募についてお金を増やした途端に手を挙げてくるような指定管理者というたら、もうもつてのほかじゃと思うんです。

その前に、もう一度皆さんの前で謝らにゃいけないことがあるんですけど、私は愛の村パークの部屋を27室するときには賛成の立場でしておりました。しかし、それが間違いだったということを最近確認しております。人間はすべからず間違いというものには多々あります。そのときにはよかっても今になって悪かったと。しかし、素直になれる、素直に謝るという姿勢がなかったら、けさも市長が言われたように雲海のことで双方が裁判所のほうから取り下げというような判決があったように、そのときにはいいと思ったことでもやりきちっとした答えが返ってこない。しかし、今回のことについては指定管理者が1,000万円を上げてくれというようなとんでもない話が出る以上、これは市民が納得しません。そういう中でこれを反対しなければ、本当に美作市のあっちこちにむしろ旗が立つような気がします。

間違ったことは間違ったこと、いいことはいいこと、しかし筋の通らんことを認めるわけにはいきません。本当は2時間ぐらいいろいろと反対尋問をしようと思うんですけども、途中で議長にとめられても格好が悪いので、このくらいにしときますけど。とりあえずこの反対をぜひ、賛成者に回らんと仲間外れになるとかそういうことを思わんようにして、しっかりこれを本当に心から考えていただきたいと思います。

私は、これで反対討論を終わらせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、反対討論ございますか。

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

私も議案第28号には反対の立場でします。これは私は一般質問でもさせてもらったし、答弁もなかなか納得できるものではない。そして、岩江議員、岡野議員、倉地議員、中山議員が言われたように指定管理料の1,000万円の問題、これは私もいけないなとずっと思っていました。ということで反対させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となります。

議案第28号「美作市愛の村パークの指定管理者の指定について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号「武蔵の里関連施設の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

反対討論ございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

15番。先ほどもちょっと言うたんじゃけども、指定管理制度の導入に向けた取り組み、これについて業務の実績効果、報告、これ楽市楽座でも24日に行ったら全然お客おらへん。何の目的でこれ指定管理へ出したんじやろうかと思うて。それと、これ選定委員会で調べて決めたというて言よんじゃけども、この指定管理者制度に向けた取り組みの中で基本的な考え方、実施状況の区分としてAとして予定した業務水準以上3年間、これ（聴取不能）。これについては何点ぐらいつけたんじゃ。Bとして予定した業務水準をおおむね実施した。これだったら、私はええ思う、おおむね実施した。それから、予定した業務水準の一部が実施できなかったという、これでもまだなというのがあるんじやけども、市長が今言いよるこの前委員会の中で、あんな地域の懇談会に来りゃへなんだがというて、私は地域の懇談会に行かんけど、武蔵の里に2日に一遍ぐらいあっころ辺の人とこへ行っているいろいろと話をしたり、お茶飲んだりしょうります、よう話ししとん。その中で、あそこの状況がどがんなかというの、愛の村がどがんなかというの大体今言ようる、わかる。へえで、Dとして予定した業務水準を下回った。予定した業務を下回つとんじやろう。下回る、これを上げるとい根拠をきちっとしてもらわんだら、賛成、賛成はええけど、ここへ上程しとるけん何でも賛成すりゃええというんじやったら、もう山田のかかしと一緒に。山田のかかしじやったらスズメのおどしにもなるけど、スズメのおどしにもなりやせん、これ。とんでもない話じゃ、これ。

立つのは結構じゃけえ、それを拘束も何もするんじゃねえけど、適切な業務管理の執行、履行、安全の確保、利用状況を把握せにやいけん。サービス向上せにやいけん。このサービスが地元、地域に根差した経営ができよるかできよらんか、こがんことはあなた方は知らんよんじやろう。法令等の遵守、こんだけのものをつくつとつても、先ほど、自治法の関係を言うたけども、そりゃ向こうへ請求できんのんじやと言う。請求できんのんじやねえ、モニタリングであなた方が月々にきちっとしたミーティングができとらんという証拠じゃねえか、これが。ほいじゃからこういうな問題が起きるんじや。野放ししとんのも一緒に、狂犬

を。とんでもない話じゃ、こがんなもん。

財産の適切な管理できよるか。財産の管理、一遍産業建設委員会で視察に行った。大体食べ物を食べる茶碗や器を便所やこの洗面所のとこへ置くようになってらんの、これ。お客が見たら幻滅する、あんなもん。管理運営業務の全般、収支の状況、指定管理料出したけど、そんだけの波及効果が出たかなというような、産業建設委員会の中で一つも説明ありやせんねん。

そういうことで、私はこれについては反対です。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

愛の村パークと共通するところが多いんですけども、共通する点で言えば、指定管理の手続がもう拙速きわまりないということ。それから2つ目が、同じように指定管理者の資格がないだろうということです。それからもう一つは、やはりこれも愛の村と共通するんですが、指定管理の指定という行政処分の考え方が、これも同様に全くなっていないということでもあります。

改めてお話をしたいのは、公共施設等総合管理計画の関連でお話をいたします。

これはいまだに総務部長の話だと一緒にやるということではいつやるかなと、美作の旧湯郷あたりがいつやっていたらいいかなと、市民の人と心待ちに待ちょんですけど、その話が一切ない。その公共施設総合管理計画ができてない状況でさえ、建てかえの話が出るということは、もう話にならんわけです。途中まで傍聴した議論で言えば、計画をするんだというような話があったようですが、そういった話が議会に一切ないままで外から聞こえてくること自体が、それを何とも思わんということは、もう非常にアブノーマルそのものです。愛の村パークについても同じことが言えるかもしれませんが、特にこの五輪坊については、公共施設等総合管理計画の台帳が建てかえの議論をするじゃ何じゃというようなことがいつどこであるんですか。そういうようなことがない状況の中で、それを手をこまねいておってええんですかということです。決していいはずはないんです。

そういったこといろいろありますけど、やはりこれもそういった観点で指定に値しないということで反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

金谷議員。

**9番（金谷のり子君）**

9番金谷です。武蔵の里が平成18年度から28年度まで8億5,400万円の繰り入れを一般財源からしております。その後も一般財源から繰り入れがずっと続いておりましたが、指定管理という方法で続いているわけなんです。このまま武蔵の里が一般財源から繰り入れをこの金額をするということ自体がもう不可能だと思います。この人口減少の、観光の人も少なくなっている中で私はこの共立に1年間してもらって、その間に建てかえということではなくて縮小ということも中に入れて、地元の方がそこへ料理を入れるとか、地元の方がそこで活躍できるような今場ではないんです。雇用は幾らかあるかもしれませんが、材料もよそから来

ていません。そういう声も聞きます。

なので、共立に1年間してもらい、その間にどうするのか、縮小するのか、お風呂だけにするのか、そういうことを検討するという意味で、それから愛の村と武蔵が近過ぎて、両方へお客様が分散されてどちらも赤字になってるっていうことも考えられるんじゃないかと思うんです。湯郷にもお客様が来ない、いろんなことでこのことは合併後美作市の課題であり、今までこのままにしてきた議員として私はここでみんな全員の議員がいろいろと考えていい方向に向かう、この指定管理を通してここをチャンスとして前向きな方向に行くための指定管理ということで、きょうは賛成させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

私は、この議案が出たときに副市長に質問して答えをいただいてなかった。というのは何ならというたら、昨年決算のときも言ったんですけども、庭園の木を切って、これは昨年来言った考え方の違い、私は価値観が下がったというふうに思ってるんですけど、その上、そこまでは価値観の問題ですから仕方がないとして、木を燃やして、俗に言う野焼きです。これはもう完全に法律違反です。消防自動車まで来たという話を聞いてるわけです。そういう業者にペナルティーも一切かけずにやるっていうのは、例えば市内の土建業者さん、それ以外の産廃なんかを扱ってる業者さん、野焼きした場合どうなるんですか。おとがめなしなんですかっていう、同じの話になると思うんです。

だから、指定管理そのものについては反対するわけじゃないんですけど、そういうことをびっちせずにおいて法律違反を完全に見逃してやるっていうやり方は非常におかしい。だから、この件については反対です。ほかの理由が幾らあっても構わないんですけど、法律は守っていただきたい、特に行政としては。そういうことで、反対です。

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

これ、愛の村と武蔵の里関連施設を3年と1年と2つに分けたということが、委員会でもさんざん説明がありました。当初は1回、2回、3回一体のものとして募集をかけたものが突然片方は3年、片方は1年という分けたそのことにどうしても納得がいかないんで、反対をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となります。

議案第29号「武蔵の里関連施設の指定管理者の指定について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

10分間休憩します。

午後6時04分 休憩

---

午後6時14分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

内海副議長がちょっとおくれて入ります。

続きまして、議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

その予算の中で、第3表の債務負担行為補正、これは今の管理指定の指定案件と関連するもので、武蔵の里関連施設の令和2年度から2年度まで3,367万7,000円、それから愛の村パーク管理運営事業、令和2年から4年までの9,248万7,000円、遠藤部長、この債務負担行為の予算をこう見て、今なおかつ指定管理が決まっていないというこんなええかげんな予算はありませんで。これを見ただけでもいかに思いつきでやっているかということです。それで、その条例と予算は一致しなきゃいけないんで、私は条例について反対をいたしました。この予算についてもそういった意味で、るる反対討論の項目は言いませんが、指定議案と関連するものです。そういった意味で、これは私は補正予算に反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

先ほどの武蔵の里と、それから愛の村パークの、先ほど岡野議員も言われましたが債務負担行為の補正、武蔵の里関連施設管理運営事業で令和2年から令和2年までで3,367万7,000円、それから愛の村パーク管理運営事業、これを令和2年度から令和4年度まで9,248万7,000円、こういったものを含んでおりますので、この予算案には反対させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第30号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第6号）」について、原案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第31号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第32号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号「令和元年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第33号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第33号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第34号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第34号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第35号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第35号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第36号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第36号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第37号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第37号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第38号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第38号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第39号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号「令和元年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

交通弱者対策については、財源対策を講じた上で施行から制度設計していただき、その際補助額も3,000円から5,000円に増額して計上されております。後期高齢者対策については、介護・医療・福祉関係の

従事者等（聴取不能）の育成、確保対策等が盛り込まれております。公民館の整備計画については、社会教育、生涯学習の場となる公民館の整備計画、設計料等が盛り込まれております。そのほかありますが、ピックアップしました。要は住んでよかった、これからも住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを図る施策が盛り込まれておると思いますので、賛成します。

**議長（岡本 泰介君）**

それでは、反対討論ございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

反対の立場から討論させていただきます。

作東町の公民館の関係なんです、これ鉄筋コンクリートというふうな説明を聞いてんですが、これはやっぱり地元の材木、やられとる方非常に厳しい状況の中にあります。そういう中で地産地消を言われとる美作市が鉄筋コンクリート、今言ようる木造もオリンピックの競技場もあんだけの木造でやっとなですから、木造の方向でどがいぞ持っていくようお願いはしたい。ほいで、とりあえずこれは鉄筋コンクリートということで説明聞いておりますので、これは反対をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

質疑でもお話をしておりますが、何点か項目を申し上げます。

1つは湯郷Be11eの関係です。私地元ではありますが、そのときに申し上げたのは美作市議会議員としてBe11eを応援しております。地元でもありますし、いろいろとBe11eの選手と話をすることも多かったけど、昨今話をする機会が全くない。私が仄聞するところによると、岡野さん、私はもう美作出ますわと、こういう悲しい話を聞きます。私は、支援はしなきゃいけないんですけど、何ですか、どこにするかということをはっきり補助金を出す以上はしなきゃいけない。前例踏襲であるからという、それではもうだめです。

2つ目は、これも言いにくいことではありますが、やはり申し上げなきゃいけないのは、商工会に対する補助金です。商工会のメンバーが減ってきている。確かに地域の産業振興をしていただくためには事業融資面も含めて必要なんですけども、要するになぜ2,000万円でもいいかという議論が私には響いてこなかったということが理由です。

3つ目は、やはり今る反対しております指定管理の関係での最終予算がございまして、当然これがいいということにはならない。

以上、3点のことから私は当初予算に反対をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号「令和2年度美作市一般会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、議案第40号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第41号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第41号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第42号「令和2年度美作市介護保険特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号「令和2年度美作市介護保険特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第42号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第43号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第43号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第44号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第44号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第45号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第45号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第46号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第46号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第47号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第47号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第48号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第48号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第49号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第49号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第50号「令和2年度美作市水道事業会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号「令和2年度美作市水道事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第50号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第51号「令和2年度美作市病院事業会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号「令和2年度美作市病院事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第51号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第52号「令和2年度美作市下水道事業会計予算」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号「令和2年度美作市下水道事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（岡本 泰介君）**

全員賛成。よって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

4番岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**



さきの特別委員会で私も申し上げましたが、まず議会だよりについてはこういう意見がございます。ただ、一般質問だけを載せるだけじゃつまらんよと言われる委員の方もいます。私もそう思います。じゃあ、どうすればいいかということなんです、やはり視点を広報に広聴の機能を持たせて、地域で議会、委員会が出ることによって地域の高校生、あるいは婦人会の人と、老人クラブの人と話をすると。それを広報に載せていくことによって、ああなるほど、議員は我々の言ってることをうまく酌んでくれたんだなど、そういった効果というものがあると、私はこれ独自に思ったんじゃなくて、議員研修に行きましてああなるほどなど、そういう感じを持ちました。

それから、議会報告会については、私は真庭市でも何回か議会報告会を見させていただいております。大変です、それは。議員がパワーポイントをつかってやらにやいけんということもあるんです。事務局はなくても真庭市はほとんどやっておられる。そういったことの中で、二元代表制の中で市民の方が執行部以外の情報をどうやって得るかということは、この今の議会だよりと議会報告会だろうと思います。議会基本条例を私が議員に出る前から定めています。それを考えたときに、大変だけでもやっていくべきだろうと思います。

そういった意味で、私はこの陳情書には賛成の立場であります。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。

原案についての採決となります。

それでは、陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、陳情第2号は不採択となりました。

続きまして、請願第3号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

請願の紹介議員になっております。看護師のいわゆる待遇というんですか、全国いずれの看護師を必要としている施設、看護師の給与とかいろいろな面で同等の国家資格とか持った者に比較して賃金は恵まれてないということで、看護師不足ということが全国的に起こっております。そういったことを改善する立場からこういった看護師の身分を確立するためにこういう請願が出てるものと解釈いたしまして、私は賛成の討論をさせていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。

原案についての採決となります。

それでは、請願第3号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、請願第3号は不採択となりました。

続きまして、請願第4号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

この件も同じように私が紹介議員になっております。看護師同様介護士の皆さんの職場の待遇、非常に厳しい労働条件のもとで働いておられながら、決してその待遇はいいものではないということで、就職された介護士の方が次から次にやめていかれるという非常に深刻なことに至っております。そういう意味で、介護士の皆さんの待遇をしっかりと改善して、介護施設とかそういうものがきっちり運営が成り立っていくような制度を確立するために、この請願に賛成させていただきます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採択となります。

再度申し上げます。

原案についての採択となります。

それでは、請願第4号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、請願第4号は不採択となりました。

続きまして、請願第1号「精神障害者と身体障害者・知的障害者の医療費公費助成の格差を解消するための請願」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

山本議員。

**10番（山本 雅彦君）**

今朝ほどの委員長報告の中で、この請願第1号については特に重度の方については対象とする意見書を提出するという委員長報告があったように記憶をしております。その意味で、私は今回はこの精神障がいの方の特に重度の方についての意見書ということであったように思いますので、このことについては賛成をしたいと思います。

ただし、申し上げておきますが、こういった社会保障については多額の費用が発生をいたします。国のほうでこれを措置するとなれば、消費税等の税率の改正も当然必要になってくるのでございます。その改正に全て反対していらっしゃる、そういう政党もあります。そういったところからこういった意見が出てくるのも少し理解に苦しむわけでありますけども、片やこれをやりなさいと、片やこれはだめですよと、それでは少し筋が通らないと思います。これは私、余分なことを申し上げましたので、もし気にさわったら御勘弁いただきたいと思いますが、ただこういったことについては、必ず財政的に確保されなきゃならないということが一番でありますので、私は今後もこういった医療費の助成とか、そういったものについては拡充をしていくべきだろうというふうに思っております。

そういった意味で、これは第一歩となればいいのかというふうに思いますので、この件については賛成をしたいというふうに思いますので、賛成討論いたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

それでは、請願第1号「精神障害者と身体障害者・知的障害者の医療費公費助成の格差を解消するための請願」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成多数。よって、請願第1号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、陳情第1号「インターネット回線のスピードアップについての陳情書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず反対討論ございませんか。

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

1番青山です。まず、私はNTTグループで15年働いてまして、都市部から過疎地、個人から法人の回線導入を長年手がけてきました。その上でお話ししますが、まず契約先であるNTT、プロバイダーに相談するべきでございます、これは。もしこの陳情を受けてしまいますと、ほかの民間起業のサービスに関する相談も全て美作市が受けないといけなくなりますので、やはり契約先であるNTT、プロバイダーにまず相談するべきです。

さらに、私もNTTにそうですよねっていう問い合わせをしたわけですが、NTTからの回答もこれはNTTが受けるべき相談内容ですと。さらに、この陳情者から相談があればNTTが相談を受けますよというふうに回答をいただいております。

また、先ほど15番議員が委員長への質問で美作市がお得と書いているという発言があったかと思うんですが、これは恐らく光コラボレーションサービスであるみまちゃんひかりのことに混同してるんじゃないかなというふうに思いまして、このみまちゃんひかりというのはNTTから回線を借りてみまちゃんネルが美作市民にインターネットサービスを提供している提供の仕方なんですけど、もしこの方がみまちゃんひかりに契約してるのであれば、この問い合わせ先はみまちゃんネルになります。

というのが、反対討論の内容なんですけど、とはいえ昨今の動画配信サービスの充実により全国的にネットに負荷がかかる傾向にあるのは私も感じております。ですので、あわせてNTTに確認をしたんですが、NTTの監督省庁である総務省から何かしら指導なり要請なり今のところないのかという質問をしたところ、既に総務省、NTT、プロバイダーの3者でインターネットの設備のあり方について協議が始まっているという回答をいただきましたので、あわせて紹介をしておきます。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

本件は総務委員会所掌で全員反対ということだったんですが、私は総務委員長でもあります、一議員の立場として賛成討論をいたします。

私は今手元に平成28年9月13日の全員協議会資料、ないかなということで入手することができました。その中で、こういうくだりがあります。新美作市光サービス、NTTからの提案ということで、NTT西日本は美作市光設備を利用インターネットやひかり電話の運用を行っているが、機器更新やインターネット費用などを低減する協議検討を行ってきた。平成28年3月にNTT西日本から新たな提案があったということで、何点かあります。

私が何を申し上げたいかと言いますと、私ども美作市が賃貸人です。NTT西日本さんは借家人です。賃貸人と借家人という例えがいいか悪いかはあるんですが、御利用されてるNTTさん、何とこういうような陳情が出てるんですけど、どうですかと、こういうことは言ってしかるべきだし、言えることだろうと思います。私は専門ではないんですけども、門外漢ではあるんですが、私なりに感じた第一点はそうです。

もう一つ大事なことは、陳情というのは請願と同じように誠実に扱わなきゃいけません。陳情書や請願書の字くだりを捉えて、これは違うんだ、だからだめよと、そういうことじゃなくて、請願者や陳情者が全体的に何を議会に求めてきているのかということを実に総合的に判断をする必要があるかと思います。

以上2点で私はこの陳情書には賛成をいたします。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

次に、賛成討論ございますか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

15番が御指名いただいたわけじゃけども、この市内の家庭のスピードがどのぐらいかということ調べてからでも、このことは遅うねんじやと思う。そこまで調査されとんだったら、継続審査でもしとんだたらええけども、市民の負託を受けて議会で議論するわけじゃけども、その辺のとこNTTの社員だったんか何にだったんか知らんけども、NTTの立場じゃなしにこれは市民からこういう訴えが出とるわけですから、そのことを議論せずにおって、60億円も金を投資してやったわけじゃから。その辺のとこについての考え方が私は議論されてないということを知ると、今言える市内の家庭のサービスがどのぐらいなのかという、その人が言うてきたからうちのパソコンを開いたら初めが23、今度ちょっと後になったら21というふうになつとるから、この市のサービスの関係で言うるとやつとだたら非常に数字の誤差が出とんで、テレビの画像も見にくいという言いわけじゃから。

この見にくい事実をNTTが来て調べたんか。NTTは関係ない。市民が我々に言うてとんだたら、我々は謙虚にこの陳情書を受け入れて、そりゃNTTに言うていったりあげなんだら、えらいもんじやなあ、あの議員というはおめえあっこで出てきたら、これはうちは関係ねえってぼんとはじくんか。そうじゃなしに市民の負託に十分応えて、よし我々はその仕事は美作市の名においてこれは解決していきましょうというような気持ちがなかったら、ここで議会のバッジつけて議論する値はない。

そういうことで、私はこれは賛成します。

**議長（岡本 泰介君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。

原案についての採決となります。

それでは、陳情第1号「インターネット回線のスピードアップについての陳情書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成少数。よって、陳情第1号は不採択となりました。

ただいまより、暫時休憩といたします。

午後6時57分 休憩

---

午後7時19分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

岩崎議会運営委員長。

**3番（岩崎 清治君）〔登壇〕**

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

先ほど休憩中に、議員控室におきまして議長、委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、追加議案1件について協議をいたしましたので、御報告をいたします。

議員から議案を提出したい旨の申し入れがあり協議をいたしました。

議員からの議案は発議第3号「精神障害者と知的障害者・身体障害者の公費医療費助成制度の格差解消を求める意見書の提出について」の1件であります。この発議は、安藤功議員外5名の議員で発議をいたします。発議第3号は、追加日程第1とし上程いたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第3号「精神障害者と知的障害者・身体障害者の公費医療費助成制度の格差解消を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、発議第3号「精神障害者と知的障害者・身体障害者の公費医療費助成制度の格差解消を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

これより議案を配付いたします。

[資料配付]

配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 追加日程第1 発議第3号「精神障害者と知的障害者・身体障害者の公費医療費助成制度の格差解消を求める意見書の提出について」

議長（岡本 泰介君）

追加日程第1、発議第3号「精神障害者と知的障害者・身体障害者の公費医療費助成制度の格差解消を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

安藤議員。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

それでは、発議第3号の件でございます。

[以下朗読]

ということで、両面印刷のものがお手元にあると思います。表のほうは岡山県知事伊原木隆太殿。裏面のほうは提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣ということでございます。

文面につきましては、御一読いただければと思います。よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第3号「精神障害者と知的障害者・身体障害者の公費医療費助成制度の格差解消を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第54号「新型コロナウイルス感染症対策のための関係条例の整備に関する条例について」

議長（岡本 泰介君）

日程第3、議案第54号「新型コロナウイルス感染症対策のための関係条例の整備に関する条例について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第54号「新型コロナウイルス感染症対策のための関係条例の整備に関する条例について」を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による経済面における影響が美作市においても拡大しており、その対策を実施するに当たり多くの条例の改正が必要となることから、新型コロナウイルス感染症対策のための関係条例の整備に関する条例として整備条例の制定を行い、一括して改正を行おうとするものです。

まず、第1条から第7条までにおいては、美作市水道事業給水条例の外、上水道関係の条例2件、美作市公共下水道条例の外下水道関係の条例5件の計7件の改正を行うこととしており、市が徴収する全ての上下水道料金を対象にしようとするものであります。

これは、政府による公共料金の支払いの猶予に関する要請を踏まえ、美作市においても新型コロナウイルス感染症の影響により上下水道料金の支払いが困難であると認められる者に対しまして、法令の規定により支払いを猶予することとし、各条例においてこれを明記することにより取り扱いの明確化を図ろうとするものであります。

具体的には、各料金等の性質に応じ地方自治法第231条の3第3項及び地方税法第15条から第15条の9までの規定に基づく徴収の猶予、または地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行期限の延長を行うものとする旨の条文を各条例の附則に追加するものであります。

次に第8条において、美作市資金の積立てに関する基金条例の改正を行うこととしております。

現行の条例は基金の貸し付けを行うことができる相手方として、美作市土地開発公社のみが規定されております。これに加え、地方自治法施行令第152条に規定する出資法人、すなわち資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けた者に対しても、美作市が保有する基金を原資として貸し付けることができるよう改正を行おうとするものであります。

具体的には、作東バレンタインホテル、特産館みまさか等で影響が続いており、新型コロナウイルスの影響で大幅な減収が見込まれることから、市が保有する基金である美作市地域振興基金を原資に貸し付けを行えるようにするものであります。これは、民間事業者におかれましては資金調達に必要となる資産を有して



いる一方で、これらの者においては担保能力のある資産を有しておらず、資金調達が困難になり、資金ショートが発生するリスクが高いという特殊性を考慮したものであります。

なお、美作市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例及び美作市資金の積立てに関する基金条例につきましては、今議会において改正条例を提出しており、美作市水道事業給水条例につきましては令和元年12月の改正に伴う未施行部分がございますが、いずれも今回改正を行おうとする附則部分については対象となっていないことから、相互に影響はなく、本条例において改正を行うことは差し支えないものと考えております。

また、美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例につきましては、同じく令和元年12月の改正により令和2年4月1日付で廃止されることとなっておりますが、本条例の施行日は公布日となっておりますため、現時点で効力を有する美作市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の改正はなお有効に行うことができるものと考えております。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（岡本 泰介君）**

提案説明が終わりました。

暫時休憩します。

午後7時30分 休憩

---

午後7時55分 再開

**議長（岡本 泰介君）**

休憩前に引き続き会議を行います。

それでは、議案第54号に関しての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第54号「新型コロナウイルス感染症対策のための関係条例の整備に関する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

## 追加日程第2 「美作市議会議長岡本泰介議長不信任について」

議長（岡本 泰介君）

それでは続きまして、追加日程第2、「美作市議会議長岡本泰介議長不信任について」を議題といたします。

この動議は私の一身上に関することになりますので、副議長に登壇いただき、議事を進めていただきたいと思います。それと同時に弁明の申し出をいたしますので、副議長よろしく願いいたします。〔降壇〕

〔議長交代〕

副議長（内海 健次君）〔登壇〕

それじゃあ、議長にかわり、議事を進めます。

それでは、追加日程第2、「美作市議会議長岡本泰介議長不信任について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

〔以下朗読〕〔降壇〕

副議長（内海 健次君）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（内海 健次君）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

ここで、お諮りをいたします。

岡本議長から本件についての弁明の申し出がございました。地方自治法第117条の規定により岡本議長の弁明の申し入れを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。よって、岡本議長の弁明を許可することに決定をいたしました。

岡本議長の入場を許可いたします。

〔議長岡本泰介君 入場〕

議長（岡本 泰介君）

先ほど私の不信任案が提出されました。その理由を2つ上げられておられましたので、その2つの理由に

ついて弁明を申し上げます。

まず、1月12日に私が成人式に出席しなかったということでございます。地元の地区の会合ということでございますが、私は美作市明見というところに住んでおりまして、その自治会長、区長をやっております。私は議会へ出る前から区長をやっていたもんで、本当は議員になったときにもう区長をやめたいということは何回も言うたんですけど認めてもらえず、今引き続いてやっておるところでございます。

そして、1月12日という日付は今年は第2日曜日ということだったんです。明見の自治会の規則で第2日曜日が新年総会といって年に1回の総会をする日にもう決定しております。それはもう何十年も前から第2日曜日ということで決まっております、どうしても私は自治会長としてこれを欠席することができず、やむを得ず成人式を欠席してしまいました。そのことについては、私が議員を本当はしなかったらえかったんですけど、どうしてもそういうことに宿命になってしまったので、やむを得ず欠席したということでございます。

それから、2番目の2月6日の美作市総合戦略会議に出席しなかったということでございますが、これは会議が2つダブっておりました。そして、もう一つのほうは総合戦略会議の日程の設定よりも前に来て、そちらに出席をするということをもう返事を出しておりましたので、総合戦略会議に体1つですから出ることができず、やむなくこちらのほうは欠席したわけでございます。

いずれにいたしましても、そりゃ皆さんから見ればしからんということになるかもわかりませんが、特に1番のほうはそう思われるかもわかりませんが、ぜひ私のこの立場を理解していただきまして、御理解賜ればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私の弁明は以上でございます。

**副議長（内海 健次君）**

弁明が終わりましたので、引き続き岡本議長の除斥を求めます。

〔議長岡本泰介君 退場〕

**副議長（内海 健次君）**

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づき委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**副議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、追加日程第2、「美作市議会議長岡本泰介議長不信任について」は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（内海 健次君）**

続いて、本件に賛成の方の討論はございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

とりあえず成人式は別として、戦略会議、これは1年間を占う大切な会議。ほいで、本人が行けれん場合については、副議長は病気療養中ということで休まれとる、そのようなときにはどうするかということは、やっぱし総務委員長にお願いするとか、ほんなら総務委員会の誰かにお願いするとかというふうになんか

でも出席するのが私は大事じゃねえかと、かように思います。そのことをちょっと怠ったつとんじゃねえかなという感じがしました。とりあえず成人式についてよりか、この戦略会議を執行部側だけで議論したというのは、18人の議員の代表の意見が出てないというのは、これは大きな問題じゃと思いますので、私は今回のこれについては賛成いたします。

**副議長（内海 健次君）**

続いて、反対の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（内海 健次君）**

賛成の方の討論は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

あらかじめ申し上げます。

議長の不信任の議決については、地方自治法第116条の規定による採決となりますので、出席議員の過半数でこれを決するものとなります。

それでは、採決を行います。

追加日程第2、「美作市議会議長岡本泰介議長不信任について」、本件のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**副議長（内海 健次君）**

賛成少数。したがって、この動議は否決されました。

岡本議長の除斥を解きます。

〔議長岡本泰介君 入場〕

**副議長（内海 健次君）**

岡本議長が議場におられますので、報告をいたします。

この動議は否決されました。報告をいたします。

私の職責が終了しましたので、ここで議長と交代をいたします。〔降壇〕

〔議長交代〕

**議長（岡本 泰介君）**〔登壇〕

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

令和2年3月美作市議会定例会、大変御苦労さまでございました。一言、御挨拶、そして市民の方々にお知らせ、お願いを申し上げたいと思います。

今定例会の会期中、国内外におきましていわゆる新型コロナウイルスの問題が急速に拡大をいたし、そのためにさまざまな対策を講ずることになりましたが、議会の皆さんにも多大な御協力をいただきました。この場をかりて心から感謝御礼申し上げます。また、市民の方々におかれてもマスクの製作含めて本当に多くの方々の御支援、御理解をいただいたことを心から感謝を申し上げたいと思います。

美作市におきましては、御案内のとおり2月27日には美作市新型コロナウイルス感染症予防対策本部を立

ち上げ、マスクや手指消毒液の確保等の感染症予防対策、そして市民の方々への情報発信等に取り組んでまいりました。

さらに、国のイベント等への中止要請を受けて、宿泊業、飲食業あるいは運輸業の業種を中心として営業上の顕著な落ち込みが発生をしていることから、3月11日には予防対策本部を予防・経済対策本部に改め、感染症予防対策とともに、地域経済の安定に資する措置の実施に取り組んでいるところであります。

国内においては、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向は現時点では見られないものの、都市部や海外からの帰国者を中心として連日感染者が確認されるなど、予断を許さない状況にあります。

当市における新型コロナウイルス感染症に対する取り組みの柱は、市民の皆様方の生活にとって不可欠な活動と、そのために必要となる学校、病院、介護施設などの運営を可能な限り平穩に継続することを目的としているわけではありますが、去る3月22日には岡山県内でも初めての感染者が確認されたことから、現在市民の皆様方に我々の基本的な生活、学校を守る、介護を守る、病院を守る、そのために次の4点をお願いしております。

1に海外並びに感染者が多数確認されている、具体的な名前を申し上げるのはまことに恐縮でございますけれども、大阪府、兵庫県、愛知県、東京、北海道などへの不要不急の旅行はお控えをこの間いただきたいと思っております。また、出張等やむを得ない事情のある場合がございます。これはしょうがないんですけれども、十分な感染症予防対策を講じていただきたい、特段の御注意をいただきたいと心からお願いをいたします。

そして、不特定多数の方々に参加されるイベント、つまりどっかの方が来ていることがわからない、市民だけなら別なんですけれども、あるいは恐らく県内だけだったらそう問題もないと思ってるんですけども、いろんなところの方が来られるようなことにはぜひ参加を控えていただきたい。

それから、3番目に市内での催し物を開催する場合には、換気の悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が今問題になっているんですが、そういう環境を避けるとともに、不特定の方が来訪する可能性のあるイベントはできたら自粛をお願いいたしたいと思っております。

一方で、もう顔は知れていると、みんな美作市民の方ばかりであるということは、これは地域の経済のこともありますんで開催をすることについては差し支えないと考えておりますけれども、その場合においてもやはり感染症予防には十分に御注意を賜っておきたいなと思っております。

この対策、当分の間ということでございまして、いつまでにこれは済むんだということにはなりません。どうぞ、御理解をいただきまして、よろしく御協力をお願いいたします。

次に、子どもたちにとって日々の生活を送る上で最も重要になっている学校活動でございますけれども、2月27日に国から小学校、中学校等について3月2日から春休みまで臨時休業を行うような要請がございましたけれども、市内の小学校については、休校にした場合における低年齢の子どもにはさまざまな影響が配慮されることなどから、通常どおり学校活動を継続をすることといたしました。

これにつきましては、きのう文科省が出した措置がありましたんですが、あれをほとんど教育委員会では実施をしておりました。窓をあけるとかマスクの配備とか、あの時点から国が今言ってることをちゃんと実施した上での御議論でありました。一部御批判をいただいた、特に市内からあったわけでもありますけれども、本日無事修了式を迎えることができて、子どもたちの学習の機会、心と体の健康保持とともに御家族を含めた日常生活の確保に資することができました。大変、私は御協力に感謝を申し上げてる、そういう気持ちであります。

予防資材の調達につきましては、いまだに市としても全力を挙げているところでございますけれども、や

はりまだまだマスクや手指消毒薬については深刻な不足というものは続いております。当市対策本部としては、マスクの入手の代替策として、これは保健福祉部が名前をつけたんですが、「ないなら作ろう！マスク自給大作戦」ということでを実施をしております、涙が出るほどのうれしい話として多くの方々、特に愛育、栄養、民生委員、児童委員の方々、ボランティアの方々、もちろん何千枚かつくったんですが、それぞれ御家庭で使ったり、地域で使ったりして、その残りで1,000枚以上の供給をいただきました。3月18日には市内デイサービス事業所の利用者の方々全員に1人1枚ずつ進呈をさせていただきました。本当に協力をいただいた方に心から感謝をいたします。

加えて、子ども用のマスクについてでございますけども、よりこれは入手が困難でありますので、学校及び幼稚園、保育園、あるいは放課後児童クラブにおいて子どもたちが使用するための手づくりマスクの作成に、御家族ぜひ御協力をいただきたいということで、心からお願いを申し上げているところでございます。

経済のほうでございますけども、日増しにこれが大きくなっているということでございまして、先ほど申し上げましたように宿泊、飲食等経営への打撃が激しくなっているということで、3月8日の日に湯郷の旅館協同組合や観光協会の連名による要望書がありました。これはもとより湯郷のことだけでなく、市内各所のことも目くばせをした上での要望書でございましたので、当市としても事態が全市的に重要な状況になっているということで、3月10日付で30兆円規模を上回る大規模な総合緊急対策を早急に策定をするようにということで、いち早く国に対し要望をし、そして17日には、同じような悩みを持っている真庭や米子市との連名で、岡山県及び鳥取県選出の国会議員に同様の要請をしました。3月19日ごろには政府内でも与党内でも30兆円を超えないかんというような声が怫然として沸き上がっている一つのほんの小さな引き金になったということで、皆さん方の御理解に心から感謝をいたします。

そして、先ほど即決いただきました新コロ関係の関係条例の整備に関する条例ということで、事業の継続が困難になることのないよう、例えば上下水道料金の支払い猶予、あるいは他に頼るところがない、そして資産を持たない市の出資法人の場合の影響緩和のための貸し付けについて、本当に素晴らしい勢いで美作市議会の方々に対応いただきました。朝から長い時間をかけて、そして最後きちっとやって頂きました。

市民の方々に申し上げますけれども、議会に対していろいろと御批判も御議論もあると思っておりますけども、県内でこの3月議会、美作市議会ほどたくさんの議案を処理した議会はないと、私は自負をしているところでありまして、よく働いた市議会ということで記憶に市民の方々にとどめていただければというふうに思うところであります。

新型コロナウイルスの収束の気配はまだ見えておりませんが、引き続き状況を的確に把握をして、市民の皆様には正確な情報を提供するとともに、予防対策、経済対策を速やかに実施をして、可能な限り市民生活への影響を最小限に食い止めるよう、市も議会も全力でこれからも取り組んでいくものと考えているところであります。

ほかにも幾つか申し上げたいことがございますが、それはまた別の機会ということにさせていただき、今後は市民の方々のための防災公園の問題でありますとか、さまざまな施設の問題、取り組んでいきたい。春になりました。まだ霜がおりますけれども、皆様方、ぜひ御健康のもとで新年度をお迎えいただきますように御祈念をいたして挨拶を終わります。〔降壇〕

#### 議長（岡本 泰介君）

令和2年第1回3月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶申し上げます。

2月の初めのクルーズ船入港以来、新型コロナウイルス病が世間を騒がせてきました。そのような状況の中、2月21日に定例会を開催いたしました。毎日毎日、日本、世界の状態も変わっていき、今日では全世界

に蔓延してきたと言っても過言ではありません。感染者数も30万人を超えており、オリンピック延期もやむなしとなり、日本における感染者数もここ数日来じりじり増加しており、予断を許さない状況であると思われます。市民の皆様におかれましては、お一人お一人が注意していただき、防衛に努めていただきますようお願いいたします。

さて、開会以来、本日までの34日間にわたり御熱心に審議を賜り、適切な決定によりここに全議案を議了し閉会する運びとなりました。市長初め執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を尊重していただき、市勢発展向上のためにより一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（岡本 泰介君）**

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和2年第1回3月美作市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後8時22分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和2年3月25日

美作市議会議長 岡本 泰介

美作市議会副議長

※会議録調整前に死亡の為、署名不可能

会議録署名議員 岩崎 清治

会議録署名議員 岡野 鉄舟

そ の 他 資 料



一般質問【令和2年第1回（3月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1	9番 金谷のり子	1. 新型コロナウイルスとインフルエンザ予防	①新型コロナウイルスに関連した肺炎、インフルエンザの発生状況 ②県と市からのメッセージ等感染防止対策について	57
		2. 都市公園、美しい里山公園、更新伐事業について	美作市の都市公園、美しい里山公園は、5年間の事業で計画最終年度が終わろうとしています そこでおたずねします ①都市公園として、利用の目的は何を目指すのか ②市民の声をどのように集め計画したのか ③3月末での計画の達成状況、今年度予算と昨年度までの決算、コース等の整備、トイレ、ベンチ、案内板、維持管理費は ④都市公園の交付税について ⑤公園内の更新伐の箇所と状況、公園外での箇所と状況について	61
		3. 男女が共に平等で自分らしく暮らせる社会 男女共同参画社会について	①現在の男女共同参画プランの策定の目的と内容と27年度からの数値目標の進捗状況 ②自治振興協議会女性部の設立件数と、会則の目的、事業の内容	65
		4. 美作市と自立支援政策	①美作市と勝英自立支援協議会とのかかわりについて ②勝英自立支援協議会と美作市安蘇の県立北部高等技術専門校のかかわりについて	70
2	3番 岩崎清治	1. 地域医療看護学校の施設整備補助金について	①看護師養成所の新設補助金はあるのか無いのか事実 ②議会答弁の内容とその背景は何があるのか ③補助金断念の決定は誰がしたのか ④信頼関係が薄れた今後の議案提案をどう考えるか	75

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. 危機管理について	①豪雨災害の被害想定はどのようになっているのか (雨量、浸水程度、箇所数、避難者数、避難場所、災害備蓄品等) ②過去の災害の教訓で特に注意すべきは(減災の対策・告知放送等) ③安全・安心の施策の状況は(ハード・ソフト) ④水防法の改正と公共施設の整備は	84
		3. 集落機能について	①少子高齢化により集落機能が低下していると思うが現状は(高齢化率の最大、独居高齢者世帯数等) ②通院・買い物などの移動手段、ゴミ出し等の対応は ③生活道路の管理、冠婚葬祭、地区役員等の対応は	92
3	4番 岡野鉄舟	1. 美作市情報公開条例に基づく公文書の情報公開事務について	①審理員による審理手続き(第11条の2)を採用していない理由は何か ②美作市情報公開・個人情報保護審査会(以下、審査会という)の5人のメンバー(第14条第2項)の肩書は何か ③審査請求があった場合、実施期間は、速やかに審査会に諮問するとなっているが(第12条)、「速やか」とはどの程度の期間をさすのか ④審査会は、審査請求を受けて、どのくらいの期間以内に審査し、答申(第14条第1項)するのか	100
		2. 住民監査請求制度について	①制度における、 (1)「却下」、「棄却」、「勧告」の定義(意味) (2)其々の具体例について尋ねる ②「却下」は、何故、公表されていないのか	103
		3. 大阪滋慶学園に係る、補助金(1.5億円)の申請・交付事務について	①学園が、岡山県から施設整備補助金を平成29年度に受けるには、どのような手順を踏まなければならなかったのか ②看護学校の平成30年4月1日開校は、何時、どのように決められたのか	108

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
			③学園は、県から補助金（1.5億円）を受けられないことを何時知ったか ④美作市の学園に対する補助金（1.5億円）交付の「正当性」をどのように説明できるか	108
		4. 「美作市人口ビジョン」と「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について	「美作市人口ビジョン」について ①平成27年度から令和元年度までの5年間の検証（反省）内容 ②①の検証（反省）を踏まえた、次期ビジョン作成の視点「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について ①平成27年度から令和元年度までの5年間の検証（反省）内容（総事業費の地元発注の割合、投資効果、目的達成度等総合的な検証） ②①の検証（反省）を踏まえた、次期総合戦略作成の視点	113
		5. レジリエンス（しなやかに立ち直る力）の有る美作市の地域経済の実現について	①美作市の産業連関表、地域経済循環図を、どう分析しているか ②これらの分析により、地域のレジリエンス（しなやかに立ち直る力）の有る美作市の地域経済は、どのような施策を創れば実現できると思うか	117
4	15番 岩江正行	1. 滋慶学園、補助金、交付金不認定と法令遵守について	①行政監査、モニタリング 行政監査は、特定の事務又は事業について、法令等に従って適正に処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果をあげているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼として実施するものです（地方自治法第199条第2項（必要に応じ第7項））監査の結果について尋ねる ②監査の結果及び意見等で監査した限りにおいてはおおむね適正な事務処理がなされているとあるが不認定についての見解を尋ねる ③不認定になった補助金交付額1億4千7百72万円についての責任は誰にあるのか責任の所在を明らかにして下さい	123

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. 森林整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農林業の再生と未来像について 地元産木材の需要、消費拡大に向けての取組について (イ) 針葉樹、広葉樹の竹林の整備状況（間伐、枝打ち）</li> <li>②里山の再生と地球環境保全 美作市の考え方について尋ねる (イ) 森林機能の維持増進と防災対策、地球温暖化対策の強化について (ロ) 木材搬出後の作業道の整備に関する補助金、防災強化対策、インフラ整備について</li> <li>③地産地消 森林木材の知識を普及する為の取組について尋ねる (イ) 新たな木材利用の開発と研究</li> <li>④市有林の面積、年数、整備状況について尋ねる</li> </ul>	129
		3. 暮らし安心、公共料金設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日常生活において私たちは1人1日およそ240リットルの水を必要としています。市民の支払いのできる限度額について尋ねる (イ) シングルマザー、子育て支援 (ロ) 生活困窮者、弱者に対する支援</li> <li>②簡水と上水道の使用料金の格差についてはどのように是正するのか尋ねる</li> <li>③水道管施設の老朽化の現状について 改修するにあたり工事費用は総額どのくらいか市民負担についてはどのように考えているのか尋ねる（企業会計）</li> </ul>	136

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
5	12番 山本重行	1. 火葬場建設の取り組み状況について	①その後の火葬場の取り組み状況とその後の進捗状況について	142
		2. 美作市の防災条例・災害時業務継続計画制定について	①防災条例・災害時業務継続計画の必要性と取り組みについて	145
		3. 防災対策について	①災害時要配慮者の支援計画の内容について ②県の示したため池防災対策強化の内容と市のため池防災対策の取り組みについて ③河川監視カメラの設置状況と見える化の進捗状況について ④大還橋井堰の転倒堰化の進捗状況について	147
		4. 法の遵守と職務命令について	①滋慶学園の補助金をめぐる議会答弁と事実経過の相違の原因について	154
6	11番 萬代師一	1. 若者移住定住促進給付事業について	②日常の業務における法の遵守と職務命令の関係について ①事業内容について ②給付金額に見合う居住施設について ③高校生一人当たりの交付税算入見込み額について ④市内の高校生等への支援拡充について	161
		2. タクシー利用補助について	①1年間の社会実験の検証結果について ②「おかやま愛カード」の取得状況について	165
		3. 通学路の安全確保について	①安全対策の取り組みについて ②県管理道路の緊急点検の結果について ③キッズゾーンの取り組みについて	170
7	16番 日笠一成	1. 高齢化社会に対応した施策について	①高齢化社会に対応出来る看護・介護福祉等対策について	175
		2. 主要事業・案件の採択・不採択の経緯の可視化について（執行部内の決裁の流れ）	①案件毎の必要性等協議の経緯・決定・決裁等の記録保存について	178

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
8	10番 山本雅彦	1. もうもう工房跡地の活用と高速夜行バスについて	①跡地の活用の具体策について ②美作ICでの乗車についての取り組みはどうなっているか ③大原ICでの乗車についてはどうか	181
		2. JR姫新線・智頭急行鉄道の利用について	①JR佐用駅でのポイント設置についてJRとの協議の進捗状況はどうか ②智頭急行、大原駅の利用状況について	185
		3. 人工透析について	①市内の市立病院で対応することはできないか	188
		4. ため池について	①ため池の災害対策について ②浚渫が必要な個所について ③浚渫に対する支援策は	191
		5. 健診について	①市内の健診の受診状況について ②フレイル健診について	195
		6. ワクチン接種について	①ロタワクチン接種に向けての取り組みについて	197
9	6番 倉地重夫	1. 補聴器の購入に市の補助を	①加齢による難聴改善が、認知症予防の観点からも指摘されているが	202
		2. 下水道事業中期経営計画について	①平成27年8月に改訂版が出されているが、その進捗状況は	205
		3. 市の基幹産業である農業政策について	①2015年国勢調査による農家数の現状をどの様に捉えているのか	209
		4. 有料ゴミ袋の価格について	①近隣の市町村との価格の差を指摘されています	213

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
10	7番 重平直樹	1. 武蔵の里関連施設及び美作市愛の村パークの指定管理について	<p>①指定替えに伴う募集は、本年度、3回募集し、3回目を急遽募集を中止 現在は、4回目の募集である 過去3回の募集について、次のことを尋ねる  (1)募集日時(期間)  (2)募集形態  (3)指定管理期間  (4)指定管理料  (5)公募状況</p> <p>②3回目の募集を急に中止した理由は、何か</p> <p>③4回目の募集について、次のことを尋ねる  (1)募集日時(期間)  (2)募集形態  (3)指定管理期間  (4)指定管理料  (5)公募状況</p>	216
		2. 海外との交流事業等の投資効果について	<p>①ベトナムに関する、平成26年以降の年度ごとの  (1)事業(交流)内容  (2)事業費  (3)投資効果について尋ねる</p> <p>②平成28年度に実施した、兵庫、鳥取、岡山三県境インバウンド推進事業の  (1)事業内容  (2)事業費  (3)現在の効果について尋ねる</p> <p>③平成28年度に実施した欧州剣道大会と連携した、宮本武蔵ブランドによるシティプロモーション事業について  (1)事業内容(事業、訪問者、訪問国等)  (2)事業費  (3)現在における効果について尋ねる</p>	219

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		3. 地美恵の郷みまさかについて	①処理状況 ②美作市有害鳥獣減容化施設、ジビエ倍増モデル整備事業について尋ねる	223
1 1	17番 内海健次	1. 健康診断受診による市民の健康増進について	<p>早期には自覚症状が無く症状が現れた時にはすでに進行しているという病気は少なくありません。症状の無い病気を早期に発見するには、無症状のうちから定期的な健康診断を受けることが大切です。自らの健康を守るためにもまずは皆さん一人ひとりが自分自身のからだに向き合うことが予防の第一歩だと思います。昨年7月に厚生労働省が発表した日本人の平均寿命は女性87.32歳、男性81.25歳で、過去最高を更新し、一層の長寿化が予想されています。</p> <p>人間のからだは男女とも、年齢とともに体力や機能も衰え病気がちになりますが、近年の死亡原因は男女とものがんがトップになっており、がんを克服することは多くの人々の関心事です。</p> <p>そこで美作市民のがん検診に関する取り組みについて問う</p> <p>①美作市民のがんのり患割合と死亡割合の状況について ②がん検診受診率の状況について ③がん検診受診率向上への取り組みと課題について</p>	227
		2. 石綿を使う全建物、解体時対策義務化について	<p>2019.12.9、環境省の中央環境審議会はアスベストを使った全ての建物の解体や改修時に、事前調査といった飛散防止対策の義務付けを求める答申案をまとめた。石綿の除去漏れを防ぐため</p> <p>①解体業者に作業終了後の確認強化と発注者への報告について ②一定期間保存する期間について ③行政として対策推進について（リスクコミュニケーションを含む）</p>	229



通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1 2	8番 安藤 功	1. ベトナムとの今後の交流について	①イエンバイ省との覚書に関する調印式が行われたが、今後のベトナムとの交流、連携、協力について	231
		2. 諸問題を抱えるご世帯への支援について	①多問題世帯とも言われる世帯への支援策はどのようになっているか ②弱者と言われる高齢者や障がい者・児へ十分な対応ができてきているか ③ワンストップ窓口について ④買い物弱者への対応	238
		3. スクールガード、スクールガード・リーダーまた、子ども達の登下校の安全について	①市内の小中学校においてスクールガード、スクールガード・リーダーへの取り組みはどうなっているか ②登下校において、歩道・横断歩道・危険箇所など通学路の安全対策全般について	246
1 3	14番 鈴木悦子	1. 武蔵資料館の展示品について	①12月議会で質問しましたが、資料館内がどう変わりましたか ②展示品についての鑑定結果はどうだったのでしょうか ③鑑定結果を受けて資料館と観光をどのように連携させていこうと思われませんか	254
		2. 武蔵の里五輪坊の運営について	①今回指定管理の期間が1年間とされている理由について ②1年間の運営の取り組みについて ③1年後の五輪坊について、どのようにお考えなのか、また温浴施設についても何か計画があるのでしょうか	262
		3. 東栗倉地域の活性化について	①パークの現状と課題について ②豊かな自然を活かした観光誘致、誘客の取り組みについて	266

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1 4	13番 尾高誉久	1. 美作市の重要課題について	①今、美作市における最重要課題は何ですか	270
		2. 農業問題について	①農業センサスについて ②農業人口ピラミッドについて ③水田について ④転作の方向性について ⑤農地水・中山間事業について ⑥農業実習生について ⑦美作市として	274
1 5	5番 中山忠明	1. 美作斎場について	①建て替えの計画はあるのか	284
		2. もうもう工房跡地利用について	①今の状況と今後の予定	286
		3. 防災公園について	①規模と計画、現在の進捗状況	288
		4. 市内事業者の働き手人材不足について	①求人状況と課題 ②補助制度の周知と活用状況 ③本市として、今後の課題は何か	290
1 6	1番 青山 慶	1. 指定感染症感染拡大について	①指定感染症拡大防止について美作市で、どのような取り組みをしているか	293
		2. 市営住宅の募集について	①市営住宅入居者募集のタイミングは、どのようになっているか	299

代表質問【令和2年第1回（3月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1	公明党美作市議団 2番 和田広宣	1. 令和2年3月定例会市長所信表明 及び令和2年度主要政策について	①令和元年度補正予算と財政状況について ②令和2年度予算について ③まち・ひと・しごと総合戦略について ④防災減災について ⑤美しい里山公園の進捗状況と今後の都市公園展望について ⑥定住促進対策と人口動態について ⑦女性に優しい街づくりについて ⑧手話言語条例の制定と具体的な取り組みについて ⑨特別支援学校について ⑩GIGAスクール構想について ⑪幼児教育の充実について ⑫公民館・集会所の展開について ⑬外国人労働者との共生について ⑭ベトナム交流による成果と、今後に期待するもの ⑮交通弱者に対するタクシー補助事業について ⑯美作岡山道北部延伸の取り組みについて ⑰自動車急発進防止装置補助事業について ⑱第三の居場所づくりについて ⑲高齢者見守りシステム補助について ⑳東京オリンピック・パラリンピックについて ㉑新型コロナウイルス対策について ㉒新庁舎の建設について	38